大蔵省昭和財政史編集室編

昭和財政史　第二巻

—財政機関—

東洋経済新報社

はしがき

これは、昭和の初めから太平洋戦争の終るまでの、大蔵省その他の財政機関とそれが活動する法規的制度の歴史である。

大蔵省という名前がすでにそうであるように、日本の財政機関の源流はふるく、話は昔の制度につづくのであるが、明治・大正時代のことは、すでにそれぞれの財政史に詳しいから、本書にはのせられていない。しかし、多少はそのことを説かなくては話がはじまらないので、本書でも、章はそこから起されている。

これによると、大蔵省というのは、当時までに相当に大きい政府機関であり、各省でも特異の地位を占めていた。それは、本省のみではなく、大きな徴税機構と専売と造幣と国有財産の処理、会計の監査の機関とに分かれ、それらを合して堂々たる組織であった。そして予算の編成や執行や会計の立て方やについてなかなかめんどうな習慣が確立していたのである。

昭和に入ってから、日本は大きい恐慌をもった。それを克服するために政府はいろいろの策を施さねばならなかった。自然財政は膨張するとともに金融を統制する必要にせまられた。しかも、一方には世界の大勢に応ずる

ためには、金本位に還る必要すなわち財政緊縮の必要があった。このときさらに日本は軍備拡張にのり出さねばならぬという国家的要請がとくに軍部から強く出てきた。日本の財政がこのときほど大きな問題に当面し、自らの力をためさねばならぬときはなかった。すなわち震災、恐慌の跡始末、世界恐慌の対策が重畳するときに際して、年々膨大なる軍事予算の要求をどう取り扱うべきかの問題これである。この問題に当面して奮闘したものは誰よりも大蔵大臣井上準之助と高橋是清であった。そしてその意をうけて軍部と折衝したものは当時の主計局であった。この間において陸海軍当局と主計局当局との争と妥協はたくみにすすめられたのであるが、何といっても、軍部の統帥権の法的優越はついに打破する方法がなかった。したがって大蔵省の努力にもかかわらず、事実上においては軍部の予算が予算編成権の統一を常に害し、それによって軍部の政治的特権は強化した。

こういう困難な情勢の下に大蔵省は概して財政緊縮の方針をとったにかかわらず、右のような理由により、事実においては財政は拡大したので、増税の必要が自然に増大した。そして、減税の努力はつねに大きかったにかかわらず、増税の事実が起った。それで増税はむろん租税徴収に対する設備の強化をもたらした。たとえば、税務署のごときも昭和二年から十一年までのうちに七つが新設された。そして十一年末には税務署の数は三五二となった。それにもかかわらず、この間、税務署職員は六、一五六名から五、五九六名に減じた。その点、当局者の経費縮小に対する努力のしるしであろう。

一方、金融問題の処理、ことに震災と恐慌とによる金融の処理については、民間の協力を必要とするとともに政治上いろいろの困難な問題を処理しなければならなかった。そして、その処理についてはいろいろの委員会が設けられ、それは金融界と政治界の協力を得るように仕組まれた。たとえば、震災手形処理委員会、台湾銀行調査会、特別融通審査会、特別融通損失審査会、預金部資金運用委員会、外国為替管理委員会のごときそれである。これらすべての委員会にはそれぞれ金融界の有力者および政界の代表者が参加することになった。これにより、財政的金融行政については、金融界と政界の発言権が著しく増加したのである。これは、いうまでもなく、財政と大資本との接近のチャンネルとなった。

昭和年代の初めより、日華事変に至るまでの間における財政機関の変遷には以上のような特色をもつのであるが、なおこのほかにも重要なのは、外国為替の問題と国有財産の問題であった。そこで大蔵省においては、外国為替管理部と営繕管財局とが独立し、それぞれ大きい事務をもつことになった。いうまでもなく、外国為替管理部は金輸出禁止の問題にからみ為替の動揺がはなはだしく、また、輸出入についての政策が重要となったに応じて設置せられたものであるが、これはまた、日本の外国貿易に対する統制制度が一歩をすすめたことを示すものである。また営繕管財局は、日本の官庁が各省とも大規模となり、それに対して明治以来の官庁建物が手ぜまとなり、あるいは腐朽したので、新しい大国家にふさわしい役所のビルディングを作る必要にせまられたので、その事務を企画統一することが、政府の大きい事務となったのに応じて作られたものである。内務省、文部省、大蔵省を初め今日もわれわれの見る近代的な各省の大建築ができはじめたのはこの時代のことである。

さて、次に日華事変の時代において大蔵省はどうなったか。まず第一に予算権の分割的傾向が生じた。というのは満州国が成立して、各省ともに満州国との関係において予算を分取することに努力するとともに、それらの立案推進については軍部が主導権を握ろうとしたことを指摘しなくてはならぬ。第二にこの時代に企画院というものができ、それが国家的諸事業、ことに動員計画を担当するようになるにつれ、それが予算に対する発言権をも強く要求するようになったことを指摘したい。この二つの新傾向の結果として、予算権は大蔵省の握るべきものでなくして、内閣または企画院にあるべきものだという意見が台頭した、これは、近衛内閣の「政治新体制」の確立という課題として提出されたが、結局行政面ではこれは大蔵省と企画院との権限争となった。いろいろの案が出たにかかわらず、大蔵省はよく主計局を守り、そこが予算編成権を持つという基本は崩されないことを得たが、閣議決定と予算との関係においては、事実上大蔵省の予算の編成権は漸次に縮小されていった。このことは、議会における予算審議についても、政府とくに軍部の発言が強くなり、議会はいわゆる翼賛議会となったことと照応する。かくして日本の従来のなにほどかの民主主義、それによる予算編成の過程も、軍国主義による絶対的専制に漸次屈服した形となった。

こういう事情のもとにおいて準戦時的増税がたびたび行われるとともに徴税の事務は増加した。主税局には新税設定のための企画課、地方課がおかれた、各税務署管内には納税組合が作られた。そして昭和十七年には、徴税職員は実に九、七九五名に達した。

日華事変後日本の行政はこのように統制主義にのみ傾いたのであるから、金融においてもまた同主義が基調となった。生産力拡充、そのための金融統制というのが政府の一貫した方針となった。民間よりするいろいろの抵抗は時として強圧され、時として懐柔された。それらを行政事務とするため昭和十一年には理財局に金融課が、次いで翌年には臨時資金調整法なるものができて、ここに金融統制が本格化した。もちろんこれを実現するために臨時資金調整委員会なるものができ、ここでは金融の代表者と政府と政党と学識経験者との意見が徴せられることとなったが、それは表面上のことであり、それにもかかわらず、資金の軍事産業への動員は着々としてすすみ、それに応じて、全国の金融機関は政府のための公債発行の機関と化した。と同時に、政府はさらに、資金を一手に集める機関として事業会社を統制する必要にせまられ、漸次にそれを実行した。いわゆる会社経理統制これであって、昭和十四年にはその事務担当のために理財局には会社部ができ、次いで銀行局の権限もまた強化され、さきに設置された外国為替管理部は為替局となった。日本が軍備のための資材を多量に購入する必要から為替管理が必要となったからである。また、日華事変が長期化するにつれて政府資金の必要がなおも増加したので、国民に対して貯金の奨励を強化する必要が大きくなった。そこで政府はその運動を組織するために、国民貯蓄奨励局なるものを大蔵省内に設置した。また、それとほぼ前後して軍事燃料の必要にせまられ、政府はアルコールをも専売とすることにし、それらに応じて専売局の組織が改正拡大された。かくして日華事変はすなわち準戦時体制であり、準戦時体制はすなわち議会政治を有名無実とする新体制であった。この新体制は、軍部中心主

義の専制であった。この新体制のもとにおいて、大蔵省の権限は政治的に弱化され、その予算とその金融についての権限は実質的に制限された。しかし、大蔵省の行政事務はかえって急激に増加し、大蔵省は外延的にも内延的にも拡張されて行った。それで、新しい官吏は多数に採用され、また中堅の官僚は多数に企画院その他の内地の新設官庁ならびに満州その他外地に転出した。その反面、多数の民間人が外郭団体や委員会やにおいて大蔵省の仕事にたずさわるようになった。この二つにより大蔵省の伝統によってかたまっていた官僚組織は大いに混乱するに至った。しかし、大蔵省の中堅以上の人事はこれによって崩れず、またその行政的精神の伝統は必ずしも破壊されなかった。その意味ではこういう混乱にかかわらず、官僚主義そのものはその形をかえつつ、かえって強化されたといっていいであろう。

このような行政の激動は、いよいよ太平洋戦争となるに及んで、一つの確定的方向となるに至った。かんたんにいえばすべての行政が軍事化したのである。財政も金融もただそのための存在となったのである。

まず予算の編成であるが、その目標はますます欠乏する国家の財源をいかにして軍事一本に集中するかの一点に集中された。このためには、従来各省のもっていた政策はすべて放棄されねばならなかった。と同時に、軍事上の必要については国民の判断を聞く手数をも省くこととなった。かくて各省の予算要求に対する大蔵省の査定の制度は弱められ、予算の方針は閣議――それも少数の軍事関係の閣僚と大蔵大臣――閣議の決定によることとし、その編成の事務はほとんどすべて大蔵大臣、次官、主計局長、予算課長にまかされることとなった。そして彼らの決定は、すべて秘密になされ、いよいよ予算ができあがってから、それをいわゆる翼賛議会にかけ、議会はそれに対して翼賛の手をあげるという制度となった。いわゆる臨時軍事費特別会計なる軍事会計は長期年度にわたる一会計となり、その総額のみが議会の審議に付せられるだけとなった。その内容は国民にはわからないものとなった。ほぼ同様の主旨にもとづいて、徴税事務もまた集権主義となった。という意味は、民権を軽視して迅速果敢に徴税をするという方法が講ぜられたということである。政府はこのために、新しい行政に不慣れな多数の官吏を採用し、彼らに対しては、「皇国租税理念」なるものを与えた。その結果はいうまでもなく「苛斂誅求」であった。かくして昭和二十年五月には、徴税官吏はついに一一、一〇〇名に達した。

金融面における行政は予算および徴収に関するものよりもいっそう秘密主義と統制主義となった。というのは、すべての国民資金を動員しても軍事費の支弁には不足するので、政府は公債の形において日本銀行より多額の資金を借り入れ、日本銀行は紙幣の形において政府にそれを渡してインフレーションの勢いを作ったのであるが、このインフレーションを表面化しないために、いろいろの統制を加えねばならなかったからである。また、政府はあらゆる軍事産業に対して無理な要求をおしつける一方、それらの産業に対して計算を無視した保護奨励金を与えたからである。こういう二つの任務のほかに政府は中国をはじめアジアの各地に散在する軍隊に対してその所要資金を調達しなくてはならなかったが、その資金をそれぞれの国々の貨幣において調達する能力を政府は有せず、それらを日本の通貨で支払わなければならなかったからである。すなわち無い袖をふるために、政府

は実にいろいろの形の債務を作り出した。軍事債はもとより事業債、外国為替決済資金等々これである。これらの目的を達するために政府は日本銀行制度を改めてほぼ完全な政府機関とした。また金融統制会をおいて、あらゆる金融機関に統制の手をのべた。軍需会社法をおいてその資金の供給を政府自ら担当した。外資局をおいて外国における日本の決済を政府の事業とした。さらに国民貯蓄の奨励を強化するためにその当局の力を強化した。すべてこれらを通じて、すべての国民資金は軍事目的に役立つように仕組まれたのである。いうまでもなく、これによって大蔵省の官僚組織はその軍国化を完成したのであり、国民の富は、その生活の最低限をけずってまで国庫に集中され、そのすべては、全アジアを蔽うところの軍事行動を支えるために放出された。

しかし、この目的とこの目的に従属する組織とが完成し、それが、秘密主義、権力集中主義となるに従って、この目的の反作用、すなわち戦争の経済的惨禍は国民経済の面にあらわれてきた。いうまでもなく、それはインフレーションを通じてであり、また、軍事産業をのぞく一般産業の衰退を通じてであった。その結果はいうまでもなく国民の文化の衰退、栄養の不足、生産の不振であった。昭和十七年、十八年、十九年と、その現象は度を重ねて顕著となった。それにつれて、国民の消費物資は減少し、生活は窮迫した。そして彼らはなにほどかの貯金と国債とをタンスの中に所有していたが、それらは紙屑にすぎないものとなりつつあった。このとき、アメリカの飛行機がたびたび日本の本土を襲い、国民の家と軍需工場のほとんどすべてを焼き払った。

このとき大蔵省に残ったものは何か。いうまでもなく、ほとんど秘密であるところの一般および軍事費の予算書類、いつ決済されるかわからない膨大な国債とあらゆる国庫保証の債務、そしてそれらに関するいつ整理されるかわからない書類、その上に坐する膨大な財務行政機構これである。

このとき、終戦となった。

以上が本書に詳しく記述された財政機関の歴史の遠望である。この編は山村勝郎君が多年の研究を重ねた上で執筆したものである。

こういう問題について国民的観点に立ってこの歴史を書くならば、以上の過程において、ほんとうの責任者は誰か、またそれに対する国民的責任はどこにあるかを論じなくてはならぬ。しかし、本書は官庁の仕事であってそういうことを直接に目的とすることはできない。ただ、資料の正確と記述の公正を旨としたので、将来右のような歴史を書く歴史家にもなにかと参考となるであろう。

本書の筆者はまだ若いので、本書の構成や行文について青木得三先生、山口忠夫先生の教えをうけたところが多い。また、資料については、高楯俊先生にお世話になった。その他藤田博士、宇佐美、大島両教授にも親切な指導をうけた。ここに、筆者に代り、私からそれぞれお礼を申上げたい。

終戦は、大蔵省の組織や人事についても大改革をもたらした。それは、それを通じてどのような形となったか、そのうえに従来の伝統がいかに生き残ったか。すなわち、右のような戦時色がどの程度払拭されていかなる新しい民主主義制度がそれに代ったか。そういう問題は本書以後の歴史である。しかしその歴史の考察につい

はしがき

て、本書もなにほどか役立つかもしれない。

昭和三十一年（一九五六年）二月四日

大蔵省昭和財政史編集室

大内兵衛

目次

第一章　昭和初期から満州事変期末まで……一

第一節　昭和に至るまでの財政諸機関の沿革……一

一　大蔵本省の機構……一

二　徴税機関……四

1　内国税務行政機関……四

2　関税徴収機関……七

三　専売機関……一〇

四　造幣機関……一四

五　営繕および国有財産管理機関……一六

1　営繕機関……一六

2　国有財産管理機関……二〇

目　次

六　財政監督機関……二一
——会計検査院——
第二節　予算編成および施行機関……一四
一　主計局の機構……一四
1　予算の編成とその施行……一四
2　昭和初期における主計局の機構……一八
3　その後の機構拡充……二〇
二　軍部の予算要求と主計局……二一
第三節　徴税機関……二五
一　内国税務行政機関……二五
1　内国税務行政——賦課および徴収……二五
2　昭和初期における内国税務行政機関……二九
3　満州事変期末までの内国税務行政機関の変遷……四五
二　関税行政機関……五一
第四節　金融行政部局……五七
一　第一次大戦以降満州事変期末に至る金融行政上の大蔵省……五七
1　満州事変勃発まで……五八
2　満州事変勃発以降……六二
二　理財局と銀行局……六四
1　昭和初期における両局の管掌事務……六四
2　理財局地方債課の増置……六八
3　銀行検査制度と銀行局検査課の設置……六九
三　金融恐慌対策としての諸委員会……七一
1　震災手形処理委員会……七三
2　台湾銀行調査会……七七
3　特別融通審査会および特別融通損失審査会……八一
四　外国為替管理部の新設……八四
1　外国為替管理部の設置……八四
2　外国為替管理委員会および外貨評価委員会……八八
五　預金部……九一
1　預金部の改革……九一

2　預金部の設置……九三
3　預金部の拡充……九六
第五節　専売機関……九八
一　昭和初期における専売機関……九八
二　煙草元売捌制度廃止による専売局機構の改正……一〇二
第六節　造幣機関……一〇四
一　昭和初期における造幣機関……一〇四
二　その後の変遷……一〇五
1　貴金属製品の品位証明の開始……一〇五
2　満州事変期における造幣局……一〇六
第七節　営繕および国有財産管理機関……一〇八
一　昭和初期における営繕管財局……一〇八
二　営繕事業の統一と営繕管財局の事務拡張……一一一
三　印刷需品局の設置案……一一六
第八節　財政監督機関……一二一
——会計検査院——
一　会計検査院の機構……一二一
二　会計検査院の職権拡充案……一二五
1　会計事前監督制度と会計検査院機構の拡充……一二六
2　議員提出会計検査院法中改正案……一二九
第二章　日華事変期……一三三
第一節　予算編成および施行機関……一三三
一　国防予算とその編成過程の変化——主計局中心主義の変質……一三三
二　予算編成機構の改革問題……一四一
1　企画院の設立……一四三
2　主計局の内閣移管論議……一四八
第二節　徴税機関……一五四
一　増税と徴税機関の強化……一五四

二　内国税務行政機関……一五七
——主　税　局——
1　企画課の新設……一五七
2　地方税課の設置……一五八
3　土地および家屋の賃貸価格調査部局……一五九
三　地方徴税機関……一六〇
——税務監督局、税務署——
四　関税行政機関……一六一
1　貿易統制事務……一六二
2　税関の増設と職員……一六三
第三節　金融行政機関……一六四
一　日華事変期における金融統制の展開……一六四
二　資金統制の運用機構……一六七
1　金融課の新設……一六七
2　臨時資金調整法の制定とその運用機関……一六九
三　会社経理統制の機構……一七六

1　会社部の新設……一七七
2　地方部局……一七九
3　会社経理審査委員会……一八〇
四　対満支投資の増大と外事課……一八一
五　銀行局の状況……一八三
1　金融統制と銀行局……一八三
2　調査課の新設……一八六
3　庶民金融課の新設……一八七
六　預金部の機構改革……一八九
七　為替局の新設……一九三
1　為替統制の強化と為替局の新設……一九三
2　戦時為替管理への発展と為替局の拡充……一九五
八　国民貯蓄奨励局……二〇〇
1　貯蓄奨励運動の発足……二〇〇
2　貯蓄奨励の機構とその活動……二〇二
第四節　専売機関……二〇四

一　日華事変下の専売事業……二〇四
二　専売局の機構……二〇六
三　職員の状況……二一二
第五節　造幣機関……二一三
一　日華事変下の造幣事業……二一三
二　造幣局機構の膨張……二一五
三　職員の状況……二一八
第六節　営繕および国有財産管理機関……二一八
第七節　財政監督機関……二一九
——会計検査院——
第三章　太平洋戦争期……二二三
第一節　予算編成および施行機関……二二三
一　戦争目的に集中された予算と編成方法の改革……二二三
二　主計局における予算事務の集中……二二九
第二節　徴税機関……二三一
一　太平洋戦争下の増税と国民担税力の低下……二三二
二　内国税務行政機関……二三六
——主税局——
1　国税課と経理課の拡充……二三六
2　皇国租税精神調査課の設置案……二三七
3　その後の機構改正……二三八
三　地方徴税機関……二三八
——財務局および税務署——
1　財務局……二三八
2　税務署……二四六
四　納税施設の整備……二四八
1　日本銀行国税代理店制度……二四九
2　税務代理士法の制定……二五〇
3　納税施設法……二五二
五　関税行政機関……二五四
1　税関機構の改正……二五四

2　職員の状況……二五六
3　税関の閉鎖……二五七
六　税務職員の充実……二五八
1　税務講習所の開設……二五九
2　税務職員の状況……二六〇
第三節　金融行政機関……二六一
一　太平洋戦争下の金融政策……二六一
二　金融機構改革を通じての金融機関と行政機関との結合……二六六
1　日本銀行の改組……二六七
2　金融統制会による金融行政……二六八
三　軍需金融とその機構……二七二
1　企業整備に伴なう金融行政機構……二七三
2　軍需会社法の制定……二七五
四　金融行政機関の縮小——金融局の新設まで……二七九
1　理財局、会社部、資金局……二八〇
2　銀行局、監理局……二八一
3　金融局……二八二
五　「大東亜金融圏」確立のための外資局……二八四
1　外資局の新設……二八四
2　機構と所管事務の改正……二八六
六　国民貯蓄奨励局の拡充……二八七
第四節　専売機関……二九一
一　専売事業の軍事化……二九一
二　機構の改正……二九四
三　職員の減少……二九六
第五節　造幣機関……二九六
一　通貨の増発と造幣事業の状況……二九七
二　機構の改正——試金部の拡張——……二九九
三　工場の新設と空襲による被害……三〇二
四　職員の状況……三〇三
第六節　財政監督機関……三〇四
——会計検査院——

資料Ⅰ　法令

一　財政機関に関する法令……三一
(一)　官制……三一
(1)　大蔵省官制および同省内局官制……三一
(2)　大蔵省外局官制……三一
(3)　大蔵省以外の財政・金融行政関係諸官衙官制……三一
(4)　大蔵省所管委員会官制……三一
(5)　大蔵省所管外の財政・金融行政関係委員会官制……三一
(二)　戦時行政機構関係法令……三一
二　官制および分課規程……三一
(一)　大蔵省所管内局および外局……三一
(1)　大蔵省官制……三一
(2)　大蔵省分課規程（その一）……三一
(3)　大蔵省分課規程（その二）……三六
(4)　海外ニ於ケル財務処理ノ為大蔵省ニ臨時職員増置ノ件……四一
(5)　預金部官制（預金部資金局官制）……四一
(6)　預金部分課規程……四一
(7)　国民貯蓄奨励局官制……四一
(8)　国民貯蓄奨励局分課規程……四一
(9)　税務監督局官制……四一
(10)　税務監督局分課規程……四一
(11)　財務局官制……四一
(12)　財務局分課規程……四一
(13)　税務署官制……四一
(14)　税務署分課規程……四一
(15)　醸造試験所官制……四一
(16)　醸造試験所分課規程……四一
(17)　税務講習所官制……四一
(18)　税関官制……四一
(19)　税関分課規程……四一
(20)　専売局官制……四一
(21)　専売局分課規程……四一

(22) 造幣局官制……五〇二
(23) 造幣局分課規程……五〇三
(24) 営繕管財局官制……五〇六
(25) 営繕管財局分課規程……五〇七
(二) 大蔵省以外の財政・金融行政関係諸官衙……五一一
(1) 会計検査院法……五一一
(2) 会計検査院事務章程……五一六
(3) 企画院官制……五二〇
(4) 企画院事務分掌規程……五二五
(5) 軍需省官制……五三七
(6) 軍需省分課規程〔抄録〕……五四五

三　法令……五五一

(1) 臨時大蔵省ニ顧問ヲ置クノ件……五五一
(2) 臨時ニ大蔵省ニ財政顧問ヲ置クノ件……五五一
(3) 財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ軍需大臣ノ所管ニ属スル会社ノ経理統制令ノ施行ニ関スル事務ノ一部ヲ取扱ハシムル等ノ件……五五二
(4) 大蔵大臣ニ属スル許可認可等ノ職権ノ一部ヲ財務局長ヲシテ行ハシムルコトトスル等ノ為ノ大蔵大臣ノ職権ノ特例ニ関スル件……五五二
(5) 専売局ニ於ケル専売品以外ノ物品ノ製造ニ関スル件……五五三
(6) 造幣局ニ於ケル軍需品等ノ製造ニ関スル件……五五四
(7) 国家総動員法第十八条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職権ヲ行ハシムルコトニ関スル法律……五五四
(8) 行政簡素化臨時職員令……五五五
(9) 行政機構整備臨時職員令……五五六
(10) 戦時行政特例法……五五八
(11) 戦時行政職権特例……五五八

四　地方財務行政部局所在地等……五六一

(1) 税務監督局名称位置および管轄区域……五六一
(2) 財務局名称位置および管轄区域……五六一
(3) 税務署名称……五六三
(4) 税関管轄区域……五七一
(5) 税関支署名称および位置……五七二
(6) 税関監視署名称および位置……五八〇
(7) 税関出張所および税関支署出張所名称位置……五八七
(8) 地方専売局名称および位置……五九七

(9) 専売局製作所、研究所および試験場名称位置 …… 五九九
(10) 地方専売局工場名称位置 …… 六〇一
(11) 地方専売局支局名称および位置 …… 六〇四
(12) 地方専売局出張所名称 …… 六一〇
(13) 専売官吏派出所名称 …… 六二二

資料Ⅱ　大蔵省機構表（ならびに図解）（巻末）

Ⅱ「財政機関」編 正誤表

頁	行	誤	正
（本文）七三	最後の行	富田勇次郎	富田勇太郎
八八	九行目	昭和六年	昭和八年
一二八	最後の行	会計検査側	会計検査院側
二一五	六行目	製煉課	製錬課
二一七	図表	精錬課	製錬課
二一七	八行目	製煉課	製錬課
二三二	八行目	三億円	三倍
資料Ⅱ 6	上から九段	堀田善兵衛	堀切善兵衛
8	上から十五段	大竹虎男	大竹虎雄
12	上から十九段	阪田純夫	阪田純雄

Ⅱ「財政機関」編正誤表（追加）

頁	行	誤	正
資料Ⅱ 五八四	図表		昭和十三年一月（総数 五二） 長崎税関 紬島 宮崎県東臼杵郡 富島町 の次に 昭和十三年五月（総数 五三） 横浜税関（新設） 直江津 新潟県中頸城郡 直江津市 を加える
五八四	〃	「昭和十四年三月」の下（総数 五〇）	（総数 五一）
五八五	〃	「昭和十四年十一月」の下（総数 五〇）	（総数 五一）
五八五	〃	「昭和十五年二月」の下（総数 五〇）	（総数 五一）
五八五	〃	「昭和十五年六月」の下（総数 四九）	（総数 五〇）
五八六	〃	「昭和十五年七月」の下（総数 四八）	（総数 四九）
五八六	〃	「昭和十六年七月」の下（総数 四八）	（総数 四九）
資料Ⅱ 8 年次 4		荒川誠一郎	荒井誠一郎

財政機関

第一章　昭和初期から満州事変期末まで

第一節　昭和に至るまでの財政諸機関の沿革

一　大蔵本省の機構

明治新政府が明治四年「廃藩置県」を施行したことによって、わが国は全国的統一国家としての道を歩むことになったが、これ以来統一国家の行政機構は、軍事、警察、財政、商工行政の各方面にわたって、しだいに整備されていった。

この行政機構に、近代国家とくにプロシャの行政組織形態を導き入れて、各行政機関が執行する国家機能の分担を明確にしたのは、明治十八年の内閣制度樹立に引き続いて施行された各省官制通則（明治十九年二月）と、各省別の官制であった。

内閣制度は、従来太政官制において太政官に直属していた各行政機関の長官を、直接に各行政部門について最高の権限を持つものとし、行政長官は合議制による内閣をつくり、総理大臣は同僚中の首相としてこれを統轄す

る役割を果すことになった。そして、この内閣の下に、外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の各省が設置された。

これまで明治政府が、中央財政機関として設けた諸機関は、単に財務行政を執行したにとどまらず、内務、外務、農商務、逓信の各行政をもあわせて分担するものであったが、明治十九年二月の大蔵省官制は、大蔵省をもっぱら財務行政を管掌する行政機関とする点が明確となり、その組織の基礎が確立した。すなわち右の官制によれば、大蔵大臣の管掌事務は、歳入、歳出、租税、国債、造幣、銀行に関する行政事務と、地方財務の監督であり、この事務を施行するために、大蔵省に主計、主税、関税、出納、国債、金庫、銀行、預金、記録の九局と各省共通の大臣官房、総務、会計の合計一房十一局が設けられた。

新機構を確立した大蔵省は、当初一房十一局という膨大な部局を持っていたが、明治三十一年までに、国債、出納、金庫、預金、銀行の各局が廃止され、主計、主税、理財の三局に整理された。各局内の課も、十九年当時には、主計局に九課もあったが、三十年四月の組織では、予算決算課と司計課の二課となっている。主税局でも十九年に十課あったものが、三十年には四課に整理された。かくて主計局では予算および決算の作成、主税局では徴税行政、理財局では国債事務と国庫金の出納を分掌するという主要な組織が完成したのである。すなわち大蔵本省は、予算の編成からその施行、税務行政、財政資金の運用、決算の調整に至るまでの財務行政の事務を執行する行政機関となった。そして明治初期には本省内に包括されていた造幣、専売、印刷等の国家財政を直接補充する政府事業は、本省から分化して本省に付属する外局の司掌するところとなった。

以上のごとく、明治年代における大蔵省の主要な機能は、財務行政の分野に限られていたが、日本の経済における金融機関の発達は、大蔵省の機能をもようやく変化せしめた。すなわち大蔵省が受け持っていた金融機関に対する監督行政は、従来特別および普通銀行に対するもののみであったのが、明治三十八年三月には、担保付社債信託法の公布に伴ない、信託に関する事務が本省の所管に加えられたのを初めとして、大正四年七月には無尽に関する事務が、大正七年四月には有価証券割賦販売に関する事務が、あいついで本省の所管に属した。こうして、当初銀行行政を管掌する部局は銀行課であったが――明治三十年から理財局に属し、大正二年に官房に移管された――、各種金融機関の発達と金融業者の増加に伴なって、銀行課の銀行行政事務は増加し、大正五年、銀行課は銀行局に昇格した。

これ以来、官房、主計、主税、理財、銀行の一房四局が大蔵省機構の基幹となった。大正十一年六月、加藤友三郎内閣が成立して以来、昭和に至るまで、たびたび主唱された行政整理によって、各局内部の課は縮小され、職員は減少したが、基本的機構とこれらの部局が行う行政機能には変更がなく、昭和に至ったのである。

こうして、昭和初期における大蔵大臣の管掌事務は、「政府の財務を総轄し、会計、出納、租税、国債、貨幣、預金、保管金、政府の所有又は保管に係る有価証券、銀行、信託、無尽及有価証券割賦販売に関する事務を管理し、北海道地方費府県市町村及公共組合の財務を監督する」ものと規定され、大蔵省は、官房、主計、主

税、理財、銀行の一房四局と、大正十四年に独立して一部をなした預金部とからなっていた。

二　徴税機関

1　内国税務行政機関

わが国の税務行政が、地方行政機関と離れた別系統の機関を持つことになったのは、明治二十九年に税務管理局が設置されたときからである。これ以前の税務行政は、中央では大蔵本省が管掌していたが、地方では、府県市町村の地方行政庁に収税部もしくは収税課が設けられ、ここで地方行政とあわせて徴税事務が取り扱われていた。しかし、明治二十九年十月の税務管理局および税務署の設置によって、初めて大蔵省直属の徴税機関ができたわけである。

税務管理局は、全国の主要都市二十三ヵ所に置かれ、管理局管内に税務署が配置された。税務管理局および税務署は、直接に国税の徴収を担当するものであった。またこれと並んで市町村は地方行政庁ではあったが、従前のように国税徴収法の規定するところにより、地租および勅令をもって指定された国税の徴収事務を担当した。その後、徴税機関はさらに組織替され、明治三十五年十一月には、税務管理局は廃止され、これにかわって税務監督局および税務署が設けられた。税務監督局は、設置当初全国十八ヵ所に置かれたが、その機能は単に国税の徴収に関する行政を監督するだけであって、直接に国税を賦課しこれを徴収する機関は税務署のみに限られた。

かくて、国税の徴収に当る機関は、監督機関と執行機関とに区別されたが、この制度は、第一には国民から国税を徴収する事務を、国民に直接に接触する税務署のみが取り扱うことによって、事務の重複を避け簡捷化を図ること、第二には税務監督局がその指揮命令によって税務署の執行する徴税事務を、事前に監督し、また監督官の提案、検閲等の方法で徴税成績を厳格に調査し、これによって中央の意向を地方に具体化させること、脱税を防止すること等の諸点、要するに税務行政の弾力性と、いっそう周到な組織化を図ることを目的として採用されたものである。

右のごとく、明治三十五年に至り、監督機関として税務監督局、執行機関としての税務署、徴税補助機関としての市町村という基本的な組織が確立した。

なお、北海道、沖縄県、小笠原諸島および伊豆七島では、大正年代に至るまで町村制が施行されなかったため、税務監督局、税務署は設置されていたが、徴税の補助機関としては、戸長（北海道）、郡、区間切番所、村屋等の封建制時代の行政機関（沖縄）、村の名主（伊豆七島）、等が充てられていた。北海道には大正十一年、沖縄県には大正十年、それぞれ市町村制が完全に施行され、内地と同一の徴税機関を持つに至ったが、大島および八丈島以外の伊豆七島には、依然として市町村制はしかれず、地役人、村の名主が直接租税の徴収に当っていた。これらのわずかな地域を除いては、右の組織が明治以降、わが徴税機構の根幹となったのである。

税務監督局が最初に設けられた都市は、札幌、東京、京都、大阪、横浜、神戸、長崎、長野、宇都宮、名古

屋、仙台、秋田、金沢、松江、広島、丸亀、熊本、鹿児島の十八都市であったが、その後行政整理のたびごとに、合併または廃止された。十八局中、明治四十一年には横浜、神戸、長崎、金沢、松江の五局が廃止され、大正二年には京都、秋田、宇都宮、長野、鹿児島の五局、同十三年には丸亀が廃止された結果、昭和初期には七局となった。各税務監督局管轄区域内に設けられた税務署も、明治三十五年には五百十三署を数えたが、税務監督局の廃止に伴なって、税務署数も減少していった。明治四十二年には四百署、大正二年には三百八十署となり、大正十五年までには三百四十五署に減少した。このように地方の徴税機関が明治末年から大正年代にかけて縮小したのは、わが国の財政整理がただちに行政整理に結びつき、徴税機関の機構を縮小し、税務官吏を減員することによって、徴税費の節減をねらった結果であるが、税務監督局および税務署は大蔵大臣が直接に管理し、命令しうるほとんど唯一の地方機関であった。前に述べたように、明治年代には、大蔵大臣および大蔵省の機能は、主として財務行政に限られ、この下級機関たる税務監督局および税務署も、徴税事務を主要なものとしていた。しかし日本資本主義経済の発展に伴なって、金融機関が発達し、預金の集中、産業の銀行資本への依存というような体制が支配的になると、大蔵大臣が直接に管掌する行政事務は、財務、税務にわたる財務行政のみならず、金融機関に対する監督行政を加え、大蔵省の機能は財政金融の分野に拡張するに至った。さらに、大蔵省が外局あるいは特設の機関を設けて、間接的に司掌する事務も増加した。こうした事務は、中央、地方を通ずる全国的規模で行われるものが多かったから、地方機関も必要とされるわけである。そこで、従来税務行政事務のみを担当していた税務監督局および税務署は、税務行政以外の大蔵省所管事務を担当することになった。

大正十一年、国有財産法の施行によって、税務監督局および税務署が雑種財産の管理および処分に関する事務を新たに取り扱うことになったが、これ以後、税務監督局および税務署には、税務行政事務以外の財政、金融に関する事務が加えられ、後には、税務監督局は財務局に発展したのである。

2　関税徴収機関

イ　税　関

わが国に初めて関税を徴収する専門的機関が設けられたのは、安政年間のことであった。徳川幕府は、先進資本主義諸国に開港を迫られて、対外貿易を行わざるをえなくなり、安政五年六月、アメリカを初めオランダ、ロシア、イギリス、フランスなどの諸国と通商条約を締結した。この条約によってすでに開港していた下田、函館のほかに、神奈川、長崎、新潟、兵庫を開港し、江戸、大阪の両市を開くことを約束した。そこで、まず長崎、横浜、函館、兵庫、大阪の五港を開港場として貿易を開始し、長崎、横浜、函館、兵庫の四港に運上所をおいて、関税の賦課、徴収の事務を行った。これが関税徴収機関設置の初めである。明治初年に至って、運上所は大阪、新潟にも設置され、その後各港の運上所は、すべて明治五年以降税関という名称に統合された。これらの税関は、最初外務省の所管であったが、明治四年八月、大蔵省の所管に移され、租税寮の管轄下に入った。明治十年、大蔵省に関税局が設置されるに及んで、関税局が直接に管轄し、明治十七年以降は主税局の主管に属するこ

どとなった。

この間、税関の機構も制度も急速に整備充実せられ、明治十九年には、大蔵省官制と同時に制定された「税関官制」が明確に税関の組織と管掌事務を規定して、関税徴収の機構の基礎が確立したのである。新たに制定された税関官制（明治十九年三月二十六日勅令第七号）によれば、各税関は大蔵大臣の管理の下に、海関税および諸収入のことを掌るものと定められた。その機構は、明治七年の各港税関職制章程では、検査、収税、倉庫、諸税、監吏の五課であったが、右の税関官制では、検査、鑑定、収税、倉庫、監視、文書、製表、会計の八課に拡充された。その後、各税関内部の組織は、税関業務の増加拡張に伴なって、次々に改正されたが、明治三十二年には条約改正が成功して、わが国は自主的な関税行政を実施すべき段階となり、これを契機として関税制度に大きな変革がもたらされ、税関は活発な活動を始めることとなった。それに伴なって内部組織も、税関長官房、監視部、鑑査課、検査課、鑑定課、徴収課、貨物課、庶務課の一房一部六課制度をとり、その管掌事務に初めて「関税、噸税及税関諸収入に関する事項」が含まれたのである。

右のごとく明治三十二年に税関組織の根本が確立したのであるが、その後大正十三年十二月に至り、それまで内務大臣の管轄に属していた府県港務部ならびに農商務大臣の管轄に属していた植物検査所の事務をすべて税関に移管し、ここに税関は関税徴収事務とあわせて、港湾行政を管掌する機関となった。

ロ　税関支庁

上述のごとく、明治初年に開港された港は、函館、横浜、新潟、兵庫、大阪および長崎の六港であったが、その後わが国における対外貿易の発展によって、右六港のみでは不足し、朝鮮との貿易を盛んにするために特別貿易港が、輸出増進を図るために特別輸出港が指定され、いずれも貿易港として活発な機能を発揮した。ついで明治二十九年には、勅令によって開港外貿易港を定めることとなり、三十一年までに博多はじめ十港が開港外貿易港と定められた。これら諸港が完全な開港場となったのは、明治三十二年の新関税法が施行されたときである。また、それ以前においても、貿易の伸長に伴なって、輸出入品の検査および通関事務は急速に増加していた。そこで、これら六開港場以外の各港に、あいついで税関出張所が設置された。この税関出張所は、明治二十六年十月、税関官制が改正されたとき、初めて名称と位置が勅令（官制）によって定められて、全国十五ヵ所に設置されることになった（二十七年、二十九年両次の改正により、さらに五ヵ所を増置）。その後明治三十年には税関出張所は税関支署と改められ、六開港場に設置された税関本庁の事務の一部を掌理した。勅令で指定された税関支署は、二十一港に置かれたが、貿易の発達とともにその他の小港にも増置され、大正末年までに合計三十五港に置かれるに至った。

税関および税関支署は関税徴収の主要な機関であったが、なお必要とされる地に税関出張所または税関支署出張所、全国各地に税関監視署が設けられた。出張所は開港場に近い鉄道の停車場に置かれ、輸出入貨物の輸送に関する連絡に利便を与える役割を持った。また監視署は税関の業務中とくに関税警察、および犯則処分に関する

事務を分担するものである。監視署は、明治二十六年には各税関管轄区域内四十ヵ所に設置されていたが、その後毎年増置され、明治末年には四十八ヵ所となり、大正年代にはさらに増加して、同末年には五十一ヵ所となった。

三　専売機関

葉煙草専売法が施行され、政府が葉煙草の専売権を持つに至ったのは、明治二十九年三月であった。当時の専売事業は、葉煙草耕作者から一定の賠償金をもって葉煙草を買い上げ、これを定価によって煙草製造人または葉煙草売買者に売り渡すことであった。この専売事業を担当したのは大蔵省主税局調査課で、この課は葉煙草専売法施行と同時に、明治二十九年四月創設された。この調査課において専売制度の準備が行われ、のち調査課は葉煙草専売課と名称を改められた。一方、専売の地方機関として、明治三十年四月、葉煙草専売所を主税局の管轄下に設置した。翌三十一年十一月、本省から独立した中央専売機関として専売局が設置され、これとともに、これまで専売事業を統轄していた主税局葉煙草専売課は廃止された。また、従来主税局の下にあった葉煙草専売所は専売支局と改称され、専売局の管轄に属する地方専売機関となった。

当時のわが国の経済政策の核心はいわゆる富国強兵であり、日清戦後の国策といわれた軍備の増強、鉄道通信事業の整備、教育制度の拡充、植民地の経営が行われ、財政の規模が年々大きくなっていった。このため、歳入を補塡するものとして、公債の発行のほか、当然増税措置がとられた。この傾向は、日露戦争において財政の支出が膨大となるに及び、ますます顕著となった。そこで、財源として煙草の製造専売が考えられるようになった。一方、葉煙草専売制度には多くの欠陥があった。専売による収益は、年々予算を下回るばかりでなく、多数の無許可耕作、密売等の犯則があり、脱税も非常に多かった。これを改めるには、葉煙草の収納から製造販売および輸出入に至る一切を政府の独占事業にするほかはなかったのである。こうして、明治三十七年煙草専売法が施行されるに至った。この改正と同時に、従来の専売局および専売支局は、それぞれ煙草専売局および葉煙草収納所と改称され、そのほか新たに煙草製造所を設置した。煙草専売局は、従来の専売局の機構を拡大し、専売事業に関する一切の事務を主管するとともに、葉煙草収納所が、全国の地方二十ヵ所に置かれ、煙草の耕作、検査、査定、収納等に関する事務を取り扱い、その下にはまた出張所が置かれた。これとともに五ヵ所に設置された煙草製造所では煙草の製造を主とし、製造煙草の販売および輸出入をも分担した。こうして、煙草に関しては専売制度は最も完備されたものとなり、煙草専売局付属機関が次々とつくられていった。煙草専売局は、第一次事業として紙巻煙草の製造販売を開始し、その製造煙草を各地の煙草元売捌人に売り渡すために、三十七年七月全国十一ヵ所に煙草蔵置所を置いた。翌三十八年から第二次事業として刻煙草の製造と販売を開始したが、このために煙草製造所を三十二ヵ所増置し、それに数十の分工場を付設した。右のごとく拡張された地方付属機関は、その後行政整理に伴なって廃合され、三十九年までには、蔵置所が廃止されて煙草販売所となり、結局、煙

草収納所十五カ所、煙草製造所二十七カ所、煙草販売所十四カ所に整理された。

わが国の専売事業は、最初煙草だけであったが、その後明治三十六年、内地の樟脳の生産額が急速に増加し、市場において台湾の樟脳と競争するに至ったため、新たに樟脳が専売事業に入り、さらに三十八年、日露戦争の勃発によって著しく膨張した国家財政の財源を供給するために、塩が専売事業に入れられた。これらの専売品は、それぞれ別々の機関で扱われてきた。すなわち、樟脳の専売を担当する機関には大蔵省の主税局があたり、その地方機関として樟脳事務局が設けられた。塩に関しては、明治三十八年三月、その専売事務を主税局で統轄し、その地方機関として塩務局が設置された。

こうして、煙草専売局、樟脳事務局および塩務局は、明治四十年に至るまで相並んで存置されていた。しかしこれら三機関が互に独立に設置されていては、専売事業の統一がとれず、その行政事務も複雑となるので、三専売機関の統一が望まれてきた。さらに、新しく専売品となった塩および樟脳の専売施行機関は、はなはだ不備であった。樟脳事務局も塩務局も、官制上の機構は整っていたが、実際に設備が作られたのは、前者は二局、後者は六局にすぎず、その他の局では税務監督局の設備を利用していた。とくに塩の需要が増加するにつれて、その販売網を改善、拡充することを民間から要望され、また、機構の不整備は専売事業そのものの成否にもかかわることであった。そこで、三専売事業中、収納、製造、販売の各部門にわたって最も完備していた煙草専売局の組織と機構の中に、他の二つの専売機関を吸収し、ここに、三つの専売事業は一つの中央機関で統一的に管掌されることとなった。

かくして、明治四十年九月、専売局官制が制定され、同時に煙草専売局、塩務局、樟脳事務局は廃止された。この時整備された専売局の組織が、これ以後のわが国専売機関の根幹となったわけである。

明治四十年十月には、中央の専売局は、長官官房、収納部、販売部、製造部、計理部の一房四部から成り、地方には収納所二十二、製造所二十八、販売所十九が置かれた。その後、中央の専売局の根幹的組織は変更なかったが、地方機関は整理されていった。明治四十二年四月には、収納所と販売所は併合されて専売支局となり、全国二十一カ所に設置された。さらに大正二年には、製造所も専売支局に吸収され、その専売支局は、中央と同様に、三専売品の収納から製造、販売に至るすべての事務を担当することになり、同十年にはまた専売支局は地方専売局と改称された。大正時代を通じて、煙草、塩、樟脳の生産技術が発達し、高度な生産技術を専門的に研究し、輸入することが必要となり、専売機関のうち、管理部門から技術部門が独立していった。大正十年には、東京に中央研究所が設けられ、翌十一年には板橋製作所がつくられた。

右のごとき変遷を通じて、大正十三年二月に新たに整理された専売局は、中央の専売局の下に地方専売局が全国二十一カ所に置かれ、これと並んで、中央研究所、試験場、製作所があり、各地方専売局の管理下にまた出張所、専売工場、官吏派出所を置くという機構であった。この機構が昭和年代に引き継がれたものである。

四　造幣機関

明治新政府が政権をとり、統一国家を建設しようとしたときは、わが国の幣制は極度に乱れていた。金銀貨幣の品質は粗雑で、規格は各地方によって区々であった。そこで画一的な幣制を確立し、純良な貨幣を製造する必要を痛感し、造幣官署を政府部内に設けることに着手した。当初、貨幣の製造は、徳川幕府以来存続していた金銀銭座が当っていたが、新政府は、まず維新の内乱を鎮定するために多額の軍費を必要としたので、金銀銭座とともに、会計官の中に貨幣司を置いて、当面の需要を満たしていた。しかし、ここで製造される貨幣は劣悪であって、幣制はますます紊乱したので、いっそう組織的な造幣機関を必要とした。明治二年二月、貨幣司にかわって、太政官中に設けられた造幣局は、こうした要求からつくられたものであった[1]。

(1)『造幣局八十年史』によれば、その設置場所については、当時東京よりも大阪が首府に選ばれそうな情勢にあったので、大阪が選ばれ、敷地としては、水利に富み、かつ土地の広い所を選ぶように勧告した上野景範の書面に従って、現在の地（大阪市北区新川崎町一）を選定した。

明治二年七月、造幣局は名称を造幣寮と改め、大蔵省に所属し、本省内の一部局となった。さらに明治十年、ふたたび造幣局と改称され、貨幣の鋳造を任務とした[1]。

(1)　造幣局で製造されるものは、貨幣のうちの硬貨のみであり、紙幣は明治初年には紙幣寮で、その後印刷局で製造された。

右の機関は特別な建物と設備を持ち、貨幣製造とともに、これに必要な硫酸製造およびソーダ製造事業、輸送業務等を行なっていたが、まだ規模も小さく、内部の組織も系統的に整備されていなかった。しかし明治十九年、わが行政機構が全般的に組織化され、大蔵本省の機構が官制上明確にされると同時に、造幣局の組織と同局の担当する事業が定められた。

明治十九年四月、造幣局官制が初めて制定された。これによれば、造幣局は大蔵省の管理に属し、貨幣鋳造のことを掌るものとした。ここに初めて造幣局は大蔵省の外局として、その付属機関となったのである。同局の内部には、総務部、会計部、第一部（地金）、第二部（鋳造）、第三部（銅貨鋳造）、第四部（機械、瓦斯、骸炭）および第五部（精製分析）の七部が置かれた。

当初、造幣局の行う事業は、貨幣の鋳造とその付帯作業のみであったが、明治二十年には賞牌製造が加えられ、同二十三年には旧貨幣の鋳潰、金銀地金の精製分析、鉱物の試験も新たな事業となり、日清、日露両戦役を通じてこれら事業の発展を促し、四十三年には、従軍記章その他記章および極印の製造が新たに加えられたほか、事業はすべての部門にわたって大規模に膨張した。

造幣局の機構も、これに伴なって次第に拡張された。設置当初七つの小さな部が置かれていたのを、翌二十年に総務部、会計部、鋳造部、試金所および精練所の三部二所に整理され、二十六年十一月の改正で、総務部、鋳

造部、試金部の三部が置かれ、総務部には文書、庶務、地金、用度の四課、鋳造部に鎔解、伸延、極印、鎔銅、彫刻、製作の六場および極印、伸延の二分室、試金部には試験、精製、精練の三場が付属した。この組織は、それまでの各作業場を系統的に統合したものであって、これがその後の造幣局機構の根幹となったのである。

第一次世界大戦は造幣事業に異常な活況を与え、造幣局が行う各事業の量は、非常に増加したが、戦後に至り産業界は不況を続け、補助貨幣の需要の減少等が原因となって、造幣事業は沈滞をきたした。それに加えるに、大正年代を通じて各官庁の行政整理が実施され、これは造幣局にも及び、これまでの総務、鋳造、試金の三部のうち、試金部が廃止され鋳造部に併合されて、二部制となった。

かくて、造幣事業の不振と造幣局の縮小という状態のまま、昭和年代に入ったのである。

五　営繕および国有財産管理機関

1　営繕機関

官庁建造物の営繕工事とその事務は、明治初期には、各省所管建造物の営繕を統轄する機関を持っていた。この機関（営繕司、営繕寮、営繕課、営繕局等）は、当初大蔵省が管掌したが、明治七年一月には工部省に移管され、ついで十八年工部省が廃止されるとともに、内務省土木局に移管された。

その後明治十九年二月、議院建築が必要となり、その工事を専門的に管掌する臨時建築局が内閣直属の下に設置されたが、同局の設置とともに、各省所管建造物の営繕事務もここに吸収された。しかし、同局が実際に実施した工事は、仮議院の建築とその他一部の官庁建物の建築のみであった。しかも、同局は二十三年に至って廃止され、ここに官庁建造物の営繕工事と事務を統一的に司掌する機関は消滅したのである。それ以来、大正末年に至るまで、営繕事務は各省がそれぞれ個別的に主管し、建築物の様式、経理、工事請負の方法、それを管理する機関等のあらゆる制度は、各省により区々に採用されたのであった。

以上のごとく、各省はその省内に営繕事務を管掌する部局をつくっていたが、そのうちで最も組織的であり、かつ大正十四年、営繕事業の統一にあたって、主体的な機関となったのは、大蔵省に付属して設置された部局である。大蔵省内では官房または総務局に営繕課を設けて、同省所管の営繕事務を管掌していたが、この課のほかに臨時的な必要に応じて、特別な機関を設けた。すなわち、明治三十二年五月、横浜税関の埋立工事にあたって、大蔵大臣の管理のもとに臨時税関工事部が設けられ、さらに三十八年十月に至って、大蔵省臨時建築部が設置され、同部は煙草、塩の専売事務を行う官衙の建築を受け持ち、また臨時税関工事部を合併した。その後臨時建築部の機能は拡大されて、その工事は神戸税関、海陸運輸連絡設備の工事、東京衛生試験所、内閣所属庁舎および倉庫の新営にも及んだ。そして大正二年になると、大蔵本省の大臣官房に臨時建築課を設け、臨時建築部の担当事務を引き継いだ。臨時建築課は、専売に関する建築事務、税関設備、横浜港維持に関する工事等を管掌したが、その他に国勢院および臨時国勢調査局の庁舎および倉庫その他の建造物の新営、中央諸官衙建築の調査に

もその管掌範囲を広げた。このほか、大正七年には、議院建築のために、大蔵省の外局として臨時議院建築局が設けられ、同十二年には震災によって滅失または破損した各省所管の庁舎その他の建造物の仮建築および修理に関する事務を掌るために、臨時営繕局が設置された。

右のように、大蔵省所管の諸機関は、すべて臨時的な性質を有するもので、一つの工事が終るとその機関は廃止され、また次の機会に別の機関が設けられた。

しかし、各省間の営繕事務の不統一は、経費の節約という面からも、行政事務の面からも種々の欠陥があった。そこで営繕事業の統一案は、すでに明治三十五年の政務調査会で審議され、各官庁の用度物品の購入および保管をも統一して、これに営繕事業をあわせて掌理する機関――営繕局――を設置することが問題となった。一方、議会では第二十三回帝国議会において、営繕事業統一に関する建議案を可決した[1]。また、この問題は行政整理による官庁機構の廃合のたびごとに議題に上った。しかしながら、各省固有の営繕工事の範囲は広く、営繕事業統一は容易に実現されなかったのである。

(1) 大蔵省昭和財政史編集室所蔵資料によれば、営繕局設置案は、明治三十五年および明治四十五年の両度にわたって省議で検討されているが、明治四十五年の営繕局案は、設置の必要を次のごとく述べている。

「我国諸般の制度は、近時国運の発展に伴ひ、尚之か改善を要すへきものなきにあらす、則ち建築事業、用度物品及官有財産の如きも、之を一部局に統一管掌せしむるは、最も刻下の時運に適応せるものなることを信す、現に外国に於ても此制度を採りて、其の利益を認むるもの多く、本邦に於ても建築事業の統一に関しては、已に明治三十五年政務調査会の議に付せられ、又衆議院は第二十三回帝国議会に於て営繕事業統一に関する建議案として、各省の新営及修繕に関する事務を各其の省に分掌処理せしむるは、財政上徒らに経費の冗多を来たすのみならす、行政の組織上其の宜きを得たるものにあらす、故に之を改正し、其の事務を統一するの至当なるを認む、仍て政府は速に之に関する制度を定められんことを望む旨の提議を為し、之を可決せり。〔後略〕」（句点筆者）

ところが、大正十二年九月、たまたま関東一円は大震災に襲われ、そのために官庁の建造物は大損害を受けた。そこで建造物復旧の必要に迫られ、中央諸官衙の改築も要請された。これを契機として、従来からの懸案であった営繕事業の統一は、急速に実現することとなった。当初の案では、各省における営繕工事および各官庁の庁中用品の調弁を、原則として一機関に統一し、これに国有財産の管理事務を併合する案[1]であったが、官庁用品の購入の統一は実現せず、大正十四年五月、大蔵大臣の管理のもとに営繕管財局が設置され、従来の大蔵大臣官房臨時建築課および臨時議院建築局を廃止して、その事務は営繕管財局に引き継がれた。営繕管財局は、全国にわたる各省の営繕事務を統一して司掌するまでに至らなかったが、その取り扱う工事と事務は、議院の建築その他一般会計の支弁に属する大蔵省所管の建造物ならびに東京府または神奈川県において施行する各省所管の建造物の営繕事務と、これに国有財産の総轄事務および雑種財産の管理処分に関する事務とされた。しかし、ともかく営繕管財局の設置によって、恒常的、統一的な営繕事務および国有財産の管理事務を担当する中央機関ができ

たのである。

(1) 大正十三年に提案された第一次案は「中央営繕局案」であって、これには明治年代から問題となっていた「営繕局設置案」がほとんどとり入れられていたが、第三次案まで改正審議された結果、用度物品の統一購入は除かれ、営繕管財局官制に見られるような性質のものとなった。

2　国有財産管理機関

大正十一年四月、国有財産法が施行されて、国有財産の管理に関する統一的な制度が確立されたのであるが、これ以前にあっては、明治二十三年に制定された官有財産規則、官有地特別処分規則、官有地取扱規則等によって管理されていた。そして、その管理は各省所管の国有財産を各々別個に、しかも各省の専断によって行われていた。この状態に対して、国有財産を整理し、これを統一的に管理することを要求する論議は、議会にしばしば提出された[1]。

(1) 詳細は第八巻『国有財産』編で述べられるから、ここでは省略する。

そこで、政府は大正七年六月、官有財産の整理に関する調査をなすため、主計局に臨時官有財産課を設け、これと並んで官有財産調査会がつくられた。これらの機関が、各省の所管するすべての官有財産の状況を調査し、その整理方法を審議したが、これに基づいて、国有財産の管理に関する基本法となった国有財産法が立案された。国有財産法案は、大正十年四月、議会の協賛を得、翌十一年から施行された。同法は国有財産に関する事務を直接管理事務および総轄事務の二種に分け、大蔵省は直接管理事務として雑種財産の管理事務のほかに、新たに国有財産の総轄事務をも担当することとなった。これらの事務を行うために、大蔵省の外局として、臨時国有財産整理部が大正十一年から設置され、これとともに従来の官有財産調査会は国有財産調査会に改められて、国有財産の整理に関する事項の調査審議にあたった。臨時国有財産整理部は、これまで各省が異なる機関と制度とで管理していた国有財産を、初めて統一的に管理する機関となり、国有財産に関する総轄事務、雑種財産の管理処分に関する事務、国有財産の整理に関する事務を分掌した。そして地方では税務監督局および税務署にこの事務を分担させた。臨時国有財産整理部は、翌十二年、行政整理に伴なって、定員を減らし、国有財産整理局と改称されたが、その取り扱う事務は、従来と同じ内容のものであった。

この国有財産整理局は、営繕事業の統一が実現し、各省の営繕工事を統一的に司掌する機関が設けられたときに、その機関の中に吸収されることとなった。すなわち、大正十四年五月、営繕管財局が設置されて、その中に併合されたのである。

六　財政監督機関
――会計検査院――

明治政府が中央の国家機構を組織したとき、すでに一部局が国家財政の監督を担当することとされた。明治初年に財政の運用を監督する機能を果すものとして設けられた機関は、監督司（明治二年五月八日設置）と称せられた。

監督司は最初会計官の下に属し、その後大蔵省、次には民部省の所管に移された。そして明治四年からは検査寮と改称されて、大蔵省に移管され、十年にはふたたび検査局と改称されて、その組織はしだいに大きくなっていった。しかし、以上の諸機関はその当時財務行政を受け持った行政長官の指揮を受け、財務行政機関の一部局であるにすぎなかった。その後明治十三年の行政組織の改革により、政府は太政官中に法制、会計、軍事、内務、司法、外務の六部とならんで、会計検査院を設置し、財政事務の検査監督に当らしめた。この会計検査院の設立によって、財政の監督は初めて、財務行政を執行する機関とは別な機関で行われることになったわけであるが、当時、財政に関する事務を一切統轄して受け持っていた会計部の権限ははなはだ強くまた広くて、実際には政府の財政事務はほとんど会計部の監督を受けていたから、会計検査院はほとんどその一機関たる役割を果したにすぎなかった。したがって同院は、機構上は行政部たる太政官の下で、財務行政機関と並列した地位を持つに至ったが、その事務の内容から見れば、財務行政機関から完全に独立してはいなかったのである。

しかし、右の会計検査院は設置の翌年、その事務章程も明確に規定され、同院が検査する財政事務の範囲もしだいに広げられ、会計部で行われていた監督事務はほとんど同院の管掌事務に移されるに至った。けれども、この機関は太政官に従属する地位にある一機関であって、同院の行う会計検査は各財政事務を審査した結果を内閣に具申し、これに関する意見を内閣に建議する効力を持つのみであった。会計検査院の地位は、明治十八年十二月、新たに近代的行政組織をとり入れて施行された内閣制度のもとにおいてもなお、内閣の下に置かれて、院長は内閣総理大臣の指揮監督を受けることになっていた。

かように、財政の監督は、最初、財務行政機関の一部で行われ、その後、財務行政機関から離れた機関で管掌されるようになったが、なお、その機関は行政部内に属しており、財政の監督は一般行政の一部にすぎなかったわけである。

ところが、明治二十二年二月、明治憲法が制定されたとき、財政監督機関たる会計検査院は明確に内閣からも、議会からも独立した地位を与えられ、会計検査院は行政部に属するけれども、その中にあって特殊な地位を与えられることになった。

会計検査院は政府の財務行政を監督するという特別の立場から、一般行政機関と同一視すべからざるものであるということを考慮して、憲法第七十二条に、その組織および職権は法律をもってこれを定めることを規定した。これによって、同年五月会計検査院法が制定され、会計検査院は天皇に直属して国務大臣に対し特立の地位を有することとなり、ここに初めて独立官庁たる会計検査院の設立をみるに至ったのである。

この会計検査院法によれば、院長、部長、検査官をもって会計検査官とし、会計検査官には身分保障が付与されていた。検査の事項はすべて会議をもって決せられ、会議は総会議と部会議にわかれ、会計検査官をその構成員として、総会議は院長、部会議は部長が議長となった。会計検査院の検査の範囲は、院法第十三条によれば、

1　総　決　算

2　各官庁及官立諸営造の収支及官有物に関する決算
3　日本銀行が政府の為取扱ふ現金及有価証券の出納に関する決算
4　政府より補助金又は特約保証を与ふる団体及公立私立諸営造の収支に関する決算
5　法律勅令に依り特に会計検査院の検査に属せられたる決算

であり、政府の機密費および陸海軍の出師準備品は検査外に置かれていた。

会計検査院は、右の検査の結果によって、歳入歳出決算を確定し、その検査報告を作成するとともに、会計検査成績書による上奏が行われ、このほか出納官吏に対する判決、補助、保証団体ならびに日本銀行の計算に対する決定を行なった。この院法は、その後しばしば部分的に改正が行われたが、これは主として定員の増減にとどまり、その地位、組織、権限等の大綱はなんらの変革なく、新憲法の制定に至るまで続いたのである。

第二節　予算編成および施行機関

一　主計局の機構

1　予算の編成とその施行

わが国の旧憲法に基づく財政制度は、議会に対しては予算の発議権を認めず、予算の編成はもっぱら行政部内で行われた。そして予算が編成され、それが実行に移され、決算に至るまでの過程は、主計局が中心となってその事務を取り扱うのである。

予算の編成順序については「歳入歳出予算概定順序」（明治二十二年閣令第十二号）の規定があるが、慣例的に実施されてきた順序は次のとおりであった。

まず、予算編成方針の閣議決定が毎年六、七月ころ行われ、これに基づいて各省は概算作成に入る。各省では、各部局が部内の経費をとりまとめて最初の原案を作成し、この原案を各省会計課（陸海軍省においては経理局）が査定し、次に省内全部の予算原案が省議によって決定される。各省が省議決定した予算原案は、大蔵省に回付され、ここで大蔵省の予算査定が開始される。すなわち、各省の予算原案は、「歳出概算書」ならびに「予算外国庫負担となるべき契約の概算書」として作成され、これが大蔵省主計局へ送付される。また主税局から送付された「歳入概算書」とあわせて、主計局はこの概算要求書に基づいて、各省会計課長等の係官から説明を聴取し、局内で、予算項目、単価、費途などについて詳細な査定が行われた後、総予算が調製される。この査定案は、次に大蔵省の省議にかけられ大蔵省原案の決定をみる。この予算省議には、大臣、次官以下主計局長、主税局長、理財局長、銀行局長等の各局長および予算担当官が出席する。ここで決定をみた大蔵省査定案は、通常十月半ばころ閣議に提出され、この閣議の席上、大蔵大臣から各省大臣に概算決定の説明があり、そのあとで査定案に対する各省の復活要求が提出される。復活要求は、各省と主計局との事務的折衝に移され、大蔵省査定案は

修正を加えられて、ふたたび閣議に提出され、ここに予算案は最終的に決定される。

以上のようにして決定された予算案は、次いで議会に提出される。予算はまず衆議院に提出審議され（旧憲法第六十五条）、衆議院の審議を終えて後、貴族院に回付され、審議される。両院において予算が議決されると、予算は成立し、勅裁を受けて公布されるという順序である。

予算が成立すると、これを施行する段階に移るが、予算の施行は収入事務と支出事務に分れる。収入機関については次の徴税機関の項に譲り、ここでは支出機関について述べる。会計法上の支出事務は、支出と支払の二系統に分れ、支出機関（支出機関は通常一人がこれにあたる、支出官と呼ばれる）は単に小切手を振り出すにとどまり、支払機関（日本銀行）が直接現金の支払を実行する。

各省大臣は、各省別予算に基づいて支出機関である支出官ごとに――国務大臣自らこれに当る場合と、他の官吏に委任して執行させる場合がある（会計法第十五条）。実際には各省大臣中支出官であるのは鉄道大臣だけで、大蔵省では理財局長、農林・商工両省では官房会計課長、外務・内務・司法各省では各次官、海軍および逓信省では経理局長、陸軍省では東京経理部長が支出官として委任されていた――支払予算を調製し、これを大蔵大臣および会計検査院に送付する。大蔵大臣が各省大臣から支払予算の通知をうけたときは、主計局が日本銀行に通知し、ここに初めて各省が経費の支出を行うことができる。こうして各省別に支払予算が決まり、これに基づいて各省大臣から支出官に所定の予算額が配賦されると、支出官は予算定額――予算決定額に、決定後増加した前年度繰越予算額、予備金支出額を併算した額、すなわち前述の支払予算――の使用権を付与されたこととなる。これに基づいて、支出官は直接債権者に対して小切手を振り出し、この小切手に対して日本銀行が現金の支払をするのが原則的な支出の形態である。支払機関とは、国庫金を現金で支払う日本銀行を指すのである。この原則的支出方法によらず、会計法、会計規則の規定に基づいて、資金前渡官吏、繰替払現金出納官吏、歳入歳出外現金出納官吏を通じて支払の行われる支出の方法もある。これらの支出方法は、いずれも支払の便宜のために設けられた制度である。歳入歳出外現金出納官吏――法律、勅令によって政府の保有する歳入歳出外現金、すなわち保管金、供託金等の出納を取り扱う出納官吏――の場合を別として、資金前渡官吏および繰替払現金出納官吏の取り扱う現金は、いずれも支出官がその所管の支払予算の中から、これらの官吏に対して振り出した小切手をただちに現金に振り替えたものである。

主計局では、支出官の取り扱う支払予算について、毎月報告を徴する。すなわち、支出官は、毎月支出済額報告書を調製して所管大臣に送付し、所管大臣は支出済額総報告書を調製して大蔵大臣（主計局）に送付する。また出納官吏についても、その帳簿、金櫃および事務取扱について検査、監督を行う。このような予算の施行にあたっての監督は主計局が管掌する。

こうして予算の施行が終ると、主計局では決算の調製にかかる。決算にあたり、主計局は歳入歳出の現況を登記した主計簿（これは各省大臣から送付された毎月徴収総報告書および所管大臣から送付された支出済額総報告書により作

成される）と、各省から送付をうけた各省経費決算報告書等とに基づいて、歳入歳出総決算および各特別会計決算が調製される。総決算および特別会計決算は、歳入決算明細書、各省決算報告書、国債計算書の三種の参考書類を添付して閣議に提出され、その後会計検査院に回付される。会計検査院は決算を検査、確定し、同時に歳入歳出決算検査報告を作成する。歳入歳出総決算、各特別会計歳入歳出決算および会計検査院検査報告は、翌年度の通常議会に提出され、議会の審議をうけることとなる。

2　昭和初期における主計局の機構

以上が予算編成から決算に至るまでの事務の概略であるが、この制度に対応する主計局の管掌事務の主要なものは、予算の査定、公布された予算の施行と運用の監督、決算の調製であった。その構成は、従来四つの課から成っていたが、大正十三年六月、加藤高明内閣の行政整理によって、予算決算課と司計課の二課に縮小され、昭和年代に及んでいた。

そのうち、予算決算課は予算の編成ならびに決算の調製をその中心的な事務とし、司計課は予算の施行、会計制度の運営を統轄する課であった。

この両課の事務内容を分課規程によってみると、次のとおりであった。

予算決算課

1　総予算及総決算の調製に関すること
2　特別会計の予算及決算の調製に関すること
3　会計検査院の検査報告に関すること
4　収入支出の科目に関すること
5　勅令を以て指定したる費途の流用に関すること
6　予備金の支出に関すること
7　会計法第十一条に規定する翌年度に亙る契約に関すること
8　北海道地方費、府県市町村其の他公共組合の歳計に関すること
9　主計局主管にして他課に属せざる事務に関すること

司計課

1　支払予算に関すること
2　年度開始前支出及定額繰越に関すること
3　主計簿の登記に関すること
4　会計及諸給与の統一に関すること
5　会計及諸給与其の他主計局主管の事務に関する諸法規の調査に関すること
6　出納官吏及出納員の監督に関すること

3　その後の機構拡充

前述のように、大正末期から昭和初期にかけて、主計局は予算決算課および司計課の二課に縮小されていた。これは大正十三年護憲三派内閣の成立以来、財政行政整理が政綱の一つとなり、官庁機構の縮小が実施されたためであった。財政行政整理の実行によって、大蔵省では「一局二課制」が主張され、主計、主税、理財、銀行の各局にわたって、一律に二課に縮小された。しかし、昭和初頭の恐慌期以来、財務行政事務は増大の傾向をたどった。このために課の下の係の中には、課と同じくらいに大きくなり、課内に独立の課を作るようにもなった。この機構拡張の趨勢は、昭和七年五月、齋藤内閣が成立し、わが国の政党内閣が終りを告げたとき、政治的にも拍車をかけられた。こうして昭和九年十二月、各局内の課が増設されることとなり、主計局においては、従来の予算決算課と司計課の二課は、予算課、決算課、調査課の三課に拡張された。すなわち、予算決算課は、予算課と決算課に分れ、予算決算課から、決算に関する事務と、司計課にあった「支払予算」「年度開始前支出及定額繰越」「主計簿の登記」に関する事務を合わせて、決算課が作られた。また新設された調査課は、従来司計課で分掌していた会計および諸給与に関する事務と、出納官吏の監督事務とを合わせて管掌することになった。この改正で、主計局の管掌事務が増加したわけではなかったが、このときの二課から三課への拡張は、日華事変以降の機構拡充の端緒となったものである。

二　軍部の予算要求と主計局

予算の調製にあたって、まず各省が主計局に対して、歳出概算書を提出して予算の要求を行い、これに対して主計局は、この歳出概算書と主税局の提出する歳入概算書とを合わせ勘案して、各省の要求予算を査定するというのが、通常の予算の編成方式であった。この方式は、財政が一応国民経済の実勢の上に置かれること、財政と国民経済の関連をつけることを、機構的に保障するものであった。

しかし日本の経済は、昭和に入って以来慢性的な不況を克服できず、その上世界経済恐慌の嵐を受けてさらに危機を深めていった。すなわち、すでに大正九年の恐慌から、同十二年の震災恐慌、昭和二年の金融恐慌と引き続き恐慌に見舞われた日本経済は、昭和四年の下期から世界恐慌の影響によって、深刻な不況に突入していった。経済界は不況の打開を財政に求め、これは各省経費の要求額の増大となって主計局に殺到するのに対し、租税収入は激減するばかりであった。こうして主計局が予算査定を通じて行う統制と、各省の経費要求とのバランスは破れはじめた。しかも井上蔵相の緊縮政策による健全財政主義にもかかわらず、この破綻は拍車をかけられることとなった。歳入の見積りは、昭和五年、六年と順次に減額する一方であり、主計局が各省に対して、いかに既定経費の節減・繰延を説得しても、要求額と査定額の差を縮めることはできなかった。予算の編成難はしだいに深刻化し、昭和七年度には最高潮に達した。このような情勢に対処して、主計局はその統制力をいっそう強

化する方向をたどった。昭和七年度の予算編成方針の決定に先だち、昭和六年十月一日、主計局は各省あてに、

「明年度予算編成については各省の新規要求事項は法律及び契約による増加のほか原則として一切これを認めず、もしやむを得ざる新規要求をなす場合は自省の節約額を一層増額して財源を自ら調達し予算総額は大蔵省案の範囲に止められたい[1]」

旨の通達を発送した。すなわち、昭和七年度においては、大蔵省は新規要求を一切認めないという立場をとり、主計局では各省の七年度予算概算書を、行政整理準備委員会および主計局の査定した節約案に基づいて作成し、これを各省に内示したので、事実上各省自らが予算概算を編成する権能を認めないこととなったのである。これは予算編成の従来の方式を破るものであって、財政史上、戦時または天災の年度を除いて、これまでに慣例のないことであった。

(1)『井上準之助伝』七七〇頁。

井上蔵相による緊縮財政が、恐慌の深化と満州事変の突発によって破綻し、若槻内閣の瓦解とともに井上蔵相が辞職し、その後をうけた高橋蔵相は、昭和六年十二月金輸出再禁止を断行して、公債の増発を行い、財政膨張政策をとり、財政インフレの道を進むことになった。七年度予算は、一般会計歳出予算だけで十九億五千万円に達し、前年度に比し五億円を増加し、これ以降毎年二億ないし三億円を増加した。しかし、予算編成難は少しも解消されなかった。それは満州事変以降の歳出の膨張は軍事費の増加によるものであったからである。

満州事変突発後の国内・国際情勢は、国家機構内部での軍部の政治的発言力をにわかに増大させた。昭和七年度以降毎年の予算編成にあたって、軍事費の要求額は膨大な額に上り、その要求度は強烈であった。これにつれて軍事費は著しく増額され、歳計膨張の大部分は、ほとんど軍事費に独占されるという有様であった。しかも、陸海軍省は、主計局に対して軍事費予算を要求する場合に、または予算閣議の席上で、統帥権の独立その他天皇の大権を背景として、閣議の決定を左右し、予算査定については主計局の意向を制約した。もともと天皇の陸海軍統帥権（旧憲法第十一条、第十二条）は、議会における軍事費の議決権を制限するものであったが、そればかりでなく、閣議で陸海軍省経費を初めとする軍事費予算を検討する場合にも、この憲法大権は無言の圧力となっていた。そして、それがある以上主計局の予算査定を通じての統制力は、常に破られる危機をはらんでいた。満州事変の発展に伴なって、軍部の予算に対する発言力の増大は、この危機を表面化させ、従来の予算編成の方式は、まず軍部予算の査定を通じて崩れていった。

満州事変以後、軍部予算の査定には、特別な措置がとられた。すなわち、各省予算の要求が行われる前に、大蔵省の主計局長、主税局長、理財局長の三局長が陸海軍省におもむき、軍部に対して事前に歳入、歳出、公債の発行状況について説明し、陸海軍は、作戦計画、軍備について大蔵省の了解を求めた。こうして、予算作成当局者は、陸海軍省予算係官、参謀本部の軍部予算担当者と個別的に折衝を行い、その折衝の後、各省の予算概算の査定が行われた。従来の方式によれば、最初予算閣議で、大蔵省案の内示の後、各省が復活要求を行い、多くの

場合復活要求は事務的折衝にまかされ、ここでもう一度査定案を練り直して、ふたたび閣議に提出され、最終決定をみるのが例であった。ところが、軍部予算については、前もって了解を求めたにもかかわらず、最終の閣議によっても問題はなおまとまらず、結局また事務当局間の折衝に戻された。折衝は経理局長や軍務局長よりも、課長あるいは課員との間に行われ、しかも軍内部において、統帥部と話し合わなければ、予算額が最終的に決定せず、この間の事情については、大臣さえ知らされないことが少なくなかった。

満州事変突発以後の歳計膨張は、ほとんど軍事費が中心であったため、陸海軍省以外の各省の行政費は徹底的に削減され、新規要求はほとんど認められなかった。軍事費の増加が大きくなり、高橋蔵相時代になって新たに支出することとなった農林省の時局匡救費すら、相当に減額され、さらに非常時的性格をいっそう明白にした昭和九年度からは、主計局の各省行政費に対する厳査は一段と進み、復活要求をめぐる各省と主計局との間の事務的折衝は、ますます激しくなっていった。しかもわが国における行政権の分立的傾向は、各省の予算要求のうちにあらわれ、これを財政の見地から調整しようとする主計局と各省とのバランスは破れ、予算編成はこの面からも異常な状態となった。この原因が軍事費の増大にあったことはもちろんである。こうした状態に直面して、高橋蔵相は昭和九年の予算編成に入る前に、閣議に対して意見書を提出し、

「今後に於ては、予算編成に着手する前、閣議に於て国家的見地に立ち、重要政策に関する方針を協議し、一面には租税、官業其の他の収入状況、公債発行の民間経済に及ぼす影響に付き審査商量を遂ぐると共に、他面その財源を公債に求めてもなほ歳出の計上を必要とする事項には大綱を決定しおき、各省は右方針に基づき概算を要求し、急変の事情なき限り該決定に反する要求を提出せず、国家の財力を最有効適切に使用するの途を講ずるの要あり」

と主張した。これは閣議で受け入れられなかったが、この意見の中に、二・二六事件以降本格的に問題となった重要国策の閣議先議の方式があらわれている。

前述のように、議会の予算審議権がきわめて多くの制約を受けているわが財政制度のもとでは、各省の要求を主計局に集め、この要求を基礎として査定する予算編成機構は国民経済の要請に財政を適応させることを最小限度保障するものであった。けれども、軍事費の優先的査定とその要求額の増加が容認されるならば、こうした機構すらも破棄して、逆に財政に国民経済を従わせる機構に切り替えざるをえないということを、高橋蔵相の提言は意味しているのである。

第三節　徴税機関

一　内国税務行政機関

1　内国税務行政——賦課および徴収

内国税務行政は、国税を、課税の対象となった人および物件に賦課し、確定された税額を納税者から徴収する行政である。けれども、税務行政の内容を規定するものは租税政策であり、税務行政が始まる前に、まず租税政策が立案される。租税政策を現実に具体化するものは租税制度であって、この租税制度は大蔵省主税局で財政政策の一環として考究され、定められる。そしてわが国の租税制度は明治以降政治的・財政的必要からしばしば改正されてきたが、租税制度の改正――税制改正――が実施される場合は、新しい租税制度は主税局で新租税法規として企画立案され、大蔵省議で法案として決定された後、議会に提出される（明治憲法第二十一条は、租税が法律により課せられることを規定している）。主税局から議会に提出された租税法案はここで審議を受け、協賛を得ると、法律としての効力を発し、この法律に基づいて、初めて税務行政が開始されることになっていた。

税務行政つまり国税の賦課および徴収は次のような順序で行われた。新たに適用されるべき税法はもちろん、それに関するあらゆる行政手続といっしょに、主税局長から全国の各税務監督局長、税務署長に通達された。そして、税法の規定に従って、納税者の納付すべき税額を具体的に確定する国税の賦課と、それに基づく徴収は税務署長――また間税徴収法第五条により、地租および勅令をもって指定された国税の賦課、徴収については市町村長――がこれに当った。税務署長――署長は収税官吏を任命する――が国税を賦課、徴収するときは、納税者の納税申告に基づいて徴収額を確定し――わが国では太平洋戦争終戦期まで、賦課課税方式のみがすべての種類の徴税に行われた――、ついで納税者に対し、納金額、納期日、納付場所を指定した納税告知書を発する。そして、税務署長は国税を徴収するが、徴収にあたって歳入の調定（会計規則第三十条）を行い、調定後、納税者に対して納入の告知をする。この間、税務署長は毎月徴収報告書を調製し、これに調定済額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、現金払込仕訳を記載し、日本銀行の歳入金月計突合表を添えて、大蔵大臣に送付する。

納税者に対して国税が賦課され、徴収額が決定すると、納税者は租税を納付することになる。ところで、国の収入事務は会計法上、徴収事務と収納事務との二系統に分れていたから、国税の収納機関はその納付を命令する徴収機関とは別の系統であった。この収納機関は実際には日本銀行（本店、支店および国税代理店）、郵便局、税務署であり、その他第二種所得および資本利子を支払う際、税金を収納する会社、個人等は委任収納機関に充てられた。これらの収納機関により任命された収入官吏が納税者から所定の税額を収納したときは納税者に領収証書を交付し、また収納した現金を日本銀行に払い込み、歳入徴収官（税務署長または市町村長）に対して収納済の報告を行うことになっていた。

右のような国税の賦課、徴収の事務について、それが法律、勅令に違反することがないかと監督し、国税についての訴願を受理するなどの税務行政の監督がなされたが、これには税務監督局が充てられた。

さらに、税務行政の中央機関である主税局では、こうした国税の賦課、徴収事務の基礎の上に立って、歳入全体に関する予算および決算を調査し、税務行政と財政政策とを結びつける役割を果した。すなわち、主税局は、内国税のほかに、関税収入および各省が徴収し主税局に送付する租税収入以外の歳入金を総合して、「歳入概算書」

を作成し、予算編成期にはこれを主計局に送付し、決算期には同じく歳入の決算を作成したのである。

内国税務行政の系統

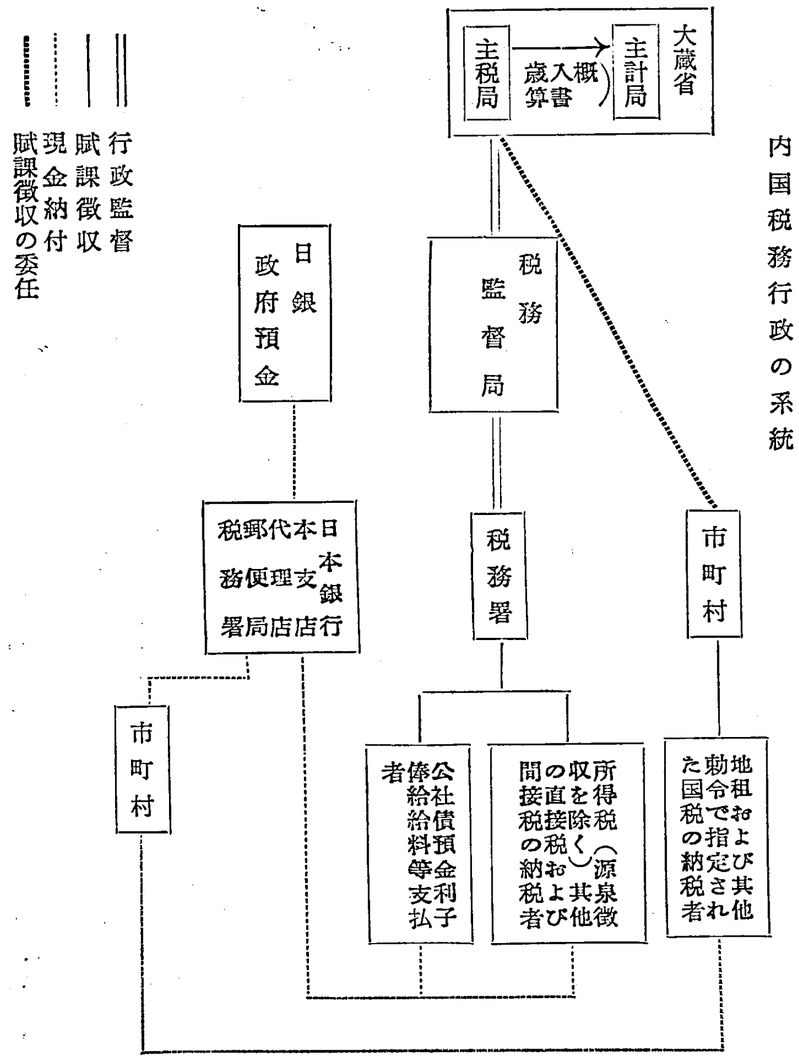

2　昭和初期における内国税務行政機関

イ　主税局

――国税課の管掌事務および臨時土地賃貸価格調査課の設置――

明治十九年二月、各省官制通則および大蔵省官制が制定され、本省に主税局が設置されて以来、同局は徴税機関の中央部局であった。主税局内において、内国税務行政事務を分掌する課は、大正十三年に至るまで、国税の賦課、税務行政の監督を担当する国税課と国税の徴収を担当する経理課の二課であったが、大正十三年十二月、加藤高明内閣の行政整理によって、国税課の中に統合された。

昭和初期においては、国税課は、内国税の賦課および徴収、租税その他諸収入の予算、決算の調査、税務行政事務の管理および監督、税制の調査を主要な事務としていたが、これらの税務行政に関する事務を担当するだけでなく、新税法の制定、税法の改正、租税制度全般の審議などを行う租税政策の立案機関であった。そして重要な税制改正、整理を行うときには、大蔵省内に臨時に調査会、委員会、審議会等の特別な機関を設け、主税局官吏を中心とし、関係各省の官吏、議員、財界および学界の学識経験者を委員として、大蔵大臣の諮問に応じ、意見を答申する方式がとられた。

昭和二年初頭の分課規程は、次のとおりである。

国税課

1　国税の賦課、徴収及減免に関すること
2　租税其の他諸収入の予算決算の調査に関すること
3　国税事務の管理監督に関すること
4　内国税徴収費配賦の調査に関すること
5　民有地地種目変換に関すること
6　土地台帳に関すること
7　収入印紙に関すること
8　北海道地方費府県市町村其の他公共組合の諸収入に関すること
9　大蔵省所管税外諸収入に関すること
10　諸貸金に関すること
11　国税賦課物件の分析鑑定に関すること
12　国税に関する技術の管理監督に関すること
13　税務統計に関すること
14　内国税制度の調査に関すること
15　主税局主管にして他課に属せざる事務に関すること

また、大正十五年三月、土地賃貸価格調査法が制定されたが、この法律により政府は当時地租が賦課されていた土地について、改めてその賃貸価格を調査することとなり、そのために同十五年五月、臨時土地賃貸価格調査課が設置された。同課の管掌事務は次のとおりであった。

臨時土地賃貸価格調査課

1　土地賃貸価格調査に関すること
2　土地の賃貸価格調査の管理監督に関すること

ロ　税務監督局

税務行政を管掌する機構は大蔵省主税局を中央機関としていたが、その他全国各地方には税務監督局、税務署が地方税務行政機関として設置されていた。

税務監督局は同局官制（昭和二年現在）の規定によれば、大蔵大臣の管理に属し、内国税に関する事務を監督する機関であった。局長は大蔵大臣の指揮監督を受け、管轄内の税務署長を指揮監督し、かつ税務署長の行政処分が法律命令に違反する場合はこれを取り消す権限と、間接国税の徴収状況について検査する権限をもっていた。同局の機能は直接に国民から国税を徴収することではなく、税務署の行う徴税事務を監督することに限られていた。また同局は、事実上その管轄地域内における税務行政を執行するにあたり、その決定権の一部分を大蔵大臣から委任されていた。たとえば、毎年一回、および税制改正の実施されるとき等には税務監督局長会議が本省で

開催され、局長は管内行政状況を報告し、主税局長の諮問する事項について意見を具申することができ、その意見は相当に尊重されたのである。

税務監督局には、各局長の下に各局ごとに税務監督官が置かれ、その他事務官、技師、属、技手の職員が配置されていた。

税務監督局は、設立当初の明治三十五年には、全国の主要都市十八ヵ所に設置されていたが、その後漸次整理され、昭和二年現在設置されていた場所は、東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、熊本の七ヵ所であった。これらの税務監督局の管轄区域はそれぞれ次のとおりに定められていた。

名称	位置	管轄区域
東京税務監督局	東京	東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨、栃木、茨城、群馬の各府県
大阪税務監督局	大阪	大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、福井、石川、富山、香川、徳島、高知の各府県
札幌税務監督局	札幌	北海道
仙台税務監督局	仙台	宮城、岩手、福島、秋田、青森、山形の各県
名古屋税務監督局	名古屋	愛知、静岡、三重、岐阜、長野、新潟の各県
広島税務監督局	広島	広島、山口、岡山、鳥取、島根、愛媛の各県
熊本税務監督局	熊本	熊本、福岡、大分、長崎、佐賀、鹿児島、宮崎、沖縄の各県

本局の機構は、秘書係と直税部、間税部、経理部、鑑定部の四部からなり、直税部は、直接税徴収の監督、賦課および減免、民有地地種目の変換、直税に関する訴願裁決を管掌し、間税部は、間接税徴収の検査、監督、賦課および減免、間接国税犯則者処分、間接税に関する訴願裁決、経理部は国税および税外収入の徴収の監督、滞納処分の訴願裁決と局内事務を管掌し、鑑定部は課税品に対する鑑定、分析を管掌した。以上の事務のほか、大正十一年国有財産法の施行により、税務監督局において管轄地域の雑種財産の管理および処分に関する事務を取り扱うこととなり、経理部が雑種財産の管理と、国有財産整理資金特別会計の管理を分担した。

ハ　税務署

税務署は、明治二十九年十月税務管理局設置と同時に全国にわたって設置され、明治三十五年税務監督局が国税徴収の監督機関としての性格を与えられるとともに、直接に国民から租税を徴収する根幹的な機関となった。税務署官制（昭和二年現在）によれば、税務署は大蔵大臣の管理の下に置かれ、内国税に関する事務を執行するもの（官制第一条）であった。署長は税務監督局長の指揮監督を受け、内国税に関する法律命令を執行するものと規定され、署長の下には司税官、属、技手の三種類の職員が置かれた。

税務署官制が制定された明治三十五年十一月には、その設置数は五百十三に上ったが、その後、税務監督局の減少に伴なって、税務署の合併または廃止が行われ、昭和初頭には三百四十五を数えるにすぎなくなった[1]。

(1)　昭和二年に設置されていた税務署の名称は巻末資料参照。

ニ　醸造試験所

醸造試験所は、明治三十七年五月、大蔵省お外局として設立された。醸造試験所設立の目的は、酒税の税源涵養を図るため、醸造業者に有利な技術的指導援助を与えることにあった。これよりさき、明治三十二年にはすでに全国税務管理局間税部には鑑定課があり、同三十五年には税務監督局鑑定部に昇格していたが、ここでは酒造技術そのものにはほとんどふれられず、犯則物件の分析鑑定に忙殺されていた。そこで、酒造業の改良のため技術的援助を与える機関の設置を望む声が、当業者の間にも、また政府当局者に高まっていた。この要望にこたえて、明治三十四年、政府はこの問題に関する調査委員を任命し、調査委員の決議に従って、明治三十五年度から醸造試験所設立に着手した。翌三十六年十月閣議によって、醸造試験所の事業である酒類醸造に関する試験研究は、大蔵省所管の酒税事務と密接な関係があるから、これを大蔵省所管の外局とすることを決定、明治三十七年、官制の公布をみたのであった。

右のように同試験所は酒造業の技術的指導援助を目的としたから、酒類醸造の試験研究とともに、技術普及のための講習をも行い、研究機関、工場、学校の三つが一体となった性格をもつものであった。醸造試験所官制によれば、同試験所は大蔵大臣の管理に属し、酒類醸造の試験および講習に関する事務を管掌し、所長には歴代の主税局長が充てられた。明治三十九年官制中に、三人以内の商議員を置くことが追加された。商議員は当時のこの道の権威ある学者が任命され、技術に関する最高顧問の性格をもっていた。その後大正二年、醤油の醸造に関する試験研究および講習がその事業のうちに含まれることとなった。

こうして醸造試験所は、昭和の初年まで定員に多少の変動はあったが、創設当時と大差ない形で存続していた。ところが昭和六年七月、時の若槻内閣が緊縮財政の一環として行政整理をとりあげた際、行政整理準備委員会は、醸造試験所を廃止して、日本醸造協会に経営させる案をたて、閣議において廃止と決定された。しかし試験所廃止が実現する寸前に、若槻内閣は瓦解し、醸造試験所は以前と同様の形態で存続することとなったのである。

3　満州事変期末までの内国税務行政機関の変遷

イ　主税局

昭和初期の主税局には、国税課とともに、土地の賃貸価格の調査を行うため、臨時土地賃貸価格調査課が設置されていた。その後、土地の賃貸価格の調査は昭和四年までに一応終了したが、それまでに無届で地種目の変換をした土地が非常に多かったので、この無届異動地を整理するとともに、土地賃貸価格の調査事務を継続する見地から、昭和四年四月、臨時土地賃貸価格調査課を廃止して、臨時土地調査課を設置した。同課の管掌事務は、臨時土地賃貸価格調査課の管掌事務のほかに、無届異動地の整理事務を加えたものであった。すなわち、

臨時土地調査課

1　土地賃貸価格の調査に関すること

2　無届異動地の整理に関すること

3　土地賃貸価格調査事務及無届異動地整理事務の管理監督に関すること

次いで、昭和六年三月、地租条例が廃止され、新たに地租法が制定され、四月一日から施行された。このときの地租改正は、地租の課税標準を法定地価から土地の賃貸価格に変更したもので、これに伴なって、昭和六年四月、臨時土地調査課の事務に、土地台帳その他簿書の整理に関する事務およびこの事務の管理監督に関する事務が付加された。土地台帳その他簿書の整理は二年で終了し、次いで昭和八年五月、臨時土地調査課ではこれに代って耕地整理地仮賃貸価格の調査を行うこととなった。この臨時土地調査課は、昭和九年十二月、主税局の機構改革とともに、その取り扱う事務が全面的に国税課の中に吸収され、廃止された。

昭和九年十二月に至り、大蔵本省内各局に機構拡充が行われ、臨時土地調査課は廃止され、新たに経理課が新設された。前に述べたように、主税局においても、大正末期の加藤高明内閣以来の、行政整理と官庁機構の縮小によって二課制が施かれていたが、斎藤内閣成立以降の政情は、ふたたび行政機構を膨張させ、岡田内閣のときに、主税局は国税課、関税課、経理課の三課をもつことになった。この改正によって、管掌事務が増加したことはなかったが、政党内閣によって行政整理が行われた以前の状態に立ち戻ったわけである。

新設の経理課は、主として従来国税課の所管であった国税の徴収、租税その他諸収入の予算、決算の調査に関する事務を管掌した。その事務内容は次のごとくであった。

経理課

1　租税其の他諸収入の予算決算の調査に関すること

2　租税の徴収に関すること

3　大蔵省所管税外諸収入に関すること

4　貸付金に関すること

5　内国税徴収費及税関経費の概算及配賦に関すること

6　税務統計に関すること

7　主税局主管にして他課に属せざる事務に関すること

ロ　地方徴税機関

わが国の租税制度は、大正十五年に若槻内閣により、中央、地方を通ずる税制の大改革が行われて以来、根本的な改革はなく、満州事変期に入ってからも、少額の減免税を除けば、藤井蔵相によって臨時利得税が創設された程度で、税制体系には大きな変化はなかった。

井上蔵相は恐慌の深化による租税収入の減少を補うため、昭和七年度には増税案を作成したが、これは実現しなかった。次の高橋蔵相は膨張する財政をもっぱら公債でまかなったため、増税を行わず、国民経済の景気回復をまって、税収の増加を図る方針をとった。高橋蔵相に代って岡田内閣の蔵相に就任した藤井蔵相は、公債増発

によってようやく顕在化した財政インフレをおしとどめるために、当時起ってきた増税論を一部実施に移して、時局の影響をうけて活況を呈した一部の産業の増加所得に対して、臨時的な利得税を課すこととなった。しかし、臨時利得額はその額も少なく税制全般を変革するようなものではなく、一般的な増税と税制改革は日華事変期に入ってから行われることになった。

右のように歳入の増加を増税にたよらないという財政政策がとられた結果、この時期における徴税機関には大きな変化はなく、税務署の若干数が増設された程度にとどまった。

昭和初期から同十一年までに新設された税務署は、昭和三年七月に布施（大阪局管内　大阪府、以下管内・府県名を略す）、昭和五年四月に川内町（熊本局　鹿児島）、昭和八年八月に紋別（札幌局　北海道）、安塚（名古屋局　新潟）、同年八月に森（熊本局　大分）、十二月に留萌（札幌局　北海道）、昭和十年八月に、日本橋、渋谷、荒川（東京局　東京）、大月（東京局　山梨）、富岡（大阪局　徳島）、江差、岩見沢、旭川、稚内、帯広（札幌局　北海道）、名古屋北、名古屋南（名古屋局　愛知）、中津川（名古屋局　岐阜）、木曽（名古屋局　長野）、林野（広島局　岡山）、昭和十一年五月に住吉（大阪局　大阪）、兵庫（大阪局　兵庫）の二十三署に上った。しかし、これに対して廃止された税務署は、昭和三年に住道（大阪局　大阪）、昭和五年に隈之城（熊本局　鹿児島）、昭和八年に増毛（札幌局　北海道）、昭和十年に永代橋（東京局　東京）、都留（東京局　山梨）、那賀（大阪局　徳島）、名古屋（名古屋局　愛知）、恵那（名古屋局　岐阜）、西筑摩（名古屋局　長野）、英田（広島局　岡山）、檜山、空知、上川、宗谷、河西（札幌局　北海道）、の十五署であったので、結局、昭和二年から十一年末までの間に八つの税務署が全く新たに増設されたことになり、その結果、十一年末には税務署は三百五十三カ所に設置されることになった。また税務監督局、税務署の官制定員によれば、この期間における税務職員は、昭和六年以降減員されている。すなわち昭和二年初頭には、高等官、判任官を合計して、税務監督局職員四百九十八名、税務署職員六千百五十六名であった。税務監督局職員は、昭和六年四月に五百十二名に増員されたが、十一年末には四百二十八名となり、昭和初頭の定員より減少した。また税務署職員は、昭和年代に入って以来毎年減員し、十一年末には五千五百九十六名に減少した。

ハ　外地における税務官署の設置

従来、外地における税務行政には、内務行政機関が充てられており、徴税機構は独立の系統をもっていなかった。

しかし、満州事変の突発を契機として、外地のうち特に朝鮮、満州の経済が日本の軍需生産を中心とする経済ブロックの中で、大きな役割を占めるに至った。朝鮮においては、昭和初期野口財閥の手により赴戦江、長津江の水力発電が完成して以来、北鮮の工業化は促進され、満州事変突発後は内地の資本が続々と朝鮮に進出し、朝鮮窒素株式会社を初め、油脂工業、火薬、酒、ビール、製薬、澱粉、葡萄酒、煉瓦等の軽工業、重工業が朝鮮に移植された。こうした産業の近代化を背景として、朝鮮の租税制度は所得税中心に移行していった。すなわち、昭和二年に税制改革が企図され、㈠一般所得税を租税体系の中枢とすること、㈡収益税の組織を整備すること、

㈢消費税、流通税を補完税とすることを内容とする案が作成されたが、この案は、昭和九年に至って実現し、一般所得税が創設されるとともに、補充税制として相続税、清涼飲料税の創設、酒税の整備、地租の軽減が行われた。この税制整理の実施と同時に従来、一般地方行政と同一機関で取り扱っていた税務行政を分離して独立の系統をつくることになった。すなわち、道府郡島における税務課、財務課または財務係を地方行政機関からきりはなし、税務監督局および税務署によって徴税事務が取り扱われることになった。朝鮮総督府税務官署官制（昭和九年四月二十八日公布、五月一日施行）によれば、税務官署の機構は次のごとくである。

1　朝鮮総督府税務官署は朝鮮総督の管理に属し内国税に関する事務を掌る。
2　税務官署は税務監督局及税務署とする。
3　税務監督局は内国税に関する事務を監督する。
4　税務署は内国税に関する事務を執行する。

新たに設置された税務監督局は五局であり、これは京城、光州、大邱、平壌、咸興に置かれ、この下に九十九の税務署が配置された。

関東局においては、昭和十一年度から南満州鉄道付属地に営業税、法人営業税が創設され、租税体系が拡張するに伴なって、税務行政機関は一般行政機関から分離した。すなわち従来税務行政は関東局内に理事官、税務吏を設けてこれを分掌していたが、十一年六月新たに税務署が設けられた。昭和十一年六月十一日に公布、施行された勅令「南満州鉄道附属地に於ける内国税に関する事務を執行せしむる為臨時関東税務署を設置するの件」によれば、関東局の税務機構は次のごとくであった。

1　南満州鉄道附属地に於ける内国税に関する事務を執行せしむる為臨時関東税務署を置き満州国駐箚特命全権大使の管理に属せしむ、其の名称、位置及管轄区域は大使之を定む。
2　税務署長は理事官又は属を以て之に充つ、大使の指揮を承け内国税に関する法令を執行し署務を掌理し部下の職員を指揮監督す。
3　大使は必要と認むる地に税務署の出張所を置くことを得。出張所長は属を以て之に充つ、上司の指揮監督を承け所務を掌理す。

この機構整備によって設置された税務署は四署で、新京、奉天、営口、安東に置かれ、さらにその下に五出張所が設けられた。ただし、この機構は、昭和十二年十一月三十日、日本の満州国における治外法権撤廃とともに廃止され、満州国の行政管轄下に入ることとなった。

二　関税行政機関

内地における関税行政は、主税局関税課を中央機関として、横浜、神戸、門司、長崎、大阪、函館の六開港場に設置された税関がこれにあたり、この他税関の業務を補助する機関として、六開港場以外の各港に、税関支

署、税関出張所、税関支署出張所、税関監視署が置かれた。

イ　主税局関税課

主税局内に設置された関税課は、関税行政を総轄し、各税関を監督、管理する関税行政の中央機関で、関税および噸税の賦課および徴収、それに関する事務の監督、外国貿易の状況調査、輸出入品の調査鑑定を主要な管掌事務としていた。その分掌事務は次のごとくであった。

関　税　課

1　関税及噸税の賦課、徴収及減免に関すること
2　関税及噸税事務の管理監督に関すること
3　税関経費配賦の調査に関すること[1)]
4　外国貿易の船舶及輸出入品の監督に関すること
5　保税倉庫、仮置場其の他の保税地域の管理監督に関すること
6　外国貿易の状況調査に関すること
7　輸出交付金及戻税に関すること
8　運送通路に関すること
9　輸出入品の調査鑑定に関すること
10　輸出入品の見本に関すること
11　関税率の調査に関すること
12　関税統計に関すること
13　関税制度の調査に関すること

(1)　この項は、昭和九年十二月経理課の設置と同時に、経理課に移管された。

ロ　関税調査委員会

この委員会は、大正十五年一月、政府が第五十一議会に関税定率法改正法律案を提出した際、新設を約束して設置したものであった。従来関税定率の改正は、改正の都度委員会を設けて審議していたのであるが、もともとわが経済界は外国貿易に強く依存しており、また国内では輸入品と同種の商品を内地で製造する業者、輸入品を国内で販売する商社、輸入品を原材料とする工業家等の間に、関税率改正をめぐって利害の対立が激化していた。かくて関税の改正は、財界に及ぼす影響が大であり、関税定率を国民経済の実情に適合させてゆくためには、産業界と社会状態の推移に応じて、できるかぎり迅速に改正することが望ましく、かつ多方面にわたる迅速な調査は、単に関係当局者のみに期待することはできないという事情から、民間の学識経験者をも参加させるべきであるという声[1)]が起り、大正十五年一月、この要望にそって、政府は常設の関税調査委員会を設置する旨の声明書を発し、議会において関税定率法改正案の付帯条件として関税調査委員会を設置することを約束した。

次いで五月十七日、同委員会制が公布された。

(1)　日本工業倶楽部が大正十四年十一月二十日付をもって政府に提出した関税政策に関する建議の中に「関税調査委員会常設ノ件」があり、その理由として「常設的機関を以てするに非ざれば、時々に変化する内外の経済時局に対応して、機宜の手段を採ること能はず、故に改めて関税調査機関を常設し……」と述べている。

このとき以来、関税調査委員会は大蔵大臣のもとに常設された。この委員会の権限と組織を、官制によってみれば、次のようなものであった。

一、関税調査委員会は大蔵大臣の監督に属し、その諮問に応じて関税率に関する事項を調査審議する。また右の事項について建議することができる。

二　その組織は、

会長　大蔵大臣

委員　三十人以内、(イ)大蔵部内高等官……六人、(ロ)商工部内高等官……四人、(ハ)農林部内高等官……三人、(ニ)外務部内高等官……三人、(ホ)内閣高等官……一人、(ヘ)内務部内高等官……一人、(ト)学識経験者……十二人以内。大蔵大臣の奏請によって内閣で任命する。学識経験者の任期は四年である。

臨時委員　臨時に必要あるとき、関係各庁高等官および学識経験者のうちから大蔵大臣の奏請により内閣において任命する。

右の委員のうち、調査会設立当初の学識経験者委員の名をあげれば、次のとおりである。

斯波忠三郎、矢作栄蔵、神戸正雄、加茂正雄、中沢良夫、桑田熊蔵、大河内正敏、田中隆三、三土忠造、森田茂、佐々木平次郎、児玉謙次

ハ　税　関

税関は大蔵大臣の管理に属し、その管掌事務は、関税、噸税および税関諸収入の賦課徴収、保税地域の管理、輸出入貨物の取締り等、関税行政および外国貿易行政の一部がおもなものであったが、このほかに大正十三年十二月から、従来内務大臣が管掌していた府県港務部ならびに農商務大臣の管轄の下に置かれていた植物検査所の事務が税関に移管され、港湾行政のすべての事務を管掌することになった。したがって、税関官制によれば、税関の取り扱う事務は次のごとくであった。

1　関税、噸税及税関諸収入に関する事項
2　保税倉庫、仮置場其の他の保税地域に関する事項
3　船舶及貨物の取締並貨物の収容に関する事項
4　関税法及噸税法犯則者の処分に関する事項
5　輸出入貨物の戻税及交付金に関する事項
6　運送通路の取締に関する事項

7　輸入砂糖又は織物の消費税及骨牌の課税に関する事項
8　輸出入又は移出入の植物に関する検査、取締及病菌害虫の研究調査に関する事項
9　開港港則に関する事項
10　開港港則の施行に直接必要なる港内の行政警察に関する事項
11　海港検疫に関する事項
12　輸入又は移入の獣畜其の他の貨物に対する家畜伝染病予防法又は畜牛結核病予防法に依る検疫検査に関する事項

以上が税関が一般に取り扱う事項であったが、横浜、神戸、大阪、長崎、門司の五税関は、このほかに内地産獣毛の消毒に関する事項を取り扱い、函館税関のみは、前記九号以下の港湾行政を取り扱わなかった。

これらの事務を分掌するため、税関内には、税関長官房、総務課、検査課、植物検査課、会計課、監視部、港務部が置かれた。ただし、函館税関は港湾行政を取り扱わなかったので、港務部は置かれなかった。

税関長は大蔵大臣の指揮監督を受けるが、行政上の監督は、商工大臣、内務大臣、逓信大臣からも受けており、税関長の下に、事務官、関税官、鑑査官、植物検査官、港務官、医官、獣医官、事務官補、監視、港吏、鑑査官補、植物検査官補、医官補、獣医官補、薬剤手、監吏、技手の各職員が置かれた。なお各税関の管轄区域は、巻末資料を参照されたい。

ニ　税関支庁

右の六税関のほかに、税関管轄区域内の必要な場所に、税関の業務の一部を分担する機関として、税関支署、税関出張所、税関支署出張所および税関監視署が設置された。これらの支庁は、関税、噸税の賦課徴収に当る機関ではなく、保税倉庫、仮置場その他の保税地域に関する事項ならびに港湾行政、港湾内の警察行政および検疫行政を分担するものであった。税関支署は税関の管轄区域内の主要な開港場に置かれ、全国で総数三十四ヵ所（昭和二年現在）に設置された。支署長は税関長の指揮を受け、関税官または事務官補がこれに充てられた。また税関出張所、税関支署出張所は、輸出入貨物の検査、輸送に便利を与えるために、主として税関、税関支署に近接する鉄道の駅構内に設置され、その数は十八（昭和二年現在）であった。税関監視署は、税関監視部の支庁であり、もっぱら港湾内の警察行政を執行する機関であった。税関監視署長には、税関職員のうち監視または監吏が充てられた。

第四節　金融行政部局

一　第一次大戦以降満州事変期末に至る金融行政上の大蔵省

1　満州事変勃発まで

わが国の大蔵省は、財務行政を総括的に管掌するとともに、金融行政をも担当する国家機関であった。しかし、金本位制が確立されていた時代には、大蔵省の行う金融行政は、主として銀行を初め各種金融機関に対する営業の監督および補助金、補給金の交付による金融機関の保護、助成、銀行の合同促進であり、金融政策の主要部分をなす金融市場の調節、金利政策による正貨の擁護、外国為替相場の維持等は、日本銀行の機能を通じて行われた。したがって大蔵省の機能は、金融機関に対する監督行政がおもなものであり、金融市場に対する作用は、理財局が操作する国庫金の運用、政府保有の正貨量の調節、および銀行課（大正五年以降は銀行局）が行う日本銀行の営業監督を通じて間接的に行われていたのである。

しかし、第一次世界大戦がもたらしたわが国経済の飛躍的発展と異常な膨張の反動として、戦後引き続き産業界は不況に襲われ、金融機関の経営の基礎が脆弱化していった。この事態に対処して、大蔵省の金融行政部局は、危機におちいった金融界を救済しつつ、金融機関の集中と合同を促進して、金融機構を再編成する機能をいっそう積極的に発揮しはじめた。

大正六年九月、わが国はアメリカ合衆国の金輸出禁止措置に応じて、金の輸出を禁止し金本位制から離脱したが、これはわが金融政策および金融行政の基本に、本質的な変化を与えた。大戦終了後、欧米諸国が次々と金本位制へ復活した中で、金解禁論議は民間の識者の間に沸騰したが、戦時中より継続したインフレーションは、金解禁断行の際に幾多の障害を与えることとなり、金本位制から離脱した状態が継続したのであった。大戦中、交戦諸国の軍需品需要増加と東洋市場からの後退とによって、一時輸出超過を続けたわが貿易は、戦後列国の経済力回復と、国際市場への復帰に伴なって、大正八年以降ふたたび輸入超過に転じた。この外国貿易の逆調は、金本位制から離脱した外国為替相場に反映し、相場は金の輸出点を割って下落せざるをえなかった。このために外国為替相場の低落を阻止し、国際収支の逆調を防ごうとする対策は、第一次大戦後の金融政策の特徴となった。このような金融政策は、大戦前までは日本銀行が正貨擁護の目的で、主として金利政策を通じて行なってきたものであるが、戦後の政策を実行するにあたって、大蔵省は政府の正貨の払下、外資の輸入（大正十三年震災後の外債募集）、正金銀行に対しての造幣価格による金の売却停止措置（大正十三年十一月、大蔵省発表）、政府保有正貨の海外現送（大正十四年九月）等の対策をとり、為替相場維持のための積極的役割を果すこととなった。右のような大蔵省の立場から、金融行政部局の機能は漸次拡大していった。金融に関する調査事務は、従来理財局国庫課の一係の担当するものであったが、大正六年二月、勝田蔵相は臨時調査局を設けて、同局金融部において国内、国際金融の調査を開始した。臨時調査局で始められた内外金融の調査は、大正九年五月には理財局に引き継がれ、臨時調査課で担当することとなった。この事務は、単に金融事情を調査して、省内に資料を提供するにすぎないものであったが、これと並行して理財局内の内外金融行政に直接、間接に関係する事務は増加し、同局国庫課は国庫金運用機関であるのみならず、金融行政機関としての性格を強めた。しかしながら、この時期の理財局は、いまだ金

融市場に対する統制的権限をもってはいなかった。

これとともに、金融機関の経営に対する検査、監督と、銀行の合同を中心とする銀行行政は、ますます範囲を広げ、厳重なものになった。明治以降銀行の経営に対する監督行政は、本省内の一課で管掌されていたが、大正五年四月、課を局に拡充して銀行局が設置され、同局は専門的に銀行検査に当る高等官を置いて、特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、信託業者、無尽業者の営業を監督した。しかも銀行局の監督する金融機関の範囲は、その後ますます広がり、同六年には、市街地信用組合、翌七年には有価証券割賦販売業者への監督を加え、大正十年ころまでには、特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、信託業者、担保付社債信託業者、無尽業者、有価証券割賦販売業者、市街地信用組合、産業組合中央金庫、信用組合連合会等ほとんどあらゆる種類の金融機関の経営を監督するに至った。

大戦時および戦争直後、わが産業界は未曽有の活況を呈し、その影響を受けて普通銀行の経営は好転し、その資力を拡充したが、戦争による異常な好景気は長続きするはずはなく、大正九年三月には、株式の暴落による大恐慌が起った。その影響は銀行界に及び、四月には増田ビルブローカー銀行が破綻したのをきっかけとして、六月までに六十七行が取付けにあい、二十一行が支払停止を行なった。恐慌の打撃は非常に大きく、その回復は容易ではなかった。翌十年秋には一時中間景気を現出したが、それもただちに消えて、十一年初めには、金融はふたたび緊迫し、東京および京阪、九州方面の多数の銀行に取付けが起った。かくて打ち続く不況に悩み続けた金融界に、さらに大打撃を加えたのは、大正十二年九月一日関東一円を襲った大震災で、これにより、東京、横浜の金融機関の建物の大半は灰燼に帰した。九年の反動恐慌以来、根本的な整理を避けて来た財界は、ますます弱化した。このような相次ぐ不況の中で、普通銀行の経営難は深まり、不良貸、回収不能等の現象は各地に起った。そしてこの経営不振は、とくに地方の中小銀行においてはなはだしかった。この状態はわが国信用制度の危機を意味していたから、銀行行政力による整理が要請されるに至った。かくて銀行局の機能は第一次世界大戦後漸次拡充されはじめた。銀行行政部局の従来からの伝統的な方針は銀行合同の促進であって、この方針が大正九年の反動恐慌以降の不況期にも継続され、経営が困難となり、または不良化した中小銀行相互の合同、あるいは大銀行への合併を推進させる大きな動力となっていたことはもちろんである。しかもその上に、銀行検査による監督行政が、このころに強化されて、検査の回数は増加し、書面検査とならんで実地検査もしばしば行われた。ところが、銀行局の行政力の強化にもかかわらず、銀行界は十分整理されなかった。そして関東大震災の救済手段として割り引かれた震災手形は、当然整理されるべき銀行の整理をひきのばす役割を果し、反動恐慌以來の経済界の脆弱化は重なって、昭和二年に金融史上未曽有の恐慌が勃発した。この恐慌は、東京渡辺銀行およびあかぢ銀行の支払停止に端を発し、台湾銀行をはじめとする多くの銀行が休業し、小銀行の破綻は続出し、全国のほとんどすべての銀行が取付けを受けた。そして、その影響は普通銀行に対してきわめて強く、銀行の合同、資本の集中がこの恐慌の結果として著しく促進された。これよりさき、政府は金融制度調査会を設けて、金融機構再編成のために新銀行法を立案し、銀行の資格をいっそう厳重にすることを企図したが、これとともに銀行検査を

大規模にかつ組織的に行うことが考えられ、銀行局の検査機能を拡充した。

以上のように、財界自らのうちに生まれた銀行集中への傾向を、合同促進と検査監督とによっておし進めてゆくのが、大蔵省の金融機関に対する行政の役割であった。

2　満州事変勃発以降

第一次大戦後、動揺を重ねて脆弱な基礎の上にあったわが国経済界を、金本位制の下で立て直そうとした井上蔵相は、金輸出解禁を断行したのであるが、これは昭和四年、米国に端を発した世界恐慌によって致命的な影響を受け、予期に反してわが経済界を底なしの不況に呻吟させる結果となった。そしてわが産業が深刻なデフレーションに悩みつつあったとき、日本経済のもつ根本的矛盾のはけ口を満州に求めて、昭和六年九月、満州事変が開始された。満州事変の開始は、その三日前に行われた英国の金本位離脱とあいまって、わが国の金本位制の継続を危くさせた。かくて不景気の深刻化とドル買の混乱のうちに、井上蔵相の緊縮財政と金本位維持方針は行き詰り、これにかわって登場した高橋蔵相は、昭和六年十二月十三日金輸出再禁止を実施した。高橋財政は、国防の充実に重点を置き、七年度以降飛躍的に累増する軍事費の要求に応じるとともに、他方では農村救済と輸出振興に財政資金をふりまき、ここにインフレーション財政への道をふみ出した。そしてこれによって膨張する歳出を、増税にたよらず公債をもってまかなうこととし、満州事変公債と歳入補塡公債は急速に増発されていった。

ところで、画期的に増発された公債を円滑に消化するために、特別な方法が講ぜられた。昭和七年七月、まず日本銀行の保証準備発行限度を一億二千万円から一躍十億円に拡張し、制限外発行税の最低率を五分から三分に引き下げ、制限内発行税のかわりに、新たに納付金制度を採用した。これらの準備を行なった上で、日本銀行の公債引受制度をはじめ、日本銀行は引き受けた公債を随時市中に売却する公開市場操作によって、公債の円滑な消化がはかられた。この制度は、高橋蔵相が「一時の便法」と考えていたものであったが、その後恒久的な制度となり、これによって金融の財政への従属、日本銀行の財政機関化への第一歩が踏み出されたのである。しかも一方では、大蔵省と日本銀行が共同で行う公債引受制度と公開市場操作を通じて、大蔵省は金融情勢のいかんにかかわらず、公債を発行しうるようになった。従来行われていた国債の発行は、金融市場の繁閑に左右されていたが、このような方法による国債発行量が増加すればするほど、市中金利は日銀売出公債の利回りを中心として動き、金融市場における金利は、ある程度大蔵省と日本銀行によって統制することができたのである。

以上のような体制は、巨額の財政資金の散布がもたらすインフレーションの高進を一般化せず、その悪性化を防ぎ、インフレーションを統制しようとするものであった。つまり、満州事変突発以降行われた財政インフレーション政策には、その反面にインフレーションを抑制しようとする意図が含まれていたのである。もともと公開市場操作それ自身がこの役割を果すものであったから、したがって、これを成功裡に継続させることが必要であり、またそのための諸条件をつくり出すことが要請されたのである。

かくて、大蔵省の金融行政部局のになった任務は、行政的手段を通じてこの諸条件をうみ出すことであった。

理財局のうち国債課の国債発行事務および国債優遇行政が増大したのはもちろんであり、国庫課の金融行政の機能も漸次拡大していった。国債の消化と公開市場操作の条件となった低金利政策を目標とする諸施策、金地金買上ならびに輸出手続の制定に始まって、日本銀行金買入法にまで及ぶ地金の買上政策、政府発行貨幣の調節等の事務が増加し、その事務は統制的性格をもつようになった。

さらに国庫課の所管事務に加わった大きな行政は、為替統制政策であった。金輸出再禁止とともに、為替相場は暴落しはじめたが、政府はこれに対して貿易の活況を促進する必要から、為替相場を放任していた。しかし為替ダンピングによる輸出の増大は、一面においてインフレーションを激化するものであったから、しだいに為替統制へと移行する意図が大蔵省部内にあらわれた。こうして円相場の低落に伴なう為替投機の取締りを直接の動機として、七年七月には資本逃避防止法が実施され、それは八年五月に外国為替管理法の施行にまで発展した。ここで為替統制は本格化し、国庫課の所管から離れて、外国為替管理部が創設され、為替統制機関がはじめて生まれることとなった。しかしながら、その他の金融部局全体を通じてみれば、いまだ金融界に対する直接的統制を行う権限をもつには至らなかったのである。

二　理財局と銀行局

1　昭和初期における両局の管掌事務

理財局には国庫課および国債課の二課が置かれ、国庫課は、日本銀行に預金された国庫金の運用と管理、保管金、政府所有の有価証券取扱および金融に関する行政的事務、金銀地金の買入、輸出許可、補助貨幣の製造、発行の調節、造幣局資金を主として管掌し、国債課は、国債、借入金、大蔵省証券の募集、償還、国債利子の支払などの国債事務と、地方財務の監督、家禄賞典禄処分の事務を管掌した。前に述べたように、これらの事務のうち、第一次大戦以降わが国が金本位制を離脱し、外国為替相場の維持が金融政策の基調となると、金融に関する事務は増加し、満州事変直後行われた日本銀行公債引受制度と公開市場操作によるインフレーション統制政策を進めてゆく過程で、国庫課は金融統制機関的性格を強めていった。

銀行局は、大正五年官房から独立して一局をなして以来、銀行合同政策と銀行検査を包含した銀行行政を担当する部局であった。同局は特別銀行課と普通銀行課の二課からなり、その主要な事務は、特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行等のすべての銀行と、銀行以外の各種金融機関――無尽業者、市街地信用組合、信託会社、有価証券割賦販売業者、産業組合中央金庫――の経営の監督である。

昭和二年における両局の管掌事務を、分課規程によってみれば次のとおりであった。

理　財　局

国　庫　課

1　国資の運用出納に関すること

2　国庫金の出納管理に関すること
3　国庫金の出納計算書に関すること
4　国庫簿の登記に関すること
5　貨幣に関すること
6　保管金及政府の所有又は保管に係る有価証券に関すること
7　金融に関すること
8　内外経済事情の調査報告に関すること
9　教育基金特別会計に関すること
10　賠償金特別会計に関すること
11　教育改善及農村振興基金特別会計に関すること
12　理財局主管にして他課に属せざる事務に関すること

国債課

1　国債の募集、借入及償還に関すること
2　国債簿の登記及国債計算書の調製に関すること
3　国債整理基金及公債金特別会計の経理に関すること
4　国債利子及国債雑費の支払に関すること
5　国債証券、大蔵省証券及借入金証書の取扱に関すること
6　地方財務の監督に関すること
7　北海道地方費府県市町村其の他公共組合の公債に関すること
8　罹災救助基金に関すること
9　家禄賞典禄処分に関すること

銀行局

特別銀行課

1　日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、台湾銀行、朝鮮銀行其の他特別法令に依り設立せられたる銀行に関すること
2　産業組合中央金庫に関すること
3　紙幣類似証券に関すること
4　無尽に関すること
5　市街地信用組合に関すること
6　銀行債券に関すること

7　銀行に対する補助金及補給金に関すること
8　銀行局主管にして他課に属せざる事務に関すること

普通銀行課
1　普通銀行に関すること
2　貯蓄銀行に関すること
3　信託に関すること
4　有価証券割賦販売に関すること
5　銀行に関係を有する公益法人に関すること
6　銀行信託無尽等の統計に関すること

2　理財局地方債課の増置

前に述べたように、大蔵省内では大正末年以来の行政整理方針の影響を受けて、一局二課制が施かれていた。このため理財局内には国庫課および国債課の二課がおかれていたが、昭和九年十二月、主計局、主税局の機構拡張とともに、理財局でも右の二課のほか、地方債課が新設された。地方債課は従来国債課が管掌していた地方団体の財務監督、府県市町村その他の公共組合の公債発行の管理および罹災救助基金に関する事務を担当することになった（分課規程は付録資料編参照）。

3　銀行検査制度と銀行局検査課の設置

大正九年の財界反動以来、わが経済界は慢性不況の状態を続け、企業の基礎は脆弱化し、経済活動は異状に発展していた。こうした状態に伴なって、金融界も不健全となり、とくに大正十一年の銀行取付け、大正十二年の関東大震災は、金融界に大きな打撃を与え、不良貸付、経営の弱体化が表面化した銀行はますます増加していった。そこで若槻内閣の片岡蔵相は、この経済界を立て直すための基本的方策として、金融制度の改善を取り上げた。すなわち片岡蔵相は、就任早々大蔵大臣を会長とし、関係各庁の高等官、学識経験者を集めた金融制度調査会を新設し、これに対し金融制度全般にわたる調査事項を提出した。提出された調査事項は、日本銀行の機能の検討、普通銀行制度、農業金融、貿易金融、不動産金融、拓殖金融、貯蓄銀行制度、庶民金融機関、金利低下等十二項目にわたったが、最も重点をおいて審議された事項は、普通銀行制度の改善であった。同調査会は銀行の監督、営業の形態、最低資本金額、銀行の合同、預金の支払準備の法定、銀行の商号の六項目について審議し、旧銀行条例（明治二十三年八月二十五日制定）による普通銀行に関する諸規定をいっそう厳重なものにすることを決定し、これとならんで金融機関検査を充実することを決議した。同調査会においてこれらの改善案が成立をみるや、ただちに旧銀行条例にかわるに新銀行法案を作成し、これを第五十二議会に提出し、成立をみた（昭和二年三月二十九日公布、法律第二十一号）。

新銀行法は、普通銀行の営業許可の手続および設立に関する規定を旧銀行条例により厳格にし、新たに監査、

監督および検査という点に重点がおかれた。銀行に対する検査については、従来旧条例に「主務大臣は何時にても部下の官吏に命じて銀行の業務および財産の状況を検査せしむることを得」る制度があったが、普通銀行制度の改正とともに、新たに常設的検査機関を設けて、銀行の経営に対する検査を充実することとした。金融調査会の決定案によれば、「政府の検査は各銀行その他の金融機関に付き、少くとも二年に一回づつ実地検査および書面検査を行ひうる」ことが適当と認められた。またこの検査権を日本銀行に賦与することについては、「日本銀行が中央銀行として、国家的機関たるの性質を有することは論なきも、その組織において私的法人たる以上、これをして他の銀行に対し、強制的に臨検をなし、又は営業上の秘密を開陳せしむるの権限を賦与するは法制上不穏なりとす。而して金融機関の監督は財務行政上最重要なる事項の一にして、其の監督と検査とは離るべからざる関係にあるを以て、其の監督を完全に遂行せんが為には、之が検査を政府に於て直接に執行する」必要があるという理由から、不適当とされ、このため銀行局に検査課を新設し、専任銀行検査官を置くこととなった。そして別にこれと並行して日本銀行には、契約によりその取引銀行の調査をなさしめる制度を加えた。これにより銀行は、政府と日銀の双方から検査、監督を受けるわけで、銀行の集中、合同、大銀行の制覇が促進されたことはいうまでもない。新設された検査課の管掌事務は次のごとくであった。

検　査　課

1　検査計画に関すること
2　実地及書面検査の実行に関すること
3　検査に基く整理事項に関すること
4　検査規定に関すること
5　検査成績の報告及検査統計に関すること

三　金融恐慌対策としての諸委員会

昭和二年三月、震災手形処理関係法律案を第五十二議会で審議中、東京渡辺銀行およびあかぢ貯蓄銀行が支払を停止し、これに端を発して金融恐慌が突発した。わが国の経済界は、第一次大戦後、大正九年の反動恐慌、十一年の銀行取付け、十二年の震災恐慌と連続的に不況に襲われたが、そのたびごとに財界自らの力で立ち直ることができず、大蔵省の預金部資金、日本銀行の救済貸出しによって破綻を免かれてきた。この金融恐慌は、これまで当面の破綻を弥縫して来た財界の脆弱性が表面化したものであったが、この恐慌を克服するにあたっても、大蔵省、日本銀行が財界救済に乗り出さねばならなかった。しかも財界救済のために支出される財政資金の配分を通じて、金融機構の再編成が行われた。したがって金融恐慌が突発した後、政府のとった対策は、当面緊急の救済措置であるばかりでなく、救済を通じて財界の整理を進めることであった。そこで恐慌克服のための金融行政は、財界の利害と直接関係し、財界は、日銀および大蔵省の決定に容喙するに至った。そこで、財界と国家機

関との間に意見を交換する機関として委員会が設けられた。これらの委員会は、政府部内に設けられ、関係各省の連絡をとる委員会、すなわち行政機関の補助的役割を果す委員会にとどまらず、救済のための財政資金の配分を、財界と共同して決定する機関である点に特色があった。

1　震災手形処理委員会

震災手形とは、大正十二年の関東大震災によって起った金融の硬塞を緩和するために、「日銀手形損失補償令」によって、日本銀行が再割引に応じた手形であるが、大正十五年若槻内閣の片岡蔵相のときに、この勅令をさらに延期するか、または打ち切るかということが問題となり、この対策として、「震災手形損失補償公債法」および「震災手形善後処理法」の両法案を作成し、震災手形を整理することとなった。この法案は第五十二議会に提出され、法案審議の途中で片岡蔵相のいわゆる失言問題によって、金融恐慌の発端をつくることになったのであるが、ともかく両法案は議会を通過した。ただしその通過の際、貴族院で希望条件が付せられた。その希望条件は「震災手形損失補償公債法並に震災手形善後処理法の運用については、審査委員会を設け厳正公平なる審査を遂ぐること」そして「委員会の委員に貴衆両院議員を加へること」というのであった。震災手形善後処理法は、その第二条に「政府は昭和二年九月三十日に於て日本銀行より震災手形の割引を受け居る銀行に対し、該震災手形の整理をなさしむる為、本法の定むるところに依り貸付金を為すことを得」と規定している。この貸付金は予算の編成項目にしたがって、行政機関が予算の支払をするのと異なり、新たに五分利付国債証券をもって交付するのである。もちろん、わが財政史上、国債の交付による国家の援助ということは、しばしば行われたことであるが、昭和の初期における特色は、財界が国家の支出する貸付金の配分にあずかろうと一つの機関をつくったこと、すなわち、財政機関—委員会（財政機関の代表者　財界の代表者）—民間という経路をたどって貸付金が出されるようになったことである。

震災手形処理委員会官制（昭和二年六月三日公布）によれば、その要綱は次のとおりである。

一　委員会は大蔵大臣の監督に属し、その諮問に応じ、震災手形善後処理および震災手形損失補償に関する事項を調査審議すること。

二　会長一人、委員十二人以内、会長は大蔵大臣。

三　委員は、(イ)大蔵部内高等官、(ロ)貴族院議員、(ハ)衆議院議員、(ニ)日本銀行総裁および副総裁、(ホ)日銀理事、からなる。

この委員会の実際の構成員をあげれば、次のごとくである。

会長	大蔵大臣	三土	忠造
委員	大蔵政務次官	大口	喜六
同	大蔵次官	黒田	英雄
同	理財局長	富田	勇次郎

同　銀行局長　松本俙
同　貴族院議員　青木信光
同　同　阪谷芳郎
同　衆議院議員　山本条太郎
同　同　原俙次郎
同　日銀総裁　井上準之助
同　日銀副総裁　土方久徵
同　日銀理事　深井英五
同　同　麻生二郎
幹事　銀行局長　松本俙
同　大蔵書記官　加藤栄一郎
同　同　大野龍太
同　日銀営業局長　永池長治
同　日銀審査部主事　司城元義
同　日銀調査役　岡田才一

この構成員は、ほとんど大蔵省および日銀の職員であり、その他衆議院議員山本条太郎は三井物産重役、満鉄総裁、原俙次郎は台湾総督府官吏、台湾の製糖会社重役の経歴を有した。従って官吏および財界の代表者でこの委員会は構成されたのである。

震災手形処理委員会は、第一回委員会を七月十六日に開催し、その後数回にわたり委員会を開いた。第一回委員会において定められた「手形処理方針」をみると、貸付金がいかなる基準で銀行に与えられたかがわかる。次に処理方針をあげれば、

第一　日本銀行が震災手形に依り特別融通を為したる金額中補償を為す金額は左記(イ)の基準に依り之を決定すると共に震災手形善後処理法に依る貸付に関し左記(ロ)の方針を採ること

一　銀行が破産又は清算中の場合に於ては

(イ)　日本銀行の割引せる震災手形中其の担保たる震災手形の取立に依り回収不能と認められる金額に付銀行の全資産に対し他の無担保債権者と同様の地位に於て債権を行使し尚回収すること能はずと認めらるる金額を補償すること

(ロ)　善後処理法に依る貸付を為さざること

二　銀行が休業中の場合又は之に準ずべき場合に於て其の整理存続（合同を含む）の見込なきものに付ては

(イ)　補償を為す金額を決定する基準は一の(イ)に同じ

(ロ)　善後処理法に依る貸付を為さざること

三　銀行が休業中の場合又は之に準ずべき場合に於て其の整理存続（合同を含む）の見込あるものに付ては

(イ)　日本銀行の割引せる震災手形の取立に依り回収不能と認めらるる金額を左記条件に依り補償すること

右補償金額は該銀行の整理存続上必要なる限度内たるべきこと

1　積立金の全額を取崩すこと

2　銀行の整理存続を害せざる程度に於て十分なる減資減配を為すこと

3　銀行の重役が相当私財の提供を為すこと

(ロ)　善後処理法に依る貸付を為すこと

四　銀行が営業継続中なるも、三(イ)の1及2の整理条件を実行したる場合に於ては

(イ)　日本銀行の割引せる震災手形中其の担保たる震災手形の取立に依り回収不能と認めらるる金額を補償すること

右補償金額は該銀行の整理存続上必要なる限度内たるべきこと

(ロ)　善後処理法に依る貸付を為すこと

五　銀行が営業を存続中にして別段整理を為すの要なしと認めらるる場合に於ては

(イ)　日本銀行の割引せる震災手形の担保たる震災手形中回収不能なるものあるも補償を為さざること

(ロ)　善後処理法に依る貸付を為すこと

第二

一　第一の一及二の場合に於て政府が日本銀行に対し補償を為したるときは日本銀行は之に相当する震災手形及之が担保たる震災手形を政府の為に保有し入金ありたるときは其の金額を以て先づ日本政府の損失額が一億円を超過したる為同行が補償を受けざる金額の返償に充当し尚残余あるときは之を政府に納付すること

〔第二項および二省略〕

以上の方針によってわかることは、休業または破産している銀行は、地方の小銀行に多いのであるから、したがって地方小銀行への貸付を行わない。小銀行でも合併または合同して存続する場合には貸付をする。また日本銀行はいかなる場合でも政府から補償を受け、かつ日本銀行が政府から補償を受けるために、自ら市中銀行の経営に干渉して市中銀行の基礎を確実にしなければならない。こうして銀行の合同は促進され、日銀は財政機関的性格を強めるとともに、市中銀行に対する地位を強固にしたのである。

この委員会は、昭和四年二月まで存続し、同月廃止された。

2　台湾銀行調査会

震災手形の整理に関連して、台湾銀行の経営上の不始末が一般に露見するに至って、震災手形整理の法案は、台湾銀行とその取引先である鈴木商店を救済するためのものだという論議が世間でかわされるようになった。そ

こで前述の「震災手形損失補償公債法」および「震災手形善後処理法」の両法案を議会で可決する際、震災手形処理委員会の場合と同様に台湾銀行の調査をも議会で希望条件として付された。すなわち、この調査会によって同行の経営を整理し、これとともに日本銀行が震災手形善後処理法によって同行に融通する資金を回収しようというのであった。したがってこの調査会は財政資金の支出機関でも財務行政の執行機関でもなく、もっぱら台湾銀行の救済のために設けられた機関であった。

台湾銀行調査会官制（昭和二年四月四日公布）によれば、この調査会の要綱は、

一　調査会は大蔵大臣の監督に属し、その諮問に応じて株式会社台湾銀行の基礎を鞏固にする方策を調査審議する。

二　会長一人、委員十四人以内。会長は大蔵大臣の奏請に依り、内閣に於て任命する。

三　委員は、(イ)関係各庁高等官、(ロ)貴族院議員、(ハ)衆議院議員、(ニ)日本銀行総裁及び副総裁、(ホ)日本銀行理事

とあり、調査会の構成員をあげると次のとおりである。[1]

会　長（貴族院議員）　阪谷芳郎
委　員　貴族院　青木信光
同　　衆議院　原　脩次郎・元田　肇・山本条太郎
同　　大蔵官吏　大口喜六・黒田英雄・松本　脩・富田勇太郎
同　　台湾総督府　後藤文夫
同　　日本銀行　井上総裁・土方副総裁・麻生理事

(1)　台湾銀行調査会は五月に内閣の更迭が行われた結果、構成員に変動があった。右に掲げた構成員は、内閣更迭後のものである。

片岡蔵相はこの第一回調査会の席上「台湾銀行は台湾の金融機関として台湾の開発上重要な地位を占めること、かつ我国の外国貿易金融において正金銀行に次ぐ地位を持つので、今後も同行の基礎を鞏固ならしむるため努力されたい」と述べ、その後市中銀行の台湾銀行に対するコール回収にあわてて開かれた緊急台銀調査会において、「台銀整理を誤解するものが出て、コール回収が始まり、非常に資金難になって来たので、台銀の基礎を鞏固にする為には、徹底的に救助しなければならない」と述べたのに対し、阪谷、青木等の委員は、原則的に政府の方針に賛成した。

これに基づいて台湾銀行救済に関する緊急勅令案がでたわけであるが、この勅令案について若槻内閣は枢密院と正面衝突をして辞職し、後の田中内閣にいたってこれは「台湾の金融機関に対する資金融通法案」となり、やむなく休業していた台湾銀行は五月九日から一斉に開業した。その後七月に開かれた台湾銀行調査会で「台湾銀行の基礎を鞏固ならしむる方策」が決定された。いまや台湾銀行の経営の破綻は、政府の財政的救済によって初めて立ち直ったのである。さて、いかなる方法で台湾銀行の基礎を強固ならしめたかを前述の方策にしたがって

みると、

「台湾銀行の基礎を鞏固ならしむる方策」

第一　台湾銀行が多額の欠陥を擁し其の基礎の安定を欠くに至りたるは畢竟その本来の使命を逸脱し放漫偏倚の貸出を敢てしたるが為に外ならず故に今後に於ける同行の営業方針は本来の使命たる台湾に於ける産業資金の供給を以て中心とし其余力を以て南支南洋における外国為替業務に当らしむるを至当なりと認む

第二　台湾銀行の資産に包蔵する欠陥に対しては左の方法に依り之が補塡の資源を求むるを至当なりと認む

㈠　資本金を三分の一に減少すること

㈡　諸積立金を取崩すこと

㈢　震災手形中震災手形処理委員会の議を経て相当債務額の免除を受くること

㈣　台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律に依り融通を受けたる金額中特別融通損失審査会の決定を経て相当債務額の免除を受くること

第三　台湾銀行の将来に於ける経営に関しては前記第一の方針に則り左の改善を加ふるの要ありと認む

㈠　内地に於ける貸出は之を為さざること

㈡　内地市場に於けるコールの吸収は之を為さざること

㈢　店舗の縮小廃止を行ふこと殊に倫敦支店及紐育出張所に対しては其の規模を縮小すること

㈣　店舗の縮小廃止、役員行員の減員等に依り極力経費の節約を図ること

第四　台湾銀行の整理は鈴木商店関係貸出に対する回収の程度如何に依る処甚大なるを以て特に同行内に整理部を設け、其の組織を充実し厳重なる監督を加ふるの要ありと認む尚今後同店に対し一切の貸出を為さざるは当然なりとす

第五　台湾銀行の主要債務たるコールの処置に付ては台湾銀行調査会に於て具体的成案を得る迄暫定的に之が返済の猶予を得つつあるの状態なるが此際本問題の解決を遂ぐるは同行の基礎を鞏固ならしむる所以なるを以て速に台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律に依り資金を融通して之が返済を為さしむるは最も必要なる措置なりと認む

第六　台湾銀行券の保証発行に付ては其の準備を一層確実ならしむるの要ありと認む

第七　台湾銀行に関する金融制度上の改正に付ては金融制度調査会の調査を俟つを以て適当なりと認む

かくして、台湾銀行は資金的にも経営的にも救済され、ふたたび大銀行の仲間入りをした。震災手形処理方針における小銀行の処置と、台湾銀行に対する政府の救済方針とをくらべるならば、財界救済がいかなる方向に向って行われたかがわかる。この調査会は、台湾銀行の整理を一応終了した昭和四年十二月廃止された。

3　特別融通審査会および特別融通損失審査会

台湾銀行救済の緊急勅令案が枢密院で否決されるや、関西の近江銀行の休業に端を発して、またも金融界に大

動揺をきたした。若槻内閣にかわった田中内閣は、組閣早々支払延期の緊急勅令を発して応急対策を講じ、さらに同内閣は、根本的財界救済策として、第五十三臨時議会に日本銀行特別融通及損失補償法案、および台湾の金融機関に対する資金融通に関する法案を提出して議決を得た。この法案によれば、日本銀行は預金の払戻停止中でないか、または現に停止中でも営業を継続する見込のある銀行から、預金の支払準備に充てるために資金の融通を請求されたときは、特別融通を行うのであって、この特別融通を行うためには、特別融通審査会の決定を経る必要があり、また特別融通に対する損失の補償については、特別融通損失審査会の決定をまつようになっていた。このように特別融通の施行機関として特別融通審査会および特別融通損失審査会が設置されたのである。

イ　特別融通審査会

特別融通審査会規則によれば、同審査会の機能および構成は次のようなものであった。

一　特別融通審査会は、大蔵大臣の監督に属し、日本銀行特別融通及損失補償法第一条の規定により、日本銀行のなす特別融通に付き必要な事項を調査審議する。

二　会長は日本銀行総裁。委員は、大蔵省高等官、日本銀行副総裁および理事の中から大蔵大臣が任命する。

この審査会が、特別融通を行う場合の方針をみるために「審査規則」を略述すれば、

一　割引歩合は、日本銀行の国債担保の貸付利子とする。

一　特別融通の担保範囲は、(イ)有価証券、(ロ)不動産抵当権附債券、(ハ)法律の規定により設定した財団を担保とする債権であり、それ等の評価は、(ロ)に対しては勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行が、(ハ)に対しては興業銀行があたる。

一　特別融通をうけている銀行に対し、日本銀行は必要あるとき、その資産、負債および営業状態の実地調査を行う。

一　休業銀行に対し特別融通を行う場合は、審査会の規定により営業継続の見込のあるものに限る。

この審査規則によれば、日本銀行が市中銀行への監督を強めること。営業見込のある銀行すなわち大中銀行、あるいは合併、合同して継続しうる銀行にのみ特別融通が行われることがわかる。

ロ　特別融通損失審査会

特別融通損失審査会官制によれば、その機能および構成は次のとおりである。

一　特別融通損失審査会は、大蔵大臣の監督に属し、日本銀行特別融通及損失補償法に依る特別融通ならびに台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律に依る融通によって、日本銀行の受けた損失およびその額を決定する。

二　会長一人、委員十四人以内

三　会長は大蔵大臣。委員は(イ)大蔵部内高等官、(ロ)貴族院議員、(ハ)衆議院議員、(ニ)日本銀行総裁および副総裁、(ホ)日本銀行理事、があたる。

特別融通の方法を図示すれば次のとおりである。

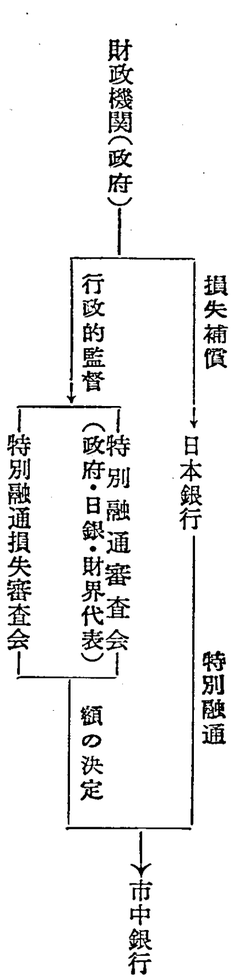

この特別融通に関する両委員会を実質的に動かしていたのは、多くの場合、日本銀行の役員であったので、融通の基本方針は、日銀当局の意志によって決定された。財界救済を通じて、財政機関が救済のための機能を果すようになるとともに、中央銀行たる日本銀行は、財政機関の一翼として重大な役割を果すようになったのである。

四　外国為替管理部の新設

1　外国為替管理部の設置

金輸出再禁止以降、わが国の対外為替政策は、為替相場を放任することであった。この放任政策は、為替の低落をもたらしたが、これによって生ずるインフレーションが、国民生産力の発展をうながし、景気の振興をもたらすという高橋蔵相の考えに基づいて、為替相場は自然の成行きにまかせられていた。しかし為替の下落は、当

局が考えていたよりもっと大きくかつ急激に進行した。市中相場は金輸出再禁止直前の六年十二月十三日に、四九・三七五ドルであったが、年末には大幅に下落して三四ドル台に下り、この低落は七年に入って止まるところを知らぬ状態であった。このような為替暴落は、国内物価を急騰させ、対外物価を急落せしめたから、輸出の伸長と輸入の阻止をもたらし、輸出産業は大いに振興する結果となった。しかしこの反面、わが国貨幣価値の下落は、資本の海外への逃避傾向を助長し、また政府の海外払の増大を招いた。資本の逃避がインフレーションによる資金の豊富な供給と低金利政策の遂行を阻止することは明らかである。そこで、資本逃避防止法が昭和七年六月末に制定された。同法の目的は、インフレーションの回避のために海外へ逃避しようとする資本の海外逃避を防止すること、また為替思惑が原因となって激化する為替相場の下落を防止することにあって、為替の下落そのものを直接防止するものではなかった。同法が統制する対象は、主として資本の内外移動であって、外国通貨および外国為替の売買、外国に対する送金、外国通貨をもってする預金取引および貸借、外国通貨表示の証券その他の債権の売買および輸入、外国居住者に対し信用を与える行為等が制限または禁止された。しかし、為替管理は本格的ではなかったから、その事務は理財局内の一係で担当され、それも報告の処理、帳簿の検査、統計の作成等、実施状況を調査したにとどまり、為替を管理する機関ではなかった。

しかるに、資本逃避防止法をもってしても為替の下落は阻止出来なかった。七年六月には、対米相場は三〇ドル台であったが、八月には二五ドルを割り、十一月にはついに一九ドルに落ち込むに至った。この情勢は輸出に

いっそう刺激を与えたことは事実であるが、一方輸入原料品価格を高騰せしめ、原料高、製品安を促進したばかりでなく、無為替輸出、為替先物予約等の利用による資本逃避をひき起した。そこで為替放任主義は為替の低落阻止へ、さらに為替管理政策へと転換せざるをえなくなった。この必要に応ずるためには資本逃避防止法では不十分となり、昭和八年三月二十八日外国為替管理法が公布され、五月一日から施行されることとなった。

外国為替管理法は、資本逃避防止法の骨子を継承したものであったが、その取締りの範囲はさらに拡張され、その内容は厳重となった。この法律によって、政府は、ほとんど一切の外国為替取引を統制する権限を与えられた。すなわち、従来資本逃避防止法で取り締られていた外国通貨および外国為替の売買、外国に対する送金、外貨表示の預金取引および消費貸借、外貨表示の証券その他の債権の売買および輸入、外国居住者に対する信用の付与のほかに、外国通貨および為替に関する一切の取得、処分、外国為替相場の取決め、本邦通貨、金地金、金の合金もしくは金製品等の輸出ならびに金貨幣の鋳潰、毀傷、外国においてなした委任に基づて本邦内においてなす支払、信用状の発行または取得、無為替輸出、証券の輸出、邦貨証券の輸入等が新たに取締りの項目に加えられた。この法律に基づいて、政府は非常に広範な権限を与えられることになったのである。そこで議会においても、為替管理の施行機関を理財局内の一係から独立せしめ、専門的な部局をつくることが要望された。これに対して大蔵省は、省内に為替管理部を設置してその実施の機関にすることを決定し、昭和八年五月二十三日に「臨時大蔵省に外国為替管理部を設置するの件（勅令第百二十四号）」が公布され、外国為替管理部が設置されたのである。

為替統制は、満州事変の進展から日華事変へと、戦争経済の進行につれて、全面的に実施される統制経済政策の先駆をなすものであり、したがって外国為替管理部は、統制行政機関の最初のものであった。

設置当初の同部は、「総務課」「審査課」の二課からなり、その管掌事務を分課規程によってみれば、次のようなものであった。

総　務　課

1　外国為替管理に関する法令の規定に依る許可に関すること

2　外国為替管理法第四条第一項の命令に関すること[1)]

3　外国為替管理委員会に関すること

4　外貨評価委員会に関すること

5　外国為替管理部主管にして他課に属せざること

(1)　外国為替管理法第四条第一項

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金地金、外国通貨、外国為替又ハ外国通貨ヲ以テ表示スル証券若ハ債権ヲ有スル者ニ対シ自ラ之ヲ処分スベキコト又ハ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者に売却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

審　査　課

1　外国為替管理に関する法令の規定に依る報告書又は明細書の審査に関すること
2　外国為替管理法第二条の規定に依る検査に関すること[1)]
3　外国為替管理法及関係命令違反事件に関すること

(1)　外国為替管理法第二条
政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ外国為替ニ関スル取引ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ヲ相手方トスル場合ニ限定スルコトヲ得

2　外国為替管理委員会および外貨評価委員会

イ　外国為替管理委員会

昭和六年第六十四議会に提出された外国為替管理法案には、為替管理の施行機関は大蔵省のみとし、為替管理に関する命令は、もっぱら大蔵大臣が決定することを規定していた。これに対し議会は、管理法の運用を政府に一任することは、官吏がわが為替相場を左右し、経済界にその影響を及ぼすことをおそれて、為替の専門家を集めた有力なる委員会を常設することを希望した[1)]。

(1)　第六十四議会、外国為替管理法審議の際の衆議院の付帯決議
「政府ハ本法ノ重大性ニ鑑ミ、外国為替管理委員会ノ組織及人選並ニ本法実施ニ関スル機関ノ充実ニ就キ、実際ニ適切ナラシムル為万遺憾ナキヲ期スヘシ」

この結果、外国為替管理法は「本法ノ施行ニ関スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ応ズル為外国為替委員会ヲ置ク」の一条を挿入し、その委員会官制は、昭和八年五月二十四日公布された。同官制によって委員会の権限および組織を要約すれば次のとおりである。

一　外国為替管理委員会は、大蔵大臣の監督に属し、主務大臣の諮問に応じて、外国為替管理法ならびに関東州および南満州鉄道付属地外国為替管理令〔外地管理令については、八年十月から新たに付加された〕の施行に関する重要事項につき調査審議し、これらの事項について主務大臣に建議する権限を有する

二　委員会は

会長　大蔵大臣

委員　十二人以内（昭和十二年十五人に、十六年二十人に増員された）とされ、関係各庁高等官および日本銀行正副総裁をもって充てられる

臨時委員　特別の事項を調査審議する為必要の際、関係各庁高等官および学識経験者中から任命される

昭和八年五月に発令された委員は

大蔵次官、主税局長、理財局長、銀行局長、外国為替管理部長、外務次官、商工次官、商工省貿易局長、拓務次官、拓務省殖産局長、日本銀行総裁、日本銀行副総裁

であった。

同委員会は、大蔵大臣が必要と認めたとき開催され、外国為替管理法に基づく命令の改正、施行規則の改廃、重要な許可事項等につき、大蔵大臣の諮問に応じて具体的に発生した重要問題を決議した。この決議は、法的に大蔵大臣の決定を拘束するものではなかったが、実際において管理部は、委員会の決議をかなり尊重した。たとえば委員会で許可することを決定した外貨その他の売買については、そのまま管理部の方針となった。しかしこの委員会の構成員をみてもわかるように、委員幹事の半数は大蔵省職員であったから、委員会の決議は大蔵省と日本銀行の意向に基づいていたといってもよい。

ロ　外貨評価委員会

外貨評価委員会は、資本逃避防止法の制定と同時に、昭和七年十二月、資本逃避防止法第三条の規定によって大蔵大臣から売却を命じられた外国通貨、外国為替または外国通貨表示の証券その他の債権の売却価格を決定するために設置されたものであった。その後昭和八年五月、資本逃避防止法が廃止されて、外国為替管理法が制定されたので、八年五月二十四日、資本逃避防止法運用のための外貨評価委員会は廃止され、新たに同名の委員会が設置された。新たな委員会は、売却価額を決定すべきものの範囲を、外国為替管理法によって拡大したのみでほぼ以前の委員会と同様な権能をもっていた。同委員会官制によって、その権限と組織を要約すれば、

一　大蔵大臣の監督に属し、外国為替管理法第四条の規定によって大蔵大臣から売却を命じられた金地金、外国通貨を以て表示する証券もしくは債券もしく債券の売却価額を決定する。

二　委員会は

会長　大蔵大臣

委員　六人以内

大蔵次官、理財局長、外国為替管理部長、司法省民事局長、商工省商務局長、日本銀行副総裁

臨時委員　必要に応じて、大蔵大臣の奏請により内閣で任命する

であった。

右のように、為替管理は、外国為替管理部と為替管理委員会によって運用されたが、管理法は為替取引を日本銀行または政府指定金融機関に集中させ、また政府が金地金、外貨、外貨証券、外貨表示債券などを、これらの金融機関に売却することを命じうるようにしたため、為替業務は日本銀行と政府指定機関とくに横浜正金銀行に集中していった。横浜正金銀行には、日本銀行が外国為替貸付金を貸し出す等、豊富な資金を供給して外貨の需要に対して売り応じさせた。この正金銀行による為替操作は、正金銀行に為替についての独占的地位を占めさせることとなり、同行は為替管理の補助機関としての性格を強めるに至った。

五　預　金　部

1　預金部の改革

大蔵省部内の一部局として預金部が設けられたのは、大正十四年三月である。この時期までに、預金部預金および保管金、供託金に関する保管出納の取扱ならびにその整理、決算に至るまでの直接の運用は、金庫出納役たる日本銀行が取り扱い、大蔵省ではこれを管理監督するのみであった。この管理監督は明治三十年四月、理財局が設置されたとき、主計局から理財局国庫課に移管された。しかし預金部資金の運用については、預金規則に日本銀行が運用金を取り扱う機関であると規定されたのみで、運用規則はなかったので、その運用は、大蔵大臣が自由に決定することができ、議会または委員会の監督を受けなかった。

ところが預金部資金の額は累年増加し、第一次世界大戦以降約八年間に、郵便貯金は約七億七千万円を増加し、普通預金、元利子、積立金等の膨張により、戦前二億九千万円であった預金部資金は、大正十三年に二十四億円を超過する状態であった。しかも対支借款関係資金、朝鮮・台湾・興業三銀行への貸付等、海外事業資金の不良投資が巨大な額にのぼり、運用方法を適正公平にし、その収支および資産の状態を明確にする要求が、政界および財界方面に大きく起ってきた。

そこで預金部改革問題が具体化し、大正十二年三月、第四十六回帝国議会に際し、貴族院において「預金規則ヲ改正シ、資金運用ノ方法ヲ確実ニシ、又運用ニ関スル監督ヲ厳ニスルノ方法ヲ講ゼラレ度」との決議案を可決した。この預金部改革の問題点は、預金部資金の国庫偏重主義を緩和して、地方の開発または社会政策的目的のための融通額を多くすることと、その資金運用の方法について、従来その決定および実行ともに大蔵省の専管であり、大蔵大臣の裁量にまかせられていたのをやめて、民間の代表者、学識経験者、官吏を含めた人々によって決定すること、これとともに、従来理財局国庫課の一係で行った預金部関係の事務を独立部局に管掌させ、預金の運転、運用状況について十分な調査と管理を行うことであった[1)]。

(1)　右の叙述は、『明治大正財政史』第十三巻による。

2　預金部の設置

以上のような改革方針に基づいて、政府は大正十四年、第五十回帝国議会に預金部預金法および預金部特別会計法の両法律案が提出され、両法律の公布とともに預金部は全く改革された。すなわち大蔵省内の一部局として預金部が設置され、これとならんで預金部資金の運用を審議する機関として、預金部資金運用委員会を常置することとなった。

イ　預金部

預金部は預金に関して、運用と監理の事務を取り扱うことになり、部長は理財局長の兼任とされた。大正十四年三月に改正された大蔵省分課規程によれば、同部の構成は次のごとくであった。

運用課

1　大蔵省預金の受払に関すること

2　預金部資金の運用に関すること

3　預金部資金運用委員会に関すること

4　預金部主管にして他課に属せざる事務に関すること

監　理　課

1　運用資産の監理に関すること

2　大蔵省預金部特別会計に関すること

3　主簿に関すること

ロ　預金部資金運用委員会

預金部改革にあたってもっとも力を注がれた点は、預金部資金の運用に関する大蔵大臣の独占的な決定権を制約することであったが、この問題を解決するために設置されたのが預金部資金運用委員会であった。

同委員会の性格については、政府側の提案は、諮問機関の性格を持たせることであったが、これに対し貴・衆両院とも議決機関にすべきであるとの意見を提出した。しかし結論は諮問機関にすぎないものと決定され、その組織と権限は、預金部資金運用規則（大正十四年勅令第五十五号）によって規定された。この規定によれば、預金部資金運用委員会の機能は、「大蔵大臣ノ監督ニ属シ、大蔵大臣ノ諮問ニ応ジ、預金部資金ノ運用ニ関スル事項ヲ調査審議」すること、および「預金部資金ノ運用ニ関シ、大蔵大臣ニ建議」することの二つであり、大蔵大臣は、毎年度預金部資金に関して必要な計画を定め（またその計画を追加または変更する場合も同じ）、これを同委員会

に付議しなければならず、さらに毎年度預金部運用報告書を調製し、年度経過後四ヵ月以内に委員会に提出することとなった。

またその組織は次のようなものであった。

会長　一人　大蔵大臣をあてる。

委員　十五人以内、(イ)大蔵政務次官、(ロ)大蔵次官、(ハ)関係各庁高等官、(ニ)会計検査院部長、(ホ)日本銀行総裁、(ヘ)学識経験者、の中から大蔵大臣の奏請により内閣において任命する。

臨時委員　臨時必要あるとき、大蔵大臣の奏請により、関係各庁高等官および学識経験者の中から内閣において任命する。

しかし同委員会の設置によって、改革当初の意図に沿って、どれだけ預金部預金が民衆に開放され、大蔵省の専決に制約が加えられたかは疑わしいものがあった。同委員会は、設置直後の大正十五年五月の委員会決議で、預金部資金の短期運用についての大蔵大臣の権限を認め、その結果、一年以内に期限の到来する国債の引受または買入、外国政府証券の応募または買入、勧業債券および産業債券の引受、応募、買入等については運用委員会に付議しなくとも、大蔵大臣の独断により運用することが出来ることとなり、これは実質的には同委員会の権限を縮小するものであった。さらに右の委員構成によってもわかるように、委員のほとんどすべては官吏で占められ、民間代表者は学識経験ある者として選ばれた数人であったから、それは反対投票する程度にすぎなかった[1]。

(1)　実際この委員会の審議は、ほとんど大蔵省の意向で決定したようである。

「委員の半分位は役人ですし、特殊銀行の総裁は大蔵省の方に賛成するから、多数決の結論は始めから決っている」（大蔵省昭和財政史編集室所蔵資料・もと預金部長官の史談）。

3　預金部の拡充

預金部資金は、預金部改革以降急速に増加し、その運用資金は、大正十四年には十六億五千万円であったが、昭和六年末には、三十四億二千二百万円と二倍以上に達した。そしてその融資対象は、国債証券および特殊銀行会社等の債券または資金の地方還元のための地方資金の融通が主となっていた。このうち、地方公共団体に対する地方資金の融通を行う場合、従来は道府県および六大都市に対しては直接貸付の方法がとられていたが、その他の市町村、地方公共団体、組合に対しては、日本勧業銀行、農工銀行等を通じて融通するか、または道府県からの転貸によって融資されていた。しかるに右の貸付方法は、これらの団体の負担を増加し、低利資金の地方への普及を妨げていた。そこでこの制度を改めて、六大都市以外の市町村に対しても、預金部資金の直接貸付を実施することとした。

右の運用方法の変更と同時に、預金部はさらに拡充されることになった。大正十四年、預金部は独立の部局となったとはいえ、部長はまだ理財局長の兼任であったが、昭和七年十一月、預金部は大蔵省の外局として独立し、中央の預金部には専任の部長が置かれ、地方に預金部支部、出張所が配置された。預金部支部、出張所は、六大都市以外の市町村に資金の直接貸付を取り扱う機関であった。昭和七年十一月二十二日制定された「預金部官制」によれば、預金部の権能および組織は次のようなものであった。

一　大蔵大臣の管理に属し、預金部預金の管理ならびに預金部資金の運用および経理に関する事務を掌る。

二　預金部の本部は、東京の本省内に置かれる。本部内の機構は、運用課と監理課の二課をもって組織される（昭和十年九月に考査課が増設された）。

三　預金部の事務のうち、地方市町村に対する資金の直接貸付の事務を分掌させるため、地方に預金部支部を置く。

支部は税務監督局内、したがって東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、熊本の八カ所に置かれ、支部長は税務監督局長をもってこれに充てた。

さらに必要と認める地に支部の出張所が設けられ、出張所は税務署内に設置せられ、所長は税務署長をもってあてた。

四　預金部の職員は、(イ)部長一人、(ロ)書記官二人、(ハ)事務官四人、(ニ)属百二十四人であった。

第五節　専売機関

一　昭和初期における専売機関

わが国における専売制度は、明治二十九年三月、葉煙草専売法の制定によって、煙草の専売が開始されて以来、明治三十六年には樟脳、明治三十八年には塩が専売品とされ、昭和初年に至るまで、この三品種について専売制度が施行されてきた。これらの専売事業は、大蔵大臣が管理することになったが、当初専売事業を管掌する機関は、それぞれ独立した個別の部局が担当していた。すなわち明治四十年までは、煙草については煙草専売局が中央に置かれ、これに付属機関として収納所、製造所、工場、蔵置所を配置した。塩および樟脳については、主税局内で中央の事務を管掌し、塩務局および樟脳事務局が地方各地に置かれていた。しかし、明治四十年十月に至り、専売事業を統一して管理することが行政上適当であると認められたためと、また塩および樟脳の販売機構を充実するために、当時全国にわたって最も完備していた煙草専売局の中央、地方を通ずる機構を中枢として、三専売機関が統一された。そこで専売事業の中央機関として、専売局が設置され、これが昭和年代に至るまで、専売事業を統轄する中央部局となった。

専売局は、大蔵省の外局で大蔵大臣の管理に属した。ここで煙草、塩、樟脳の三専売事業に関する業務が統轄され、その内容は、専売局分課規程（付録資料編参照）によれば、葉煙草、塩、樟脳の生産計画、収納、生産品の検査、鑑定、原料の分析等の生産の管理から、輸移出入、国内販売、回送、売捌人の監督、交付金の配付、専売法規に基づく取締り等に及ぶ一切の事務を包括し、そのほかに煙草製造工場に対する直接的な製造指導、工場設備、管理を取り扱った。同局内の機構は、次のごとくである。

長官官房
　総務課
事業部
　煙草課
　塩脳課
製造部
　作業課
　管理課
経理部
　主計課

会計課

中央専売局の下級機関として設置されていたものは、地方専売局、中央研究所、試験場、製作所である。

地方専売局は、大正十年七月、従来の専売支局を廃止して、新たに設置されたもので、中央の専売局の管理に属し、煙草、樟脳、塩の専売事務の一切を分掌した。全国に設置された地方専売局は、大正十年設置当初は二十一局であったが、その後合併または廃止されて、昭和二年に配置された局は十七局である。十七局はそれぞれ管轄区域が定められており、管轄区域内における専売事務を総轄する機関であったが[1]、なおその管理下に工場、出張所および専売官吏派出所をもち、付属工場では煙草の製造、出張所および専売官吏派出所では専売品の回送、受入、払出、専売法にもとづく取締り等の専売事務の一部を担当した[2]。

(1) 地方専売局十七局中、樟脳、樟脳油の収納および売渡事務については、福岡、熊本、鹿児島、大阪の四局はその管轄内の右の事務を取り扱い、四局の管轄区域以外の地方の右の事務は、すべて大阪地方専売局が管理した。

(2) 地方専売局、出張所、専売官吏派出所の名称、管轄区域は付録資料編参照のこと。

試験場は、専売局収納部の管理に属し、秦野と三田尻に置かれたが、秦野試験場においては、葉煙草の生産、三田尻試験場においては塩の生産に関する事務を分掌した。

研究所は東京府荏原郡平塚村（現在東京都品川区二葉町）に中央研究所が設けられ、煙草、塩、樟脳の三専売品の製造についての技術的研究を行う機関とされた。

製作所（板橋製作所）は、煙草製造用機械器具の製作および修理を分掌する機関として、東京府北豊島郡板橋町（現在東京都板橋区板橋町）に置かれた。

昭和二年現在の専売機関一覧表は次のごとくである。[1]

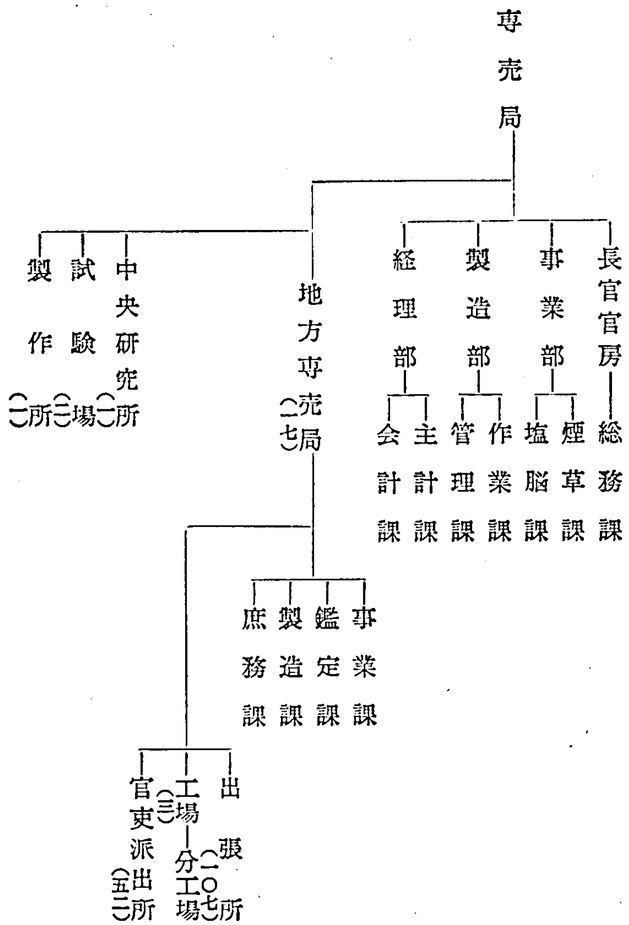

(1)　一覧表は専売公社編『たばこ専売五十年史』三〇一頁から引用。

二　煙草元売捌制度廃止による専売局機構の改正

煙草元売捌制度は、明治三十七年七月の製造専売の施行とともに実施され、それ以降、煙草販売制度の根幹をなしてきた。この制度によれば、大蔵大臣から指定を受けた元売捌人が販売官署（地方専売局および出張所）から一定の割引歩合をもって製造煙草の売渡しを受け、おもにこれを小売人に売り渡し、小売人は定価によって消費者に販売するという経路によって販売されていた。しかしこの制度は、昭和年代に入って多くの弊害を伴なうに至った。すなわち、元売捌人指定の更新期に競願がはなはだしいこと。元売捌人は小経営であったため、第一次世界大戦後の経済界の慢性的不況の中で、漸次経営困難に陥り、営業成績が悪化して政府に損害を与える場合が多くなったこと。このように営業が悪化するにつれて、元売捌人の中には私利に走る者が多くなり、店舗設備の不良化、備付指示数量の不足をきたして配給に円滑を欠いたこと、等が原因となって、多くの弊害をうんだのである。そこで、元売捌制度廃止問題が世論となり、また政府部内でもとりあげられるようになった。廃止問題は、昭和初頭以来論議を重ね、ついに昭和五年六月、井上蔵相は元売捌制度を廃止する件を閣議に提出し、時の浜口内閣は「元売捌の仕事は専売局直営にあらためること」および「従来の小売人の制度にはなんら変更を加えない」ことを閣議で決定した。

これによって、政府は煙草元売捌規則、煙草販売事務取扱手続等の諸規定に改正を加え、煙草売渡は地方専売局から小売人に対して直接に行われた。

右のごとき元売捌制度の廃止に伴なって、中央専売局の機構のうち、煙草および塩の販売部門が拡充された。すなわち、従来煙草および塩の販売と収納は、事業部の中で統轄されていたが、昭和六年七月、販売事務と収納事務は分離され、これに伴なって事業部は廃止となり、新たに販売部と収納部が設置された[1]。そのため専売局の機構は次のようになった。

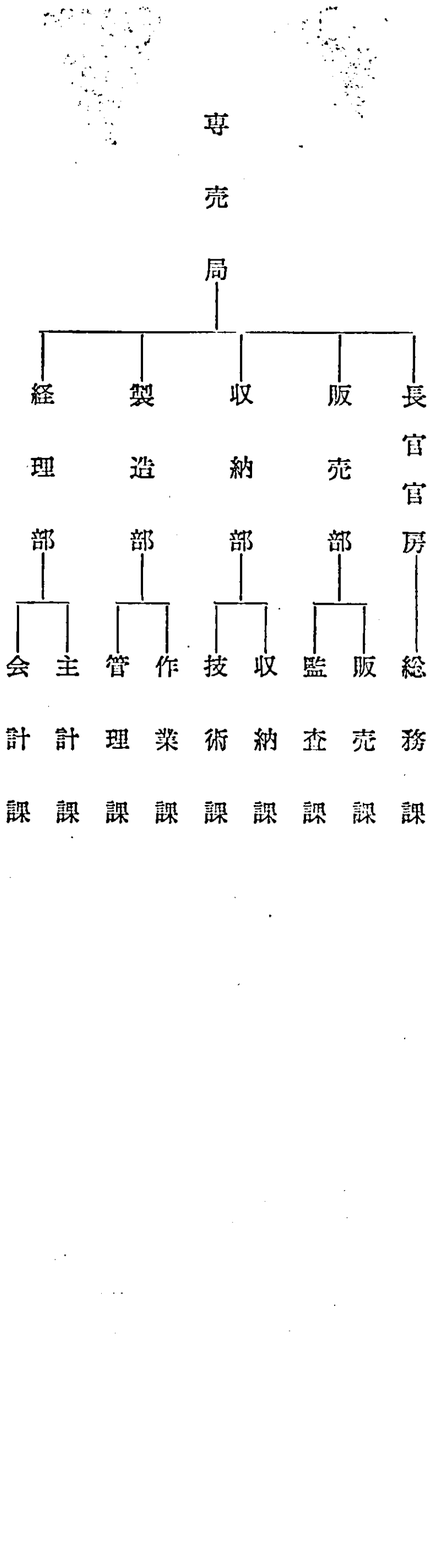

(1)　新たに設置された収納部と販売部の管掌事務は付録資料参照。

この改正によって、全国の元売捌人を廃止したため、従来の元売捌人の機能は直接専売局で取り扱われることになった結果、地方の販売官署を増置する必要が生じた。これまで販売官署は、地方専売局とその出張所が充てられていたが、いま新たに地方専売局の下部機関として、煙草販売所が設けられた。煙草販売所は、おおむね元売捌営業所跡に設置され、全国にわたって七百六十一ヵ所に及んだ。

かくて、煙草の販売機構と方法は、いちじるしく簡素化され、専売局の意向は、従来よりいっそう多く販売機関の末端にまで及び、また販売状況の実際を、いっそう詳細、確実につかむことができた。政府の専売事業の独占化は、この機構改革を契機として、一段と進捗したわけである。

第六節　造幣機関

一　昭和初期における造幣機関

造幣機関は、わが国における貨幣のうち、硬貨を製造する任務をもって設けられた機関であった。昭和初頭の造幣局の官制によれば、造幣局は大阪市に置かれ、大蔵大臣の管理に属した。その司掌事務は、貨幣の製造、旧貨幣の鋳潰、章牌・記章・極印の製造、地金銀の精製・分析、合金の製造および諸鉱物の試験であった。

次に昭和初頭の造幣局の機構と、管掌事務を表示すれば、次のとおりであった。

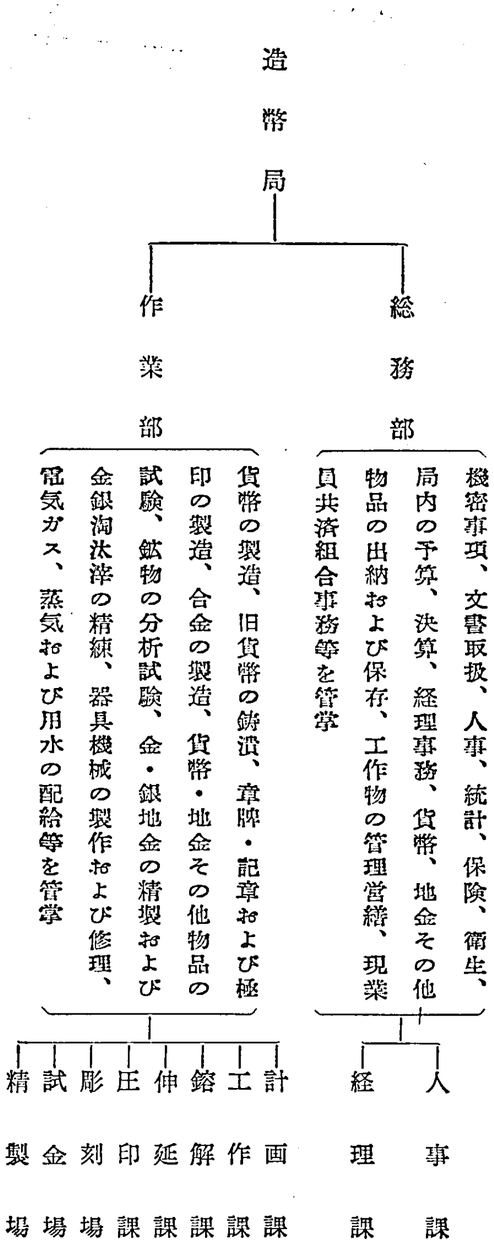

(1)　造幣局分課規程の詳細は付録資料編参照。

二　その後の変遷

1　貴金属製品の品位証明の開始

わが国では、第一次大戦後盛んに金銀製品が製作されたが、これらの製品の品位は、製作者または販売者が任

意にこれを表示し、政府はこれに対して制限を設けなかった。そのため、金銀製品の取引の安全は害され、業者は困惑して国家にその対策を迫っていた。造幣局では、大正末期以来、これらの製品の品位証明制度を実現しようと意図していたが、反対論があって実行に移されなかった。しかし、大正十五年には、東京府立商工奨励館、大阪市立工業試験所で品位証明を行うに至り、次いで造幣局でも、まず貴金属の「合金の製造」を引き受け、市場における合金の正確化をはかった。その後政府は品位証明制度を国家の事業として行うことを認め、昭和四年にこれを造幣事業の一つに加えた。

そこで、昭和四年六月、「貴金属製品品位証明規則」を制定し、その業務は作業部で担当した。さらに造幣局は、品位証明を行うため、東京に東京出張所を復活――東京出張所は明治十二年以来、金銀地金の輸納、地金の品位証明を業務とする地方機関として設置されていたが、明治四十年廃止された――し、この出張所が中心となって、証明業務が開始された。貴金属の品位証明業務は、満州事変が進展し、準戦時体制に入るとともに、金買上制度が実施され、白金の軍需資材としての重要性が高まるにつれて、漸次増加していった。したがって東京出張所の機能は、戦時経済の遂行に大きな役割を果し、その機能と施設は次第に膨張し、日華事変期に入ると、本格的に拡充されることになった。かくて東京出張所は、大阪本局とならんで、本局とほとんど同様な機構をもつに至ったのである。

2　満州事変期における造幣局

昭和六年、満州事変の突発を契機として、わが国には対外進出と軍備拡張の準戦時時代が開始された。国家財政は軍事費を中心として毎年膨張し、公債の増発とその日銀引受制度の採用によって、信用は大々的に拡張された。この国家資金の支出を槓杆として、産業界とくに軍需産業は急速に活況を呈し、軍需インフレーションが怒濤のごとき勢いで進行した。軍需インフレは物価を吊り上げ、各種商品の価格騰貴をもたらすとともに、労働者の就業人員を増加させ、また名目賃金を高めた。これによって、通貨、とくに補助貨幣の需要が増大したので、昭和六年、五銭白銅貨幣の製造を再開したのを初めとして、五十銭、十銭、五銭、一銭の四種の貨幣を年々増鋳した。さらに昭和八年には、貨幣法が改正され、純ニッケル貨の製造も開始された。これによって補助貨幣製造部門がふたたび拡充されはじめた。

このほか、満州事変期を通じて増加した業務に、金地金の品位証明業務と、勲章の製造がある。政府は金輸出再禁止以降、暴落しはじめた為替相場対策として、産金に特別の保護、奨励を加え、海外支払手段に充てることを目的として、昭和七年三月、金地金買上制を実施したが、この金地金は造幣局で品位証明をする必要があったので、これに関する事業量は急速に増加した。さらに為替の低位安定が維持された後も、産金保護を強力に行うため、この業務は引き続いて盛んであった。すなわち、インフレ政策によって通貨の金基礎は弱められたが、それだけ国内正貨を多く保存する必要があったので、昭和九年四月「日本銀行金買入法」が公布され、日本銀行に金地金の時価買上げを行わせることとなった。こうした産金政策は、造幣局の地金品位証明、精製業務を漸次増

加させていったのである。

次に勲章および記章の製造であるが、満州事変以降あいつぐ諸事変の突発による論功行賞その他の表彰制度の実施のため、勲章・記章の需要は年々増加し、勲章・記章の製造は、貨幣製造に次ぐ造幣局の事業となった。すなわち、武官に与えられる金鵄勲章、その他の諸勲章を初め、諸種記章、満州国勲章に至るまで、各種の勲章・記章が製造され、これによって作業部内の勲章製作場の施設は拡大されていった。

右のように貨幣製造とその付帯事業は、満州事変以降、年々活発になった。これは満州事変期を通じて産業界に活況を与えた軍需生産を中心とする、経済界の準戦時体制の線に沿ったもので、造幣事業も、直接、間接にそれを補助する役割を果したのである。かくて戦時的要請に基づいて急速に増加しつつある造幣事業を遂行するためには、従来の機構と施設では不十分であることが痛感されはじめた。しかし造幣局の拡張が具体化し、いっそう大規模な組織をもつに至ったのは、昭和十二年、日華事変が突発し、準戦時体制が本格化してからである。

第七節　営繕および国有財産管理機関

一　昭和初期における営繕管財局

営繕管財局は、主として、一般会計に属する庁舎の新営および修繕と、国有財産の管理に関する事務を統轄する機関である。同局は、大正十四年五月、それまで国有財産についての総轄事務、雑種財産の監理処分、および国有財産の整理についての事務を管掌していた国有財産整理局、専売機関の建築、税関設備その他大蔵省所管建造物の営繕に関する事務を処理するために設けられていた大蔵省大臣官房臨時建築課、議院の建築とこれに関連する工事を担当して来た臨時議院建築局の三機関を統合し、大蔵省の外局として設置されたものであった。

第一次世界大戦以来の財政の膨張を緩和しようと、歴代の内閣は官庁の経費の節約を図ることを、しばしば提唱してきたが、大正末期に至り、財政行政整理が政党の政綱にかかげられると、各官庁機構の縮小と整理統合が実行され、これとならんで従来各種の機関に分属し、また各省が分散して管掌して来た営繕事務を統一し、経費の節約を促進するという計画が日程にのぼった。とくに関東大震災におそわれた罹災庁舎の復旧計画を実施する場合、営繕事業の統一を図ることが焦眉の問題となり、そこで統一的機関の設置に至ったのである。

営繕管財局官制によれば、同局は大蔵大臣の管理に属し、議院の建築その他一般会計の支弁に属する建築に関する事務、国有財産に関する総轄事務、雑種財産の管理処分に関する事務および国有財産の整理に関する事務を司掌したのであるが、このうち同局の取り扱う営繕事務は、原則として大蔵省所管の建造物および東京府または神奈川県において新営または修繕される各省所管の建造物に関するものを取り扱うのであって、その他の地域では、大蔵大臣が建造物の所管大臣と協議して定めたものに限られた。なおこのほかに東京府または神奈川県内の

各省所管建造物の営繕工事であっても、建造物の性質その他の理由――この理由の内容は後に述べるが、陸海軍の軍事上の建造物、軍事機密に属するものが多い――によって、大蔵大臣が所管大臣と協議して定めた場合は、所管官庁が施行することが認められ、一方特別会計の支弁に属する建造物の営繕に関して所管官庁が同局に委託した場合は、その建造物の設計および施行の事務を行うことができた。

したがって営繕管財局は、国有財産については総轄的に事務を管掌する中央機関であったが、営繕についてはすべての各庁の営繕を統一的に取り扱う機関にまでは至らず、実際には中央諸官庁を初め、主として震災被害庁舎の復旧工事を施行するものであった。

昭和二年現在の同局の機構と管掌事務を表示すれば次のようである。[1)]

- 営繕管財局
  - 総務部
    - 総務課（庶務および人事事務、同局予算決算等の会計事務、工事に関する予定価格、物件売買、敷地買収、契約等の事務、政府保管の有価証券の取扱、統計および年報書調製等を管掌）
    - 国有財産課（国有財産総計算書および増減計算書の作成、公有財産の用途変更、国有財産の整理処分、雑種財産事務の管理監督、雑種財産の現在額報告書および増減報告等を管掌）
  - 工務部
    - 工務課（営繕工事の計画、工費の調査、工事材料、工法の調査研究、建築工事、機械、電気または土木工事の計画、製図、仕様作成等、機械、電気または土木工事の実施、監督等を管掌）
    - 監督課（建築工事の実施、監督、竣工報告書の調製、建造物引継資料の調製等を管掌）

(1) 営繕管財局分課規程の詳細は付録資料編参照。

二　営繕事業の統一と営繕管財局の事務拡張

右に述べたように、わが国の営繕事業は大正十四年五月、営繕管財局が設置されたとき、各省所管の事業をある程度統一したのであるが、同局が所管する地域は全国に及ばず、同局所管外で各省が個別的に施行する工事の範囲はきわめて広かった。

いま営繕管財局の所管した工事の範囲について述べれば次のごとくであった。

一　営繕管財局において司掌する営繕は、大蔵省所管の建造物ならびに各省所管の建造物で東京府および神奈川県下に存在するものに限られていた。

二　右の範囲に属するものであっても、一般会計所属のものに限られており、特別会計所属のものには及ばなかった。

三　各省所管の建造物に係る営繕については、所管大臣と協議の上、営繕管財局でその工事を司掌することができる規程はあったが、事実上営繕管財局の司掌となったものはほとんどなかった。

四　東京府および神奈川県において施行する各省所管の建造物で、建造物の性質その他の事由により、大蔵大臣と協議して各省において施行することとなった工事の数が少なくなかった。すなわち営繕管財局と各省との間に交された覚書により、東京府または神奈川県下で施行する建造物の営繕工事のうち、次のものは営繕管財局の司掌工事から除かれ各省所管に属していた。(イ)陸海軍の軍機の秘密に属するもの、(ロ)電信、電話に属するもの、(ハ)灯台および艦船に関するもの、(ニ)神宮および神社の造営に属するもの、(ホ)刑務所の建築に属するもの、(ヘ)各庁の小修繕で一廉三千円未満のもの、および新営の建築物であって一廉五千円未満のもの、(ト)その他特殊の事情によって各省大臣と大蔵大臣が協議して定めたもの。

以上のごとく、営繕管財局が司掌しない営繕工事が数多く存在したことは、せっかく中央の統一機関として設置された同局の機能が、十分発揮できない状態をうんでいた。そこで同局の設置以来、各庁にわたる営繕事業の統一は、しばしば問題となったが、昭和五年に至り浜口内閣の手により実現される運びとなった。浜口内閣の井上蔵相は、わが経済界の不況を、徹底した緊縮財政によって立て直すことを根本方針としたが、この緊縮財政の一方策として行政官庁経費の節約が思いきって行われた。営繕事業の統一は、この緊縮政策の一環として、ふたたび論議にのせられたわけである。

かくして、昭和五年六月、大蔵省は行政刷新委員会に対して、各省の営繕事業を営繕管財局において全国的に統一して司掌することを提案した。このとき大蔵省が営繕事業統一を必要とする理由として主張したところは、(一)各庁建物の規模を一定し、各庁間の不権衡を改めること、(二)建物に要する経費を節約すること、財政経済上の事情に応じて、工事費を容易に節約しうること、(三)事業を調節して失業を防止しうる利益があること、(四)契約の方式および工事監督の方針を画一にして事務を簡捷化し、また当事者に対して広く公平を維持しうること、(五)営繕管財局において統一するときは、営繕に関する学術技能の研究が促進できること、等の諸点であった。これに対して各省間に論議が交され、逓信省は営繕事業を一機関で統一的に行うことは不可能であると主張し、外務、文部、司法、商工の各省は、それぞれ特殊事由に必要な工事は部分的に所管官庁に残すことを主張し、陸海軍省は軍機上の営繕を軍部側に保留せんとした。しかし、大蔵省の提出した統一案は、大体において行政刷新委員会の決議するところとなり、昭和五年七月八日、閣議において決定された。

右の閣議決定で、営繕管財局司掌の営繕事業の範囲は広げられ、地域的範囲を東京府および神奈川県にとどめず、内地各道府県全体に拡張し、また同局は一般会計所属の営繕に限らず、特別会計所属のものも統一的に取り扱い、従来各省に保留した営繕をも原則として統一範囲に加え、なるべく例外を認めず、例外を最小限度にとどめることとした[1]。またさらに同五年十二月十九日の閣議決定で、営繕管財局で統一して取り扱う営繕事業の例外として、各省で保留する工事を詳細に定めた[2]。

(1)　大蔵省昭和財政史編集室資料によれば、昭和五年七月八日閣議決定の覚書は左のとおりである。

閣議決定ノ覚書（三大原則）

営繕事業統一ノ趣旨ヲ徹底セシムル為昭和六年度ヨリ左ノ如ク営繕管財局司掌ノ範囲ヲ拡張スルコト

一　営繕統一ノ地域的範囲ヲ東京府及神奈川県ニ止ムルコトナク内地各道府県全体ニ拡張スルコト

二　一般会計所属ノ営繕ノミナラス原則トシテ特別会計所属ノ営繕ヲモ統一範囲ニ加フルコト

三　建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ依リ従来各省ニ保留セル営繕ヲモ原則トシテ統一範囲ニ加フルコト

右三箇ノ原則ニ対シテ止ムヲ得サルモノニ付例外ヲ認ムル場合ニ於テハ極力最小限度ニ止ムルコト

(2)　大蔵省昭和財政史編集室資料によれば、

営繕事業統一ノ例外ニ関スル閣議（昭和五年十二月二十九日）決定覚書

曩ニ閣議ヲ経タル営繕事業統一ニ対シ之カ例外トシテ各省ニ保留スルモノ次ノ如シ

一　神宮、神社ノ造営ニ関スル営繕

二　道路港湾ノ修築、治水事業ニ属スル仮建造物ノ営繕

三　軍機ノ秘密ニ属スル陸軍ノ建造物ノ営繕

四　陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸軍衛生材料廠、陸軍兵器廠、要塞司令部ノ支廠又ハ支部ニ属スルモノニシテ軍機ノ秘密ニ属スル工事ト一団トシテ実施スルコトヲ必要トスルモノノ営繕

五　軍港又ハ要港ノ境域中海軍ノ衛兵又ハ守衛ヲ以テ特ニ警戒スル地域内ニ於ケル海軍ノ建造物ノ営繕及地域外ニ於ケル庁舎ニシテ軍機ノ秘密ニ属スルモノト一団トシテ実施スルコトヲ必要トスルモノノ営繕

六　海軍ノ防備部隊ニ属スル営繕

七　海軍ノ戦時計画及兵器軍需品ノ研究、実験、製造ニ関係アルモノノ営繕

八　囚徒ヲ使役シテ実施スル刑務所ノ営繕

九　航空路設置ニ関スル営繕

十　一廉一万円未満ノ小新営及小修繕

十一　特殊ノ事由ニ因リ具体的事項ニ付各省大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタル営繕

備考

1　現ニ存スル各帝国大学及各官立大学ニ属スル営繕ノ所管ニ付テハ昭和六年ニ於ケル行政整理ノ際ニ之ヲ決定スルコトトシ右ノ時期迄文部省ニ保留スルモノトス

2　電話交換拡張費、電信拡張及改良費ニ属スル営繕ノ所管ニ付テハ電信電話株式会社案ニ関係アルヲ以テ之カ決定ハ暫ク之ヲ保留スルモノトス

この改正の結果、営繕事業の統一はかなり広範囲に実現し、各省所管として保留されていた営繕工事は、大部分営繕管財局に移され、陸海軍の建築物の営繕および特別な事情ある場合をのぞいては、ほとんどすべての営繕事業を営繕管財局において司掌するに至った。

この結果、同局の機能は拡大し、昭和六年四月、同局官制は次のように改正された。

「営繕管財局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ一般会計又ハ特別会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スル事務、国有財産ニ関スル総轄事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務及国有財産ノ整理ニ関スル事務ヲ掌ル

前項ニ規定スル営繕ニ関スル事務ニシテ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス当該官庁ニ於テ之ヲ施行ス」

三　印刷需品局の設置案

各省の必要とする用度物品の購入および保管を一括して、この事務を各省から独立した一部局に取り扱わせようとする企画は、すでに明治年代にあらわれていた。明治年代における企画は、各省の物品の購入および保管に関する事務と、営繕事業を統一してこれに関する事務とをあわせて一部局を設置することであった。すなわち、明治三十五年四月、営繕局設置案が大蔵省議に提出されたが、この設置案によれば、同局は各省の営繕事業を統一して司掌し、これに付随して軍備品その他特殊の目的を有する物品以外の各省の用度物品の購入を統一掌理するものであった。この案は結局実施されなかった。十年後の明治四十五年に、ふたたび営繕局を設置して、「建築事業、用度物品及官有財産ノ如キヲ一部局ニ統一管掌セシムル」（営繕局設置ニ関スル調査）提案が行われた。こうして用度物品の購入事務の統一は、常に営繕事業の統一とならんで問題となったのである。そして右のような統一案は、各庁の従事人員を省くこと、各庁間に物品の品質体裁等の不均等をなくすこと、諸用紙類は政府用紙として一定し、一の官庁において剰余ある場合は、ただちに他の不足せる官庁に転用しうるようにすること、各庁所要の物品を一括かつ多量に購入し、これらの物品を廉価に入手しうること等、主として行政費の節減という点から考えられていた。

営繕事業の統一は、大正十四年に至り営繕管財局の設置によって、ある程度達成されたが、各省の所要物品については、昭和に至るまで各省が個別に購入、保管を取り扱ってきた。しかし、浜口内閣による財政行政整理の実施に伴ない、営繕事業の統一範囲を拡大すると同時に、官庁用品の購入についても一つの独立した機関を作るべきであるという議論が再燃しはじめた。そこで昭和五年ころから、大蔵省において庁中用品の統一調達について調査を始め、さらに各省の用紙類、印刷物の購買制度および各官庁用品、主としてガソリン、石炭、コークス、木炭の購買実績について、詳細な調査を行って、これの準備を行っていた。昭和五年十月に至り、官庁用品の統一について行政刷新委員会の決議があり、同月十四日、右委員会決議の方針によって「官庁用品統一に関する件」を閣議で決定し[1]、昭和六年度より官庁用品の統一を行うこととした。そして大蔵省に一部局を設け、内閣印刷局をこれと合併して用品統一の機関に充て、大蔵省でこの実施準備を行うこととなった。この閣議決定の趣旨に沿って、同十月二十二日、大蔵省議によって、需品局設置準備委員会が組織され、以後この委員会が需品局設置の準備にあたった。この需品局設置準備委員会で起草した官制案によれば[2]、需品局は大蔵大臣の管理に属し、官庁用品の規格統一およびその供給に関する事務と官庁刊行物の印刷、発売についての事務に加えるに、内閣印刷局で従来取り扱っていた官報等の編集、印刷、切手証券類の製造等の事業を行うこと、東京に需品局をおき、東京以外の各税務監督局所在地に地方需品局を置きその事務を取り扱うこととした。さらに需品局長の諮問に応じて需品局の事業の経営に関する重要事項を調査審議するため需品委員会を設け、需品局長を会長とし、関係各庁高等官および学識経験者を委員に充てることとした。

(1)　官庁用品統一ニ関スル件（昭五・一〇・一四閣議決定）

第一　官庁用品ニ関シテハ大体別紙行政刷新委員会決定ノ方針〔別紙省略〕ニ依リ之カ統一ヲ行フコト

第二　前項ノ統一ハ昭和六年度ヨリ之ヲ実施スルコト

第三　昭和六年度ニ於ケル実行ノ範囲ハ左記ニ依ルコト

一　統一セラルヘキ用品ノ種類ハ印刷物及消耗品中ノ主要ナルモノヲ主トス

二　全国主要都市及其附近所在ノ官庁ハ其経費所属ノ会計別ニ拘ラス統一範囲ニ入ルルモノトス

第四　昭和七年度以後可成速ニ統一ノ範囲ヲ拡張スルコト

第五　大蔵省ニ一部局ヲ設ケ内閣印刷局ヲ之ニ合併シ以テ用品統一ノ機関ニ充ツルコト

第六　当分ノ内用品予算ノ統一ヲ行ハス用品ニ関スル特別会計ヲ設置シ（印刷局特別会計ヲ之ニ合併ス）各官庁ハ右特別会計ヨリ各自ノ用品ニ関スル予算ノ範囲内ニ於テ所要用品ヲ購入シ他ヨリ調達セサルコトトスルコト

第七　大蔵省ニ於テ之カ実施準備ヲ行フコト

第八　右諸項ニ掲クル外当分ノ内用品統一ノ実施ニ関シテハ概ネ別紙「官庁用品統一昭和六年度実施要綱」ニ依ルコト

〔別紙省略〕

備考

右「官庁」ナル用語中ニハ学校軍隊其他一切ノ政府諸機関ヲ包含スルモノトス

(2)　需品局官制案要綱（需品局設置準備　昭五・一一・二六）

（備考）他ニ適切ナル命名ナキヲ以テ需品局ノ名称ヲ採用シタリ

第一　需品局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

一　官庁用品ノ規格統一及其ノ供給ニ関スル事項

二　官庁刊行物ノ印刷及発売ニ関スル事項

三　官報、法令全書、職員録其ノ他ノ刊行物ノ編輯、印刷及発売ニ関スル事項

四　印紙、郵便切手、諸証券類及諸印刷物ノ製造ニ関スル事項

五　抄紙ニ関スル事項

前項第一号ニ規定スル官庁用品ノ種類ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第二　大蔵省所管ノ官庁其他大蔵大臣ノ指定スル市町村内ニ在ル官庁（学校、病院、陸軍ノ軍隊、海軍ノ部隊及艦船ヲ含ム）ハ第一条ニ規定スル官庁用品又ハ刊行物其ノ他ノ印刷物ヲ需品局ニ於テ調達シ又ハ印刷若ハ発売セシムルモノトス但シ特別ノ事由アルトキハ各省大臣ハ大蔵大臣ト協議シ之ニ特例ヲ設クルコトヲ得

第三　需品局ハ地方費ノ支弁ニ属スル用品ニ付当該公共団体ノ委託ヲ受ケ之カ供給ニ関スル事務ヲ行フコトヲ得

第四　需品局ハ之ヲ東京ニ置ク

需品局ノ事務ヲ分掌セシムル為東京以外ノ各税務監督局所在地ニ地方需品局ヲ置ク

地方需品局ノ管轄区域ハ大蔵大臣之ヲ定ム

大蔵大臣ハ必要ニ応シ税務署所在地ニ需品局又ハ地方需品局ノ出張所ヲ置クコトヲ得

〔以下略ス〕

需品委員会官制案要綱（需品局設置準備　昭五・一一・二六）

第一　需品委員会ハ大蔵大臣ノ監督ニ属シ需品局長ノ諮問ニ応シテ需品局ノ事業ノ経営ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第一　需品委員会ハ前項ノ事項ニ付需品局長ニ建議スルコトヲ得

第二　委員会ハ会長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三　会長ハ需品局長ヲ以テ之ニ充ツ

第四　委員及臨時委員ハ大蔵大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

〔以下略ス〕

こうして需品局の設置のために、予算措置が講ぜられ、需品局特別会計法案も準備されたが、最終の具体案が閣議でどうしてもまとまらず、ついに昭和六年度からの実施案は流産してしまった。

昭和五年末にひとたび否決された同局設置案は、井上蔵相の緊縮財政がゆきづまり、行政整理と官庁経費節約の徹底化が要請されるに伴なって、翌六年ふたたびとり上げられ、臨時行政財政審議会で、昭和七年度より官庁用品統一を実行することが決議された。昭和六年における官庁用品統一機関設置準備の構想は、前年の需品局設置準備でととのえた資料を土台として練られ、機関の名称を印刷需品局と改めたが、その機構、権限また管掌事務等の内容は前年の需品局と大体において同じものであった。そして前年と異なって、大蔵大臣と内閣総理大臣両者の管理に属することとし、昭和七年度から実施されることとして準備がととのえられていた。ところが、その設置要綱の審議の中途で、浜口内閣は総辞職し、犬養内閣が成立した。井上蔵相の緊縮財政は一擲され、高橋蔵相による積極財政が開始された。もともと需品局を設置し、各官庁の用度物品の購入および保管を統一しようとする制度は、これによって各庁の行政費を節減せんとする意図から出たものであったが、積極財政の登場に伴なって行財政整理の施策は緊急性を失い、印刷需品局の設置案はまたもや実現の機会を逸したのである。

なお、多年の懸案であった用度物品の統一が、最後の機会にまとまらなかった理由には、内閣印刷局の大蔵省移管に対して内閣側の強硬な反対があったことがあげられる。官報や議会速記録等の印刷について、秘密あるいは緊急を要するため、内閣に残さねばならないというのが、主なる反対理由であった。

かくして、需品局設置問題は、ついに立ち消えてしまったのである。

第八節　財政監督機関

――会計検査院――

一　会計検査院の機構

会計検査院は、国家財政の監督機関として明治二十二年二月十一日、明治憲法が発布されると同時に一般行政機関から独立した地位を与えられた。そして会計検査院の組織と職権は、明治憲法第七十二条に基づいて制定された会計検査院法（明治二十二年五月制定）に明らかにされている。会計検査院法によって昭和初年現在の権限を

略述すれば次のとおりである。

一　会計検査院の職権は、官金の収支、官有物および国債に関する計算を検査確定し、会計を監督する。

二　検査を必要とする範囲は次のとおりである。

1　総決算

2　各官庁および官立諸営造の収支および官有物に関する決算

3　日本銀行が政府のために取り扱う現金および有価証券の出納に関する決算

4　政府から補助金または特約保証を与える団体および公立私立の諸営造の収支に関する決算

5　法律、勅令によって、とくに会計検査院が検査を行うことを定めたものの決算

ただし、政府の機密費、陸海軍出師準備品は、検査の権限外におかれていた。

三　検査の方法は、各官庁から検査上必要な簿書および報告を提出させて行う書面検査と、実地に主任官吏を派遣して行う実地検査の二本立である。

ただし、各官庁の一部の計算の検査および責任解除を、その庁に委託し、その報告を受ける委託検査制度を併用する。

四　こうして行なった決算を検査確定し、決算検査報告書を議会に提出する。

五　また出納官吏の責任解除の判決および処分を行う。日本銀行に対しても計算を検査決定し、正当ならざる場合は処置を要求する。

六　各年度の会計検査の成績を上奏する。その成績について法律または行政上の改正を必要と認めるときはあわせて意見を上奏する。

七　その他現金物品の出納および簿記に関する各省の命令につき、発布の前に通知をうけ、意見を陳述しうる。また、収入および支出に関する規定の制定または改正に関する各省の命令につき、発布の前に通知をうける。

次に組織は、

一　会計検査院は天皇に直隷し、国務大臣に対して特立の地位を有する。

二　院長一人、部長三人、検査官十二人をもって会計検査官とし、別に書記官一人、副検査官十八名および書記が置かれていた。

三　議事は総会議または部会議によって決定する。総会議は会計検査官総員からなり、議長は院長がなる。部会議は各部の会計検査官からなり部長が議長となる。

会計検査院の事務分掌については、会計検査院事務章程（明治三十二年十二月制定）により、院長官房および、第一部、第二部、第三部が設けられ、各部に課をおいて検査の事務を分掌した。院長官房事務分掌規定（会計検査院内規程）[1]によれば、院長官房には総務科および調査科をおき、総務科に秘書掛、議事掛、文書掛、会計掛がおかれた。また各部の管理事務（昭和二年）は、会計検査院各部課管理事務（会計検査院内規程）によれば、次のと

おりであった。

第一部

第一課　大蔵省所管、国債、専売局、日本銀行出納

第二課　租税、内国税徴収費

第三課　外務省所管、農林省所管、商工省所管

第四課　鉄道省所管

第二部

第一課　陸軍省所管（但第二部第二課主管の分を除く）

第二課　近衛師団、第一乃至第二十師団

第三課　海軍省所管

第四課　内務省所管

第三部

第一課　司法省所管、文部省所管

第二課　逓信省所管

第三課　朝鮮総督府、関東庁、南満州鉄道株式会社、東洋拓殖株式会社

第四課　台湾総督府、樺太庁

(1)　「院長官房事務分掌規程」は昭和四年に、「会計検査院各部課管理事務」は昭和三年、四年、九年、一〇年、一二年、一三年、一五年、一六年に主要な改正があったが、資料が残存してないので内容は詳らかでない。昭和十八年改正の資料は残存しているが第三章において述べる。

以上の会計検査院の職権と組織は、昭和初年から新憲法制定まで、大綱について変化がなかった。しかし満州事変期末に至るこの時期は、会計検査院の事務が量的に増大してゆく、すなわち官庁機構が拡張されてゆく時期であったので、機構として昭和十二年四部制となるまで三部十二課に変りなかったが、定員は事務量増加に伴なって漸次増加していった。

すなわち昭和二年四月からは、各庁事務の複雑化の結果実地検査を有効に行うため、副検査官二名を増員し、昭和四年四月からは、検査院の各部間の連絡ならびに部の外にたって各部共通の事項を比較研究調査を行うため、専門の書記官を一名増員し、昭和九年四月から、事務量増加に伴なって能率を増進させるため、理事官四人をおくこととし、これらの増員に伴ない、勅令によって判任官の増員が行われた。

二　会計検査院の職権拡充案

大正末年から昭和の初年にかけて、会計検査院の職権を拡充し、財政の公明を徹底させようという意見が、政

府内外から起り、具体化の方向をたどった。すなわち、その一つは会計検査院の部内で起った会計の事前監督制度の確立と検査院機能の拡張案であり、その二は議会で議員提出の形で出された会計検査院法中改正案である。ちょうど大正末年から昭和の初年にかけては、預金部をめぐって政府の貸付金に関係する汚職問題、西原借款の整理に関して政府と特殊銀行との関係、および財政上の不始末の暴露、また震災手形をめぐる特殊銀行の営業内容の悪化の暴露等、財政をめぐって種々の不明朗な事件、不始末な内容が世上に論議されるに及んで、財政経理の公正な運営を期するための対策として、会計検査院の機能の拡充が新たな角度でとりあげられることになったのである。しかしこの時期の拡張案は、いずれも政府とくに大蔵省側の消極的な態度によって、日のめをみずに終ったのであった。

1　会計事前監督制度と会計検査院機構の拡充

この時代の会計検査院は、決算の検査機関であって、したがって予算の施行にあたって、事後の監督を行うにすぎなかった。そのため会計検査院において決算検査を行う過程で、とくに実地検査を行なった結果、予算の施行上実際問題として、数々の不当な事実が発見されるに至った。すなわち、人件費、給与等に関して目の流用がみだりに行われていたこと、あるいは、予算の規程を尊重せず、結局予算超過に陥ることが明白であるような計画をたてて実行すること、また予算の余裕があるのに乗じて当年度に必要のない物件を購入する等、の事例が少なからず見出されたのである。しかし、決算検査において、事後に書面検査を行なったのでは容易にこのような事実は判明せず、また実地検査によって不当な事実が判明したとしてもすでに匡正しがたいまでに予算の施行が進んだときに実地検査が行われるので、検査院としてはただ傍観するにとどまらざるをえない場合が多かった。このような事実をなくすために会計検査院側から、予算施行の監督を完備するよう、事前監督制度を設ける提案があったのである。これにもとづいて、大正十三年十二月の閣議決定により、大蔵省内に歳出事前監督機関調査会が設置せられることとなった。

このとき作られた会計検査院機構拡充に関する試案の骨子は次のようなものであった[1]。

一　会計検査院の組織を、三部十五課とし、各部とも一課から四課までは従前どおり、第五課において事前監督を行い、別に大阪、九州、北海道に駐在検査官を置く。

二　これによる増加人員は現行予算人員を改め、検査官六人、副検査官七人、書記四十五人とする。

三　事前検査の範囲は、

1　工事製造の請負ならびに直営工事、物件購買労力の供給、運搬契約につき、一廉一万円以上のもの

2　補助または奨励金、補助金、賠償金、見舞金等にして一廉年額一万円以上のもの

3　物件の借上げにして一廉の料金年額一万円以上のもの

4　国有財産の評価一万円以上のものの売払、譲与、交換、貸付およびその予約

5　機密費および渡切費に他の費目より流用増額せんとするとき

6　第二予備金の支出をなさんとするとき（剰余金支出を含む）

ただし、外地および外国所在各庁の経費は当分事前検査を行わない。

四　事前検査以外の院法改正については、

1　会計検査官に停年の制を設けること

2　特別の法令に依り設立され政府より出資をなしまたは資金の融通をなしたる法人の決算を検査すること

3　検査報告には不経済事項についても掲載すべきことを明らかにする

4　予算編成に関する意見書を政府に提出する

5　出納官吏に対する認可状にかえて、当該官吏に対する通知を行う

等であった。これにしたがって、会計検査院法、会計検査院事務章程、会計法、会計規則等、これに関係ある法規の改正案を作成したのであった。

しかし、歳出事前監督機関調査会では、議論が百出し、事前監督を行うとしても、会計検査院がこれに当るか、ほかに独立の機関を設けるか、あるいは大蔵省において行うかについて議論がわかれ、結論として決定をみず、大正十四年十二月、事前検査制度についての調査は、同年五月新たに内閣内に設置せられた行政調査会に移すこととして、歳出事前監督機関調査会は閉鎖された。行政調査会においてはこの問題を翌十五年七月に至り、初めて取りあげて検討を加えたが、ここにおいても決定に至らず、この調査会は廃止され、会計検査側の提案した機構拡充案は、試案にとどまったのであった。

(1)　大蔵省昭和財政史編集室所蔵資料による。

2　議員提出会計検査院法中改正案

会計検査院側から起った会計検査院法改正案に相前後して、大正十五年三月、実業同志会の武藤山治代議士ほか一名提出の会計検査院法中改正案が、衆議院に提出された。この改正案は、政府が出資の義務を有する団体、または総裁副総裁、頭取副頭取理事等の重役を任命する特殊銀行または特殊会社の会計の決算を、政府から補助金あるいは特約保証の与えられた団体に対すると同様に会計検査院の検査に付そうというのであった[1]。時あたかも五十一議会においては、日本興業銀行ほか二銀行の対支借款関係債務の整理に関する法律案が審議された。この法律案は大正七年寺内内閣の政策として中国の段祺瑞政府に貸し付けた借款が、元利とも返済の見込みが立たず、貸付の衝に当った日本興業銀行、朝鮮銀行および台湾銀行はそのため負担が増加して営業上困難をきたすこととなり、財界不安の原因をなしていた。この不始末の尻ぬぐいにこの借款の負担を公債の発行で肩がわりしようとしたのがこの法案であり、ここにおいて問題は特殊銀行の制度そのものの欠陥をどうするかということにも及び、また「資本金以上の損失をなした特殊銀行、一億円以上の滞り貸を生じた特殊銀行は、到底大蔵大臣の監督の下に置くべきものでない、会計検査院の検査に付すべきものである[2]」として会計検査院法中改正案が提出されることになったのである。しかし、この法案は審議未了に終った。

(1)　このとき提出された法案の内容は次のとおりであった。

会計検査院法中改正法律案

第十三条第四号ヲ左ノ如ク改ム

四　政府ヨリ補助金若ハ特約保証ヲ与ヘ又ハ政府カ出資ノ義務ヲ有スル団体及公立私立諸営造ノ収支ニ関スル決算

同条第四号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第五号ヲ第六号ニ改ム

五　政府ニ於テ重役ヲ任命スル銀行会社ノ収支ニ関スル決算

第十四条第三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

四　前条第四号及第五号ノ団体及諸営造ノ決算カ正当ナルヤ否ヤ

(2)　武藤山治の衆議院における法律案提案理由説明中の一節。

五十一議会において朝鮮銀行および台湾銀行の営業状態は不良であるが、西原借款の整理ができれば両銀行の整理はできるものであると信ずる旨の時の大蔵大臣浜口雄幸の言明にもかかわらず、ひきつづく五十二議会では震災手形をめぐって、台湾銀行の不始末は表面に出るに及んだ。かくして流産をみた会計検査院法中改正案は五十二議会で、さらに五十四議会でふたたび三たび、実業同志会の千葉三郎によって衆議院に提出されたが、いずれも委員付託のまま審議未了に終った。千葉三郎によって提出された改正案は次のとおりである。

第二十条ノ二　会計検査院ハ第十三条第三号乃至第六号ノ検査ノ結果ヲ主務大臣ニ通知スヘシ其ノ不当ト認ムルモノハ主務大臣ニ移牒シテ相当ナ処置ヲ要求スルコトヲ得

会計検査院ハ前項ニ依ル移牒ノ内容ヲ検査報告ニ掲載スルコトヲ得

その後昭和四年第五十六議会において、四たび千葉三郎提出の院法改正案が提案されるや民政党の高木益太郎によりほぼ同様の趣旨の修正案が提出され[1]、これが同時に提出された政府提出院法改正案（人員の増加案）とともに衆議院を通過した。このときには単にこの案ばかりでなく、機密費をも除外せず検査に付すべきだ、また地方に検査院の駐在官をおく意志はないか、事前監督を行う意志はないか等につき、委員会で政府に対する質問が集中した。しかし、政府は機密費等の件については行う意志のないことを言明し、さらにこの修正案に対しても、すでに特殊銀行等に対しては銀行検査制度等を通じて行政監督を行なっている以上、この上会計検査院が会計検査を行うことは屋上屋を架することになるという見解をもっており、この法案が貴族院に回付されるや、貴族院では政府提案による院法中改正案のみを可決し、衆議院を通過した会計検査院の機能拡張案は審議未了となったのである。

(1)　高木益太郎提案の修正案は次のとおりであった。

会計検査院法中改正法律案

第十三条第四号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第五号ヲ第六号ニ改ム

五　政府ニ於テ重役ヲ任命スル銀行会社及組合ノ収支ニ関スル決算

第二十条ノ二　会計検査院ハ第十三条第三号乃至第六号ノ検査ノ結果ヲ主務大臣ニ通知スヘシ其ノ不当ト認ムルモノハ

主務大臣ニ移牒シテ相当ノ処置ヲ要求スルコトヲ得

会計検査院ハ前項ニ依ル移牒ノ内容ヲ検査報告ニ掲載スルコトヲ得

第二章　日華事変期

第一節　予算編成および施行機関

一　国防予算とその編成過程の変化——主計局中心主義の変質

満州事変が開始されて、わが国は戦争への道を歩んできたが、二・二六事件を契機として準戦時体制に入り、十二年七月七日の蘆溝橋事件をきっかけとして、戦火が中国に拡大するや、戦争体制への行進はいよいよテンポを早めていった。この情勢に応じて、日本の財政も積極的に戦時財政に移り、十二年度からは臨時軍事費特別会計が設定され、予算は直接、間接の戦費を中心として毎年膨張に膨張を重ねた。

昭和十一年から十六年に至る国家財政の歳出を概観すると、この期間に一般会計は二十二億八千万円から八十一億三千万円に四倍近く増加し、特別会計では臨時軍事費特別会計をも含めて、同期間中に七十六億六千万円から三百七十六億一千万円と五倍半ちかくへと激増した。かくて、二・二六事件直後編成された昭和十二年度予算は、三十億円をこえ、未曽有の大「国策予算」といわれたが、三年後の昭和十五年度予算は、本予算に臨時軍事

費追加を含めて百億円を突破し、戦局の拡大につれて予算はますます膨大化した。この予算膨張の主因が軍事費であったこというまでもない。

ところで軍事費の要求は、二・二六事件を契機として急速に増大した軍部の政治的、行政的発言力を背景にして行われた。閣議でも査定折衝の席でも、陸海軍は予算当局に対して軍事予算だけを別扱いにすることおよび厳重に秘密を守ることを要求し、もし要求が通らないときは大臣が辞職するほかはないと強要した。そのため、軍事費の輪郭が決まらないかぎり、総予算の見通しはつかないという状態であった。これに対して主計局は細部の項目については不要な要求を抑えたが、大局はどうにもならず、主計局の機能は軍事費査定の面から大きな障害にぶつからざるをえなかった。右のごとく、予算膨張の中枢であった軍事費を初めとする国防経費に対して、主計局が独自に査定する権限をもたなかったために、同局はしだいに単なる編成事務機関化していった。かくて同局が予算を編成するにあたって与えられた課題は、予算そのものの規模なり性格を決定することではなく、むしろ膨大化してゆく予算を円滑に消化し、しかも予算面からインフレの悪性化をどのようにして防ぐかにあった。換言すると、国防予算の遂行に国民経済を適合させてゆくとともに、これと並んで各省要求経費のうち国防目的に関係の深い経費と関係のより薄い経費とを識別し、後者をいかにして節約しまた繰り延べるかにあった。ところが、この課題といえども、主計局ひとりで果しうるはずはなく、国防予算の遂行に国民経済を全面的に適合させるためには、経済のあらゆる分野を統制することを必要とし、その統制は、資金と必要物資の総合的な総動員計画にまで発展するに至った。そうなればいきおい、資金と物資の総合的需給調整の面からも予算の編成に制約が加えられ、これによって、予算編成機関は国策統合機関に協力せざるをえなくなった。

また支出経費の重点化と不急不要経費の節約が徹底化するとともに、主計局側の厳査と各省の復活要求との衝突は依然として激しく、要求経費は極限にまで削減された。主計局と各省との間で行われる予算査定は事務的処理のみでは解決しえなくなった。そこで予算編成の円滑化を図るために、事務当局間の折衝よりも、次官会議というようないっそう高次な機関の間の折衝が必要となった。こうした事情は、主計局が軍事費査定の面からのみでなく、予算全般の査定について中枢的役割を果しえなくなる原因でもあった。要するに、各省の要求を土台として主計局を中心に行われる編成方式は、予算を戦争目的へ集中させようとする戦時財政の過程では不適当なものとなったのである。次に右に述べた変化が、具体的にどのような過程を経て現われたかを、少しく具体的にみることにしよう。

二・二六事件直後、「革新財政」をかざして登場した馬場蔵相は、就任早々首相および陸相とともに、公債漸減主義の放棄、増税、低金利政策を主張する財政大綱を発表し、画期的膨張財政時代に入ることをしめした。そして予算の編成方式についても、従来の慣習を破って、広田内閣の「国策閣議」で決定した「国防充実」を中心とする七国策十四項目を、優先的に予算に織り込むこととしたのであった。すなわち、昭和十二年度予算編成に関する閣議の申合せによって、各省会計課長が第一次的に主計局長と折衝して始める例年の方法を廃し、各省の

要求は一応閣議で審議することになったのである。[1)]

(1) 昭和十二年度予算編成方針（昭和一一・五・二九閣議申合）

昭和十一年六月二日　　内閣書記官長　藤沼庄平

各省次官宛

昭和十二年度予算編成ニ関シ去月二十九日左ノ通閣議申合有之候条御諒知相煩度依命此段及通牒候

記

昭和十二年度予算編成ニ当リテハ経費ノ支出ヲ現内閣ノ特ニ力ヲ尽スヘキ政策ノ実行ニ集中スルコトトシ、之カ為ニ大蔵省ニ於テハ歳入ノ増加ヲ図リ、各省ニ於テハ従来ノ歳出ニ再検討ヲ加ヘ節約シ得ル限リ緊縮シテ調整ヲ図ルト共ニ、各省予算ノ要求ハ従来ノ如ク各省ヨリ直接大蔵省ニ折衝スルコトナク、一応閣議ニ於テ審議シ緩急先後ヲ決スヘキモノトス（傍点筆者）

この結果、各省の要求は重要国策を盛り込んで、総計三十四億円というこれまでにない膨大な額に達し、主計局の査定は要求する側も驚くほど寛大を極め、予算に関する最終閣議では、三十億円余という大予算を、一時間半の審議で決定した。各省の要求を直接閣議に提出するという馬場蔵相のやり方は異例なものであり、[1)]その後の予算編成では行われなかった。しかし、重要国策がまず決定され、各省にそれを提示し、この線に沿って毎年の予算を編成するという方式は、その後ほとんど慣習的なものとなっていったのである。

(1) 昭和十二年度予算編成の特別措置については、各省次官に宛てた通牒「昭和十二年度予算編成ニ関スル件」の中で、「昭和十一年五月二十九日ノ申合ニ依リ重要国策ニ付閣議ニ於テ先議スルハ例年ノ各省概算要求提出前ニ於ケル準備行為トモ見ルベキモノニシテ本申合ニ依リ明治二十二年閣令第十二号歳入歳出予算概定順序ヲ何等変更スルノ意ニアラザルコト」を断わっている。

馬場蔵相の急進的な政策は、「国防の充実」を単に膨大な国防費の支出のみによって達成しようとしたために、物価騰貴を起し、財界政界の間に不評を買って退場した後、結城蔵相は「生産力拡充」による物価抑制策をとりいれて、急進政策を多少緩和したが、結城蔵相の後をついだ賀屋蔵相は、生産力拡充なしには国防予算は消化できないという構想をさらに発展させて、財政経済政策の三原則――(一)生産力の拡充、(二)国際収支の均衡、(三)物資の需給調節を提唱した。これは、戦争財政の遂行のためには、国民経済の全般にわたる統制が必要となることをしめすものである。

昭和十二年七月七日、日華事変の火蓋が切られ、同年第七十二臨時議会では、新たに臨時軍事費特別会計が設定された。事変は当初日本側の「不拡大方針」にもかかわらず拡大の一途をたどり、戦争は長期化するとともに戦費が累増することは、必至の情勢となった。他方国内では軍需物資の需要の激増により、輸入は目立って増加し、このため国際収支の均衡は困難となった。それゆえ近衛内閣が組閣早々発表した三原則に破綻をきたす状態となった。そこでこの事態を物資需給調整によって切り抜けようとし、賀屋蔵相は十三年度の予算編成にあたっ

て、「物の予算」を提出することを各省に要求した。かくて十三年度の予算を要求する際に、各省は従来の恒例的事項のほかに、外国に仰ぐ重要輸入物資、国産重要品のうち政府の需要額が相当巨額に達する結果、新たに輸入を必要とする物資、価格が相当騰貴している物資等、予算において国家が相当の需要を持つ重要物資について、「物資需要調書」を作成して主計局に提出した。主計局はこれによって政府の需要額につき、一応の見通しをつけるとともに、他面企画庁、商工省と協力して重要輸入品に対する民間の需要額の見通しをもつけ、この政府、民間双方の需要額に応じうる生産力の拡充が国際収支の適合を破壊することなく遂行しうるか否かを判断する。しかも国際収支適合の上から、政府、民間双方の需要額に応じうる最大限度の生産力の拡充が不可能である場合には、まず民間の需要額に対して消費節約を要望し、民間の消費節約をもってしても需要額を供給しえない場合には、政府の需要額を節約繰り延べるという建前をとった。また編成方針を決定するについては、大蔵省議において最後的に決定することをせず、すでに十二年五月から国策統合機関として新設された企画庁に送られ、大蔵次官と企画庁次長が折衝して正式に決定される順序がふまれた。「物の予算」を作成して、これに見合って国家予算を編成する新方式は、従来の慣例に大きな変化を与え、また企画庁の設置とあいまって、主計局中心の編成機構を変質させていった。「物の予算」による各省の需要物資の調整は、直接、間接の軍事費以外の各省経費要求を、徹底的に縮減する役割を果すことになったのである。

十三年五月、近衛内閣の改造により、賀屋蔵相にかわって池田成彬が入閣した。十四年度予算は彼の手で編成されたが、その際各省要求概算書に現われた金額上の査定よりも、むしろ物資需給計画に基づく物資関係に重点を置いて編成された。こうした関係で主計局は企画院（昭和十二年十月企画庁は企画院と改称改組された）に協力を求めることとなった。各省予定経費要求書に付随する物資需給調書は、各省から大蔵省に提出されると同時に企画院にも提出され、企画院は十四年度から積極的に予算の大綱立案に乗り出すことになった。企画院では、各省から提出された予算概算書に基づき、国策的経費としての緩急軽重を考量し、物資需給計画に基づいて査定の基準を定め、各省要求予算に含まれる物資の需給をこの計画に適合させることを任務とした。かくして企画院は、総合的国策の遂行という立場から主計局のもつ予算査定機能に、ある程度制限を加える機関となったのである。

十四年になると、世界情勢は緊迫し、これにつれて国内の戦時体制はいっそう強化された。九月にはヨーロッパに第二次世界大戦が勃発した。この影響を受けて、すでに日華事変の長期化によって経済的にも大きな難関に直面した日本は、軍需物資の輸入がむずかしくなり、インフレーションの悪性化が叫ばれるに至った。財政の膨張も必至となった。こうした危機に対処して、政府は新たな経済統制を発展させた。十四年後半より、国家総動員法は全面的に発動され、これに基づく物資総動員計画が本格化した。そして予算の作成にあたっても、この動員計画が至上命令となり、十五年度予算は「国家総動員諸計画の設定と予算の策定との間に有機的なる連繋を保持」（昭和十五年度重要事項予算統制大綱）することに努め、物資、資金、労力等に関する経済諸方策との調和にとくに意を用いて編成されることとなった。これにより各省に対して従来の物資需要調書のほかに、労務需要調書を

提出することが要求された。このような予算と物動計画とを密接に関連させた予算編成方式は、ますます陸海軍省以外の各省の経費要求の余地をなくし、新規経費の要求はもちろん、既定経費についても節約と繰延べを徹底した厳査主義に拍車を加えた。

十五年から十六年にかけて、国際情勢は急激に悪化した。日本と英米との対立は深刻化し、両国の対日経済圧迫は一段と強まった。したがって国防強化の緊迫性に伴ない、軍需産業は発展する傾向にあるにもかかわらず、海外よりの原料物資の輸入途絶、減退とともに、物資の需給関係は支障をきたし、わが国戦争経済の重工業的基礎は崩れはじめた。いわゆる高度国防国家の建設、「経済新体制」の確立による経済界の再編成の気運はこのような危機を乗り切ろうとして成熟してきた。そして財政も国防目的に集中されていった。十六年度予算は、緊迫した時局の中で編成されたが、編成にあたっては従来にもまして重要国策が重要視された。そしてその特色は戦時国策の予算上における具体化と時局産業保護の重点主義と、不要不急物資の節用主義が一段と徹底したことである。さらに国策を予算面に反映せしめるために、新たに次官会議が活用されることとなった。すなわち、これまでの編成に際しては、主計局ないし企画院は各省事務当局に対して、編成方針または物動計画の大綱を示し、予算に協力することを要請したが、基本的に予算の骨子を定めるのは、主計局と事務当局の折衝であった。したがって実際には、予算閣議はこの決定を承認する機関に過ぎなかった。しかしこうした機構では重要国策を直接予算化することはむずかしくなった。そこで十六年度から重要政策に関する予算措置の採否は、閣議において最後的折衝を行なった後決定することとし、その準備交渉として、主計局の予算の査定が相当進行してきた途中で、これと並行して新規要求の中でも重要政策に関するもの、あるいは比較的金額の多額に上るもの、既定経費でも多額に節減しようとするものを、まず次官会議に付議し、各省次官との間で決定をみなかったものを閣議に送るという方法がとられた。

戦時財政遂行の過程で、主計局中心主義――各省の概算要求を基礎にしてこの要求を主計局が査定するという方式――は、各種の原因から次第に崩れてきたことはすでに述べたところである。ところで、次官会議は主計局の機能にある程度制約を与えるものであった。そして次官会議の活用は主計局中心主義が崩れてゆく傾向を一段と進めるものであった。つまり次官会議の活用は戦時予算編成方式が主計局中心主義から閣議中心主義へ移行してゆく橋渡しの段階であったのである。

二　予算編成機構の改革問題

予算を編成する過程は右に述べたように実際に大きな変質をとげていったが、これと並んでまた、その機構を根本的に改革しようとする論議も盛んに行われた。以下にその論議の内容を述べようと思うが、まず何故かかる論議が起ってきたかをみるために、しばらく時代をさかのぼることとしよう。

満州事変の開始以降、わが国が積極的に海外進出に乗り出し、臨戦体制を準備するに至ったとき、わが行政機

構の中に伝統的に潜在していた各省行政権限の分立性と、政策の分裂的状態が表面化しはじめた。たとえば、陸軍の北進論と海軍の南進論をめぐる戦略目標のくいちがい、農林行政についての農林省と外地機関の対立、在満機関の満州偏重主義、生産拡充についての各省間の意見の不統一等々。そしてその結果は、各省で立案する政策の過剰、分裂、不統一を生み、政策の分裂状態は、そのまま予算の要求にあらわれ、いわゆる各省の「予算分捕り」傾向は、軍事費の急激な膨大化とあいまって激化した。しかも、各省大臣は、各省政策の分裂をそのまま閣議に持ち込み、統合化の機能を果さず、したがって内閣もまた各行政機関の分立を統整する力を欠如していた。

しかし、満州事変の拡大に伴なう国際的対立に応じて、わが国の非常時体制が一段と進み、これによる国内の社会的矛盾がいっそう激しくなった段階に至って、各行政機関の政策分裂を根本的に克服せざるをえなくなってきた。この要請は、まず内閣の統整力の強化に向けられ、斎藤内閣のとき、国防と財政の調和を問題として、五相会議が、農村匡救を主題として内政会議が設置された。この意図は、さらに行政機関の政策の統一をはかる方向に進み、岡田内閣のときには内閣調査局が設置された。この機関の役割は、従来の行政機構に横たわる分裂的状態を克服し、自ら高度の国策を立案し、これに各省の行政を適合させてゆくことであった。このために、この機関が各省の行政の経済的基礎である予算の編成にまで立ち入ることは自然の成行きであった。そこでこの国策統合機関と予算編成機関との間には、実際に多くの問題がひそんでいた。しかし、同局の活動がまだ積極的でなかったから、問題は表面化しなかった。

満州事変後の政治経済の全般的なゆきづまりは、ついに昭和十一年の二・二六事件として爆発したが、この事件を契機として、軍部の政治的発言力は、飛躍的に強化した。事件直後組閣した広田内閣は、軍部の要求を全面的に受け入れて「庶政一新」をうたった。そして「国防の充実」を第一とする七項目の国策が、すべて政策の基調となった。高橋財政が堅持した「財政の生命線」は一擲され、馬場蔵相は、軍事費を中心とする膨張財政を展開した。かくて広田内閣成立後の軍部の要求は、単なる主張や意向ではなく、直接内閣を動かし、各省の政策を左右する力となった。これまで統帥と国務を調整し、軍部の要求を通す場所は主として閣議であったが、さらに積極的に重要国務の立案に参画するためには、内閣調査局のような国策統合機関の権限を強化し、この機構に軍部の要求を強く反映させ、そこから各省の行政に制約を加えようという行政的措置をとることが必要であった。こうした意図から、従来各省の政策の分裂を統合する目的で設置された内閣調査局の機能を、重要国策の審議機関にまで拡大する要請が生まれてきた。しかしこのような統合機関の活動範囲を広げれば、当然予算編成の面にも及ばざるをえず、ここに予算編成機関との間に潜在していた権限問題が表面化した。とくにわが国の主計局が、予算編成の面から各省の行政に統制力をもっていたから、行政機構改革問題は、予算編成機構の改革問題にも及ぶことになった。かくて一方では国策統合機関として企画院が設置され、この企画院は主計局の行う予算査定に参画することとなり、また他方では主計局の権限の縮小あるいは同局の内閣への移管が問題となるに至った。

1　企画院の設立

すでに述べたように、岡田内閣のとき各省が不統一に立案する政策を総合調整する目的で内閣調査局が設置されたが、この機関は閣議に直接結びつかず、かつ各省に対して何の権限も持たなかったから、その活動は大きな役割を果さなかった。

そこで、国策統合機関の機能を拡張することは、準戦時体制に入るとともにますます必要とされた。その必要性をまず主唱したのは、この機関をよりどころとして自己の行政的発言力を伸ばそうとした陸海軍側であった。また各省側でも、独立した国策統合機関を強化する必要を認めていた。かくて広田内閣は、内閣調査局の機能を拡大した総務庁を設置することについて四相会議で審議したが、総務庁の性格をめぐり軍部と内閣の意見がまとまらないうちに、内閣は辞職し実現をみなかった。いまや新機関を設けることには、軍部と政府に意見の一致をみていたが、新機関が重要国策を調整する立場から、どの程度の権限を持つかの点では、軍部の急進的意見と各省および枢密院の意見は対立した。そこで新内閣は、両者の意見を妥協せしめた新機関として、企画庁を設置することを決定した。

かくして昭和十二年五月、企画庁が設立された。内閣調査局が単に政策調査に当る機能をもつに過ぎなかったのに対し、新機関は重要政策を内閣に上申し、または自ら立案することができ、また立案した政策を実行に移すための権限をもつこととなった。すなわち企画庁は、

一　内閣総理大臣の命に依り、重要政策およびその統合調整に関し、案を起草し、理由を具して上申すること

二　各省大臣から閣議に提出する重要政策案を審査し、意見を具して内閣に上申すること

三　重要政策およびその統合調整に関し調査すること

四　重要政策に関する予算の調査および統制に関し意見を具して内閣に上申すること

をその事務とし、この事務を行うのに必要あるときは、企画庁は関係各庁に対し、資料、予算概算書の提出を求め、説明を聴取することができた。

かように企画庁の機能は、各省の予算にまで立ち入ってその政策を統制する権限をもった結果、主計局の権限をある程度狭めるものであった。しかも企画庁内部で軍部が強力な地位を確保したことは、その後の国策統合機関の性格を決定するものであった。

(1)　次の昭和財政史編集室資料によって、企画庁における軍部の地位を知ることができる。

企画庁官制制定に当りての閣議了解事項（昭一二・五・一三閣甲八三）

一　企画庁常任参与は大蔵大臣が総裁となる場合には内閣部内の勅任官を以て之に充つるも、大蔵大臣以外の各省大臣が総裁となる場合には大蔵省勅任官をも之に充つること

二　各省大臣より閣議に提出すべき重要政策案は、提出前予め主務省に於て企画庁と打合を為すべきこと。企画庁より上申すべき案にして各省に関係あるものは、上申前予め関係省と打合を為すべきこと

三　内閣総理大臣の奏請に依り命ぜらるる調査官の常勤の制度は之を認めざること

四　陸海軍佐尉官より原則として奏任調査官各一名、副調査官各一名を専任すること

五　略

六　部長制度を採る場合は軍部出身先任者一名を部長とすること

七　部長制度を採らざる場合に於て勅任調査官に職務上の特殊権限を認むるときは軍部出身専任者、陸海軍各一名に同一の権限を認むること

八　外交機務に関する事項、軍事に関する事項及対満行政事務の統一保持に関する事項は企画庁の審議より除外すること

九　略

企画庁は設立後、所期の機能を発揮せず、半睡眠状態を続けていた。これを再編成しなければならぬという意見は、日華事変勃発以降戦時体制が促進されるとともに行政部内の定論となり、ことに陸軍は現在の資源局と企画庁とを合同して戦時統制機関をつくることを主張していた。この案は第一次近衛内閣のときにとりあげられ、昭和十二年十月、企画院の設置をみた。企画院官制によればその機能は、

一　平戦時に於ける綜合国力の拡充運用に関し、案を起草し、理由を具して内閣総理大臣に上申すること

二　各省大臣から閣議に提出する案件にして平戦時に於ける綜合国力の拡充運用に関し、重要なるものの大綱を審査し、意見を具して内閣総理大臣を経て内閣に上申すること

三　平戦時に於ける総合国力の拡充運用に関する重要事項の予算の統制に関し、内閣総理大臣を経て内閣に上申すること

四　国家総動員計画の設定及遂行に関する各庁事務の調整統一に関すること

五　一～四までの事務を行うに必要あるときは、企画院は関係各庁に対し資料の提出又は説明を求むることを得

とされた。

企画院の構成は、総裁官房（審議室および庶務課）、総務部、内政部、財務部、産業部、交通部、調査部の一房六部からなり、各部長には、総務部長および交通部長は陸軍省から、財務部長には大蔵省から、産業部長には商工省から人選された。その他調査官が各省との連絡に当った。これらの部のうち、重要事項の予算を審議、統制する事務は総務部で担当し、財務部は財政、金融、貿易に関する事項を担当した。この構成からも企画院の予算の統制方針には、陸軍の意向がかなり反映していたことがわかる。

企画院は設立後、毎年各省が予算を作成する際に、独自に「重要事項の予算の統制に関する件」を作成し、これを各省に通達し、また各省から予算概算書を要求した。さらに昭和十三年はじめ、「国家総動員法」が第七十三議会を通過した後、戦時経済の根幹となった総動員計画は企画院が立案し、予算の作成はこの計画に規制を受けざるをえなかった。したがって企画院は直接予算の査定に携わらなかったが、予算編成の途上各省および主計局に対して「予算統制事項」の実行に関する指示を与えた。

しかし企画院の予算に関するかような統制機能と主計局の執行機能との関連は円滑に行われず、予算編成機構

は二元化し、予算編成権をめぐる主計局と企画院との関係は、終戦に至るまで問題を残したのであった。

2　主計局の内閣移管論議

主計局を内閣に移管するという主張は、すでに井上蔵相が緊縮財政を実行するにあたって、主計局と各省との予算折衝が激しくなったとき、政界の一部から問題とされていた。これは政府部内では問題とならなかったが、二・二六事件を契機とする準戦体制の樹立に伴なって行政の集中が提唱されたとき、またも再燃した。広田内閣は成立直後「七大国策」の一つに「行政機構の整備改善」をかかげ、軍部の提案を四相会議を組織して審議した。その審議の中心となった陸海軍共同提案の「行政機構改革意見書」は、国策統合機関の設立を主唱し、この機関において重要国務の調査、立案、各省重要政務の統制審議およびこれに伴なう予算の統制按配に関する事項を担当することとし、そのために内閣調査局および情報委員会を改組統合し、総理大臣を補佐することをこの機関の任務としていた。四相会議は軍部と協議の結果、内閣調査局、資源局、統計局を包含し、総合的国策企画機関として、重要国策に関する予算および数省にわたる予算を統一検討する総務庁、内閣人事局、帝国経済会議を内閣に設置することに意見の一致をみ、閣議に報告された。しかし、これは成案に至らないうちに広田内閣は総辞職して、計画は実現されなかった。この提案は、主計局を全面的に国策統合機関中に併合することを目的としていなかったが、その一部の機能を内閣に移し、主計局は予算編成の事務整理機関にすることを意図したものであった。

次の林内閣のときに設けられた企画庁が、近衛内閣の下で資源局とあわせて企画院に拡充されたので、懸案の国策総合機関は一応実現された形となった。企画院については前述したが、これは主として国家総動員計画の樹立を担当するものであり、したがって物動計画を企画する立場から予算の編成にも介入することとなった。そこで、主計局では昭和十三年度以降は、企画院の作成した物動計画を考量して編成することとなったから、おのずから企画院の予算作成に対する権限は大きくなった。

企画院の設立以来、企画院側から主計局の予算編成権を企画院に移管して、予算編成機構を一元化しようとする試案が主張された。これは企画院が予算の大綱を審議するのみで、実質的な編成事務を司掌しなかったため、さらに権限を広げようとしたものであって、この主張には軍部も同調した。昭和十四年一月、企画院の拡充が計画されたが、このとき企画院の第五部を「金融、財政に関する事務」を担当する部局とし、ここに主計局を統合する案をつくった。その後、企画院は予算編成権の所管について、主計局にたびたび折衝したが大蔵省の反対にあって実現しなかった。

これまでの時期に行われた移管論議は、主として行政部内で交わされ、当初行政権の分立性を統合しようとする方向にそって、予算編成機関と国策統合機関との調整が考えられたのであるが、しかし、ひとたび企画院が設立されると、これは企画院と主計局の間の権限争議に堕してしまった。

ところが昭和十五年に至り、七月に成立した第二次近衛内閣は「政治新体制」の確立に乗り出し、「高度国防

国家体制」の完成を基本方針とした。そしてその中心的課題は「内閣制度を高度化再編成して、政治の一元的指導力を確立すること」（昭一六・一・二三、官界新体制確立要綱）におかれた。そこでふたたび行政機関の分立と不統一を是正しようという動きがあらわれた。しかもこの動きは、行政部内ばかりでなく、民間からも起った。それは戦時統制経済の進展に伴なって、国家機関と経済界は統制網を通じて密接に結びつき、経済界は行政機構に対して無関心ではありえなかったからである。そして統制経済の遂行を官民の融和のうちに実現しようとする官民の協力体制は、一段と促進されることになった。この線にそって行政機構改革に政府が手をつける際にも、官界新体制のための官民懇談会、民間団体からの意見書の提出など、民間の意向を強く反映させる手段が講じられた。ところで、この際あらわれた民間の意見にも、国策統合機関を強化することを主張し、そのために予算編成の機能をも国策統合機関に包含すべきであるとの意見が多かった。すなわち、翼賛運動の経済面を担当した昭和研究会は、すでに昭和十五年六月、政治機構改新大綱を発表して、政治の確立と国策の企画統合のためには、行政機構全般にわたる改革が必要であるとし、中でも内閣制度の改革について意見を提出した。その改革案中に「内閣総理大臣直属の諸部局の整備強化を図ること」を当面の重要問題としてとりあげ、特に主計局と企画院の間の予算の二重審査を廃止するため、総理大臣直属部局――総務局、企画局、情勢局――の中の企画局に主計局を移管することを提唱した。次いで財界方面では、日本商工会議所が「行政機構改革に関する意見」（昭一六・一二）を発表し、その中で中央行政機構の改革をかかげた。その案によれば、中枢的行政機関として総務省を新設し、総務省の司掌事務を、㈠重要政策案の起草、㈡法律命令案の起草、㈢予算案の編成、㈣各省間の摩擦の調整ならびに政策の統合としていた。したがってこの案も主計局の内閣への移管を主張した意見である。また国策研究会でも行政新体制要綱試案（昭一六・三）を提出したが、これによると首相の行政総長官としての指導力を強化すること、内閣に総理大臣の補佐機関を設け、これに総合国策の企画、重要行政の統轄およびその執行監査に関する事務を担当させることを原則にかかげ、予算編成事務は企画院の一部と法制局をあわせた総務庁に編入せんとする意見であった。

こうして主計局の内閣移管を主張する論議は、内閣総理大臣直属部局あるいは国策統合機関の権限強化への動きとともに行政部内外から起された。とくに陸軍部内では主計局の権限を縮小せんとする意向は、終戦に至るまで存在していた。しかし、これらの論議に大蔵省が常に強硬に反対したのはもちろんである。またこれらの論議が行政部内の主流でとりあげられることもなく、現実的に予算編成機構を改革する力をもつことなく終ってしまった[1]。

(1)　予算編成機構改革案は、二・二六事件以降、各方面でかなり具体的な成案を発表している。その代表的なものをあげて参考とする。

㈠　主計局の統合について

国策研究会刊「所謂『総務庁問題』に関する研究資料」昭和一二年四月

賛成論

1　主計局を現在のまま総務庁に移管することは行政組織の合理化に資すると共に内閣総理大臣が行政各部の統一を図る上に於ても有効であろう。

2　総務庁が国策を決定しても、予算関係に於て大蔵省に死命を制せられては無意味であるから、主計局は大蔵省より分離せしめて総務庁に統合すべきである。

反対論

1　主計局は現在のまま移管しない方がよい。予算の編成は一般経済及租税収入、公債発行と密接不離の関係にあるから大蔵大臣と離れたる機関に於て之を編成することは適当でない。

折衷論

1　主計局は歳入並に一般経済と密接な関係にあるから大蔵省に存置せしめた方がよいが、予算が現行通り主計局にて編成されることは国策の樹立、国政の運用上尠からず遺憾の点があるので、新に総務庁を設置し国策の調査局をおく以上は、重要国策並に之に伴なう予算の審査は総務庁をして行わしむべきである。而して之が取扱は調査局の組織を数部の部制度として局務を分担し、その一部として予算部を設けて調査局に於て決定した国策並に之に伴なう予算は閣議に提出し、之が決定によって主計局をして優先的に承認せしむべきである。

2　主計局は現在の大蔵省主計局の中より予算、決算に関する事項のみ移し、名称は主計局とするよりも予算局とでも称する方が適当である。

3　主計局は現在のまま移管してよい。尤もこれには会計の事前検査をなす権限を付与すべきである。

㈡　宮本吉夫氏の意見

『国家学会誌』第五四巻第六号、昭和一五年六月刊

大蔵省主計局と企画院を統合することは行政の統一の点から見れば、望ましいことは論なしとしても、金融財政の責任者たる大蔵大臣より予算編成権を除くことは、国家予算と税制の関係、歳出と金融の関係を顧慮するときは、財政の一元化の点より必ずしも妥当でない。

これらの帰結として現在の機構の上に於て左の如き方法を講ずることを提唱したい。

1　各省は予算に関係ある政策は、予算提出前大蔵省主計局、法制局、企画院の連合会議に於て説明し、大蔵省は予算的立場より、法制局は法制的立場より、企画院は政策統合及物資の見地より夫々審議し、三者の会議により之が可否を決する。

2　右に依り三者の議決せず、しかも当該省が諸政策を修正乃至撤回しないときは大蔵大臣、法制局長官、企画院総裁及内閣書記官長間に於て審議し、更に特に重要なる事項は閣議に付議する。

3　大蔵省主計局、企画院、法制局は之を可及的同一庁舎に収容。

4　政策決定と実施の期間を短縮し、追加予算の減少を図るため、右の政策の説明、審議は毎年九月中に行うを原則とし、右決定に基き各省は十月末日迄に予算案を大蔵省に送付し、大蔵省は十一月中に之を編成する。

㈢　吉富重夫氏の意見

『公法雑誌』第六巻七号、昭和一五年七月

行政統合の最も有力なる手段の一たる財務統制が他の政治的職分と密接に連関するものであることを思えば、大蔵省なる一行政部省の立場を脱し得ぬ大蔵省主計局に、かくの如き財務上の統制権を付与するの望ましからざることは明白

である。したがって現在大蔵省の一部局たる主計局に認められてゐる予算査定権のごときは、内閣直属の機関に付与し、国務と行政との緊密なる連関を確保することをもって妥当とする。

第二節　徴税機関

一　増税と徴税機関の強化

二・二六事件以降、日本の国家財政は画期的膨張時代に入り、昭和十二年度予算より、一般会計、特別会計を通じて予算総額は累年増加の一途をたどった。十五年度には予算総額百億円を突破し、十六年度には一般会計と臨時軍事費特別会計の純計は百五十七億円に上った。

この膨大な財政支出は、増税と公債増発によって賄われたのであった。とくに公債による財政収入の増加は著しく、歳入構成の内容では、十一年に租税と公債の割合は大体五対三であったものが、十六年にはおよそ租税三公債六の割合となった。歳入総額中、租税収入の占める割合は十一年度には五割以上であったものが、日華事変期には、その比率が三割程度に下った。しかしながら、歳入構成の中で租税と公債の占める割合が逆転しただけで、税収入自身は十二年の十五億円から十六年の四十三億円へとほぼ三倍に増えていった。

日華事変期以降の税制史は、増税によって色どられている。広田内閣の馬場蔵相が六億円にのぼる「わが国税制史上画期的」な大増税案を作成して以来、歴代の蔵相は増税を続行した。馬場蔵相の税制改革案は実現されなかったが、次の結城蔵相のとき、この改革案を緩和して臨時租税増徴法を制定し、所得税が増徴され、法人資本税、外貨債特別税、揮発油税、有価証券移転税の四新税が創設された。続いて賀屋蔵相によって、日華事変勃発による戦費の一部を支弁するために、北支事件特別税が新設され、十三年度に入ると、これに代って支那事変特別税が創設された。これは所得税、法人資本税、砂糖消費税および取引所税を増徴し、第三種所得税の免税点を千二百円から千円に引き下げるものであった。さらに北支事件特別税によって創設された利益配当税、公債および社債利子税、物品税を引き継ぎ、通行税、入場税、特別入場税が新設された。十四年四月からは、支那事変特別税法、臨時利得税法、臨時租税措置法が改正され、所得税、清涼飲料税、砂糖消費税、印紙税、利益配当金、公債および社債利子税の増徴、ならびに建築税、遊興飲食税の創設、物品税の課税品目の範囲拡張、税率の引上げが実施された。かくして毎年税目の新設と増徴が相次いで行われた末、十五年度には大正十五年以来初めての税体系全般にわたる改革が企図され、負担の均衡、経済政策との調和、税制の簡易化と収入の増加等を目標に、中央地方を通ずる税制改正が行われた。この改革によって、所得税は分類所得税と綜合所得税に二大別され、従来所得税の中にあった法人所得税を切り離して、法人税、特別法人税を新設し、一般に個人および法人の所得に対して大規模な増徴が行われた。地方税については、地方分与税制度が創設され、独立財源たる地方税は物税本位とし、また市町村戸数割を廃止して、新たに市町村民税が創設された。

このように、この時期には財政規模の膨大化に伴なって、税収増加のために主要な努力がそそがれた。昭和十一年から十六年に至る間に新設または国税移管になった税目は十三に及び、改正され増徴を図られた税法は十四に上った。税収額は概算で、十一年度には十億円であったのが、十二年度は十五億円、十三年度は十九億円、十四年度は二十三億円、十五年度は三十七億円、十六年度は四十三億円と四倍以上に増えた。所得税の対象となる国民の層は年俸七百二十円の低額所得者にまで広がり、第三種所得税の納税人員は、十一年には百三万三百六十人であったものが、十四年度には百八十八万三百六十八人に増加し、昭和十五年には、大増税によって飛躍的に増加して四百七万九千三百八十人に達した。また間接税は国民の日常生活物資に至るまで課せられた。

税目の新設、徴収税額の増加、それによる課税対象の拡大によって、主税局を頂点とする徴税機関は、全国にわたってますます細かくはりめぐらされた。税制改正を審議する機関として、昭和六年から税制審議会が存在したが、この審議会は馬場蔵相のとき税制調査会に発展し、財界、官界、学界の税務専門家をあつめた諮問機関となった。主税局には税制立法部局として企画課が新設された。さらに全国の税務署数は、十一年初めに三百五十であったものが、十六年末には三百七十四に増加した。また徴税補助機関である納税組合の数は、十一年に二十一万三千四百三十九であったものが、十六年には三十一万八十九と増加し、その組合に参加した組合員数は、同期間中に四百七十四万八千百二十五から八百九万千三百七十三と二倍近くに発展した。昭和十五年から旧来の税制に根本的改正を加えた戦時税制を実施するとともに、東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横浜、福岡の全国主要都市には「税務相談所」が開設された。かくて、日華事変期中には、主税局―税務監督局―税務署を通ずる基幹的徴税機構の強化とならんで、徴税を補助する機関があらわれ、急速に徴税網が完成していったのである。

二　内国税務行政機関

――主　税　局――

1　企画課の新設

前に述べたように、馬場蔵相の大増税案の作成以降、歴代の蔵相は増税方針を決定し、増税が次々と企画された。主税局は増税立法のために税制調査会を諮問機関として、新税法の立案に従事した。この新税法立案のために、十一年六月とくに企画課が新設された。企画課に関する分課規程は次のとおりであった。

企　画　課

1　国税制度の調査に関すること
2　関税制度の調査に関すること
3　地方税制度の調査に関すること
4　税務機構の調査に関すること

企画課の管掌する事務のうち、国税制度、関税制度の調査は、従来国税課および関税課の一事務であったが、

同課の新設によって移管されたものであり、地方税制度の調査、税務機構の調査が新たな事務としてつけ加えられた。企画課は国税課とともに税制立案機関であった。両課は共同して十一年九月、増税および税制大綱を発表し、十二年に臨時租税増徴法、北支事件特別税法、十三年に支那事変特別税法、臨時租税措置法、十四年に特別税法改正を立案した。さらに昭和十五年の中央地方を通ずる税制の大改正は、この課を中心として企画されたものであった。同課は、日華事変後の税制改革と徴税機構強化の立案機関となったわけである。昭和十五年の税制改正後、十二月に至って同課は廃止され、国税制度の調査は国税課に、関税制度の調査は関税課に、地方税制度の調査は地方税課に、税務機構調査は経理課にそれぞれ配分された。

2　地方税課の設置

昭和十五年の税制改正においては、地方税制改正が重要眼目となり、臨時地方財政補給金制度が廃止されて、地方分与税制度が創設された。地方分与税は地租、家屋税および営業税の還付税と、所得税、法人税、遊興飲食税、入場税の一部の配付税からできている。これにより地方財政は、国家の徴税機関の活動に依存し、また国家機関は地方団体の税収入の監督を強化する必要を生ずるに至った。かかる役割を果す部局として、十五年十二月、地方税課が新設された。同課の管掌事務は、

地方税課

1　北海道地方費府県市町村其の他公共組合の諸収入に関すること

2　地方分与税に関すること但し賦課減免及徴収に関するものを除く

3　地方財務の調査監督に関すること

従来地方団体の地方債の発行については、理財局地方債課が監督に当っていたが、地方税課の設置によって、地方団体は税収入についても大蔵省の監督を受けることになった。また地方分与税制度の成立とともに地方分与金特別会計が設置されたが、その会計の歳入事務については経理課が管掌した。

3　土地および家屋の賃貸価格調査部局

主税局には、従来土地および家屋の賃貸価格の調査を行う部局が独立の部局として設けられていた。昭和二年には臨時土地賃貸価格調査課が設けられていたが、この課は昭和九年に廃止された。その後十一年から新たに特別調査課が設置された。この課は土地賃貸価格の調査に当ったが、この調査が終了したので十三年には廃止となった。次いで、十五年七月、家屋賃貸価格調査課が設けられた。従来家屋税は道府県において調査した賃貸価格に基づいて、地方税として賦課されてきたが、昭和十五年度を期して行われた中央・地方を通ずる税制改正の際、昭和十七年度分より政府において調査した賃貸価格に基づいて国税として賦課されることになった。これによって、一家屋の賃貸価格は大蔵省において調査されることになり、十五年七月、家屋税法が施行されるに伴ない、主税局に家屋賃貸価格調査課が新設された。この課を中心として全国の地方税務監督局および税務署が一斉にこの調査に着手した。なおこの調査の方針、方法などの説明は第五巻『租税』編に譲る。

三　地方徴税機関
――税務監督局、税務署――

昭和十一年以降、日本の国家財政は飛躍的に膨張し、徴税額は累年増加した。直接税、間接税を通ずる税制改正が毎年行われ、前述のごとく（一五五頁）そのたびごとに課税対象の範囲は広がり、納税人員は増加した。インフレの悪性化を防ぐためには税収入が財政の支柱となっていたから、徴税成績の向上には最大の努力が払われ、全国にわたる徴税網は一段と細かくはりめぐらされた。

徴税機関強化の施策は、まず税務署の増設から始められた。すなわち十一年五月から十六年六月に至る間の税務署の異動をみると、東京税務監督局管内では、蒲田、王子、向島、世田ケ谷、杉並、下谷、浅草、本所、深川、大森（以上東京府）、神奈川（神奈川県）の十一税務署が新設され、厩橋、両国橋（東京府）の二税務署が廃止された。大阪税務監督局管内では、住吉、港、浪速、此花、東成、旭（以上大阪府）、兵庫、灘、須磨（兵庫県）、中京、東山（京都府）の十一税務署が新設され、港、玉造（大阪府）の二税務署が廃止された。札幌税務監督局管内では倶知安税務署、名古屋税務監督局管内では、名古屋西、名古屋中、熱田、名古屋東、昭和（以上愛知県）の五税務署が新設され、名古屋北、名古屋南（愛知県）の二税務署が廃止された。熊本税務監督局管内では飯塚、八幡（福岡県）の二税務署が新設された。かくて昭和十一年初めから十六年末までに税務署数は三百五十一から三百七十五と増加し、この期間に二十四の税務署が増設されたこととなる。これを昭和二年から十一年までの間に七税務署しか増加しなかったのに比べれば、いかに急激に増加したかがわかるであろう。

税務署の数が増加したばかりでなく、税務監督局、税務署には新たなる管掌事務が加わった。すなわち、昭和十五年十月には資金統制が強化されて会社経理統制令が公布された。同令によって会社の利益配当、積立金、役員および社員の給与などについて大蔵大臣の許可を受けることとなったが、この許可事務の一部が税務行政機関の担当となった。そのため各税務監督局には会社監査部が新たに設置され、各税務署の直税課には「会社経理統制に関する事務」が加わった。かくて税務監督局、税務署は、地方における金融統制を担当する機関ともなったのである。

徴税機構の強化は、税務職員の増加にもみることができる。官制定員だけによって職員数をみても、税務監督局では十二年三月、職員総数は四百八十四名であったが、十六年七月には千百二名へと飛躍的に増加し、税務署職員数は十二年三月の六千九百五十八名から毎年累増して、十七年三月には九千七百九十五名と増加した。

四　関税行政機関

昭和十一、十二年以降開始される日本の統制経済の過程で、経済界のあらゆる分野に国家機関が介入し、既存の行政機関は統制機関として動員されたが、税関もまたその例外ではなかった。従来税関の業務は、主として関

税徴収と港湾行政であった。しかし十一年以後税関の業務に貿易統制が新たに加えられた。

1　貿易統制事務

世界恐慌以来、世界各国の貿易が減退してゆく中で、日本の貿易だけは対外為替の低落、積極的な輸出促進策によって非常な伸張をしめした。日本品の海外進出は、各国の関税障壁による輸入阻止からやがて邦品の防遏、排斥運動をひき起すに至った。それにつれて一度は世界市場に広がったわが国の輸出の伸張力は、やがて停頓しはじめた。そこでわが国では輸出の衰退に対処するため、輸出の減退を阻止する措置をとる必要を生じた。その措置は輸出に対して広範な統制を行うことであった。また一方、国内においては、満州事件以降の経済の重工業化に伴なって、原料、資材の輸入が増大し、それは国際収支を悪化せしめた。そこで輸入の統制もまた必要となった。かくしてわが国の貿易は、輸出も輸入もともに統制の中に入れられることになったのである。ところで、国家機関を通じて、この貿易統制を実施する場合には、税関機構を利用することがもっとも都合がよかった。というのは、税関機構は関税行政の面から輸出入品の関門となっていたからである。

通商戦の激化に伴ない昭和九年四月「貿易調節及通商擁護に関する法律」が制定され、それ以来統制機構は整備された。そして、十一年政府は第六十九回特別議会に、重要輸出品取締法案、輸出絹織物取締改正法案、輸出組合法改正法案を提出して輸出品の取締りを厳重にした。すなわち重要輸出品は、「主務大臣の認可を受け、検査を行う者（検査機関）の検査に合格したるものに非ざれば販売の目的を以て之を輸出することを得ず」（「重要輸出品取締法第二条）ということとなり、また絹織物の輸出も行政官庁の検閲を受けることとなった。輸出組合の性格は、輸出の促進機関から輸出の統制機関に転じた。これにより、輸出品の数量統制、価格統制、取引方法の統制等の自治的統制とならんで、国家機関の主要輸出品の検査取締りを厳重にし、税関はこの検査機関に充てられた。

税関の機構中、従来の総務課は総務部に昇格し、総務部の管掌事務に「輸出組合法、輸出絹織物取締法、輸出水産物取締法又は重要輸出品取締法に依る輸出貨物の検閲及取締」が加えられた。十二年九月には、検閲、取締事務は輸入品にも拡張され、さらに同年外国為替管理法による為替統制事務をも税関で行うこととなり、総務部の管掌となった。

2　税関の増設と職員

日華事変期を通じて税関もまた増強された。十二年五月には名古屋税関が設置され、全国の税関は、横浜、神戸、大阪、門司、長崎、函館、名古屋の七個所となった。昭和十一年には税関支署の数は三十九であったが、十六年には四十二となり、税関出張所および支署出張所は十一年に十九であったが十五年には四十五となり、十六年には監視署と合して九十七の多きに上った。

このような税関機構の膨張とともに、税関の職員数も増加した。すなわち官制上の定員によれば、全国税関職員総数は十一年二月に千五百四十五名であったが、十六年一月には二千百八十五名となり、同期間中に四〇％以

上の増加をしめした。増加した職種をみると、輸出統制が強化されてから、十一年七月には輸出検査官および輸出検査官補が新設された。関税官は従来七名であったのに、十二年九月には十一名、十三年四月には十七名に増加した。とくに事務官補、監視、鑑査官補、監吏などの判任官職員は、いずれも著しく増員された。十一年二月から十六年一月までの間に事務官補は三百三十名から六百四十五名へと二倍に増加し、監視は百三十四名から百七十五名へ、鑑査官補は二百十六名から三百十四名へ、監吏は六百四十八名から七百十七名へと増加した。

第三節　金融行政機関

一　日華事変期における金融統制の展開

満州事変の間続けられた金融政策は、日本銀行の公債引受とマーケット・オペレーションであった。満州事変勃発以降、財政の膨張によって公債を増発する必要が生じたにもかかわらず、金融市場で増発された公債を引き受ける機関は存在しなかった。この制度はこうした公債を消化させようとする意図に基づいてつくられたものであった。政府はこの制度によって金融状態のいかんにかかわらず、公債を発行することができるようになった。この方法を通じて、政府は市中金融機関の遊資を公債消化に向わせ、それを財政資金として活用することができたのであった。また市場に遊資がある場合には、市中金利の標準は日本銀行売出公債の利回りを中心として上下するから、政府は公債の発行条件を決定することにより、市中の金利を統制することができた。かくして日本銀行の公債引受発行と公債市場操作によって、金利の統制権は大蔵省と日本銀行に握られることになった。すなわち金利を統制することによって、政府は金融機関の資金を間接的に統制した。この政策では金融機関に対して積極的に国債の買入れを強制したものではなかった。この間接的な金融統制が満州事変期における特色であった。低金利政策を背景にした日本銀行の公開市場操作、それによる間接的統制は、国債の消化率を向上させ、一応は成功した。もともとこの公開市場操作は、財政による巨額の資金散布が原因となって生ずるインフレーションを一部分に局限して、インフレーションが経済界一般にゆきわたることを防ごうとするものであった。一方では資金の散布によってインフレーション政策を進めながらこれを抑制してゆこうとするこの政策は、民間に過剰の遊資が存在するという条件の下で成功したのであった。しかし、表面的にはインフレーションの顕著化は防止されえたとしても、インフレーションを促進する要因は、日本経済の中に潜在し、進行していった。

二・二六事件以降の日本経済の戦時体制化とそれに続く日華事変の勃発、事変の長期化は、急速に軍需品を生産しなければならない情勢をつくりだした。金輸出再禁止以来長年にわたるインフレ政策をささえとして、民間の事業は軍需品生産に乗りだし、金融機関の資金は、これらの事業に動員された。その結果、遊資は消滅し、もはや日本銀行の金利操作を通じる資金統制を継続しうる条件は存在しなくなった。二・二六事件を契機として、

わが財政は画期的な膨張時代に入り、軍事費を中心として財政支出は急激に膨大化した。この財政支出をまかなうためには、増税も行われたが財政の大部分は公債によって補われねばならなかった。そこで高橋蔵相時代の公債漸減主義は一擲された。日華事変の勃発を転機として公債の発行額は、一般会計、特別会計を通じて堰を切ったように増加した。そして国防体制の強化、軍備の充実が金融体制の基調になった。いまや軍需品の生産のために生産力拡充政策が、国策の最重要項目に掲げられた。こうした政策は、広田、林、近衛三内閣以降、歴代の内閣を通じて行われ、経済のあらゆる分野における統制が、生産力拡充を目標にしてはりめぐらされた。

この間に金融政策は、満州事変期の政策とは著しく異なるものとなった。金融政策の課題は、生産力拡充にあらゆる資金を集中することでなければならなかった。ところで、生産力拡充資金を確保するためには、多額に支出される財政資金だけでは不足し、金融機関の貸出をも必要とした。しかし、金融機関の資金はまた国債消化の源泉でもあった。ここに生産力拡充資金と国債消化資金とは互に競り合うに至った。そこでインフレーションを抑制しつつ生産力拡充資金を確保しようとすれば、従来のような金融の間接的統制では不足であった。新しい統制は、国家機関が全面的に出動して民間の資金の供給を直接調整することを必要とした。こうした試みが臨時資金調整法の制定に始まって、その後に続く会社経理配当および資金融通令、銀行等資金運用令、会社経理統制令等、次々に公布された資金統制法規となってあらわれた。さらに資金調整は、十三年からは貯蓄奨励によって掩護され、十四年からは国家総動員計画の一翼として樹立された資金統制計画へと進んだ。そしてこの金融統制は資金統制にとどまらず、太平洋戦争開始とともに金融機構の再編成にまで及んでいったのである。

以上のように日華事変の勃発前後から、戦争経済の発展に伴ない、金融の統制は直接に資金の流れを統制するまでに発展した。これにつれて、大蔵省の行政部門のうち理財局、銀行局、預金部、為替局を中心とする金融行政部門は急速に膨張した。しかも、これら金融行政機関は日本銀行、正金銀行等の半官的金融機関を行政補助機関とし、さらに金融機関、事業会社の経理にまでも立ち入って統制を強化した。この過程において、国家機関と金融界とは戦争目的の下に緊密な関係をもつとともに、資金の統制を通じて金融界は産業全般に対する支配力を強めていった。

二　資金統制の運用機構

1　金融課の新設

昭和の初頭以来、金融に関する行政は、理財局中の国庫課の一係の事務に過ぎなかった。しかし、昭和十一年五月、賀屋主計局長が理財局長に転じたとき、公債の発行限度について研究するために、理財局の事務官を集めて公債政策、金融と財政との関係、金政策等に関して調査係をつくった。この係は初め官制上の部局にはなっていなかったが、財政の膨張は将来避けられず、財政と国民経済との関係は今や新しい段階に立ち至ったとの見通しにたって、財政経済全般にわたる積極的施策を準備する部門となった。その後の情勢の発展は、この係の役割

をますます大きくし、やがてこの係は新たな金融政策を担当し、全般的に金融政策を企画する部門に拡充された。かくて十二年五月金融課の設立に至ったのである。次に金融課の管掌事務を分課規程によってみれば、次のとおりであった。

金融課

1　貨幣に関すること
2　資金の需給の調査に関すること
3　国際収支に関すること
4　政府海外払節約に関すること
5　其の他一般金融に関すること

金融課を中心とする大蔵省の方針は、やがて賀屋蔵相の就任とともに、「財政経済三原則」として発表され、これが経済政策の基本となったのであるが、以後この原則を実施するために金融統制が絶対に必要となった。そこでこの課は同時に設置された銀行局調査課と共同して、金融統制法規立案の中枢機関となった。まず臨時資金調整法を立案し、続いて十三年には産金法、金準備評価法、金資金特別会計法の金に関する三法律を立案し、金融政策の新段階をつくったのである。

臨時資金調整法の施行以降、日華間の戦争の長期化、生産資金の需要の増大によって資金統制は強化される一方であった。なかんずく欧州大戦の勃発に伴なって、生産力拡充の新たなる増強と、インフレ高進の抑制のために、金融統制は一段と促進されねばならぬ状態となった。これに対応して金融課の取り扱う事務は、資金調整の実行から会社利益配当および資金融通令に対する会社経理の統制事務にまで及んだ。かくのごとく金融課の機構は、資金統制の強化につれて膨大なものとなり、設置当初課員全員で十五、六人であったものが、十五年に入ると高等官十二人、判任官八十人を擁し優に一局をなすほどとなった。

十四年からは企画院を中心として国家総動員計画の一部となる資金統制計画が作成され、資金の調整もこの計画の下に包含されたが、金融課はこの統制機構の一翼となった。そして昭和十五年十二月には金融課は企画課と改称され、金融の総合的企画部局となった。

2　臨時資金調整法の制定とその運用機関

すでに述べたように、軍需生産力の拡充のため資金の供給を直接に統制する法規が必要となり、昭和十二年九月、臨時資金調整法が施行された。この法律は資金統制のために幾多の権限を政府に授与するものであった。これによって政府の金融統制に関する命令権は、日本銀行の金利統制を通じる間接的なものから、資金の需要と供給に対して直接に行われるものとなり、金融統制は新段階に入った。

同法は、「物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル国内資金ノ使用ヲ調整スル」ことを目的とする。そして資金の使用を全面的に規制するため、次の四項目を規定している。第一は事業資金の調整に関する規定で、これが本法の

中心を成すものである。第二は時局産業に対する資金の供給に関する規定である。すなわち時局に緊要な事業に積極的に資金が向けられるように、興業債券の発行限度の拡張、会社の増資および社債の発行について特例規定が設けられている。第三は浮動購買力を貯蓄によって吸引し、これを生産力拡充資金として利用するために、割増金付貯蓄債券および報国債券を発行することができることを規定している。第四には資金調整を行うにについてその基礎となるべき正確な資料を整える必要から、資金の需給、有価証券、国際収支、事業の資金計画、事業設備の新設、拡張または改良について関係者から報告を徴し、検査を行う権限を与えることを規定している。

第一の事業資金の統制は、資金供給者と事業会社の二方面から行われることになっている。そして本法の重点は、資金供給者の側からの統制に置かれ、金融機関の事業資金貸付ならびに金融機関および証券引受業者の有価証券の応募、引受または募集については、主務大臣の許可を要することとした。すなわち金融機関および証券引受業者が、一口十万円以上の設備資金を貸し付ける場合には、原則として政府の許可を受けることとし、金融機関が自治調整をなす場合にはこれに委ねた。次に事業会社については、資本金五十万円以上の会社の設立、資本増加、合併または目的変更を行う場合は、原則として政府の許可事項とした。

以上が事業資金統制の大要であるが、同法による統制の具体的運用機構としては政府および日本銀行が充てられた。政府部内に設けられた機関は臨時資金調整委員会と臨時資金審査委員会の二つの委員会であった。

臨時資金調整委員会は、内閣総理大臣の監督の下におかれ、関係各大臣の諮問に応じ、「資金使用ノ調整ニ関シ、重要ナル事項ヲ調査審議スル」（臨時資金調整委員会官制第一条）ことを目的とする。そして同委員会は資金の調整を行うにあたって基本的基準となる「事業資金調整標準」を決定する権限をもつほか、本法運用の大綱的方針の決定およびその改正、ならびに法律、勅令等の重要な改正等、重要事項を審議する機関とされた。

当時資金の運用を官僚統制に委ねることに対して強い嫌悪と恐怖の念をしめしていた議会の両院においては、この委員会が資金を供給する事業とその他の事業とを区別する役割をもつことを最も重要視し、同委員会の委員には、民間人を従来の委員よりも多く入れて、両院の議員が過半数を占めることを強く要求した。これに対して政府側は、当時統制を嫌っていた財界、議会方面に官僚統制と思われることは、本法の運用に支障をきたすと考えて、同委員会の委員には、官吏、両院議員、産業界、金融界の代表者を入れることを決定した[1]。

(1)　臨時資金調整委員会の構成について、第七十二臨時議会貴族院委員会における賀屋蔵相の答弁は次のとおりである。

「資金調整法ノ運用ノ一番大事ナ所ハ如何ナル産業ニ如何ナル程度迄資金ヲ向ケテ宜シイカ……其ノ標準ヲ決メマスノガ、法律案ノ第十一条ノ委員会（資金調整委員会ヲ指ス）ガ最モ重要ナル役割ヲ致スコトニナラウト思ヒマス……大体今考ヘテ居リマスノハ貴衆両院ノ方ヲ併セテ一トシ、産業並ニ金融等民間ノ其ノ方面ノ智識ノ方ヲ一トシ、官吏全体デ一ト先ヅ大体ソノ位ノ人数ノ構成割合デ只今考ヘテ居ルヤウナ次第デス」

当初の委員の構成は次のごとくである。

資源局長官　松井春生　　内務次官　広瀬久忠
対満事務局次長　青木一男　　大蔵政務次官　太田正孝

大蔵次官	石渡荘太郎	衆議院議員	川崎克
大蔵参与官	中村三之丞	〃	青木精一
陸軍次官	梅津美治郎	〃	中島彌団次
海軍次官	山本五十六	〃	前田房之助
農林次官	井野碩哉	〃	田辺七六
商工政務次官	木暮武太夫	〃	小笠原三九郎
商工次官	村瀬直養	〃	河上丈太郎
商工参与官	佐藤謙之輔	〃	土方成美
逓信次官	平沢要	〃	大河内正敏
鉄道次官	喜安健次郎	〃	津田信吾
拓務次官	萩原彦三	〃	石黒忠篤
貴族院議員	島津忠重	〃	津島寿一
〃	児玉秀雄	〃	平生釟三郎
〃	橋本圭三郎	〃	門野重九郎
〃	有吉忠一	〃	八代則彦
〃	八条隆正	〃	宝来市松
〃	矢吹省三	〃	森蘊
衆議院議員	大口喜六	〃	森広蔵

臨時委員		企画庁調査官	
企画庁調査官	中村敬之進	〃	今村幸男
〃	高橋亀吉	〃	金原賢之助

以上のごとく同委員会は四十人に上る政府、議員、産業金融界、学識者代表によって構成された大組織であったが、実際にはこの委員会はほとんど活用されず、後に述べる臨時資金審査委員会が事業資金の実質的調整に当った。

次に実際の運用に関する事務の取扱機関は日本銀行とされた。すなわち臨時資金調整法に基づく許可または許可の事務はすべて日本銀行に取り扱わせ、また事務の取扱いに要する経費は全部日本銀行に負担させた（同法第五条一項二項）。このため日本銀行総裁、資金調整局長、同局員その他日本銀行職員のうちこの事務に従事する者はこの法律によって公務に従事する職員とみなされた。臨時資金調整法の施行を通じて、日本銀行の国家機関化はますます濃厚となったわけである。

以上のほかに資金の調整にあたって、金融機関相互の間での自治的調整が認められた。すなわち金融機関または証券引受業者が、事業に属する設備の新設、拡張または改良に関する資金の貸付または有価証券の応募、引受もしくは募集の取扱に関し「本法ノ目的ニ従ヒ政府ノ適当ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ為スモノナルトキ」は政府の許可を必要としなかった（臨時資金調整法第二条）。金融機関等が自治調整を行う場合、「事業資金調

整標準」に基づいて、「自治的資金調整準則」が定められ、一口三万円以上の資金の貸付には自治調整が行われた。自治調整をなすことを認められた機関は、

1　単独に資金の自治調整をなす特殊金融機関

横浜正金銀行、勧業銀行、興業銀行、北海道拓殖銀行、台湾銀行、朝鮮銀行、商工組合中央金庫

2　金融機関または証券引受業者が組織する自治調整団

農工銀行同盟会、産業組合金融統制団、日本銀行本支店、区域別に組織された普通銀行の地方自治調整銀行団、全国貯蓄銀行協会、信託協会、証券引受会社協会、生命保険協会、損害保険協議会

である。この結果、わが国の銀行、信託会社、保険会社等の金融機関は、ほとんど全部、証券引受業者はそのうちの主要なるものが、自治的に資金の調整をなすことになったのであった。

以上のごとく、事業資金の調整は日本銀行の本支店を中心として行われたが、そのうちの重要事項については、臨時資金審査委員会に付議し、その意見に従って許否が決定された。したがって臨時資金審査委員会は、実際には事業資金統制の運用上の最高実施機関であった。

同委員会は、内閣総理大臣の監督下にあって、日本銀行総裁を会長とし六人以内という少数の委員をもって構成され、その下に幹事が置かれた。そしてこの委員会の任務は日本銀行の取り扱っている金融機関等の事業設備資金の貸付、有価証券の応募、引受もしくは募集の取扱、会社の設立、増資、合併、目的変更、未払込株金の徴収、社債の直接発行ならびに事業設備の新設、拡張または改良に関する許可または認可の処分のほか、商法の特例を認めた会社の株金全額払込前における増資、払込資本金の二倍までの社債発行に関する許可のうち、事案の重要なものについて調査審議することであった。

この委員会は毎週日本銀行に委員を集めて開かれた。前に述べた臨時資金調整委員会は資金調整に関する大綱を決定する機関と決められていても、実際には活用されなかったのに比して、審査会は事実上の事業資金の割当てを決定する実権を握っていた。しかも委員会の中でも実際に力をもっていたのは大蔵省、商工省、農林省等から任命された幹事であって、幹事会で決定されたことは委員会で否決されることがほとんどなかった。かくて、本法の成立にあたって議会が最も嫌悪した官僚統制は、避けることができなかったのである。

臨時資金統制法による資金統制は、同法制定以後漸次強化された。とくに昭和十四年に入り、欧州大戦がおこって資源の入手が困難となり、生産力拡充が停頓状態におちいると、これに対応して資金面からの統制は一段と強化された。同年四月には臨時資金調整法および同施行令が改正されて、同法の適用を受ける会社について、資本金五十万円以上の会社というのを二十万円以上に引き下げ、事業設備の新設、拡張、改良について政府の許可を受けなければならない事業主の範囲を、会社のみならず個人および公益法人にも及ぼした。その結果ほとんどすべての新規融資が本法の統制下におかれた。これと同時に事業資金調整標準の改正により、金融機関相互間の自治的調整の範囲が縮小され、日本銀行と臨時資金審査委員会の資金調整の権限と範囲はいっそう広がった。ま

た生産力拡充政策は、産業の重点主義と物資の重点的配分を促進したが、この傾向は資金調整にも反映された。すなわち調整法の運用にあたり資金の動きを調整するという消極的方針よりも、重点産業に積極的に資金を供給する方針が重きをなすに至った。このため審査委員会の内部においては、金融行政を担当する大蔵省の発言権よりも、資材を担当する商工省、企画院の発言権が次第に大きくなった。

三　会社経理統制の機構

すでに述べたように、臨時資金調整法が施行されて、資金の供給と需要は直接的に統制を受けるに至った。その目的は、生産力拡充資金を確保することにあった。日華事変が長期化し、生拡政策が本格的になるにしたがって、臨時資金調整法により統制される資金の範囲は、年々拡張された。ことに昭和十四年に入り、欧州に第二次大戦が勃発すると、日本経済は米英に依存しえなくなって、国内の生拡政策は停頓するに至った。そこで金融機関は貸出を渋り、生拡資金の供給は不足した。そのため資金の需給調整はさらに強化されねばならなかった。これによって一方では時局産業への資金供給が一段と促進されるとともに、他方では資金の需要者側に対する統制範囲はさらに広げられた。

この資金の需要者側に対する統制、すなわち事業資金の調整は最初設備資金に限られていたが、後に流動資金にまで及び、十四年四月には国家総動員法に基づいて会社利益配当及資金融通令が、次いで同年十月には会社職員給与臨時措置令が公布された。この二勅令は利益配当の制限方法を一部改正し、昭和十五年十月会社経理統制令にまとめられた。ここで会社の経理はほとんど全面的に政府の統制の下に置かれるに至った。

本令によって規定された事項は、㈠資本金二千万円以上の会社は自己資本に対し年百分の八に相当する利益配当金をなす場合政府の許可を要すること。㈡資本金二十万円以上または役員および社員数三十人以上の会社が、報酬、賞与、退職金、臨時給与、雑給与の役員給与および基本給料、手当、賞与、退職金、臨時給与等の社員給与を支給する場合には政府の許可を要すること。㈢会社収益の状況その他経理の実情に照して必要あるときは、政府は当該会社に対し積立金の積立命令をなしうること。㈣会社の機密費、広告宣伝費、寄付金、福利施設費、研究費等の特殊支出を政府が監督しうること。㈤会社資金の運用について諸制限を加えうること。および㈥政府は会社の経理について報告を徴し、あるいは経理検査をなしうることであった。

かくて全国の会社に対して、右のごとき統制を行うには膨大な統制機構を必要とした。これにより資金統制を担当する機関は、中央、地方を通じて拡張された。そして会社経理の統制は、臨時資金調整法による資金統制とは異なって、もっぱら官庁機構をつかい、許可、認可の基準も行政機関の判断で行われたのである。

1　会社部の新設

最初会社経理の統制を立案したのは、理財局であり、同局の金融課が中心となっていったのであった。その後十五年十月、会社経理統制令が施行されるとともに、新たに配当給与課が設けられ、利益配当および積立金なら

びに役員および社員給与の統制を担当した。また十二月には監査課が新設され、会社の経理検査を担当した。これらの二課はいずれも応急の必要から作られたものであったが、全国の会社経理の統制は、それだけできわめて大きな規模の機構と人員を必要とした。そこで中央、地方を通じ、資金調整と会社経理統制の両者を担当する金融統制機構を整備することが問題となった。中央機関には理財局内の金融統制部門を独立した一部局とすること、地方機関には税務監督局、税務署を活用することが大蔵部内で提案された。かくして、これまで理財局内にあった資金調整課（この課は金融課から分れて十五年十月設置された）、配当給与課、監査課は合併して、昭和十六年七月新たに会社部が設置された。

会社部はもっぱら臨時資金調整法および会社経理統制令の施行に関する事務を取り扱う部局であって、部内に総務課、資金調整課、経理統制課の三課が置かれた。また同部には書記官、事務官、属の職員のほか、会社の経理を専門的に監査する会社監査官が置かれ、さらに行政部に属する職員と並んで民間から選ばれた者が参与に任命された。参与は主として経済界から内閣が任命し、その任期は一年であった。これらの参与は、実際には主要な役割を果さなかったが、形式的にもせよ統制的性格をもつ行政部局には、多くの場合民間から参与を選任したことは注目すべきことである。[1)]

(1) 最初に選ばれた参与は次のとおりである。

渋沢敬三、山口喜三郎、武内文彬、藤山愛一郎、郷古潔、津田秀栄、寺井久信、山田真澄、関桂三、茂野吉之助、岡野栄一、佐々木四郎、森本政吉、北沢敬二郎、岡田完二郎

2　地方部局

会社経理統制令の施行によって、全国のほとんどすべての会社では、その経理について大蔵大臣またはその他の主務大臣の許可もしくは認可を受ける事項が非常に多くなった。このため同令は、税務監督局長および税務署長が大蔵大臣の行う許可事務の一部を代行すること、および各会社の資産内容、経理状況に関し報告を徴し、または業務状況、帳簿書類その他の物件を検査しうることを規定した。かくて税務監督局と税務署が、会社経理統制の地方部局として利用されたのである。さらに詳細に両機関に委任された事務の範囲をあげれば左のごとくである。

イ　税務署

資本金百万円未満の会社に関して、社員賞与支給方法の承認、役員雑給与、社員特殊的手当または社員退職金準則の制定または変更の許可および承認

申請書および報告書に関する調査

ロ　税務監督局

税務署の取り扱うものを除き、資本金五百万円未満の会社に関して、利益配当の許可、合併会社の配当率指定、役員報酬および賞与、退職金、臨時給与支給の許可、役員退職金準則の許可、社員初任基本給料準則、賞

与支給方法の承認、社員昇給、社員賞与経費支弁、臨時給与の許可
申請書および報告書に関する調査[1]

(1) 税務監督局は会社経理統制令の施行を担当すると同時に機構を拡充して財務局となり、その中に会社監査部を設けた（第三章で詳述）。

3　会社経理審査委員会

会社経理統制にあたっても、資金調整の場合と同じく、事案の重要なものを付議するために、委員会制度が設けられた。

この委員会は、大蔵大臣の監督に属し　大蔵次官を会長として、十四人以内の委員および臨時委員で組織され、この下に幹事が置かれた。委員会の審議する事項は、会社経理統制令の運用方針、資本金一千万円以上の会社についての許可もしくは承認に関する処分または指定、命令もしくは制限に関すること、異例に属すること、その他主務大臣が付議するを適当と認めたことがその主なるものであり、したがって統制令運用上もっとも重要な問題を取り扱ったのである。

しかしこの委員会の委員[1]は、大部分が関係各省の職員から構成され、しかも大蔵省職員がほとんど委員会の運営を主宰していたから、実際は委員会独自の方針が発揮され、それが具体化したような場合はほとんどない状態であった。

(1) 最初に任命された委員は次のとおりであった。

会長　大蔵次官　広瀬豊作
委員　大蔵省　主税局長、理財局長、銀行局長
企画院　企画院部長
陸海軍省　陸海軍主計中将各一名
農林省　経済更生部長
商工省　商工書記官
逓信省　電気庁部長
鉄道省　監督局長
厚生省　労働局長
他に　津島寿一、河上弘一

四　対満支投資の増大と外事課

わが国の海外投資とくに満州への投資は、世界恐慌とそれによって激化した国内恐慌のはけ口として増大してきた。満州事変の突発により対満投資は武力によってカバーされ、日本の資本は続々満州に進出した。対外投資額は満州事変前の昭和五年には三十億円に足りなかったが、十一年には約五十三億円に増加し、その投資額のほとんど大部分が、満州、支那に対する投資であった。

二・二六事件以降日本経済の本格的準戦時体制化に、満州の資源を軍需資源として欲求するに至り、満州の産

業開発は「非常時局に対応すべき経済建設」と「民生の向上安定及国防治安の確保」に重点がおかれた。そして日華事変の勃発は、日満両国を通ずる生産力拡充に拍車をかけ、産業五カ年計画の資金は、日本の国内から陸続と満州に投資され、投資額は年とともに膨張していった。一方日華事変によって、対中国本土投資も急速に増加し、鉱山業、交通業、土木事業等の事業に直接投下された。これらの投資には民間資本のみならず、国家資本も加わり、国家機関の援助の下に行われた。しかも投資は長期的、固定的なものであったから、日本の国家機関はこれを保護するため、満州、中国本土における財政、金融機構の改革にも手をのばすことが必要となった。

この投資の増大の情勢に対して、日本の行政部内でも対外投資を促進し、また満州、中国における財政、金融行政を専門的に管掌する新しい部分を必要としたのである。従来この機能を果す機関として、対満事務局が設けられていたが、これは主として一般行政を担当するものであった。そこで大蔵省では、財政金融および投資を担当する部局を設けた。

これまで大蔵省内では、対外投資に関する事務は国庫課の一係で管掌してきた。しかし対満投資が増大するとともにこの事務は非常に増加した。また省内の他の部局にも、満州国の財政、金融に関する行政事務が増加した。これらの事務を統合する機関として十一年七月、官房に「財政経済調査課」が設置された。同課の主な事務は満州における財政、金融機構の整備と日本側の国策会社設立への参画であるが、このほかに同課は一般の財政経済事務の調査をも担当した。いまこの課で管掌した満州関係の行政をあげれば、まず日満経済共同委員会の付議事項の立案、満州興業銀行の設立準備、満州における通貨政策、為替管理、満州国重要産業統制法、産業開発五ケ年計画の作成、関税政策等の財政金融行政とその他満州軽金属製造株式会社、満州生命保険株式会社、満州航空会社、日満商事股份有限公司、北支航空会社などの満支における国策会社の設立であった（昭和財政史編集室所蔵資料による）。

その後財政経済調査課の満州および支那における財政、金融行政は増加の一途をたどった。とりわけ日華事変の進展による日本の占領地支配、占領地への投資活動は、この課の機能を拡張させた。そこでこの事務はふたたび理財局に移され、十二年十月新設された外事課が統轄して管掌することになった。その分課規程によれば、外事課の主要担当事務は「海外における財務」と「対外投資」および「大蔵部内各部局課の主管に属する海外関係事務の連絡調整」であった。しかし、実際の活動は主として満州、支那、北鮮への日本資本の投下を促進することであって、満州および北支、中支政権の財政、通貨政策、貿易為替管理、産金、貯蓄奨励、関税行政、資金計画等の全面的な指導で北支那開発株式会社、中支那振興株式会社を中心とする資源開発会社の経営等であった。かくて外事課は対満事務局の財政金融行政の面を補強した機関であった。

五　銀行局の状況

1　金融統制と銀行局

日華事変が勃発し、生産力拡充がわが国戦争経済遂行のための基本方針となると、すでに不足してきた物資を時局産業に集中する必要がますます加えられた。そこで金融政策もこの目的に沿い、不急産業への資金の流出を防ぎ、生産の拡充資金を確保し、インフレを抑制することを最高の目標とした。そこでこの目的を達するために、直接国家機関が、金融機関、事業会社の資金を統制する金融統制が開始された。

これに伴なって銀行局は、金融機関の経営監督、検査を主とする銀行行政の域から進んで、各金融機関の運用資金、その機構を全面的に規制する権限を与えられるに至った。

金融統制の第一着手として臨時資金調整法が施行された。これは前述のように資金の需給に関して政府に広範な権限を与えるもので、理財局、銀行局の金融行政機関を単なる監督行政機関から統制行政機関に変える根本法規であった。同法の実施にあたって一般的な資金調整の中心になった行政機関は理財局であった。これと並んで銀行局が担当した部面は、一つには時局産業が必要とする資金の供給を促進するための措置であり、第二には資金供給者たる金融機関自体の事業資金貸付を統制することであった。

時局産業の必要とする資金の量は、軍需生産が進むにつれてますます増大し、政府はこの方面への資金の供給に積極的に乗り出した。そして時局産業への融資の具体的実施に当って、この政策はいかなる機構を通じて行うかが問題となり、まず政府の監督権の強い特別銀行が利用された。臨時資金調整法の施行以来、この種の融資の中心になったのは興業銀行であって、興業銀行に対する銀行局の一般監督権の範囲を超えた命令権限が強められた。また資金吸収策の一環となった貯蓄を担当する勧業銀行への指示の範囲も、拡張された。こうした状態を法制化して、十四年四月国家総動員法に基づく「会社利益配当及資金融通令」が公布され、興業銀行に対して融資命令が発せられた。最初融資命令の適用は興銀のみに限られていたが、十五年十月には「銀行等資金運用令」の公布によって、その運用範囲は普通銀行にまで広げられ、銀行局は金融機関の資金をいつでも時局産業に供給することを命令しうるような権限をもつことになった。

また金融機関の資金運用の統制については、臨時資金調整法では事業設備資金の統制のみであった。十四年九月欧州大戦が勃発し国内ではインフレが進行する気配が見えだし、金融統制の効果が薄れてくると、資金統制は流動資金にまで広げられる措置がとられた。かくして金融機関の流動資金を本格的に統制する「銀行等資金運用令」が制定された。同令は金融機関、証券引受会社およびビルブローカーのいわゆる運転資金と、それ以外の流動資金の貸出について統制を加えるとともに、資金統制の機構を一歩進めて金融機関の資金運用計画を政府の資金統制計画に適応させるために、必要があればこの流動資金に適当な調整を加えることを定めた。臨時資金調整法の場合には、大蔵省と日本銀行が中心となり個々の金融機関の事業資金の貸出と特定の事業会社の資金の需要を調整するだけにとどまっていた。しかし昭和十四年度から毎年企画院が中心となって、関係各官庁の協議によって、物価計画、労務計画と並んで資金統制計画を樹立することとなった。資金統制計画はその年の四月から翌年三月に至る一年間の国内資金の蓄積と運用を調査、総合し、国家的見地から資金の運用配分を定めようとした

ものであるが、これと各金融機関の資金運用計画との結び付きをいっそう緊密にすることが必要となった。そのため各金融機関のたてた運用計画を銀行局に提出せしめ（従来も一般監督権に基づき銀行局長の通牒によって、預金五千万円以上を有する普通銀行五十九行から、各期における預金、貸出金および所有有価証券の増減見込に関する報告を提出せしめることになっていた）、さらに銀行局の方からこれに変更を命じ、政府の資金計画に適応させる権限を執行するに至った。また各金融機関の資金運用についても、現実的に細目にわたる方法を指定する権限をもつことになり、政府が必要とする場合には預金部への預入、国債の応募、引受または買入、政府保証債券の応募、引受または買入に運用することを命じうるようになった。

しかし資金需要が急増するにつれて、金融機関の資金面からする統制だけでは不十分となり、金融機関そのものの再編成と、その行政機関に対する補助的役割の促進が問題になりはじめた。そこで十五年なかばころから全国金融協議会や時局共同融資団にみられるように、市中金融機関の中にあらわれてきた自主的統制の機能を果す団体を、銀行局の補助的機関に変えていったのである。

2　調査課の新設

上述のように、金融統制の開始によって銀行局の行政機能は拡大され、局内各課の機構は非常に膨張した。そこで従来ならば特別銀行課、普通銀行課の両課で管掌すべき事務を新設の課に担当させなければならなかった。

かくて昭和十二年五月、新たに調査課が設置された。この課は臨時資金調整法を立案する準備部門として設置された理財局金融課とともに発足することとなった。そしてこの課には特別銀行課から銀行債券に関する事務、普通銀行課から金融機関業務の統計事務および信託に関する事務のうち担保付社債信託法の施行事務を合わせて管掌した。

臨時資金調整法が施行された後、調査課は金融機関および証券引受業者の資金調整を担当した。また日華事変後銀行局が新たに管掌することになった金融機関への監督行政は、ほとんど同課にまかせられ、十三年二月には「生命保険会社」、十五年十二月には「ビルブローカー」をも同課の監督下に置いた（分課規程は付録資料参照）。

3　庶民金融課の新設

二・二六事件以降の金融行政の中で銀行局のになった一つの大きな役割は銀行合同政策であった。銀行合同政策は、すでに銀行局創設以来の一貫した銀行行政の一つであった。しかし広田内閣以降の合同政策は特別の意味をもっていた。すなわち、馬場財政の登場を契機として財政は大膨張を始め、この財源を賄うために巨額の公債が増発されるに至った。そこでこの公債を円滑に消化することが重大な問題となった。公債消化対策として第一に実施されたのは低金利政策であったが、これも徹底的には行われなかったから、他の方策として銀行合同政策の強化がとりあげられたのである。馬場蔵相の考えによれば、地方にはまだ小銀行が多数あって、これらの銀行は競争上預金利子を引き下げることができない状態である。この事情が低利国債を消化する障害になっているというのである。そこでに一県一行主義を唱えて、強力に地方小銀行の整理合同に乗りだした。しかもこの合同政

策は単に銀行経営の健全化を図るだけではなく、それはやがて大銀行を中心とする金融機構全般の再編成への構想を含んでいたのであった。

ところで、かような銀行合同政策は、反面において少額金融を妨げることは明白であった。馬場蔵相が一県一行主義を唱えたときも、それに反対する理由の一つは小口金融が容易に行われなくなるということであった。これは中小企業の多いわが国では無視しえない問題であった。そこで合同政策に並行して中小企業者に対する金融機関を整備すること、そのために少額金融を担当する専門的な行政機関を作ること、それと同時にこれらの庶民金融機関をも金融統制の中に組み入れることが必要となった。

かかる意図に基づいて十一年十月庶民金融課が設置された。同課の事務の中心は庶民金庫を設立することであった。このほかに従来特別銀行課の所管事務であった無尽業、市街地信用組合に対する監督事務を合併し、さらに産業組合中央金庫、商工組合中央金庫の監督を新たなる事務とした。庶民金庫法は恩給金庫法とともに広田内閣の馬場蔵相の下で立案されたが、中途で同内閣は辞職し実現されなかった。次いで十三年三月第七十三議会を通過成立、七月から庶民金庫、恩給金庫は同課の管理の下に置かれた。

かくて同課は庶民金庫を初めとするすべての小口融資機関を監督することのみでなく、庶民金融制度全般を整備する役割をもち、日華事変勃発以降の生産力拡充政策遂行の中で、その役割はますます大きくなっていった。すなわち、生拡政策は、大部分の金融機関の資金を大企業に吸収したから、中小企業の金詰りは事変の進行とともに募っていた。また軍需生産増強を中心とする生産体制の変革は、民需産業の生産を縮小させた。この結果民需産業にたずさわっていた中小企業は打撃を被り、転業するかまたは廃業するかして、大軍需企業の下請機関となった。庶民金融はこれらの没落し変貌してゆく中小企業の唯一の資金源となった。したがって庶民金融機関に対しても経営監督を強化すること、政府が援助を与えること等が必要となったのである。しかしその融資額は、生産の変革によって打撃を受けた中小企業に比べて僅少であったから、中小企業に対してはまた別の方法がとられなければならなかった。そこで庶民金融課は、中小企業の転業のための資金を供給する措置を講じた。十五年から商工組合中央金庫の拡充が図られ、転廃業をなさんとする商工業者のためには、国民更生金庫の設立が計画された。そして十六年四月国民更生金庫の創設をみ、同金庫も庶民金融課の管理するところとなった。かくして庶民金融課は、金融統制が強化されるなかで生拡政策と金融機構の再編成を補充する役割を果したのであった。

六　預金部の機構改革

預金部は昭和七年に本省から外局として独立し、専任の部長をおき、税務監督局、税務署を地方機関として、一つの国家的金融機関となるに至った。

それ以降預金部資金は毎年増加する一方であった。昭和三年には二十五億円程度であったものが、昭和九年末

には四十億円、十二年末には五十億円に近くなった。こうした巨額の資金を運用する預金部が金融機関として大きな役割をもってきたのは当然であった。そこで預金部の従来の機構をさらに拡張して事務量の増加に対処する必要が生まれた。

昭和十二年五月、預金部の名称は預金部資金局と改称され、預金部支部は支局となった。この改革の重点は、資金運用計画を樹立するための組織を整えることおよび融通先の実地調査事務の激増に応ずる体制を作ることであった。前者のためには新たに理事制を設けて、局長の下に理事一名をおいた。その理事は運用部長をかねて預金部内外の各機関と連絡をとって運用計画樹立を総括するものであった。また融通先の実地調査事務を初めとする預金部各事務を司掌するために、中央機構は従来の二課制を廃止して部および課を設けることとなった。すなわち運用課は運用部に昇格し、その下に資金課と運用課がおかれ、監理課と考査課は合併して監理部がおかれ、その下に監理課および考査課がおかれた。

この機構の概要を示せば次のごとくである。

- 預金部資金局
  - 運用部
    - 資金課（預金部資金の管理および運用計画）
    - 運用課（内地地方資金の運用）
    - 監理課（運用資金の管理）
  - 監理部
    - 考査課（融通先の実地調査、統計、文書事務）

なおこれと同時に、水利組合に対する貸付調査のため技師一名、技手二名が増員された。日華事変以降、金融政策の目標は生産力拡充に資金を供給するとともに、他方ではインフレ抑制のため国債の消化を円滑にすることであった。この政策の遂行は、市中金融機関の資金動員のみでは不足し、そこで預金部の金融機関としての役割は飛躍的に重要性を増し、預金部の機能は最大限に利用された。預金部預金は昭和十二年末には五十億円台であったものが、その後年々増加して、昭和十六年には実に百億円を突破した。この激増は主として、㈠インフレ抑制のために行われた貯蓄奨励運動によって郵便貯金の預入が増加したこと、㈡臨時資金調整法が制定され、同法によって日本勧業銀行は割増金付の貯蓄債券および報国債券を売り出したが、これらの債券の売上金が全額預金部に預入されたこと、㈢預金部が積極的に政府資金の余裕金をできうるかぎり預金部に預入させたこと等によるものであった。一方預金部資金の運用は、従来国債に対する投資および資金の地方還元を図るための地方資金の融通を主としていたが、日華事変が進行するにつれ、各特殊会社の社債を市場で発行するに際して社債の買入にも運用範囲を広げた。つまり預金部は、大衆の零細な資金を吸収して、これを軍需生産拡充資金と財政資金の供給にあて、民間金融機関の資金の軍需生産資金への動員を補充する役割をもったのである。

かような預金部の活動範囲の拡大につれて預金部内部の事務量が増加した。とくに運用部では金融市場の調整のための短期運用、それと関連して金融市場の調査事務、日本勧業銀行に売り出させた貯蓄債券および報国債券の発行、消化方法、諸般の調査等に関する事務、監理部では運用口数の増加に伴ない元金の回収、利息の受入、

資産台帳の整理等の運用資産の監理事務および融通先の実地調査に関する事務が著しく増加した。したがって運用部、監理部の構成は急速に大きくなった。預金部所属の職員は年々増加し、預金部官制定員によると、昭和十一年七月には二百五十八名であったが、同十五年十二月には四百八十七名へと約二倍の増員であった。

このように増加した所掌事務を新たな組織で行うために、預金部資金局は昭和十六年七月、再度機構を拡充した。そして名称をまた預金部と改めた。この改正は中央組織の改革とともに官庁事務再編成の要請によって膨大化した定員を減少することと、財務局が地方機関として設置され同局が地方の預金部事務を担当したために、支局および出張所を財務局に移管することにあった。これにより中央機構は、運用部および監理部が総務部および運用部となり、理事は二名となった。新たな機構は次のとおりであった。

- 預金部
  - 総務部
    - 総務課…文書、庶務事務
    - 資金課…預金部預金の管理、貯蓄債券および報国債券の発行計画
    - 監理課…運用資金の管理
  - 運用部
    - 運用第一課…預金部預金の運用計画
    - 運用第二課…地方資金の運用
    - 考査課…融通先の調査

所属職員はこの改正により非常に減少し、官制定員では事務官、理事官、属がはなはだしく減員されて、総数は百四名、従来の定員四百八十七名に比べ約四分の一となった。これは主として中央機関の職員が財務局に派遣されたことによるものであった。

七　為替局の新設

1　為替統制の強化と為替局の新設

さきに、昭和七年七月制定された資本逃避防止法から出発した為替管理は、八年五月には外国為替管理法の施行によって、為替取引の取締りが強化され、またその範囲は拡大された。この管理法の施行と同時に、為替管理部門として外国為替管理部が設置された。この時期における為替管理の意図は、一方では為替相場を放任し為替の低落によって輸出の増進と輸入の阻止を図りながら、他面では国内のインフレーション政策によって生じる為替の極端な暴落をさけ、資本の海外への逃避を防止し、また為替思惑を抑圧しようとするものであって、為替管理としてはまだ消極的なものであった。

しかしながら、二・二六事件以降戦時体制確立に即応する財政の急激な膨張と生産力拡充政策は、軍需資材の輸入を急増せしめた。この状態を反映してわが国の為替相場は、十一年秋以降下落を続け為替の維持は困難となった。そして政府の意図は、国際収支に適合させながら最大限の軍需物資を輸入することにあったから、緊急物資以外の輸入を抑制せざるをえない。こうして為替管理はいまや為替相場維持の段階から貿易統制の一手段としての性格をもつに至り、満州事変期におけるよりはるかに強化されることとなった。

二・二六事件以後、わが対英為替の軟調を立て直し、市中相場一シリング二ペンスを堅持するため、十一年秋に外国為替管理令に相当広範な改正が行われて、取引の取締範囲が拡大され、十二年に入ると輸入為替に許可制がしかれた。さらに日華事変が勃発すると、輸出入為替、無為替輸出入取引に関する取締りはさらに厳重になり、為替管理法施行当時月額三万円であった自由取引限度は、十二年七月には一挙に千円となり、その後五カ月間に百円にまで収縮された。

以上のような為替管理の強化は為替管理事務を飛躍的に増大させ、従来の外国為替管理部の管掌事務をはるかにこえた。為替管理が輸入為替許可制にまで拡大し、貿易管理にまで発展したとき、昭和十二年五月、外国為替管理部は為替局に拡張された。為替局は外国為替管理法の施行のみならず、対外金融に関するあらゆる統制、為替市場の統制を管掌した。

この為替局の管掌事務は次のごとくであった。

一　外国為替および信用状の取得および処分に関する事項
二　金の輸出の取締に関する事項
三　外国為替相場の取締に関する事項
四　外貨証券の取得および処分に関する事項
五　証券の輸出入に関する事項
六　前各号に掲ぐるもののほか、外国為替管理に関する事項

同局内の機構は、最初「総務課」、「管理課」、「外資課」の三課であり、「総務課」は銀行または両替商の為替取引の取締り、金の輸出、外国為替相場の取決め、外国為替管理を管掌し、「管理課」と「外資課」の両課は、銀行、両替商以外の業者の為替取引の取締りを管掌した。為替局の下には、外国為替管理委員会および外貨評価委員会が置かれた。十三年には七名の為替局参与[1]が任命され、為替技術の専門家として、為替管理官が置かれた。

(1)　為替局参与（最初に任命された者）
土方成美、大河内正敏、安宅弼吉、門野重九郎、森村市左衛門、山内静吾、柏木秀成

2　戦時為替管理への発展と為替局の拡充

日華事変の勃発は、膨大な軍需物資の需要を喚起した。国内に軍需資源の乏しいわが国では、軍需生産の拡大はそれだけ輸入物資の量を増加せしめた。しかし事変当初軍需物資の輸入は国際収支の均衡によって確保できると考えられていたから、貿易、為替政策の目標は輸入の抑制によって貿易の均衡を得るという点におかれた。この方策は最初為替統制によって行われたが、その後事変勃発による統制経済体制の中で、貿易調整法、貿易組合法の二法と、これにつづく輸出入等に関する臨時措置に関する法律が制定されるに及んで、貿易統制にまで進んだ。かくて国内経済が本格的な長期戦に即応する時期となるや、為替統制も貿易統制ももっぱら軍需物資確保と

いう面から並行して行われるに至った。貿易政策は民需品の輸入制限方策から、軍需品輸入を確保するための輸出振興に十三年の半ばから転換し、輸出入別リンク制による輸出振興策をとるに至った。それに相応じて、貿易面における輸入抑制を金融面から補強するために、為替政策は輸入為替の許可制を採用し、外国為替銀行の為替売買の統制に乗り出した。貿易政策が輸出振興に転向するや、輸出入別リンク制が実施されて、日本銀行に外国為替基金勘定が設置され、輸出のために必要な原料の輸入にこの基金があてられた。

十四年九月に勃発した第二次大戦は、日本の貿易を孤立の状態に置いた。大戦直前米国の対日通商条約の廃棄によって、原料輸入に不安を加えた上、大戦の進展はポンドの激変、交戦国の輸出入制限および禁止措置の強化、航路の危険等の状態を現出した。十五年九月に至り、日本は独伊と三国同盟を締結し、英米その他の反枢軸国と完全に対立し、これらの国々の対日経済圧迫ははげしくなった。かくしてわが貿易は輸出入とも世界経済から孤立の状態に置かれた。この情勢の中でいかにして貿易を発展させ、軍需資源を確保するかが貿易政策の基本課題となった。これに伴なって為替相場に対しても貿易に対しても、ますます国家の統制力が強められることとなった。戦時貿易統制の要請は、阿部内閣のときに「統一的、計画的」貿易政策を樹立するために、商工省貿易局、大蔵省主税局関税課、為替局を併合する貿易省設置の問題となってあらわれた。これは政治的理由で実現しなかったが、貿易体制の統制は、これ以後ますます進展していった。貿易統制がいっそう強化されるとともに為替統制はあらゆる対外金融取引面に及んだ。外国為替管理法はその取締範囲を広げ、十五年には無為替輸出入の統制が全面的に強化された。

これによって為替管理は、準戦時形態としては最高のものとなったが、国際収支の調整に眼目をおく準戦時的なものでは急変する国際情勢に対応しえなくなった。かくて在外資金の保全も、強力な対外経済力の維持、伸張も、為替管理の戦時的形態への改正なくしては不可能であった。ここで昭和十六年二月、戦時的為替管理法の改正が実施された。改正の要点は、第一に本邦の対外経済取引の円滑を図るために、対外決済方法に関し積極的に必要なる統制を加えたばかりでなく、従来統制外におかれたものを統制の下におくこととしたこと。第二に外貨資金等に関しその保全的措置もしくは活用方法を講じるため必要な統制を加えることとしたこと。第三に本邦の対外経済権益を擁護するために、場合によって外国人関係の本邦内における財産の取得、または処分に必要な取締りを行いうる規定を設けたこと。第四に為替銀行を通じて行う取引に対する統制が整備強化されるに伴なって、漸次増えつつあった銀行を通じないで行われる対外決済に関する取締りを強化するために必要な規定を設けたこと。第五に為替管理事務の中で、急速かつ簡易に処理する必要があるものに対しては、日本銀行その他政府が指定するものをして取り扱わしめたことであった。政府の指定するものとは現実には横浜正金銀行を指すのであって、正金銀行は為替管理を通じていよいよ国家機関化していった。

以上によって明らかなように、対内的に為替相場あるいは取引を国家的統制の下におくとともに、対外的にも外国為替業務をこのような国家の積極的命令、規定のもとにおくに至った。そしてかかる統制は、民間為替銀行

を動員して行われたが、その危険負担は国家が引き受けた。すなわち為替の計画的運営のため横浜正金銀行に設置した集中勘定に、為替銀行の持高を集中させる。そして為替銀行には集中勘定に出合を求めさせ、為替相場の変動によって生じた損失は、外国為替損失補償制度の運用によって五億円を限度として政府が補償する。為替銀行は相場の変動によって受けた損害を集中勘定に転嫁し、危険を回避しうるかわりに、その売買差益は政府に収用され、単なる手数料を得るだけとなった。

以上のような為替統制の強化に伴なって、為替局の機構は十一年以降ほとんど毎年拡張した。為替局が新設された当初、同局は総務課、管理課、外資課の三課であったが、外国為替管理法の改正による取締範囲の拡大と政府への授権立法の増加によって、局内の分課は急速に増設された。

十二年七月、管理課は第一管理課、第二管理課の二つに分れ、第一管理課は貿易による輸入代金の取締り、第二管理課は貿易外支払代金の取締りを分掌することとなった。翌八月には無為替輸入を取り締ることになり、この事務は第一管理課が管掌した。続いて九月には管理法が改正された。これにより外国居住者に対する邦貨表示の債権、債務および在外財産の取得処分を取り締ることとし、外貨資産等に対する強制処分の対象および方法を拡充し、かつ金の密輸出予備行為の処罰規定が設けられ、この事務は外資課の担当するところとなった。かくて各課の統制事務は増加したが、十三年に至り、二月には管理課にさらに一課が増設された。すなわち、輸入貨物取締りを二部門にわけて、第一管理課においては、金属、機械、石炭の輸入代金の決済に関する取引または行為の取締りおよびそれらの貨物の無為替輸入の統制を行なった。第二管理課においては金属、機械および石炭以外の貨物の輸入代金の決済に関する取引または行為の取締りならびに無為替輸入の統制を行なった。新設の第三管理課では、旧第二管理課が分掌した貿易外海外支払に関する統制を行うこととなった。

これまでの為替局の拡充は、輸入為替の取締りを主とする為替政策に照応する機構であった。しかし、十三年半ば以降、政府の貿易政策は、事変当初の輸入抑制から輸出振興に転換し、為替局はこの状態に対応する機構をもたなければならなかった。かくして昭和十三年五月、同局の機構は根本的に改正された。同局は、総務課、輸入第一課、輸入第二課、輸入第三課、送金課、輸出課、外資課、検査課の八課であった。これらの課の分掌事務を簡単に述べよう。総務課は従来の事務をうけついだものであったが、輸入課は第一課から第三課まで輸入為替の統制および無為替輸入の許可事務を分掌し、送金課では貿易外海外支払に関する統制、輸出課では輸出為替の統制および無為替輸出の許可事務、検査課では為替管理法の実施状況に関する検査事務を分掌した。

三国同盟締結直後の十五年十月に管理令が改正され、無為替輸出入の統制は一段と強化された。同年十二月にはさらに機構改革が行われ、同局は総務課、輸入第一課、輸入第二課、輸出第一課、輸出第二課、送金課、外資課、検査課の八課となって、輸出入為替の統制を行う体制を整えたのであった。

こうして準戦時的為替管理は統制機構の面からも完備されたのであるが、国際経済の情勢はさらに進展した。ヨーロッパにおける大戦の激化に伴ない、各国は為替貿易統制に乗り出し、敵産凍結、在外財産の引揚げ等、国

際通商はようやく戦時的性格を帯びてきた。為替局はこの国際経済の封鎖的傾向のなかで、新たなる道を見出さねばならなかった。かくして同局は為替管理の戦時的編成替に着手し、昭和十六年二月、為替管理法の改正が実現した。この改正の内容は前に述べたが、為替統制は、日本銀行と横浜正金銀行が為替局と協力して行うこととなった。すなわち政府は「日本銀行其他政府の指定する者に対し、本法の施行に関する事務の一部を取扱はしめ得ることとし、当該事務に従事する日本銀行其他政府の指定する者の職員は公務員と見做」された。

為替管理の戦時的再編成と同時に為替局は「日・蘭印金融協定」の締結、「日・仏印経済協定」による円対ピアストルの双務的清算協定等の手段による新為替政策を推し進めた。そして日本経済を世界経済から切り離して、満州、中国および南方諸地域との間に円貨決済制による「円ブロック」を建設し、「東亜金融圏」を確立しようとする道をきり開いていったのである。

八　国民貯蓄奨励局

1　貯蓄奨励運動の発足

日華事変が長期戦の様相を呈すると、これに伴なって戦費および時局経費は次第に累増し、財政の膨張は必至の形勢になった。この膨大化する財政支出をまかなうためには増税が企画された。そしてさらに、その大半を国債の増発にまたねばならなかった。その上事変の拡大の見通しによってますます多くの軍需品を急速に生産する必要が生じた。この要請に基づいて「生産力拡充」が国策の第一に掲げられ、その方面に巨額の資金を必要とした。一方で公債の増発が行われ、その消化資金の確保が急速に必要とされるなかで、他方では生拡資金の需要が増加した。これら政府および民間において必要とする資金の調達には多くの困難が横たわっていた。この困難を克服するために臨時資金調整法を中心とする金融統制が発足した。これによって平和産業の資金は軍需にふりむけられ、民間の消費資金はある程度抑制されたが、戦費と生産力拡充資金の規模は膨大であって、金融機関の資金統制のみでは不十分であった。

公債の増発は、日本銀行の引受によるのであっても、その消化が最大の課題であって、それに対応しうるだけの資金が金融機関に集中されていなければならなかった。また民間の生産力拡充資金にしても、株式の払込や社債の消化等に対応する資力ができなければ、日本銀行の信用を拡大し通貨の増発となる。さらに財政資金の散布からみても昭和十三年度には一般会計と臨時軍事費特別会計とを合せて八十億円をこえ、これは平時に比べて三倍の多きに上った。こうした状態は戦争によって物資の供給の逼迫とあいまって、悪性インフレーションを起すことは避けられない事態となった。かくして悪性インフレを抑制しながら財政資金と生産力拡充資金を調達するために考えられたのが国民貯蓄の奨励であった。したがって、貯蓄奨励は金融政策の一環として非常に重点を置かれることとなった。そして貯蓄の性格から、国民運動として国民精神総動員運動の外翼として行われることとなった。貯蓄の形態は貯蓄する者の自由とされ、強制的形態はとられなかったが、この資金はどんな形で貯蓄さ

れようと、一方で臨時資金調整法によって生拡資金に吸収されるしくみになっていたのである。

2　貯蓄奨励の機構とその活動

昭和十三年四月十九日、大蔵省外局として国民貯蓄奨励局が新設された。同局の長官には大蔵次官が当り、次長一名、書記官二名、事務官三名、属十五名が配属された。局内の機構は総務課、第一課、第二課、第三課とされた。総務課では国民貯蓄奨励の総合計画を分掌し、第一課では三重県、岐阜県、石川県以東の東部地方の地方国民貯蓄、第二課はこの地域より西の西部地域の国民貯蓄の奨励計画を分掌し、第三課は国民貯蓄奨励の実施状況調査を分掌した。次いで六月六日大蔵大臣の諮問機関として国民貯蓄奨励委員会が設置された。その委員には各省次官、貴衆両院議員、学識経験者が任命され、また各省の関係局長が幹事として各省と緊密な連絡をとるようにした。地方には国民貯蓄奨励支局が置かれ、内務省系統の市町村の機関がこれにあてられた。当時大蔵省の地方機関のなかには、税務監督局、専売局があったが、大蔵省では貯蓄を徴税事務や専売事業と結びつけるのは適当でなく、内務行政の方が広く国民にゆきわたっているから、その機関と結びつける方が、実行上便利であると考えたからであった。これと並んで、民間の外郭団体としては、国民精神総動員中央連盟が中心となり、宗教団体、教化団体、経済団体、在郷軍人会、婦人層、青年団等すべての加盟団体を動員した。民間の中央機関は、大政翼賛会が結成された後には同会がこれに当った。そして、これを頂点として国民の末端に至るまで貯蓄組合が作られ、地方の有力者、町会長、貯蓄組合長などが貯蓄運動の指導者となった。

貯蓄の具体的実行機関としては、貯蓄組合が設置された。そして貯蓄は、団体の力によって継続的に行うことが最も効果的であると考えられ、貯蓄組合の設置に主要な力が注がれた。設置についての政府は国民貯蓄局自ら貯蓄組合規約のひな型をつくって指導するとともに、府県庁を地方における中心機関とし、組合設置の指導と奨励にあてた。こうして貯蓄組合は、官公署内の組合、商工業者の団体、青年団等の各種団体内の組合、市町村の町内会、部落会等の地域別の組合の四つの型に分類された。貯蓄組合の結成は漸次国民各層の中に浸透して、十三年末には組合数はすでに三十一万に達し、組合員は千九百万人であったが、十五年六月には組合数は五十万をこえ、組合員数は三千三百万人を超過するに至った。

さらにこれら官庁および民間の諸機関のみならず、金融機関の豊富な経験と機構が利用された。普通銀行、貯蓄銀行、信託会社、無尽会社、信用組合、商業組合、工業組合には積極的に預金、貯金、金銭信託の吸収または無尽の勧奨を行わせ、郵便局には簡易生命保険の加入を勧誘させた。貯蓄運動の実施にあたって、貯蓄目標は最初八十億とされたが、十四年には国債消化資金六十億、生拡資金四十億、合計百億円と定められ、十五年に至ると目標額はいっそう増加し百二十億円とされた。この目標額は、中央から各府県に割り当てられ、府県から郡、市町村さらに隣組にまでゆきわたった。割当ての基準は、道府県の人口、生産額、租税額、金融機関等における従来の預金実績額というものを総合して決定された。十五年には道府県に割り当てたばかりでなく銀行、信用組合、郵便局等の金融機関に対しても目標額が決められた。目標額は内地はもちろん、外地についても朝鮮、台湾

のみならず、満州、北支の占領地にまで同様の目標額がしめされた。

かくて貯蓄運動は、当初精神運動として発足し「貯蓄は身のため国のため」というスローガンを掲げて国民の理解を求める啓蒙運動であったが、次第に国民を説得し、なかば強制する段階に入っていった。

第四節　専売機関

一　日華事変下の専売事業

わが国の専売制度は、日露戦争にあたって戦費を補充する役割をもって創設されたものであったが、日華事変勃発を契機とする戦争財政においては、専売事業収入の国家財政中に占める地位はそれほど高いものではなかった。いま遡って日露戦争当時の専売事業をふりかえってみると、専売事業収入の一般会計歳入に占める割合は一割内外であったが、満州事変以降の専売益金が一般会計中に占める地位はこれより低く、それは財政規模が膨張するにつれて漸次低下していった。すなわち昭和七年から十年に至る間は、その割合が八％内外であり、十一年以降の準戦時財政の中では十一年に九％であったものが、十六年には四・八％にまで下った。とはいえ専売事業益金が収入の財源として軽視されたわけではない。日華事変期以降の増税の補充手段として、煙草の値上げは十一年十一月、十二年一月および十四年十一月と三回にわたり、間接税の全面的増徴に並行して行われた。また一般会計への納付益金も、十一年から十六年までの間に二倍近く増額した。

しかし専売事業が日華事変以降の戦時体制の中で果した役割は、財政収入の補充のほかに軍需生産の増強に参加することにあった。満州事変以来日本経済の重工業化が進むにつれて、専売事業とされていた塩、樟脳、また昭和十三年から専売品の中に入れられたアルコールは化学工業、燃料工業の原材料となり、煙草は軍用煙草が最も多く製造された。

軍用煙草の製造については、従来「ほまれ」一種であったが、日華事変勃発以降、各種の軍用煙草が製造され、陸海軍は専売局から直接買い付けた。さらにソーダ工業の原料たる塩の需給状況をみると、専売事業が日本産業の重工業化に果した関係が明らかになる。すなわち、日本経済の産業構成のうち、軽工業の比重が大きかった昭和初期には、工業用塩の売渡数量は総売渡数量の二〇％にも満たなかったが、昭和八年から工業用塩の需要は急激な増加をしめし、同年に五〇パーセントに達した工業用塩は十二年には六七パーセントに及んだ。そうして十二年以降本格的に実行された生産力拡充政策は、国内における工業原料塩の需要を飛躍的に増加させた。これに対して、内地における供給高は全需要量の三二パーセント程度であった。仏領インドシナ、シャム等の比較的近海の産塩を加えても、ようやく四〇パーセントに過ぎず、その他の約六〇パーセントはアフリカ塩、地中海塩、米国塩等の外国から供給を受けていた状況であった。このように国内需要の大半を外国塩に依存することは

「国際収支」の均衡をはからんとする経済三原則を崩すこととなるので、国内塩の増産対策がはかられた。さらに十四年夏の欧州大戦の勃発、十五年の日独伊三国同盟締結以来の英米との対立激化によって、日本経済は国際的孤立におちいり、工業用塩をこれら第三国に依存することは不可能となった。そしてかかる情勢は、内地における塩の増産、需給対策を新たな段階で検討する必要を生ぜしめた。また、燃料国策に即応して専売制度を実施したアルコールは、揮発油に混入して内燃機関の動力となったほか、化学工業、航空燃料に用いられた。軍需産業とは比較的関係の薄かった樟脳、樟脳油もまたセルロイド工業の原料、写真フィルム用として軍の需要が増加した。

かくして、すべての専売事業が、日華事変突発により拡大された戦争経済の過程の中に組み入れられ、生産力拡充政策の一翼をになうこととなった。

二　専売局の機構

前述のごとき専売事業の伸張は、当然専売機関の拡充をうながし、中央の専売本局の機構および職員の増加を初め、地方専売局の拡張、専売工場とくにアルコール製造工場の新設はめざましく進んだ。

さて日華事変期を通じて専売局の組織を本局を中心として年代を追って記述しよう。

昭和十一年の本局の機構は次のごとくであった。

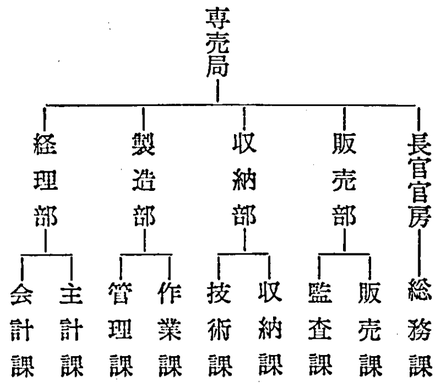

この機構は十一年以降日華事変期を通じて幾度か改正され、膨大な組織を持つに至った。その改正および新設の部局について述べれば、

○昭和十一年七月　長官官房に調査課を新設。

調査課の管掌事務は、専売制度の調査、専売統計であって、アルコール専売制度の準備を行なった。

○昭和十二年四月　アルコール専売実施による機構改正。

販売部販売課に、「アルコールの販売、アルコールの輸出入、アルコールの収納及運送」に関する事項を加えた。

収納部に企画課を新設、アルコールの製造計画、製造原料の購買、製造原料生産者の組織する団体についての事務、生産費の調査等を管掌した。

収納部技術課が、第一技術課、第二技術課に分れ拡充された。

第一技術課の事務は、葉煙草、塩およびアルコール製造原料の鑑定、標本、生産、指導、研究、試験等。

第二技術課の事務は、もっぱらアルコールの製造に関しアルコール製造作業、製造工場用機械器具、製造指導、研究試験、鑑定保存等を行なった。

○昭和十三年四月

販売部販売課、収納部収納課に樟脳および樟脳油の販売、生産、賠償および補償に関する事務がつけ加えられた。

製造部に機械課を新設。機械課は専売工場内の作業場の配置計画、電気機械器具、工場設備の管理等を管掌した。

○昭和十四年七月、製造部を、煙草製造部と酒精製造部に二分した。

煙草製造部
- 作業課
- 機械課
- 管理課

酒精製造部
- 製造課
- 設備課

酒精製造部新設に伴ない、収納部第一技術課および第二技術課の事務内容が改正された。

第一技術課　葉煙草、樟脳およびアルコール製造原料生産の指導、研究、鑑定、保存等。

第二技術課　塩の鑑定、保存、生産指導等。

○昭和十四年十一月　管理課を煙草製造部から長官官房に移管。

管理課　従業員の待遇および勤務条件等の労務管理を管掌した。

○昭和十五年八月

東京地方専売局に調度課をおいた。

本局直属として東京専売病院をおいた。

地方局の煙草工場および分工場の大部分を廃止し、出張所に併合した。

○昭和十六年四月　官庁事務再編成による全面的機構改正。

昭和十六年には官庁機構全般にわたって事務を能率化するための再編成が行われた。これに伴なって専売機構は中央、地方を通じて全面的に改正された。従来の機構は、販売部門、製造部門、原料調達部門に分れていたが、この改正によって全機構は製造品目別に分けられ、原料調達、製造、販売が一貫した組織によって

行われることとなった。

また、地方専売局と出張所の中間の機関として専売支局を設けることとし、高崎、宇都宮、郡山、盛岡、山形、浜松、神戸、岡山、坂出、徳島、松山、福岡にあった地方専売局あるいは出張所を支局にあてた。これにより、地方専売局は全国で十一カ所となり、その下に十二の支局がおかれたのである。

新たに出来た機構は次のとおりであった。

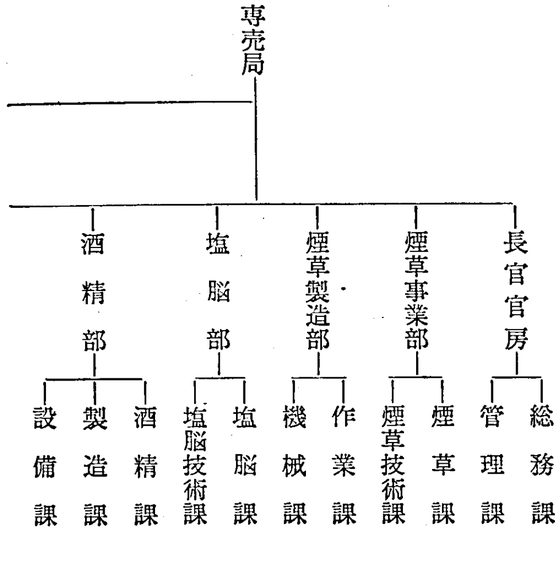

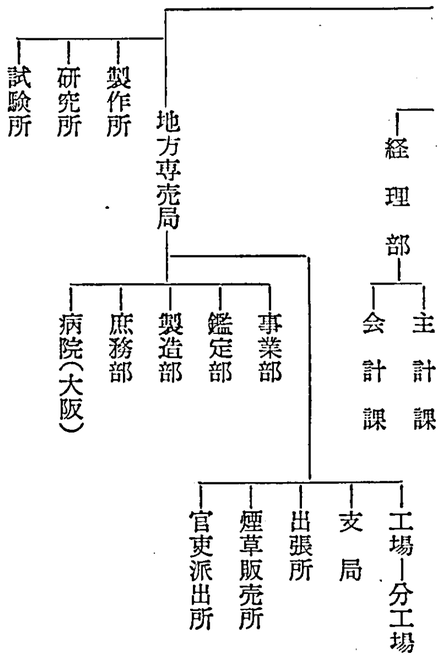

以上述べたように日華事変期を通じて専売局機構拡張の特色は、技術部門の拡充であった。販売部に比して収納部、製造部の拡張とくに技術課の事務の増大と機械課の設置が目立った。

そして、これらの技術関係の部局には、製造技術の調査のほかに専売局管轄下の工場の設備の増強、その生産指導の役割が与えられた。従来専売本局の機能は、専売品の販売、収納、輸出入という流通部面に重点を置いていたが、日華事変以降、専売事業は生産力の増加と高度化を急速に進めなければならないこととなり、この要請が専売本局をして直接生産部面の管理に乗りださせたのである。

三　職員の状況

この時期においては、専売本局の機構膨張とともに職員数も増加した。とくに技師、技手の増員が目立った。十二年には技師は百八名であったが、十六年には百二十三名に、技手は千百十二名から千三百八十八名にそれぞれ増員された。事務関係職員も同期間中に二千九百六十三名から三千二百十五名に増員され、部長から技手に至るまでの総職員数は、四千二百八十三名から四千八百二十八名に増加した。職員はこの時期に膨張をつづけてきたが、日華事変が長期化するとともに、国民の前線への動員、軍需工業部門への職員工員の配置転換など、戦争による影響はようやく表面化しはじめた。そして事務量は増加し、機構は膨張する趨勢にあるにもかかわらず、官庁職員を増加することは困難な状態に立ち至った。そこで十六年四月、官庁事務再編成の閣議決定が行われ、従来よりも少ない職員で新段階に対応する体制が、全官庁にわたって編成された。この閣議決定にしたがって、専売局では中央、地方にわたって全面的機構改正が行われ、この改正によって定員は改正前より減少して四千六百九十二名となった。

しかし、これより以後はわが労働力の不足ははなはだしくなり、青少年や女子まで動員されたが、まだ労働力の需要に比べ労働人員の不足が目立った。この少ない労働力がほとんど軍需生産に回され、専売局内でも本局の管理部門より工場、現場に重点がおかれた。したがって本局の管理職員の減少は当然であった。かくて十六年の機構再編成のため、定員を減少して以来、毎年本局職員の数は減少していった。

第五節　造幣機関

一　日華事変下の造幣事業

日華事変の勃発から太平洋戦争へと拡大していった戦争体制は、造幣事業にめざましい発展をもたらした。わが国の造幣局の主要な事業は、貨幣の鋳造、旧貨幣の鋳潰、勲章・章牌・記章ならびに極印の製造、金銀地金の精製ならびに品位証明、合金の製造、貴金属製品の品位証明、鉱物の試験等であり、日華事変以降、造幣事業の中でとくに発展したものは貨幣（補助貨幣）の製造と、金銀地金の精製ならびに品位証明、勲章の製造であった。

満州事変以来、ひきつづくインフレーション政策は当然通貨の膨張をきたし、日本銀行券の発行高のみならず補助貨幣の発行高は年々増加する一方であった。この通貨の増発は、日華事変以来の生産力拡充政策による軍需産業資金の需要の増加、財政支出の膨大な民間散布、軍需関係産業の賃金の増大によって拍車をかけられた。かくして金銀の本位貨幣の製造はまったく行われなかったが、五十銭以下の小額貨幣の需要は、造幣局の製造能力をこえて急激に増加した。しかも銀、ニッケル等従来の補助貨幣の素材は軍用資材として用いられたため、補助

貨幣の材料はしばしば変更された。このような補助貨幣需要の増加は、従来の貨幣法による貨幣の製造によっては不足をきたし、昭和十三年六月に政府は「臨時通貨法」を制定し、臨時に通貨の形式を広げた。この結果、十銭、五銭、一銭の小額貨幣について比較してみると、日華事変以降の戦時経済の進行中に変更された補助貨幣の種類の数は、造幣局創業以来昭和十二年までの六十六年間につくられた種類とほぼ同じであり、その製造枚数についてみれば、六十六年間に総計七十一億枚に対し、十二年から終戦に至るまでの総計は百三億枚で、その年間の平均製造枚数の増加はおよそ十三倍に上った。

また金は昭和七年以降、金貨として製造することは停止されたが、正貨準備を保有するために海外に現送する地金を確保する必要から、国内の金をできるだけ買い入れなければならなかった。この要請に応じて昭和九年日本銀行金買入法が制定され、金集中策がとられていたが、日華事変以降の軍需品の増産、資材の輸入の急増は、対外支払手段としての金をますます必要とした。すなわち軍需品の生産力拡充体制が本格化すると、生産力拡充用資材、軍需資材の輸入は飛躍的に増加した。輸入の累増に伴なって、輸出の重要性は増し、輸出産業の振興が図られたにもかかわらず、輸出代金で輸入代金を賄うことは、とうていできなかった。そこで国際収支の均衡は「財政経済三原則」の一つに掲げられ、その対策は貿易為替の全面的統制となった。しかもなお入超は避けられず金の現送が続けられる情勢であった。その結果金は対外支払手段として重要性をますます高め、この意味で満州事変下におけるよりもはるかに強力に産金奨励が行われた。十二年八月、日本銀行金買入法にかわって産金法が制定され、「我国の産金の増加を図り之を政府に集中する」ために、金精錬業者、含金鉱物買入業者を政府の管理下におき、金の使用を制限した。この産金法を中心として、金の増産と政府への集中は活発に行われた。この政府の奨励政策に伴なって、東京日日、大阪毎日の両新聞社が口火を切って、民間においても金集中運動が開始された。銀行、信託会社、信用組合、百貨店のあるものは、金の買上事務を担当させられた。こうした政府、民間双方の集中運動の結果として、金は各地から続々と造幣局に運びこまれた。同局に怒濤のように流れこんできた金は、経理課地金係で受け付けられ、試験課で化学試験を受け、最後に製煉課で精製されて純金となり、それが日本銀行に引き渡されたのであるが、これらの課の作業は十四年には絶頂に達した。その様子を造幣局七十年史は次のように述べている。「その数量が莫大であった為、定員の増加、設備の拡充などを機敏に行ったにもかかわらず、昭和十四年初夏から約一年間の金集中運動が最高潮に達したときなど休日も休憩もなく夜おそくまで金と戦ったのであった。」(『造幣局七十年史』八四頁)

二　造幣局機構の膨張

前に述べたごとく、この期における造幣局の事業は、未曽有の大膨張をきたし、本局、地方局を通ずる機構の大拡張が必要とされた。そしてその機構拡充に伴なって、建物、工場設備の新築と改良はほとんど毎年行われ、戦争を通じて造幣局の面目は全く一新してしまった。まず大阪の造幣本局では、昭和十二年八月、分課規程の全

面的改正が行われた。従来の総務部、作業部の二部の下に各係を置いた機構は一新され、部の下に課を新設してその下に係をおき、事務と作業を通じて一貫した組織がつくられた。とくに金に関する事務と作業部門は独立して試金部が設置され、本局には総務部、作業部と合せて三部が置かれた。その下に十二の課と一研究室、さらにその下に三十一の係が置かれた。翌十三年にはかように膨張した機構はふたたび整備され、三部十二課二室二十七係となり、満州事変期とは比較にならないほどの機構をもつに至った。

昭和十三年四月に改正された機構は次のごとくであった。

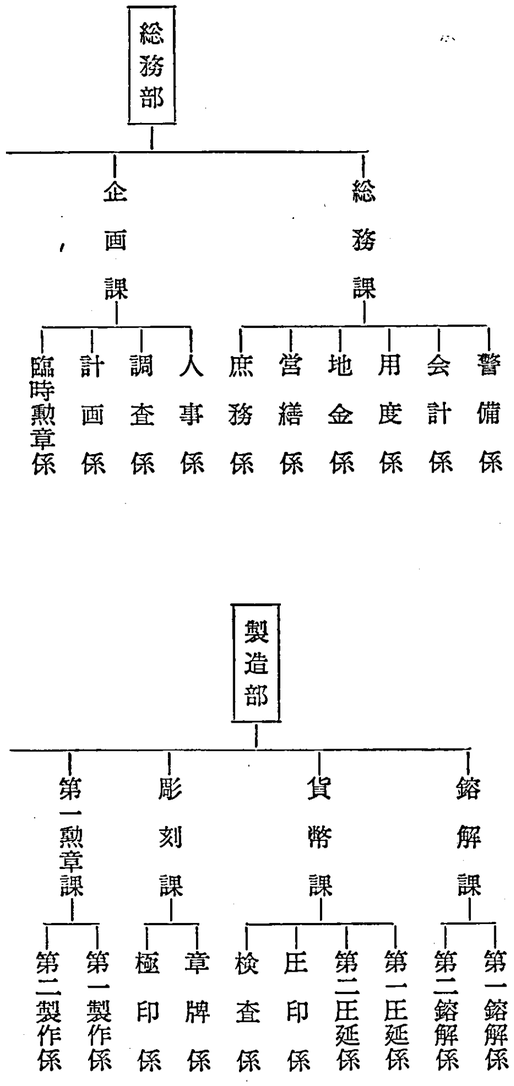

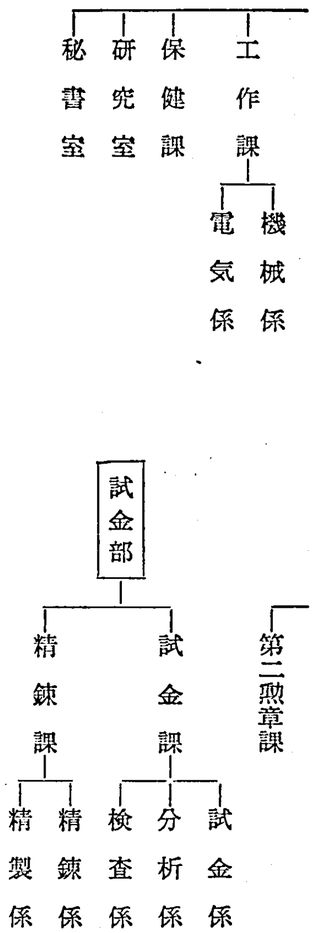

このうち、十五年十一月に製造部第二勲章課は第一製作係、第二製作係にわかれ、研究室は研究課となって第一係、第二係、第三係がこの下におかれた。

本局の拡充もさることながら、地方部局の新設、増設はこの期に初めて行われた。十二年八月、大阪本局の機構拡張と同時に東京出張所の大拡張が行われ、金集中運動によって繁忙をきわめた金銀地金の品位証明作業のほか、新たに必要となった精製作業を担当した。また従来地方機関は東京出張所が唯一のものであったが、産金国策の促進とともに産金地帯に最も近接した札幌、秋田、熊本の三ヵ所に出張所が新設され、ここでは鉱物試験、金銀地金ならびに貴金属製品の品位証明および金銀地金の精製作業が分担された。東京出張所は日華事変期を通じてもっとも拡充され、十五年に至ると総務課、試験課、製煉課、研究課の五課の下に十七の係を持つ部門となり、大阪本局と並ぶ造幣機関となった。

三　職員の状況

造幣機関拡充の結果は、当然職員、工員の数を飛躍的に増加せしめた。職員、工員総数は十一年度には八百四十三名であったが、十六年には三千二百七名と、約四倍ちかくの増員をみた。職員中とくに技師、技手の技術関係職員の増加は著しく、技師は十一年から十六年までに七名から十七名に、技手は同期間中に二十七名から八十三名に増員された。また工員については従来職制として工長、工手、見習工、定傭の段階が定められていたが、十三年には工長の上に工師、見習工の上に臨時工手の新職制が設けられ、職制の階級的規制はいっそう厳重となった。そして工員数は、十一年から十六年までに、六百五十六名から二千五百四十二名へと約四倍の増加を示した。しかも造幣事業の拡大によって労働力が不足し、工員の募集は国家総動員法の施行以来同法に基づいて公布された国民職業能力申告令、国民徴用令等の労務統制令を背景として行われ、北陸、山陰地方の国民学校卒業生のごとき少年工までも勧誘して集められた。

第六節　営繕および国有財産管理機関

日華事変以降の国家機構の充実に伴なって、行政機関の庁舎の建築、増築、改築等の官庁営繕事業は飛躍的に増加し、建築物の増築、改築は、議事堂、行政官庁、軍関係学校、専売工場、造幣工場、裁判所、庁舎、研究所等あらゆる方面にわたった。

こうした営繕事業の増加に伴ない、営繕管財局の機構中、とくに営繕部門の拡充が行われた。営繕事業は従来工務部で行われており、工務部の下に工務課、監督課の二課が所属していたが、十二年三月の改正により、工務部は第一技術課、第二技術課、第三技術課をもつこととなった。新機構の大要は次のごとくである。

- 営繕管財局
  - 総務部
    - 総務課
    - 国有財産課
  - 工務部
    - 第一技術課（工事の総括的事務）
    - 第二技術課（内務、大蔵、文部各省所管の建築物工事）
    - 第三技術課（右三省以外の各省所管の建築物工事）

工務部は十六年二月にさらに拡充し、機械、衛生および電気設備に関する工事を独立させて第四技術課の所管とした。

第七節　財政監督機関

――会計検査院――

わが国が準戦時体制に突入した後、財政の規模は飛躍的に膨大化し、かつ国家諸機関はほとんどすべてその機構を拡張した上に、新たな行政機関も設けられた。そのため会計検査院における検査事務の範囲と分量もまたにわかに増加するに至った。そこで、政府は会計検査院の機構を拡張し、検査官の定員を増やして、この事態に対処した。しかしこの拡張は単に検査事務そのものの増加によるものであって、検査の内容、方法が改められたためではなかった。

右の機構拡張を目的として会計検査院法の改正は昭和十二年以降、七十議会と七十五議会の二つの議会に提出された。

一　昭和十二年における院法改正

この改正[1]は、満州事件以来数年にわたって年々拡充されて来た在満諸機構の実地検査にあたって、従来の会計検査の陣営では不足をきたしたこと、満州方面に増派された陸軍関係の部隊の会計監督を行う必要が起きたこと、また特別会計の数が増え、将来においても増加する傾向にあったことなどにかんがみて、院内の組織を広げるために行われたものである。すなわち、従来検査院の院内分課は三部に分れていたが、これに一部を加えて四部とした。そして部長一人、検査官二人、副検査官四人を増置し、各部では部長および検査官三人ないし四人をもって検査事務にあたることにした。この改正によって新たに編成された各部課の管理事務[2]は、次のとおりである。

第一部
　第一課　大蔵省、国債　日本銀行出納
　第二課　内国税、税関
　第三課　農林省、商工省、日本製鉄株式会社
　第四課　内務省
第二部
　第一課　陸軍省
　第二課　海軍省
　第三課　在満の陸軍および海軍関係
　第四課　鉄道省
第三部
　第一課　司法省
　第二課　文部省
　第三課　逓信省
第四部

第一課　外務省、拓務省、関東局、対満事務局、満鉄、満州電信電話株式会社
第二課　朝鮮総督府、東洋拓殖株式会社
第三課　台湾総督府、樺太庁、南洋庁

(1)　会計検査院法改正、昭和十二年三月三十一日法律第二八号。
(2)　右の管理事務規定は「会計検査院各部課管理事務」（院内達）が欠けていたため、貴族院委員会における政府委員の答弁を参考にして作成した。したがって多少正確を欠くところがある。

二　昭和十五年における改正

前回の院法改正後も、一般会計および各特別会計の歳計規模は年々大きくなり、同時に会計検査事務も増加する一方であった。とりわけ、昭和十二年より設けられた臨時軍事費特別会計の検査は書面検査だけでも膨大な量に上った。また陸海軍関係の会計検査は検査個所が広大な地域にわたっているために多くの手続を必要とした。そこでふたたび検査能力の充実が図られ、検査院には二課が新たに増設され、検査官二人、副検査官四人が増員された。これによって専任検査官総数は十六人、副検査官は二十八人となり、各部では部長および検査官三人ないし五人をもって検査の事務を担当することになった。[1)]

(1)　会計検査院法改正、昭和十五年三月二十七日法律第二〇号。

第三章　太平洋戦争期

第一節　予算編成および施行機関

一　戦争目的に集中された予算と編成方法の改革

昭和十六年十二月八日、日華事変は英米両国を初め、反枢軸国を相手とする太平洋戦争に発展し、日本財政はもっぱら戦争遂行一筋に絞られていった。この戦争にあたって、日本は軍需資源の大部分を外国に依存しなければならなかったが、欧州大戦の突発と日独伊三国同盟締結によって、日本経済は国際的孤立状態に陥った。そして、いまや資源依存国である英米と戦端が開かれた結果、「大東亜共栄圏」の経済建設という壮大な計画にもかかわらず、軍需物資の不足ははなはだしくなる一方であり、インフレーションもようやく悪性化して日本経済は隘路に踏み込んでいった。この難局は財政に集中的に現われ、財政の危機は戦争の進行とともに深まるばかりであった。

こうした緊迫した状態の中で行われた戦時予算の編成は、軍事費および時局に関係ある重要経費以外は徹底的

に削減され、予算の重点主義と効率主義は日華事変期よりもいっそう強化された。そして、予算編成にあたっては、各省の要求経費に基づかず、資金、物資および労務等の動員計画を勘案し、閣議で決定された重要国策を最高基準として上からの編成が行われた。

予算の重点主義と効率主義が徹底し、予算編成が、事実上漸次変容してゆくにつれて、制度的に編成方法の改革を明確にしようという考え方が、政府部内に強まった。この改革意見は、まず昭和十六年七月「財政金融基本方策要綱」の中に現われた。同要綱は第二次近衛内閣が主唱した新体制諸政策の一翼として作成されたもので、国家資金動員に関する計画、財政政策の改革、金融政策の改革、行政機構の改革の四部よりなっていた。このうち財政政策については、㈠会計制度の改革、㈡予算編成方法の改革、㈢税制の改革、㈣公債の発行および消化の計画化、㈤地方財政の改革の五項目をあげ、予算編成方法の改革に対しては次のように述べている。

「歳出予算は資金、物資関係とを見合ひて先づ其の総額を概定し重点主義に依り政府の最高方針に則り之を編成す之が為めには特に左記事項を実行す

㈠　毎年度予算の編成に際しては予め行政各部の首脳者相協力して政府の実行すべき重要国策を先議画定すること

㈡　重要国策費と其の他の経費が財政資金に関する計画に基く歳出の総額を超過することなからしむる為め行政各部は毎年度既定経費に付徹底的に検討整理を行ふこと

歳入は歳出の性質に照応して其財源を按配し公債財源に依るものは歳出の性質が之を許容するものに限るものとす尚租税及公債以外の方法に依る歳入増加に関し所要の措置を講ず」

この要綱の主旨は、第三次近衛内閣が昭和十七年度予算を編成するにあたって具体化し、一切の資金、物資を国防国家体制建設に集中するため、重要国策を閣議において先議するという原則を改めて確認した。そして重要国策に関係の薄い経費は、既定経費についても徹底的に削減することとした。この方針は第三次近衛内閣から十六年十月成立した東条内閣に引き継がれ、重点主義の強化による既定経費の節約はいっそう徹底的に行われた。しかもこの予算の取扱は極秘とし、その取扱関係者はとくに限定された。その結果、東条内閣が成立して最初の予算査定は、旧来の省議の形をやめ、蔵相、次官、主計局長、予算課長および少数の予算関係事務官らの予算編成についての直接担当者のみで進められた。各省が復活要求する場合は、事務当局間の折衝が認められず、前年度から予算査定に対する重要な決議機関となった次官会議での相互折衝に移された。かくして予算査定における中央集権主義はいっそう徹底したのである。

日米間に戦端が開かれると、ただちに追加予算の編成方針が決定されたが、そこで予算の重点主義はふたたび強調され、物資、資金、労務等の政府需要は、戦争目的達成のために必要欠くべからざるものに集中した。その結果予算に計上する経費は真に緊急性をもち、かつ実行の可能性が確実なものに限られ、緊急重要経費と定められても早急にその効果を期待できない施設および継続的事業にして三ヵ年以上の期間を要するものは、すべて計

上を見合わされた。これは戦争開始直後の予算編成にとられた応急的方針であった。これ以後戦局の拡大に伴ない戦争遂行のための経費が増加した。しかもその予算措置が臨機にかつ早急に行われなければならない情勢となると、従来の予算の重点主義は一歩を進めて、戦局に即応する体制をとる必要が生じた。そのためには戦時緊急な施策を実施するための予備費の計上も増加したが、毎年度予算の編成そのものが戦局に即応して機動性をもたねばならず、これによって予算事務の中央集中、秘密主義、閣議決定事項の優先などの傾向は、予算の戦時編成の特徴となっていった。

日米戦は緒戦のはなばなしい戦果につづいて、十七年に至ると、戦線は北方アリューシャン群島から西はビルマ、南は南太平洋のソロモン群島にまで拡大し、国内のあらゆる分野は戦時一色に塗りつぶされた。この中で十七年七月、太平洋戦争下最初の戦時予算たる昭和十八年度予算編成方針が定められ、同時に「重要事項予算統制大綱」が閣議決定をみた。これによって国策を総合的に閣議で立案し、その立案にのっとって各省の経費を重点的に査定する統一的予算をつくることが本格的に具体化した。かくして「財政経済基本方策要綱」に掲げられた「毎年度予算の編成に際してはあらかじめ行政各部の首脳者相協力して政府の実行すべき重要国策を先議画定すること」の主旨が軌道にのせられ、優先的に予算化される経費についてはすべて閣議で決定した。その結果各省が主計局と折衝して所管経費の復活要求を行う余地はほとんどなくなった。一方創設以来「総合国力の拡充運用に関する重要事項の予算統制」を行う役割をもって、予算編成に漸次発言権を強めてきた企画院が、重要国策を自ら作成し、これを閣議に提出するという予算編成上の慣習は、すでに恒常的になっていった。すなわち予算が作成される場合には、まず企画院が、総合国力の重点的集中の観点に立って勘案し、これを閣議決定した後主計局に回付し、大蔵大臣は財政の許容する範囲内においてこれを取捨選択して予算化するという順序がとられた。かくして予算編成事務は下からの各省要求に基づかず、もっぱら上から重要国策を予算化する方向に進んだ。それゆえ予算編成の機構中には、その基礎となる国民経済の実勢をほとんど反映させることができなかった。

昭和十七年八月、米軍のガダルカナル島上陸は、太平洋戦局の一大転機となった。これを機として海上輸送は全く危機に陥り、わが船舶の喪失ははなはだしく、航空機の損失は日を追って増大した。戦争経済の矛盾は、異常な速さで生産各部門に現われ、生産の低下は誰の目にもはっきりしてきた。十七年末には「物動計画」を初め各経済計画は、全面的な改正を余儀なくされ、重点生産の範囲はさらに狭められた。そして航空機と船舶に対する重点主義、民需産業の資金、資材、労力の大規模な重点産業への集中が行われた。これらの努力にもかかわらず資金、資材、労力の不足は深刻化した。戦争経済は破綻に近づきつつあったのである。財政はこの戦争経済の全面的崩壊を反映し、ようやく危機的徴候をしめしはじめた。十九年度予算はこうした状態の中で編成された。しかし十九年度予算の編成方針と予算統制大綱は、㈠十八年度予算の改編を主眼とし、従来の経費にいっそう厳正な再検討を加えること。㈡義務費もしくはこれに準ずるものまたは戦力増強上真にやむをえない経費で実行する可能性の確実なもののほかは予算化しないこと。㈢戦時に緊急な施策を臨機に実行できるように予備費を増加

計上すること。予算に伴なう資金、物資および労務の需要は動員計画と緊密な調整を図ること。各特別会計からの臨時軍事費特別会計または一般会計への繰入を増加することとした。この最高方針は予算査定にあたっての基準となり、各省と主計局との折衝の余地はますます狭められ、主計局は、いっそう予算事務を取次ぐ機関に転化していった。

以上のような傾向は改めて閣議で確認され、十八年十月「予算の徹底的単純化に関する件」が閣議決定をみた。これは予算に弾力性を与え、戦局に即応した機動性をもたせるため、予算編成制度に大改正を加えたものであって、その内容は次のとおりであった。

予算ノ徹底的単純化ニ関スル件　　昭和十八年十月一日　閣議決定

行政運営ノ決戦化ヲ図ル為戦時非常ノ措置トシテ左記要領ニ依リ予算及之ニ伴フ決算ニ関スル事務ノ徹底的単純化ヲ図ルコトトシ併セテ緊急ノ事態ニ応スヘキ所要ノ準備ヲ整フルモノトス

記

一、予算ノ形式ヲ単純化スルコト

(イ) 予算科目ヲ徹底的ニ統合整理シ同一種類ノ経費ヲ一括計上スルコト

(ロ) 計表ノ整理、説明ノ単純化等ニ依リ予算関係文書ヲ縮減スルコト

(ハ) 特別会計ノ改廃整理ヲ行フト共ニ会計相互間ニ適当ナル調整ヲ図ルコト

二、予算ノ編成ヲ敏速容易ナラシムルコト

(イ) 予算ノ要求ハ各省ニ於テ事案ヲ充分ニ研究シタル上之ヲ為スコトトシ大蔵省ニ於テハ査定ニ際シ資料ノ提出要求等ヲ努メテ簡略化スルコト

(ロ) 新規重要政策ニ関シテハ閣議ニ於ケル先議画定ノ方法ヲ一層活用スルコト

(ハ) 予備金支出ノ事務ニ付テモ前各号ニ準スルコト

(ニ) 予算ノ弾力性ヲ強化スル為予備費ヲ増額スルコト

〔以下四項目省略〕

この閣議決定は十九年度から実行されたが、これらの改正は、予算決算に関する議会の地位を著しく縮小した。そればかりでなく、重要国策を予算化するための事務に予算編成を押し下げたものであった。

二　主計局における予算事務の集中

前に述べたように予算編成がもっぱら重要国策を予算化することを基本方針として進められた結果、各省の所管経費の要求を基礎として、主計局と各省の折衝によって総予算額を決定する編成方式はますます崩れてゆき、各省の要求経費より以前に緊急な経費を閣議で先立って決定し、その決定を各省に割り当てる方式に変っていっ

た。こうした傾向は、日華事変の長期化につれて顕著になり、昭和十七度からはこれに拍車をかけられて、予算の単純化または予算決定の敏速化などの名目のもとに、各省と主計局間の事務的折衝の範囲はますます狭められたのであった。

このような状態に、各省と主計局との間の論議の余地をなくしたことはいうまでもないが、そればかりでなく大蔵省内においても、予算の査定にあたって省議での議題を少なくし、もっぱら当該予算に直接関係あるものの みの事務的打合せを行うにすぎなくなった。東条内閣の成立早々行われた十七年度予算の査定は、省議の形を採らず、大臣、次官、主計局長、予算課長らで打合せを行ったことはすでに述べたところである。この方式は、その後の予算査定の際しばしば用いられた。大蔵省内では予算の総合的調整は局長以上の陣容で行われ、局全体は予算編成を事務的に整理し、また各省に上から決められた決定額を割り当てる機能を果すに至った。そこでこの事態に対処するために、主計局自身の機構に根本的改革が加えられた。

十八年度の予算査定が始められた十七年七月、予算課、決算課、調査課、法規課から成る主計局の構成は廃止され、同局の下には第一課、第二課、第三課、第四課が置かれた。この改正によって予算編成事務を統一的に担当してきた予算課は廃止されることとなった。予算調整の統轄は、主計局長のもとで行われ、各省所管の一般会計および特別会計の予算および決算に関する事務は、第一課から第四課までの各課で各省別に分割して取り扱われる機構が生まれたのである。

十七年七月に改正された分課規程によれば、各課の分掌事務は左のとおりである。

第一課

1　大蔵省、陸軍省及海軍省所管一般会計及特別会計（関東局特別会計ヲ除ク）ノ予算及決算ニ関スルコト

〔2～8　従来の予算課が所管した事務〕

第二課

1　内務省、司法省、文部省及厚生省所管一般会計及特別会計並ニ地方分与税分与金特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

〔2～6　従来の調査課が所管した事務〕

第三課

1　外務省、逓信省及拓務省所管一般会計及特別会計並ニ関東局特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

〔2～5　従来の法規課が所管した事務〕

第四課

1　農林省、商工省及鉄道省所管一般会計及特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

〔2～7　従来の決算課が所管した事務〕

右のように主計局は、閣議で決定された重要国策をその事務とし、局長中心の機構によって予算査定を行った

のであるが、しかもその事務がさらに中央集権化する傾向が十八年、十九年と年とともに強まった。そのため十九年六月には主計局内の機構はさらに改正され、局長中心主義はいっそう強化した。すなわちこの改正は、各省所管の一般会計および特別会計の予算および決算事務を各課から分離して、局長直属の事務としたものである。

第二節　徴税機関

一　太平洋戦争下の増税と国民担税力の低下

太平洋戦争の開始以来、日本の戦争財政は、毎年数十億円から数百億円という巨額の膨張を重ね、財政規模は一般会計と臨時軍事費を除いた各特別会計だけでも戦争突発の十六年から敗戦の二十年に至る間に、およそ三百五十八億円から九百九十八億円へと三億円近くの増加をしめした。しかもこれに戦争中毎議会追加支出を承認された臨時軍事費（第七十七議会から終戦時の第八十六議会までの追加支出額は二千億円に近い）を加えれば、戦時財政の飛躍的膨大化は、驚異的なものであった。この巨額の経費をまかなう財源は、租税の相次ぐ増徴と公債の増発ならびに占領地からの借入金によった。日華事変以降公債発行は急激に増加したために、歳入総額の中に占める租税の割合が漸次低下していったにもかかわらず、租税収入は財政の基礎を強固にするため絶対に必要であった。

すでに日華事変下に戦時増税は四回にわたって企図されてきたが、太平洋戦争開始後も毎年租税収入の増加が図られ、年一回ないし二回の大規模な増税がつづけられた。十六年末の第七十七議会には、戦時第五回目の増税案が提出された。この増税は国民消費の抑制、浮動購買力の吸収を図り、これをさしあたり増加すべき歳出の財源の一部に当てることを目的として、酒税、遊興飲食税、物品税、清涼飲料税、砂糖消費税、通行税、入場税、建築税、骨牌税、印紙税等十種目にわたる間接税を増徴し、これと同時に酒税中に濁酒庫出税の創設、課税物品の範囲拡張、宿泊料への課税、寝台料金への課税等新たなる税源が求められた。これにつづいて第七十九議会には、所得税法中改正法律案ほか十数件の増税法案が提出され、分類所得税の増徴のほか綜合所得税、法人税、特別法人税、臨時利得税、相続税の税率引上げなどの直接税を中心とし、これに電気ガス税の創設、マッチ物品税、織物消費税の税率引上げなどの消費税の増徴を配した戦時下第六次の増税が実施された。

十八年度には、ふたたび臨時租税措置法の改正案や間接税を中心とする増税法案が、第八十一議会に提出された。このときの増税の主眼点も国民消費の徹底的な抑制と浮動購買力の吸収におかれ、奢侈的な商品または行為に対して大幅の税率引上げ、課税範囲の拡張等が行われた。これによって濁酒庫出税、清涼飲料税、遊興飲食税の税率引上げをはじめ、取引所税、砂糖消費税、物品税、入場税も増徴され、その上新たに特別行為税が創設されて、写真撮影、整髪美容、染色仕立、表装、製本などにも課税されることになった。かくして太平洋戦争開始以来二カ年間にすでに増税額は三十億円にちかい額に上った。

しかし、このような連続的増税によっても、なお膨張の一途をたどった国家財政をまかなうには不十分であった。それのみならず、公債の増発によって租税の歳入総額中に占める割合は低下しつづけ、歳入の基礎を不安定なものにしていった。また財政資金、生拡資金の巨額の散布によって、浮動購買力がちまたにあふれる危険もあった。こうした危機を避けるためにも、またもや増税が必要となり、十八年末には日華事変突発以来第八回目の増税案が議会に提出された。この増税は直接税、間接税の全般にわたり、その規模は前回の増税の二倍以上にも達するもので、戦時下最大の増税額であった。この増税にあたっては戦時増税の要請と国民の担税力の限度との矛盾はようやく表面化してきた。そして現行税制の下の税率引上げは、もはや限界に達したとの議論が主唱され、従来の税目以外に財産税、売上税さらには愛国税など国民の「愛国心」に訴える新税が考えられ、「皇国租税理念」の高揚によって、精神的、道徳的な徴税方式も主税当局で議論されるほどであった。このような新税の徴収は、結局混乱を起すという理由で採用されず、もっぱら所得税、酒税、物品税、臨時利得税、遊興飲食税などの既定税率の引上げによると同時に、新たに丙種事業所得税を設けて戦時利得層の所得の捕捉に努めることになった。しかも右の大増税をもってしても財源はなお不足し、二十年一月にはさらに分類所得税、法人税、特別法人税、通行税、酒税、入場税の六種目に重点をおいた戦時第九次の増税案が決定された。こうして太平洋戦争開始後終戦に至る三カ年間に実施された税制改正は五回、増税額は六十億円を超過した。

ところで、租税収入の基礎である国民経済力はどうであったろうか。開戦第一年目には早くも生産の停滞は表面化し、乏しい資金と資材はあげて軍需生産に注ぎこまれた。また経済の軍事的動員は、民需産業の犠牲によって行われたため、国民の消費生活水準は年々低下した。民間の資金が重点的に軍需に投入され、インフレーションの高進によって国民の実質所得が下がる一方であったから、国民経済の担税力が弱まるのは当然であった。政府の租税増徴政策と国民経済の破綻との矛盾は、まず国税滞納額の増加となってあらわれた。国税収入の根幹をなす所得税の滞納額は、昭和十五年度からとりわけ顕著となり、その額は前年の二倍ちかくに達して八千万円をこえた。十六年にはかなり減少した滞納額が、十七年に入るとふたたび増加しはじめ、その額は税制改正のたびごとに増加した。また滞納人員は日華事変中には十四万人程度であったものが、十七年に至ると三十四万人へと二倍以上に増加した。滞納額の増加は所得税ばかりではない。十五年度以降、滞納額増加の著しい税種目は、相続税、建築税、酒税、物品税、取引所税、入場税、臨時利得税、特別法人税などの多きに達し、十七年度の国税滞納総額は（一般会計歳入分のみ）、日華事変下最も多額に上った十五年度に比べて二倍近くに達した。この国税滞納の増加は、租税体系の破綻をしめすものであるという批判を生じ、徴税行政上重大な問題となった。

このように膨大な軍需の消耗を背負って、全く収縮した税源からさらに大幅に引き上げられた税収をあげる道は、もはや徴税行政を強化するよりほかにはなかった。そこで第八十一議会では、第七次増税に伴なって納税促進のための納税施設法が通過した。これに基づいて、納税組合を法人格化して国家的保護を与えること、法人に対して納税積立金を強制的に積み立てさせること、租税の貯蓄納付制度の創設などが決められた。いまや租税政

策は税法上の改正によって増徴が図られるばかりでなく、徴税行政上に新たな施策が実施された。そして国税の徴収のためには、財務局、税務署などの本来の徴税機関のみならず、銀行、郵便局、民間納税団体が補助的徴税機関として登場することになった。

二　内国税務行政機関
――主　税　局――

1　国税課と経理課の拡充

この時期の主税局は増税立法とともに、徴税の確保および徴税機構の整備に重点をおいた。この要請に応じて主税局の中でも国税課と経理課の事務が特に増加した。十七年十一月、大蔵本省機構全般にわたって簡素化が行われたが、このうちにあって国税課だけはこの趨勢とは反対に、国税第一課、国税第二課の二課にわかれ、その機構を拡充した。この改正によって、国税に関する事務を直接国税と間接国税に分け、国税第一課では直接税関係事務、第二課では間接税関係事務と酒類の生産および販売統制事務を分担することになった。

経理課ではもっぱら納税促進策が考案され、納税を貯蓄奨励と結合して推し進めるために、「国税予納制度」「戦時納税貯蓄制度」、「租税証券制度」など民間の金融機関を動員する徴税方式が企画された。その成果として十七年末第八十一議会に納税施設法案を提出し、徴税機関の補助的役割を持つ各種の納税施設の画期的拡張を行なった。そして納税施設法の施行と同時に経理課の分課規程には、新たに「納税思想の普及および宣伝」という事務が加えられた。徴税はもはや租税制度上の強化ではまにあわなくなり、積極的に「納税観」の徹底に乗り出して、精神主義に訴えることになったのである。

2　皇国租税精神調査課の設置案

十九年に入り、戦局が日本軍の敗勢を濃くするにしたがい、国民の中には厭戦気分がみなぎり、生産が低下して徴税成績は悪化する一方であった。この事態に対処して、経済連盟会から「皇国租税理念」の確立によって納税思想の悪化を防ごうとする意見が出されてきたが、この意見は主税局内にも取り入れられ、「皇国租税精神調査課」を新設して「日本的納税観」を普及し、徴税と国民の側の納税との間の対立観念を取り除こうとする案が考えられた。皇国租税精神調査課は、分課規程案までつくられたが、それはついに実現をみなかった。そして主税局には非公式に皇国租税理念調査会がつくられた。この調査会では文部省の教学局や国民精神研究所等から多数の委員を委嘱して日本の古典を調べ、国民の租税は神聖な気持で納めることが古来の伝統であること、「初穂を神様に」という気持で納税することなどを研究し、宣伝することを目的とした。

3　その後の機構改正

なお十八年十一月には醸造試験所が廃止されて主税局に合併され、主税局内に「醸造技術課」が新設された。二十年に入ると各省各局にわたって機構の縮小が行われて、主税局も二十年の三月と五月の二回にわたって所属

課を合併または廃止した。この結果三月には従来の国税第一課を「第一課」とし、国税第二課、関税課および醸造技術課を合併して「第二課」とし、経理課を「第三課」とした。これにより従来五課であったものが三課に縮小され、とくに税関が海運局の管轄に移管されたために、関税課の事務は目立って縮小した。また同年五月には官房企画課から地方税に関する事務がふたたび主税局第一課に移され、国有財産関係の事務を同課から第三課に移した。

三　地方徴税機関

――財務局および税務署――

1　財務局

イ　財務局の設置

従来わが国の内国税務行政機関は、本省主税局を頂点として各地方に税務監督局、税務署を配する構成をもっていた。ところがこの両者は、大蔵大臣直轄の唯一の地方行政機関であったから、大蔵省が担当する諸行政を執行する場合、両機関を地方機関として利用することが多かった。この両機関はすでに本来の徴税行政事務のほかに国有財産管理事務（大正十一年四月から）および預金部資金の運用および経理事務（昭和七年十一月から）をあわせて所管していた。

日華事変末期に至り、戦時金融統制が進展して全国の会社経理統制を実施するにあたって、ふたたび税務監督局、税務署が利用されることとなった。十四年十月会社職員給与臨時措置令の施行および翌十五年十月会社経理統制令の施行に伴なって、これを運用実施する事務を税務監督局および税務署で担当した。

一方日華事変突発以降、戦時増税が相次いで行われ、このために徴税事務は非常に増大した。そこで徴税事務以外の国有財産管理、預金部資金の運用および会社経理統制の三事務を税務監督局から分離し、新たに地方部局として財務局を設置する案が本省内に持ち上った。しかし大蔵省に二系統の地方部局を設ける案は実現されず、昭和十六年七月、本省に会社部が新設されると同時に、税務監督局を財務局と改称し、預金部資金局支部を廃止してこれを合併し、さらに金融統制をもあわせて担当する地方機関としたのである。

ロ　財務局の所管事務と機構

財務局官制は昭和十六年七月に公布されたが、同官制によれば財務局の管掌する事務の内容は、(1)内国税に関する事務の監督、(2)会社経理統制令の施行、(3)国有財産に関する事務、(4)預金部資金の運用および経理、であった。右の事務を取り扱う機構は、総務部、直税部、間税部、経理部、鑑定部、経理統制部および業務部の七部にわかれ、総務部では秘書、文書、会計、一般監督および総轄に関する事務を分掌し、直税部では直接国税、間税部では間接国税、経理部では徴税経理、鑑定部では間接国税課税物件の鑑定および分析、経理統制部では会社経理統制に関する事務、業務部では国有財産に関する事務ならびに預金部資金の運用および経理をそれぞれ分掌し

た。

財務局の下部組織としては税務署と出張所とがあり、税務署では内国税に関する事務が受け持たれ、出張所では会社経理統制、国有財産管理、預金部資金の運用および経理の事務が受け持たれた。しかし出張所は実際には税務署の建物の中におかれ、所長も税務署長が兼任した。

各財務局は従来の税務監督局の施設と機構をそのまま継承し、東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島および熊本の七カ所におかれたが、十八年十一月には新潟と松山の二局が増設され、合計九カ所となった。

（十六年七月改正）

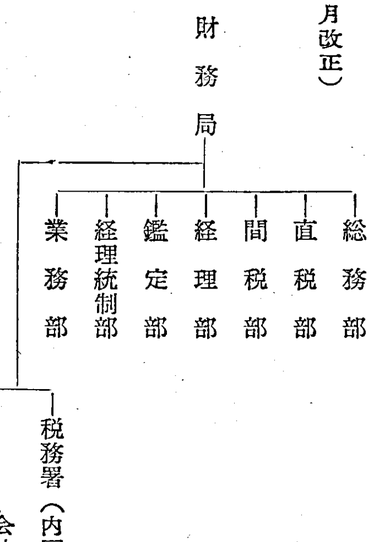

ハ　財務局の機構および管掌事務の改正

財務局のうち徴税を担当する部局は、増税の累積、税種目の増加、それに伴なう徴税事務の複雑化によりその機構を漸次拡充されていった。従来財務局には総務部を初め七つの部があり、その下は各係となっていたが、十六年十二月に至り、各係を課に昇格させた。徴税事務を取り扱う直税部および間税部では、税目別に課が置かれたのである。いま新機構を表示すれば次頁のとおりであった。

戦争財政の規模が膨大化して、増税が相次ぐにつれて、直接税も間接税もその税源は漸次小さくなり、毎年の税額を徴収予定額どおり確保するだけでも、納税組合の結成、納税貯蓄制度の運用、民間納税団体の指導、納税思想の普及・宣伝等各種の方策が講じられなければならず、その上、新しい税源を見出すために、所得層の再調査を考える必要がおきた。こうした徴税行政上の必要に応じて、全国の財務局にわたり調査部門が設けられることになった。すでに財政経済事情の調査事務は、直税部第一課で行われていたが、この調査事務は十八年六月に至り、直税部調査課として独立した。また間接税の徴収を強化するためには、「間税監視に関する事務を分掌」する監視課が、間税部に新設された。

十八年半ばころから、航空機、船舶などの重要軍需品の消耗がはなはだしくなり、政府はこれらの軍需生産に最後の拍車をかけ、同時に軍需品を生産する企業には、各種の特例を設けて生産増強をはかった。十八年十一月には軍需省が設置され、軍需会社を管理するとともに、軍需会社の経理統制については軍需大臣が権限をもつことになった。そこで財務局は軍需大臣所管の事務の一部を分掌し、軍需大臣の指揮監督をうけることとなった。

すなわち軍需省設置と同時に「財務局長又は財務局出張所をして軍需大臣の所管に属する会社の経理統制令の施行に関する事務の一部を取扱はしむる等の件」（昭和十八年十一月一日勅令第八百二十七号）が公布された。この勅令によって財務局長または財務局出張所長は、軍需大臣所管の会社経理統制令の施行に関する事務の一部を取り扱うと同時に、会社経理統制令に関する報告を軍需大臣に提出し、また同令による臨検検査を行うこととなった。

（十六年十二月改正）

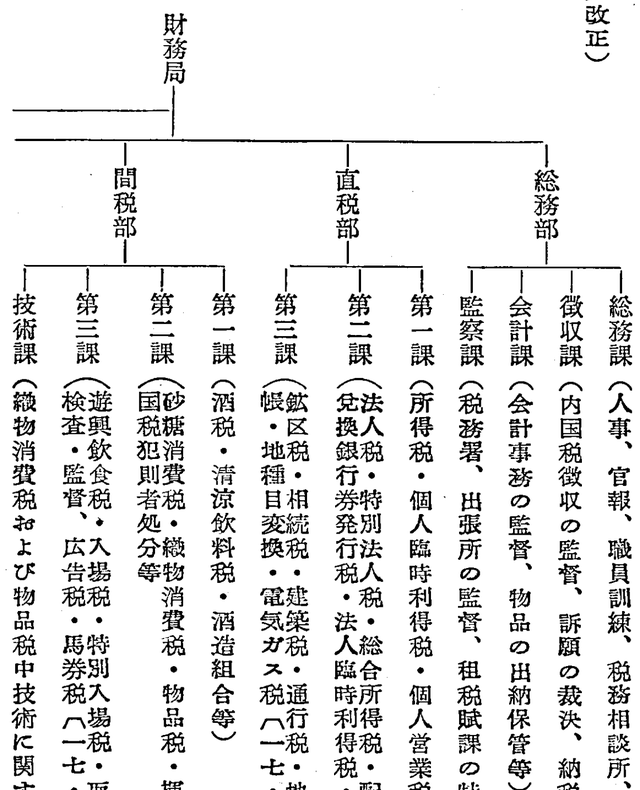

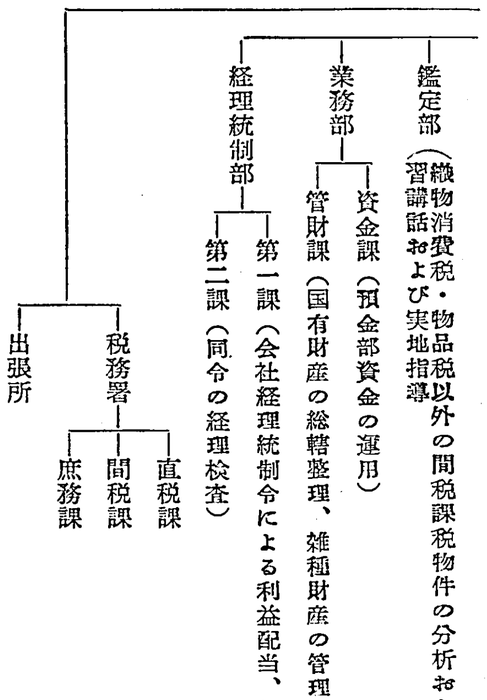

ニ　二十年五月の機構改正と職権の代行

財務局は設置以来ほとんど大蔵本省全般の地方機関としての役割をもっていたために、前に述べた三つの主要事務のほかにも各種の行政事務を担当するに至った。そこでふたたび財務局の機能は拡大された。二十年五月に改正された同局官制によれば、その所管事務は左のとおりである。

1　内国税事務の監督に関する事務

2　戦時喪失無記名国債証券臨時措置法の施行に関する事務その他国債に関する事務

3　預金部資金の運用および経理に関する事務
4　日本証券取引所、取引員および有価証券引受会社の監督に関する事務
5　国有財産に関する総轄事務、雑種財産の管理処分に関する事務および国有財産の整理に関する事務
6　納税施設法、臨時資金調整法、企業整備資金措置法、会社経理統制令、外国為替管理法および戦時特殊損害保険法の施行に関する事務
7　金融機関の監督に関する事務

この官制によれば、財務局は徴税機関と地方金融行政機関とを合わせた機能を果すことになったわけである。そしてこれと同時に、内部組織も次のように改正された。

（二十年五月改正）

- 総務部
  - 総務課
  - 監察課
  - 戦時施設課
- 直税部
  - 第一課
  - 第二課
  - 第三課
  - 特別調査課（臨時設置）
  - 調査課（設置任意）

財務局

- 間税部
  - 第一課
  - 第二課
  - 第三課
  - 技術課
  - 監視課（設置任意）
- 理財部
  - 融資課
  - 資金統制課
  - 監理課
- 経理部
  - 徴収課
  - 会計課
  - 国有財産課
  - 庶務課
- 鑑定部
- 支局
- 出張所
- 税務署

またこの時の改正によって財務局の下部組織には新たに支局が設けられた。ここでは財務局所管の事務の全部または一部を行うことが規定された。実際に設置された支局は新潟支局（東京局管内）および福岡支局（熊本局管

内）の二支局[1]で、これらは財務局の一部の事務を担当した。

(1) 新潟財務局は二十年五月三十一日にふたたび廃止になり、その所管区域は東京、名古屋、大阪の各財務局に移されたが、財務局の後に支局が設けられ、新潟、長野両県を管轄することとなった。

さらに戦局が過烈となり空襲が激しくなって、中央と地方との連絡が困難に陥り、各財務局は本省の指示を速かに受け難くなった。一方増産の必要はいよいよつのり、それに対応して行政事務を簡素化し、能率化しなければならなかった。そこで各地方財務局長をして大蔵大臣の職権の一部を代行させることとなった。昭和二十年七月、「大蔵大臣に属する許可認可等の職権の一部を財務局長をして行はしむることとする等の為の大蔵大臣の職権の特例に関する件」（勅令第四百二十六号）が公布され、大蔵大臣は必要があると認めたときは法律の規定にかかわらず、(1)許可、認可、免許、承認を行う職権、(2)届出、報告または書類の提出を受ける職権、(3)命令その他の処分および臨検検査の職権を財務局長に行わせることができるようになったのである。

2　税務署

太平洋戦争開始以来、数次にわたり増税が行われ、膨大な税額をいかにして徴収するかはこの時期の徴税行政上の最大の問題となった。新税目が新設され課税額が大きくなるにつれて、全国各税務署では租税賦課、滞納整理、徴収事務が激増していった。とくに課税対象が増大し、また間接税の増加によって課税技術が複雑化した東京、大阪、名古屋などの大都市では、従来の税務署の管轄区域を縮小し、税務署数をふやして徴税網を緻密にする必要に迫られた。

昭和十八年八月、東京都内で新設または管轄区域の分割により増加した税務署は、麹町、芝、神田、赤坂、荏原、目黒、豊島、足立の各税務署で、都内税務署数は十六年六月の二十四から十八年八月の三十[1]に増加した。また同時に大阪府下では都島、大阪福島、阿倍野、西成の各税務署が増設され十六年六月の十五から十八[2]に増加した。またこのときには、愛知県下では中川税務署が増設された。すなわち、十六年末来最初の税務署増設のあった十八年八月には全国で三百七十五から三百八十五へと十税務署が増設されたのである。

(1) 十八年八月に神田橋、幸橋の二税務署が廃止された。

(2) 十八年八月に住吉税務署が廃止された。

また十八年十一月には新たに新潟財務局、松山財務局の二局が新設されたため、従来名古屋財務局の管轄下にあった長野、新潟二県下の各税務署および大阪財務局の管轄下にあった福井、石川、富山県下の各税務署は新潟財務局の管轄下に入り[1]、同じく大阪財務局の管轄下にあった香川、徳島、高知三県下の各税務署および広島財務局の管轄下にあった愛媛県下の各税務署は松山財務局の管轄下に入った。その後十九年三月に税務署官制の改正があり、税務署の名称および管轄区域は官制によらず、大蔵大臣が定めるところとなった。十九年三月以後の税務署の異動は資料が欠けているのでつまびらかでない。

(1) 十八年十一月の異動は、財務局の所轄範囲の変更のみで税務署数に異動はないが、長野県下の上諏訪税務署が諏訪税

務署と名称を変更した。

十六年七月、財務局の新設とともに税務署の機構も改革された。直税課、間税課、庶務課、鑑定課の四課の構成に変化はないが、十五年以来税務署の事務に加えられた会社経理統制令に関する事務は財務局出張所に移管された。また直税課には地租、家屋税、営業税の賦課および調査事務が増加し、間税課には酒造組合、酒類製造業者および販売業者に対する統制事務が加えられた。主税局の項で述べたように、太平洋戦争期中の数次にわたる増税に伴ない、各種の徴税技術が考案され、ついには国民の愛国心に訴える納税宣伝も徴税機関の恒常的事務となった。これは十八年の納税施設法によって制度化され、十八年六月には直税課に法人の納税積立金に関する事務が、庶務課には「納税思想の普及宣伝および納税施設法」に関する事務が加えられた。さらに十九年度から実施された戦時下第八次増税計画では、新たに丙種事業所得税を設け、新興所得層を捕捉して負担の均衡を図ることになったが、そのためにこれまで比較的に行われていなかった新興所得層の所得状況を徹底的に調査する必要が生じた。この調査事務は直税課の分担するところとなり、二十年三月直税課の事務に「大東亜戦争に際し、所得税、法人税、営業税および臨時利得税の賦課に関し、所得等の著しく増加した者等に対する課税の充実を図る為の特別調査」が加えられた。

四　納税施設の整備

前に述べたように、国民の租税負担能力の低下と、経費膨張によって要請される政府の増税政策との矛盾は、太平洋戦争開始後ますます表面化した。いまや増税実績を確保するには、単に税制改正による税目の新設と税率の引上げのみでは不十分となった。そこで租税制度、徴税機構ならびにその人的要素としての税務職員の三者を総合的に運営する税務行政全般の改革が必要とされた。こうして、税制改正とならんで徴税機構の拡充が行われた。これに伴なって税務職員の増員とその訓練とが行われた。

主税局を頂点とする全国の徴税網は、日華事変突発以来、急速にその規模を広げてきたのであるが、太平洋戦争開始後も税務署の新設と拡充を行なった。それにもかかわらず、毎年度決算ごとに徴税成績の悪化をみた。そこで税務署からの強制的な徴税による従来の税務行政の範囲をこえて、各種の徴税方式が考案され実施されるに至った。とくに昭和十三年以来、大規模の貯蓄運動が一大国民運動として展開されていたが、これに納税を結びつけることは、国民の自発的な納税を促進し、消費資金を租税に吸収することができると考えられて、貯蓄と納税を結合する徴税方式が採用された。したがって徴税は財務局―税務署を通じた国家徴税機関の機能を働かすばかりでなく、貯蓄運動に動員された民間のすべての金融機関が徴税を補強する補助的納税機関として登場したのである。

1　日本銀行国税代理店制度

日華事変突発以来、数次の増税により租税収入の増加は著しく、ことに十五年に行われた税制の大改正によっ

て源泉徴収の国税が多くなった。また新税の多くは市町村への委任徴収とせず、税務署が直接徴収することを定めた国税が多くなった。これにより、これらの国税金収納を担当していた日本銀行、郵便局の事務は激増した。そこで、国税収納機構を増設することが、納税成績をあげるために必要となった。こうして既設国税収納機関の事務の混雑を緩和し、納税者の納税上の利便を図り、かつ通貨節約に資する目的をもって、十六年七月三十日、「日本銀行国税受入に関する特別取扱手続」（昭和十六年大蔵省令第四十七号）が公布され、日本銀行国税代理店制度が生まれた。この制度により、日本銀行が大蔵大臣に届け出て国税代理店を設置することができることとなった。この手続によって設置された東京市の国税代理店は特別銀行、手形交換加盟銀行、貯蓄銀行の各本支店および出張所をあわせて約四百店舗に及んだ。さらにこの制度は十月には大阪、名古屋、十一月には京都、神戸にも実施され、これらの大都市の市中一般銀行は続々と国家の徴税補助機関として登場したのであった。

2　税務代理士法の制定

これに次ぐ税務行政上の新制度は、税務代理士法の制定であった。同法は昭和十七年二月から施行され「税務代理士の資格を制限するとともに、その素質の向上を図りもって税務行政の円満なる運用に資する」ことを目的とした。増税と税制改革のたびごとに課税対象は増加し税制は複雑かつ精密となった。したがって税務に関しては専門的知識と経験を必要とすることとなったが、これに伴なって会計に関する知識または税務に関する経験等に基づいて納税者の代理をしたり納税者の相談に応じることを職業とする者が続出し、その数は相当に増加する傾向にあった。しかもこれら税務代理業が乱立するにしたがい、あるいは暴利をむさぼる者、脱税の相談に応ずる者、不正な計算をなす者等があった。このようにいろいろな形で当局の税務行政に協力しない者が相当数に上った。そこで主税当局は、この状態をそのまま放置するときには徴税に大きな障害をもたらすと考え、業者への取締りと監督を厳重にして、これに税務行政運営上の補助機関としての役割を与えようとしたのであった。かかる目的をもって税務代理士法か制定されたのである。同法によれば、

一　税務代理士たる資格を有する者は、
　イ　弁護士、計理士
　ロ　命令をもって定める官庁に於て高等官または判任官の職にあり、三年以上国税の事務に従事した者
　ハ　租税または会計に関し学識経験を有する者
　に限られる。
二　税務代理士となるには大蔵大臣の許可を要する。
三　税務代理業を営む場合は
　イ　事務所の設置
　ロ　帳簿の作成
　ハ　使用人の届出

が必要で、これらはすべて大蔵大臣、財務局長、税務署長の取締、監督をうける。

四　国税の逋脱について指示をし、相談に応じ、その他これに類似する行為は禁止される。

五　税務代理士に、財務局の管轄区域毎に税務代理士会を設立せしめ、その組織、運営は大蔵大臣の監督下におく。

かくて全国の税務代理士は政府の統制下におかれ、徴税上の補助機関化したのである。

3　納税施設法

戦時徴税機構を整備拡充する上に画期的な意味を有するのは十八年初頭の第八十一議会を通過成立した納税施設法であった。同法は民間に発達してきた納税組合および納税事業を行っていた町内会、部落会を法制化して、これらの納税団体の徴税に協力する役割を与えると同時に、法人の納税積立金制度、納税準備預金制度、租税の貯蓄納付制度を創設して租税の納付を容易にかつ確実にしようとしたものであった。同法の内容は次の四点からなっている。すなわち、第一は納税に関し公共事業を行う町内会、部落会および納税組合を納税団体という法制上の団体として認め、政府はこれに補助金、奨励金を交付して援助するが、一方従来より以上に指導監督を強化し、納税団体規約の税務署長または市町村長への届出義務、納税団体の管理する納税資金の保有方法についての制限、税務署長または市町村長の納税団体への監督に関する規定を設けたこと。第二は法人の納付する法人税、営業税および臨時利得税等の納税準備のため、法人は毎事業年度決算確定の際一定割合の納税積立金を強制的に積み立てることを規定し、また法人に対してその積立金の一部を納税準備預金として保有する義務を負わせたこと。第三は、もっぱら租税納付に充てることを目的とする納税準備預金という新種預金制度を創設し、比較的有利な利子を付し、またその利子に免税の特典をも付与し、その上この預金を受け入れる金融機関には、預金者のための租税納付に関する事務をも取り扱わせること。第四は、租税の納付と国民貯蓄増強とを関連させた新しい施設として、租税の貯蓄納付制度（この制度によれば、特定の所得税、臨時利得税等の納税者が、その税額の二倍あるいは三倍に相当する金額の貯蓄、すなわち戦時納税貯蓄をなした場合は、その租税が納付されたものと同一の効果を生じることになる）を創設すること。以上の四点である。

この結果、全国の官公庁はもちろん、銀行、事業会社、工場等至るところに職域別、地域別の納税団体――納税資金蓄積団体、納税取纒団体、納税確認団体、混合団体にわけられた――が組織され、政府の統制下におかれた。

納税施設法による納税団体の設置と並んで、間接税徴収についても業者間の納税団体を拡充した。従来間接税の徴税施設としては、酒税、織物消費税および遊興飲食税についてのみ業者関係団体に徴税事務の補助を命ずることができ、交付金もこれら業者関係団体に限って交付していたのであったが、この範囲は拡大され、物品税、入場税、砂糖消費税および新設の特別行為税についても業者関係団体をして徴税事務の補助を行わせることになった。こうして従来の納税組合は編成替され、各種の納税団体に吸収され、これら団体の下に集められた納税人

員は日華事変中には七百万人に満たなかったが、納税施設の準備された十八年には一千万人以上に及び、二十年に至ると直接・間接税の納税団体に加入した者は一千三百万人をこえた。これらの納税団体は政府の「納税額」の宣伝普及に協力させられ、税額の割当、納税の督促・確認、徴税上の諸問題の調停、納税のための貯蓄奨励など、民間の側から政府を援助する施設となったのである。

かくして国民経済の租税負担能力の限界をこえた租税を徴収するには主税局―財務局―税務署を通じての徴税機構の拡充はもちろん、民間の各種納税機関を政府の統制下におき、徴税補助団体として動員されなければならなかったのである。

五　関税行政機関

1　税関機構の改正

太平洋戦争が開始されると時を同じくして、税関の機構が全面的に再編成された。これは税関の所管事務のうち、港湾行政（検疫事務を除く）が新設の海務局に移管されるに伴なって行われたものである。すなわち日華事変の進展、日本軍の仏印進出等のために、とくに船舶による兵員、軍需物資、兵器等の輸送路は拡大され、海運の国家統制が強化されはじめ、十五年夏「海運国家管理要綱」が閣議決定をみて以来具体化の努力が進められ、ついに十六年十二月十日総動員審議会で「戦時海運管理令」案が可決されて、ここに海運の国家管理が決定した。

そして戦時海運行政を統一的に運営するために、中央に海務院、各地方に海務局が設置された。これに伴なって従来税関の港務部で行っていた事務の大部分が海務局に委譲されたわけである。さらに税関においても、為替、貿易統制事務が増加してきたので、これまでの機構に改正を加える必要があった。そこで全面的な機構改革がこのとき行われた。この改革では全体的に部の下に課を置く制度を採り、とくに従来の総務部を業務部と改称してこの部を拡充し、港務部を廃止することにした。ここに十六年十二月に改正された税関の分課を表示すれば次のとおりである。

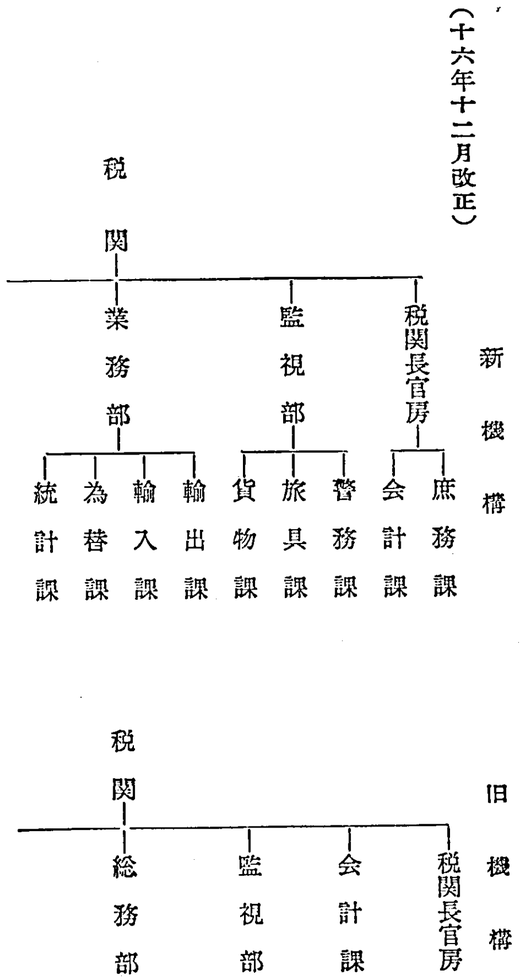

- 検疫部
  - 家畜課
  - 植物課
- 鑑査部
  - 輸入鑑査課
    - 調査課
  - 輸出鑑査課
- 港務部
  - 植物検査課
  - 鑑査部

なお十七年十一月に至って、税関も行政機構簡素化の線に沿って機構の縮小が実施され、監視部のうち旅具課を廃止してその事務を警務課に移し、業務部では為替課を廃して外国為替管理事務を輸出課および輸入課に分けた。また検疫部を廃止して植物検疫課と家畜検疫課を独立させた。

2　職員の状況

日華事変期を通じ税関の所管事務が増加するにつれて、税関職員の定員は毎年増員されたが、昭和十六年十二月の機構改革によって約五分の三に減員された。これは各行政機関と同じく事務の簡素化によって、行政職員を占領地または統制会などの政府関係機関に転出させるためであった。職員定員は十六年六月には総数二千百八十八名であったが、同年十二月には一千六百八十八名に減員され、さらに十七年十一月には千八十七名に、十八年一月には一千七十四名になり　十六年六月の最も人員が多かったときと比べて約半数に減じた。

さらに十六年十二月の改正により、職員の職種は単純化され、従来の関税官、輸出品検査官、医官は、それぞれ事務官の一本立となり、港務官を廃止した。監視、港吏、鑑査官補、輸出品検査官補、監吏、薬剤手、獣医官補、医官補はそれぞれ事務官補の一本立となった。そして官制上の官職名は、書記官、事務官、鑑査官、植物検査官、獣医官、事務官補、植物検査官補、獣医官補、検疫官補、および技手の十種であった。

3　税関の閉鎖

前に述べたように、昭和十六年末、海務局が設置されて、海運行政の国家管理が図られたが、太平洋戦争開始以降、兵力および兵器、軍需品の船舶による南方地域への輸送力を増強するため、海運行政のほかに開港場における関税行政、港湾行政等船舶に関係するすべての行政手続を統合し、簡素化しようとする気運が強まった。海務局設置の前後から、海運および港湾行政は、直接間接に海軍の指導下にあり、したがって船舶関係の行政の統合は、海軍の強い意向であった。この案によれば税関は海運行政担当の機関に吸収されるので、大蔵省側は当然これに反対した。そこで所管官庁間で委員会をつくり、各機関が協力することを提案した。

しかし戦局が中盤戦に入って、わが軍が敗勢となり、船舶の消耗がはなはだしくなったため、少量の船舶をますます軍需に向けなければならなくなった。そして輸出入貨物は税関を通らなければならないから、いきおい船舶の運行が遅れるという傾向であった。税関における手続は関税法戦時特例（昭和一八・五・一施行）が施行されて極度に簡素化されたが、事態はさらに一歩を進めてついに税関そのものを閉鎖するに至った。すなわち船舶、港湾、関税に関する行政機関の統一化については、企画院が中心となって調査を進めていたが、昭和十八年十一

月、行政機構によって運輸通信省が創設されると同時に、戦時海運行政の実施機関として、各地方に海運局が新設され、従来税関が所管していた諸業務は海運局に併合されることになった。これによって税関は終戦に至るまで全く姿を消すことになった。なお、二十年三月には大蔵本省においても主税局関税課は廃止され、関税に関する事務は同局第二課で行われた。

六　税務職員の充実

日華事変突発以来、財政規模の飛躍的な膨張に伴なって、ほとんど毎年引き続いて税制改革が行われ、租税収入の増加が図られた。この累増する租税徴収に当る税務行政は、戦時増税政策の進展に追いつけなかった。わが国の税務行政の運営は、統一的組織をもって能率的に機能を発揮する近代性を欠き、税務官吏の自由認定の範囲は漸次広まり、したがって徴税事務の渋滞は各税務署で起っていた。

この税務行政の非能率は、昭和十五年、中央、地方を通じる税制の画期的な改革案が第七十五議会に提出されるに及んで、議会においても政府部内においても問題化した。この税制改革は「長期建設の段階に在る我国の財政経済諸事情に即応する税制を整備確立すること」に主眼がおかれた。すなわちこの税制は軍需生産力拡充を目指す戦争経済遂行の過程で、戦争の長期化と軍事費の継続的な増大を予想して、財政基礎を強化するために租税収入を大幅に増加しようとするものであった。そうして負担の均衡、経済諸政策との調和、税制の弾力性と簡易化を原則として掲げたが、これらの原則からいっても軍需生産に従事する産業界からいっても、税務行政を能率化することが必要とされた。かくて七十五議会では徴税事務の諸問題の解決策と並んで「官民の相剋摩擦」を避けるために、「税務官吏の教育機関を設置する」（石坂豊一議員の発言）提案があった。一方政府部内においても、徴税機構の整備と並行して税務官吏の技術的、精神的訓練が必要であることを痛感した。ここに税務官吏の質的充実方策が実施されるに至った。

1　税務講習所の開設

昭和十六年五月、恒久的な税務官吏養成機関の設置案は具体化して税務講習所が開設された。税務講習所官制によれば、「税務職員に対し税務行政に必要なる学術および実務を教授し、兼ねてその徳性を涵養する所」（税務講習所官制第一条）と規定された。すなわち、税種目の範囲の拡大、課税対象の複雑化によって税務官吏には専門的な知識が必要とされた。この講習所はこれらの知識を教授し、税務官吏の徴税技術を向上させることと、税務官吏に「皇国的納税観」を徹底させる精神的訓練を行うことを目的としたものであった。

この講習所は大蔵省高等官が所長となり、教授三名および助教授三名をおき、学識経験ある者を顧問として、各種税法、珠算、税務実務の講座を置き、かつ「皇国精神」を徹底的に教え込んだ。ここには中学校卒業程度のものおよそ二百名が集められ、満一ヵ年の講習をうけた。受講生徒は毎月手当を与えられ、全部寄宿設備を有する訓練所に収容され、軍隊的規律の下に訓練が施された。

2　税務職員の状況

太平洋戦争開始以来、全国にわたる徴税網の強化はいっそう進み、税務署が増設され、その機構は拡充され、税務講習所を開設して中級職員の訓練が行われた。各税務署においては管内納税者数が増加し、課税物件が累増したために、事務の分量は著しく増加した。これに対応して税務職員の定員は毎年増加する傾向にあった。しかし一方では太平洋戦争の開始は軍需生産に拍車をかけ、国民の労働力はこの方面に動員、集中された。また戦争による膨大な兵員の消耗により絶えず国民の中から兵員が補充されていった。このことはとくに下級官吏の数を少なくし、事務量の増大にもかかわらず、事務の再編成、機構の縮小が行われた。そこで少数の職員で倍加した事務を処理しなければならぬために、税務行政の能率化が叫ばれた。

財務局官制定員総数は十六年七月には一千百二名であった。その後十七年、十八年には行政簡素化のために減員されたが、十九年三月には一千二十二名、二十年五月には千百四十名に増員した。また税務署職員の定員は十七年十一月の機構縮小により減員した以外は毎年増員され、十六年六月には定員総数八千二百七十五名であったものが、二十年五月には一万一千百名となった。これらの増員は所得税の改正、酒税の改正、電気ガス税、特別行為税の新設等、増税措置の行われたたびごとに生じた徴税事務、調査事務の増加のためになされたものであった。

第三節　金融行政機関

一　太平洋戦争下の金融政策

日華事変突発以来つづけられた生産力拡充政策は、第二次欧州大戦の開始、日米通商条約の廃棄、米国の対日禁輸などの国際的障害にぶつかって、ゆきづまった。このとき、「日満支を一環とし大東亜を包含する協同経済圏の確立」に基礎をおいた「経済新体制」への動きはようやく活発となった。この動きは、十五年七月第二次近衛内閣が成立して以来表面化してきた。すなわち翌八月には、「基本国策要綱」が閣議決定をみ、次いで十五年末には「経済新体制確立要綱」が発表され、戦時経済統制の基本原則がしめされた。そしてこの要綱に盛られた地域別、業種別系統団体設立の基礎法規として十六年八月「重要産業団体令」が公布され、これに基づいて統制会が重要産業部門別に次々と設立された。かくして統制会を中心とし、産業界と国家機関とを結びつけた戦時統制機構の編成替は、経済新体制の発足とともに進められていった。

「経済新体制」の現実化に伴ない産業の重点主義はいっそう進展し、資金、資材は大企業に集中し、平和産業から軍需産業への転換は、従来よりも一段と大規模に行われた。産業界の新体制に伴なって、また金融の重点主義が強化した。生産力拡充政策の行きづまりは、右のように産業の重点的再編成を促したが、この編成替によっ

て企業の見通しは立たなくなり、そのため金融機関はこの方面への資金の供給を渋り、金融の梗塞を招いた。そこで資金をふたたび緊急産業に集中する必要から、日本銀行、興業銀行、勧業銀行等の特別銀行の貸出を拡張し、また臨時資金調整法を改正して興業債券、貯蓄債券の発行限度を広げる措置がとられた。さらにこれらの公的信用機関の動員とならんで、十六年八月小倉蔵相は、市中金融機関に対して商業金融中心主義から工業金融中心主義への転換を奨励し、各金融機関は共同して重要産業に融資することを提唱した。この勧奨にしたがって市中金融機関によって「時局共同融資団」が結成された。また各金融機関が国家的信用機関の援助を利用して共同動作に出ようとした傾向は、日本銀行はじめ全国手形交換所聯合会、全国地方銀行協会、全国貯蓄銀行協会、生命保険協会、信託協会などの金融機関を結集した「全国金融協議会」の設立となって現われてきた。

こうした金融界の情勢のなかで、政府としても金融統制の方法に再検討を加えねばならなくなった。日華事変の突発以来、金融統制は各金融機関の資金の供給を統制することによって目的を達してきた。しかし十五年半ばからは、金融機関を統合し組織化して、公私すべての資金を計画的に動員することに重点をおくこととなった。このような再編成を目指す金融新体制は、昭和十六年七月十一日「財政金融基本方策要綱」が政府から発表されたときから本格的に発足した。この要綱は「国家資金を計画的に動員するとともに資金運用の方針、機構及方法を改善」することを直接の目的として「国家資金動員計画の設立」にとくに力を注いだ。そしてこれが金融制度の再編成の基本原則となり、金融機関の組織化は総合的に行われるようになった。

この要綱の発表当時、単に計画のみにとどまっていた金融機構の改革問題は、太平洋戦争開始によって資金動員の必要が高まるとともに相次いで具体化されていった。すなわち昭和十七年二月、まず日本銀行条例が廃止され、新たに日本銀行法が公布されて、日本銀行の機能は根本的に改革された。これによって日本銀行は「政府の金融統制の実施に関する機能を一層整備充実」することを目的として、政府への依存を一段と強めると同時に、市中金融機関に対して資金の運用上の統制力を強め、政府と市中金融機関との間に立って金融統制の補助機関としての性格を明確化した。さらに「大東亜共栄圏」の中央銀行として南方金融圏に対する支配力を確立した。次いで同年四月、「金融統制団体令」が公布され、従来の全国金融協議会は全国金融統制会に発展し、日本銀行を中心とし、全国の金融機関をその傘下に統一した金融統制機構ができあがった。これと並んで戦時金融金庫が設立され、市中銀行の軍需融資の危険を負担して、軍需産業に豊富な資金を供給する役割をになった。また戦時金融金庫設立と時を同じくして南方開発金庫が設立され、日本軍の占領した「南方地域における資源の開発及利用に必要なる資金を供給し併せて通貨及金融の調整を図る」ことを目的とした。そしてここでは占領地域各地にわたっての中央銀行設立の準備が行われた。こうして時局に緊急な国家的任務を負わされた新金融機関の発足によって、金融機構全般は新たな体制をつくり、金利も起債も資金の移動も、すべて政府、日本銀行、金融統制会、新金庫を中心とする金融機関の系列によって統制されることになった。

右のような体制で戦時金融は十八年半ばころまでは円滑に行われた。ところが十八年には連合国の総反撃が急

速となって日本軍の敗戦は決定的となった。戦勢の逆転に相応じて船舶の損害ははなはだしく、航空機の消耗は目立って増加した。そこで、船舶と航空機の増産が死活問題となった。このため、生産は超重点主義がとられ、十八年早々に戦時行政職権特例が制定されて、五重点産業の増産が産業界の全機構を動員して開始された。十八年末には産業の重点は航空機に集中された。この産業の重点主義は、資金供給の重点産業への集中を促進し、ほとんどあらゆる金融機関の資金はもっぱら重点産業に動員された。他方重点産業への資金集中の反面として企業整備が進捗し、移動資金の浮動購買化を防ぐために、十八年七月企業整備資金措置法が実施された。

五大重点産業の指定と企業整備の実施につづいて、十八年十月軍需会社法が成立した。この法律に基づいて指定された軍需会社には、生産責任を負わせる一方、特別の優遇、保護を加えることとなった。軍需生産の増強のためには、新たに軍需省が創設され、一元的統制を行なったが、これと同時に十九年初めには軍需会社に対する特別の金融対策として「軍需会社指定金融機関制度」が実施され、軍需金融に新方式が採用された。この制度によって興業銀行および市中大銀行の大半が軍需会社に対する融資機関となり、その他の銀行は協力団のメンバーとなった。そしてさらにこの制度は直接軍需生産にたずさわる大企業に関係する他の企業にも及び、昭和二十年一月には「軍需充足会社令」の制定に至った。この方向はその後いっそう発展し、二十年二月には「危急時局下軍需生産企業の体制及運営に関する大綱方針」の発表となり、これに基づいて重要航空機産業の国営移管にまで及んだ。四月になると、さきの軍需会社指定金融機関制度の適用範囲をさらに拡大した「軍需金融等特別措置法」が施行された。この法律は従来軍需会社だけに適用していた指定金融機関制度をそれ以外の会社にも適用することにしたほか、この方法以外の融資を制限し、さらに軍需金融機関に軍需金融担当者を選任させ、この事務に従事する金融機関職員を公務員とみなして金融機関に対する監督指導を強化した。以上のような対策によって軍需金融の大部分が、指定金融機関を通じて行われるようになった。

十八年末以来行われた軍需金融機関の指定制度は、主として大都市に資金を吸収するものであった。しかし、二十年に入ると、大都市に対する空襲が激化して、大都市金融機関の資金の吸収力は減退した反面、軍需生産の強行はますます多額の資金需要を起した。他方地方銀行は預金が急増した上に、軍需産業に対する関係が薄く、遊資の運用難に悩んでいた。そこでこの状態を解消するため、地方銀行の資金をプールして、これを軍需融資に向けようとする試みがあらわれた。この地方銀行の資金を集中する機関として共同融資銀行が設立され、続いて特別銀行、市中銀行、地方銀行、共同融資銀行等によって資金統合銀行が設立された。

太平洋戦争下の金融政策は、日華事変期に開始された金融統制をさらに一歩前進させ、いかにして軍需生産に資金を注ぎ込むかに終始した。しかも、「臨時資金調整法」以来公布された一連の資金統制法規は、軍需産業所要資金の供給を確保して、他方インフレの高進を阻止せんとする目的をもっていたが、太平洋戦争開始以降の金融政策は、この統制の固有のわくをこえて、資金を軍需産業に動員することであった。この過程で金融機関は統制会による自主的統制という方式で、国家機関の行う統制を具体的に実施する導管となり、しだいに金融行政機

関化していったのである。

二　金融機構改革を通じての金融機関と行政機関との結合

第二次近衛内閣成立以来、経済新体制への動きは活発となり、十六年七月その財政金融面における基本要綱として財政金融基本方策要綱が閣議で決定された。この要綱はとくに「金融制度の改革」に最も力を注ぎ、(イ)日本銀行の機能整備、(ロ)金融機関に対する統制強化、(ハ)金融機関の組織化、(ニ)金融機関の整備統合、(ホ)金融資金の募集および運用に関する措置、(ヘ)金融の各種系統間の調和、(ト)政府資金及政府関係資金運用の統一の七項目を掲げた。しかしこの計画が具体的に実行に移されたのは太平洋戦争開始以後のことであった。すなわち開戦による戦費と軍需産業資金の需要が一段と増加し、この方面に資金を向けなければならなかったために、個々の金融機関の資金運用を統制するだけでは不十分となり、金融機構全般にわたる改革が必要とされたからである。そしてこの改革の重点は、開戦によって必要となった新金融機関と既設の金融機関との関係を緊密ならしめ、これを大蔵省の統制の下に置いて、金融行政機関と各種金融機関とを総合した一大金融統制機構をつくりあげること、およびこの機構を通じて、あらゆる種類の信用の大拡張を行い、動員された資金に計画性と統一性とを与え、その資金を重点産業に配分して、軍需生産の増強を図ることであった。かくして昭和十七年初頭、日本銀行の根本的改組を目的とする日本銀行法が第七十議会を通過して、五月には日本銀行法が発足し、三月には南方開発金庫、四月には戦時金融金庫の設立を見、同月「金融統制団体令」が公布され、これに基づいて全国の主要金融機関を包括した金融統制会が設立されて、ここに新金融機構が完成したのである。

いま、これらの金融機構について詳細に述べることは、第十一巻『金融(下)』編に譲るとして、行政機関との関係を見ることにしよう。

1　日本銀行の改組

金融機構の改革は、まず日本銀行の改組から始められた。新しい日本銀行法は、日本銀行の目的を明記し、「国家経済総力の適切なる発揮を図る為、国家の政策に即」して「専ら国家目的の達成を使命として運営される」ことが定められた。日本銀行の目的に対するこの考え方は、日本銀行が従来中央銀行としてもっていた独自の立場を改めて、政府の統制の下におくことを意味していた。そしてその主旨は日本銀行の組織の改正に最もよくあらわれた。すなわち従来の株式会社組織は、出資組織の特殊法人に変えられ、株主総会に当る議決機関は認められず、政府は一億円の日本銀行資本金のうち、半分以上の五千五百万円を出資することになった。また職員制度にも根本的な改革が加えられ、政府は総裁、副総裁、理事、監事等の日本銀行役員の任命権をもつのみならず、解任権をも留保し、日本銀行職員は公務員とみなされた。さらに日本銀行の業務は、旧法では重役集会の多数決で「綜理」されることになっていたが、新法では総裁のみが業務を総理することになり、総裁を指導者とする指導組織が採用されたのである。こうして日本銀行は組織の面から完全に大蔵省の監督下に置かれたが、その

反面業務の範囲は従来より広げられ、融資範囲の拡張のほか、政府の金融行政部局が行なっていた金融統制の実施の職務を分担し、理財局、銀行局の統制事務が、実質的にかなりの程度日本銀行の担当に移されたのである。

2　金融統制会による金融行政

金融行政機関と公私の各金融機関との結束によって、金融統制を推進しようとする方向は、各種金融統制会の設立によって、ますます進捗することとなった。

すでに日華事変が長期化するにつれて、各金融機関の資金は軍需生産力拡充政策にもっとも重点が置かれたために、大部分その方面に動員されていた。金融機関はこの国策に沿って軍需産業への融資をふやすに至った。しかも軍需融資が増大するにつれて、各金融機関は自己資金だけではまかなうことができなくなったので、日本銀行の貸出に依存するとともに、一方では戦争による危険を避けるために互に共同動作に出ることとなった。金融機関内部でのこのような動きは、資金の動員に計画性を与えようとする金融行政当局にとって、金融機構改革の基礎条件を与えるものであった。

十五年九月、全国金融協議会の設立によって、金融機関の相互協力体制が表面化した。この協議会は「金融機関の緊密なる連絡提携を図り、内外の新事態に対応しその使命達成上必要なる事項を協議する」ことを目的としていたが、会員に対しては法的拘束力をもたず、文字どおり協議会であった。その後政府は十六年七月「財政金融基本方策要綱」を発表し、金融機関を組織化する方向を明らかにした。そして金融行政当局からも、金融機関に対して「国家の金融統制の方向にいっそう厳格に即応するという心構を一層明確にするとともに国家乃至中央銀行との関係をいっそう緊密にし必要な場合には責任を分担して貰ふ」（理財局企画課長迫水久常、『財政』昭和十八年八月号所載）ことを期待したのである。このような金融機関と行政当局の双方の要請に基づいて、昭和十七年四月、国家総動員法第十八条による「金融統制団体令」が公布される運びとなった。

「金融統制団体令」により金融事業統制団体として定められたものは、全国金融統制会、業態別統制会、統制組合および地方金融協議会の四団体である。この四種の統制会のうち、全国的な規模をもち、主要な役割をになうものは全国金融統制会であった。その他の統制団体は全国金融統制会の発する命令を実行し、求められた資料を提供する等の統制業務の実施機関となった。これらの統制会の組織および運営が大蔵大臣の監督下に置かれたのはいうまでもない。この統制会の頂点にたつ全国金融統制会の会員は、日本銀行、業態別統制会および正金銀行、台湾銀行、北海道拓殖銀行、興業銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行の六特別銀行、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、戦時金融金庫の五金庫からなった。会長には定款により日本銀行総裁が就任し、副会長、理事、監事および評議員などの役員は大蔵大臣が命ずることとなった。これによって副会長には日本銀行副総裁が当り、理事には日本銀行理事、考査局長および大蔵省から局長級の職員が選ばれ、監事、評議員には大蔵省、日本銀行、農商省の関係局長、傘下各統制会理事、あらゆる分野の大金融機関の頭取または会長および財界の指導者が任命された。また各統制会の役員には大蔵省出身者が多数就任した。

全国金融統制会の構成員たる業態別統制会の各統制会は、金融統制団体令公布直後次々と設立され、五月中旬には勧農金融統制会、普通銀行統制会、信託統制会、生命保険統制会、無尽統制会、証券引受会社統制会、市街地信用組合統制会の設立を見、五月末には組合金融統制会が成立した。

全国金融統制会の定款によれば、「国民経済の総力を最も有効に発揮せしむるため、金融事業の機能の綜合的発揮を図るに必要なる指導統制を行い、且金融に関する国策の立案及遂行に協力すること」を目的とし、そのために行う事業は、

1　金融に関する政府の計画に対する参画
2　金融事業を営む者の行う資金の吸収および運用に関する指導統制
3　金融事業の整備の促進
4　金融事業の機能の増進
5　金融事業と産業との関係の緊密化の促進
6　金融事業に関する調査および研究
7　前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達するに必要な事業

と決められた。さらに、これらの統制事業の具体的運営方針は統制規程に規定されたが、この統制規程は、㈠業態別統制会の統制規程の設立に関する件、㈡資金の吸収および運用の計画に関する件、㈢有価証券の応募、引受または買入等に関する件、㈣金利等の調整に関する件からなっているが、この規程をみてもわかるように、同統制会のもっとも重要な業務は全国の金融機関の資金を吸収して、その資金を国策遂行の線に沿って運用することであった。政府もまた統制会に対しては、金融統制の積極的役割を果すことを期待した。[1)]

(1)　「金融の統制も今後は一段と微細な点にわたってまでこれを行う必要が出てくるのであるが、そのような細かい事項については政府において一々立入って指導統制を行うことは必ずしも適当でなく、むしろ政府において方針を期し、その実行上必要なる具体的措置は金融機関の組織体を通ずる自律的指導統制に委ねることが実際的であり、また効果的である。」（全国金融統制会発会式における賀屋蔵相の演説）

これによって、金融行政機構は新しい段階に入った。従来理財局、銀行局、会社部、預金部等で担当していた金融統制の実際的事務と運用は大幅に統制会に委譲され、金融政策全般が大蔵省―全国金融統制会―業態別統制会―部門別統制会―金融機関の線を通じて行われることとなった。

まず資金吸収については、各金融部門別統制会は、その会員から資金吸収計画を徴集し、これを順次上にあげて全国金融統制会に提出する。同統制会では専門委員会を設けてこれを検討し、意見を付して大蔵省に回付する。大蔵省では提供され収集された資料に基づいて資金吸収計画を樹立し、計画が最終的に決定されると、また統制会を通じて各金融機関に目標額を割り当てるという方式がとられた。とくに大蔵省のたてた貯蓄計画は、このパイプを通じて遂行され、貯蓄目標が全国金融統制会に指示されると、同統制会は傘下の各業態別統制会に分

担額を割り当て、さらに貯蓄組合育成の指導方針をしめして目標達成に協力した。

次に資金運用面についても、同様の方式がとられた。すなわち公債消化の具体的計画にあたって、全国金融統制会は各統制会から毎四半期に資金計画を徴収し、預金増加額に対する公債買入割合比率を決め、大蔵省に計画を具申するとともに、決定された消化目標は下部組織に流された。起債計画についても、大蔵省と全国金融統制会が協力して立案し、その実行を各統制会に指令した。これに基づいて統制会は、社債引受団の組織化、拡充、個々の社債引受についての細部にわたる指導とあっ旋を行なった。このほか、全国金融統制会は、時局共同融資団から継承した共同融資のあっ旋業務、銀行の合同に関する指導あっ旋、金融界と産業界の間を緊密にするための連絡会議の設定等、従来大蔵省で行なっていた大部分の業務を分担し、各統制会はその補助的役割を演じた。

三　軍需金融とその機構

昭和十七年初めから、次々と着手された金融機関の整備によって、統制機構は行政機関と金融機関を結合した組織体に完成し、これを通じて軍需産業に必要な資金は、いっそう容易に供給されることになった。太平洋戦争緒戦の勝利に基づいて長期増産計画が立てられ、重点的軍需産業への融資は一応順調に進んでいた。ところが十七年半ばから連合軍の総反攻が開始され、南太平洋の日本軍占領地は次々に奪還された。また太平洋上の海上補給路はおびやかされ、制空権の争奪戦は激化した。いまや船舶と航空機の補給は緊急の問題となった。かくして開戦当時にたてられた「物動計画」も十七年末には改訂を余儀なくされ、軍需生産体制は航空機と船舶の超重点主義に再編成されることとなった。政府は十八年三月「戦時行政職権特例」を公布し、鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機の五重点産業への生産力の集中のために首相および各大臣に強力な「命令権」を与え、軍需生産の重点的な増産に全努力が注がれた。この重点主義の採用は、生産機構をほとんど強制的に重点産業へ編成替するものとなった。これに対応して金融の面からもこれを促進する政策がとられた。従来資金統制のわくをこえて実施されてきた軍需融資を制度化し、国家機関と金融機関と軍需企業とを結びつけた融資機構をつくり上げるとともに、また非軍需産業の軍需産業への配置転換のために必要な資金を国家的保護のもとに行う措置がとられた。

1　企業整備に伴なう金融行政機構

太平洋戦争への発展とともに、非軍需産業の軍需産業への転換、つまり「企業整備」は十七年五月、総動員法に基づく「企業整備令」の公布によって促進されたが、十八年六月、戦力増強企業整備要綱の発表以来、資金的措置を伴なって大規模に実行に移された。この企業の大整備にあたって生ずる移動資金は総額約五十億円の巨額に上ると認められ、この資金をいかに調整するか、移動資金が浮動化してインフレが悪性化する事態をいかにして未然に防止するかが問題となった。そこで「企業整備に関し、之が促進を図り、浮動購買力の発生を防止し、国家経済の秩序を維持する」ために、政府は十八年七月十五日、企業整備資金措置法を制定した。同法には、

1　企業整備に伴ない移動すべき資金を封鎖し、その浮動購買力化を防止することを目途とする新構想による特殊決済制度に関すること
2　企業整備促進に資する金融上の措置として執られた資金貸付命令、封鎖資金の解除、債務者特殊借入金等に対する政府保証に関すること
3　企業整備関係会社の解散制限、配当維持、商法上の各種手続の簡易化に関すること
4　企業整備に関連し、紛糾する債権、債務につき政府が適当なる指示をなすべきこと
5　企業整備に関する政府の損失補償、補助金交付、保証の契約および租税の減免等、財政上の措置に関すること

を規定した。

右のような企業整備に伴なって生ずる資金の需要に応ずるために、行政機関と公私の金融機関とが共同して金融の面から企業整備を促進する体制がつくられた。まず大蔵省には、昭和十八年七月、総務局企業整備課が新設され、企業整備に伴なう金融措置の総合調整部局とされた。企業整備課の管掌事務をその分課規程によってみれば、

1　企業整備に伴なう財務金融措置の総合調整に関すること
2　企業整備資金措置法の施行に関する事務にして他の局課の主管に属せざるものに関すること

であった。また、企業整備資金措置法の施行にあたって、企業整備資金の統制は、理財局および銀行局の各課が分担し、そのほか商工省には企業局が設けられて、事業会社の企業整備を指導あっ旋する機関となった。なお総務局企業整備課の行なっていた企業整備資金に関する総轄事務は、十九年八月理財局に特殊決済課の新設とともに、そこに移管された。

行政官庁と並んで、特別銀行、地方の有力銀行以上の普通銀行、大信託会社、戦時金融金庫、産業設備営団、国民更生金庫等の金融機関は政府から企業整備資金措置法による指定を受け、これらの金融機関は、企業整備に伴なう移動資金の特殊預金、特殊金銭信託、特殊借入金などの方法によって特殊決済を行い、また政府はこれらの金融機関に対して特殊融資命令を出すことができ、一方その受けた損失を補償することになった。

2　軍需会社法の制定

従来の統制会を通じての軍需生産推進の方式は、一歩前進して十八年十月軍需会社法の成立となった。同法は兵器、航空機、艦船等重要軍需品その他軍需物資の生産、加工および修理を行う事業を営む会社を軍需会社として指定し、指定会社に対して国家的要請に応ずる責任を負わせ、生産責任者を選任し、職員はこの責任者の命令に従って生産に従事させられた。また政府は、軍需会社の生産行程に関して「期限、規格、数量およびその他必要なる事項」を指定するほか、資材の取得および移動、技術の改良、労務の監督その他企業の経理に至るまで監督を行い、他方資材、資金、労務について特別の優先権を認め、補助金の交付、損失の補償を与えた。

この軍需会社法によって、十九年初めには百五十社が軍需会社に指定されたが、これと並んで金融の面でも新たな方式がとられることとなった。すなわち十九年一月には、「軍需会社に対する資金融通に関する件」（軍需融資指定金融機関制度）が閣議決定された。

右閣議決定によれば、その制度は次のとおりであった。

一　軍需会社に対する資金の融通は大蔵省の指定する金融機関が担当すること

二　右軍需融資指定金融機関はその担当各軍需会社に対し所要資金を適時、迅速、かつ適切に融通すること

三　右のため、必要あるときは軍需融資指定金融機関に対し、その担当各軍需会社に関する軍需融資協力団を全国金融統制会の下に組織して資金の供給をなし、戦時金融金庫もしくは日本銀行より必要な援助をなしまたは国家総動員法に基づき融資命令をなす等の方法を講ずること

四　軍需会社は今後新規資金の借入はその軍需指定金融機関より行うこと

この制度に基づいて、軍需融資を担当する銀行の指定が開始され、各軍需会社に対する指定銀行が決定されたが、その結果指定銀行の過半数は普通銀行統制会所属の市中大銀行によって占められ、他は興業銀行および有力地方銀行であった。そして指定をうけなかった銀行は、軍需融資協力団に加わり、担当する軍需会社への融資を条件として指定金融機関に貸し付ける形をとり、資金供給の援助者となった。

これとともに行政機関としては、軍需会社法の制定と同時に軍需省が設置された。同省は航空機増産に最重点をおいた軍需生産を促進するために、従来の生産行政の非能率、生産計画の分散性、各省の行政事務の重複を克服する目的で軍需生産行政を一元的に担当することになった。この軍需省の出現によって軍需金融は大蔵省と軍需省の両省の共管となった。すなわち軍需省内には総動員局に財務課が設置せられ、これまで大蔵省の所管であった事業会社の資金調整と経理統制のうち、軍需会社については同課が担当した。これと同時に「財務局長又は財務局出張所長をして軍需大臣の所管に属する会社の経理統制令の施行に関する事務の一部を取扱はしむる等の件」（昭一八・一一・一勅令第八百二十七号）が公布され、軍需会社の経理統制については、財務局長は軍需大臣の命令に従うことが決められた。

かくて、軍需会社に資金を供給するには次のような順序が踏まれた。国家資金計画を決定するにあたって、軍需会社の需要する資金額はまず大蔵大臣が軍需大臣と協議して決めるが、各個の会社の需要額は軍需省が単独で決定した。こうして軍需融資額の総額と会社別資金必要額が決定されると、これを指定銀行に指令し、指定銀行はこれに基づいて資金の供給を行うというしくみであった。また事業会社は、資金調整法のもとでは新たな生産拡充資金を必要とするとき、まず金融機関と交渉し、金融機関は大蔵省に対してその事業会社への貸付許可の申請その他必要な手続をとっていた。しかし軍需品を一刻も早く増産しなければならない情勢では、この手続は繁雑であった。そこで新制度では産業資金を必要とする軍需会社は金融機関と交渉する手続を省き、直接軍需省に申請する。この申請に基づいて軍需生産者への資金の供給は、あらかじめ決定された割当額の限度内で年間、半

年間、またときには四半期別に行われた。この経路の中で統制会による自主的統制方式は、国家による金融の直接管理へと前進した。これとともに軍需省の裁量は大きな役割をもち、大蔵省は全体の資金計画の大綱を決定するだけで、具体的な資金の配分は軍需省の担当とするところとなった。

その後、軍需会社法による軍需会社の指定は数次にわたって行われ、指定軍需会社の総数は二十年に入ると六百社をこえ、直接軍需品を生産する主要会社はほとんど指定を受け、各種の統制法規上、租税上の免除を受け、指定金融機関による特別融資を与えられた。さらに軍需品生産は軍需会社のみでは不足し、二十年一月には「軍需充足会社令」が制定され、軍需品生産に間接的に関係する会社――運輸、倉庫、配電関係の会社等――が軍需充足会社として軍需会社に準ずる待遇を受けた。

このような軍需関係会社の範囲の拡大につれて、軍需金融制度も拡充されなければならなかった。二十年四月一日に施行された「軍需金融等特別措置法」がそれである。この法律は従来の軍需融資に関する指定金融機関制度に法的根拠を与えるもので、指定金融機関制度の適用範囲を拡充して指定軍需会社以外の会社にも適用したほか、この方法以外の融資を制限し、同制度による融資限度の指定、融資銀行への預金集中、融資先企業と融資銀行との協力関係の設定に関し特別の規定を設け、軍需金融機関に軍需金融担当者を選任させ、軍需金融機関職員を公務員とみなして軍需、大蔵両省の監督を強化したのであった。

四　金融行政機関の縮小――金融局の新設まで

日華事変期を通じて進展した金融政策は、国家機関が直接に個々の事業会社、金融機関の経営に立ち入り、事業資金、運転資金等のほとんどあらゆる資金の調整、利益配当、報酬、俸給、賞与等の経理の統制によって、生産力拡充資金と国債消化資金の確保が図られた。これに応じて金融行政を担当する部局の事務は、統制事務が主要なものとなり、その管掌事務は急速に増加した。理財、銀行両局が金融統制を担当して大きな機構をもつに至ったのはもちろんであったが、さらに十六年七月には会社部が理財局から分れ、税務監督局も会社経理統制を担当する機関として登場し、これより前昭和十三年には国民貯蓄奨励局が設けられ、預金部が拡充されて国民の蓄積資金の吸収機関となった。

かくて太平洋戦争期にはいったとき、大蔵省内の金融部局は理財局、会社部、銀行局、監理局、為替局の内局五局と預金部、国民貯蓄奨励局の二外局の七部局であった。ところが太平洋戦争期に入ると、この機構に三回にわたる改革が行われて縮小の方向にむかった。この改革による機構の縮小は、一つには行政機構全般にわたって行われた簡素化の線に沿うためであり、二つには金融機構の再編成によって、日本銀行、金融統制会を中心とする金融機関に行政事務を委譲したためであった。改革はまず十七年十一月に行われ、理財局はふたたび会社部を合併した。

この他為替局は外資局となり（後述）、預金部は資金局と改称され、国民貯蓄奨励局とともに内局に編入された。次いで十八年十一月には理財局中に資金局を編入し、銀行局と監理局（昭和十六年十二月商工省から移管）を合併して銀行保険局となった。次いで二十年五月には、理財局と銀行保険局の併合が行われ、金融局が新設され、金融行政は同局のみに集中されるに至った。

次に理財局、銀行局、会社部、預金部の機構の変遷を述べる。

1　理財局、会社部、資金局

十六年七月、理財局には、国庫課、国債課、地方債課、企業課、外事課の五課があった。これらの五課のうち、企画課は金融課の事務をうけついで総合的な金融政策の立案機関となり、「財政金融基本方策要綱」の立案の中心となった。その後十六年十一月同課は、財政、金融の総合的な政策立案機関として官房に移され官房企画課となった。

十七年十一月、各省にわたって行政簡素化のための機構改革が行われ[1]、大蔵省内部でも全面的な機構改正が行われた。これに伴なって会社部はふたたび理財局の中に組み入れられた。また理財局内の諸課も併合され縮小された。すなわち同局中もっとも古くから存続していた国債課は国庫課に合併され、地方債課は新設の総務局に移管されて地方財務課に入り、外事課は外資局に移された。そして新たに金融課が設けられ、資金統制計画のうちの一つである産業資金計画の作成と取引所の監督を担当した。この改正によって理財局は金融課、国庫課、資金調整課、経理統制課の四課となった。

(1)　昭和十七年十一月、大東亜省設置に伴なって行政機構全般の改革が行われた。大蔵省においては、従来外局であった預金部、国民貯蓄奨励局、営繕管財局を内局に編入し、内局中には新たに総務局を新設して官房から文書課、企画課、考査課（十七年一月から行政考査制度が施行され、これによって設置された）の三課が移り、このほか地方財務課を加えて総務局となった。このほか為替局は外資局、預金部は資金局、国民貯蓄奨励局は国民貯蓄局とそれぞれ改称した。

十八年十一月、理財局はさらに資金局を併合し、局内の課は国庫課、預金運用課、預金監理課、金融課、資金調整課、経理統制課となり、これと同時に監理局が廃止されたので同局監理課の事務のうち、有価証券引受業、証券引受会社統制会、有価証券割賦販売、商品券等に関する事務が金融課に移管された。次いで十九年八月、資金調整課と経理統制課は合して資金統制課となり、同課は産業資金計画、資金調整、会社経理統制、政府出資特別会計などに関する事務を担当した。またこれと同時に、総務局内にあった企業整備課は理財局に移され特殊決済課の中に入り、金融課は証券課と改称された。さらに二十年三月、預金運用課と預金監理課は合併して預金課となり、資金統制課、特殊決済課、証券課の三つは資金統制課に統合された。こうして理財局は国庫課、預金課、資金統制課の三課のみとなった。

そして次いで二十年五月、機構改革が行われたとき、理財局は銀行保険局と合併して金融局となった。

2　銀行局、監理局

昭和十七年十一月に改正が実施されたとき、銀行局内では、金融機関の資金調整および経理統制に関する事務を分掌していた調査課と、銀行検査を分掌していた検査課が合併して管理課となった。管理課は右の両課の事務を引き継いだほかに全国金融統制会に対する行政監督をも担当した。

次いで十八年十一月、銀行局は従来監理局の所管事務であった保険行政を合併して銀行保険局と改称された。この改正によって、同局には総務課が設けられ、管理課の事務が同課に移管された。かくて銀行保険局は総務課、特別銀行課、普通銀行課、庶民金融課、保険課、戦時保険課の六課をもって発足した。その後これらの各課はさらに統合され、二十年三月、総務課、特別銀行課、普通銀行課は合併して銀行課となり、右三課から引き継いだ事務のほかに、「軍需金融等特別措置法による金融機関の監督」を行なった。これと同時に保険課と戦時保険課は併合して保険課となった。

そして二十年五月には、銀行保険局は理財局と合流して金融局の設置となった。

3　金融局

このようにして金融局は二十年五月、従来の銀行局、理財局、監理局、会社部、預金部を統合して、すべての国内金融行政を包括する大部局として成立した。同局は局長の下に次長を置き、国庫課、預金運用課、銀行課、保険証券課、資金統制課の五課からなった。金融局の担当した行政事務を大蔵省官制によってみれば次のとおりであった。

1　国内資金の運用調整其の他国内資金の統制に関する事項但し資金調整及会社経理統制に付ては軍需省の所管に属するものを除く
2　前号に掲ぐるものの外一般金融に関する事項
3　国庫金の出納、管理及運用に関する事項
4　貨幣に関する事項
5　国債に関する事項
6　保管金、政府の所有又は保管に係る有価証券及政府出資特別会計に関する事項
7　預金部預金の管理並に預金部資金の運用及経理に関する事項
8　銀行、信託、保険及無尽に関する事項
9　市街地信用組合、地方農業会、信用組合、戦時金融金庫、庶民金庫、恩給金庫、農林中央金庫及商工組合中央金庫に関する事項
10　取引所、有価証券引受業、有価証券業及有価証券割賦販売に関する事項
11　社債等の登録に関する事項
12　紙幣類似証券及商品券に関する事項
13　計理士に関する事項

五　「大東亜金融圏」確立のための外資局

日華事変末期以来、英米との国際関係は悪化し、日本経済が対欧米貿易に依存する度合は漸次減少し、中国、満州をはじめとする円ブロック経済圏とのつながりが強まった。ことに太平洋戦争開始以来、日本軍は東亜全域に侵攻してこの地域との貿易は従来の対欧米貿易にとって代った。かくて東亜諸地域は日本経済にとって販売市場であり、原料資源の供給地となった。「大東亜共栄圏」と称せられたこの地域は、日本経済の軍需生産力を増強するために欠くべからざる地帯となった。日本の貿易体系は、太平洋戦争の開始とともに、対欧米貿易から円ブロック貿易に転換したのである。これに伴ないわが対外金融はドル、ポンドを支柱とする国際金融界とのきずなを断ち切り、その基調は「東亜金融圏」の確立に向けられた。

1　外資局の新設

ところが、これまで対外経済および金融政策の立案と実施を担当してきた為替局の機構は、欧米経済および金融との関係を強くもった貿易体系を基調にして組織されていた。すなわち、対外経済、金融諸問題はわが国と諸外国それぞれの国との個別的問題として処理され、各地域とわが国との関係の特殊的事情にかかわりなく、管掌行政を事項別に分課分掌する制度がとられた（昭和十五年二月に再編成された為替局内の分課は、総務課、輸入第一課、輸入第二課、送金課、輸出第一課、輸出第二課、外資課の七課であり、これは為替統制の種類によって分れていた）。

国際情勢が根本的に変化し、わが国が大東亜広域経済圏の建設に力をそそぐに至ると、貿易はほとんどこの地域との間で行われた。そのため、欧米諸国との貿易を基にした為替統制行政は著しく減少した一方、大東亜地域に対する為替局の機能は単なる為替統制ばかりでなく、この地域の財政、金融通貨政策を担当することになった。この傾向は昭和十六年七月下旬、日本の仏印進駐を契機として、英米系通貨との為替関係が途絶し、日本が南方諸地域における円貨決済主義を全面的に拡大しはじめるやとくに顕著となり、太平洋戦争の開始はこの方向を必至としたのであった。そして為替局は円の地域別換算率を決定し、総合決済制度を確立し、わが国と東亜共栄圏内諸地域間、共栄圏内諸地域相互間または圏内諸地域と圏外諸地域との間の地域別収支を総合的に統制することをもっとも重要なる事務とした。しかし従来の事項別分課による組織では大東亜地域に対する総合的経済政策を進めてゆくにあたって多くの事務上の支障をきたした。また対外金融、経済政策を担当する部局には多くの欠陥があった。すなわち、第一に大蔵省内において為替局所管の事務と対外投資を取り扱う理財局外事課の事務との間に重複する部面が少なからずあった。第二に金に関する政策には、産金統制を理財局国庫課で、対外決済手段としての金政策を為替局で、というように、それぞれの局が分割所管していた。これを、金の需要計画樹立の上から一貫して処理することが必要であった。第三に海外情報収集、海外財政経済の調査事務を所管各課が個別に行なっていたので、これを一元的に統合することもまた必要とされた。このような機構上の欠陥を克服するために、対外政策を担当する部局について、「大東亜共栄圏」の金融行政を中心に改編することが考えられ、昭

和十七年十一月外資局の設置をみた。

「外資局」は従来の為替局所管事務のほかに理財局外事課、官房企画課が所管していた欧米等のいわゆる第三国諸国および東亜諸地域の財政金融の調査事務、国庫課から金に関する政策および開戦により施行された敵産管理事務と在外財産の管理事務をあわせ加えることとなった。この外資局の下には、参与および総務課、計画課、為替課、管理課の四課がおかれた。かくて外資局は東亜金融機構確立の中枢となり、同局を中心にして満州、中国における円系通貨政策、南方占領地における通貨金融方式の立案、シャム、仏印との金融協定、支配圏に対する借款供与、軍票の発行、外資金庫の設立等、次々に東亜金融圏形成のための工作が実現された。

外資局の管掌事務は左のとおりである。

一　対外決済方式に関する事項

二　通貨の換算率に関する事項

三　在外資金その他在外財産に関する事項

四　外国為替の管理に関する事項

五　海外における財政および金融の調査に関する事項

2　機構と所管事務の改正

十八年四月、新設の交易営団による貿易によって生じる差損金、また中支、南支との間の為替換算率を百元＝十八円に統一したために生じた貿易上の差損を調整するために、為替交易調整特別会計が設置された。同時に日本側の没収または管理した敵産を統一運営するために特別財産資金特別会計が設置された。この両会計の運用は為替課の担当するところとなった。

二十年に至ると、新たに外資金庫が設けられた。この金庫は太平洋戦争勃発以降、臨時軍事費の予算が急激に膨張し、しかも占領地域において使用される経費の割合が増大した事態に対応して、現地借入金の予算上の金額と実際の現地における支払額との差額を調整する仕事をする、行政官庁に準じた金融機関であった。この金庫の運営はもっぱら外資局が担任することとなり、これを機会に同局の機構はふたたび編成替されることとなった。二十年二月従来の管理課は為替課に吸収され、新たに外資課が設けられてここで外資金庫の設立が準備された。また外資課は為替交易調整特別会計、特殊財産資金特別会計の経理運用、敵産管理、外貨債処理をも所管した。そして翌三月再度これらの三課の改称と所管事務の配分替を行い、同局は総務課、計画課、管理課をもつことになり、総務課は従来の事務のほかに外資金庫の運営を担当し、計画課にはなんら変更なく、管理課は、外資課および為替課の所管していた事務をとることとなった。

六　国民貯蓄奨励局の拡充

太平洋戦争開始によって、重要産業の増強は戦争遂行にとって緊急な問題となった。軍需生産力拡充資金は、

臨軍費の巨額な民間払、軍需品生産会社に対する補助金、助成金、前渡金等の財政手段を通じて、また公私の金融機関の資金を動員して調達された。こうした産業資金は国民貯蓄によってまかなわれるべきだとの見解が強まるとともに、貯蓄奨励政策はいっそう力を入れられることになった。貯蓄目標額は、日華事変期よりはるかに大規模となり、昭和十五年には百二十億円であったものが、十六年には百七十億円、十七年には二百三十億円、十八年には二百七十億円、十九年には四百十億円、二十年には六百億円と毎年飛躍的に増加した。この膨大な貯蓄目標額を達成するために、民間に組織されたあらゆる貯蓄組合が整備され増強された。十六年には貯蓄組合の数は五十万、組合員は三千万人に達した。同年三月には貯蓄組合の機構を法人格化し、これを指導監督、保護助成する目的をもって国民貯蓄組合法が制定された。

貯蓄奨励政策は、前章で述べたように当初には精神運動として展開されたが、貯蓄目標額の増加、貯蓄機構の整備とともに末端組織では強制的意味が強くなってきた。一方この奨励政策は国民所得の配分計画、国債消化政策、租税徴収計画等の諸国策と関連づけられた総合的見地に立って遂行されねばならなくなった。貯蓄目標の設定根拠、国民貯蓄動員計画は、資金動員計画を考慮に入れて作成される必要に迫られた。貯蓄運動は単なる国民運動から高められて、戦時金融政策の一環となったのである。

貯蓄奨励政策が当初よりもいっそう計画性をもってくるとともに、国民貯蓄奨励局の役割も変化してきた。日華事変期中には、「奨励」の名がしめすごとく、民間に貯蓄運動を起させ、貯蓄組合を組織し、貯蓄奨励の講演会を開催する等、貯蓄運動を民間の中に浸透させることを主たる任務としていた。同局は従来第一課、第二課、第三課とわかれ、これらの課では貯蓄運動を地方別に分担し、指導してきたのであった。しかし、十六年になると、同局は貯蓄に関する諸政策の立案機関としての性格を新たにもつに至った。十六年十二月には、同局の構成は総務課、奨励課、組合課、企画課となり、貯蓄運動の奨励事務は奨励課に集められたほか、貯蓄政策の企画を行う企画課が新たに加えられた。十七年十一月には従来外局であった同局は、本省内局に吸収され、その名称は「奨励」の二字をとって国民貯蓄局となった。国民貯蓄局には総務課、計画課、指導課、組合課の四課がおかれた。総務課では国民貯蓄に関する事務の連絡総合のほか、貯蓄思想の普及宣伝、奨励運動の指導、貯蓄功績者の表彰、貯蓄組合に対する助成金についての事務、計画課では貯蓄目標額、貯蓄計画に関する事務、指導課では地方の貯蓄指導に関する事務、組合課では国民貯蓄組合に関する事務を分担した。

国民貯蓄の中央機関の整備によって、国民貯蓄はあらゆる形をとって遂行され、あらゆる機関を利用して行われた。十八年はじめには「普通銀行の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律」が制定されて、民間資金吸収にもっとも一般的な機関である普通銀行は、貯蓄機関の中に組み込まれ、大衆預金、長期貯蓄的資金を吸収した。また国民貯蓄組合法が改正され、国民貯蓄組合の活動範囲を拡張し、㈠市町村単位の地域組合の組織を認めること、㈡組合貯蓄の範囲を拡大して外国有価証券の買入れと勤務先預け金とを新たに追加すること、㈢勤務先預け金の受入れまたは運用に関する諸規定、組合貯蓄の利子または利益に対する課税上の特典を拡張するこ

と、㈣組合加入の命令をなしうること等が規定された。さらに納税施設法によって納税団体が組織されたが、これらの団体も租税の貯蓄納付、戦時納税貯蓄を取り扱うという形で国民貯蓄機関化していった。

貯蓄奨励のためには、租税上の優遇、国債、事変債券を郵便局や銀行で無料保管する制度が設けられ、貯蓄組合への補助金、奨励金の交付が行われた。大衆の零細な資金を貯蓄に吸収する方策は、国民生活のあらゆる面から考案された。まず賞与の貯蓄化、土地売却代金の貯蓄化、衣料切符の献納運動等に始まり、貯蓄債券、報国債券、福券が売り出され、国債貯金、弾丸切手、貯蓄券が発行された。さらに貯蓄は大衆の日常生活と結びつけられ、「天引貯蓄、能力貯蓄、誕生貯金、入学貯金、結婚貯金等がほとんど強制的におしつけられた結果、各家庭では貯金通帳が五冊も十冊もあるということになった。」（大蔵省昭和財政史編集室資料、もと国民貯蓄奨励局長の史談）

こういう零細な貯金を吸収する目的で、郵便局の増設および銀行、信託会社の簡易店舗の設置が行われ、小額債券は百貨店でもたばこ店でも劇場でも、はては料理店でも売り出された。

こうして国民貯蓄の具体的方策が次々と案出され、貯蓄機関の末端組織が国民の間に広く浸透してゆくにしたがって、これを指導し、その事務を総合する部局が国民貯蓄局内に新設された。十八年三月には、組合課は特別施設課に拡張され、貯蓄組合のみならず、あらゆる職域商工業その他各種業域の国民貯蓄、特殊収入の国民貯蓄化、貯蓄源泉涵養の指導を担当する機関となった。さらに特別施設課は十九年四月、その事務量増加のため職域課と戦時生活課の二課に分れた。職域課ではあらゆる職域、業域の国民貯蓄増強政策と、新たに制度化された合同貯蓄、源泉貯蓄および振替払制度の事務を取り扱い、戦時生活課では貯蓄源泉の涵養に関する事務を取り扱った。従来の特別施設課では、特殊収入の貯蓄化、法人の貯蓄、戦時納税貯蓄、預金者の国民貯蓄組合、貯蓄券、国民貯蓄の増強に関する特別施設の実施に関する事務が担当された。

十九年以降には行政上の機構縮小の要請によって、国民貯蓄局内の各課を減少するために、同局内の各課は合併されるに至った。十九年八月には特別施設課は廃止され、その事務は計画課、指導課、戦時生活課に分割移管された。二十年三月には総務課が廃止され、その事務は計画課に移管され、従来の職域課、戦時生活課を統合して源泉貯蓄課が設置された。二十年五月にはこの源泉貯蓄課も廃止されて、国民貯蓄局は計画課と指導課の二課を有するだけとなった。右のように、国民貯蓄局は大衆の少額資金を吸収して、軍需生産増強にあらゆる資金を供給しようとした戦時金融政策を補充する機関であった。

第四節　専売機関

一　専売事業の軍事化

日華事変勃発以来、専売事業の目的は変化した。戦争経済への移行によってわが国の産業構造が高度化し、と

くに重工業の発展を促進し、それとともに燃料の増産が要請されるに至った。昭和十一年夏、燃料自給と農村振興の見地から内燃機関用の燃料アルコールをガソリンに混入する計画がたてられ、同時にアルコールを専売とする議論が起り、十二年にはアルコール専売法が制定された。しかし、戦争が太平洋戦争にまで発展すると、たばこ、塩、樟脳、アルコールのあらゆる専売事業が戦争産業の用に供されるに至ったのである。

まずたばこの栽培は、海外よりの輸入途絶により、極端に急迫した食糧事情のもとで、戦時食糧確保という要請と矛盾し、食糧増産に協力するという建前から耕作反別を減少しなければならなかった。しかし「増産に次ぐ増産」のもとに、はげしい加重労働を強制されている労働者にとって、東亜諸地域で悪戦苦闘に身をさらさなければならなかった多くの兵士にとって、たばこは唯一の慰問品であった。民需用たばこは配給制が施かれ、その需要は制限されたが、労務用、軍需用のたばこは従来にも増して生産の増強を必要とした。栽培は内地のみならず、海南島、ジャワ、スマトラ、マライ、ビルマ、セレベス等の南方地域にまで及び、戦前米英人が栽培していた耕作地に進出して増産につとめた。

塩は食料用ばかりでなく、爆薬等の軍需材料の原料として重要な役割をもつに至った。またソーダ工業の急激なる発展に伴なって、工業用塩の需要は昭和十五年には昭和六年に比し約四倍半に激増した。内地製塩のほかに近海塩および第三国塩の輸移入に依存してきた工業用塩は、第二次欧州大戦以来の貿易の縮小により輸入はほとんど途絶した。しかし工業用塩はソーダ工業の原料となるほかにも、化学工業の基礎原料としてますます需要が増加してきたので、専売局は内地産塩の増産企画を図り、台湾、関東州、満州、中国、泰、仏印等東亜地域の塩を輸移入した。十七年からは新規塩田築造、廃止塩田の復活奨励、製塩技術の指導改善、塩賠償価格の引上げ、製塩禁止区域の撤廃、自家用塩の製造許可等次々と増産企画がたてられ、さらに塩業罹災補償制度の創設、塩の製造廃止の許可制実施、鹹水の用途拡張を目的として塩専売法を改正し、塩田の国家管理を目的として、「臨時製塩地等管理令」が制定された。こうして塩はもっぱら軍需用に生産されたのであった。

樟脳についても事情は同じであった。樟脳は平時、戦時を通じてセルロイド、医薬、フィルム、竜脳等の製造原料に供せられるのであるが、とくに軍需用としての樟脳は、セルロイドとして軍用器材ならびに弾薬用セルロイド粉末の製造に用いられるほか、写真フィルムとして偵察用、報道用またはレントゲン用に使用され、また航空機用塗料、選鉱剤に必要であり、樟脳油は艦船用塗料、軍用防蚊・防疫薬等に用いられた。十九年三月から専売品目に加えられた苦汁は、航空機の軽金属材料として絶対必要な金属マグネシウム、航空燃料に不可欠な臭素の原料であった。

軍需品の増産は、年とともにあらゆる資材をかり集めて行われ、日本中の工場という工場が軍需品製造工場となり、専売局所属の工場となり、専売局所属の工場も軍需に供されるようになった。十九年三月には「専売局に於ける専売品以外の物品の製造に関する件」（昭和十九年勅令第百九十九号）が公布され、専売局で専売品以外の軍需品その他の物品を製造することができることとなった。

かくて専売局管轄下の各工場は、軍需工場と緊密に結びつき、専売局は財政収入調達機関から軍需品製造工場へとその性格を変えていったのである。

二　機構の改正

こうした専売局の戦時体制に応ずるために、専売局は中央機関、地方機関を通じて事務の再編成と拡張が行われた。この改正は昭和十六年十二月に行われ、製造部門別に機構が整備されたのであった。この機構改正の内容については、すでに前章で述べたのでここでは省略するが、十六年十二月に新たに整備された機構が太平洋戦争期を通じて、専売局の根幹となったのである。

この期間における主要な機構上の改正は、専売品管理の所管機関の移動と、専売品目の追加によるものであった。十七年四月にはアルコール専売が大蔵省所管から商工省所管に移され、その事業は燃料局が直接管理するところとなったので、専売局では従来の酒精部は廃止された。十九年四月には苦汁およびたばこ用巻紙が新専売品に加えられ、塩脳第二課（苦汁に関する事務）、経理部資材課（たばこ用巻紙に関する事務）が新設されて、この事務を担当した。次いで十九年七月、地方機関の簡素化が実施され、まず各地方専売局内の機構は、事務の処理を機動的かつ合理的にするという理由で、従来の事業部、鑑定部、製造部、庶務部の四部のうち、前の二部を配給部、収納部とした。また地方専売局管轄下の諸機関を単純化し、たばこ販売所を出張所に、また専売工場の大部分をも出張所に統合し、さらに分工場を廃止した。これによって地方機関は地方専売局―支局―出張所の線を中枢として運営されることになったのである。

二十年五月に至ると、十六年七月以来つづいてきた中央機関の機構が再度全面的に改正され、著しく縮小された。この縮小は、他の行政機関各部門の縮小と同じく、召集または軍需関係工場の現場への動員によって、管理部門の職員を急減しなければならなかったために、管理部局の縮小に主眼点がおかれた。この改正によって専売本局の機構は、長官官房、煙草部、塩脳部のわずか三部となった。十六年四月、長官官房、煙草事業部、煙草製造部、塩脳部、酒精部、経理部の六部からなる機構に改正されたときと比べて、いかに大きな縮小であったかがわかるであろう。

（二十年五月改正）

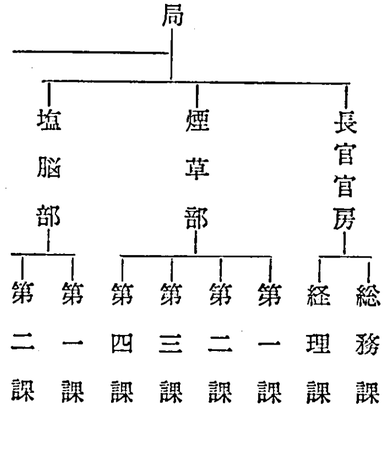

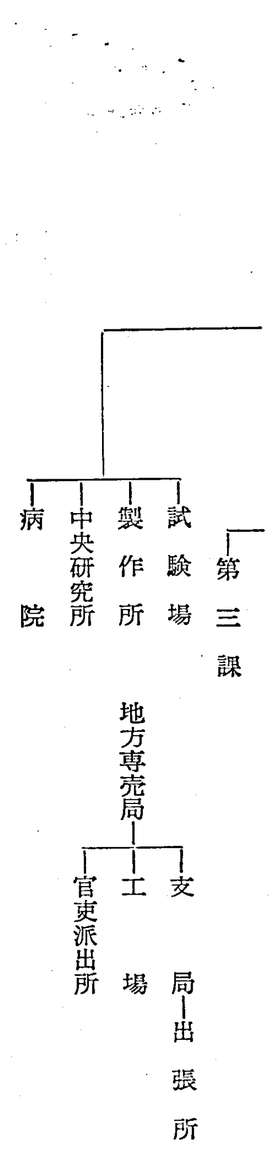

三　職員の減少

日華事変期中、機構の拡張とともに増加してきた職員数は昭和十八年を頂点として減少しはじめた。付録資料にみられるように、参事、副参事などの高級職員から、書記、技手等の下級職員に至るまで官制定員の減少をみた。官制定員によれば、職員総計が十六年四月に四千八百六名であったものが、ほとんど毎年その数を減少し、二十年五月には三千三百六十四名となっている。また新たに設けられた職種に専売教務員がある。専売教務員は十七年四月から五名以内に限っておかれたもので、その任務は職員の異動、新規採用等によって素質の低下した工員を再教育することにあった。

第五節　造幣機関

一　通貨の増発と造幣事業の状況

太平洋戦争開始後、わが国の財政は年々飛躍的に膨張し、軍事費を初めとして財政資金の対民間散布額は年を追うて激しくなり、インフレーションの進行は国債消化、貯蓄奨励等幾多のインフレ抑制政策にもかかわらず、ますます盛んになった。これとともに通貨の需要、とくに十銭・五銭・一銭アルミニウム貨幣、十銭・五銭・一銭の錫・亜鉛貨幣等の補助貨幣の需要は激増し、その上「大東亜共栄圏」諸地域の貨幣製造まで造幣局で引き受けることとなった。十七年度の造幣局の補助貨幣の製造高は、創業以来の製造総枚数の約二割に相当する巨額に上り、また蒙疆の一角・五分および二分アルミニウム貨幣、仏領インドシナ四分の一仙亜鉛貨幣、東インド貨幣十「セント」および一「セント」の製造を行なった。さらに戦局の進展に伴ない、勲章製作の作業が追加され、満州国勲章のほか支那事変記念章、勤労顕功章および勤労章その他の章牌類の製作をも担当した。

太平洋戦争の戦局が敗勢に転じ、資材不足による軍需生産力の低下は何人の目にもはっきりとしてきたが、政府は日本中のあらゆる工場を動員して軍需生産力を増強することに戦争遂行最後のよりどころを求めた。この情勢のうちに造幣事業は局外者として立つことは許されなかった。造幣局管轄下の工場では、従来官制に定められていない軍需品が作られ、事実上の軍需工場となった。昭和十八年、政府は各方面にわたって企業整備を行い、兵器素材として重要な各種金属の生産に重点を置くことになったが、この政策に協力して、重要金属、地金の精

製が行われた。『造幣局八十年史』のしるすところによれば、「十七年夏日南産業株式会社の依頼により、南米産のアスボライトからマンガン、ニッケル、コバルトなどの重要金属を採取する方法が研究され…（中略）…十九年春からやはり同会社の依頼により緑柱石からベリリウムを航空機用計器のスプリングに用いる銅ベリリウム合金として採取する方法の研究に着手し、同年五月堺三宝浜に分工場を設けた。」そのほか純ニッケル、特殊兵器用の過酸化水素の製造、白金族金属の分離精製が行われた。

十九年七月、日本軍はサイパン島で玉砕し、サイパンはアメリカ空軍の日本本土空襲の根拠地となった。十一月B29が東京に来襲して以来、アメリカ爆撃機の工業都市への攻撃は日増しに激烈となり、軍需工場は次々に破壊され、軍需品生産能力は低下する一方であった。しかも、航空機を初めとする軍需品生産は、あらゆる施設を利用して強行され、工場の遊休施設は民間工場といわず国営工場といわず兵器工場に転用された。十九年三月に専売局管轄下の専売工場で、軍需品生産を引き受けることになったことは専売機関の項で述べたが、同年八月には「造幣局に於ける軍需品等の製造に関する件」（昭和十九年勅令第五百十三号）が公布され、造幣局でも軍需品の一部を製造することになった。この勅令が公布されると同時に、十銭および五銭錫貨幣の製造は打ち切られ、その結果遊休化した貨幣製造施設は軍需産業に振り向けられた。軍需品の製造状況について『造幣局八十年史』は次のように述べている。「海軍艦政本部の依頼により銅および銅合金（丹銅、黄銅）をもって砲弾部分品を、また軍需省航空兵器総局の依頼により航空機点火栓用ニッケル板を製造した。東京支局貨幣課でも陶貨製造実施にともない遊休化する圧印機をもって電波兵器部分品の型打作業の試験を行い、広島支局でも五日市工場内に設けた小舎で呉海軍工廠依頼の航空機部分品を穿孔機を利用して加工する作業の準備をしていたが、いずれも製品を出すに至らず終戦となった。本局における二十年度の緊急作業予定高はおよそ五千トンとなっていたので、貨幣および勲章・記章の製造に加えて、この軍需品の製造に従業員を総動員し、いわゆる勤労挺身隊の援助を受けてもなおかつ作業に忙殺されたのであった。」（『造幣局八十年史』一〇二頁）

かくて造幣機関も戦争遂行のあらしの中で軍需工場と化していったのである。

二　機構の改正――試金部の拡張

太平洋戦争期においてとくに拡張した部局は試金部であった。前述のように、兵器素材として、その精製が行われた。そのため、試金部には十九年四月「重要金属地金および鉱物の分析試験」、「金銀その他の重要金属地金の精製およびその淘汰滓の精錬」に関する事務が加えられた。試金部は兵器材料の研究、製造機関となったのである。

次に太平洋戦争期の造幣局の機構を表示すれば次のとおりである。

- 総務課―秘書係、文書係、企画係、考査係
- 監理課―警備係、労務係、教導係、考査係

- 造幣局
  - 総務部
    - 経理課
      - 主計係、物資係、営繕係
    - 会計課
      - 用途係、地金係、会計係、業務係
    - 臨時建設課（一八・五新設）
      - 事業係、建築係、設備係
    - 工作課
      - 機械製作係、電気係、設計係（一八・五新設）
    - 研究課
      - 金属係、能率係、機械係
    - 保健課
  - 製造部
    - 鎔解課
      - 第一鎔解係、第二鎔解係
    - 貨幣課
      - 圧延係、圧印係、検査係、陶貨係（二〇・二新設）
    - 彫刻課
      - 章牌係、極印係、工芸係（一八・五新設）
    - 第一勲章課
      - 圧写係、仕上係
    - 第二勲章課
      - 圧写係、仕上係
    - 第三勲章課
      - 圧写係、仕上係
  - 試金部
    - 試験課
      - 試金係、分析係、検査係
    - 製煉課
      - 精煉係、精製係
    - 総務課
    - 会計課（一八・九新設）
    - 研究課（一五・六―一八・九）

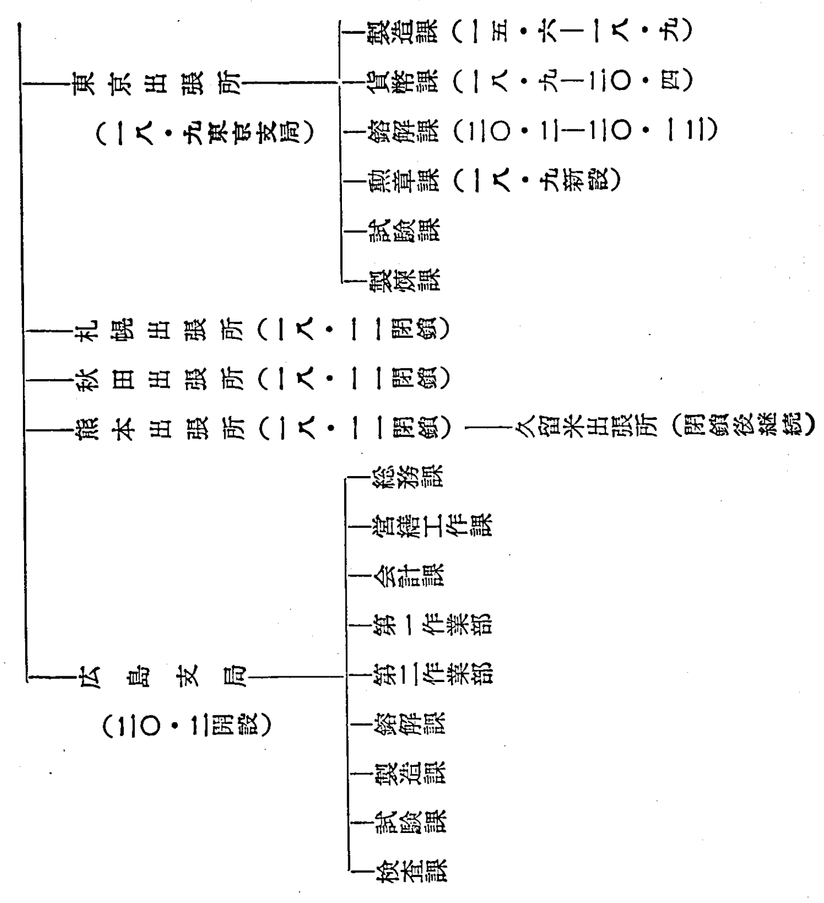

三　工場の新設と空襲による被害

日華事変開始以来、戦時中の造幣局の事業は膨張を重ね、建物と設備の大拡張を必要とした。とくに戦時財政政策による通貨の流通高の増加は貨幣製造工場の建設を促し、すでに昭和十二年以降大阪本局の拡張、東京出張所の管轄下の工場の増設が行われた。太平洋戦争の開始による戦時財政は内地の通貨流通を膨張させ、加うるに占領地においてもインフレーションによる通貨の発行高が巨額にのぼり、その通貨の製造は造幣局の担当するところとなった。十六年以来の工場の増設の特徴は、貨幣製造工場の建設であった。いま昭和十六年以降増設された工場設備をあげれば、まず大阪本局では圧印工場と工作工場組立室の増築（昭和十六年）、営繕工場などの増築（昭和十七年）、印刷工場、製煉工場、木工場などの増築、第一勲章課硝酸銀焼付室と第三勲章課、圧写室の新設（昭和十八年）がおもなものであり、昭和十三年に大工場を建設した東京出張所（昭和十八年から支局と改称）は十六年から第一期拡張工事、第二期拡張工事が行われ、貨幣製造工場が建設された。さらに東亜諸地域の貨幣を製造するために、一ヵ年に二十億枚の製造能力を有する工場が広島に建設され、広島支局として発足した。占領地域の貨幣製造のためには広島以外に久留米に出張所を設けた。

しかし、こうした工場の拡張にもかかわらず、二十年初頭から激化した空襲は造幣工場を次々に灰燼に帰せしめていった。待避壕の築造、防火設備の充実、庁舎・工場への擬装網の取付、防空資材倉庫の新設、庁舎工場への迷彩塗装、官舎の防火改修、防火井戸、自動火災警報装置の新設など、各種の防空対策も大挙して飛来したアメリカの空軍の威力の前には何の役にもたたなかった。二十年四月十三日には東京支店はほとんど全滅し、次いで六月七日と十五日の空襲では大阪本局の勲章工場と工作工場の大部分が大損害を被り、八月六日には、広島に原子爆弾が投下されて横川工場は全滅し、十一日には久留米出張所の一部も損害を被った。

空襲の激化とともに各工場では資材の不足ははなはだしくなり、職員は作業よりも防空に忙殺され、召集された従業員の補充に動員された挺身隊、学徒は連日作業に追いまわされるだけで能率向上はおろか作業成績は一向に上がらなかった。要するに造幣局も日本経済の崩壊過程の中にまき込まれていったのであった。

四　職員の状況

上述のように太平洋戦争期においては、各種の貨幣とくに占領地貨幣の製造、勲章・記章の増産は、造幣局の各部局の職員の増加を必要とさせ、その管轄下にある工場従業員の増員を促した。造幣局の官制定員――事務職員――は昭和十六年一月には高等官・判任官あわせて百七十名であったものが、昭和十八年四月には二百十八名となり、昭和二十年三月には二百三十三名となった。従業員全体では十六年度の三千二百七名から十八年度に至って四千八百九十九名に増加した。十八年を頂点として従業員数は減少しはじめ、十九年には三千九百九十六名となり、二十年にはさらに減少して二千三百八十三名となった。この減員は空襲による工場の破壊と従業員の応

召によるものであった。

戦時中の労務制度で特徴的なことは職制が強化されたことであった。工場規程の施行以来、造幣工場内では職工の職制が明確にされて、昭和の初めには宿工、工長、組長、工手、見習工、常備と職制を六段階に分けていたが、日華事変突発以来この職制は著しく増加し、その階級もふえた。十七年四月には職制段階は工師、工長、組長、工掌、事務工手、工手、見習工、臨時工手、定傭、臨時定傭の十種に分けられ、さらに十八年十二月には工掌のかわりに副組長制を設け、工手を一等から三等までの三階級に分けた。しかも工場規程は工員の作業状況を監視する数多くの規程を付け加えて工員規程と改称され、職制は軍隊式規律で統制されることとなっていった。

第六節　財政監督機関
――会計検査院――

太平洋戦争に入ってのち、会計制度に各種の戦時特例が設けられ、予算制度も決算制度も従来必要とされて来た手続は簡略化しはじめられた。戦争開始後まもなく、「会計法戦時特例」（昭和一七・二法律第十号）とともに、「会計規則等戦時特例」（昭和一七勅令第四百五十一号）が公布され、決算に関する各種の書類の省略、帳簿の簡略化を規定した。次いで同年五月には、「計算証明規程戦時特例」（昭和一七院達第二号）が規定されて、臨時軍事費に関する計算証明を著しく簡略にすることが認められた。会計法戦時特例および会計規則等戦時特例はその後たびたび改正を加えられて、決算や会計検査に必要な書類または手続は戦時中次第に省略された。陸軍部内にはこれら決算事務を簡素化しようとする強い意向があったようである。[11]

(1)　昭和財政史第四巻『臨時軍事費』編一三〇頁。

会計検査院の検査事務は、すでに日華事変勃発以降著しく増加しており、これにつれて検査機能が充実されてきたのであったが、それにもかかわらず、年々膨大化する各種の会計の経理状況、とりわけ広大な占領地に広がった現地軍機関で運用される臨軍費の会計を検査するには、まだ不十分であった。検査院は委託検査の範囲を広げ、各官庁に検査権限を委任するという形で、検査事務を行なっていた。しかし、右のような会計検査および決算事務の簡略化が進められるとともに、会計検査院それ自体の機構を縮小し、かつ検査院の行政権に対する独立性を弱くする方向に向っていった。会計検査院は明治二十二年に基本的に規定された院法によって「天皇に直隷し」、「国務大臣に対し特立の地位を有す」（会計検査院法第一条）ことを定められていたが、実際には人事は内閣に、予算は大蔵省に、検査院に関する立法は勅令に委ねられて、その独立性は完全なものではなかった。ところが、太平洋戦争期に入るや、院法で定められていた事項を勅令で定めること、検査官の定員を減員する等、さらに内閣への依存性が強められたのであった。

昭和十八年における会計検査院法の改正の要点について次にのべる。

十七年末の第八十一議会には会計検査院機構を簡素化する目的で院法改正案が提出された。この改正の主要な点は、まず、従来の四部制の院内機構を三部に縮小し、これに伴なって、部長一人、委任検査官二人の減員を行なったこと、次にはこれまで、会計検査院の職員の中で、理事官以上の者の定員はすべて法律で定められることになっていたが、このうち検査官以外の職員、書記官、副検査官、理事官の定員は、勅令によって定められることになった点である。そして新たな勅令により、副検査官は実に七人も減員され二十一人となった（会計検査院勅任検査官、書記官、副検査官、理事官及書記ノ定員ニ関スル件、昭一八勅令第百四十三号、会計検査院臨時職員設置制、昭一八勅令第百四十二号）。これによって一部の検査官を除いた検査院の職員は他の行政職員と同様の取扱を受けることになったのである。なおこの新院法では、会計検査官が陸海軍に召集された場合あるいはその他特別の必要のある場合には、勅令によりこれを定員外とすること、書記を奏任官になしうるという優遇を与えたこと、定員変更の結果過剰となった検査官については当分の間定員外とすることを定めた。

新院法のもとでの院内の各部課管理事務は全面的に編成替されて、次のとおりに変った。

第一部

第一課　大蔵省、国債、日本銀行出納

第二課　内国税、税務官署、地方分与税、歳入

第三課　司法省、文部省

第四課　逓信省

第五課　鉄道省

第二部

第一課　陸軍省

第二課　陸軍兵器行政本部、陸軍機甲本部、台湾軍、支那方面（香港を含む）陸軍部隊

第三課　陸軍航空本部、陸軍燃料廠、陸軍気象部、陸軍築城部、軍馬補充部、陸軍測量部、防衛総司令部、内地各軍

第四課　海軍省

第五課　呉鎮守府、佐世保鎮守府、大阪警備府、馬公警備府、鎮海警備府、旅順警備府

第三部

第一課　農林省、商工省、日本製鉄株式会社

第二課　内務省、地方分与税分与金歳出、厚生省

第三課　朝鮮総督府、東洋拓殖株式会社

第四課　外務省、台湾総督府、大東亜省

資料 I

法令

1　財政機関に関する法令

（その番号および改正の年月日）

昭和元年から昭和二十年の間に施行されていた関係法令を集録。
○印＝後段に条文を掲載してある法令。

（一）官　　制

（1）大蔵省官制および同省内局官制

○大蔵省官制（明三一・一〇勅二六九）

沿革　改正＝明三五勅七八、三六勅一三七、二一五、三八勅五〇、八二、二三八、四〇勅七八、四一勅七二、四二勅八一、二六一、四四勅一六二、大二勅一五三、三勅二一〇、二三四、四勅一五一、五勅九六、一一二、六勅一二七、七勅二三八、九勅二八六、四〇二、一〇勅二三〇、三〇六、一二勅一八二、三六〇、一三勅一七九、三二六、一四勅五一、一五勅二二一

昭二・五勅一一二一、三・一勅一、四・四勅九四、五・一二勅二三八、六・四勅五七、七・七勅一二一、七・一一勅三五三、八・五勅一二二、一三・六勅四六八、一四・六勅三六五、一五・九勅五五〇、一六・一二勅一一〇一、一七・一勅二七、一七・三勅三五〇

全改正＝昭一七・一一勅七四三

改正＝昭一八・六勅五〇五、一八・一一勅八〇七、一九・三勅一五九、一九・一〇勅五七八、二〇・二勅五五、二〇・五勅三〇八、二〇・八勅四九二、二〇・一一勅六三〇

大蔵部内臨時職員設置制（大一三・一二勅三二七）

沿革　改正＝昭二・五勅一四七、四・四勅九五、四・六勅二一五、六・四勅五八、七・七勅一二二、八・五勅一二三、九・五勅一三七、一〇・四勅七八、一一・五勅八三、一二・五勅一六六、一二・九勅五一〇、一二・一〇勅五九七、一二・一一勅六六六、一三・一勅一、一三・五勅三〇九、一四・五勅二九八、一四・一一勅八〇一、一五・六勅三九八、一五・八勅五四六、一五・一〇勅七一・五、一五・一一勅七四四、一五・一二勅八八二、一五・一二勅八九六、一六・一勅三三、一六・五勅五九一、一六・六勅七二八、一六・七勅七五八、一六・七勅七六一、一六・一二勅一一〇二、一一五八、一七・一勅一三、一七・三勅三五一

全改正＝昭一七・一一勅七四四

三一二

改正＝昭一八・一勅一、三〇、一八・三勅一九〇、二四七、一八・七勅五七一、一八・一一勅八〇八、一八・一二勅九二一、一九・三勅一九八、一九・一一勅六四六

全改正＝昭二〇・五勅三一〇

改正＝昭二〇・一一勅六三〇

○海外に於ける財務処理の為大蔵省に臨時職員増置の件（明四三・五勅二三六）

沿革　改正＝大三勅二三五、六勅一四九、九勅四一六、一二勅一八四、一三勅三二八、昭四・四勅八八、六・四勅五九、一三・一勅二、一三・五勅三一〇、一四・四勅二一六、一五・一二勅八三〇

廃止＝昭一七・一一勅七四三

○臨時大蔵省に外国為替管理部を設置するの件（昭八・五勅一二四）

沿革　改正＝昭一一・六勅一四一

廃止＝昭一二・五勅一六七

○大蔵省会社部臨時設置制（昭一六・七勅七五七）

沿革　廃止＝昭一七・一一勅七四三

(2) 大蔵省外局官制

○預金部官制〔預金部資金局官制〕（昭七・一一勅三五七）

沿革　改正＝昭九・五勅一三八、一〇・五勅一二五、一一・六勅一四二、一二・五勅一六九〔「預金部資金局官制」と改題〕、一二・六勅二九七、一三・七勅四八一、一五・一二勅八八三、一六・七勅七六三

廃止＝昭一七・一一勅七四三

○国民貯蓄奨励局官制（昭一三・四勅二六三）

沿革　改正＝昭一五・一一勅八一一、一六・一二勅一二〇三

廃止＝昭一七・一一勅七四三

地方国民貯蓄職員制（昭一七・三勅三六一）

沿革　廃止＝昭一七・一一勅七六八

○税務監督局官制（明三五・一一勅二四一）

沿革　改正＝明三八勅一八、四一勅九八、四二勅三三、二六五

大二勅一五九、三勅二三九、七勅二三九、八勅二七七、九勅四二二、一〇勅三九九、一三勅三三四、一五勅九四

昭二・五勅一四八、三・七勅一七五、四・四勅九一、六・四勅四一、七・七勅一三一、八・五勅一二八、一二・三勅七九、一三・四勅二四二、一四・四勅二〇四、一五・四勅二六一

廃止＝昭一六・七勅七六〇

○財務局官制（昭一六・七勅七六〇）

沿革　改正＝昭一七・四勅三五九、一七・一一勅七四五、一八・四勅三五三、一八・一一勅八〇八、一九・三勅一五九、一九・四勅二八三、一九・一一勅六四六、二〇

・五勅二五七′　三一一′　三二六

○税務署官制（明三五・一一勅二四二）

沿革　改正＝明三六勅一一九′　三七勅九七′
三八勅一九′　四〇勅九二′　四一
勅九九′　四二勅三四′　二六六′
四三勅四三
大二勅一六〇′　三勅九五′　二四
〇′　七勅三九七′　八勅二七八′
九勅四二三′　一〇勅四〇〇′　一
一勅三一一′　一二勅一九一′　一
三勅二九六′　三三五′　一四勅一
二〇′　一五勅九五′　三〇五
昭二・五勅一四九′　三・七勅一
七六′　四・三勅三〇′　四・五勅
一二〇′　五・三勅三九′　七・七
勅一三二′　七・一〇勅三一四′
八・八勅二二六′　八・一二勅三
二六′　九・五勅一四〇′　九・一
二勅三三六′　一〇・三勅二一′
一〇・八勅二五〇′　一〇・一〇
勅二九九′　一一・四勅五五′　一
九′　一七・八勅六二三′　一七・
一一勅七四五′　七八七′　一八・
一勅二′　一八・二勅六八′　一八
・三勅三五四′　一八・四勅三八
六′　一八・五勅四二四′　一八・
七勅五七四′　一八・八勅六五
八′　一八・一一勅八〇八′　一八
・一二勅九四七′　一九・一勅三
五′　一九・二勅九七′　一九・三
勅一五九′　二〇・五勅二五八

○醸造試験所官制（明三七・五勅一三六）

沿革　改正＝明三八勅二八五′　四三勅四四
大二勅一六一′　五勅七七′　一二
勅一九二′　一三勅三三六
昭七・七勅一三三′　一五・六勅
四〇三
廃止＝昭一八・一一勅八〇七

○税務講習所官制（昭一六・五勅五二七）

沿革　改正＝昭一八・五勅四一六′　一九・三
勅一五九

一・五勅七〇′　一一・九勅三一
四′　一一・一〇勅三七四′　一二
・一勅三′　一二・三勅二八′　八
〇′　一二・六勅二五四′　一二・
一〇勅五八八′　一二・一一勅六
四九′一三・四勅二四三′一三・
一〇勅六九八′　一三・一一勅七
二五′　一四・四勅二〇五′　一四
・五勅三四一′　一四・八勅五六
六′　一四・一二勅八七八′　一五
・四勅二八四′　一五・七勅四八
〇′　一五・九勅五九一′　一五・
一〇勅六六八′　一五・一二勅九
二四′　一六・二勅一四三′　一六
・三勅二二八′　一六・六勅七〇
七′　七二八′　一六・七勅七六
四′　一六・九勅八四八′　一六・
一〇勅九〇一′　一六・一二勅一
〇四九′　一七・一勅四九′　一七
・三勅一五六′　三六〇′　一七・
四勅四四七′　一七・七勅六〇

○税関官制（大一三・一二勅三三三）

沿革　改正＝大一五勅一二四′　三四七
昭二・五勅一一五′　二・一二勅
三四九′　三・四勅五五′　三・一
二勅二八一′　九・六勅一七五′
一〇・五勅一〇七′　一一・二勅
八′　一一・七勅一八一′　一二・
五勅一七一′　一二・九勅四八
三′　一三・四勅二六六′　一三・
一〇勅六六五′　一四・四勅二〇
三′　一五・六勅四一〇′　一五・
一〇勅七一六′　一六・一勅三
八′　一六・六勅七二七′　一六・
七勅七六五
全改正＝昭一六・一二勅一一五九
改正＝昭一七・七勅六〇七′　一七・一
一勅七四五′　一八・一勅三一′
一八・六勅四七七
廃止＝昭一八・一一勅八三二

○専売局官制（大一〇・七勅三〇〇）

沿革　改正＝大一一勅三二一、一二勅一八八、一三勅三三二、一五勅一六九

昭二・七勅二三五、三・八勅一九三、四・六勅二一六、六・四勅五二、七・七勅一二四、八・五勅一二六、九・九勅二七七、一〇・七勅一八〇、一一・六勅一四三、一一・九勅三五五、一二・三勅七八、一三・四勅二三二、一三・七勅四七五、一四・五勅三一八、一四・七勅四三九、一五・一一勅八一二、一六・四勅四六五、一七・三勅三五二、一七・一一勅七四五、一八・三勅三一八、一八・一一勅八〇八、一九・三勅一五九、二〇・五勅二六八、二〇・八勅四七九、二〇・一二勅七〇三

○造幣局官制（明四三・三勅四〇）

沿革　改正＝大二勅一五六、三勅二三六、八勅一八六、九勅四二七、一〇勅二三一、一一勅三〇八、一二勅一八七、一三勅三三一、一五勅九二

昭二・五勅一一四、二・七勅二三四、四・六勅二〇八、六・四勅六一、七・七勅一二三、八・五勅一三九、九・五勅一三九、一〇・五勅一〇五、一二・五勅二〇六、一二・七勅三六四、一二・九勅四九三、一三・五勅三二七、一四・六勅三六六、一六・一勅五八、一七・一一勅七四五、一八・四勅三九二、一八・一一勅八〇八、一九・三勅一五九、二〇・四勅二〇五

印刷局官制（昭一八・一一勅八〇九）

沿革　改正＝昭一九・三勅一五九、二〇・四勅二〇五

（注　印刷局は一八年一一月に内閣から大蔵省に移管された。それ以前は省略する。）

○営繕管財局官制（大一四・五勅二〇五）

沿革　改正＝大一五勅二九三

昭四・六勅一七三、六・四勅六〇、一二・五勅二三九、一四・六勅四二二、一六・一勅三四、一六・六勅六七六

廃止＝昭一七・一一勅七四三

（3）大蔵省以外の財政・金融行政関係

諸官衙官制

○会計検査院法（明二二・五法一五）

沿革　改正＝明二九法九〇、三三法八一、四三法三一、四四法二三

大二法一一、五法三六、八法四、一〇法五三、一四法四三

昭二・三法二六、四・三法二二、九・三法一九、一二・五法二八、一五・三法二〇、一五・三法一八、一六・四法八三、一九・二法四

○会計検査院事務章程（明三二・一二勅四二七）

沿革　改正＝明四三勅一一四

大二勅一三一、四勅一五九、一〇勅三九五、一四勅九一

昭九・三勅三六、一二・四勅一四九、一八・三勅一四一

会計検査院勅任検査官及書記の定員に関する件（明四三・三勅一一三）

沿革　改正＝明四四勅二二

大二勅一三二、三勅二四六、八勅九〇、一〇勅三九六、一二勅九八、一四勅九二

昭二・三勅三七、四・三勅一九、七・七勅一一七、一一・六勅八八、一二・四勅一五〇、一五・四勅二五三、一六・六勅六九〇、一七・五勅四七〇、一七・一一勅七六七

廃止＝昭一八・三勅一四三

会計検査院勅任検査官、書記官、副検査官、理事官及書記の定員に関する件（昭一八・三勅一四三）

沿革　なし

会計検査院書記臨時増置の件（昭一三・四勅二六八）

沿革　改正＝昭一四・四勅二三七、一六・六勅六九一、一七・五勅四七一、一七・一一勅七六七

廃止＝昭一八・三勅一四二

会計検査院臨時職員設置制（昭一八・三勅一四二）

沿革　改正＝昭二〇・四勅二〇〇

会計検査官任用資格の件（明二二・六勅八〇）

沿革　改正＝明三〇勅二五一

会計検査官退官に関する法律（明二九・五法九一）

沿革　なし

内閣調査局官制（昭一〇・五勅一一九）

沿革　廃止＝昭一二・五勅一九二

企画庁官制（昭一二・五勅一九二）

沿革　廃止＝昭一二・一〇勅六〇五

○企画院官制（昭一二・一〇勅六〇五）

沿革　改正＝昭一四・四勅二七〇、一五・九勅六四五、一六・二勅一一八、一六・四勅五二五、一六・六勅六五六、一六・一二勅一一一〇、一七・一勅二七、一七・一一勅七三四

廃止＝昭一八・一一勅八二四

○軍需省官制（昭一八・一一勅八二四）

沿革　改正＝昭一九・四勅二五六、一九・九勅五六〇、一九・一〇勅五七九、二〇・二勅六九、二〇・四勅二二三、二〇・六勅三四〇、三五五、三九〇、二〇・七勅四三六

廃止＝昭二〇・八勅四九〇

綜合計画局官制（昭一九・一〇勅六〇八）

沿革　廃止＝昭二〇・九勅五〇五

（4）大蔵省所管委員会官制

会計事務協議会官制（昭一四・七勅四七四）

沿革　廃止＝昭一六・四勅四六〇

臨時秩祿処分調査会官制（大八・五勅一八七）

沿革　廃止＝昭四・一〇勅三〇九

税制調査会官制（昭一二・七勅三四五）

沿革　廃止＝昭一五・五勅三五〇

相続税物納制度調査会（昭一五・七勅四六九）

沿革　廃止＝昭一六・八勅八〇二

酒類委員会官制（昭一八・三勅一五四）

沿革　改正＝昭一九・三勅一四二、二〇・三勅一八三、二一・四勅二〇一

関税調査委員会官制（大一五・五勅一二五）

沿革　改正＝昭四・九勅二七一、九・五勅一四二、一〇・三勅二五、一一・七勅一七一

廃止＝昭一二・七勅三一七

関税調査委員会官制（昭一二・七勅三一七）

沿革　改正＝昭一三・二勅七二、一三・七勅五〇一、一六・一勅二七、一七・一一勅七二四、一八・一一勅八五五、一八・一二勅九四八、二〇・八勅四八九、二〇・一一勅六三七

関税訴願審査委員会規則（明三二・六勅二四九）

沿革　改正＝大一四勅一六六

昭一八・一二勅九四八、二〇・一一勅六三七

税務代理士銓衡委員会官制（昭一七・六勅五六三）

沿革　なし

納税資金亡失貯任審査委員会官制（昭二〇・三勅九八）

沿革　なし

台湾銀行調査会（昭二・四勅六九）

沿革　廃止＝昭四・一二勅三四〇

特別融通審査会規則（昭二・五勅一〇六）

沿革　廃止＝昭一六・四勅四六〇

震災手形処理委員会官制（昭二・六勅一五五）

沿革　廃止＝昭四・一二勅三三九

特別融通損失審査会官制（昭三・六勅一一五）

沿革　全改正＝昭一六・八勅八一二

改正＝昭一七・一二勅八三三、二一・四勅二〇一、二二・五勅一九六、二四・五勅一四九

政府貸付金処理委員会官制（昭一〇・八勅一五）

沿革　改正＝昭二五・五法一四一

利益配当審査委員会官制（昭一四・四勅一九一）

沿革　廃止＝昭一五・一〇勅六八二

資金融通審査委員会官制（昭一四・五勅二九一）

沿革　廃止＝昭一五・一一勅七四五（同名官制制定）

資金融通審査委員会官制（昭一五・一一勅七四五）

沿革　改正＝昭一六・八勅八二九

不動産融資損失審査会官制（昭一四・八勅六〇二）

沿革　廃止＝昭一六・八勅八一二

職員給与臨時措置調査委員会官制（昭一四・一〇勅七一六）

沿革　なし

戦時喪失国債証券審査会官制（昭一九・四勅三〇六）

沿革　改正＝昭二一・四勅二〇一、二四・五勅一四九

預金部資金運用規則（大一四・四勅五五）

沿革　改正＝昭一〇・一〇勅二八八、一六・九勅八五八、一八・九勅七〇一

金委員会官制（昭一二・一一勅六七一）

沿革　改正＝昭一四・八勅五七七、一八・一一勅八五五、二〇・八勅四八九

外貨評価委員会官制（昭七・一二勅三七四）

沿革　廃止＝昭八・五勅一三六（同名官制制定）

外貨評価委員会官制（昭八・五勅一三六）

沿革　改正＝昭一二・一二勅七〇二

廃止＝昭一六・四勅四七三

外国為替管理委員会官制（昭八・五勅一三五）

沿革　改正＝昭八・一〇勅二七六、一二・一一勅六八五、一六・一勅一一、一六・四勅四七三

沿革　廃止＝昭一五・一〇勅六八二

会社経理審査委員会官制（昭一五・一〇勅六八二）

沿革　改正＝昭一九・一〇勅六二一

日本銀行株式補償審査委員会官制（昭一七・五勅四七七）

沿革　改正＝昭一七・六勅五七

社債担保審査会官制（昭一三・五勅三七七）

沿革　廃止＝昭一六・八勅八一三

投資及担保証券審査会官制（昭一六・八勅八一三）

沿革　なし

有価証券取引委員会官制（昭一八・三勅一八六）

沿革　なし

取引所資産評価委員会官制（昭一八・四勅三九一）

沿革　廃止＝昭一八・八勅六五四

企業整備資金委員会官制（昭一八・七勅五七二）

沿革　なし

寄附金審査委員会官制（昭一七・六勅五五八）

沿革　なし

資金吸収特別方策委員会官制（昭二〇・五勅二六三）

外貨債処理委員会官制（昭一八・四勅三八七）

沿革　廃止＝昭二〇・一一大蔵省令一〇一

敵産管理委員会官制（昭一六・一二勅一二四五）

沿革　廃止＝昭二〇・一一大蔵省令一〇一

国民貯蓄奨励委員会官制（昭一三・六勅四〇二）

沿革　なし

損害保険国営再保険審査会規程（戦時損害保険審査会規程）（昭一五・六勅三九〇）

沿革　改正＝昭一六・九勅八五〇、一六・一二勅一一〇六、一七・四勅三七〇（戦時損害保険審査会規程と改題）一九・四勅二八七、一九・七勅四四一

廃止＝昭二〇・六勅三七一

生命保険審査会官制（昭二〇・六勅三七〇）

沿革　なし

損害保険審査会官制（昭二〇・六勅三七一）

沿革 なし

国有財産調査会官制（大一一・三勅一三九）

沿革 廃止＝昭一六・四勅四六〇

中央諸官衙建築準備委員会官制（大一四・一〇勅三〇五）

沿革 廃止＝昭一九・六勅四二一

寺院境内地譲与審査会官制（大一四・九勅二八五）

沿革 廃止＝昭七・一二勅三九六

寺院境内地処分審査会官制（昭一六・二勅一二〇）

沿革 なし

（5）大蔵省所管外の財政・金融行政関係委員会官制

経済審議会（昭三・九勅二二四）〔内閣所管〕

沿革 廃止＝昭五・四勅七三

臨時産業審議会（昭五・一勅三）〔内閣所管〕

沿革 廃止＝昭九・一二勅三二四

臨時行政財政審議会（昭六・六勅一四〇）〔内閣所管〕

沿革 改正＝昭六・一〇勅二五七

廃止＝昭六・一二勅二九二

軍需評議会規程（昭一二・一一勅六六五）〔内閣所管〕

沿革 廃止＝昭一三・七勅四七四

総動員補償委員会規程（昭一三・七勅四七四）〔内閣所管〕

沿革 なし

国家総動員審査会官制（昭一三・五勅三一九）〔内閣所管〕

沿革 改正＝昭一六・五勅五五〇

臨時地方財政補給金委員会官制（昭一二・七勅三一六）〔内務省所管〕

沿革 廃止＝昭一五・七勅四六二

地方分与税委員会（昭一五・七勅四六二）〔内務省所管〕

沿革 なし

関税審議会官制（昭四・七勅二三九）〔内閣所管〕

沿革 廃止＝昭四・一二勅三九八廃止

国際貸借審議会官制（昭四・五勅二四〇）〔内閣所管〕

沿革 廃止＝昭四・一二勅三九八

臨時資金調整委員会官制（昭一二・九勅四九八）〔内閣所管〕

沿革 なし

臨時資金審査委員会官制（昭一二・九勅五三六）〔内閣所管〕

沿革 改正＝昭一五・一〇勅六九九

貿易審議会官制（昭一二・九勅五三一）〔商工省所管〕

沿革 廃止＝昭一六・三勅三一〇

中小産業調査会官制（昭一四・七勅四八八）〔内閣所管〕

沿革 廃止＝昭一五・一二勅九二三

産業組合中央金庫特別融通損失審査会官制（昭一二・九勅四九九）〔農林省所管〕

沿革 廃止＝昭一六・三勅二七一

農林金融改善特別融通損失審査会官制（昭一六・三勅二七一）〔農林省所管〕

沿革 改正＝昭一八・一一勅八二三

日本産金振興株式会社損失補償審査委員会官制（昭一五・八勅四八七）〔商工省所管〕

沿革 廃止＝昭一八・六勅五三一

中小商工業融資再補償審査会規程〔中小商工業融資補償審査会規程〕（昭一三・三勅一〇七）〔商工省所管〕

沿革 改正＝昭一四・一〇勅六八〇〔「中小商工業融資補償審査会」と改題〕一八・一一勅八五五、二〇・八勅四八九

転廃業者資産評価委員会官制（昭一六・二勅一二一）〔商工省所管〕

沿革 改正＝昭一八・七勅五九四、一八・一一勅八五五

廃止＝昭一九・三勅一七五

産業設備評価委員会官制（昭一七・三勅一四一）〔商工省所管〕

沿革 改正＝昭一八・七勅五九五、一八・一一勅八五五

廃止＝昭一九・三勅一七五

転廃業者資産評価委員会及産業設備評価委員会官制（昭一九・三勅一七五）〔農商省・軍需省所管〕

沿革 改正＝昭二〇・八勅四八九

糸価委員会官制（昭四・八勅二五七）〔農林省所管〕

沿革　廃止＝昭八・九勅二五五

糸価安定融資補償審査会官制（昭六・三勅一八）（農林省所管）

沿革　改正＝昭七・七勅一〇七

廃止＝昭八・九勅二五六

糸価安定委員会官制（昭一二・七勅三七〇）（農林省所管）

沿革　廃止＝昭一六・四勅四八一

物価委員会令（昭一三・四勅二七六）（商工省所管）

沿革　改正＝昭一三・六勅四三一、昭一四・三勅三六

廃止＝昭一五・四勅二〇一

物価対策審議会官制（昭一五・四勅二〇〇）（内閣所管）

沿革　改正＝昭一六・五勅五五一

廃止＝昭一八・一一勅八七七

価格形成委員会官制（昭一五・四勅二〇一）（商工省所管）

沿革　改正＝昭一六・一勅六七、一六・一二勅一〇九五、昭一九・一勅五二

廃止＝昭二〇・三勅一一四

戦時物価審議会官制（昭二〇・二勅六八）（内閣所管）

沿革　廃止＝昭二〇・二勅六八

賃金臨時措置調査委員会官制（昭一四・一一勅七六〇）（厚生省所管）

沿革　廃止＝昭一六・三勅三一一

国民厚生金庫損失審査会官制（昭一七・一二勅八四一）（商工省所管）

沿革　改正＝昭一八・二勅八五五、二〇・八勅四八九

保険業法改正調査委員会官制（昭一二・一一勅六三三）（商工省所管）

沿革　改正＝昭一三・一勅三五

廃止＝昭一四・四勅二〇八

家畜再保険審査会規程（昭六・七勅一七一）（農林省所管）

沿革　改正＝昭一二・七勅三〇八

廃止＝昭一六・一〇勅八八八

漁船再保険審査会官制（昭一三・三勅一〇五）（農林省所管）

沿革　廃止＝昭一六・一〇勅八八八

森林火災国営保険審査会規程（昭一三・三勅一〇六）（農林省所管）

沿革　廃止＝昭一六・一〇勅八八八

農林保険審査会官制（昭一六・一〇勅八八八）（農林省所管）

沿革　改正＝昭一七・三勅一三六、一八・一一勅八二三

戦時海上保険補償審査委員会官制（昭一四・一〇勅七一七）

沿革　廃止＝昭一五・六勅三九一

戦時損害保険再保険委員会官制（昭一五・六勅三九一）（商工省所管）

沿革　廃止＝昭一六・九勅八五〇

損害保険国営再保険審査会規程（昭一五・六勅三九〇）（商工省所管）（注　大蔵省所管委員会官制の項を参照）

沿革　改正＝昭一六・九勅八五〇、一六・一二勅一一〇六、「大蔵省所管に移管」

（二）　戦時行政機構関係法令

1　財政機関に関する法令

○臨時大蔵省に顧問を置くの件（昭一二・一二勅七三一）

沿革　改正＝昭一九・三勅一三〇

廃止＝昭二〇・五勅三〇九

○臨時に大蔵省に財政顧問を置くの件（昭二〇・五勅三〇九）

沿革　廃止＝昭二〇・八勅五〇一

大蔵省に顧問を置くの件（昭二〇・八勅五〇一）

沿革　なし（二〇年末まで）

税関の執務時間の延長に関する件（昭一七・一〇勅六九七）

沿革　廃止＝昭一八・四勅三九五

大東亜戦争中の税関執務時間及臨時開庁に関する件（昭一八・四勅三九五）

沿革　廃止＝昭一九・四勅二四五

○財務局長又は財務局出張所長をして軍需大臣の所管に属する会社の経理統制令の施行に関する事務の一部を取扱はしむる等の件（昭一八・一一勅八二七）

沿革　廃止＝昭一九・一勅三九

○大蔵大臣に属する許可認可等の職権の一部を財務局長をして行はしむることとする等の為の大蔵大臣の職権の特例に関する件（昭二〇・七勅四二六）

沿革　なし

○専売局における専売品以外の物品の製造に関する件（昭一九・三勅一九九）

沿革　廃止＝昭二〇・一〇勅五九七

○造幣局における軍需品等の製造に関する件（昭一九・八勅五一三）

沿革　廃止＝昭二〇・一〇勅五九七

○国家総動員法第十八条の規定に依る法人等をして行政官庁の職権を行はしむることに関する法律（昭一七・二法一五）

沿革　廃止＝昭二〇・一二法四九

同法施行期日（昭一八・一勅二五）

沿革　なし

○行政簡素化臨時職員令（昭一七・一一勅七六九）

沿革〔期満失効〕

○行政機構整備臨時職員令（昭一八・一一勅八四〇）

沿革〔期満失効〕

行政官庁職権委譲令（昭一八・一勅二六）

沿革　改正＝昭一八・六勅五四五、一八・一一勅八五五、勅八八五、一九・一勅三九、一九・五勅三二五、一九・八勅五二四

○戦時行政特例法（昭一八・三法七五）

沿革　廃止＝昭二〇・一二法四九

○戦時行政職権特例（昭一八・三勅一三三）

沿革　改正＝昭一八・六勅五四九、一八・一一勅八四一、八四二、二〇・一勅四四、二〇・六勅三六二

二　官制および分課規程

(一)　大蔵省所管内局および外局

官制は所管事項のみを採録し、定員に関する部分を省略した。定員については、資料II、(四)大蔵省官制定員調参照。

(1)　大蔵省官制

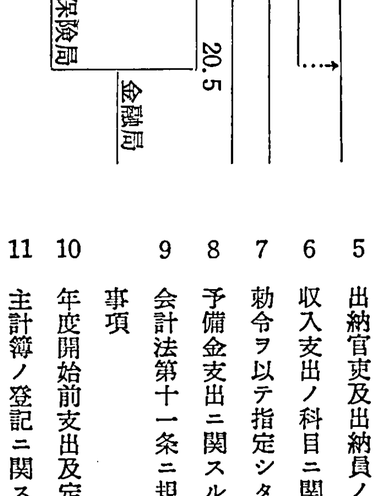

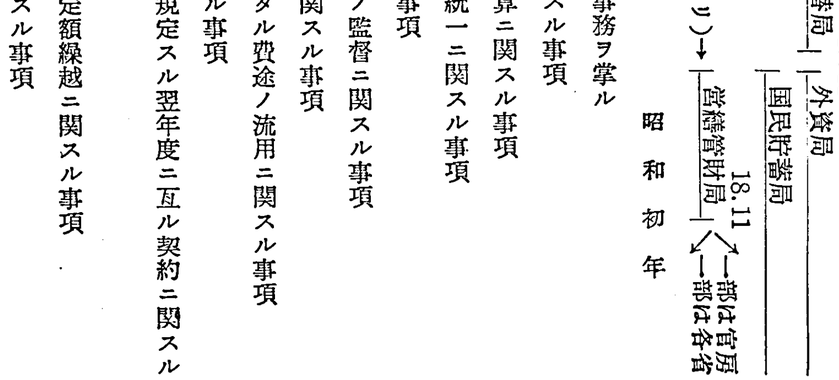

昭和初年

一　主計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1　総予算総決算ニ関スル事項
2　特別会計ノ予算決算ニ関スル事項
3　金銭及物品会計ノ統一ニ関スル事項
4　支出予算ニ関スル事項
5　出納官吏及出納員ノ監督ニ関スル事項
6　収入支出ノ科目ニ関スル事項
7　勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ関スル事項
8　予備金支出ニ関スル事項
9　会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ関スル事項
10　年度開始前支出及定額繰越ニ関スル事項
11　主計簿ノ登記ニ関スル事項

12 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計ニ関スル事項

二 主税局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1 国税ノ賦課徴収ニ関スル事項
2 税務ノ管理監督ニ関スル事項
3 民有地地種目変換ニ関スル事項
4 土地台帳ニ関スル事項
5 大蔵省所管税外諸収入ニ関スル事項
6 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ諸収入ニ関スル事項
7 関税噸税ノ賦課徴収及税関諸収入ニ関スル事項
8 関税行政ノ管理監督ニ関スル事項
9 外国貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ関スル事項
10 保税倉庫税関仮置場及税関倉庫ノ管理監督ニ関スル事項
11 外国貿易ノ状況及関税率ノ調査ニ関スル事項

三 理財局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1 国債ノ運用出納ニ関スル事項
2 国庫金ノ出納管理ニ関スル事項
3 貨幣ニ関スル事項
4 一般金融ニ関スル事項
5 国債ニ関スル事項
6 罹災救助基金ニ関スル事項
7 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スル事項
8 諸祿ニ関スル事項
9 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ関スル事項

四 銀行局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1 特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ関スル事項
2 普通銀行ニ関スル事項
3 貯蓄銀行ニ関スル事項
4 信託ニ関スル事項
6 無尽ニ関スル事項
7 産業組合中央金庫及市街地信用組合ニ関スル事項
8 有価証券割賦販売ニ関スル事項

8 紙幣類似証券ニ関スル事項
9 銀行ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スル事項
10 銀行債券ニ関スル事項
11 銀行ニ対スル補助金及補給金ニ関スル事項

五 預金部預金ノ管理並預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為大蔵省ニ預金部ヲ置ク

昭和七年一一月二二日 勅令第三五六号

五 預金部 大蔵省所管外局トナル

臨時大蔵省ニ外国為替管理部設置ノ件

昭和八年五月二三日 勅令第一二四号

六 外国為替管理部

外国為替管理法ノ施行ニ関スル事務ヲ掌ル

昭和一一年六月三〇日 勅令第一四一号

六 外国為替管理部

外国為替管理ニ関スル事務ヲ掌ル

昭和一一年九月三〇日 勅令第三七〇号

四 銀行局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

7 商工組合中央金庫ニ関スル事項

〔以下一号ヅツ繰下ゲ〕

昭和一二年五月三日 勅令第一六五号

四 銀行局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

6 産業組合中央金庫及信用組合ニ関スル事項

七 為替局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1 外国為替及信用状ノ取得及処分ニ関スル事項
2 金ノ輸出ノ取締ニ関スル事項
3 外国為替相場ノ取極ニ関スル事項
4 外貨証券ノ取得及処分ニ関スル事項
5 証券ノ輸出入ニ関スル事項
6 前各号ニ掲グルモノノ外外国為替管理ニ関スル事項

〔昭和一二年五月三日公布勅令第一六七号ヲモツテ外国為替管理部廃止〕

昭和一三年六月三〇日
勅令 第四六八号

四 銀行局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1 特別法令ニヨリ設立セラレタル銀行ニ関スル事項
2 普通銀行ニ関スル事項
3 貯蓄銀行ニ関スル事項
4 信託ニ関スル事項
5 無尽ニ関スル事項
6 有価証券引受業ニ関スル事項
7 有価証券割賦販売ニ関スル事項
8 庶民金庫ニ関スル事項
9 恩給金庫ニ関スル事項
10 産業組合中央金庫及信用組合ニ関スル事項
11 商工組合中央金庫ニ関スル事項
12 生命保険ニ関スル事項
13 紙幣類似証券ニ関スル事項
14 銀行ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スル事項
15 銀行債券ニ関スル事項
16 銀行ニ対スル補助金及補給金ニ関スル事項

大蔵省会社部臨時設置制

昭和一六年七月一五日
勅令 第七五七号

八 臨時資金調整法及会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務（他ノ主管ニ属スルモノヲ除ク）ヲ掌ラシムル為臨時ニ大蔵省ニ会社部ヲ置ク〔新設〕

昭和一六年一二月一三日
勅令 第一一〇一号

四 銀行局

12 削除〔以下一号ヅツ繰上グ〕

九 監理局

1 保険ニ関スル事項
2 取引所ニ関スル事項
3 有価証券業ニ関スル事項

4 計理士ニ関スル事項
5 商品券ニ関スル事項

昭和一七年三月三一日
勅令 第三五〇号

七 為替局

〔1号カラ6号マデ改正ナシ〕

但シ貨物ノ輸出為替ノ処分、貨物ノ輸入為替及輸入信用状ノ取得（外国為替銀行ノ為ス処分及取得ヲ除ク）ニ関スルモノ竝ニ外国為替ヲ取組マズシテ為ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ関スルモノヲ除ク

昭和一七年一一月一日
勅令第七四三号〔全改正〕

一 総務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1 国家資金ノ動員及配分ニ関スル綜合計画ノ設定ニ関スル事項
2 前号ニ掲グルモノノ外財政及金融ニ関スル綜合計画ノ設定其ノ他財政及金融ニ関スル重要政策ノ綜合調整ニ関スル事項
3 所管行政ノ考査一般ニ関スル事項
4 北海道地方費府県市町村及公共組合ノ歳計、諸収入及公債ニ関スル事項
5 罹災救助基金ニ関スル事項
6 前二号ニ掲グルモノノ外北海道地方費府県市町村及公共組合ノ財務ノ監督ニ関スル事項
7 公文書類及成案文書ノ接受発送竝ニ公文書類ノ編纂保存ニ関スル事項
8 統計報告ノ調製ニ関スル事項

二 主計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1 総予算総決算ニ関スル事項
2 特別会計ノ予算決算ニ関スル事項
3 金銭及物品会計ノ統一ニ関スル事項
4 支払予算ニ関スル事項
5 出納官吏及出納員ノ監督ニ関スル事項
6 収入支出ノ科目ニ関スル事項
7 勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ関スル事項

8 予備金支出ニ関スル事項
9 会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ関スル事項
10 年度開始前支出及定額繰越ニ関スル事項
11 主計簿ノ登記ニ関スル事項

三 主税局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 国税ノ賦課徴収ニ関スル事項
2 税務ノ管理監督ニ関スル事項
3 税務代理士ニ関スル事項
4 民有地地種目変換ニ関スル事項
5 土地台帳ニ関スル事項
6 大蔵省所管税外諸収入ニ関スル事項
7 関税嗔税ノ賦課徴収及税関諸収入ニ関スル事項
8 関税行政ノ管理監督ニ関スル事項
9 税関ニ於ケル輸出入ノ監督ニ関スル事項
10 保税倉庫、保税工場及税関倉庫ノ管理監督ニ関スル事項
11 税関統計及関税率ノ調査ニ関スル事項

四 営繕管財局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 一般会計又ハ特別会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スル事項但シ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノヲ除ク
2 国有財産ノ総轄及整理ニ関スル事項
3 雑種財産ノ管理処分ニ関スル事項

五 国民貯蓄局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 国民貯蓄ノ増強ニ関スル事項
2 国民貯蓄ノ管理ニ関スル事項
3 国民貯蓄源泉ノ涵養ニ関スル事項
4 前各号ニ掲グルモノノ外国民貯蓄ニ関スル事項

六 資金局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 預金部預金ノ管理ニ関スル事項
2 預金部資金ノ運用ニ関スル事項
3 預金部資金ノ経理ニ関スル事項

七 理財局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 国内資金ノ運用調整其ノ他国内資金ノ統制ニ関スル事項
2 前号ニ掲グルモノノ外一般金融ニ関スル事項
3 国庫金ノ出納、管理及運用ニ関スル事項
4 貨幣ニ関スル事項
5 国債ニ関スル事項
6 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スル事項
7 諸祿ニ関スル事項
8 取引所ニ関スル事項
9 経理士ニ関スル事項

八 外資局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 対外決済方式ニ関スル事項
2 通貨ノ換算率ニ関スル事項
3 在外資金其ノ他在外財産ニ関スル事項
4 前各号ニ掲グルモノノ外外国為替ノ管理ニ関スル事項但シ貨物ノ輸出為替ノ処分、貨物ノ輸入為替及輸入信用状ノ取得（外国為替銀行ノ為ス処分及取得ヲ除ク）ニ関スルモノ竝ニ外国為替ヲ取組マズシテ為ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ関スルモノヲ除ク
5 海外ニ於ケル財政及金融ノ調査ニ関スル事項

九 銀行局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ関スル事項
2 普通銀行ニ関スル事項
3 貯蓄銀行ニ関スル事項
4 信託ニ関スル事項
5 無尽ニ関スル事項
6 戦時金融金庫ニ関スル事項
7 庶民金庫ニ関スル事項
8 産業組合中央金庫及信用組合ニ関スル事項
9 商工組合中央金庫ニ関スル事項
10 紙幣類似証券ニ関スル事項
11 社債等ノ登録ニ関スル事項
12 銀行ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スル事項
13 銀行債券ニ関スル事項
14 銀行ニ対スル補助金及補給金ニ関スル事項

一〇 監理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
1 保険ニ関スル事項

2 有価証券引受業ニ関スル事項
3 有価証券業ニ関スル事項
4 有価証券割賦販売ニ関スル事項
5 恩給金庫ニ関スル事項
6 商品券ニ関スル事項

昭和一八年六月一八日
勅令第五〇五号

一 総務局
4 東京都北海道地方費府県市町村及公共組合ノ歳計、諸収入及公債ニ関スル事項

昭和一八年一一月一日
勅令第八〇七号

一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外一般会計又ハ特別会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スル事務ヲ掌ル但シ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノヲ除ク
一ノ二 総務局
4 国有財産ノ総轄及整理ニ関スル事項
5 雑種財産ノ管理処分ニ関スル事項但シ政府出資特別会計ニ関スルモノヲ除ク
6 東京都北海道地方費府県市町村及公共組合ノ歳計、諸収入及公債ニ関スル事項
7 罹災救助基金ニ関スル事項
8 前二号ニ掲グルモノノ外北海道地方費府県市町村及公共組合ノ財務ノ監督ニ関スル事項
9 公文書類及成案文書ノ接受発送並ニ公文書類ノ編纂保存ニ関スル事項
10 統計報告ノ調製ニ関スル事項
四 営繕管財局〔削除〕
六 資金局〔削除〕
七 理財局
1 国内資金ノ運用調整其ノ他国内資金ノ統制ニ関スル事項但シ資金調整及会社経理統制ニ付テハ軍需省ノ所管ニ属スルモノヲ除ク
〔2号カラ9号マデ改正ナシ〕
10 預金部預金ノ管理並ニ預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事項
11 有価証券引受業、有価証券業及有価証券割賦販売ニ関スル事項
12 商品券ニ関スル事項
13 政府出資特別会計ニ関スル事項
八 外資局
九 銀行保険局
1 銀行ニ関スル事項
2 信託ニ関スル事項
3 保険ニ関スル事項
4 無尽ニ関スル事項
5 市街地信用組合ニ関スル事項
6 戦時金融金庫ニ関スル事項
7 庶民金庫及恩給金庫ニ関スル事項
8 農林中央金庫、地方農業会及信用組合ニ関スル事項
9 商工組合中央金庫ニ関スル事項
10 紙幣類似証券ニ関スル事項
11 社債等ノ登録ニ関スル事項
12 金融機関ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スル事項
13 金融機関ノ発行スル債券ニ関スル事項
14 金融機関ニ対スル補助金及補給金ニ関スル事項
一〇 監理局〔削除〕

昭和二〇年二月九日
勅令第五五号

八 外資局
5 外資金庫ニ関スル事項
6 海外ニ於ケル財政及金融ノ調査ニ関スル事項
〔本令ハ昭和二〇年二月一一日カラ施行〕

昭和二〇年五月一八日
勅令第三〇八号

一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル
1 国家資金ノ動員及配分ニ関スル綜合計画ノ設定ニ関スル事項
2 前号ニ掲グルモノノ外財政及金融ニ関スル綜合計画ノ

設定其ノ他財政及金融ニ関スル重要政策ノ綜合調整ニ関スル事項
3　所管行政ノ考査一般ニ関スル事項
4　一般会計又ハ特別会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スル事項但シ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノヲ除ク

一ノ二　総務局〔削除〕

三　主税局
12　東京都北海道地方費府県市町村及公共組合ノ財務ノ監督ニ関スル事項
13　国有財産ノ総轄及整理ニ関スル事項
14　雑種財産ノ管理処分ニ関スル事項但シ政府出資特別会計ニ関スルモノヲ除ク

五　国民貯蓄局
5　浮動購買力ノ発生防止ノ為ニスル特殊決済制度ニ関スル事項
6　臨時資金調整法第十条ノ十二ニ規定スル証票ニ関スル事項

七　理財局〔削除〕

七　金融局
1　国内資金ノ運用調整其ノ他国内資金ノ統制ニ関スル事項但シ資金調整及会社経理統制ニ付テハ軍需省ノ所管ニ属スルモノヲ除ク
2　前号ニ掲グルモノノ外一般金融ニ関スル事項
3　国庫金ノ出納、管理及運用ニ関スル事項
4　貨幣ニ関スル事項
5　国債ニ関スル事項
6　保管金、政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券及政府出資特別会計ニ関スル事項
7　預金部預金ノ管理並ニ預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事項
8　銀行、信託、保険及無尽ニ関スル事項
9　市街地信用組合、地方農業会、信用組合、戦時金融金庫、庶民金庫、恩給金庫、農林中央金庫及商工組合中央金庫ニ関スル事項
10　取引所、有価証券引受業、有価証券業及有価証券割賦販売ニ関スル事項
11　社債等ノ登録ニ関スル事項
12　紙幣類似証券及商品券ニ関スル事項
13　計理士ニ関スル事項

九　銀行保険局〔削除〕

昭和二〇年八月二六日
勅令第四九二号

七　金融局
1　但書削除

(2) 大蔵省分課規程(その一)

昭和初年から昭和一七年一〇月末まで

一　官房

昭和2
秘書課 ― 17.10末
文書課 ― 11.7 財政経済調査課 ― 15.12
会計課 ― 16.11 企画課 ― 17.10末 ― 17.1 考査課

昭和初年

秘書課
1　機密ニ属スルコト
2　官吏ノ進退身分ニ関スルコト
3　大臣次官ノ官印及省印ノ管守ニ関スルコト

文書課
1　文書ノ審査及進達ニ関スルコト
2　訴願、訴訟及請願ニ関スルコト
3　懲戒ニ関スルコト
4　公文書類ノ編纂保存ニ関スルコト
5　公文書類及成案文書ノ接受発遣ニ関スルコト
6　官報ノ公告ニ関スルコト
7　年報書及本省事務統計ノ調製ニ関スルコト

8 図書ノ備付及管理ニ関スルコト
9 本省各局課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

会計課

1 大蔵省所管一般会計ノ歳出ノ予算及決算ニ関スルコト
2 大蔵省所管特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
3 本省所属一般会計及特別会計ノ経理ニ関スルコト
4 会計ノ監査ニ関スルコト
5 本省所属諸収入ノ取扱ニ関スルコト
6 本省所属ノ保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ノ取扱ニ関スルコト
7 印紙類ノ出納及保管ニ関スルコト
8 大蔵省所管一般会計及特別会計ノ物品ニ関スルコト
9 大蔵省所管国有財産ノ管理監督及得喪変更ニ関スルコト
10 本省所属工事ノ施行及監督ニ関スルコト

11 本省所属築造物ノ維持及保有ニ関スルコト
12 省中取締ニ関スルコト

昭和二年五月三〇日

文書課

9 明治大正財政史編纂ニ関スルコト
10 本省各局課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

昭和一一年七月一日

文書課

8 大蔵部内統計事務ノ聯絡統一ニ関スルコト
9 図書ノ備付及管理ニ関スルコト
10 資源ノ統制運用計画ニ関スルコト
11 明治大正財政史編纂ニ関スルコト
12 本省各部局課ノ主管ニ属セサル事ニ関スルコト

財政経済調査課〔新設〕

1 大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル満洲関係事務ノ聯絡調整ニ関スルコト
2 大蔵部内各調査機関ノ聯絡統制ニ関スルコト
3 大蔵部外各種調査機関トノ聯絡ニ関スルコト
4 一般財政経済政策並事情ノ調査ニ関スルコト
5 財政経済ニ関スル内外資料ノ蒐集整理ニ関スルコト
6 大蔵省地方部局トノ間ニ於ケル財政経済事項ノ通報ニ関スルコト

昭和一二年五月四日

文書課

1 文書ノ審査及進達ニ関スルコト
2 訴願、訴訟及請願ニ関スルコト
3 懲戒ニ関スルコト
4 公文書類ノ編纂保存ニ関スルコト
5 公文書類及成案文書ノ接受発遣ニ関スルコト
6 官報ノ広告ニ関スルコト
7 図書ノ備付及管理ニ関スルコト
8 明治大正財政史編纂ニ関スルコト

二 官制および分課規程

9 本省各部局課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

財政経済調査課

1 年報書及本省事務統計ノ調製ニ関スルコト
2 大蔵部内統計事務ノ連絡統一ニ関スルコト
3 資源ノ統制運用計画ニ関スルコト
4 大蔵部内各調査機関ノ連絡統制ニ関スルコト
5 大蔵部外各種調査機関トノ連絡ニ関スルコト
6 一般財政経済政策並事情ノ調査ニ関スルコト
7 財政経済ニ関スル内外資料ノ蒐集整理ニ関スルコト

昭和一五年一二月一八日

文書課

1 文書ノ審査及進達ニ関スルコト
2 公文書類及成案文書ノ接受発遣ニ関スルコト
3 年報書及本省事務統計ノ調製ニ関スルコト
4 公文書類ノ編纂保存並ニ図書ノ備付及管理ニ関

資料 I

スルコト

5 官報ノ公告ニ関スルコト

6 国家総動員法施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト

7 訴願、訴訟及請願ニ関スルコト

8 懲戒ニ関スルコト

9 財政史編纂ニ関スルコト

10 本省各局課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

会計課

12 官庁防空ニ関スルコト

13 省中取締ニ関スルコト

財政経済調査課 廃止

昭和一六年一一月二七日

企画課〔新設〕

1 財政金融ニ関スル重要ナル企画ニ関スルコト

2 大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル財政金融ニ関スル企画ノ連絡調整ニ関スルコト

3 資金統制計画ニ関スルコト

4 物価ニ関スルコト

昭和一七年一月二四日

考査課〔新設〕

所管行政ノ考査一般ニ関スル事務ヲ掌ル

二 主計局

昭和2 予算決算課 9.12 予算課 17.7 第一課 17.11

決算課 第二課

司計課 調査課 第三課

15.9 法規課 第四課

昭和初年

予算決算課

1 総予算及総決算ノ調製ニ関スルコト

2 特別会計ノ予算及決算ノ調製ニ関スルコト

3 会計検査院ノ検査報告ニ関スルコト

4 収入支出ノ科目ニ関スルコト

5 勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ関スルコト

6 予備金ノ支出ニ関スルコト

7 会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ関スルコト

8 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計ニ関スルコト

9 主計局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

司計課

1 支払予算ニ関スルコト

2 年度開始前支出及定額繰越ニ関スルコト

3 主計簿ノ登記ニ関スルコト

4 会計及諸給与ノ統一ニ関スルコト

5 会計及諸給与其ノ他主計局主管ノ事務ニ関スル諸法規ノ調査ニ関スルコト

6 出納官吏及出納員ノ監督ニ関スルコト

昭和九年一二月二六日

予算課〔新設〕

1 総予算ノ調製ニ関スルコト

2 特別会計ノ予算ノ調製ニ関スルコト

3 収入支出ノ科目ニ関スルコト

4 勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ関スルコト

5 予備金ノ支出ニ関スルコト

6 会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ関スルコト

7 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計ニ関スルコト

8 主計局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

決算課〔新設〕

1 総決算ノ調製ニ関スルコト

2 特別会計ノ決算ノ調製ニ関スルコト

3 会計検査院ノ検査報告ニ関スルコト

4 支払予算ニ関スルコト

5　年度開始前支出及定額繰越ニ関スルコト
6　主計簿ノ登記ニ関スルコト

調査課〔新設〕
1　会計及諸給与ノ統一ニ関スルコト
2　会計及諸給与其ノ他主計局所管ノ事務ニ関スル諸法規ノ調査ニ関スルコト
3　出納官吏及出納員ノ監督ニ関スルコト

予算決算課および司計課　廃止

昭和一五年九月七日

法規課〔新設〕
1　会計及諸給与ノ統一ニ関スルコト
2　会計及諸給与其ノ他主計局所管ノ事務ニ関スル諸法規ノ調査ニ関スルコト
3　出納官吏及出納員ノ監督ニ関スルコト

予算課7号削除〔以下一号繰上ゲ〕

調査課
1　北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計ニ関スルコト
2　会計事務協議会及政府貸付金処理委員会ニ関スルコト
3　政府ノ需要スル物資及労務ニ関スルコト
4　財政制度及財政政策ノ調査及研究ニ関スルコト
5　主計局所管ノ事務ニ関スル内外ノ財政経済事情ノ調査ニ関スルコト
6　主計局所管ノ事務ニ関スル技術的調査ニ関スルコト

昭和一七年六月二七日

第一課〔新設〕
1　大蔵省、陸軍省及海軍省所管一般会計及特別会計（関東局特別会計ヲ除ク）ノ予算及決算ニ関スルコト
2　総予算調製ノ総括ニ関スルコト
3　特別会計予算調製ノ総括ニ関スルコト
4　収入支出ノ科目ノ決定ニ関スルコト
5　勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ノ承認ニ関スルコト
6　予備金支出ノ総括ニ関スルコト
7　会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ノ承認ニ関スルコト
8　主計局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

第二課〔新設〕
1　内務省、司法省、文部省及厚生省所管一般会計及特別会計並ニ地方分与税分与金特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
2　会計及諸給与ノ統一ニ関スルコト
3　会計及諸給与其ノ他主計局所管ノ事務ニ関スル諸法規ノ統一ニ関スルコト
4　出納官吏及出納員ノ監督ニ関スルコト
5　北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計ニ関スルコト
6　財政制度及財政政策ノ調査及研究ニ関スルコト

二　官制および分課規程

第三課〔新設〕
1　外務省、逓信省及拓務省所管一般会計及特別会計並ニ関東局特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
2　政府貸付金処理委員会ニ関スルコト
3　政府ノ需要スル物資及労務ニ関スルコト
4　主計局所管ノ事務ニ関スル内外ノ財政経済事情ノ調査ニ関スルコト
5　主計局所管ノ事務ニ関スル技術的調査ニ関スルコト

第四課〔新設〕
1　農林省、商工省及鉄道省所管一般会計及特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
2　総決算調製ノ総括ニ関スルコト
3　特別会計決算調製ノ総括ニ関スルコト
4　会計検査院ノ検査報告ニ関スルコト
5　支払予算ニ関スルコト
6　年度開始前支出及定額繰越ニ関スルコト

7 主計簿ノ登記ニ関スルコト

予算課、決算課、調査課および法規課廃止

三 主税局

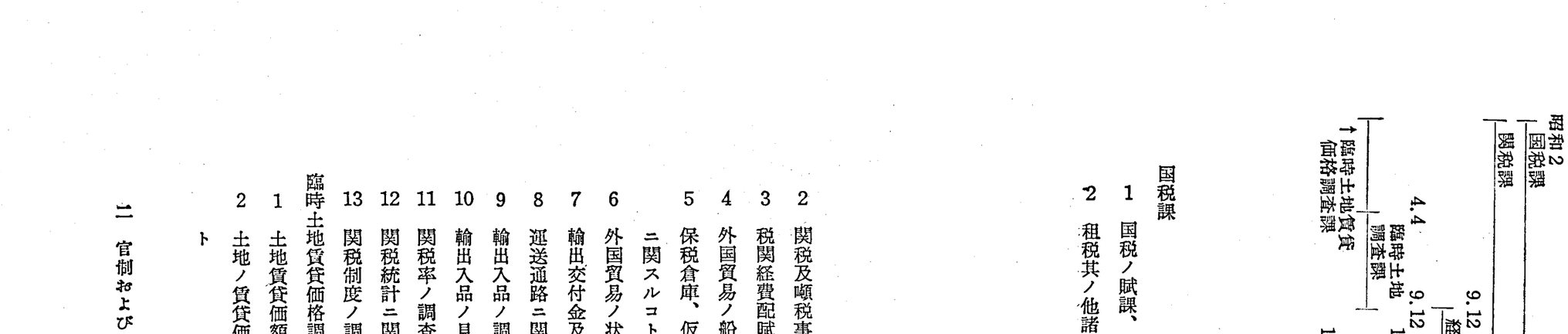

国税課

1 国税ノ賦課、徴収及減免ニ関スルコト

2 租税其ノ他諸収入ノ予算決算ノ調査ニ関スルコト

2 関税及噸税事務ノ管理監督ニ関スルコト

3 税関経費配賦ノ調査ニ関スルコト

4 外国貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ関スルコト

5 保税倉庫、仮置場其ノ他ノ保税地域ノ管理監督ニ関スルコト

6 外国貿易ノ状況調査ニ関スルコト

7 輸出交付金及戻税ニ関スルコト

8 運送通路ニ関スルコト

9 輸出入品ノ調査鑑定ニ関スルコト

10 輸出入品ノ見本ニ関スルコト

11 関税率ノ調査ニ関スルコト

12 関税統計ニ関スルコト

13 関税制度ノ調査ニ関スルコト

臨時土地賃貸価格調査課

1 土地賃貸価額調査ニ関スルコト

2 土地ノ賃貸価格調査事務ノ管理監督ニ関スルコト

3 国税事務ノ管理監督ニ関スルコト

4 内国税徴収費配賦ノ調査ニ関スルコト

5 民有地地種目変換ニ関スルコト

6 土地台帳ニ関スルコト

7 収入印紙ニ関スルコト

8 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ諸収入ニ関スルコト

9 大蔵省所管税外諸収入ニ関スルコト

10 諸貸金ニ関スルコト

11 国税賦課物件ノ分析鑑定ニ関スルコト

12 国税ニ関スル技術ノ管理監督ニ関スルコト

13 税務統計ニ関スルコト

14 内国税制度ノ調査ニ関スルコト

15 主税局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

関税課

1 関税及噸税ノ賦課、徴収及減免ニ関スルコト

臨時土地調査課（新設） 昭和四年四月二四日

1 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト

2 無届異動地ノ整理ニ関スルコト

3 土地賃貸価格調査事務及無届異動地整理事務ノ管理監督ニ関スルコト

臨時土地賃貸価格調査課 廃止 昭和六年四月二五日

臨時土地調査課

3 地租改正ニ伴フ土地台帳其ノ他簿書ノ整理ニ関スルコト

4 前三号ノ事務ノ管理監督ニ関スルコト

昭和八年五月二四日

臨時土地調査課

3 耕地整理地仮賃貸価格ノ調査ニ関スルコト

昭和九年一二月二六日

国税課

1 国税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 国税事務ノ管理監督ニ関スルコト
3 民有地地種目変換ニ関スルコト
4 土地台帳ニ関スルコト
5 収入印紙ニ関スルコト
6 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ諸収入ニ関スルコト
7 国税賦課物件ノ分析鑑定ニ関スルコト
8 国税ニ関スル技術ノ管理監督ニ関スルコト
9 内国税制度ノ調査ニ関スルコト
10 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
11 無届異動地ノ整理ニ関スルコト
12 耕地整理地仮賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
13 前三号ノ事務ノ管理監督ニ関スルコト

関税課

1 関税及噸税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 関税及噸税事務ノ管理監督ニ関スルコト
3 外国貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ関スルコト
4 保税倉庫、仮置場其ノ他ノ保税地域ノ管理監督ニ関スルコト
5 外国貿易ノ状況調査ニ関スルコト
6 輸出交付金及戻税ニ関スルコト
7 運送通路ニ関スルコト
8 輸出入品ノ調査鑑定ニ関スルコト
9 輸出入品ノ見本ニ関スルコト
10 関税率ノ調査ニ関スルコト
11 関税統計ニ関スルコト
12 関税制度ノ調査ニ関スルコト

経理課〔新設〕

1 租税其ノ他諸収入ノ予算決算ノ調査ニ関スルコト
2 租税ノ徴収ニ関スルコト
3 大蔵省所管税外諸収入ニ関スルコト
4 貸付金ニ関スルコト
5 内国税徴収費及税関経費ノ概算及配賦ニ関スルコト
6 税務統計ニ関スルコト
7 主税局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

臨時土地調査課 廃止

昭和一一年六月三日

国税課

5 収入印紙ノ取締ニ関スルコト
9—13 削除

関税課 12号削除

経理課

6 収入印紙ノ形式ニ関スルコト
7 税務統計ニ関スルコト
8 主税局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

企画課〔新設〕

1 国税制度ノ調査ニ関スルコト
2 関税制度ノ調査ニ関スルコト
3 地方税制度ノ調査ニ関スルコト
4 税務機構ノ調査ニ関スルコト

特別調査課〔新設〕

1 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
2 無届異動地ノ整理ニ関スルコト
3 前二号ノ事務ノ管理監督ニ関スルコト
4 特殊課税物件ノ調査監督ニ関スルコト

昭和一三年五月一四日

国税課

1 国税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 国税事務ノ管理監督ニ関スルコト
3 民有地地種目変換ニ関スルコト
4 土地台帳ニ関スルコト
5 収入印紙ノ取締ニ関スルコト
6 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ諸収

資料 I

入ニ関スルコト

7 国税賦課物件ノ分析鑑定ニ関スルコト
8 国税ニ関スル技術ノ管理監督ニ関スルコト
9 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
10 無届異動地ノ整理ニ関スルコト
11 前二号ノ事務ノ管理監督ニ関スルコト

企画課

1 国税制度ノ調査ニ関スルコト
2 関税制度ノ調査ニ関スルコト
3 地方税制度ノ調査ニ関スルコト
4 税務機構ノ調査ニ関スルコト
5 特殊課税物件ノ調査監督ニ関スルコト

特別調査課 廃止

昭和一五年七月五日

家屋賃貸価格調査課〔新設〕

1 家屋賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
2 前号ノ事務ノ管理監督ニ関スルコト

三四八

昭和一五年一〇月二一日

国税課 6号削除〔以下一号ヅツ繰上ゲ〕

経理課

1 租税其ノ他諸収入ノ予算決算ノ調査ニ関スルコト
2 地方分与税分与金特別会計ノ歳入ニ関スルコト
3 租税ノ徴収ニ関スルコト
4 大蔵省所管税外諸収入ニ関スルコト
5 貸付金ニ関スルコト
6 内国税徴収費及税関経費ノ概算及配賦ニ関スルコト
7 収入印紙ノ形式ニ関スルコト
8 税務統計ニ関スルコト
9 主税局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

地方税課〔新設〕

1 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ諸収入ニ関スルコト
2 地方分与税ニ関スルコト但シ賦課減免及徴収ニ関スルモノヲ除ク
3 地方財務ノ調査監督ニ関スルコト

昭和一五年一二月一八日

国税課

11 国税制度ノ調査ニ関スルコト

経理課

9 税務機構ノ調査ニ関スルコト
10 主税局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

地方税課

4 地方税制度ノ調査ニ関スルコト

企画課 廃止

昭和一六年七月一六日

国税課

8 酒類ノ生産及販売統制竝ニ価格ニ関スルコト
9 国税ニ関スル技術ノ管理監督ニ関スルコト
10 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
11 無届異動地ノ整理ニ関スルコト
12 前二号ノ事務ノ管理監督ニ関スルコト
13 国税制度ノ調査ニ関スルコト

二 官制および分課規程

四 理財局

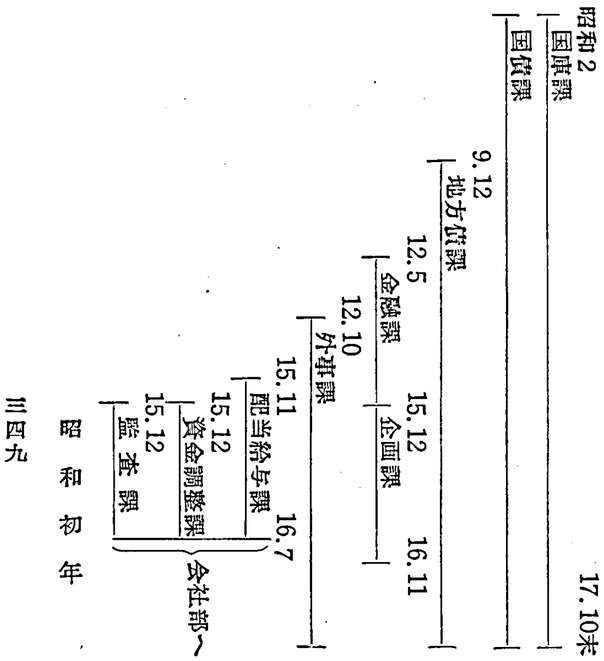

昭和初年

国庫課

1 国資ノ運用出納ニ関スルコト
2 国庫金ノ出納管理ニ関スルコト
3 国庫金ノ出納計算書ニ関スルコト
4 国庫簿ノ登記ニ関スルコト
5 貨幣ニ関スルコト
6 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スルコト
7 金融ニ関スルコト
8 内外経済事情ノ調査報告ニ関スルコト
9 教育基金特別会計ニ関スルコト
10 賠償金特別会計ニ関スルコト
11 教育改善及農村振興基金特別会計ニ関スルコト
12 理財局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

国債課

1 国債ノ募集、借入及償還ニ関スルコト
2 国債簿ノ登記及国債計算書ノ調製ニ関スルコト
3 国債整理基金及公債金特別会計ノ経理ニ関スルコト
4 国債利子及国債雑費ノ支払ニ関スルコト
5 国債証券、大蔵省証券及借入金証書ノ取扱ニ関スルコト
6 地方財務ノ監督ニ関スルコト
7 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ関スルコト
8 罹災救助基金ニ関スルコト
9 家禄賞典禄処分ニ関スルコト

昭和九年一二月二六日

国債課

1 国債ノ募集、借入及償還ニ関スルコト
2 国債簿ノ登記及国債計算書ノ調製ニ関スルコト
3 国債整理基金及公債金特別会計ノ経理ニ関スルコト
4 国債利子及国債雑費ノ支払ニ関スルコト
5 国債証券、大蔵省証券及借入金証書ノ取扱ニ関スルコト
6 家禄賞典禄処分ニ関スルコト

地方債課〔新設〕

1 地方財務ノ監督ニ関スルコト
2 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ関スルコト
3 罹災救助基金ニ関スルコト

昭和一一年七月一日

国庫課

1 国資ノ運用出納ニ関スルコト
2 国庫金ノ出納管理ニ関スルコト
3 国庫金ノ出納計算書ニ関スルコト
4 国庫簿ノ登記ニ関スルコト
5 貨幣ニ関スルコト
6 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スルコト
7 金融ニ関スルコト
8 教育基金特別会計ニ関スルコト
9 賠償金特別会計ニ関スルコト
10 教育改善及農村振興基金特別会計ニ関スルコト
11 理財局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

昭和一二年五月四日

国庫課

5 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スルコト
6 教育基金特別会計ニ関スルコト
7 教育改善及農村振興基金特別会計ニ関スルコト
8 対外投資ニ関スルコト
9 理財局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

金融課〔新設〕

1 貨幣ニ関スルコト

二 官制および分課規程

2　資金ノ需給ノ調査ニ関スルコト
3　国際収支ニ関スルコト
4　政府海外払節約ニ関スルコト
5　其ノ他一般金融ニ関スルコト

昭和一二年一〇月二五日

国庫課
6　貨幣ニ関スルコト
7　産金ニ関スルコト
8　金資金特別会計ニ関スルコト
9　教育基金特別会計ニ関スルコト
10　教育改善及農村振興基金特別会計ニ関スルコト
11　理財局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

金融課　1号削除　〔以下一号ヅツ繰上ゲ〕

外事課　〔新設〕
1　海外ニ於ケル財務ニ関スルコト
2　大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル海外関係事務ノ聯絡調整ニ関スルコト
3　対外投資ニ関スルコト

昭和一二年一二月一日

金融課
1　資金ノ需給ノ調査ニ関スルコト
2　資金調整ニ関スルコト但シ金融機関及証券引受業者ノ資金調整ニ関スルモノヲ除ク
3　国際収支ニ関スルコト
4　政府海外払節約ニ関スルコト
5　其ノ他一般金融ニ関スルコト

昭和一三年五月一四日

国庫課
1　国資ノ運用出納ニ関スルコト
2　国庫金ノ出納管理ニ関スルコト
3　国庫金ノ出納計算書ニ関スルコト
4　国庫簿ノ登記ニ関スルコト
5　保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スルコト
6　貨幣ニ関スルコト
7　金資金特別会計ニ関スルコト
8　教育基金特別会計ニ関スルコト
9　教育改善及農村振興基金特別会計ニ関スルコト
10　理財局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

金融課
1　貨幣ニ関スルコト
2　資金ノ需給ノ調査ニ関スルコト
3　産金ニ関スルコト
4　国際収支ニ関スルコト
5　政府海外払節約ニ関スルコト
6　其ノ他一般金融ニ関スルコト
7　産金ニ関スルコト
8　金資金特別会計ニ関スルコト

〔以下一号ヅツ繰下ゲ〕

金融課
3　会社ノ利益配当及経理命令ニ関スルコト但シ金融機関及証券引受業者ノ利益配当及経理命令ニ関スルモノヲ除ク

昭和一四年七月一五日

金融課　5号削除　〔以下一号繰上ゲ〕

昭和一四年一〇月二〇日

金融課
3　会社ノ利益配当及職員給与ニ関スルモノ其ノ他ノ経理命令ニ関スルコト但シ金融機関及証券引受業者ノ利益配当及経理命令ニ関スルモノヲ除ク

昭和一四年四月一日

国庫課
二　官制および分課規程

金融課

3　会社経理統制ニ関スルコト但シ金融機関及証券引受業者ノ経理統制竝ニ配当給与課ニ属スル事務ヲ除ク

配当給与課〔新設〕

但シ金融機関及証券引受業者ノ経理統制ニ関スルモノヲ除ク

1　会社経理統制令ニ依ル利益配当及積立金ニ関スルコト

2　会社経理統制令ニ依ル役員及社員給与ニ関スルコト

昭和一五年一二月一八日

企画課〔新設〕

1　大蔵省部内各部局課ノ主管ニ属スル金融関係事務ノ連絡調整ニ関スルコト

2　資金統制計画ニ関スルコト

3　物価ニ関スルコト

4　国際収支ニ関スルコト

5　其ノ他一般金融ニ関スルコト

外事課

1　海外ニ於ケル財務ニ関スルコト

2　大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル海外関係事務ノ連絡調整ニ関スルコト

3　海外ニ於ケル財政経済ニ関スル政策及事情ノ調査ニ関スルコト

4　海外ニ於ケル財政経済ニ関スル資料ノ募集整理ニ関スルコト

5　対外投資ニ関スルコト

資金調整課〔新設〕

但シ金融機関及証券引受業者ニ関スルモノヲ除ク

1　臨時資金調整法ニ依ル資金調整ニ関スルコト

2　会社経理統制令第三十三条及第三十四条ノ規定ニ依ル資金統制ニ関スルコト

配当給与課

但シ金融機関及証券引受業者ニ関スルモノヲ除ク

1　会社経理統制令ニ依ル利益配当及積立金ニ関スルコト

2　会社経理統制令ニ依ル役員及社員給与ニ関スルコト

3　会社経理統制令ニ依ル経費及償却ニ関スルコト

4　会社経理審査委員会ニ関スルコト

監査課〔新設〕

但シ金融機関及証券引受業者ニ関スルモノヲ除ク

1　会社経理統制令ニ依ル経理検査ニ関スルコト

2　会社経営ノ調査及統計ニ関スルコト

3　臨時資金調整法及会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調査ニ関スルコト

金融課　廃止

昭和一六年一一月二七日

企画課　廃止

昭和一六年七月一六日

資金調整課、配当給与課、監査課廃止〔会社部設置ニヨル〕

二　官制および分課規程

五　銀行局

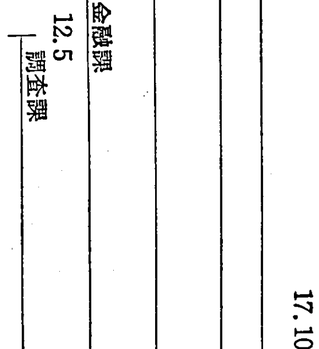

昭和初年

特別銀行課

1　日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、台湾銀行、朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ関スルコト

2　産業組合中央金庫ニ関スルコト

3 紙幣類似証券ニ関スルコト
4 無尽ニ関スルコト
5 市街地信用組合ニ関スルコト
6 銀行債券ニ関スルコト
7 銀行ニ対スル補助金及補給金ニ関スルコト
8 銀行局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

普通銀行課
1 普通銀行ニ関スルコト
2 貯蓄銀行ニ関スルコト
3 信託ニ関スルコト
4 有価証券割賦販売ニ関スルコト
5 銀行ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト
6 銀行信託無尽等ノ統計ニ関スルコト

昭和二年五月二五日

検査課〔新設〕
1 検査計画ニ関スルコト

2 実地及書面検査ノ実行ニ関スルコト
3 検査ニ基ク整理事項ニ関スルコト
4 検査規定ニ関スルコト
5 検査成績ノ報告及検査統計ニ関スルコト
〔特別銀行課、普通銀行課共内容ノ改正ナシ、『但検査課ニ属スル事務ニ付テハ此限ニ在ラス』ヲ各々加フ〕

昭和一一年一〇月一日

特別銀行課
但検査課ニ属スル事務ニ付テハ此限ニ在ラス
1 日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、台湾銀行、朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ関スルコト
2 紙幣類似証券ニ関スルコト
3 銀行債券ニ関スルコト
4 銀行ニ対スル補助金及補給金ニ関スルコト
5 銀行局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

コト

庶民金融課〔新設〕
但検査課ニ属スル事務ニ付テハ此限ニ在ラス
1 無尽ニ関スルコト
2 市街地信用組合ニ関スルコト
3 産業組合中央金庫ニ関スルコト
4 商工組合中央金庫ニ関スルコト
5 庶民金融制度ノ調査ニ関スルコト

昭和一二年五月四日

特別銀行課 3号削除〔以下一号ヅツ繰上ゲ〕
普通銀行課
但検査課ニ属スル事務ニ付テハ此限ニ在ラス
1 普通銀行ニ関スルコト
2 貯蓄銀行ニ関スルコト
3 担保付社債信託ヲ除ク信託ニ関スルコト
4 有価証券割賦販売ニ関スルコト
5 銀行及信託会社ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

ルコト

庶民金融課
2 信用組合、信用組合連合会及産業組合中央会ニ関スルコト
5 其ノ他庶民金融機関ニ関スルコト
6 無尽ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

調査課〔新設〕
但検査課ニ属スル事務ニ付テハ此限ニ在ラス
1 金融制度ノ調査ニ関スルコト
2 特別法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ債券ニ関スルコト
3 担保付社債信託ニ関スルコト
4 銀行信託無尽信用組合等ノ統計ニ関スルコト

昭和一二年一二月一日

特別銀行課
3 銀行債券ニ関スルコト
4 銀行ニ対スル補助金及補給金ニ関スルコト

庶民金融課

但検査課ニ属スル事務ニ付テハ此限ニ在ラス

1 無尽ニ関スルコト
2 庶民金庫ニ関スルコト
3 恩給金庫ニ関スルコト
4 信用組合、信用組合連合会及産業組合中央会ニ関スルコト
5 産業組合中央金庫ニ関スルコト
6 商工組合中央金庫ニ関スルコト
7 其ノ他庶民金融機関ニ関スルコト
8 無尽ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

調査課

3 有価証券引受業ニ関スルコト
4 生命保険会社ノ監督ニ関スルコト
5 銀行信託無尽信用組合等ノ統計ニ関スルコト
6 金融機関及証券引受業者ノ資金調整ニ関スルコト

昭和一三年七月一日

調査課

但検査課ニ属スル事務ニ付テハ此限ニ在ラス

1 金融制度ノ調査ニ関スルコト
2 担保付社債信託ニ関スルコト
3 生命保険会社ノ監督ニ関スルコト
4 銀行信託無尽信用組合等ノ統計ニ関スルコト
5 金融機関及証券引受業者ノ資金調整ニ関スルコト

昭和一三年二月一日

調査課

2 削除〔以下一号ヅツ繰上ゲ〕
4 金融機関及証券引受業者ノ資金調整ニ関スルコト

調査課　5号削除〔以下一号ヅツ繰下ゲ〕

六 預金部

昭和2 運用課 ┐ 7.11
　　 調査課 ┘ 外局トナル

昭和初年

運用課

1 大蔵省預金ノ受払ニ関スルコト
2 預金部資金ノ運用ニ関スルコト
3 預金部資金運用委員会ニ関スルコト
4 預金部主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

監理課

1 運用資産ノ監理ニ関スルコト
2 大蔵省預金部特別会計ニ関スルコト
3 主簿ニ関スルコト

〔昭和七年一一月二二日大蔵省所管外局トナル。外局預

庶民金融課

3 国民更生金庫ニ関スルコト
4 恩給金庫ニ関スルコト
5 信用組合、信用組合連合会及産業組合中央会ニ関スルコト
6 産業組合中央金庫ニ関スルコト
7 商工組合中央金庫ニ関スルコト
8 其ノ他庶民金融機関ニ関スルコト
9 無尽ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

調査課

4 ビルブローカーニ関スルコト
5 生命保険会社ノ監督ニ関スルコト
6 銀行信託無尽信用組合等ノ統計ニ関スルコト
7 金融機関、証券引受業者及ビルブローカーノ資金調整ニ関スルコト

昭和一六年一二月一三日

二 官制および分課規程

金部ノ項ヲ参照ノコト〕

七　外国為替管理部

8.5　総務課
　　調査課　　12.5　為替局〜

昭和八年五月二四日新設

総務課

1　外国為替管理ニ関スル法令ノ規定ニ依ル許可ニ関スルコト

2　外国為替管理法第四条第一項ノ命令ニ関スルコト

3　外国為替管理委員会ニ関スルコト

4　外貨評価委員会ニ関スルコト

5　外国為替管理部主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

審査課

1　外国為替管理ニ関スル法令ノ規定ニ依ル報告書

又ハ明細書ノ審査ニ関スルコト

2　外国為替管理法第二条ノ規定ニ依ル検査ニ関スルコト

3　外国為替管理法及関係命令違反事件ニ関スルコト

〔昭和一二年五月四日廃止同日為替局トナル〕

八　為替局

12.5　総務課　　17.10未
　　外資課
　　12.7　第一管理課　　13.2　第一管理課　　13.5　輸入第一課　　15.12　輸入第一課　　17.4　管理課
　　第二管理課　　第二管理課　　輸入第二課
　　第三管理課　　輸入第三課
　　送金課
　　15.12　輸出第一課　　17.4
　　輸出課
　　輸出第二課
　　検査課

昭和一二年五月四日新設

総務課

1　銀行又ハ両替商ノ取引又ハ行為ニ関スルコト

2　金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出及金貨幣ノ鋳潰又ハ毀傷ニ関スルコト

3　外国為替相場ノ取極ニ関スルコト

4　外国為替管理法第三条ノ規定ニ依ル取引ノ相手方ノ限定ニ関スルコト

5　外国為替管理法第四条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ関スルコト

6　外国為替管理委員会及外貨評価委員会ニ関スルコト

7　検査計画ニ関スルコト

8　外国為替ノ調査ニ関スルコト

9　為替局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

管理課

一　官制および分課規程

銀行又ハ両替商ニ非サルモノノ第二条（総務課）又ハ第四条（外資課）ニ該当セサル取引又ハ行為ニ関スル事務ヲ掌ル

外資課

銀行又ハ両替商ニ非サルモノノ取引又ハ行為ニ付左ノ事務ヲ掌ル

1　外国通貨ヲ以テ表示スル証券、債権又ハ債務ノ取得又ハ処分ニ関スルコト

2　証券ノ輸出又ハ輸入ニ関スルコト

3　価額ノ全部又ハ一部ニ付外国為替ヲ取組マサル貨物ノ輸出ニ関スルコト

昭和一二年七月一日

第一管理課〔新設〕

銀行又ハ両替商ニ非サルモノノ輸入貨物代金決済ニ関スル取引又ハ行為ニシテ第二条（総務課）又ハ第五条（外資課）ニ該当セサルモノニ関スル事務ヲ掌ル

第二管理課〔新設〕

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ輸入貨物代金決済ニ関セサル取引又ハ行為ニシテ第二条（総務課）又ハ第五条（外資課）ニ該当セサルモノニ関スル事務ヲ掌ル

管理課　廃止

昭和一二年一二月一日

第一管理課

1　銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ輸入貨物代金ノ決済ニ関スル取引又ハ行為ニシテ第二条（総務課）又ハ第五条（外資課）ニ該当セサルモノニ関スルコト

2　価額ノ全部又ハ一部ニ付外国為替ヲ取組マサル貨物ノ輸入ニ関スルコト

外資課

1　外国通貨ヲ以テ表示スル証券、債権又ハ債務ノ取得又ハ処分ニ関スルコト

2　本邦通貨ヲ以テ表示スル外国居住者ニ対スル債権又ハ債務ノ取得又ハ処分ニ関スルコト

3　外国居住者ニ信用ヲ与フル行為ニ関スルコト

4　証券ノ輸出又ハ輸入ニ関スルコト

5　価格ノ全部又ハ一部ニ付外国為替ヲ取組マサル貨物ノ輸出ニ関スルコト

6　外国通貨又ハ外国為替以外ノ外国ニ在ル財産ニシテ第一号又ハ第二号ニ掲ケサルモノノ取得又ハ処分ニ関スルコト

昭和一三年二月一日

第一管理課

1　銀行又ハ両替商ニ非サルモノノ金属、機械及石炭ノ輸入代金ノ決済ニ関スル取引又ハ行為ニシテ第二条（総務課）又ハ第五条（外資課）ニ該当セサルモノ

2　価格ノ全部又ハ一部ニ付外国為替ヲ取組マサル金属、機械及石炭ノ輸入ニ関スルコト

第二管理課

1　銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ金属、機械及石炭以外ノ貨物ノ輸入代金ノ決済ニ関スル取引又ハ行為ニシテ第二条（総務課）又ハ第六条（外資課）ニ該当セサルモノニ関スルコト

2　価額ノ全部又ハ一部ニ付外国為替ヲ取組マサル金属、機械及石炭以外ノ貨物ノ輸入ニ関スルコト

第三管理課〔新設〕

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ金属、機械及石炭ノ輸入代金決済ニ関セサル取引又ハ行為ニシテ第二条（総務課）又ハ第六条（外資課）ニ該当セサルモノニ関スル事務ヲ掌ル

昭和一三年五月一四日
〔大改正〕

総務課

但シ検査課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1　銀行又ハ両替商ノ取引又ハ行為ニ関スルコト

2　金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出及金貨幣ノ鋳潰又ハ毀傷ニ関スルコト

3　外国為替相場ノ取極ニ関スルコト

4　外国為替管理法第三条ノ規定ニ依ル取引ノ相手方ノ限定ニ関スルコト

5　外国為替管理法第四条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ関スルコト

6　外国為替管理委員会及外貨評価委員会ニ関スルコト

7　外国為替ノ調査ニ関スルコト

8　為替局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

輸入第一課〔新設〕

但シ検査課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1　輸入為替及無為替輸入ニ関スル事務ノ総括及連絡調整ニ関スルコト

2　輸入為替及無為替輸入ノ統計ニ関スルコト

3 輸入為替及無為替輸入ニ関スル事務ニシテ他課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

輸入第二課 〔新設〕

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ取引又ハ行為ニ付左ノ事務ヲ掌ル

1 礦物、鉱、金属及機械ノ輸入為替ノ許可ニ関スルコト

2 礦物、鉱、金属及機械ノ無為替輸入ノ許可ニ関スルコト

輸入第三課 〔新設〕

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ取引又ハ行為ニ付左ノ事務ヲ掌ル

1 礦物、鉱、金属及機械以外ノ貨物ノ輸入為替ノ許可ニ関スルコト

2 礦物、鉱、金属及機械以外ノ貨物ノ無為替輸入ノ許可ニ関スルコト

送金課 〔新設〕

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ輸入貨物代金ノ決済ニ関セサル取引又ハ行為ニ付左ノ事務ヲ掌ル但シ検査課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1 外国為替ノ取得又ハ処分其ノ他外国ニ対スル送金ニ関スルコト

2 外国ニ於テ為シタル委託ニ基キ本邦内ニ於テ為ス支払ニ関スルコト

3 信用状ノ発行又ハ取得ニ関スルコト

輸出課 〔新設〕

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ取引又ハ行為ニ付左ノ事務ヲ掌ル但シ検査課ニ属スル事業ニ付テハ比ノ限ニ在ラス

1 貨物ノ無為替輸出ニ関スルコト

2 貨物ノ無為替輸出代金ノ回収ニ関スルコト

3 貨物ノ有為替輸出ノ報告ニ関スルコト

外資課

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ取引又ハ行為ニ付左ノ事務ヲ掌ル但シ検査課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1 外国通貨ヲ以テ表示スル証券、債権又ハ債務ノ取得又ハ処分ニ関スルコト

2 本邦通貨ヲ以テ表示スル外国居住者ニ対スル債権又ハ債務ノ取得又ハ処分ニ関スルコト

3 外国居住者ニ信用ヲ与フル行為ニ関スルコト

4 証券ノ輸出若ハ輸入又ハ無為替輸出代金ノ回収ニ関スルコト

5 外国通貨又ハ外国為替以外ノ外国ニ在ル財産ニシテ第一号又ハ第二号ニ掲ケサルモノノ取得又ハ処分ニ関スルコト

検査課 〔新設〕

1 実地検査ニ関スルコト

2 外国為替管理法及之ニ基ク命令ノ違反事件ノ処理ニ関スルコト

3 輸入為替及無為替輸入ノ報告ノ審査ニ関スルコト

総務課 〔但書削除〕

2 通貨又ハ外国通貨ノ輸入ニ関スルコト

3 金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出及金貨幣ノ鋳潰又ハ毀傷ニ関スルコト

4 外国為替相場ノ取極ニ関スルコト

5 外国為替管理法第三条ノ規程ニ依ル取引ノ相手方ノ限定ニ関スルコト

6 外国為替管理法第四条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ関スルコト

7 外国為替管理委員会及外貨評価委員会ニ関スルコト

8 実地検査ニ関スルコト

9 外国為替管理法及之ニ基ク命令ノ違反事件ノ処理ニ関スルコト

10 外国為替ノ調査ニ関スルコト

11 為替局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

輸入第一課

但総務課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1　貨物ノ輸入為替及無為替輸入ニ関スル事務ノ総括及連絡調整ニ関スルコト

2　貨物ノ輸入為替及無為替輸入ノ統計ニ関スルコト

3　貨物ノ輸入為替及無為替輸入ニ関スル事務ニシテ他課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

輸入第二課

1　貨物ノ輸入為替ノ許可ニ関スルコト

2　貨物ノ無為替輸入ノ許可ニ関スルコト

輸入第三課　廃止

送金課

銀行又ハ両替商ニ非サル者ノ輸入貨物代金ノ決済ニ関セサル取引又ハ行為ニ付左ノ事務ヲ掌ル但シ総務課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

輸出第一課〔新設〕

1　貨物ノ輸出為替ニ関スルコト

2　貨物ノ有為替輸出ノ報告ニ関スルコト

3　貨物ノ輸出為替及無為替輸出ニ関スル事務ノ総括及連絡調整ニ関スルコト

輸出第二課〔新設〕

但シ総務課ニ関スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1　貨物ノ無為替輸出ニ関スルコト

2　貨物ノ無為替輸出代金ノ回収ニ関スルコト

輸出課、検査課　廃止

昭和一七年四月一日

総務課

1　銀行又ハ両替商ノ取引又ハ行為ニ関スルコト

2　通貨又ハ外国通貨ノ輸入ニ関スルコト

3　金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出及金貨幣ノ鋳潰又ハ毀傷ニ関スルコト

4　外国為替相場ノ取極ニ関スルコト

5　外国為替管理法第三条ノ規定ニ依ル取引ノ相手方ノ限定ニ関スルコト

6　外国為替管理法第四条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ関スルコト

7　外国為替管理委員会及敵産管理委員会ニ関スルコト

8　実地検査ニ関スルコト

9　外国為替管理法及敵産管理法並ニ之ニ基ク命令ノ違反事件ノ処理ニ関スルコト

10　外国為替ノ調査ニ関スルコト

11　外国為替管理法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト

12　為替局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

管理課〔新設〕

但シ総務課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1　敵産管理法ノ施行ニ関スルコト

2　外国人関係取引取締規則ノ施行ニ関スルコト

16.7　総務課
　　資金調整課
　　経理統制課　17.11

昭和一六年七月一六日新設

総務課

1　臨時資金調整法及会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト

2　会社経営ノ調査及統計ニ関スルコト

3　会社経理統制令ニ依ル経理検査ニ関スルコト

4　臨時資金調整法ニ依ル検査ニ関スルコト

5　会社部主管ニシテ他課ニ属セサル事項ニ関スルコト

資金調整課

1　臨時資金調整法ニ依ル資金調整ニ関スルコト

2　会社経理統制令第三十三条及第三十四条ノ規定ニ依ル資金統制ニ関スルコト

経理統制課

1 会社経理統制令ニ依ル利益配当及積立金ニ関スルコト
2 会社経理統制令ニ依ル役員及社員給与ニ関スルコト
3 会社経理統制令ニ依ル経費及償却ニ関スルコト
4 会社経理審査委員会ニ関スルコト

十 監理局

16.12 監理課 ─ 17.10末
保険課 ─
戦時保険課 ─

昭和一六年一二月一三日新設

監理課

1 取引所法ノ施行ニ関スルコト
2 有価証券業取締法ノ施行ニ関スルコト
3 有価証券外務員取締規則ノ施行ニ関スルコト
4 計理士法ノ施行ニ関スルコト

5 商品券取締法ノ施行ニ関スルコト
6 国家総動員計画ニ関スル事務ニシテ保険会社、取引所及取引員ニ関スルコト
7 監理局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

保険課

1 保険政策一般ニ関スルコト
2 保険会社ニ関スルコト
3 保険会社ニ対スル助成金ニ関スルコト
4 保険募集取締規則ノ施行ニ関スルコト
5 会社経理統制令及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スル事務ニシテ保険会社ニ関スルコト

戦時保険課

1 損害保険国営再保険法ノ施行ニ関スルコト
2 損害保険国営再保険特別会計及之ニ属スル物品ニ関スルコト
3 戦時海上保険補償ニ関スルコト

(3) 大蔵省分課規程(その二)

昭和一七年一一月から昭和二〇年末まで

一 官房

17.11 秘書課 ─
会計課 ─
18.11 営繕課 ─
20.3 戦時施設課 ─ 20.8 庶務課 ─
20.5 総務局から移管 { 文書課 ─ 企画課 ─

昭和一七年一一月一日

秘書課

1 機密ニ属スルコト
2 大臣次官ノ官印及省印ノ管守ニ関スルコト
3 官吏ノ進退身分ニ関スルコト

二 官制および分課規程

4 叙位叙勲及褒賞ニ関スルコト
5 官吏ノ服務ニ関スルコト
6 懲戒ニ関スルコト
7 儀式典礼ニ関スルコト
8 恩給ニ関スルコト

会計課

1 大蔵省所管一般会計ノ歳出ノ予算及決算ニ関スルコト
2 大蔵省所管特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
3 本省所属一般会計及特別会計ノ経理ニ関スルコト
4 会計ノ監査ニ関スルコト
5 本省所属諸収入ニ関スルコト
6 本省所属ノ保管金及政府所有又ハ保管ニ係ル有価証券ノ取扱ニ関スルコト
7 印紙類ノ出納及保管ニ関スルコト
8 大蔵省所管一般会計及特別会計ノ物品ニ関スルコト

9 大蔵省所管国有財産ノ管理監督及得喪変更ニ関スルコト
10 本省所属工事ノ施行及監督ニ関スルコト
11 本省所属築造物ノ維持及保存ニ関スルコト
12 官庁防空ニ関スルコト
13 大蔵省所管職員共済組合ニ関スルコト
14 大蔵省職員ノ厚生施設ニ関スルコト
15 省中取締ニ関スルコト

昭和一八年一一月一日

営繕課〔新設、営繕管財局ガ内局官房ノ中ニ入ル〕

営繕課ニ於テハ一般会計又ハ特別会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スル事務ヲ掌ル但シ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノヲ除ク

営繕課ニ第一班、第二班、第三班及第四班ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム但シ営繕業務ノ企画、工事ノ積算、工費ノ調査及工事用物資ノ需給計画ニ関スル事項ハ課長直属トス

第一班
1 営繕費ノ概算ノ調査竝ニ工事費及敷地買収費ノ経理ニ関スルコト
2 営繕用品資金特別会計ノ経理ニ関スルコト
3 工事用物資ノ需給計画ノ実行ニ関スルコト
4 工事ニ関スル契約ニ関スルコト
5 工事ノ検査ニ関スルコト
6 営繕課ノ主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

第二班
1 内務省、大蔵省、文部省及厚生省所管ト為ルベキ建築工事ノ設計ニ関スルコト
2 前号工事ノ実施及監督ニ関スルコト

第三班
1 前項第一号ニ掲グル以外ノ各省所管トナルベキ建造物ノ建築工事ノ設計ニ関スルコト
2 前号工事ノ実施及監督ニ関スルコト

第四班
1 建造物ノ機械、電気設備及土木工事ノ設計ニ関スルコト
2 前号工事ノ実施及監督ニ関スルコト

各班ニ班長ヲ置ク班長ハ課長ノ指揮ヲ承ケ班務ヲ掌理ス

昭和二〇年三月一七日

会計課
1 大蔵省所管一般会計ノ歳出ノ予算及決算ニ関スルコト
2 大蔵省所管特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
3 本省所属一般会計及特別会計ノ経理ニ関スルコト
4 会計ノ監査ニ関スルコト
5 本省所属諸収入ニ関スルコト
6 本省所属ノ保管金及政府所有又ハ保管ニ係ル有価証券ノ取扱ニ関スルコト
7 印紙類ノ出納及保管ニ関スルコト
8 大蔵省所管国有財産ノ管理監督及得喪変更ニ関スルコト

戦時施設課〔新設〕
1 官庁防空ニ関スルコト
2 大蔵省所管職員共済組合ニ関スルコト
3 職員ノ厚生施設ニ関スルコト
4 大蔵省所管一般会計及特別会計ノ物品ニ関スルコト
5 本省所属工事ノ施行及監督ニ関スルコト
6 本省所属築造物ノ維持及保存ニ関スルコト
7 省中取締ニ関スルコト
8 傭人ノ進退、身分及服務ニ関スルコト
9 前各号ニ掲グルモノノ外戦時ニ必要ナル省中施設ノ整備強化ニ関スルコト

昭和二〇年五月一九日

文書課〔総務局カラ移管〕

二　官制および分課規程

1 大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル事務ノ綜合調整ニ関スルコト
2 文書ノ審査及進達ニ関スルコト
3 公文書類及成案文書ノ接受発送ニ関スルコト
4 官報報告ニ関スルコト
5 情報事務ノ連絡ニ関スルコト
6 所管行政ノ考査一般ニ関スルコト
7 訴願、訴訟及請願ニ関スルコト
8 民間ヨリノ意見上申ニ関スル事務ノ総括ニ関スルコト
9 本省各局課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

企画課〔総務局カラ移管〕
1 国家資金ノ動員及配分其ノ他財政及金融ニ関スル綜合計画ノ設定ニ関スルコト
2 財政及金融ニ関スル重要政策ノ綜合調整及企画ニ関スルコト
3 国家総動員法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
4 国家総動員計画及生産力拡充計画ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
5 統計ノ調査及報告ニ関スルコト
6 公文書類ノ編纂保存竝ニ図書ノ備付及管理ニ関スルコト

会計課
7 削除〔8号ヲ7号トス〕

戦時施設課
5 印紙類ノ出納及保管ニ関スルコト
〔5号以下一号ヅツ繰下ゲ〕

昭和二〇年八月二三日

庶務課〔新設〕
1 大蔵省所管職員共済組合ニ関スルコト
2 職員ノ厚生施設ニ関スルコト
3 大蔵省所管一般会計及特別会計ノ物品ニ関スルコト
4 印紙類ノ出納及保管ニ関スルコト

5 本省所属工事ノ施行及監督ニ関スルコト
6 本省所属築造物ノ維持及保存ニ関スルコト
7 省中取締ニ関スルコト
8 傭人ノ進退身分及服務ニ関スルコト
9 前各号ニ掲クルモノノ外省中施設ノ整備強化ニ関スルコト

戦時施設課 廃止

昭和二〇年九月一日

大臣官房ニ官房長ヲ置ク
官房長ハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房各課ノ事務ヲ統括ス

昭和二〇年九月一〇日

企画課
3 統計ノ調査及報告ニ関スルコト
4 公文書類ノ編纂保存竝ニ図書ノ備付及管理ニ関スルコト

二 官制および分課規程

昭和二〇年一一月七日

庶務課
5 一般会計又ハ特別会計ノ支払ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スルコト但シ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノヲ除ク

二 総務局

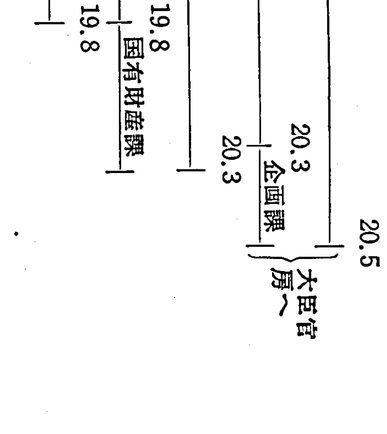

昭和一七年一一月一日新設

文書課

1 大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル事務ノ綜合調整ニ関スルコト
2 文書ノ審査及進達ニ関スルコト
3 公文書類及成案文書ノ接受発送ニ関スルコト
4 統計ノ調査及報告ニ関スルコト
5 官報報告ニ関スルコト
6 情報事務ノ連絡ニ関スルコト
7 訴願、訴訟及請願ニ関スルコト
8 公文書類ノ編纂保存竝ニ図書ノ備付及管理ニ関スルコト
9 財政史編纂ニ関スルコト
10 本省各局課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

企画課

1 国家資金ノ動員及配分其ノ他財政及金融ニ関スル綜合計画ノ設定ニ関スルコト
2 財政及金融ニ関スル重要政策ノ綜合調整及企画ニ関スルコト
3 国家総動員法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
4 国家総動員計画及生産力拡充計画ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト

考査課

所管行政ノ考査一般ニ関スル事務ヲ掌ル

地方財務課

1 北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計租税其ノ他ノ諸収入及公債ニ関スルコト
2 罹災救助基金ニ関スルコト
3 地方分与税ニ関スルコト但シ賦課減免及徴収ニ関スルモノヲ除ク
4 前各号ニ掲グルモノノ外北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ財務ノ調査監督ニ関スルコト
5 地方税制度ノ調査ニ関スルコト

企業整備課〔新設〕

昭和一八年七月一五日

1 企業整備ニ伴フ財務金融措置ノ綜合調整ニ関スルコト
2 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
3 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ニ関シテ他ノ局課ノ主管ニ属セサルモノニ関スルコト

昭和一八年九月六日

文書課

1 大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル事務ノ綜合調整ニ関スルコト
2 文書ノ審査及進達ニ関スルコト
3 公文書類及成案文書ノ接受発送ニ関スルコト
4 官報報告ニ関スルコト
5 情報事務ノ連絡ニ関スルコト
6 公文書類ノ編纂保存竝ニ図書ノ備付及管理ニ関スルコト
7 財政史編纂ニ関スルコト
8 本省各局課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

考査課

1 所管行政ノ考査一般ニ関スルコト
2 行政考査関係ノ事務ニ関シ外部トノ連絡ノ総括ニ関スルコト
3 前二号ニ関シ必要ナル情報ノ蒐集ニ関スルコト
4 訴願、訴訟及請願ニ関スルコト
5 民間ヨリノ意見上申ニ関スル事務ノ総轄ニ関スルコト
6 統計ノ調査及報告ニ関スルコト

昭和一八年一一月一日

企画課ヲ総務課ニ、地方財務課ヲ財務課ニ改ム

財務課

1 国有財産ノ総轄ニ関スルコト
2 国有財産ノ整理ニ関スルコト
3 雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコト
4 国有財産整理資金特別会計ニ関スルコト

5 東京都北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計、租税其ノ他ノ諸収入及公債ニ関スルコト
6 罹災救助基金ニ関スルコト
7 地方分与税ニ関スルコト但シ賦課減免及徴収ニ関スルモノヲ除ク
8 前三号ニ掲グルモノノ外東京都北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ財務ノ調査監督ニ関スルコト
9 地方税制度ノ調査ニ関スルコト

昭和一九年四月六日

企業整備課

1 企業整備ニ伴フ財務金融措置ノ綜合調整ニ関スルコト
2 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
3 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ニシテ他ノ局課ノ主管ニ属セザルモノニ関スルコト
4 臨時資金調整法第十条ノ二ノ規定ニ依ル特殊決済ニ関スルコト

昭和一九年八月一七日

財務課ヲ国有財産課ニ改ム
企業整備課 廃止

昭和二〇年三月一七日
〔全改正〕

文書課

4 官報報告ニ関スルコト
5 情報事務ノ連絡ニ関スルコト
6 所管行政ノ考査一般ニ関スルコト
7 訴願、訴訟及請願ニ関スルコト
8 民間ヨリノ意見上申ニ関スル事務ノ総轄ニ関スルコト
9 本省各局課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

企画課

1 国家資金ノ動員及配分其ノ他財政及金融ニ関スル綜合計画ノ設定ニ関スルコト
2 財政及金融ニ関スル重要政策ノ綜合調整及企画ニ関スルコト
3 国家総動員法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
4 国家総動員計画及生産力拡充計画ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
5 統計ノ調査及報告ニ関スルコト
6 公文書類ノ編纂保有並ニ図書ノ備付及管理ニ関スルコト
7 国有財産ノ総轄及整理ニ関スルコト
8 雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコト
9 東京都北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計、租税其ノ他ノ諸収入及公債ニ関スルコト
10 罹災救助基金ニ関スルコト
11 地方分与税ニ関スルコト但シ賦課減免及徴収ニ関スルモノヲ除ク
12 前三号ニ掲グルモノノ外東京都北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ財務ノ調査監督ニ関スルコト
13 地方税制度ノ調査ニ関スルコト

総務課、考査課、国有財産課 廃止

昭和二〇年五月一九日

総務局廃止

二 官制および分課規程

三 主計局

17.11
- 第一課
- 第二課
- 第三課
- 第四課

20.3
- 第一課
- 第二課
- 第三課

昭和一七年一一月一日

第一課
1 大蔵省、陸軍省、海軍省及大東亜省所管一般会計及特別会計(関東局及南洋庁特別会計ヲ除ク)ノ予算及決算ニ関スルコト
2 総予算調製ノ総轄ニ関スルコト
3 特別会計予算調製ノ総轄ニ関スルコト
4 収入支出ノ科目ノ決定ニ関スルコト
5 勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ノ承認ニ関スルコト
6 予備金支出ノ総轄ニ関スルコト
7 会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ノ承認ニ関スルコト
8 財政制度及財政政策ノ調査ニ関スルコト
9 主計局主管ニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

第二課
1 内務省、司法省、文部省及厚生省所管一般会計及特別会計(朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁関係各特別会計ヲ除ク)並ニ地方分与税分与金特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
2 会計及諸給与ノ統一ニ関スルコト
3 会計及諸給与其ノ他主計局所管ノ事務ニ関スル諸法規ノ統一ニ関スルコト
4 出納官吏及出納員ノ監督ニ関スルコト

第三課
1 外務省及逓信省所管一般会計及特別会計並ニ朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及南洋庁関係各特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト
2 政府貸付金処理委員会ニ関スルコト
3 政府ノ需要スル物資及労務ニ関スルコト
4 主計局所管ノ事務ニ関スル内外ノ財政経済事情ノ調査ニ関スルコト
5 主計局所管ノ事務ニ関スル技術的調査ニ関スルコト

第四課
1 農林省、商工省及鉄道省所管一般会計及特別会計ノ予算ニ関スルコト
2 総決算調製ノ総轄ニ関スルコト
3 特別会計決算調製ノ総轄ニ関スルコト
4 会計検査院ノ検査報告ニ関スルコト
5 支払予算ニ関スルコト
6 年度開始前支出及定額繰越ニ関スルコト
7 主計簿ノ登記ニ関スルコト

昭和一八年八月三〇日

第一課
1 大蔵省、陸軍省、海軍省及大東亜省所管一般会計及特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

第二課
1 外務省、商工省及逓信省所管一般会計及特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

第三課
1 内務省及農林省所管一般会計及特別会計並ニ地方分与税分与金特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

二 官制および分課規程

第四課
1 司法省、文部省、鉄道省及厚生省所管一般会計及特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

昭和一八年一一月一日

第一課
1 外務省、大蔵省、陸軍省、海軍省及大東亜省所管一般会計及特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

第二課
1 軍需省及運輸通信省所管一般会計及特別会計(帝国鉄道特別会計ヲ除ク)ノ予算及決算ニ関スルコト

第三課
1 内務省及農商省所管一般会計及特別会計並ニ地方分与税分与金特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

第四課

1 司法省、文部省及厚生省所管一般会計及特別会計竝ニ帝国鉄道特別会計ノ予算及決算ニ関スルコト

昭和一九年六月一九日

第一課

1 総予算調製ノ総轄ニ関スルコト
2 特別会計予算調製ノ総轄ニ関スルコト
3 収入支出ノ科目ノ決定ニ関スルコト
4 勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ノ承認ニ関スルコト
5 予備金支出ノ総轄ニ関スルコト
6 会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ノ承認ニ関スルコト
7 主計局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

第二課

1 会計及諸給与ノ統一ニ関スルコト
2 会計及諸給与其ノ他主計局所管ノ事務ニ関スル諸法規ノ統一ニ関スルコト
3 出納官吏及出納員ノ監督ニ関スルコト

第三課

1 政府貸付金処理委員会ニ関スルコト
2 政府ノ需要スル物資及労務ニ関スルコト
3 財政制度及財政政策ノ調査ニ関スルコト
4 主計局所管ノ事務ニ関スル内外ノ財政経済事情ノ調査ニ関スルコト
5 主計局所管ノ事務ニ関スル技術的調査ニ関スルコト

第四課

1 総決算調製ノ総轄ニ関スルコト
2 特別会計決算調製ノ総轄ニ関スルコト
3 会計検査院ノ検査報告ニ関スルコト
4 支払予算ニ関スルコト
5 年度開始前支出及定額繰越ニ関スルコト

昭和二〇年三月一七日

6 主計簿ノ登記ニ関スルコト

第一課

1 総予算及特別会計予算調整ノ総轄ニ関スルコト
2 収入支出ノ科目ノ決定ニ関スルコト
3 勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ノ承認ニ関スルコト
4 予備金支出ノ総轄ニ関スルコト
5 会計法第十一条ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ノ承認ニ関スルコト
6 政府ノ需要スル物資及労務ニ関スルコト
7 主計局主管ノ事務ニ関スル調査ニ関スルコト
8 主計局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

第三課

1 総決算及特別会計決算調製ノ総轄ニ関スルコト
2 会計検査院ノ検査報告ニ関スルコト
3 支払予算ニ関スルコト
4 年度開始前支出及定額繰越ニ関スルコト
5 主計簿ノ登記ニ関スルコト
6 政府貸付金処理委員会ニ関スルコト

第四課　廃止

二　官制および分課規程

四　主税局

17.11
- 国税第一課
- 国税第二課
- 関税課
- 経理課

20.3
- 第一課
- 第二課
- 第三課

18.11
- 醸造技術課

昭和一七年一一月一日

国税第一課

1 国税ニ関スル事務ノ総轄及連絡調整ニ関スルコト
2 直接国税ノ賦課及減免ニ関スルコト

3 直接国税事務ノ管理監督ニ関スルコト
4 民有地地種目変換ニ関スルコト
5 土地台帳ニ関スルコト
6 家屋台帳ニ関スルコト
7 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
8 無届異動地ノ整理ニ関スルコト
9 家屋賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
10 異動家屋ノ整理ニ関スルコト
11 税務代理士ニ関スルコト
12 国税制度ノ調査ニ関スルコト

国税第二課

1 間接国税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 間接国税事務ノ管理監督ニ関スルコト
3 間接国税犯則者処分ニ関スルコト
4 収入印紙ノ取締ニ関スルコト
5 間接国税課税物件ノ分析鑑定ニ関スルコト
6 間接国税ニ関スル技術ノ管理監督ニ関スルコト
7 酒造組合ニ関スルコト

8 酒類ノ生産及販売統制竝ニ価格ニ関スルコト

関税課

1 関税及噸税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 関税及噸税事務ノ監理監督ニ関スルコト
3 税関ニ於ケル輸出入ノ監督ニ関スルコト
4 保税倉庫、保税工場其ノ他ノ保税地域ノ管理監督ニ関スルコト
5 輸出交付金及戻税ニ関スルコト
6 運送通路ニ関スルコト
7 輸出入品ノ調査鑑定ニ関スルコト
8 輸出入品ノ見本ニ関スルコト
9 関税率及関税制度ノ調査ニ関スルコト
10 税関統計ニ関スルコト

経理課

1 租税其ノ他諸収入ノ予算決算ノ調査ニ関スルコト
2 地方分与税分与金特別会計ノ歳入ニ関スルコト
3 租税ノ徴収ニ関スルコト
4 大蔵省所管税外諸収入ニ関スルコト
5 貸付金ニ関スルコト
6 税務官署経費及税関経費ノ概算ノ調査及配賦ニ関スルコト
7 収入印紙ノ形式ニ関スルコト
8 税務統計ニ関スルコト
9 主税局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

昭和一八年六月二五日

国税第一課

11 法人ノ納税積立金ニ関スルコト
12 税務代理士ニ関スルコト
13 国税制度ノ調査ニ関スルコト

国税第二課

7 酒類業団体ニ関スルコト
8 酒類ノ生産配給及価格ニ関スルコト

経理課

9 納税思想ノ普及宣伝及納税施設ニ関スルコト
10 主税局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

昭和一八年一一月一日

国税第二課

5 間接国税課税物件（酒類ヲ除ク）ノ分析鑑定ニ関スルコト

経理課

6 税務官署経費ノ概算ノ調査及配賦ニ関スルコト

醸造技術課（新設）

1 酒類ノ分析、鑑定其ノ他ノ技術ニ関スルコト
2 醸造ノ技術上及実地上ノ試験竝ニ講習及指導ニ関スルコト

昭和二〇年三月一七日

第二課

1 間接国税ノ賦課及減免ニ関スルコト

二 官制および分課規程

2 間接国税事務ノ管理監督ニ関スルコト
3 間接国税犯則者処分ニ関スルコト
4 収入印紙ノ取締ニ関スルコト
5 間接国税課税物件（酒類ヲ除ク）ノ分析鑑定ニ関スルコト
6 間接国税ニ関スル技術ノ管理監督ニ関スルコト
7 酒類業団体ニ関スルコト
8 酒類ノ生産配給及価格ニ関スルコト
9 関税及噸税ノ賦課及減免ニ関スルコト
10 関税及噸税事務ノ管理監督ニ関スルコト
11 海運局ニ於ケル輸出入ノ監督ニ関スルコト
12 保税倉庫、保税工場其ノ他ノ保税地域ノ管理監督ニ関スルコト
13 輸出交付金及戻税ニ関スルコト
14 運送通路ニ関スルコト
15 輸出入品ノ調査鑑定ニ関スルコト
16 関税率及関税制度ノ調査ニ関スルコト
17 貿易統計ニ関スルコト

18 酒類ノ分析鑑定其ノ他ノ技術ニ関スルコト
19 醸造ノ技術上及実地ノ試験並ニ講習及指導ニ関スルコト

経理課ヲ第三課トスル。関税課、醸造技術課 廃止（国税第一課ガ第一課、国税第二課、関税課オヨビ醸造技術課ガ第二課トナル）

昭和二〇年五月一九日

第一課

14 東京都北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ歳計、租税其ノ他ノ諸収入及公債ニ関スルコト
15 罹災救助基金ニ関スルコト
16 地方分与税ニ関スルコト但シ賦課減免及徴収ニ関スルモノヲ除ク
17 前三号ニ掲グルモノノ外東京都北海道地方費府県市町村其ノ他公共組合ノ財務ノ調査ニ関スルコト
18 地方税制度ノ調査ニ関スルコト

第三課

1 租税其ノ他諸収入ノ予算決算ノ調査ニ関スルコト
2 地方分与税分与金特別会計ノ歳入ニ関スルコト
3 租税ノ徴収ニ関スルコト
4 大蔵省所管税外諸収入ニ関スルコト
5 貸付金ニ関スルコト
6 税務官署経費ノ概算ノ調査及配賦ニ関スルコト
7 収入印紙ノ形式ニ関スルコト
8 税務統計ニ関スルコト
9 納税思想ノ普及宣伝及納税施設ニ関スルコト
10 国有財産ノ総轄及整理ニ関スルコト
11 雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコト
12 主税局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

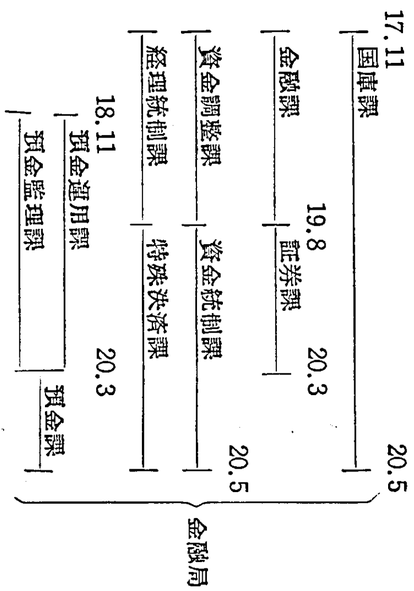

昭和一七年一一月一日

金融課

1 一般金融及物価ニ関スルコト
2 産業資金計画ニ関スルコト
3 取引所及取引員ニ関スルコト
4 戦時金融金庫ノ行フ有価証券ノ市価安定ニ関スル業務ノ監督ニ関スルコト
5 臨時資金調整法及会社経理統制令ニ基ク検査ニ関スルコト

6 会社経営ノ調査及統計ニ関スルコト

国庫課

1 国庫金ノ出納、管理及運用ニ関スルコト

2 国債ノ発行、償還及利払竝ニ借入金ニ関スルコト

3 政府資金ノ収支ノ調整ニ関スルコト

4 貨幣ニ関スルコト

5 紙幣其ノ他有価証券ノ製造計画ニ関スルコト

6 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スルコト

7 家禄賞典禄処分ニ関スルコト

8 国債整理基金及公債金特別会計ノ経理ニ関スルコト

9 教育基金特別会計ニ関スルコト

10 教育改善及農村振興基金特別会計ニ関スルコト

11 理財局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

資金調整課

1 臨時資金調整法ニ依ル資金調整ニ関スルコト

2 会社経理統制令第三十三条及第三十四条ノ規定ニ依ル資金統制ニ関スルコト

経理統制課

1 会社経理統制令ニ依ル経理統制ニ関スルコト

2 計理士ニ関スルコト

昭和一八年七月一五日

金融課

5 臨時資金調整法、企業整備資金措置法及会社経理統制令ニ基ク検査ニ関スルコト

国庫課

9 企業整備資金措置法ニ依ル政府特殊借入金ニ関スルコト

10 理財局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

資金調整課

3 企業整備資金措置法第四条、第十二条、第十四条、第十七条、第十八条及第二十一条ノ規定ノ施行ニ関スル事務ニシテ理財局主管ニ属スルモノニ関スルコト

経理統制課

2 企業整備資金措置法第十九条及第二十条ノ規定ノ施行ニ関スルコト

3 計理士ニ関スルコト

昭和一八年一一月一日

国庫課

5 紙幣其ノ他有価証券ノ製造ニ関スルコト

8 国債整理基金及公債金特別会計ニ関スルコト

金融課

1 一般金融及物価ニ関スルコト

2 取引所及取引員ニ関スルコト

3 戦時金融金庫ノ行フ有価証券ノ市価安定ニ関スル業務ノ監督ニ関スルコト

4 有価証券引受業ニ関スルコト

5 投資信託ニ関スルコト

6 証券引受会社統制会ニ関スルコト

7 有価証券引受業者ニ関スル臨時資金調整法及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト

8 有価証券業ニ関スルコト

9 有価証券割賦販売ニ関スルコト

10 商品券ニ関スルコト

11 臨時資金調整法、企業整備資金措置法及会社経理統制令ニ基ク検査ニ関スルコト

12 会社経営ノ調査及統計ニ関スルコト

資金調整課

1 産業資金計画ニ関スルコト

2 臨時資金調整法ニ依ル資金調整ニ関スルコト

3 会社経理統制令第三十三条及第三十四条ノ規定ニ依ル資金統制ニ関スルコト

4 企業整備資金措置法第四条、第十二条、第十四条、第十七条、第十八条及第二十一条ノ規定ノ施行ニ関スル事務ニシテ理財局主管ニ属スルモ

ノニ関スルコト

経理統制課

3 政府出資特別会計ニ関スルコト

4 計理士ニ関スルコト

預金運用課〔新設〕

1 預金部資金ノ運用ニ関スルコト

2 預金部資金運用委員会ニ関スルコト

預金監理課〔新設〕

1 預金部預金ノ管理ニ関スルコト

2 貯蓄債券及報国債券ノ発行条件中金利ニ関係アルモノニ関スルコト

3 大蔵省預金部特別会計ニ関スルコト

4 預金部資金ノ運用資産ノ管理ニ関スルコト

5 大蔵省預金部ノ主簿ニ関スルコト

6 大蔵省預金部ノ統計ニ関スルコト

7 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト

昭和一九年四月六日

国庫課

10 戦時喪失無記名国債証券臨時措置法ノ施行ニ関スルコト

11 理財局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト〈

昭和一九年八月一七日

資金統制課〔新設〕

1 産業資金計画ニ関スルコト

2 臨時資金調整法ニ依ル資金調整ニ関スルコト

3 会社経理統制令ノ施行ニ関スルコト

4 企業整備資金措置法第十七条、第十八条、第十九条、第二十条及第二十一条ノ規定ノ施行ニ関スル事務ニシテ理財局主管ニ属スルモノニ関スルコト

5 政府出資特別会計ニ関スルコト

6 計理士ニ関スルコト

特殊決済課〔新設〕

1 特殊決済制度ニ関スルコト

2 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト

3 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ニシテ他ノ局課ノ主管ニ属セザルモノニ関スルコト

4 企業整備関係資産ノ転用及評価ニ関スルコト

金融課ヲ証券課ニ改ム

昭和一九年一〇月二〇日

国庫課

11 一般金融ニ関スルコト

12 理財局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

証券課

1 取引所及取引員ニ関スルコト

2 戦時金融金庫ノ行フ有価証券ノ市価安定ニ関スル業務ノ監督ニ関スルコト

3 有価証券引受業ニ関スルコト

4 投資信託ニ関スルコト

5 証券引受会社統制会ニ関スルコト

6 有価証券引受業者ニ関スル臨時資金調整法及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト

7 有価証券業ニ関スルコト

8 有価証券割賦販売ニ関スルコト

9 商品券ニ関スルコト

資金統制課

7 物価ニ関スルコト

8 臨時資金調整法、企業整備資金措置法及会社経理統制令ニ基ク検査ニ関スルコト

9 会社経営ノ調査及統制ニ関スルコト

昭和二〇年三月一七日

預金課〔新設〕

1 預金部資金ノ運用ニ関スルコト

2 預金部資金運用委員会ニ関スルコト

3 預金部預金ノ管理ニ関スルコト

4 貯蓄債券及報国債券ノ発行条件中金利ニ関係アルモノニ関スルコト
5 大蔵省預金部特別会計ニ関スルコト
6 預金部資金ノ運用資産ノ管理ニ関スルコト
7 大蔵省預金部ノ主管ニ関スルコト
8 大蔵省預金部ノ統計ニ関スルコト
9 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト

資金統制課

7 日本証券取引所、取引員、取引員統制会、有価証券業者、証券引受会社、証券引受会社統制会及有価証券割賦販売業者ニ関スルコト
8 株式及投資信託ニ関スルコト
9 戦時金融金庫ノ行フ有価証券ノ市価安定業務ニ関スルコト
10 有価証券引受業者ニ関スル銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト
11 商品券ニ関スルコト

預金運用課、預金監理課 廃止

〔昭和二〇年五月銀行保険局ト合併シテ金融局トナル〕

六 銀行局

17.11 特別銀行課 ― 18.11
普通銀行課 ―
庶民金融課 ―
管理課 ―
} 銀行保険局〜

昭和一七年一一月一日

特別銀行課

1 日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、台湾銀行、朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行及戦時金融金庫ニ関スルコト
2 勧農金融統制会及外地ニ於ケル金融統制団体ニ関スルコト
3 紙幣類似証券ニ関スルコト
4 銀行債券ニ関スルコト
5 銀行ニ対スル補助金及補給金ニ関スルコト
6 銀行局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

普通銀行課

1 普通銀行ニ関スルコト
2 貯蓄銀行ニ関スルコト
3 信託（投資信託ヲ除ク）ニ関スルコト
4 短資業ニ関スルコト
5 普通銀行統制会、地方銀行統制会、貯蓄銀行統制会、信託統制会及短資業統制組合ニ関スルコト
6 社債等ノ登録ニ関スルコト
7 銀行及信託会社ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

庶民金融課

1 無尽ニ関スルコト
2 庶民金庫ニ関スルコト
3 信用組合、信用組合連合会及産業組合中央会ニ関スルコト
4 産業組合中央金庫ニ関スルコト
5 商工組合中央金庫ニ関スルコト
6 前各号ニ掲グルモノノ外庶民金融機関ニ関スルコト
7 無尽統制会、市街地信用組合統制会、組合金融統制会及地方金融協議会ニ関スルコト
8 庶民金融ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

管理課

1 全国金融統制会ニ関スルコト
2 銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト
3 金融機関（短資業ヲ含ム以下同シ）ニ関スル臨時資金調整法及会社経理統制令ノ施行ニ関スルコト
4 金融機関ノ検査ニ関スルコト
5 金融制度ノ統計ニ関スルコト

特別銀行課

6　企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ニシテ銀行局主管ニ属スルモノニ関スルコト

7　銀行局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

〔昭和一八年一一月監理局ト合併シテ銀行保険局トナル〕

七　監理局

17.11 監理課 ┐
保険課 ├ 18.11 銀行保険局〜
戦時保険課 ┘

昭和一七年一一月一日

監理課

1　有価証券引受業ニ関スルコト

2　投資信託ニ関スルコト

3　証券引受会社統制会ニ関スルコト

4　有価証券引受業者ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令及銀行等資金運用令ニ関スルコト

5　有価証券業ニ関スルコト

6　有価証券外務員ノ取締ニ関スルコト

7　有価証券割賦販売ニ関スルコト

8　恩給金庫ニ関スルコト

9　商品券ニ関スルコト

10　監理局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

保険課

1　保険政策一般ニ関スルコト

2　保険会社ニ関スルコト

3　保険会社ニ対スル助成金ニ関スルコト

4　生命保険統制会及損害保険統制会ニ関スルコト

5　保険募集ノ取締ニ関スルコト

6　保険会社ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト

戦時保険課

1　損害保険国営再保険法ノ施行ニ関スルコト

2　損害保険国営再保険特別会計ニ関スルコト

3　戦時海上保険補償ニ関スルコト

4　戦時保険臨時措置法施行ニ関スルコト

〔昭和一八年一一月銀行局ト合併シテ銀行保険局トナル〕

八　銀行保険局

18.11 総務課 ┐
特別銀行課 ├ 20.3 銀行課 ┐ 20.5
普通銀行課 ┤
庶民金融課 ┤
保険課 ├ 20.5 保険課 ┘ 金融局〜
戦時保険課 ┘

昭和一八年一一月一日

総務課

1　全国金融統制会ニ関スルコト

2　銀行等資金運用令ノ施行ニ関スル事務ノ総括ニ関スルコト

3　金融機関（短資業ヲ含ム以下同ジ）ニ関スル臨時資金調整法及会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調査ニ関スルコト

4　企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事項ニシテ銀行保険局所管ニ属スルモノノ総括ニ関スルコト

5　金融機関ノ検査ニ関スル事務ノ総括ニ関スルコト

6　金融制度ノ調査ニ関スルコト

7　金融機関ノ統計ニ関スルコト

8　銀行保険局所管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

特別銀行課

1　日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本

興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、台湾銀行、朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行及戦時金融金庫ニ関スルコト

2 本邦所在外国銀行ニ関スルコト

3 勧農金融統制会及外地ニ於ケル金融統制団体ニ関スルコト

4 第一号及第二号ニ掲グル金融機関ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト

5 紙幣類似証券ニ関スルコト

6 第一号ニ掲グル金融機関ノ発行スル債券ニ関スルコト

7 第一号ニ掲グル金融機関ニ対スル補助金及補給金ニ関スルコト

8 一般銀行政策ニ関スルコト

普通銀行課

1 普通銀行（外国銀行ヲ除ク）ニ関スルコト

2 貯蓄銀行ニ関スルコト

3 信託（投資信託ヲ除ク）ニ関スルコト

4 短資業ニ関スルコト

5 普通銀行、信託会社及短資業ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト

6 普通銀行統制会、地方銀行統制会、貯蓄銀行統制会、信託統制会及短資業統制組合ニ関スルコト

7 社債等ノ登録ニ関スルコト

8 銀行及信託会社ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

庶民金融課

1 無尽ニ関スルコト

2 市街地信用組合ニ関スルコト

3 庶民金庫ニ関スルコト

4 農林中央金庫、商工組合中央金庫及恩給金庫ニ関スルコト

5 地方農業会ニ関スルコト

6 信用組合及信用組合連合会ニ関スルコト

7 庶民金融機関ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スルコト

8 前各号ニ掲グルモノノ外庶民金融機関ニ関スルコト

9 無尽統制会、市街地信用組合統制会、組合金融統制会及地方金融協議会ニ関スルコト

10 庶民金融機関ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

保険課

1 保険政策一般ニ関スルコト

2 保険会社ニ関スルコト

3 保険会社ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令及銀行資金運用令ノ施行ニ関スルコト

4 保険会社ノ検査ニ関スルコト

5 保険会社ニ対スル助成金ニ関スルコト

6 生命保険統制会及損害保険統制会ニ関スルコト

7 保険募集ノ取締ニ関スルコト

8 保険会社ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

戦時保険課

1 戦時保険国営再保険法ニ関スルコト

2 損害保険国営再保険特別会計ニ関スルコト

3 戦時海上保険補償ニ関スルコト

4 戦時保険臨時措置法ノ施行ニ関スルコト

5 戦争死亡傷害保険法ノ施行ニ関スルコト

戦時保険課

4 戦時特殊損害保険法ノ施行ニ関スルコト

昭和一九年四月六日

銀行課〔新設〕

1 銀行政策一般ニ関スルコト

2 日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本

昭和二〇年三月一七日〔全改正〕

二 官制および分課規程

興業銀行、北海道拓殖銀行、台湾銀行、朝鮮銀行、其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ関スルコト

3 戦時金融金庫、庶民金庫、恩給金庫、農林中央金庫及商工組合中央金庫ニ関スルコト

4 普通銀行、貯蓄銀行、信託(投資信託ヲ除ク)、無尽、市街地信用組合、地方農業会信用組合及融資業ニ関スルコト

5 本邦所在外国銀行ニ関スルコト

6 金融統制団体(生命保険統制会、損害保険統制会、証券引受会社統制会及取引員統制会ヲ除ク)ニ関スルコト

7 軍需金融等特別措置法ノ施行ニ関スルコト

8 金融機関(保険会社ヲ除ク)ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令、銀行等資金運用令及企業整備資金措置法ノ施行ニ関スルコト

9 金融機関(保険会社ヲ除ク)ノ検査ニ関スルコト

10 社債等ノ登録及紙幣類似証券ニ関スルコト

11 金融機関(保険会社ヲ除ク)ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

12 金融機関ノ発行スル債券ニ関スルコト

13 金融機関(保険会社ヲ除ク)ニ対スル補助金及補給金ニ関スルコト

14 銀行保険局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

保険課〔新設〕

1 保険政策一般ニ関スルコト

2 保険会社ニ関スルコト

3 生命保険統制会及損害保険統制会ニ関スルコト

4 生命保険中央会及損害保険中央会ニ関スルコト

5 戦時特殊保険法ノ施行ニ関スルコト

6 戦争死亡傷害保険法ノ施行ニ関スルコト

7 保険会社ニ関スル臨時資金調整法、会社経理統制令、銀行等資金運用令及企業整備資金措置法ノ施行ニ関スルコト

8 保険会社ノ検査ニ関スルコト

9 保険会社ニ対スル助成金ニ関スルコト

10 保険募集ノ取締ニ関スルコト

11 保険会社ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

12 損害保険国営再保険法及損害保険国営再保険特別会計ニ関スルコト

〔昭和二〇年五月理財局ト合併シテ金融局トナル〕

九 金融局

20.5

- 国庫課
- 預金運用課
- 銀行課
- 保険証券課
- 資金統制課

昭和二〇年五月一九日

国庫課

1 国庫金ノ出納、管理及運用ニ関スルコト

二 官制および分課規程

2 国債ノ発行、償還及利払並ニ借入金ニ関スルコト

3 政府資金ノ収支ノ調整ニ関スルコト

4 貨幣ニ関スルコト

5 紙幣其ノ他有価証券ノ製造ニ関スルコト

6 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有価証券ニ関スルコト

7 家禄賞典禄ノ処分ニ関スルコト

8 国債整理基金及公債金特別会計ニ関スルコト

9 企業整備資金措置法ニ依ル政府特殊借入金ニ関スルコト

10 戦時喪失無記名国債証券臨時措置法ノ施行ニ関スルコト

11 一般金融ニ関スルコト

12 金融局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

預金運用課

1 預金部資金ノ運用ニ関スルコト

2 預金部資金運用委員会ニ関スルコト
3 預金部預金ノ管理ニ関スルコト
4 貯蓄債券、報国債券及福券ノ発行条件中金利ニ関係アルモノニ関スルコト
5 大蔵省預金部特別会計ニ関スルコト
6 預金部資金ノ運用資産ノ管理ニ関スルコト
7 大蔵省預金部ノ主簿ニ関スルコト
8 大蔵省預金部ノ統計ニ関スルコト
9 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト

銀行課

1 銀行政策一般ニ関スルコト
2 日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、台湾銀行、朝鮮銀行等ノ他特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ関スルコト
3 庶民金庫、恩給金庫、農林中央金庫及商工組合中央金庫ニ関スルコト
4 普通銀行、貯蓄銀行及本邦所在外国銀行ニ関スルコト
5 信託（投資信託ヲ除ク）及無尽ニ関スルコト
6 市街地信用組合、地方農業会及信用組合ニ関スルコト
7 短資業ニ関スルコト
8 金融統制団体（保険証券課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ニ関スルコト
9 軍需金融等特別措置法第三条、第九条第一項、第十条乃至第十条及第二十四条ノ規定ノ施行ニ関スルコト
10 銀行等資金運用令第二条、第七条（軍需金融ニ関スルモノヲ除ク）、第八条、第九条及第十二条（第六項及第七項中軍需金融ニ関スルモノヲ除ク）ノ規定竝ニ金融機関（保険証券ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ニ関スル会社経理統制令ノ施行ニ関スルコト
11 金融機関ニ関スル企業整備資金措置法第六条、第七条及第十四条ノ規定ノ施行ニ関スルコト
12 金融機関（保険証券課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ノ検査ニ関スルコト
13 社債等ノ登録及紙幣類似証券ニ関スルコト
14 金融機関（保険証券課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト
15 金融機関ノ発行スル債券ニ関スルコト
16 金融機関（保険証券課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ニ対スル補助金及補給金ニ関スルコト
17 金融制度ノ調査及金融機関ノ統計ニ関スルコト

保険証券課

1 保険政策及有価証券政策一般ニ関スルコト
2 保険会社ニ関スルコト
3 取引所及取引員ニ関スルコト
4 有価証券引受会社及有価証券業者ニ関スルコト
5 戦時金融金庫ノ行フ有価証券ノ市価安定ニ関スル業務ノ監督ニ関スルコト
6 生命保険統制会、損害保険統制会、証券引受会社統制会及取引員統制会竝ニ取引員統制組合ニ関スルコト
7 生命保険中央会法及損害保険中央会法ノ施行ニ関スルコト
8 戦時特殊損害保険法及戦争死亡傷害保険法ノ施行ニ関スルコト
9 戦時海上損失補償ニ関スルコト
10 保険会社、有価証券引受会社及有価証券業者ニ関スル銀行等資金運用令第二条ノ規定竝ニ会社経理統制令ノ施行ニ関スルコト
11 保険会社、有価証券引受会社及有価証券業者ノ検査ニ関スルコト
12 投資信託、有価証券割賦販売及商品券ニ関スルコト
13 保険会社ニ対スル助成金ニ関スルコト
14 保険募集ノ取締ニ関スルコト
15 保険会社ニ関係ヲ有スル公益法人ニ関スルコト

資金統制課

1 産業資金政策一般ニ関スルコト

2 臨時資金調整法ニ依ル資金調整ニ関スルコト
3 軍需金融等特別措置法（銀行課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ノ施行ニ関スルコト
4 銀行等資金運用令（銀行課及保険証券課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ノ施行ニ関スルコト
5 軍需金融等調査委員会ニ関スルコト
6 軍需金融ニ関スル他部局他省トノ事務ノ連絡調整ニ関スルコト
7 戦時金融金庫ニ関スルコト
8 会社経理統制令（銀行課及保険証券課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ノ施行ニ関スルコト
9 企業整備資金措置法第十七条乃至第二十一条ノ規定ノ施行ニ関スル業務ニシテ金融局主管ニ属スルモノニ関スルコト
10 政府出資特別会計ニ関スルコト
11 計理士ニ関スルコト

金融局ニ次長ヲ置ク
次長ハ局長ヲ佐ケ局務ヲ掌理ス

一〇 外資局

17.11 総務課 ─ 計画課 ─ 20.3 為替課 ─ 20.2 管理課 ─ 外資課 ─ 20.3 管理課

昭和一七年一一月一日

総務課
1 大蔵部内各部局課ノ主管ニ属スル海外関係事務ノ連絡調整ニ関スルコト
2 海外ニ於ケル財務ニ関スルコト
3 海外ニ於ケル一般金融ニ関スルコト
4 海外ニ関スル本邦特殊法人ニ関スルコト
5 国際的規約ニ関スルコト
6 財務官及遣外員ニ関スルコト
7 海外トノ通信ニ関スルコト
8 外資局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

計画課
1 海外ニ対スル財政及金融ニ関スル諸方策ノ計画ニ関スルコト
2 海外ニ於ケル財政経済ニ関スル調査ニ関スルコト
3 海外ニ於ケル財政経済ニ関スル資料及各種情報ノ蒐集整理ニ関スルコト
4 対外経済関係団体ノ指導統制ニ関スルコト
5 外資局所管事務ニ関スル統制及資料ノ統合ニ関スルコト

為替課
1 対外決済方式ニ関スルコト
2 通貨ノ換算率ニ関スルコト
3 為替資金計画ニ関スルコト
4 前各号ニ掲グルモノノ外外国為替ノ管理ニ関スルコト
5 外国為替管理法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト

二 官制および分課規程

昭和一八年四月一四日

為替課
1 対外決済方式ニ関スルコト
2 軍用手票ノ流通ニ関スルコト
3 国際収支ニ関スルコト

管理課
1 在外財産ニ関スルコト
2 本邦外貨債ニ関スルコト
3 産金ニ関スルコト
4 産金法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
5 金資金特別会計ニ関スルコト
6 敵産ノ管理ニ関スルコト
7 外国人関係取引ノ取締ニ関スルコト
8 外国為替管理法、敵産管理法及産金法ニ基ク検査ニ関スルコト

資料 I

2 通貨ノ換算率ニ関スルコト
3 為替資金計画ニ関スルコト
4 前各号ニ掲グルモノノ外外国為替ノ管理ニ関スルコト
5 外国為替管理法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
6 軍用手票ノ流通ニ関スルコト
7 国際収支ニ関スルコト
8 為替交易調整特別会計ニ関スルコト
9 為替交易調整特別会計設備等為替交易調整法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト

管理課

8 特殊財産資金特別会計ニ関スルコト
9 特殊財産資金特別会計法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
10 特殊財産資金運用先ノ調査ニ関スルコト
11 外国為替管理法、敵産管理法、産金法、外貨債処理法及為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法ニ基ク検査ニ関スルコト

昭和二〇年二月一三日

為替課

1 対外決済方式ニ関スルコト
2 通貨ノ換算率ニ関スルコト
3 為替資金計画ニ関スルコト
4 在外財産ニ関スルコト
5 前各号ニ掲グルモノノ外外国為替ノ管理ニ関スルコト
6 外国為替管理法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
7 軍用手票ノ流通ニ関スルコト
8 国際収支ニ関スルコト
9 産金ニ関スルコト
10 産金法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
11 金資金特別会計ニ関スルコト
12 外国為替管理法及産金法ニ基ク検査ニ関スルコト但シ外国人関係取引取締規則ニ関スル検査ヲ除ク

外資課（新設）

1 外資金庫ニ関スルコト
2 為替交易調整特別会計ニ関スルコト
3 為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
4 本邦外貨債ニ関スルコト
5 敵産ノ管理ニ関スルコト
6 外国人関係取引ノ取締ニ関スルコト
7 特殊財産資金特別会計ニ関スルコト
8 特殊財産資金特別会計法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
9 特殊財産資金運用先ノ調査ニ関スルコト
10 外国人関係取引取締規則、敵産管理法、外貨債処理法及為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法ニ基ク検査ニ関スルコト

管理課 廃止

昭和二〇年三月一七日

総務課

6 財務官、遣外員及海外トノ通信ニ関スルコト
7 外資金庫ニ関スルコト
8 産金ニ関スルコト
9 産金法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整及産金法ニ基ク検査ニ関スルコト
10 金資金特別会計ニ関スルコト
11 外資局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

管理課

1 対外決済方式ニ関スルコト
2 通貨ノ換算率ニ関スルコト
3 為替資金計画及国際収支ニ関スルコト
4 在外財産ニ関スルコト
5 前各号ニ掲グルモノノ外外国為替ノ管理ニ関ス

ルコト

6 軍用手票ノ流通ニ関スルコト

7 為替交易調整特別会計ニ関スルコト

8 本邦外貨債ニ関スルコト

9 敵産ノ管理ニ関スルコト

10 外国人関係取引ノ取締ニ関スルコト

11 特殊財産資金特別会計ニ関スルコト

12 特殊財産資金運用先ノ調整ニ関スルコト

13 外国為替管理法、為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法及特殊財産資金特別会計法施行ニ関スル事務ノ連絡調整竝ニ外国為替管理法、為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法、外貨債処理法及敵産管理法ニ基ク検査ニ関スルコト

為替課、外資課　廃止

一一 資金局

17.11 総務課 ─┐ 18.11
運用課 ─┤
地方資金課 ─┤ 理財局へ
監理課 ─┘

昭和一七年一一月一日

総務課

1 資金局所管ノ事務ニ関スル諸般ノ企画及調査ニ関スルコト

2 各課事務ノ連絡調整ニ関スルコト

3 預金部預金ノ管理ニ関スルコト

4 貯蓄債券及報国債券ノ発行ニ関スルコト

5 大蔵省預金部特別会計ニ関スルコト

6 統計ニ関スルコト

7 預金部資金運用委員会ニ関スルコト

8 資金局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

運用課

1 預金部資金ノ運用計画ニ関スルコト

2 地方資金以外ノ資金ノ運用ニ関スルコト

地方資金課

1 地方資金ノ運用ニ関スルコト

監理課

1 運用資産ノ管理ニ関スルコト

2 運用金ノ回収及運用利殖金ノ受入ニ関スルコト

3 主簿ニ関スルコト

4 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト

〔昭和一八年一一月理財局ニ合併サレ資金局廃止〕

一二 国民貯蓄局

17.11 総務課 ─┐ 20.3
計画課 ─┤
指導課 ─┤ 18.3
組合課 ─┤ 19.8 特別施設課 ─┘

19.4 職域課 ─┐ 20.3 源泉貯蓄課
戦時生活課 ─┘

昭和一七年一一月一日

総務課

1 国民貯蓄ニ関スル事務ノ綜合調整ニ関スルコト

2 国民貯蓄思想ノ普及宣伝竝ニ其ノ指導ニ関スルコト

3 各種団体ノ行フ貯蓄奨励運動ノ指導ニ関スルコト

4 国民貯蓄奨励委員会ニ関スルコト

5 国民貯蓄ニ関スル功績者ノ表彰ニ関スルコト

6 国民貯蓄ニ関スル助成金ニ関スルコト

7 国民貯蓄局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

計画課

1 国民貯蓄ニ関スル諸方策ノ計画ニ関スルコト

2 資金蓄積ノ計画ニ関スルコト

資料 I

3 国民貯蓄増加目標額ノ劃定ニ関スルコト
4 貯蓄取扱機関ノ資金吸収ノ促進ニ関スルコト
5 国民貯蓄ノ管理ニ関スルコト
6 国民貯蓄ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

指導課

1 道府県市町村其ノ他地方ニ於ケル国民貯蓄ニ関スル事務ノ指導監督ニ関スルコト
2 消費節約其ノ他貯蓄源泉涵養ノ指導ニ関スルコト
3 臨時資金調整法第十条ノ二ノ規定ノ施行ニ関スルコト
4 国債竝ニ貯蓄債券及報国債券ノ直接消化ニ関スルコト
5 前各号ニ掲グルモノノ外貯蓄奨励ノ指導ニ関スルコト

組合課

1 国民貯蓄組合ニ関スル事務ヲ掌ル

四〇六

昭和一八年三月一八日

総務課

1 国民貯蓄ニ関スル事務ノ綜合調整ニ関スルコト
2 貯蓄思想ノ普及宣伝竝ニ其ノ指導ニ関スルコト
3 国民貯蓄奨励委員会ニ関スルコト
4 国民貯蓄ニ関スル功績者ノ表彰ニ関スルコト
5 国民貯蓄ニ関スル助成金ニ関スルコト
6 国民貯蓄局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

指導課

1 道府県市町村其ノ他地方ニ於ケル国民貯蓄ニ関スル事務ノ一般的指導ニ関スルコト
2 地域ニ於ケル国民貯蓄増強ニ関スルコト
3 国債竝ニ貯蓄債券及報国債券ノ直接消化ニ関スルコト
4 前各号ニ掲グルモノノ外国民貯蓄増強ノ一般的指導ニ関スルコト

特別施設課〔新設〕

1 職域ニ於ケル国民貯蓄ノ増強ニ関スルコト
2 商工業其ノ他各種業域ニ於ケル国民貯蓄ノ増強ニ関スルコト
3 特殊収入ニ関スル国民貯蓄ノ増強ニ関スルコト
4 消費規正其ノ他貯蓄源泉涵養ノ指導ニ関スルコト
5 前各号ニ掲グルモノノ外国民貯蓄増強ニ関スル特別施設ノ実施ニ関スルコト

組合課 廃止

昭和一八年一一月一日

計画課

5 戦時納税貯蓄ニ関スルコト
6 国民貯蓄ノ管理ニ関スルコト
7 国民貯蓄ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

指導課

1 都道府県市町村其ノ他地方ニ於ケル国民貯蓄ニ関スル事務ノ一般的指導監督ニ関スルコト
2 国民貯蓄組合ノ指導監督ニ関スルコト（職域及業域組合ヲ除ク）
3 都道府県ニ於ケル貯蓄増加目標額ノ配分及其ノ実績調査ニ関スルコト
4 国債ノ直接消化ニ関スルコト
5 貯蓄債券及報国債券ノ発行（発行条件中金利ニ関係アルモノヲ除ク）及消化ニ関スルコト
6 前各号ニ掲グルモノノ外国民貯蓄増強ノ一般的指導ニ関スルコト

特別施設課

4 貯蓄券ニ関スルコト
5 消費規正其ノ他貯蓄源泉涵養ノ指導ニ関スルコト
6 前各号ニ掲グルモノノ外国民貯蓄増強ニ関スル特別施設ノ実施ニ関スルコト

昭和一九年四月六日

指導課

資料 I

6 国債貯金ニ関スルコト

職域課（新設）

1 職域ニ於ケル国民貯蓄ノ増強ニ関スルコト

2 合同貯蓄ニ関スルコト

3 商工農林水産業其ノ他各種業域ニ於ケル国民貯蓄ノ増強ニ関スルコト

4 源泉貯蓄及振替払制度ニ関スルコト

戦時生活課（新設）

戦時生活ノ推進其ノ他貯蓄源泉ノ涵養ニ関スル事務ヲ掌ル

特別施設課

1 特殊収入ノ貯蓄化ニ関スルコト

2 法人ノ貯蓄ニ関スルコト

3 戦時納税貯蓄ニ関スルコト

4 預金者ノ国民貯蓄組合ニ関スルコト

5 貯蓄券ニ関スルコト

6 前各号ニ掲グルモノノ外国民貯蓄ノ増強ニ関スル特別施設ノ実施ニ関スルコト

昭和一九年八月一七日

計画課

5 戦時納税貯蓄ニ関スルコト

6 法人ノ貯蓄ニ関スルコト

7 戦時納税貯蓄ニ関スルコト

8 預金者ノ国民貯蓄組合ニ関スルコト

9 国民貯蓄ノ管理ニ関スルコト

10 国民貯蓄ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

指導課

7 特殊収入ノ貯蓄化ニ関スルコト

戦時生活課

1 戦時生活ノ推進其ノ他貯蓄源泉ノ涵養ニ関スルコト

2 貯蓄券ニ関スルコト

特別施設課 廃止

昭和二〇年三月一七日

計画課

1 国民貯蓄ニ関スル諸方策ノ計画ニ関スルコト

2 資金蓄積ノ計画ニ関スルコト

3 国民貯蓄目標額ノ割定ニ関スルコト

4 国民貯蓄思想ノ普及宣伝並ニ其ノ指導ニ関スルコト

5 貯蓄取扱機関ノ資金吸収ノ促進ニ関スルコト

6 国民貯蓄ノ管理ニ関スルコト

7 法人ノ貯蓄及預金者ノ国民貯蓄組合ニ関スルコト

8 国民貯蓄ニ関スル功績者ノ表彰ニ関スルコト

9 国民貯蓄奨励委員会ニ関スルコト

10 国民貯蓄ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

11 国民貯蓄局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

指導課

1 都道府県市町村其ノ他地方ニ於ケル国民貯蓄ニ関スル事務ノ一般的指導監督ニ関スルコト

2 国民貯蓄組合ノ指導監督ニ関スルコト（職域及業域組合ヲ除ク）

3 都道府県ニ於ケル貯蓄増加目標額ノ配分及其ノ実績調査ニ関スルコト

4 国債ノ直接消化ニ関スルコト

5 貯蓄債券、報国債券及福券ノ発行（発行条件中金利ニ関係アルモノヲ除ク）及消化ニ関スルコト

6 国債貯金ニ関スルコト

7 貯蓄券ニ関スルコト

8 戦時生活ノ推進其ノ他貯蓄源泉ノ涵養ニ関スルコト

源泉貯蓄課

1 源泉貯蓄及振替払制度ニ関スルコト

2 職域ニ於ケル国民貯蓄ノ増強ニ関スルコト

3 合同貯蓄ニ関スルコト

4 商工農林水産業其ノ他各種業域ニ於ケル国民貯蓄ノ増強ニ関スルコト

5 特殊収入ノ貯蓄化ニ関スルコト

6 特殊決済制度ニ関スルコト

7 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
8 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事務ニシテ他局課ノ主管ニ属セザルモノニ関スルコト
9 企業整備関係資産転用及評価ニ関スルコト

国民貯蓄局ニ次長ヲ置ク
次長ハ局長ヲ佐ケ局務ヲ掌理ス

総務課、職域課、戦時生活課　廃止

昭和二〇年五月一九日

計画課
1 国民貯蓄ニ関スル諸方策ノ計画ニ関スルコト
2 資金蓄積ノ計画ニ関スルコト
3 国民貯蓄増加目標額ノ劃定ニ関スルコト
4 国民貯蓄思想ノ普及宣伝竝ニ其ノ指導ニ関スルコト
5 貯蓄取扱機関ノ資金吸収ノ促進ニ関スルコト
6 国民貯蓄ノ管理ニ関スルコト
7 法人ノ貯蓄及預金者ノ国民貯蓄組合ニ関スルコト
8 国民貯蓄ニ関スル功績者ノ表彰ニ関スルコト
9 国民貯蓄奨励委員会ニ関スルコト
10 臨時資金調整法第十条ノ十二ニ規定スル証票ニ関スルコト
11 国民貯蓄ニ関スル調査及統計ニ関スルコト
12 国民貯蓄局主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

指導課
1 都道府県市町村其ノ他地方ニ於ケル国民貯蓄ニ関スル事務ノ一般的指導監督ニ関スルコト
2 国民貯蓄組合ノ指導監督ニ関スルコト（職域及業域組合ヲ除ク）
3 都道府県ニ於ケル貯蓄増加目標額ノ配分及其ノ実績調査ニ関スルコト
4 国債ノ直接消化ニ関スルコト
5 貯蓄債券、報国債券及福券ノ発行（発行条件中金利ニ関係アルモノヲ除ク）及消化ニ関スルコト
6 国債貯金ニ関スルコト
7 貯蓄券ニ関スルコト
8 戦時生活ノ推進其ノ他貯蓄源泉ノ涵養ニ関スルコト

国民貯蓄局ニ次長ヲ置ク
次長ハ局長ヲ佐ケ局務ヲ掌理ス

一三　営繕管財局

17.11　業務課
国有財産課
技術第一課
技術第二課
技術第三課
18.11

一部ハ官房ヘ
一部ハ各省ヘ

昭和一七年一二月一日

業務課
1 営繕業務ノ企画ニ関スルコト
2 営繕費ノ概算ノ調査竝ニ工事費及敷地買収費ノ経理ニ関スルコト
3 工事用物資ノ需給計画及其ノ実行ニ関スルコト
4 工事ニ関スル契約ニ関スルコト
5 工事ノ積算及工費ノ調査ニ関スルコト
6 工事ノ検査ニ関スルコト
7 営繕管財局ノ主管ニシテ他課ニ属セザル事務ニ関スルコト

国有財産課
1 国有財産ノ総轄ニ関スルコト
2 国有財産ノ整理ニ関スルコト
3 雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコト
4 国有財産整理資金特別会計ニ関スルコト
5 政府出資特別会計ニ関スルコト

技術第一課
1 内務省、大蔵省、文部省及厚生省所管ト為ルベキ建造物ノ建築工事ノ設計ニ関スルコト
2 前号工事ノ実施及監督ニ関スルコト

技術第二課

1　前条第一号ニ掲グル以外ノ各省所管ト為ルベキ建造物ノ建築工事ノ設計ニ関スルコト

2　前号工事ノ実施及監督ニ関スルコト

技術第三課

1　建造物ノ機械、電気設備及土木工事ノ設計ニ関スルコト

2　前号工事ノ実施及監督ニ関スルコト

〔昭和一八年一一月一部〈大臣官房ニ合併サレ一部〈各省〈移管サレ廃止〉〉

(4) 海外ニ於ケル財務処理ノ為大蔵省ニ臨時職員増置ノ件

昭和初年

一、海外駐劄財務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ承ケ英国、仏国又ハ米国ニ駐在シ海外ニ於ケル帝国ノ財務ニ関スル事項ヲ掌理ス

二、事務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ承ケ海外駐劄財務官ノ事務ヲ助ケ又ハ英国、仏国及米国以外ノ外国ニ駐在シ海外ニ於ケル帝国ノ財務ニ関スル事項ヲ掌理ス

三、第一条ノ官吏〔海外駐劄財務官、事務官および財務書記〕ニハ在外帝国大使館附又ハ在外帝国公使館附ヲ命スルコトヲ得

昭和四年四月二〇日
勅令　第八八号

一、海外駐劄財務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ受ケ英国、仏国又ハ米国及支那国ニ駐在シ海外ニ於ケル帝国ノ財務ニ関スル事項ヲ掌理ス

二、事務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ承ケ海外駐劄財務官ノ事務ヲ助ク

昭和六年四月一八日
勅令　第五九号

一、海外駐劄財務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ承ケ英国、仏国又ハ米国ニ駐在シ海外ニ於ケル帝国ノ財務ニ関スル事項ヲ掌理ス

昭和一三年一月六日
勅令　第二号

一、海外駐劄財務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ承ケ英国、仏国、米国竝ニ支那ニ駐在シ海外ニ於ケル帝国ノ財務ニ関スル事項ヲ掌理ス

昭和一三年五月三日
勅令　第三一〇号

二、〔削除〕

昭和一四年四月二一日
勅令　第二一六号

一、海外駐劄財務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ承ケ英国及仏国、米国竝ニ支那ニ駐在シ海外ニ於ケル帝国ノ財務ニ関スル事項ヲ掌理ス

三、第一条ノ官吏〔海外駐劄財務官、事務官、技師および財務書記〕ニハ在外帝国公使館附ヲ命スルコトヲ得

昭和一五年一二月三日
勅令　第八三〇号

一、海外駐劄財務官ハ大蔵大臣ノ命ヲ承ケ英国、仏国、独国、伊国、米国又ハ支那ニ駐在シ海外ニ於ケル帝国ノ財務ニ関スル事項ヲ掌理ス

三、第一条ノ官吏〔海外駐劄財務官、書記官、事務官、技師および財務書記〕ニハ在外帝国大使館附ヲ命スルコトヲ得

〔昭和一七年一一月大蔵省官制中ニ組入レラレル〕

(5) 預金部官制〔預金部資金局官制〕

昭和七年一一月二二日
勅令　第三五七号〔新設〕

一、預金部ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ預金部預金ノ管理竝ニ預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務ヲ掌ル

二、預金部ハ之ヲ東京ニ置ク

預金部ノ事務ヲ分掌セシムル為地方ニ預金部ノ支部ヲ置ク

預金部ノ支部ノ名称、位置、管轄区域及事務取扱ノ範囲ハ大蔵大臣之ヲ定ム

三、預金部資金局ノ支局ニ支局長ヲ置ク支局所在地ノ税務監督局長ヲ以テ之ニ充ツ

四、大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ預金部資金局ノ支局ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

預金部資金局ノ支局ノ出張所ニ出張所長ヲ置ク出張所所在地ノ税務署長ヲ以テ之ニ充ツ

昭和一二年五月三日
勅令　第一六九号

預金部ヲ預金部資金局ニ改ム

一、預金部資金局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ預金部預金ノ管理並ニ預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務ヲ掌ル

二、預金部資金局ハ之ヲ東京ニ置ク

預金部資金局ノ事務ヲ分掌セシムル為地方ニ預金部資金局ノ支局ヲ置ク

預金部資金局ノ支局ノ名称、位置、管轄区域及事務取扱ノ範囲ハ大蔵大臣之ヲ定ム

三、預金部資金局ノ支局ニ支局長ヲ置ク支局所在地ノ税務監督局長ヲ以テ之ニ充ツ

四、大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ預金部資金局ノ支局ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

預金部資金局ノ支局ノ出張所ニ出張所長ヲ置ク出張所所在地ノ税務署長ヲ以テ之ニ充ツ

昭和一六年七月一五日
勅令　第七六三号

預金部資金局ヲ預金部ニ改ム

二、預金部ハ之ヲ東京ニ置ク

〔第二項以下削ル〕

〔昭和一七年一一月預金部官制廃止　大蔵省内局ヘ移管サル〕

(6) 預金部分課規程

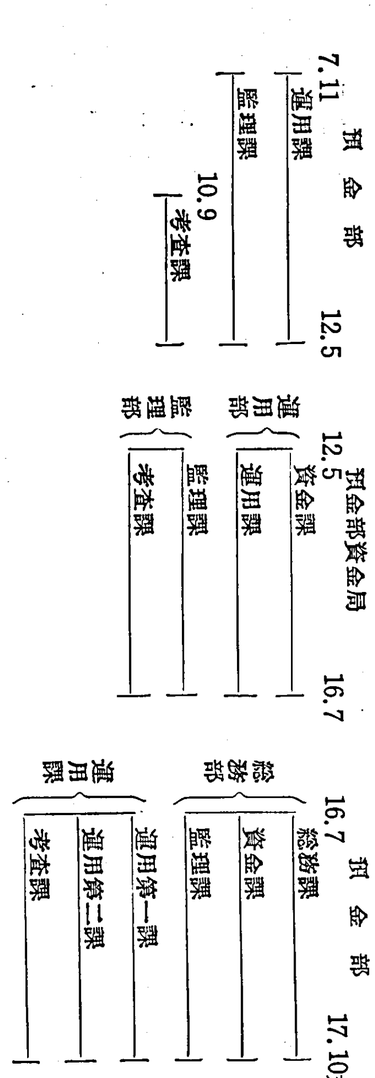

昭和七年一一月二四日

運用課

1　預金部預金ノ受払ニ関スルコト
2　預金部資金ノ運用ニ関スルコト
3　預金部資金運用委員会ニ関スルコト
4　機密ニ属スルコト
5　人事ニ関スルコト
6　部印及官印ノ管守ニ関スルコト
7　文書ノ接受発遣及編纂保存ニ関スルコト

二　官制および分課規程

8　経費其ノ他支出ニ関スルコト
9　物品会計ニ関スルコト
10　庁中取締ニ関スルコト
11　運用課所属事務関係ノ支部事務監督ニ関スルコト
12　他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

監理課

1　運用資金ノ管理ニ関スルコト
2　運用金ノ元利金受入ニ関スルコト

3 大蔵省預金部特別会計ニ関スルコト
4 主簿ニ関スルコト
5 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト
6 統計及年報書調製ニ関スルコト
7 監理課所属事務関係ノ支部事務監督ニ関スルコト

預金部支部ノ分課規程ハ預金部長之ヲ定メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

昭和一〇年九月四日

運用課
1 預金部預金ノ受払ニ関スルコト
2 預金部資金ノ運用ニ関スルコト
3 預金部資金運用委員会ニ関スルコト
4 運用課所属事務関係ノ支部事務監督ニ関スルコト

監理課
1 運用資産ノ管理ニ関スルコト

2 運用金ノ元利金受入ニ関スルコト
3 大蔵省預金部特別会計ニ関スルコト
4 経費其ノ他支出ニ関スルコト
5 物品会計ニ関スルコト
6 主簿ニ関スルコト
7 監理課所属事務関係ノ支部事務監督ニ関スルコト

考査課〔新設〕
1 機密ニ関スルコト
2 人事ニ関スルコト
3 部印及官印ノ管守ニ関スルコト
4 文書ノ接受、発遣及編纂保存ニ関スルコト
5 庁中取締ニ関スルコト
6 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト
7 統計及年報書調製ニ関スルコト
8 考査課所属事務関係ノ支部事務監督ニ関スルコト
9 他課ニ属セサル事務ニ関スルコト

預金部支部ノ分課規程ハ預金部長之ヲ定メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

昭和一二年五月四日
〔全改正〕

預金部ヲ預金部資金局ト改ム

運用部
資金課
1 預金部預金ノ管理ニ関スルコト
2 預金部資金運用ノ計画ニ関スルコト
3 内地地方資金以外ノ資金ノ運用ニ関スルコト

運用課
1 内地地方資金ノ運用ニ関スルコト
2 運用課所属事務関係ノ支局事務監督ニ関スルコト

監理部
監理課
1 運用資産ノ管理ニ関スルコト

二 官制および分課規程

2 運用金ノ回収及運用利殖金ノ受入ニ関スルコト
3 主簿ニ関スルコト
4 大蔵省預金部特別会計ノ予算決算及収入支出ニ関スルコト
5 物品会計ニ関スルコト
6 営繕ニ関スルコト
7 監理課所属事務関係ノ支局事務監督ニ関スルコト

考査課
1 機密ニ関スルコト
2 人事ニ関スルコト
3 官印及局印ノ管守ニ関スルコト
4 文書ノ接受発遣及編纂保存ニ関スルコト
5 庁中取締ニ関スルコト
6 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト
7 年報書ノ調製及統計ニ関スルコト
8 諸般ノ調査ニ関スルコト
9 考査課所属事務関係ノ支局事務監督ニ関スルコ

ト

10 他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

預金部資金局支局ノ分課規程ハ預金部資金局長之ヲ定メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

昭和一五年七月一九日

運用部

資金課

4 資金課所属事務関係ノ支局事務監督ニ関スルコト

昭和一六年七月一六日〔全改正〕

預金部資金局ヲ預金部ト改ム

総務部

総務課

1 人事及機密ニ関スルコト

2 官印及部印ノ管守ニ関スルコト

運用第一課

1 預金部資金ノ運用計画ニ関スルコト

2 地方資金以外ノ資金ノ運用ニ関スルコト

運用第二課

地方資金ノ運用ニ関スルコト

考査課

預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト

(7) 国民貯蓄奨励局官制

昭和一三年四月一八日
勅令 第二六三号

一 国民貯蓄奨励局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ国民貯蓄ノ奨励ニ関スル事務ヲ掌ル

二 長官ハ大蔵次官ヲ以テ之ニ充ツ〔以下略〕

〔昭和一七年一一月国民貯蓄奨励局官制廃止 内局〈移管〉

(8) 国民貯蓄奨励局分課規程

二 官制および分課規程

3 文書ノ接受発遣及編纂保存ニ関スルコト

4 年報書ノ調製及統計ニ関スルコト

5 予算決算及収入支出ニ関スルコト

6 物品会計ニ関スルコト

7 庁中取締ニ関スルコト

8 法令例規ノ審議竝ニ諸般ノ企画及調査ニ関スルコト

9 預金部資金運用委員会ニ関スルコト

10 他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

資金課

1 預金部預金ノ管理ニ関スルコト

2 貯蓄債券及報国債券ノ発行計画及宣伝ニ関スルコト

監理課

1 運用資金ノ管理ニ関スルコト

2 運用金ノ回収及運用利殖金ノ受入ニ関スルコト

3 主簿ニ関スルコト

運用部

13.4 総務課 ― 第一課 ― 第二課 ― 第三課

16.12 総務課 ― 奨励課 ― 組合課 ― 企画課

17.11

昭和一三年四月一九日

総務課

1 機密ニ属スルコト

2 人事ニ関スルコト

3 官印及局印ノ管守ニ関スルコト

4 公文書類ノ接受発遣及編纂保存ニ関スルコト

5 会計ニ関スルコト

6 庁中取締ニ関スルコト

7 国民貯蓄奨励ノ綜合計画ニ関スルコト

8 民間国民貯蓄奨励団体ニ関スルコト

9 国民貯蓄奨励功績者表彰ニ関スルコト

10 国民貯蓄奨励ノ宣伝資料ニ関スルコト

11 諸般ノ調査及統計ニ関スルコト

12 他課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

第一課

東部地方（三重県、岐阜県及石川県以東ノ地域）ニ於ケル国民貯蓄奨励計画、其ノ実施竝ニ実施状況ノ調査ニ関スル事務ヲ掌ル但シ第三課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二課

西部地方（和歌山県、奈良県、滋賀県及福井県以西ノ地域）ニ於ケル国民貯蓄奨励計画、其ノ実施竝ニ実施状況ノ調査ニ関スル事務ヲ掌ル但シ第三課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三課

国民貯蓄奨励ノ特殊計画、其ノ実施竝ニ実施状況ノ調査ニ関スル事務ヲ掌ル

昭和一三年一〇月一三日

総務課

8 国民貯蓄奨励委員会ニ関スルコト

9 民間国民貯蓄奨励団体ニ関スルコト

10 国民貯蓄奨励功績者表彰ニ関スルコト

11 他課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

第一課

道府県ニ於ケル国民貯蓄奨励計画、其ノ実施竝ニ実施状況ノ調査ニ関スル事務ヲ掌ル但シ第三課ニ属スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二課

国民貯蓄奨励ニ関スル調査、統計及宣伝資料ニ関スル事務ヲ掌ル

昭和一六年一二月二七日
〔全改正〕

総務課

1 機密ニ属スルコト

2 人事ニ関スルコト

3 官印及局印ノ管守ニ関スルコト

4 会計ニ関スルコト

5 庁中取締ニ関スルコト

6 公文書類ノ接受発遣及編纂保存ニ関スルコト

7 重要文書ノ審査ニ関スルコト

8 国民貯蓄奨励ニ関スル事務ノ綜合調査ニ関スルコト

9 国民貯蓄奨励委員会ニ関スルコト

10 国民貯蓄奨励功績者表彰ニ関スルコト

11 他課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

奨励課

他課ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外国民貯蓄奨励ノ実施ニ関スル事務ヲ掌ル

組合課

国民貯蓄組合ニ関スル事務ヲ掌ル

企画課

1 国民貯蓄ニ関スル諸方策ノ企画ニ関スルコト

2 国民貯蓄ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

3 財政経済ニ関スル情報ノ蒐集整理ニ関スルコト

昭和一七年四月八日

奨励課

但シ他課ノ主管ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

1 国民貯蓄ノ宣伝及啓発ニ関スルコト

2 地方ニ於ケル貯蓄増加目標額ノ設定及配分ニ関スルコト

3 臨時資金調整法第十条ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ関スルコト

4 郵便局売出ニ係ル国債、貯蓄債券及報国債券ノ消化及宣伝ニ関スルコト

5 前各号ニ掲グルモノノ外国民貯蓄奨励ノ実施ニ関スルコト

（9） 税務監督局官制

昭和初年

一 税務監督局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ内国税ニ関スル事務ヲ監督ス

二　局長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄内ニ於ケル内国税事務ヲ管理シ税務署長ヲ指揮監督ス

三　局長ハ税務署長ノ処分法律命令ニ違犯スト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

四　局長ハ部下ノ官吏ヲシテ間接国税ニ関スル検査ヲ行ハシムルコトヲ得

五　局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ税務監督局及税務署判任官ノ任免ヲ大蔵大臣ニ具状ス

〔昭和一六年七月税務監督局官制廃止　財務局〈〉

(10) 税務監督局分課規程

昭2　3.7　秘書係　総務部　16.7
直税部
間税部
経理部
鑑定部
15.12　会社監査部

一　直税部
1　直税ノ監督ニ関スルコト
2　直税ノ賦課及減免ニ関スルコト
3　民有地地種目変換ニ関スルコト
4　土地台帳及地図ニ関スルコト
5　直税ニ係ル訴願ノ裁決ニ関スルコト

二　間税部
1　間税ノ検査、監督ニ関スルコト
2　間税ノ賦課及減免ニ関スルコト
3　間接国税犯則者処分ニ関スルコト
4　間税ニ係ル訴願ノ裁決ニ関スルコト

三　経理部
1　徴収及会計、庶務ニ関スルコト
2　内国税徴収及税外収入ニ関スルコト
3　滞納処分ニ係ル訴願ノ裁決ニ関スルコト
4　雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコト
5　国有財産整理資金特別会計ノ収入ニ関スルコト
6　歳入概算及決算ニ関スルコト
7　払戻及誤納下戻ニ関スルコト
8　会計ニ関スルコト
9　営繕ニ関スルコト
10　文書ニ関スルコト
11　官報報告ニ関スルコト
12　統計及報告ニ関スルコト
13　局中取締ニ関スルコト
14　他部ニ属セザルコト

四　鑑定部
1　分析ニ関スルコト
2　鑑定ニ関スルコト

五　秘書係
人事及機密ニ関スル事務ヲ処理ス

昭和三年七月三一日

一　総務部〈新設〉
1　人事及機密ニ関スルコト
2　税務署ノ一般監督ニ関スルコト
3　官報報告ニ関スルコト
4　他部ニ属スル事務中重要ナル局務ニ関スルコト

二　直税部

三　間税部

四　経理部
11　統計及報告ニ関スルコト
12　局中取締ニ関スルコト
13　他部ニ属セサルコト

五　鑑定部
秘書係　廃止

昭和一五年一二月二八日

六　会社監査部〈新設〉
会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ヲ掌ル

(11) 財務局官制

昭和一六年七月一五日
勅令 第七六〇号〔新設〕

一 財務局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
1 内国税事務ノ監督ニ関スル事務
2 預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務
3 国有財産ニ関スル総轄事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務及国有財産ノ整理ニ関スル事務
4 会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務
二 局長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ其ノ管轄内ノ税務署長ヲ指揮監督ス
三 局長ハ税務署長ノ処分法律命令ニ違反スト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得
四 局長ハ部下ノ官吏ヲシテ間接国税ニ関スル検査ヲ行ハシムルコトヲ得
五 局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ財務局及税務署判任官ノ任免ヲ大蔵大臣ニ具状ス
六 大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ財務局ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

財務局ノ出張所ニ出張所長ヲ置ク出張所所在地ノ税務署長ヲ以テ之ニ充ツ

昭和一九年四月一八日
勅令 第二八三号

一 財務局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
5 戦時特殊損害保険法ノ施行ニ関スル事務

昭和一九年一一月二四日
勅令 第六四六号

一 財務局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
4 臨時資金調整法、企業整備資金措置法、会社経理統制令及戦時特殊損害保険法ノ施行ニ関スル事務
5 削除

昭和二〇年五月一八日
勅令 第三一一号

一 財務局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
1 内国税事務ノ監督ニ関スル事務
2 戦時喪失無記名国債証券臨時措置法ノ施行ニ関スル事務其ノ他国債ニ関スル事務
3 預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務
4 日本証券取引所、取引員及有価証券引受会社ノ監督ニ関スル事務
5 国有財産ニ関スル総轄事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務及国有財産ノ整理ニ関スル事務
6 納税施設法、臨時資金措置法、企業整備資金措置法、会社経理統制令、外国為替管理法及戦時特殊損害保険法ノ施行ニ関スル事務
7 金融機関ノ監督ニ関スル事務

一ノ二 財務局ニ左ノ六部ヲ置ク
総務部、直税部、間税部、理財部、経理部、鑑定部
各部ノ事務ノ分掌ハ大蔵大臣之ヲ定ム
六 大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ財務局ノ支局又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得
支局長ハ書記官又ハ事務官ヲ以テ、出張所長ハ出張所所在地ノ税務署長ヲ以テ之ニ充ツ

(12) 財務局分課規程

16.7 総務部 — 総務課
直税部 — 徴収課
間税部 — 会計課
監察課

16.12 総務部 — 総務課
徴収課
会計課
監察課

20.5 総務部 — 総務課
監察課
戦時施設課

20.8 厚生課

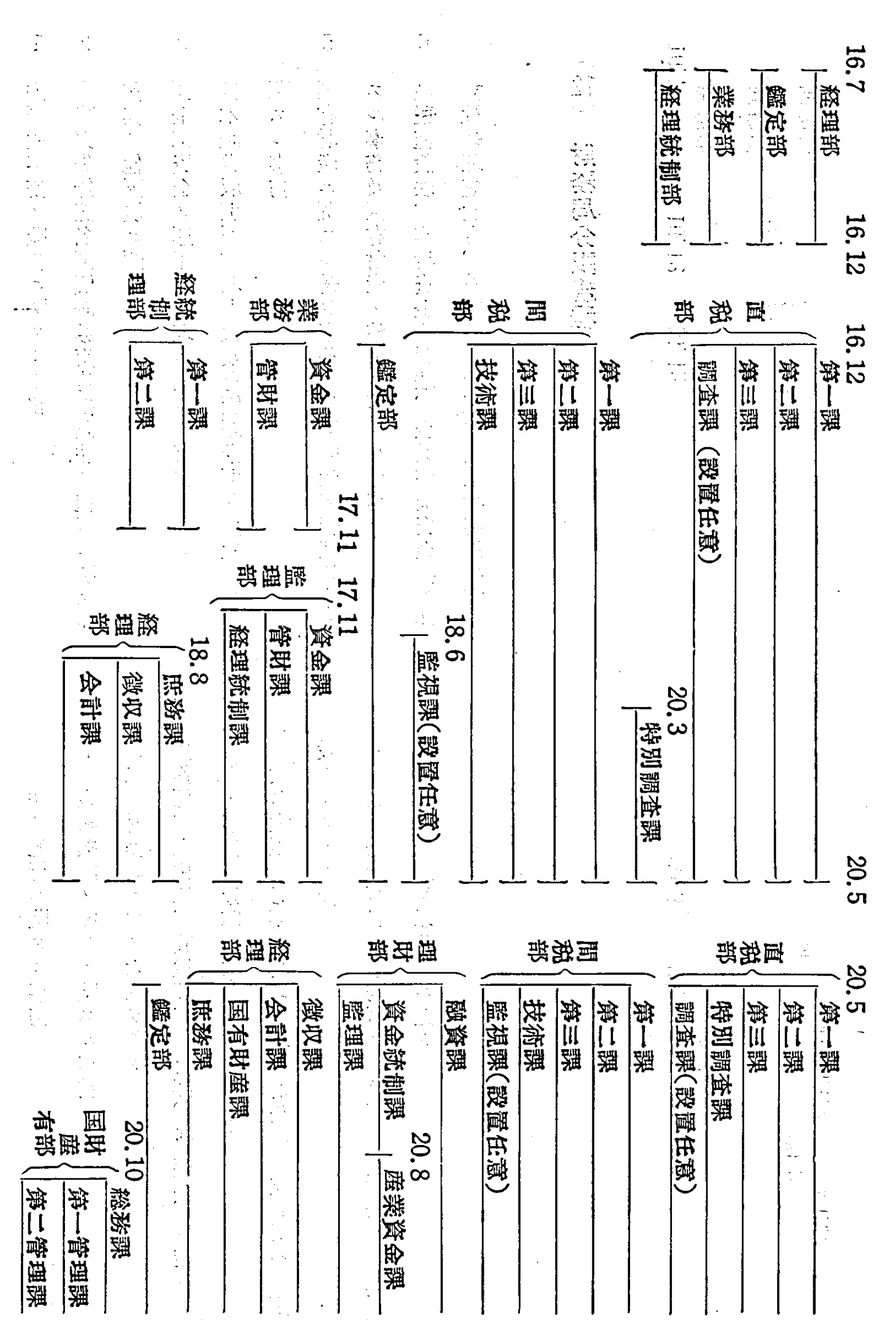

昭和一六年七月一六日

一　総務部

1　人事及機密ニ関スルコト
2　税務署及財務局ノ出張所ノ一般監督ニ関スルコト
3　官報報告ニ関スルコト
4　他部ニ属スル事務ノ中重要ナル局務ニ関スルコト

二　直税部

1　直税ノ監督ニ関スルコト
2　直税ノ賦課及減免ニ関スルコト
3　民有地地種目変換ニ関スルコト
4　土地台帳及地図ニ関スルコト
5　直税ニ係ル訴願ノ裁決ニ関スルコト

三　間税部

1　間税ノ検査監督ニ関スルコト
2　間税ノ賦課及減免ニ関スルコト
3　酒類製造業者及販売業者ノ免許及販売統制ニ関スルコト
4　間税国税犯則者処分ニ関スルコト
5　間税ニ係ル訴願ノ裁決ニ関スルコト

四　経理部

1　徴収、会計及庶務ノ監督ニ関スルコト
2　内国税徴収及税外収入ニ関スルコト
3　滞納処分ニ係ル訴願ノ裁決ニ関スルコト
4　歳入概算及決算ニ関スルコト
5　払戻及誤納下戻ニ関スルコト
6　会計ニ関スルコト
7　営繕ニ関スルコト
8　文書ニ関スルコト
9　統計及報告ニ関スルコト
10　庁中取締ニ関スルコト
11　他部ニ属セザルコト

五　鑑定部

1　間税課税物件ノ分析ニ関スルコト
2　間税課税物件ノ鑑定ニ関スルコト

六　業務部

1　預金部資金ノ運用ニ関スルコト

2　預金部資金ノ経理ニ関スルコト
3　国有財産ニ関スル総括事務ニ関スルコト
4　雑種財産ノ管理処分ニ関スルコト
5　国有財産ノ整理ニ関スルコト

七　経理統制部
1　会社経理統制令ニ依ル利益配当ニ関スルコト
2　会社経理統制令ニ依ル役員及社員給与ニ関スルコト
3　会社経理統制令ニ依ル経費及償却ニ関スルコト
4　会社経理統制令ニ依ル経理検査ニ関スルコト

八　財務局出張所
預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務、国有財産ニ関スル総括事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務、国有財産ノ整理ニ関スル事務竝ニ会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一六年一二月三日
〔全改正〕

一　総務部

総務課
1　人事及機密ニ関スルコト
2　官印及局印ノ管守ニ関スルコト
3　官報報告ニ関スルコト
4　収税官吏章其ノ他証票ニ関スルコト
5　職員ノ指導訓練ニ関スルコト
6　税務相談所ニ関スルコト
7　統計及庶務事務ノ監督ニ関スルコト
8　統計及報告ニ関スルコト
9　文書ノ収受、発遣、編纂及保存ニ関スルコト
10　局報ノ編纂及発行ニ関スルコト
11　庁中取締ニ関スルコト
12　他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

徴収課
1　徴収事務ノ監督ニ関スルコト
2　内国税徴収及税外収入ニ関スルコト
3　歳入概算ニ関スルコト
4　滞納処分ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト
5　納税思想ノ普及宣伝ニ関スルコト
6　地方分与税還付税資料報告ニ関スルコト

会計課
1　会計事務ノ監督ニ関スルコト
2　経費ニ関スルコト
3　物品ノ出納及保管ニ関スルコト
4　払戻及誤納下戻ニ関スルコト
5　公用財産ノ管理及営繕ニ関スルコト
6　税印押捺ニ関スルコト
7　印刷ニ関スルコト
8　共済組合ニ関スルコト

監察課
1　税務署及財務局出張所ノ一般監督ニ関スルコト
2　租税ノ賦課徴収其ノ他一般財務事務ノ特別監督ニ関スルコト
3　職員ノ身分監督ニ関スルコト

二　直税部

第一課
1　所得税（分類所得税中源泉課税ノ配当利子所得ニ対スルモノ及所得税法第百六条ノ規定ニ依ル綜合所得税ヲ除ク）、個人臨時利得税、個人営業税及有価証券移転税ノ監督及賦課減税ニ関スルコト
2　前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト
3　個人営業税ノ分割ニ関スルコト
4　財政経済情報ニ関スルコト

第二課
1　法人税、特別法人税、分類所得税中源泉課税ノ配当利子所得ニ対スルモノ及所得税法第百六条ノ規定ニ依ル綜合所得税、配当利子特別税、外貨債特別税、兌換銀行券発行税、法人臨時利得税及法人営業税ノ監督及賦課減免ニ関スルコト
2　前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト
3　法人営業税ノ分割ニ関スルコト

4 法人ノ特別調査ニ関スルコト

第三課

1 鉱区税、相続税、建築税、通行税、地租及家屋税ノ監督及賦課減免ニ関スルコト

2 前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3 民有地地種目変換ニ関スルコト

4 土地台帳及地図ニ関スルコト

5 無届異動地ノ整理ニ関スルコト

6 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト

7 家屋台帳及所在図ニ関スルコト

8 異動家屋ノ整理ニ関スルコト

9 家屋賃貸価格ノ調査ニ関スルコト

調査課（設置任意）

財政経済調査ニ関スル事務（調査課設置ノ場合ハ直税部第一課ニ於テハ財政経済情報ニ関スル事務ヲ分掌セズ）

三 間税部

第一課

1 酒税及清涼飲料税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

2 前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3 酒造組合ニ関スルコト

4 酒類製造業者及販売業者ノ免許ニ関スルコト

5 酒類ノ生産及販売統制ニ関スルコト

6 第一号ノ租税ニ係ル間接国税犯則者処分ニ関スルコト

第二課

1 砂糖消費税、織物消費税、物品税及揮発油税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

2 前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3 間税免除及払戻ニ関スルコト

4 第一号ノ租税ニ係ル間接国税犯則者処分ニ関スルコト

第三課

1 遊興飲食税、入場税、特別入場税、取引所税、印紙税及骨牌税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

2 前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3 第一号ノ租税ニ係ル間接国税犯則者処分ニ関スルコト

技術課

織物消費税及物品税中技術ニ関スル事務ヲ掌ル

四 鑑定部

1 織物消費税及物品税以外ノ間税課税物件ノ分析ニ関スルコト

2 織物消費税及物品税以外ノ間税課税物件ノ鑑定ニ関スルコト

3 醸造ノ試験、講習講話及実地指導ニ関スルコト

五 業務部

資金課

1 預金部資金ノ運用ニ関スルコト

2 預金部資金ニ属スル運用金ノ回収及運用利殖金ノ受入ニ関スルコト

3 預金部関係業務ノ宣伝ニ関スルコト

管財課

1 国有財産ノ総括事務ニ関スルコト

2 雑種財産ノ管理処分ニ関スルコト

3 国有財産ノ整理ニ関スルコト

4 相続税物納財産ノ管理処分ニ関スルコト

5 国有財産整理資金特別会計ノ収入ニ関スルコト

6 雑種財産ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

六 経理統制部

第一課

1 会社経理統制令ニ依ル利益配当ニ関スルコト

2 会社経理統制令ニ依ル役員及社員給与ニ関スルコト

3 会社経理統制令ニ依ル経費及償却ニ関スルコト

第二課

七　財務局出張所

会社経理統制令ニ依ル経理検査ニ関スル事務ヲ掌ル

預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務、国有財産ノ総括事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務、国有財産ノ整理ニ関スル事務竝ニ会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一七年四月一日

一　総務部

総務課

12　他部課ノ主管ニ属スル事務ノ綜合調整ニ関スルコト

13　他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

二　直税部

第三課

1　鉱区税、相続税、建築税、通行税、電気瓦斯税、地租及家屋税ノ監督及賦課減免ニ関スルコト

三　間税部

第三課

1　遊興飲食税、入場税、特別入場税、取引所税、広告税、馬券税、印紙税及骨牌税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

昭和一七年一一月一日

二　直税部

第一課

1　所得税（分類所得税中源泉課税ノ配当利子所得ニ対スルモノ及所得税法第百六条ノ規定ニ依ル綜合所得税ヲ除ク）、個人臨時利得税、個人営業税及有価証券移転税ノ監督及賦課減免ニ関スルコト

2　前号ノ租税ニ依ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3　個人営業税ノ分割ニ関スルコト

4　財政経済情報ニ関スルコト

5　税務代理士ニ関スルコト

五　監理部

資金課

1　預金部資金ノ運用ニ関スルコト

2　預金部資金ニ属スル運用金ノ回収及運用利殖金ノ受入ニ関スルコト

3　預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト

4　預金部関係業務ノ宣伝ニ関スルコト

管財課

1　国有財産ノ総括事務ニ関スルコト

2　雑種財産ノ管理処分ニ関スルコト

3　国有財産ノ整理ニ関スルコト

4　相続税物納財産ノ管理処分ニ関スルコト

5　国有財産整理資金特別会計ノ収入ニ関スルコト

6　雑種財産ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

経理統制課〔新設〕

1　会社経理統制令ニ依ル利益配当ニ関スルコト

2　会社経理統制令ニ依ル役員及社員給与ニ関スルコト

3　会社経理統制令ニ依ル経費及償却ニ関スルコト

4　会社経理統制令ニ依ル経理検査ニ関スルコト

〔業務部ヲ監理部ト改称シ、経理統制部廃止〕

昭和一八年六月二六日

一　総務部

徴収課

5　納税思想ノ普及宣伝及納税施設ニ関スルコト

二　直税部

第二課

1　法人税、特別法人税、分類所得税中源泉課税ノ配当利子所得ニ対スルモノ及所得税法第百六条ノ規定ニ依ル綜合所得税、配当利子特別税、外貨債特別税、法人臨時利得税及法人営業税ノ監督及賦課、減免ニ関スルコト

2　前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3　法人営業税ノ分割ニ関スルコト

4　法人ノ納税積立金ニ関スルコト
5　法人ノ特別調査ニ関スルコト

三　間税部　昭和一八年八月二日

第一課

3　酒類業団体ニ関スルコト
4　酒類製造業及販売業ニ関スルコト
5　酒類ノ生産、配給及価格ニ関スルコト
6　第一号ノ租税ニ係ル間接国税犯則者処分ニ関スルコト

第三課

1　遊興飲食税、入場税、特別入場税、取引所税、広告税、馬券税、特別行為税、印紙税及骨牌税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

監視課〔新設〕〔設置任意〕

間税監視ニ関スル事務（コノ課ヲ設置シタ場合ハ間税部第一課、第二課、第三課ニ於テハ間接国税犯則者処分ニ関スル事務ヲ分掌セザルモノトス）

六　経理部〔新設〕〔東京及大阪財務局ニ限リ設置〕

庶務課

1　統計及庶務事務ノ監督ニ関スルコト
2　統計及報告ニ関スルコト
3　文書ノ収受、発遣、編纂及保存ニ関スルコト
4　局報ノ編纂及発行ニ関スルコト
5　庁中取締ニ関スルコト
6　他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

徴収課

1　徴収事務ノ監督ニ関スルコト
2　内国税徴収及税外収入ニ関スルコト
3　歳入概算及決算ニ関スルコト
4　滞納処分ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト
5　納税思想ノ普及、宣伝ニ関スルコト
6　地方分与税還付税資料報告ニ関スルコト

会計課

1　会計事務ノ監督ニ関スルコト
2　経費ニ関スルコト
3　物品ノ出納及保管ニ関スルコト
4　払戻及誤納下戻ニ関スルコト
5　公用財産ノ管理及営繕ニ関スルコト
6　税印押捺ニ関スルコト
7　印刷ニ関スルコト
8　共済組合ニ関スルコト

（経理部設置ノ場合、総務部ニ於テハ総務課第七号乃至第一一号及第一三号ノ事務並徴収課、会計課ノ事務ヲ分掌セザルモノトス）

五　監理部　昭和一九年六月六日

管財課

1　国有財産ノ総轄事務ニ関スルコト
2　雑種財産ノ管理、処分ニ関スルコト
3　国有財産ノ整理ニ関スルコト
4　相続税物納財産ノ管理、処分ニ関スルコト
5　雑種財産ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト
6　戦時特殊損害保険法ニ依ル損害ノ調査ニ関スルコト
7　戦時特殊損害保険法ニ依ル報告及検査ニ関スルコト
8　戦時特殊損害保険法ノ施行ニ関スル保険会社ノ業務ノ指導ニ関スルコト
9　戦時特殊損害保険法ニ依ル戦争保険及地震保険ノ普及、宣伝ニ関スルコト

八　財務局出張所　昭和二〇年三月二日

預金部資金ノ運用及経理ニ関スル事務、国有財産ノ総括事務、雑種財産ノ管理、処分ニ関スル事務、国有財産ノ整理ニ関スル事務、会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務並ニ戦時特殊損害保険法ノ施行ニ関スル事務

二　直税部

第一課（但シ特別調査課デ取扱フ事務ヲ除ク）
第二課（但シ特別調査課デ取扱フ事務ヲ除ク）
特別調査課〔新設〕
大東亜戦争ニ際シ所得税、法人税、営業税及臨時利得税ノ賦課ニ関シ所得等ノ著シク増加シタル者等ニ対スル課税ノ充実ヲ図ル為ノ特別調査ニ関スル事務ヲ掌ル

昭和二〇年五月一九日〔全改正〕

一　総務部

総務課
1　人事及機密ニ関スルコト
2　官印及局印ノ管守ニ関スルコト
3　官報報告ニ関スルコト
4　収税官吏章其ノ他証票ニ関スルコト
5　職員ノ指導訓練ニ関スルコト
6　他部課ノ主管ニ属スル事務ノ綜合調整ニ関スルコト

監察課
1　財務局支局、財務局出張所及税務署ノ一般監督ニ関スルコト
2　租税ノ賦課徴収其ノ他一般財務事務ノ特別監督ニ関スルコト

戦時施設課
1　官庁防空ニ関スルコト
2　共済組合ニ関スルコト
3　職員ノ厚生施設ニ関スルコト

二　直税部

第一課（但シ特別調査課デ取扱フ事務ヲ除ク）
1　所得税（分類所得税中源泉課税ノ配当利子所得ニ対スルモノ及所得税法第百六条ノ規定ニ依ル綜合所得税ヲ除ク）、個人臨時利得税、個人営業税及有価証券移転税ノ監督及賦課減免ニ関スルコト
2　前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト
3　個人営業税ノ分割ニ関スルコト
4　財政経済情報ニ関スルコト
5　税務代理士ニ関スルコト

第二課（但シ特別調査課デ取扱フ事務ヲ除ク）
1　法人税、特別法人税、分類所得税中源泉課税ノ配当利子所得ニ対スルモノ及所得税法第百六条ノ規定ニ依ル綜合所得税、配当利子特別税、外貨債特別税、法人臨時利得税及法人営業税ノ監督及賦課減免ニ関スルコト
2　前号ノ租税ニ係ル訴願、裁決及訴訟ニ関スルコト
3　法人営業税ノ分割ニ関スルコト
4　法ノ納税積立金ニ関スルコト
5　法人ノ特別調査ニ関スルコト

第三課
1　鉱区税、相続税、建築税、通行税、電気瓦斯税、地租及家屋税ノ監督及賦課減免ニ関スルコト
2　前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト
3　民有地地種目変換ニ関スルコト
4　土地台帳及地図ニ関スルコト
5　無届異動地ノ整理ニ関スルコト
6　土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
7　家屋台帳及所在図ニ関スルコト
8　異動家屋ノ整理ニ関スルコト
9　家屋賃貸価格ノ調査ニ関スルコト

特別調査課〔臨時設置〕
大東亜戦争ニ際シ所得税、法人税、営業税及臨時利得税ノ賦課ニ関シ所得税ノ著シク増加シタル者等ニ対スル課税ノ充実ヲ図ル為ノ特別調査ニ関スル事務ヲ掌ル

調査課〔設置任意〕
財政経済調査ニ関スル事務ヲ掌ル（コノ課ヲ設置シタ場合直税部第一課ニ於テハ財政経済情報ニ関スル事務ヲ分掌セズ）

三 間税部

第一課

1 酒税及清涼飲料税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

2 前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3 酒類業団体ニ関スルコト

4 酒類製造業及酒類販売業ニ関スルコト

5 酒類ノ生産、配給及価格ニ関スルコト

6 第一号ノ租税ニ係ル間接国税犯則者処分ニ関スルコト

第二課

1 砂糖消費税、織物消費税及物品税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

2 前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3 間税免除及払戻ニ関スルコト

4 第一号ノ租税ニ係ル間接国税犯則者処分ニ関スルコト

第三課

1 遊興飲食税、入場税、特別入場税、取引所税、広告税、馬券税、特別行為税、印紙税及骨牌税ノ検査監督及賦課減免ニ関スルコト

2 前号ノ租税ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

3 第一号ノ租税ニ係ル間接国税犯則者処分ニ関スルコト

技術課

織物消費税及物品税中技術ニ関スル事務ヲ掌ル

監視課（設置任意）

間税監視ニ関スル事務ヲ掌ル（コノ課ヲ設置シタ場合間税部第一課、第二課、第三課ニ於テハ間接国税犯則者処分ニ関スル事務ハ分掌セズ）

四 理財部

融資課

1 預金部資金ノ運用ニ関スルコト

2 預金部資金ニ関スル運用金ノ管理及回収竝ニ運用利殖金ノ受入ニ関スルコト

3 預金部資金融通先ノ調査ニ関スルコト

4 前各号ニ掲グルモノノ外預金部資金関係地方業務ニ関スルコト

資金統制課

1 臨時資金調整法ノ施行ニ関スルコト

2 企業整備資金措置法（監理課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ノ施行ニ関スルコト

3 会社経理統制令（監理課ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）ノ施行ニ関スルコト

監理課

1 金融機関ノ監督及検査ニ関スルコト

2 金融機関ニ関スル企業整備資金措置法及会社経理統制令ノ施行ニ関スルコト

3 戦時特殊損害保険法ノ施行ニ関スルコト

4 外国為替管理法ノ施行ニ関スルコト

5 戦時喪失無記名国債証券臨時措置法ノ施行其ノ他国債ニ関スルコト

五 経理部

徴収課

1 徴収事務ノ監督ニ関スルコト

2 内国税徴収及税外収入ニ関スルコト

3 歳入概算及決算ニ関スルコト

4 滞納処分ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

5 納税思想ノ普及宣伝及納税施設ニ関スルコト

6 納税施設法ニ規定スル賠償ニ関スルコト

7 地方分与税還付税資料報告ニ関スルコト

会計課

1 会計事務ノ監督ニ関スルコト

2 経費ニ関スルコト

3 物品ノ出納及保管ニ関スルコト

4 払戻及誤納下戻ニ関スルコト

5 公用財産ノ管理及営繕ニ関スルコト

6 税印押捺ニ関スルコト

7 印刷ニ関スルコト

国有財産課
1 国有財産ノ総括事務ニ関スルコト
2 雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコト
3 国有財産ノ整理ニ関スルコト
4 相続税物納財産ノ管理及処分ニ関スルコト
5 雑種財産ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スルコト

庶務課
1 統計及庶務事務ノ監督ニ関スルコト
2 統計及報告ニ関スルコト
3 文書ノ収受、発送、編纂及保存ニ関スルコト
4 局報ノ編纂及発行ニ関スルコト
5 庁中取締ニ関スルコト
6 他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

六 鑑定部
1 織物消費税及物品税以外ノ間税課税物件ノ分析ニ関スルコト
2 織物消費税及物品税以外ノ間税課税物件ノ鑑定ニ関スルコト

一 総務部　　昭和二〇年八月三〇日
厚生課〔新設〕
1 共済組合ニ関スルコト
2 職員ノ厚生施設ニ関スルコト
戦時施設課 廃止

二 直税部
特別調査課
所得税、法人税、営業税及臨時利得税ノ賦課ニ関シ

3 醸造ノ試験講習講話及実地指導ニ関スルコト

七 支局
財務局官制第一条ニ規定スル事務ノ全部又ハ一部ヲ分掌ス

八 出張所
理財部所掌事務及経理部国有財産課所掌事務（雑種財産ニ係ル訴願ノ裁決及訴訟ニ関スル事務ヲ除ク）ヲ分掌ス

所得税ノ著シク増加シタル者等ニ対スル課税ノ充実ヲ図ル為ノ特別調査ニ関スル事務ヲ掌ル

四 理財部　　昭和二〇年九月二六日
資金統制課ヲ産業資金課ニ改称

九 国有財産部〔新設〕〔臨時設置〕　　昭和二〇年一〇月一日
総務課
1 国有財産部ノ総括ニ関スルコト
2 雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコトニシテ他課ニ属セサル事務ニ関スルコト
3 国有財産ノ整理ニ関スルコト
4 相続税物納財産ノ管理処分ニ関スルコト
5 雑種財産ニ係ル訴願ニ関スルコト

第一管理課
1 陸軍省所属ノ国有財産ノ引継ニ関スルコト
2 前号ニ依リ引継タル雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコト

第二管理課
1 海軍省所属ノ国有財産ノ引継ニ関スルコト
2 前号ニヨリ引継タル雑種財産ノ管理、運用及処分ニ関スルコト

管財支所、管財出張所
陸軍省又ハ海軍省ヨリ引継タル雑種財産ノ管理及運用ニ関スル事務ヲ分掌ス

(13) 税務署官制

昭和初年

一、税務署ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ内国税ニ関スル事務ヲ執行ス
二、署長ハ税務監督局長ノ指揮監督ヲ承ケ内国税ニ関スル法律命令ヲ執行シ其ノ管轄内ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス

三、税務署ノ名称及管轄区域ハ別表ニ依ル（注）

（注）別表ハ資料篇地方財務行政部局所在地等ヲ参照

昭和一九年三月二八日
勅令 第一五九号

三、税務署ノ名称及管轄区域ハ大蔵大臣之ヲ定ム

（14） 税務署分課規程

昭和2 20未

直税課
間税課
庶務課
鑑定課（設置任意）

昭和初年

直税課

1 直税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 直税ノ検査ニ関スルコト
3 民有地地種目変換ニ関スルコト
4 登録税ニ関スルコト
5 土地台帳及地図ニ関スルコト
6 直税ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト

間税課

1 間税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 間税ノ監視、検査、検定ニ関スルコト
3 間接国税犯則者処分ニ関スルコト
4 間税ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト

庶務課

1 内国税ノ徴収及税外収入ニ関スルコト
2 滞納処分ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト
3 雑種財産ニ関スルコト
4 払戻及誤納下戻ニ関スルコト
5 経費ニ関スルコト
6 物品ノ出納及保管ニ関スルコト
7 印紙類ノ出納、保管及売下ニ関スルコト
8 営繕ニ関スルコト

9 文書ニ関スルコト
10 官報報告ニ関スルコト
11 統計及報告ニ関スルコト
12 署中取締ニ関スルコト
13 機密ニ関スルコト
14 他課ニ属セサルコト

鑑定課（設置任意）

分析鑑定ニ関スルコト

昭和一五年一二月二八日

直税課

7 会社経理統制令ノ施行ニ関スルコト

昭和一六年一二月一日
（大改正）

直税課

1 直税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 直税ノ検査ニ関スルコト
3 登録税ニ関スルコト
4 民有地地種目変換ニ関スルコト
5 土地台帳及地図ニ関スルコト
6 無届異動地ノ整理ニ関スルコト
7 土地賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
8 家屋台帳及所在図ニ関スルコト
9 異動家屋ノ整理ニ関スルコト
10 家屋賃貸価格ノ調査ニ関スルコト
11 営業税ノ分割ニ関スルコト
12 直税ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト

間税課

1 間税ノ賦課及減免ニ関スルコト
2 間税ノ監視、検査、検定及査定ニ関スルコト
3 関税免除及払戻ニ関スルコト
4 酒造組合ニ関スルコト
5 酒類製造業者及販売業者ノ免許ニ関スルコト
6 酒類ノ生産及販売統制ニ関スルコト
7 間接国税犯則者処分ニ関スルコト

8 間税ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト

庶務課

1 内国税ノ徴収及税外収入ニ関スルコト
2 滞納処分ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト
3 払戻及誤納下戻ニ関スルコト
4 経費ニ関スルコト
5 物品ノ出納及保管ニ関スルコト
6 印紙類出納保管及売下ニ関スルコト
7 営繕ニ関スルコト
8 税印押捺ニ関スルコト
9 共済組合ニ関スルコト
10 文書ニ関スルコト
11 官報報告ニ関スルコト
12 統制及報告ニ関スルコト
13 機密ニ関スルコト
14 官印及署印ノ管守ニ関スルコト
15 署中取締ニ関スルコト
16 他課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

鑑定課〔設置任意〕

分析、鑑定ニ関スルコト

昭和一八年六月二五日

直税課

12 法人ノ納税積立金ニ関スルコト
13 直税ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト

間税課

4 酒類業団体ニ関スルコト
5 酒類製造業及販売業ニ関スルコト
6 酒類ノ生産、配給及価格ニ関スルコト
7 間接国税犯則者処分ニ関スルコト
8 間税ニ係ル訴願及訴訟ニ関スルコト

庶務課

3 納税思想ノ普及、宣伝及納税施設ニ関スルコト
4 払戻及誤納下戻ニ関スルコト
5 経費ニ関スルコト
6 物品ノ出納及保管ニ関スルコト
7 印紙類出納保管及売下ニ関スルコト
8 営繕ニ関スルコト
9 税印押捺ニ関スルコト
10 共済組合ニ関スルコト
11 文書ニ関スルコト
12 官報報告ニ関スルコト
13 統計及報告ニ関スルコト
14 機密ニ関スルコト
15 官印及署印ノ管守ニ関スルコト
16 署中取締ニ関スルコト
17 他課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

昭和二〇年三月一日

直税課

14 大東亜戦争ニ際シ所得税、法人税、営業税及臨時利得税ノ賦課ニ関シ所得等ノ著シク増加シタル者等ニ対スル課税ノ充実ヲ図ル為ノ特別調査ニ関スル事務ヲ掌ル

二 官制および分課規程

昭和二〇年九月一二日

直税課

14 所得税、法人税、営業税及臨時利得税ノ賦課ニ関シ所得等ノ著シク増加シタル者等ニ対スル課税ノ充実ヲ図ル為ノ特別調査ニ関スル事務ヲ掌ル

(15) 醸造試験所官制

昭和初年

一、醸造試験所ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ酒類及醤油醸造ノ試験及講習ニ関スル事務ヲ掌ル
二、所長ハ大蔵省高等官ヲ以テ之ニ充ツ
大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ヲ監督ス
三、醸造試験所ニ三人以内ノ商議員ヲ置ク
商議員ハ大蔵大臣之ヲ命ス

〔昭和一八年一一月一日　醸造試験所官制廃止〕

(16) 醸造試験所分課規程

昭和2　15.7　酒類製造課　18.11
事業課　醤油製造課　主税局〜
庶務課

昭和初年

事業課
1 醸造ニ関スル諸般ノ化学的試験ニ関スルコト
2 醸造ニ関スル各種ノ細菌的試験ニ関スルコト
3 酒類及醤油ノ実地醸造ニ関スルコト
4 醸造工場ノ建築及器具機械ノ改良ニ関スルコト

庶務課
1 醸造経済ニ関スルコト
2 本所ノ庶務ニ関スルコト
3 講習者ニ関スルコト
4 職工ニ関スルコト
5 本所所管ノ経費及諸収入ノ予算、決算並会計ニ関スルコト
6 本所所管ノ営造物管理ニ関スルコト
7 本所所管ノ物品ニ関スルコト
8 所中取締ニ関スルコト

昭和一五年七月一二日

酒類製造課〔新設〕
1 酒類製造ニ関スル諸般ノ理化学的試験ニ関スルコト
2 酒類製造ニ関スル各種ノ菌学的試験ニ関スルコト
3 酒類ノ実地製造ニ関スルコト
4 酒類製造工場ノ建築及機械器具ノ改良ニ関スルコト

醤油製造課〔新設〕
1 醤油製造ニ関スル諸般ノ理化学的試験ニ関スルコト
2 醤油製造ニ関スル諸般ノ菌学的試験ニ関スルコト
3 醤油ノ実地製造ニ関スルコト
4 醤油製造工場ノ建築及機械器具ノ改良ニ関スルコト

事業課　廃止

(17) 税務講習所官制

昭和一六年四月三〇日
勅令 第五二七号〔新設〕

一 税務講習所ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ税務職員ニ対シ税務行政ニ必要ナル学術及実務ヲ教授シ兼ネテ其ノ徳性ヲ涵養スル所トス
二 所長ハ大蔵省高等官ヲ以テ之ニ充ツ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス
三 税務講習所ニ所務ヲ輔ケシムル為顧問ヲ置クコトヲ得
顧問ハ学識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ嘱託ス
四 大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ税務講習所支所ヲ置クコトヲ得
税務講習所支所長ハ税務講習所支所所在地ヲ管轄スル財務局ノ高等官ヲ以テ之ニ充ツ
〔昭和一九年四月一日カラ施行〕

昭和一九年三月二八日
勅令 第一五九号

(18) 税関官制

昭和初年

一 税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
1 関税、噸税及税関諸収入ニ関スル事項
2 保税倉庫、仮置場其ノ他ノ保税地域ニ関スル事項
3 船舶及貨物ノ取締並貨物ノ収容ニ関スル事項
4 関税法及噸税法犯則者ノ処分ニ関スル事項
5 輸出入貨物ノ戻税及交付金ニ関スル事項
6 運送通路ノ取締ニ関スル事項

7　輸入ノ砂糖又ハ織物ノ消費税及骨牌ノ課税ニ関スル事項
8　輸出又ハ移出入ノ植物ニ関スル検査、取締及病菌害虫ノ研究調査ニ関スル事項
9　開港港則ニ関スル事項
10　開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港内ノ行政警察ニ関スル事項
11　海港検疫ニ関スル事項
12　輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ対スル家畜伝染病予防法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫検査ニ関スル事項

税関ハ内地産獣毛ノ消毒ニ関スル事務ヲ掌ルコトヲ得

第一項第八号乃至第十二号及前項ノ事務ヲ掌ル税関ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

二　左ノ六港ニ税関ヲ置ク
横浜、神戸、大阪、長崎、門司、函館

三　税関長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ税関ノ事務ヲ掌理ス
但シ第一条第一項第八号乃至第十二号及同条第二項ノ事務ニ付テハ各其ノ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ク

四　税関ニ監視部及港務部ヲ置ク
監視部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ監視ヲ以テ之ニ充ツ
監視部長ハ税関長ノ命ヲ承ケ関税警察及犯則処分ニ関スル事務ヲ掌ル
港務部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ港務官ヲ以テ之ニ充ツ
港務部長ハ税関長ノ命ヲ承ケ開港港則及検疫ニ関スル事務ヲ掌ル
港務部長ハ港長ノ事務ヲ行ヒ第一条第一項第十号ノ事務ニ関シテハ水上警察署長ヲ指揮監督ス
港務部長事故アルトキハ税関長ハ税関官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

五　税関管轄区域内必要ナル場所ニ税関支署、税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ヲ置クコトヲ得
税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ノ位置竝第一条第一項第八号乃至第十二号及同条第二項ノ事務ヲ取扱フ税関支署、税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

六　税関支署長ハ関税官又ハ事務官補ヲ以テ之ニ充ツ税関長ノ指揮ヲ承ケ署務ヲ掌理ス

七　税関監視署長ハ監視又ハ監吏ヲ以テ之ニ充ツ税関長ノ指揮ヲ承ケ署務ヲ掌理ス

八　函館税関ニハ当分ノ内港務部ヲ置カス

昭和五年二月七日
勅令　第二〇号

一　税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
2　保税倉庫、保税工場其ノ他ノ保税地域ニ関スル事項
3　船舶、航空機及貨物ノ取締竝貨物ノ収容ニ関スル事項
9　輸出又ハ移出入ノ植物ニ関スル検査、取締及病菌害虫ノ研究調査ニ関スル事項
10　開港港則ニ関スル事項
11　開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港内ノ行政警察ニ関スル事項
12　海港検疫ニ関スル事項
13　輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ対スル家畜伝染病予防法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫検査ニ関スル事項

税関ハ内地産獣毛ノ消毒ニ関スル事務ヲ掌ルコトヲ得第一項第九号乃至第十三号及前項ノ事務ヲ掌ル税関ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

三　税関長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ税関ノ事務ヲ掌理ス
但シ第一条第一項第八号乃至第十三号及同条第二項ノ事務ニ付テハ各其ノ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ク

四　税関ニ総務部、監視部、鑑査部及港務部ヲ置ク
総務部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ事務官補ヲ以テ之ニ充ツ
総務部長ハ税関長ノ命ヲ承ケ諸税及諸収入ノ賦課徴収、船

昭和一一年七月一四日
勅令　第一八一号

一　税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
8　輸出組合法、輸出絹織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出貨物ノ検閲及取締ニ関スル事項

二　官制および分課規程

舶、貨物及船用品ニ関スル免許、特許、認許其ノ他ノ処分ニ関スル事務ヲ掌ル
並輸出貨物ノ検閲及取締ニ関スル事務ヲ掌ル
監視部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ監視ヲ以テ之ニ充ツ
監視部長ハ税関長ノ命ヲ承ケ関税警察及犯則処分ニ関スル事務ヲ掌ル
鑑査部ニ部長ヲ置キ鑑査官ヲ以テ之ニ充ツ
鑑査部長ハ税関長ノ命ヲ承ケ貨物ノ検査鑑定ニ関スル事務ヲ掌ル
港務部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ港務官ヲ以テ之ニ充ツ
港務部長ハ税関長ノ命ヲ承ケ開港港則及検疫ニ関スル事務ヲ掌ル
港務部長ハ港長ノ事務ヲ行ヒ第一条第一項第十一号ノ事務ニ関シテハ水上警察署長ヲ指揮監督ス
港務部長事故アルトキハ税関長ハ税関官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

五　税関管轄区域内必要ナル場所ニ税関支署、税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ヲ置クコトヲ得
税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ノ位置並第一条第一項第九号乃至第十三号及同条第二項ノ事務ヲ取扱フ税関支署、税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ハ大蔵大臣之ヲ告示ス
六、七ハ削除

昭和一二年五月三日
勅令　第一七一号

二　左ノ七港ニ税関ヲ置ク
横浜、神戸、大阪、名古屋、長崎、門司、函館

八　名古屋税関及函館税関ニハ当分ノ内港務部ヲ置カス
〔昭和一二年一〇月一日カラ施行〕

昭和一二年九月九日
勅令　第四八三号

一　税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
7　輸入ノ砂糖又ハ織物ノ消費税、揮発油又ハ骨牌ノ課税ニ関スル事項
8　外国為替管理法ニ依ル輸出入貨物ノ取締ニ関スル事項
9　貿易組合法、輸出絹織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出入貨物ノ検閲及取締ニ関スル事項
10　輸出入又ハ移出入ノ植物ニ関スル検査、取締及病菌害虫ノ研究調査ニ関スル事項
11　開港港則ニ関スル事項
12　開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港内ノ行政警察ニ関スル事項
13　海港検疫ニ関スル事項
14　輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ対スル家畜伝染病予防法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫検査ニ関スル事項
税関ハ内地産獣毛ノ消毒ニ関スル事務ヲ掌ルコトヲ得
第一項第十号乃至第十四号及前項ノ事務ヲ掌ル税関ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

三　税関長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ税関ノ事務ヲ掌理ス
但シ第一条第一項第九号乃至第十四号及同条第二項ノ事務ニ付テハ各其ノ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ク

二　官制および分課規程

四（第十項）　港務部長ハ港長ノ事務ヲ行ヒ第一条第一項第十二号ノ事務ニ関シテハ水上警察署長ヲ指揮監督ス
五（第二項）　税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ノ位置並第一条第一項第十号乃至第十四号及同条第二項ノ事務ヲ取扱フ税関支署、税関出張所、税関支署出張所及税関監視署ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

昭和一三年四月一九日
勅令　第二六六号

四（第二項）　総務部ニ部長ヲ置キ事務官、関税官又ハ事務官補ヲ以テ之ニ充ツ

昭和一五年六月一五日
勅令　第四一〇号

一　税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル
7　輸入貨物ニ対スル内国税ノ課税ニ関スル事項
9　貿易組合法、輸出絹織物取締法、輸出毛織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出入

貨物ノ検閲及取締ニ関スル事項

二　税関ノ名称、位置及管轄区域ハ別表ニ依ル

〔昭和一五年七月一日カラ施行〕

昭和一六年六月二八日
勅令　第七二七号

一　税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

8　外国為替管理法ノ施行ニ関スル事項

四　（第八項）　港務部ニ部長ヲ置キ事務官、港務官又ハ港吏ヲ以テ之ニ充ツ

昭和一六年七月一五日
勅令　第七六五号

一　税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

9　貿易組合法、輸出絹織物取締法、輸出毛織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出入貨物ノ検閲及取締、昭和十二年法律第九十二号（輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律）ニ基ク命令ニ依ル輸出入貨物ノ取締竝貿易統制令ニ依ル輸出入ノ統制ニ関スル事項

8　輸出入又ハ移出入ノ植物ニ関スル検査、取締及病菌害虫ノ研究調査ニ関スル事項

9　輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ関スル家畜伝染病予防法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫又ハ検査ニ関スル事項

10　内地産獣毛ノ消毒ニ関スル事項

前項第十号ノ事務ヲ掌ル税関ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

二　税関ノ名称、位置及管轄区域ハ別表ニ依ル

三　税関長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ税関ノ事務ヲ掌理ス

但シ第一条第一項第七号乃至第十号ノ事務ニ付テハ各其ノ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ク

四　税関ニ税関長官房及左ノ四部ヲ置ク

監視部、業務部、鑑査部、検疫部

二　官制および分課規程

依ル輸出入貨物ノ取締竝貿易統制令ニ依ル輸出入ノ統制ニ関スル事項

四　（第三項）　総務部長ハ税関長ノ命ヲ承ケ諸税及諸収入ノ賦課徴収、船舶、貨物及船用品ニ関スル免許、特許、認可其ノ他ノ処分、輸出入貨物ノ検閲及取締竝貿易統制令ニ依ル輸出入ノ統制ニ関スル事務ヲ掌ル

昭和一六年一二月一八日
勅令　第一一五九号〔全改正〕

一　税関ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

1　関税、噸税及税関諸収入ニ関スル事項

2　保税倉庫、保税工場其ノ他ノ保税地域ニ関スル事項

3　船舶、航空機及貨物ノ取締竝貨物ノ収容ニ関スル事項

4　税関貨物取扱人ニ関スル事項

5　輸出入貨物ノ内国税ニ関スル事項

6　外国為替管理法ノ施行ニ関スル事項

7　貿易組合法、輸出絹織物取締法、輸出毛織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出入貨物ノ検閲及取締、昭和十二年法律第九十二号（輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律）ニ基ク命令ニ依ル輸出入貨物ノ取締竝貿易統制令ニ依ル輸出入ノ統制ニ関スル事項

8　輸出入又ハ移出入ノ植物ニ関スル検査、取締及病菌害虫ノ研究調査ニ関スル事項

9　輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ関スル家畜伝染病予防法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫又ハ検査ニ関スル事項

10　内地産獣毛ノ消毒ニ関スル事項

前項第十号ノ事務ヲ掌ル税関ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

二　税関ノ名称、位置及管轄区域ハ別表ニ依ル

三　税関長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ税関ノ事務ヲ掌理ス

但シ第一条第一項第七号乃至第十号ノ事務ニ付テハ各其ノ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ク

四　税関ニ税関長官房及左ノ四部ヲ置ク

監視部、業務部、鑑査部、検疫部

二　官制および分課規程

三　（但書）　但シ第一条第一項第六号（外国為替管理法ノ税関長官房及各部ノ事務ノ分掌ハ大蔵大臣之ヲ定ム

五　大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ税関支署、税関出張所及税関支署出張所ヲ置クコトヲ得

税関支署、税関出張所及税関支署出張所ノ名称及位置竝税関支署ノ管轄区域ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第一条第一項第八号乃至第十号ノ事務ヲ取扱フ税関支署税関出張所及税関支署出張所ハ大蔵大臣之ヲ告示ス

六　税関支署ニ税関支署長ヲ、税関出張所ニ税関出張所長ヲ税関支署出張所ニ税関支署出張所長ヲ置ク

税関支署長及税関出張所長ハ税関長ノ指揮監督ヲ、税関支署出張所長ハ税関支署長ノ指揮監督ヲ承ケ署務又ハ所務ヲ掌理ス

税関支署長及税関出張所長ハ書記官、事務官又ハ事務官補ヲ以テ、税関支署出張所長ハ事務官補ヲ以テ之ニ充ツ

昭和一七年七月一〇日
勅令　第六〇七号

施行ニ関スル事項）ノ事務ニシテ貨物ノ輸出為替ノ処分、貨物ノ輸入為替及輸入信用状ノ取得（外国為替銀行ノ為ス処分及取得ヲ除ク）ニ関スルモノ及外国為替ヲ取組マズシテ為ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ関スルモノ竝同項第七号乃至第十号ノ事務ニ付テハ各其ノ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ク

昭和一七年一一月一日
勅令 第七四五号

四 税関ニ税関長官房及左ノ三部ヲ置ク
監視部、業務部、鑑査部
税関長官房及各部ノ事務ノ分掌ハ大蔵大臣之ヲ定ム
〔昭和一八年一一月一日 税関官制廃止〕

(19) 税関分課規程

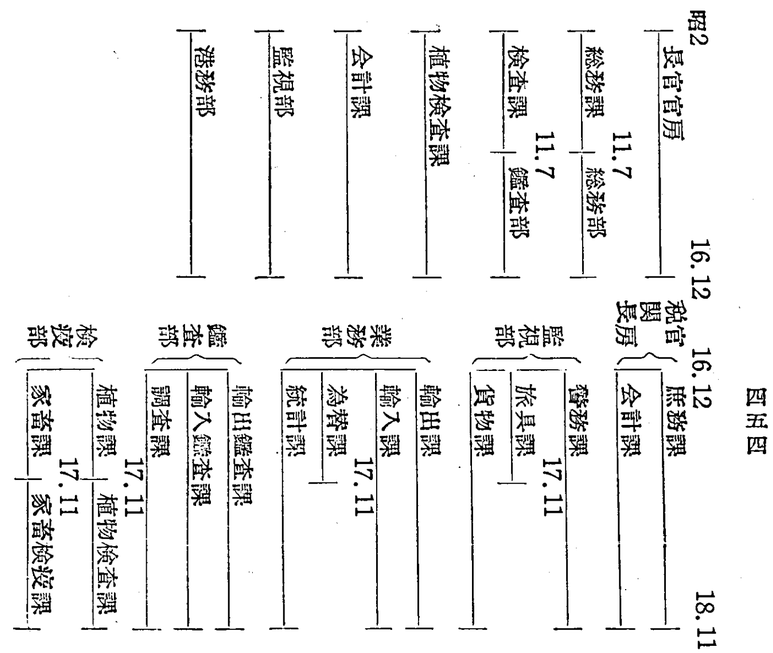

1 機密ニ関スルコト
2 官吏ノ進退身分ニ関スルコト
3 官印及庁印ノ管守ニ関スルコト
4 文書ノ接受、発送、編纂、保管ニ関スルコト
5 飜訳ニ関スルコト
6 異議、訴願及訴訟ニ関スルコト
7 外国貿易船不開港出入ノ特許ニ関スルコト
8 保税倉庫、仮置場其ノ他保税地域ノ設置変更廃止ニ関スルコト
9 他ノ部課ニ属セサルコト

総務課
1 船舶、貨物及船用品ニ関スル文書ノ調査ニ関スルコト
2 船舶、貨物及船用品ニ関スル免許、特許、認許其ノ他ノ処分ニ関スルコト但シ開港港則、海港検疫法、家畜伝染病予病法、畜牛結核病予防法、輸出入植物取締法、輸出獣毛製刷子取締規則及内地産獣毛消毒規則ニ関スルモノヲ除ク
3 検査スヘキ貨物ノ指定ニ関スルコト

二 官制および分課規程

4 諸税及諸収入ノ賦課、徴収竝ニ予算決算ニ関スルコト
5 税金ノ担保ニ関スルコト
6 統計及諸表ノ作成ニ関スルコト

検査課
1 貨物及船用品ノ検査、鑑定ニ関スルコト
2 見本品ノ採取、保存ニ関スルコト
3 仕入書ノ整理、保存ニ関スルコト

植物検査課
1 輸出入又ハ移出入植物ニ関スル検査、取締ニ関スルコト
2 輸出入又ハ移出入植物ノ病菌及害虫ノ研究調査ニ関スルコト

会計課
1 経費ノ予算、決算及会計ニ関スルコト
2 官有財産及物品ニ関スルコト
3 交付金及諸払戻金ニ関スルコト
4 営繕ニ関スルコト

監視部

1 船舶、貨物及船用品ノ取締ニ関スルコト
2 保税地域及運送通路ノ取締ニ関スルコト
3 貨物ノ整理及収容処分ニ関スルコト
4 倉庫事務ニ関スルコト
5 犯則事件ノ調査処分ニ関スルコト
6 旅客携帯品ノ検査ニ関スルコト但シ輸出入植物取締法ニ依ルモノヲ除ク
7 船内船用品ノ検査ニ関スルコト
8 舶口申告書、旅客氏名表及船内船用品目録ノ調査ニ関スルコト
9 税関構内ノ取締ニ関スルコト

港務部

1 開港港則ニ関スルコト
2 開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港内ノ行政警察ニ関スルコト
3 海港検疫ニ関スルコト
4 輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ対スル家畜伝染病予病法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫検査ニ関スル事務

注 函館税関ニ於ケル税関官制第一条第一項第十二号ノ事務「輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ対スル家畜伝染病予防法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫検査ニ関スル事務」ハ当分ノ内監視部ニ於テ之ヲ掌ル

昭和八年七月二五日

長官官房

8 削除

〔以下一号繰上ゲ〕

昭和一一年七月一五日

5 内地産獣毛ノ消毒ニ関スルコト

注 函館税関ニ於テハ港務部、植物検査課ヲ置カズソノ事務及輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ対スル家畜伝染病予病法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫検査ニ関スル事務ハ監視部ニ於テ之ヲ掌ル

昭和八年七月二五日

総務部〔新設〕

1 船舶、貨物及運用品ニ関スル文書ノ調査ニ関スルコト
2 船舶、貨物及船用品ニ関スル免許、特許、認許其ノ他ノ処分ニ関スルコト但シ海港港則、海港検疫法、家畜伝染病予防法、畜牛結核病予防法、輸出入植物取締法、輸出獣毛製刷子取締規則及内地産獣毛消毒規則ニ関スルモノヲ除ク
3 検査スヘキ貨物ノ指定ニ関スルコト
4 輸出組合法、輸出絹織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出貨物ノ検査及取締ニ関スルコト
5 諸税及諸収入ノ賦課徴収並予算決算ニ関スルコト
6 税金ノ担保ニ関スルコト
7 統計及諸表ノ作成ニ関スルコト

監視部

10 保税倉庫、保税工場其ノ他保税地域ノ設置変更廃止ニ関スルコト

鑑査部〔新設〕

1 貨物及船用品ノ検査、鑑定ニ関スルコト
2 見本品ノ採取保存ニ関スルコト
3 仕入書ノ整理保存ニ関スルコト

注 函館税関ニ於ケル税関官制第一条第一項第十三号ノ事務ハ当分ノ内監視部ニ於テ之ヲ掌ル

総務課、検査課 廃止

昭和一二年九月一〇日

総務部

1 船舶、貨物及運用品ニ関スル文書ノ調査ニ関スルコト
2 船舶、貨物及船用品ニ関スル免許、特許、認許其ノ他ノ処分ニ関スルコト但シ海港港則、海港検疫法、家畜伝染病予防法、畜牛結核病予防法、輸出入植物取締法、輸出獣毛製刷子取締規則及内地産獣毛消毒規則ニ関スルモノヲ除ク

3 検査スヘキ貨物ノ指定ニ関スルコト
4 外国為替管理法ニ依ル輸出入貨物ノ取締ニ関スルコト
5 貿易組合法、輸出絹織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出貨物ノ検閲及取締ニ関スルコト
6 諸税及諸収入ノ賦課徴収並予算決算ニ関スルコト
7 税金ノ担保ニ関スルコト
8 統計及諸表ノ作成ニ関スルコト

昭和一二年一〇月一日

注 名古屋税関及函館税関ニ於ケル税関官制第一条第一項第十三号ノ事務ハ当分ノ内監視部ニ於テ之ヲ掌ル

昭和一六年七月一日

総務部
4 外国為替管理法ノ施行ニ関スルコト
5 貿易組合法、輸出絹織物取締法、輸出毛織物取締法、輸出水産物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル輸出貨物ノ検閲及取締ニ関スルコト
〔第五号ヲ六号ニ以下一号ヅツ繰下ゲ〕

注 名古屋税関ニ於ケル税関官制第一条第一項第十三号ノ事務ハ当分ノ内監視部ニ於テ之ヲ掌ル

昭和一六年一二月一九日
〔全改正〕

税関長官房
庶務課
1 機密ニ関スルコト
2 官吏ノ進退身分ニ関スルコト
3 官印及庁印ノ管守ニ関スルコト
4 文書ノ審査及進達ニ関スルコト
5 文書ノ接受、発遣、編纂及保存ニ関スルコト
6 異議、訴願及訴訟ニ関スルコト
7 税関貨物取扱人ニ関スルコト
8 臨時開庁特許ニ関スルコト
9 官庁防空ニ関スルコト
10 他ノ部課ニ属セザルコト

会計課
1 経費ニ関スルコト
2 官有財産及物品ニ関スルコト
3 交付金及諸払戻金ニ関スルコト
4 営繕ニ関スルコト
5 共済組合ニ関スルコト
6 傭人ニ関スルコト

監視部
警務課
1 船舶及航空機ニ関スル文書ノ調査ニ関スルコト
2 船舶、航空機及貨物ノ取締ニ関スルコト
3 船用品及機用品ニ関スルコト
4 税関構内ノ取締ニ関スルコト
5 船舶及航空機ニ関スル免許、特許其ノ他ノ処分ニ関スルコト
6 定時間外貨物積卸ノ特許ニ関スルコト
7 船舶陸地間及船舶間ノ交通ノ特許ニ関スルコト
8 船舶及航空機ノ資格ノ承認ニ関スルコト
9 岸壁及桟橋ノ使用ニ関スルコト

旅具課
1 旅客携帯品ニ関スルコト
2 犯則事件ノ調査及処分ニ関スルコト
3 公安又ハ風俗ヲ害スベキ図書其ノ他ノ物件ノ認定ニ関スルコト

貨物課
1 保税倉庫、保税工場其ノ他ノ保税地域ニ関スルコト
2 保税地域内蔵置貨物ノ取締ニ関スルコト
3 保税地域出入貨物ノ搬出入許可ニ関スルコト
4 貨物ノ収容ニ関スルコト
5 定時間外貨物ノ搬入、搬出及取扱ノ特許ニ関スルコト
6 上屋及起重機ノ使用ニ関スルコト

二 官制および分課規程

業務部

輸出課

1 輸出貨物ニ関スル文書ノ調査ニ関スルコト

2 輸出貨物ニ関スル免許、特許其ノ他ノ処分ニ関スルコト

輸入課

1 輸入貨物ニ関スル文書ノ調査ニ関スルコト

2 輸入貨物ニ関スル免許、特許其ノ他ノ処分ニ関スルコト

3 関税及噸税ノ賦課徴収ニ関スルコト

4 輸入貨物ノ内国税ノ賦課徴収ニ関スルコト

5 税関諸収入ニ関スルコト

6 租税ノ担保ニ関スルコト

為替課

1 外国為替管理法ノ施行ニ関スル事務ヲ掌ル

統計課

1 外国貿易ノ調査ニ関スルコト

2 統計及諸表ノ作成ニ関スルコト

3 計表ノ下付ニ関スルコト

鑑査部

必要アリト認ムルトキハ輸入鑑査課ニ代ヘテ輸入鑑査第一課及輸入鑑査第二課ヲ置クコトヲ得

輸入鑑査第一課及輸入鑑査第二課ノ分掌事項ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ税関長之ヲ定ム

輸出鑑査課

1 輸出貨物ノ検査及鑑定ニ関スル事務ヲ掌ル

輸入鑑査課

1 輸入貨物ノ検査及鑑定ニ関スル事務ヲ掌ル

調査課

1 貨物ノ市価調査其ノ他貨物ノ検査及鑑定上必要ナル調査ニ関スルコト

2 分析ニ関スルコト

3 見本品ノ採取及保存ニ関スルコト

4 仕入書ノ整理及保存ニ関スルコト

検疫部

植物課

1 輸出入又ハ移出入ノ植物ニ関スル検査及取締ニ関スルコト

2 植物ノ病菌及害虫ノ研究調査ニ関スルコト

家畜課

1 輸入又ハ移入ノ獣畜其ノ他ノ貨物ニ対スル家畜伝染病予防法又ハ畜牛結核病予防法ニ依ル検疫又ハ検査ニ関スルコト

2 内地産獣毛ノ消毒ニ関スルコト

昭和一七年一一月一日

監視部

警務課

10 旅客携帯品ニ関スルコト

11 犯則事件ノ調査及処分ニ関スルコト

12 公安又ハ風俗ヲ害スベキ図書其ノ他ノ物件ノ認定ニ関スルコト

旅具課 廃止

業務部

輸出課

3 輸出貨物ニ関スル外国為替管理法ノ施行ニ関スルコト〔一号追加〕

輸入課

7 輸入貨物ニ関スル外国為替管理法ノ施行ニ関スルコト

8 他ノ部課ニ属セザル外国為替管理法ノ施行ニ関スルコト

為替課 廃止

検疫部

植物検査課

〔課名変更、分掌事項に変化ナシ〕

家畜検査課

〔課名変更、分掌事項に変化ナシ〕

二 官制および分課規程

(20) 専売局官制

昭和初年

一　専売局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ煙草、塩及粗製樟脳樟脳油ノ専売ニ関スル事務ヲ掌ル

二　専売局ハ之ヲ東京ニ置ク

専売ノ事務ヲ分掌セシムル為地方ニ地方専売局ヲ置ク

地方専売局ノ名称及位置ハ別表ニ依リ其ノ管局区域ハ大蔵大臣之ヲ定ム〔注〕

三　専売局ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク

事業部、製造部、経理部

長官官房及各部ノ事務ノ分掌ハ大蔵大臣之ヲ定ム

四　大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ専売局ノ製作所、研究所及試験場竝地方専売局ノ工場、出張所及専売局官吏派出所ヲ設クルコトヲ得

注　別表ハ、資料篇四、地方財務行政部局所在地等ヲ参照

四六二

昭和六年四月一〇日
勅令　第五二号

三　専売局ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

販売部、収納部、製造部、経理部

長官官房及各部ノ事務ノ分掌ハ大蔵大臣之ヲ定ム

四　大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ専売局ノ製作所、研究所及試験場竝地方専売局ノ工場、出張所、煙草販売所及専売官吏派出所ヲ設クルコトヲ得

昭和一二年三月三一日
勅令　第七八号

一　専売局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ煙草、塩、粗製樟脳樟脳油及アルコールノ専売ニ関スル事務ヲ掌ル

五　専売局ニ参与ヲ置キアルコールノ専売ニ関スル局務ニ参与セシム

参与ハ大蔵大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁勅任官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参与ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

昭和一四年七月四日
勅令　第四三九号

三　専売局ニ長官官房及左ノ五部ヲ置ク

販売部、収納部、煙草製造部、酒精製造部、経理部

昭和一六年四月一九日
勅令　第四六五号

三　専売局ニ長官官房及左ノ五部ヲ置ク

煙草事業部、煙草製造部、塩脳部、酒精部、経理部

四　大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ専売局ノ製作所、研究所及試験場竝ニ地方専売局ノ工場、支局、出張所、煙草販売所及専売官吏派出所ヲ設クルコトヲ得

昭和一七年三月三一日
勅令　第三五二号

一　専売局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ煙草、塩、粗製樟脳及樟脳油ノ専売ニ関スル事務ヲ掌ル

三　専売局ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

販売部、収納部、煙草製造部、経理部

五　削除〔参与制廃止〕

昭和一九年三月二八日
勅令　第一五九号

一　専売局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ煙草、煙草用巻紙、塩、苦汁（人工苦汁ヲ除ク）、粗製樟脳及樟脳油ノ専売ニ関スル事務ヲ掌ル

昭和一九年三月三一日
勅令　第一九九号

専売局ニ於テハ当分ノ内専売品以外ノ軍需品其ノ他ノ物品ノ製造ヲ為スコトヲ得

昭和二〇年五月九日
勅令　第二六八号

三　専売局ニ長官官房及左ノ二部ヲ置ク

煙草部、塩脳部

四　大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ専売局ノ製作所、研究所及試験場並ニ地方専売局ノ工場、支局、出張所及専売官吏派出所ヲ設クルコトヲ得

昭和二〇年一〇月二三日
勅令　第五九七号

専売局ニ於ケル専売品以外ノ物品ノ製造ニ関スル件廃止

昭和二〇年一二月一三日
勅令　第七〇三号

一　専売局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ煙草、煙草用巻紙、塩、苦汁（人工苦汁ヲ除ク）、粗製樟脳及樟脳油ノ専売ニ関スル事務（輸出及輸入ニ関スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

(21)　専売局分課規程

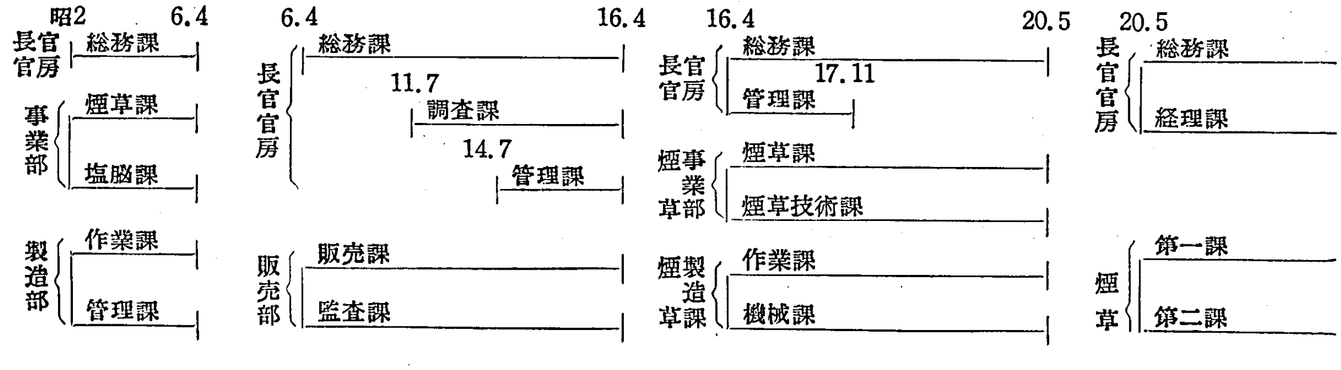

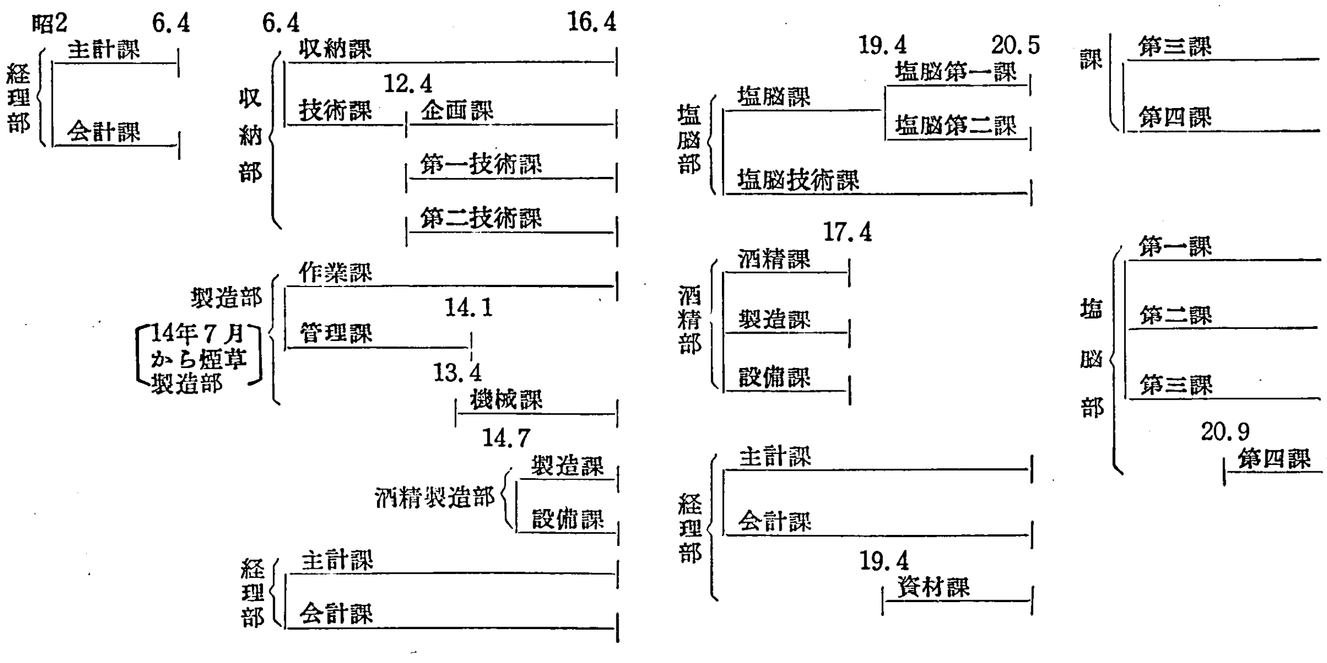

昭　和　初　年

1　長官官房

総務課

1　機密ニ関スルコト

2　職員ニ関スルコト

3　局印及官印ノ管守ニ関スルコト

4　支部局ノ事務監督ニ関スルコト

5　専売ニ関連スル諸般ノ調査ニ関スルコト

6 統計報告ニ関スルコト
7 局報及法規ノ編纂ニ関スルコト
8 文書ノ接受、浄書、発送、編纂、保存及飜訳ニ関スルコト
9 他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

二 事業部

煙草課

1 葉煙草ノ生産ニ関スルコト
2 煙草ノ検査、査定及収納ニ関スルコト
3 葉煙草ノ鑑定及保守ニ関スルコト
4 葉煙草ノ生産費及賠償価格ニ関スルコト
5 煙草ノ耕作組合ニ関スルコト
6 煙草ノ罹災補償ニ関スルコト
7 葉煙草ノ更装ニ関スルコト
8 煙草ノ輸出入、移出入ニ関スルコト
9 煙草ノ販売ニ関スルコト
10 煙草売捌人ニ関スルコト
11 販売用製造煙草ノ見本ニ関スルコト
12 煙草ノ回送、回送契約及煙草売捌人ノ運搬費ニ関スルコト
13 煙草ノ商標ニ関スルコト
14 煙草専売取締及煙草専売法規違反者処分ニ関スルコト
15 葉煙草生産ノ研究、試験ニ関スルコト
16 葉煙草ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
17 葉煙草鑑定見習員ノ養成ニ関スルコト

塩脳課

1 塩、樟脳、樟脳油ノ生産ニ関スルコト
2 塩、樟脳、樟脳油ノ検査、収納ニ関スルコト
3 塩、樟脳、樟脳油ノ加工作業ニ関スルコト
4 塩、樟脳、樟脳油ノ副産物利用ニ関スルコト
5 塩、樟脳、樟脳油ノ鑑定、保存及塩ノ変性方法ニ関スルコト
6 塩、樟脳、樟脳油ノ生産費及賠償価格、補償価格ニ関スルコト
7 塩、樟脳、樟脳油ノ輸出入、移出入ニ関スルコト
8 塩交付金、追徴金ニ関スルコト
9 塩、樟脳、樟脳油ノ販売ニ関スルコト
10 塩売捌人ニ関スルコト
11 塩ノ回送、回送契約ニ関スルコト
12 塩、樟脳、樟脳油専売取締及塩、樟脳、樟脳油専売法規違反者処分ニ関スルコト
13 塩、樟脳、樟脳油生産ノ研究、試験ニ関スルコト
14 塩、樟脳、樟脳油ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
15 塩、樟脳、樟脳油鑑定見習員ノ養成ニ関スルコト

三 製造部

作業課

1 煙草ノ製造計画ニ関スルコト
2 煙草ノ製造作業ニ関スルコト
3 煙草製造及材料品製作ノ実績ノ調査ニ関スルコト
4 煙草製造副産物ノ利用ニ関スルコト
5 煙草製造原料葉煙草ノ配合及回送命令ニ関スルコト
6 煙草製造用材料品ノ製作方法及技術検査ニ関スルコト
7 工場用機械、器具及原動力ニ関スルコト
8 工場内作業上ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト
9 煙草製造及機械、器具ノ研究、試験ニ関スルコト
10 製造煙草ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
11 製造煙草ノ鑑定ニ関スルコト
12 製造煙草ノ保存ニ関スルコト

管理課

1 職工ニ関スルコト
2 工場ノ管理、衛生ニ関スルコト
3 製造煙草、製作材料品及製作機械、器具ノ生産

4　本局ニ於ケル物件ノ売買、運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ関シ他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト
5　機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、配給及運送竝材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト
6　専売局現業員共済組合資金ノ出納、保管及運用ニ関スルコト
7　庁中取締、衛生ニ関スルコト
8　傭人及工場以外ノ職工ニ関スルコト

五　板橋製作所
煙草製造用機械器具ノ製作及修理ニ関スル事務ヲ分掌ス

六　中央研究所
専売事業ノ技術的研究ニ関スル事務ヲ分掌ス

七　試験場
秦野試験場ニ於テハ葉煙草生産ノ試験、三田尻試験場ニ於テハ塩生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

四　経理部

主計課
1　予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2　資本ニ関スルコト
3　物品会計ニ関スルコト
4　担保、保管及供託ニ関スルコト
5　専売品ノ貯蔵ニ関スルコト
6　官有財産、借地、借家及工作物ノ保存、営繕、保険ニ関スルコト
7　変災防備ニ関スルコト

会計課
1　本局直属ノ予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2　本局直属ノ物品会計ニ関スルコト
3　本局直属ノ官有財産及固定資本ニ関スルコト

昭和四年一二月一二日

七　試験場
秦野試験場及水戸試験場ニ於テハ葉煙草生産ノ試験、三田尻試験場ニ於テハ塩生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和六年四月一一日
〔全改正〕

一　長官官房

総務課
1　機密ニ関スルコト
2　職員ニ関スルコト
3　局印及官印ノ管守ニ関スルコト
4　支部局ノ事務監督ニ関スルコト
5　専売ニ関連スル諸般ノ調査ニ関スルコト
6　統計報告ニ関スルコト
7　局法及法規ノ編纂ニ関スルコト
8　文書ノ接受、浄書、発送、編纂及保存ニ関スルコト
9　他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

二　販売部〔新設〕

販売課
1　製造煙草、塩ノ販売価格及販売計画ニ関スルコト
2　製造煙草、塩ノ配賦及売渡ニ関スルコト
3　製造煙草、塩ノ商況調査ニ関スルコト
4　製造煙草ノ輸移出入ニ関スルコト
5　葉煙草及塩ノ輸移出入ニ関スルコト
6　製造煙草、塩ノ商標及広告ニ関スルコト
7　販売用製造煙草ノ見本ニ関スルコト

監査課
1　販売事務ノ監査ニ関スルコト
2　製造煙草、塩ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
3　販売区域ニ関スルコト
4　煙草、塩ノ運送、運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト

5 塩交付金、追徴金ニ関スルコト

三 収納部〔新設〕

収納課

1 葉煙草、塩ノ生産及賠償ニ関スルコト
2 煙草、塩ノ検査、査定及収納ニ関スルコト
3 樟脳、樟脳油ニ関スルコト
4 煙草耕作者、塩製造者又ハ樟脳製造者ノ組織スル組合ニ関スルコト
5 煙草ノ罹災補償ニ関スルコト
6 葉煙草ノ更装ニ関スルコト
7 葉煙草、塩ノ輸移入ニ関スルコト
8 専売取締及専売法違反者処分ニ関スルコト

技術課

1 葉煙草、塩ノ鑑定、保存及塩ノ変性ニ関スルコト
2 葉煙草ノ標本ニ関スルコト
3 葉煙草、塩ノ生産費ノ調査ニ関スルコト
4 葉煙草、塩生産ノ指導及研究試験ニ関スルコト
5 煙草罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト
6 葉煙草ノ再乾燥作業ニ関スルコト
7 塩ノ再製加工作業ニ関スルコト
8 塩ノ副産物利用ニ関スルコト
9 葉煙草、塩、樟脳、樟脳油鑑定見習員ノ養成ニ関スルコト

四 製造部

作業課

1 煙草ノ製造計画ニ関スルコト
2 煙草ノ製造作業ニ関スルコト
3 煙草製造及材料品製作ノ実績ノ調査ニ関スルコト
4 煙草製造副産物ノ利用ニ関スルコト
5 煙草製造原料葉煙草ノ配合及運送命令ニ関スルコト
6 煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的検査ニ関スルコト
7 工場用機械、器具及原動力ニ関スルコト
8 工場内作業上ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト
9 煙草製造及機械、器具ノ研究、試験ニ関スルコト
10 製造煙草ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
11 製造煙草ノ鑑定ニ関スルコト
12 製造煙草ノ保存ニ関スルコト

管理課

1 職工ニ関スルコト
2 工場ノ管理、衛生ニ関スルコト
3 製造煙草、製作材料品及製作機械、器具ノ生産並機械、器具ノ修理費ノ調査ニ関スルコト
4 専売局現業員共済組合ニ関スルコト
5 製造見習員ノ養成ニ関スルコト

五 経理部

主計課

1 予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2 資本ニ関スルコト
3 物品会計ニ関スルコト
4 担保、保管及供託ニ関スルコト
5 専売品ノ貯蔵ニ関スルコト
6 官有財産、借地、借家及工作物ノ保存、営繕、保険ニ関スルコト
7 変災防備ニ関スルコト

会計課

1 本局直属ノ予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2 本局直属ノ物品会計ニ関スルコト
3 本局直属ノ官有財産及固定資本ニ関スルコト
4 本局ニ於ケル物件ノ売買、運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ関シ他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト
5 機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、配給及運送並材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト
6 専売局現業員共済組合資金ノ出納、保管及運用

ニ関スルコト

7 庁中取締、衛生ニ関スルコト

8 傭人及工場以外ノ職工ニ関スルコト

六 板橋製作所

煙草製造用機械、器具ノ製作及修理ニ関スル事務ヲ分掌ス

七 中央研究所

専売事業ノ技術的研究ニ関スル事務ヲ分掌ス

八 試験場

秦野試験場及水戸試験場ニ於テハ葉煙草生産、三田尻試験場ニ於テハ塩生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

九 各課ニ課長ヲ置キ其ノ課ノ事務ヲ管理セシム

昭和八年一一月一三日

八 試験場

秦野試験場、水戸試験場、岡山試験場及鹿児島試験場ニ於テハ葉煙草生産、三田尻試験場ニ於テハ塩生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和八年一一月二五日

二 販売部

販売課

8 製造煙草ヲ利用スル広告ノ取扱ニ関スルコト

五 経理部

主計課

6 国有財産、借地、借家及工作物ノ保存、営繕、保険ニ関スルコト

会計課

3 本局直属ノ国有財産及固定資本ニ関スルコト

昭和一一年四月一日

四 製造部

管理課

4 専売局共済組合ニ関スルコト

五 経理部

主計課

7 庁中取締、衛生及変災防備ニ関スルコト

8 傭人及工場以外ノ職工ニ関スルコト

会計課

1 本局直属ノ予算、決算及収入、支出ニ関スルコト

2 本局直属ノ資本ニ関スルコト

3 本局直属ノ物品会計ニ関スルコト

4 本局直属ノ国有財産、借地、借家及工作物ノ保存、営繕、保険ニ関スルコト

5 本局ニ於ケル物件ノ売買、運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ関シ他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

6 機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、配給及運送並材料品支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト

7 専売局共済組合資金ノ出納、保管及運用ニ関スルコト

8 本局ノ庁中取締、衛生及変災防備ニ関スルコト

9 本局勤務ノ傭人及職工ニ関スルコト

二 官制および分課規程

10 本局勤務者ノ専売局共済組合事務ニ関スルコト

昭和一一年五月一一日

三 収納部

技術課

1 葉煙草、塩ノ鑑定、保存及塩ノ変性ニ関スルコト

2 葉煙草ノ標本ニ関スルコト

3 葉煙草、塩生産ノ指導及研究試験ニ関スルコト

4 煙草罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト

5 葉煙草ノ再乾燥作業ニ関スルコト

6 塩ノ再製、加工作業ニ関スルコト

7 塩ノ副産物利用ニ関スルコト

8 葉煙草、塩、樟脳、樟脳油鑑定見習員ノ養成ニ関スルコト

一　長官官房

総務課

1　機密ニ属スルコト
2　職員ニ関スルコト
3　局印及官印ノ管守ニ関スルコト
4　支部局ノ事務監督ニ関スルコト
5　局法及法規ノ編纂ニ関スルコト
6　文書ノ接受、浄書、発送、編纂及保存ニ関スルコト
7　他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

調査課〔新設〕

1　専売制度ノ調査ニ関スルコト
2　統計報告ニ関スルコト

昭和一二年四月一日

二　販売部

販売課

1　製造煙草、塩及アルコールノ販売価格及販売計画ニ関スルコト
2　製造煙草、塩及アルコールノ配賦及売渡ニ関スルコト
3　製造煙草、塩及アルコールノ商況調査ニ関スルコト
4　製造煙草及アルコールノ輸移出入ニ関スルコト
5　葉煙草及塩ノ輸移出ニ関スルコト
6　製造煙草、塩ノ商標及広告ニ関スルコト
7　販売用製造煙草及アルコールノ見本ニ関スルコト
8　製造煙草ヲ利用スル広告ノ取扱ニ関スルコト
9　アルコールノ数量、製造方法及アルコール分ノ度数ノ許可竝ニ原料ノ指定ニ関スルコト
10　アルコールノ賠償価格ニ関スルコト
11　アルコールノ収納ニ関スルコト
12　アルコールノ収納用標本ニ関スルコト
13　アルコールノ売捌人ノ指定及監督ニ関スルコト
14　アルコールノ販売区域ニ関スルコト
15　アルコールノ運送、運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
16　アルコールノ変性及使用済証明ニ関スルコト
17　アルコールノ交付金及追徴金ニ関スルコト

監査課

3　販売区域ニ関スルコト但シアルコールニ関スルモノヲ除ク

三　収納部

企画課〔新設〕

1　アルコールノ揮発油混入計画ニ関スルコト
2　アルコールノ製造計画ニ関スルコト
3　アルコールノ製造原料ノ購買ニ関スルコト
4　アルコール製造原料ノ生産費ノ調査ニ関スルコト
5　アルコール製造原料ノ受入ニ関スルコト
6　アルコール製造原料ノ配賦ニ関スルコト
7　アルコール製造原料生産者ノ組織スル団体ニ関スルコト
8　アルコールノ製造委託ニ関スルコト
9　アルコール製造ノ特許及許可ニ関スルコト
10　アルコールノ生産費ノ調査ニ関スルコト

第一技術課〔新設〕

1　葉煙草、塩及アルコール製造原料ノ鑑定、保存及塩ノ変性ニ関スルコト
2　葉煙草及アルコール製造原料ノ標本ニ関スルコト
3　葉煙草、塩及アルコール製造原料生産ノ指導及研究、試験ニ関スルコト
4　煙草罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト
5　葉煙草ノ再乾燥作業ニ関スルコト
6　塩ノ再製加工作業ニ関スルコト
7　塩ノ副産物利用ニ関スルコト
8　葉煙草、塩、樟脳、樟脳油鑑定見習員ノ養成ニ関スルコト

第二技術課〔新設〕

資料 I

1 アルコールノ製造作業ニ関スルコト
2 アルコールノ変性ノ技術ニ関スルコト
3 アルコールノ副産物利用ニ関スルコト
4 アルコールノ製造工場用機械、器具及原動力ニ関スルコト
5 アルコールノ製造工場内作業場ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト
6 アルコールノ製造及機械、器具ノ研究、試験ニ関スルコト
7 アルコールノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
8 アルコールノ鑑定ニ関スルコト
9 アルコールノ保存ニ関スルコト
10 民間ニ於ケルアルコール製造ノ指導ニ関スルコト

技術課 廃止

四 製造部

作業課

7 工場用機械、器具及原動力ニ関スルコト但シアルコールニ関スルモノヲ除ク

8 工場内作業上ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト但シアルコールニ関スルモノヲ除ク

昭和一二年五月二二日

三 収納部

第一技術課

1 葉煙草、塩及アルコール製造原料ノ鑑定、保存及塩ノ変性ニ関スルコト但シ製造工場ノ所在地特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルコトヲ除ク

四 製造部

作業課

12 製造工場ノ所在地及特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルコト
13 製造煙草ノ保存ニ関スルコト

昭和一三年四月一四日

二 販売部

販売課

1 製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ販売価格及販売計画ニ関スルコト
2 製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ配賦及売渡ニ関スルコト
3 製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ商況調査ニ関スルコト
4 製造煙草及アルコールノ輸移出入ニ関スルコト
5 葉煙草及塩ノ輸移出ニ関スルコト
6 樟脳、樟脳油ノ輸出及内地台湾間ノ融通ニ関スルコト
7 製造煙草、塩ノ商標及広告ニ関スルコト
8 販売用製造煙草及アルコールノ見本ニ関スルコト
9 製造煙草ヲ利用スル広告ノ取扱ニ関スルコト
10 アルコールノ数量、製造方法及アルコール分ノ度数ノ許可並ニ原料ノ指定ニ関スルコト
11 アルコールノ賠償価格ニ関スルコト
12 アルコールノ収納ニ関スルコト
13 アルコールノ収納用標本ニ関スルコト
14 アルコールノ売捌人ノ指定及監督ニ関スルコト
15 アルコールノ販売区域ニ関スルコト
16 アルコールノ運送、運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
17 アルコールノ変性及使用済証明ニ関スルコト
18 アルコールノ交付金及追徴金ニ関スルコト

三 収納部

収納課

1 葉煙草、塩、樟脳、樟脳油ノ生産及賠償、補償ニ関スルコト
2 煙草、塩ノ検査、査定及収納ニ関スルコト
3 樟脳、樟脳油ノ収納ニ関スルコト
4 樟脳、樟脳油ノ鑑定及保存ニ関スルコト
5 樟脳、樟脳油ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト

6 樟脳、樟脳油ノ運送ニ関スルコト
7 樟脳、樟脳油ノ副産物利用ニ関スルコト
8 樟苗木ノ育成、配付及樟樹造林ニ関スルコト
9 煙草耕作者、塩製造者又ハ樟脳製造者ノ組織スル組合ニ関スルコト
10 煙草ノ罹災補償ニ関スルコト
11 葉煙草ノ更装ニ関スルコト
12 葉煙草、塩ノ輸移入ニ関スルコト
13 専売取締及専売法違反者処分ニ関スルコト

四 製造部

作業課

1 煙草ノ製造計画ニ関スルコト
2 煙草ノ製造作業ニ関スルコト
3 煙草製造及材料品製作ノ実蹟ノ調査ニ関スルコト
4 煙草製造副産物ノ利用ニ関スルコト
5 煙草製造原料、葉煙草ノ配合及運送命令ニ関スルコト
6 煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的検査ニ関スルコト
7 煙草製造ノ研究試験ニ関スルコト
8 製造煙草ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
9 製造煙草ノ鑑定ニ関スルコト
10 製造工場ノ所在地特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルコト
11 製造煙草ノ保存ニ関スルコト

機械課〔新設〕

1 工場内作業場ノ配置計画ニ関スルコト
2 工場用機械、器具ニ関スルコト
3 電気機械、器具ニ関スルコト
4 工場設備ニ関スルコト
5 機械及工場設備ノ管理ニ関スルコト
6 電気設備ニ関スルコト
7 工場用機械、器具、工場設備及機械運転用品ノ研究、試験及調査ニ関スルコト

五 経理部

会計課

1 本局直属ノ予算、決算及収入支出ニ関スルコト
2 本局直属ノ資本ニ関スルコト
3 本局直属ノ物品会計ニ関スルコト
4 本局直属ノ国有財産、借地、借家及工作物ノ保存、営繕、保険ニ関スルコト
5 本局ニ於ケル物件ノ売買、運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ関シ他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト
6 機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、配給及運送竝ニ材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト
7 前号ノ外本局ニ於テ締結スルヲ適当ト認ムル契約ニ関スルコト
8 専売局共済組合資金ノ出納、保管及運用ニ関スルコト
9 本局ノ庁中取締、衛生及変災防備ニ関スルコト
10 本局勤務ノ傭人及職工ニ関スルコト
11 本局勤務者ノ専売局共済組合事務ニ関スルコト

六 板橋製作所

煙草製造用機械、器具ノ製作、修理及考案改良ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一三年六月二〇日

二 販売部

監査課

1 販売事務ノ監査ニ関スルコト
2 製造煙草、塩ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
3 販売区域ニ関スルコト但シアルコールニ関スルモノヲ除ク
4 煙草、塩及アルコール製造原料ノ運送、運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
5 塩交付金、追徴金ニ関スルコト

昭和一三年七月二五日

六 板橋製作所

専売品ノ製造用機械、器具ノ製作、修理及考案改良ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一三年一一月二四日

二 販売部

販売課

1 製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ販売価格及販売計画ニ関スルコト
2 製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ配賦及売渡ニ関スルコト
3 製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ商況調査ニ関スルコト
4 製造煙草及アルコールノ輸移出入ニ関スルコト
5 葉煙草及塩ノ輸移出ニ関スルコト
6 樟脳、樟脳油ノ輸出及内地台湾間ノ融通ニ関スルコト
7 製造煙草、塩ノ商標及広告ニ関スルコト
8 販売用製造煙草及アルコールノ見本ニ関スルコト
9 製造煙草ヲ利用スル広告ノ取扱ニ関スルコト
10 アルコールノ揮発油混入計画ニ関スルコト
11 アルコールノ数量、製造方法及アルコール分ノ度数ノ許可並原料ノ指定ニ関スルコト
12 アルコールノ賠償価格ニ関スルコト
13 アルコールノ収納ニ関スルコト
14 アルコールノ収納用標本ニ関スルコト
15 アルコールノ売捌人ノ指定及監督ニ関スルコト
16 アルコールノ販売区域ニ関スルコト
17 アルコールノ変性及使用済証明ニ関スルコト
18 アルコールノ交付金及追徴金ニ関スルコト
19 屑煙草及フーゼル油ノ売捌ニ関スルコト

監査課

1 販売業務ノ監査ニ関スルコト
2 製造煙草、塩ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
3 販売区域ニ関スルコト但シアルコールニ関スルモノヲ除ク
4 煙草、塩、樟脳、アルコール及アルコール製造原料ノ運送、運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
5 材料品ノ運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
6 塩交付金、追徴金ニ関スルコト

三 収納部

収納課

6 削除〔以下一号ヅツ繰上ゲ〕

企画課

1 削除〔以下一号ヅツ繰上ゲ〕

第一技術課

6 再乾燥ニ付スル葉煙草ノ運送命令ニ関スルコト
7 塩ノ再製加工作業ニ関スルコト
8 塩ノ副産物利用ニ関スルコト
9 葉煙草、塩、樟脳、樟脳油鑑定見習員ノ養成ニ関スルコト

四 製造部

作業課

5 煙草製造原料、葉煙草ノ配合及運送命令ニ関スルコト但シ再乾燥ニ付スル葉煙草ノ運送命令ニ関スルモノヲ除ク

五 経理部

主計課

1 予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2 資本ニ関スルコト
3 担保、保管及供託ニ関スルコト
4 物品ノ貯蔵ニ関スルコト
5 国有財産、借地、借家及工作物ノ保存、営繕、保険ニ関スルコト
6 庁中取締、衛生及変災防備ニ関スルコト
7 傭人及工場以外ノ職工ニ関スルコト

会計課

3 物品会計ニ関スルコト

5、本局ニ於ケル物件ノ売買及諸般ノ契約ニ関シ他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

昭和一三年一二月二六日

八　試験場

秦野試験場、水戸試験場、岡山試験場及鹿児島試験場ニ於テハ葉煙草生産、防府試験場ニ於テハ塩生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一四年七月五日

一　長官官房

総務課

1　機密ニ属スルコト
2　職員ニ関スルコト
3　局印及官印ノ管守ニ関スルコト
4　文書ノ進達ニ関スルコト
5　支部局ノ事務監督ニ関スルコト
6　局法及法規ノ編纂ニ関スルコト
7　文書ノ接受、発送、編纂及保存ニ関スルコト
8　他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

二　販売部

監査課

1　販売事務ノ監査ニ関スルコト
2　製造煙草、塩ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
3　販売区域ニ関スルコト但シアルコールニ関スルモノヲ除ク
4　煙草、塩、樟脳、アルコール及アルコール製造原料ノ運送、運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
5　材料品ノ運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
6　倉庫ノ運用ニ関スルコト
7　塩交付金、追徴金ニ関スルコト

三　収納部

収納課

1　葉煙草、塩、樟脳、樟脳油ノ生産及賠償、補償ニ関スルコト
2　煙草、塩ノ検査及収納ニ関スルコト
3　樟脳、樟脳油ノ収納ニ関スルコト
4　樟苗木ノ育成、配付及樟樹造林ニ関スルコト
5　煙草耕作者、塩製造者又ハ樟脳製造者ノ組織スル組合ニ関スルコト
6　煙草ノ罹災補償ニ関スルコト
7　葉煙草ノ更装ニ関スルコト
8　葉煙草、塩ノ輸移入ニ関スルコト
9　専売取締及専売法違反者処分ニ関スルコト

企画課

1　アルコールノ生産計画ニ関スルコト
2　アルコールノ製造原料ノ購買ニ関スルコト
3　アルコールノ製造原料ノ生産費ノ調査ニ関スルコト
4　アルコール製造原料ノ受入ニ関スルコト
5　アルコール製造原料ノ配賦ニ関スルコト
6　アルコール製造原料生産者ノ組織スル団体ニ関スルコト
7　アルコール製造委託ニ関スルコト
8　アルコール製造ノ特許及許可ニ関スルコト

第一技術課

1　葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料ノ鑑定及保存ニ関スルコト但シ製造工場ノ所在地特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルモノヲ除ク
2　葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料ノ標本ニ関スルコト
3　葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
4　煙草罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト
5　葉煙草ノ再乾燥作業ニ関スルコト
6　再乾燥ニ付スル葉煙草ノ運送命令ニ関スルコト
7　樟脳、樟脳油ノ副産物利用ニ関スルコト

第二技術課

1 塩ノ鑑定及保存ニ関スルコト
2 塩ノ変性ニ関スルコト
3 塩ノ生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
4 塩ノ再製加工作業及其ノ設備ニ関スルコト
5 塩ノ副産物利用ニ関スルコト
6 塩利用工業ニ関スルコト

四 煙草製造部〔名称変更〕

作業課

1 煙草ノ製造計画ニ関スルコト
2 煙草ノ製造作業ニ関スルコト
3 煙草製造及材料品製作ノ実績、調査ニ関スルコト
4 煙草製造副産物ノ利用ニ関スルコト
5 煙草製造原料、葉煙草ノ配合及運送命令ニ関スルコト但シ再乾燥ニ付スル葉煙草ノ運送命令ニ関スルモノヲ除ク
6 煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的検査ニ関スルコト
7 煙草製造用材料品ノ所要数量調査ニ関スルコト
8 煙草製造ノ研究、試験ニ関スルコト
9 製造煙草ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
10 製造煙草ノ鑑定ニ関スルコト
11 製造工場ノ所在地特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルコト
12 製造煙草ノ保存ニ関スルコト

機械課 但シ塩及アルコールノ製造ニ関スルモノヲ除ク

1 工場内作業場ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト
2 工場用機械、器具及動力ニ関スルコト
3 電気設備ニ関スルコト
4 工場用機械、器具、工場設備及機械運転用品ノ研究、試験及調査ニ関スルコト

管理課

1 作業能率ノ増進ニ関スルコト
2 職工ニ関スルコト
3 工場ノ管理及衛生ニ関スルコト
4 製造煙草、製作材料品及製作機械、器具ノ生産費竝ニ機械、器具ノ修理費ノ調査ニ関スルコト
5 専売局共済組合ニ関スルコト

五 酒精製造部〔新設〕

製造課〔新設〕

1 アルコールノ製造計画ニ関スルコト
2 アルコールノ製造作業ニ関スルコト
3 アルコールノ生産費調査ニ関スルコト
4 アルコール製造ノ実績調査ニ関スルコト
5 アルコールノ変性ノ技術ニ関スルコト
6 アルコールノ副産物利用ニ関スルコト
7 アルコール製造ノ研究及試験ニ関スルコト
8 アルコールノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
9 アルコールノ鑑定ニ関スルコト
10 アルコールノ保存ニ関スルコト
11 民間ニ於ケルアルコール製造ノ指導ニ関スルコト

設備課〔新設〕

1 アルコール製造工場内作業場ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト
2 アルコール製造工場用機械、器具及動力ニ関スルコト
3 アルコールノ製造用機械、器具、工場設備及機械運転用品ノ研究、試験及調査ニ関スルコト

六 経理部

主計課

1 予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2 資本ニ関スルコト
3 担保保管及供託ニ関スルコト
4 国有財産ニ関スルコト
5 営繕ニ関スルコト
6 借地、借家ニ関スルコト
7 保険ニ関スルコト

会計課

1 本局直属ノ予算、決算及収入支出ニ関スルコト

昭和一四年一一月一日

一　長官官房

管理課〔新設〕

1　保健ニ関スルコト
2　共済組合ニ関スルコト
3　従業員ノ待遇及勤務条件ニ関スルコト
4　従業員ノ教育及福利施設ニ関スルコト
5　他部課ノ主管ニ属セザル労務調査ニ関スルコト

二　販売部

販売課

1　製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ販売価格及販売計画ニ関スルコト
2　製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ配賦及売渡ニ関スルコト
3　製造煙草、塩、樟脳、樟脳油及アルコールノ商況調査ニ関スルコト
4　製造煙草及アルコールノ輸移出入ニ関スルコト
5　葉煙草及塩ノ輸移出入ニ関スルコト
2　本局直属ノ資本ニ関スルコト
3　物品会計ニ関スルコト
4　本局直属ノ国有財産、借地、借家、営繕及保険ニ関スルコト
5　本局ニ於ケル物件ノ売買及諸般ノ契約ニ関シ他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト
6　機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、配給及運送、並ニ材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト
7　前号ノ外本局ニ於テ締結スルヲ適当ト認ムル契約ニ関スルコト
8　物資ノ配給ニ関スルコト
9　専売局共済組合資金ノ出納、保管及運用ニ関スルコト
10　庁中取締、衛生及変災防備ニ関スルコト
11　傭人及工場以外ノ職工ニ関スルコト
12　本局勤務者ノ専売局共済組合事務ニ関スルコト
6　樟脳、樟脳油ノ輸出及内地台湾間ノ融通ニ関スルコト
7　製造煙草、塩ノ商標及広告ニ関スルコト
8　販売用製造煙草及アルコールノ見本ニ関スルコト
9　製造煙草ヲ利用スル広告ノ取扱ニ関スルコト
10　アルコールノ揮発油混入計画ニ関スルコト
11　アルコールノ数量、製造方法及アルコール分ノ度数ノ許可並ニ原料ノ指定ニ関スルコト
12　アルコールノ賠償価格ニ関スルコト
13　アルコールノ収納ニ関スルコト
14　アルコールノ収納用標本ニ関スルコト
15　アルコールノ売捌人ノ指定及監督ニ関スルコト
16　アルコールノ変性及使用済証明ニ関スルコト
17　アルコールノ交付金及追徴金ニ関スルコト
18　屑煙草及フーゼル油ノ売捌ニ関スルコト

監査課

1　販売事務ノ監査ニ関スルコト

二　官制および分課規程

2　製造煙草、塩ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
3　販売区域ニ関スルコト
4　煙草、塩、樟脳、アルコール及アルコール製造原料ノ運送、運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
5　材料品ノ運送契約及運送事務ノ監査ニ関スルコト
6　倉庫ノ運用ニ関スルコト
7　塩交付金、追徴金ニ関スルコト

三　収納部

収納課

1　葉煙草、塩、樟脳、樟脳油ノ生産及賠償、補償ニ関スルコト
2　煙草、塩ノ検査及収納ニ関スルコト
3　樟脳、樟脳油ノ収納ニ関スルコト
4　樟苗木ノ育成配付及樟樹造林ニ関スルコト
5　煙草耕作者、塩製造者又ハ樟脳製造者ノ組織ス

ル組合ニ関スルコト
6　煙草ノ罹災補償ニ関スルコト
7　葉煙草ノ更装ニ関スルコト
8　葉煙草、塩ノ輸移入ニ関スルコト

第一技術課
1　葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料ノ鑑定及保存ニ関スルコト但シ製造工場ノ所在地、特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルモノヲ除ク
2　葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料ノ標本ニ関スルコト
3　葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
4　煙草罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト
5　葉煙草ノ再乾燥作業ニ関スルコト
6　樟脳、樟脳油ノ副産物利用ニ関スルコト

第二技術課
1　塩ノ鑑定及保存ニ関スルコト
2　塩ノ変性ニ関スルコト
3　塩ノ生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
4　塩ノ再製加工作業及其ノ設備ニ関スルコト
5　塩ノ再製加工工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
6　再製加工塩ノ生産調査ニ関スルコト
7　塩ノ副産物利用ニ関スルコト
8　塩利用工業ニ関スルコト

四　煙草製造部

作業課
1　煙草ノ製造計画ニ関スルコト
2　煙草ノ製造作業ニ関スルコト
3　煙草製造工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
4　煙草製造及材料品製作ノ実蹟調査ニ関スルコト
5　製造煙草ノ生産費調査ニ関スルコト
6　煙草製造副産物ノ利用ニ関スルコト
7　煙草製造原料、葉煙草ノ葉組及配賦ニ関スルコト
8　煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的検査ニ関スルコト
9　煙草製造用材料品ノ所要数量調査ニ関スルコト
10　煙草製造ノ研究、試験ニ関スルコト
11　製造煙草ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
12　製造煙草ノ鑑定ニ関スルコト
13　製造工場ノ所在地特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルコト
14　製造煙草ノ保存ニ関スルコト

管理課　廃止

五　酒精製造部

製造課
1　アルコールノ製造計画ニ関スルコト
2　アルコールノ製造作業ニ関スルコト
3　アルコール製造工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
4　アルコール製造ノ実蹟調査ニ関スルコト
5　アルコールノ生産費調査ニ関スルコト
6　アルコールノ変性ノ技術ニ関スルコト
7　アルコールノ副産物利用ニ関スルコト
8　アルコール製造ノ研究及試験ニ関スルコト
9　アルコールノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
10　アルコールノ鑑定ニ関スルコト
11　アルコールノ保存ニ関スルコト
12　民間ニ於ケルアルコールノ製造ノ指導ニ関スルコト

六　経理部

会計課
9　専売局共済組合資金ノ出納及保管ニ関スルコト
10　庁中取締及変災防備ニ関スルコト

三　収納部

企画課
1　アルコールノ生産計画ニ関スルコト

2 アルコールノ製造原料ノ購買ニ関スルコト
3 アルコール製造原料ノ受入ニ関スルコト
4 アルコール製造原料配賦ニ関スルコト
5 アルコール製造原料生産者ノ組織スル団体ニ関スルコト
6 アルコール製造委託ニ関スルコト
7 アルコール製造ノ特許及許可ニ関スルコト

第一技術課

1 葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料ノ鑑定及保存ニ関スルコト但シ製造工場ノ所在地特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルモノヲ除ク
2 葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料ノ標本ニ関スルコト
3 葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料ノ生産費調査ニ関スルコト
4 葉煙草、樟脳、樟脳油及アルコール製造原料生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト

5 煙草罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト
6 葉煙草ノ再乾燥作業ニ関スルコト
7 樟脳、樟脳油ノ副産物利用ニ関スルコト

第二技術課

1 塩ノ鑑定及保存ニ関スルコト
2 塩ノ変性ニ関スルコト
3 塩ノ生産費調査ニ関スルコト
4 塩ノ生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
5 塩ノ再製加工作業及其ノ設備ニ関スルコト
6 塩ノ再製加工工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
7 塩ノ副産物利用ニ関スルコト
8 塩利用工業ニ関スルコト

昭和一六年四月二一日
〔全改正〕

一 長官官房

総務課

1 機密ニ属スルコト
2 職員ニ関スルコト
3 局印及官印ノ管守ニ関スルコト
4 支部局ノ事務監督ニ関スルコト
5 文書ノ進達ニ関スルコト
6 文書ノ接受、発送、編纂及保存ニ関スルコト
7 局報及法規ノ編纂ニ関スルコト
8 統計報告ニ関スルコト
9 専売制度ノ調査ニ関スルコト
10 専売事業ノ紹介、宣伝ニ関スルコト
11 各部課ノ主管ニ属スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
12 他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

管理課

1 保健ニ関スルコト
2 共済組合ニ関スルコト
3 従業員（傭人及工場以外ノ職工ヲ含ム、以下同ジ）ノ待遇及勤務条件ニ関スルコト
4 従業員ノ教育及福利施設ニ関スルコト
5 他部課ノ主管ニ属セザル労務調査ニ関スルコト

二 煙草事業部

煙草課

1 葉煙草ノ生産及賠償ニ関スルコト
2 煙草ノ検査及収納ニ関スルコト
3 葉煙草ノ更装ニ関スルコト
4 煙草耕作者ノ組織スル組合ニ関スルコト
5 煙草ノ罹災補償ニ関スルコト
6 煙草ノ輸移出入ニ関スルコト
7 煙草ノ販売ニ関スルコト
8 製造煙草ノ商標ニ関スルコト
9 販売用製造煙草ノ見本ニ関スルコト
10 製造煙草ヲ利用スル広告ノ取扱ニ関スルコト
11 煙草ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
12 煙草ノ販売区域ニ関スルコト
13 煙草ノ運送及運送契約ニ関スルコト

14 屑煙草ノ売渡ニ関スルコト

煙草技術課

1 葉煙草ノ鑑定及保存ニ関スルコト但シ製造工場ノ所在地及特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルコトヲ除ク
2 葉煙草ノ標本ニ関スルコト
3 葉煙草ノ生産費調査ニ関スルコト
4 葉煙草生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
5 煙草罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト
6 葉煙草ノ再乾燥作業ニ関スルコト

三 煙草製造部

作業課

1 煙草ノ製造計画ニ関スルコト
2 煙草ノ製造作業ニ関スルコト
3 煙草製造工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
4 煙草製造及材料品製作ノ実蹟調査ニ関スルコト
5 製造煙草、製作材料品及製作機械、器具ノ生産費調査ニ関スルコト
6 煙草製造原料、葉煙草ノ葉組及配賦ニ関スルコト
7 煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的検査ニ関スルコト
8 煙草製造用材料品ノ所要数量調査ニ関スルコト
9 煙草製造ノ研究及試験ニ関スルコト
10 製造煙草ノ標本、見本及参考品ニ関スルコト
11 製造煙草ノ鑑定及保存ニ関スルコト
12 製造工場ノ所在地及特ニ指定スル地域内ノ倉庫ニ貯蔵スル葉煙草ノ保存ニ関スルコト
13 煙草製造副産物ノ利用ニ関スルコト

機械課

1 工場内作業場ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト
2 工場用機械、器具及原動力ニ関スルコト
3 電気設備ニ関スルコト
4 工場用機械、器具、工場設備及機械運転用品ノ研究、試験及調査ニ関スルコト

四 塩脳部

塩脳課

1 塩、樟脳、樟脳油ノ生産及賠償、補償ニ関スルコト
2 塩ノ検査及収納ニ関スルコト
3 樟脳、樟脳油ノ収納ニ関スルコト
4 樟苗木ノ育成、配付及樟樹造林ニ関スルコト
5 塩製造者又ハ樟脳製造者ノ組織スル組合ニ関スルコト
6 塩、樟脳、樟脳油ノ輸移出入ニ関スルコト
7 塩、樟脳、樟脳油ノ販売ニ関スルコト
8 塩ノ商標ニ関スルコト
9 塩ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
10 塩ノ販売区域ニ関スルコト
11 塩、樟脳、樟脳油ノ運送及運送契約ニ関スルコト
12 塩ノ交付金及追徴金ニ関スルコト

塩脳技術課

1 塩、樟脳、樟脳油ノ鑑定及保存ニ関スルコト
2 塩、樟脳、樟脳油ノ標本ニ関スルコト
3 塩、樟脳、樟脳油ノ生産費調査ニ関スルコト
4 塩、樟脳、樟脳油生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
5 塩ノ変性ニ関スルコト
6 塩ノ再製加工作業及其ノ設備ニ関スルコト
7 塩ノ再製加工工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
8 塩、樟脳、樟脳油及其ノ副産物ノ利用ニ関スルコト

五 酒精部

酒精課

1 アルコールノ生産計画ニ関スルコト
2 アルコール製造ノ特許、許可及委託ニ関スルコト

3 アルコールノ収納及賠償ニ関スルコト
4 アルコールノ収納用標本ニ関スルコト
5 アルコールノ輸移出入ニ関スルコト
6 アルコールノ揮発油混入計画ニ関スルコト
7 アルコールノ販売ニ関スルコト
8 販売用アルコールノ見本ニ関スルコト
9 アルコールノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル団体ニ関スルコト
10 アルコールノ販売区域ニ関スルコト
11 アルコールノ変性及使用済証明ニ関スルコト
12 アルコールノ交付金及追徴金ニ関スルコト
13 フーゼル油ノ売渡ニ関スルコト
14 アルコール製造原料ノ購買ニ関スルコト
15 アルコール製造原料生産者ノ組織スル団体ニ関スルコト
16 アルコール製造原料ノ鑑定及保存ニ関スルコト
17 アルコール製造原料ノ標本ニ関スルコト
18 アルコール製造原料ノ生産費調査ニ関スルコト
19 アルコール製造原料生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
20 アルコール、アルコール製造原料ノ運送及運送契約ニ関スルコト

製造課

1 アルコールノ製造計画ニ関スルコト
2 アルコールノ製造作業ニ関スルコト
3 アルコールノ製造工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
4 アルコール製造実蹟調査ニ関スルコト
5 アルコールノ生産費調査ニ関スルコト
6 アルコールノ変性ノ技術ニ関スルコト
7 アルコールノ副産物利用ニ関スルコト
8 アルコール製造ノ研究及試験ニ関スルコト
9 アルコールノ製造用標本、見本及参考品ニ関スルコト
10 アルコールノ鑑定及保存ニ関スルコト
11 民間ニ於ケルアルコール製造ノ指導ニ関スルコト

設備課

1 アルコール製造工場内作業場ノ配置計画及工場設備ニ関スルコト
2 アルコール製造工場用機械、器具及動力ニ関スルコト
3 アルコールノ製造用機械、器具、工場設備及機械運転用品ノ研究、試験及調査ニ関スルコト

六 経理部

主計課

1 予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2 資本ニ関スルコト
3 物品会計ニ関スルコト
4 担保、保管及供託ニ関スルコト
5 倉庫ノ運用ニ関スルコト
6 国有財産ニ関スルコト
7 営繕ニ関スルコト
8 借地、借家ニ関スルコト
9 庁中取締及変災防備ニ関スルコト

会計課

1 本局直属ノ予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2 本局直属ノ資本ニ関スルコト
3 本局直属ノ物品会計ニ関スルコト
4 本局直属ノ国有財産、営繕及借地、借家ニ関スルコト
5 本局ニ於ケル所要物品ノ購入及不用物品ノ売却竝ニ諸般ノ契約ニ関シ他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト
6 物資需給ノ基本計画及調整ニ関スルコト
7 材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト
8 機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、運送及運送契約ニ関スルコト
9 前号ノ外本局ニ於テ締結スルヲ適当ト認ムル契約ニ関スルコト

10 専売局共済組合資金ノ出納及保管ニ関スルコト
11 本局勤務者ノ専売局共済組合事務ニ関スルコト
12 本局ノ庁中取締及変災防備ニ関スルコト
13 本局勤務ノ傭人及職工ニ関スルコト

七 板橋製作所
専売品ノ製造用機械、器具ノ製作、修理及考案、改良ニ関スル事務ヲ分掌ス

八 中央研究所
専売事業ノ技術的研究ニ関スル事務ヲ分掌ス

九 試験場
専売局秦野試験場、水戸試験場、岡山試験場、鹿児島試験場ニ於テハ葉煙草及アルコール製造原料生産、防府試験場ニ於テハ塩生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一七年四月一日

五 酒精部 廃止

八 試験場
専売局秦野試験場、水戸試験場、岡山試験場及鹿児島試験場ニ於テハ葉煙草生産、防府試験場ニ於テハ塩生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一七年一一月一日

一 長官官房
総務課
1 機密ニ属スルコト
2 職員ニ関スルコト
3 局印及官印ノ管守ニ関スルコト
4 支部局ノ事務監督ニ関スルコト
5 文書ノ進達ニ関スルコト
6 文書ノ接受、発送、編纂及保存ニ関スルコト
7 保健ニ関スルコト
8 共済組合ニ関スルコト
9 従業員（傭人及工場以外ノ職工ヲ含ム以下同ジ）ノ待遇及勤務条件ニ関スルコト
10 従業員ノ教育及福利施設ニ関スルコト
11 局法及法規ノ編纂ニ関スルコト
12 統計報告ニ関スルコト
13 専売制度ノ調査ニ関スルコト
14 各部課ノ主管ニ属スル事務ノ連絡調整ニ関スルコト
15 他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

管理課 廃止

昭和一九年四月一日

二 煙草事業部
煙草課
15 煙草製造専用機械、器具ノ製作、販売、蔵置及輸移出入ノ許可ニ関スルコト

四 塩脳部
塩脳第一課〔新設〕
1 塩ノ生産及賠償ニ関スルコト
2 塩ノ検査及収納ニ関スルコト
3 塩製造者ノ組織スル組合ニ関スルコト
4 塩及鹹水ノ罹災補償ニ関スルコト
5 塩ノ輸移出入ニ関スルコト
6 塩ノ販売ニ関スルコト
7 塩ノ商標ニ関スルコト
8 塩ノ売捌人ノ指定、監督及売捌人ノ組織スル組合ニ関スルコト
9 塩ノ販売区域ニ関スルコト
10 塩ノ運送及運送契約ニ関スルコト
11 塩ノ交付金及追徴金ニ関スルコト

塩脳第二課〔新設〕
1 苦汁、樟脳、樟脳油ノ生産及賠償、補償ニ関スルコト
2 苦汁ノ検査及収納ニ関スルコト
3 樟脳、樟脳油ノ収納ニ関スルコト
4 樟苗木ノ育成計画、樟苗木ノ配付及樟樹造林計画ニ関スルコト
5 樟脳製造者ノ組織スル組合ニ関スルコト
6 苦汁ノ罹災補償ニ関スルコト
7 苦汁、樟脳、樟脳油ノ輸移出入ニ関スルコト

8 苦汁、樟脳、樟脳副産物ノ販売ニ関スルコト
9 苦汁、樟脳、樟脳油ノ運送及運送契約ニ関スルコト

塩脳技術課

1 塩、苦汁、樟脳、樟脳油ノ鑑定及保存ニ関スルコト
2 塩、苦汁、樟脳、樟脳油ノ標本ニ関スルコト
3 塩、苦汁、樟脳、樟脳油ノ生産費調査ニ関スルコト
4 塩、苦汁、樟脳、樟脳油ノ生産ノ指導、研究及試験ニ関スルコト
5 塩、苦汁及鹹水ノ罹災補償ノ範囲及程度ノ基準ニ関スルコト
6 塩ノ変性ニ関スルコト
7 塩ノ製造作業、再製加工作業及其ノ設備ニ関スルコト
8 塩ノ製造及再製加工工場ノ運営及其ノ能率増進ニ関スルコト
9 塩、苦汁、樟脳、樟脳油及其ノ副産物ノ利用ニ関スルコト
10 樟苗木ノ育成及樟脳製造用民需物資ノ割当ニ関スルコト
11 塩、苦汁及樟脳製造用民需物資ノ割当ニ関スルコト

塩脳課　廃止

五　経理部

会計課

6 材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト
7 機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、運送及運送契約ニ関スルコト
8 前号ノ外本局ニ於テ締結スルヲ適当ト認ムル契約ニ関スルコト
9 共済組合資金ノ運用、出納及保管ニ関スルコト
10 本局勤務者ノ共済組合事務ニ関スルコト
11 本局ノ庁中取締及変災防備ニ関スルコト
12 本局勤務ノ傭員及工員ニ関スルコト

資材課（新設）

1 事業用物資需給ノ基本計画及調整ニ関スルコト
2 事業用物資ノ取得及配分ニ関スルコト
3 事業用物資ノ規格調整及消費規正ニ関スルコト
4 資源ノ回収及其ノ活用ニ関スルコト
5 事業用動力ノ需給計画及調整ニ関スルコト
6 煙草用巻紙ノ生産及賠償ニ関スルコト
7 煙草用巻紙ノ鑑定、検査及収納ニ関スルコト
8 煙草用巻紙ノ生産費調査ニ関スルコト
9 煙草用巻紙ノ販売及輸移出入ニ関スルコト
10 煙草用巻紙ノ規格、標本、見本及参考品ニ関スルコト
11 煙草用巻紙ノ運送及運送契約ニ関スルコト
12 煙草用巻紙製造専用機械、器具ノ製作、販売、蔵置及輸移出入ノ許可ニ関スルコト

八　試験場

専売局桑野試験場ニ於テハ葉煙草生産、防府試験場ニ於テハ塩、苦汁生産、鹿児島試験場ニ於テハ樟脳、樟脳油生産ノ試験ニ関スル事務ヲ分掌ス

昭和一九年九月二五日

五　経理部

会計課

13 材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ関スルコト
14 機械、器具、材料品及支部局共通使用物品ノ購入、運送及運送契約ニ関スルコト
15 前号ノ外本局ニ於テ締結スルヲ適当ト認ムル契約ニ関スルコト

資材課

6 煙草用巻紙ノ販売及輸移出入ニ関スルコト
7 煙草用巻紙ノ規格、標本、見本及参考品ニ関スルコト
8 煙草用巻紙ノ運送及運送契約ニ関スルコト
9 煙草用巻紙製造専用機械、器具ノ製作、販売、

蔵置及輸移出入ノ許可ニ関スルコト

昭和二〇年五月一日
〔全改正〕

一 長官官房

総務課

1 秘書ニ関スルコト
2 文書ニ関スルコト
3 支部局ノ事務、査察ニ関スルコト
4 各部課ノ主管ニ属スル要員需給並ニ事務ノ綜合調整ニ関スルコト
5 他部課ノ主管ニ属セザル事項ニ関スルコト

経理課

1 予算、決算及収入、支出ニ関スルコト
2 資本ニ関スルコト
3 物品会計ニ関スルコト
4 担保、保管及供託ニ関スルコト
5 国有財産、営繕、借地、借家ニ関スルコト

6 共済組合及厚生施設ニ関スルコト
7 庁中取締及変災防備ニ関スルコト
8 用度及傭員ニ関スルコト
9 各部課ノ主管ニ属スル事業用並ニ民需用物資需給ノ綜合調整ニ関スルコト

二 煙草部

第一課

1 葉煙草ノ生産、収納及賠償ニ関スルコト
2 製造煙草ノ配給ニ関スルコト
3 煙草ノ輸移出入ニ関スルコト
4 煙草ノ運送及運送契約ニ関スルコト
5 煙草ノ罹災補償ニ関スルコト
6 屑煙草ノ処分ニ関スルコト
7 煙草及煙草巻紙専売取締ニ関スルコト

第二課

1 煙草ノ製造ニ関スルコト
2 葉煙草ノ再乾燥ニ関スルコト
3 煙草部主管ニ属スル工員ノ勤労、管理ニ関スルコト

第三課

1 葉煙草生産ノ指導及技術ニ関スルコト
2 葉煙草ノ鑑定ニ関スルコト
3 葉煙草ノ標本ニ関スルコト

第四課

1 煙草部主管ニ属スル事業用並民需用物資及労務ノ確保又ハ調整ニ関スルコト
2 煙草製造用材料品ノ製造ニ関スルコト
3 煙草製造機械、器具ノ製作ニ関スルコト
4 煙草用巻紙ノ生産、収納、配給、運送及運送契約、輸移出ニ関スルコト
5 部外品ノ製造ニ関スルコト

三 塩脳部

第一課

1 塩、苦汁ノ生産、収納及賠償ニ関スルコト
2 塩、苦汁ノ配給ニ関スルコト
3 塩ノ輸移入ニ関スルコト
4 塩、苦汁ノ運送及運送契約ニ関スルコト
5 塩、苦汁及鹹水ノ罹災補償ニ関スルコト
6 自給製塩ニ関スルコト
7 塩、苦汁及樟脳専売取締ニ関スルコト

第二課

1 塩、苦汁生産ノ指導及技術ニ関スルコト
2 塩、苦汁ノ鑑定ニ関スルコト
3 塩、苦汁ノ標本ニ関スルコト
4 塩ノ製造及再製加工ニ関スルコト
5 塩脳部主管ニ属スル工員及労務者ノ勤労管理ニ関スルコト
6 塩脳部主管ニ属スル事業用並民需用物資及労務ノ確保又ハ調整ニ関スルコト

第三課

1 樟脳、樟脳油ノ生産、収納及賠償ニ関スルコト
2 樟脳、樟脳油ノ配給及輸移出入ニ関スルコト
3 樟脳、樟脳油ノ運送及運送契約ニ関スルコト
4 樟脳、樟脳油生産ノ指導及技術ニ関スルコト

5 樟脳、樟脳油ノ鑑定及標本ニ関スルコト

各課ニ課長ヲ置キ其ノ課ノ事務ヲ管理セシム

昭和二〇年九月一日

三 塩脳部

第一課

1 塩ノ増産ニ関スル企画其ノ他塩政策一般ニ関スルコト

2 自給製塩ニ関スルコト

3 塩増産本部ニ関スルコト

4 塩及苦汁ノ配給ニ関スルコト

5 塩脳部主管ニシテ他課ニ属セザル事項ニ関スルコト

第二課

1 専売製塩ニ関スルコト

2 塩ノ輸移入ニ関スルコト

3 塩及苦汁ノ運送及運送契約ニ関スルコト

4 塩、苦汁及樟脳ノ専売取締ニ関スルコト

第三課〔旧第二課ノ分掌事項〕

第四課〔旧第三課ノ分掌事項〕

(22) 造幣局官制

昭和初年

一 造幣局ハ大阪市ニ置キ大蔵大臣ノ管理ニ属シ貨幣ノ製造旧貨幣ノ鋳潰章牌記章極印ノ製造地金銀ノ精製分析合金ノ製造及諸鉱物ノ試験ヲ掌ル

昭和四年六月二七日
勅令 第二〇八号

一 造幣局ハ大阪市ニ置キ大蔵大臣ノ管理ニ属シ貨幣ノ製造旧貨幣ノ鋳潰章牌記章極印ノ製造地金銀ノ精製分析合金ノ製造貴金属製品ノ品位証明及諸鉱物ノ試験ヲ掌ル

二 大蔵大臣ハ必要ノ地ニ造幣局出張所ヲ置クコトヲ得〔新設〕

昭和一九年三月二八日
勅令 第一五九号

一 造幣局ハ大阪市ニ置キ大蔵大臣ノ管理ニ属シ貨幣ノ製造旧貨幣ノ鋳潰章牌記章極印ノ製造重要金属地金ノ精製分析合金ノ製造貴金属製品ノ品位証明及諸鉱物ノ試験ヲ掌ル

昭和一九年八月二二日
勅令 第五一三号

造幣局ニ於テハ当分ノ内軍需品其ノ他造幣局官制第一条ニ掲グル物品以外ノ物品ノ製造ヲ為スコトヲ得

昭和二〇年一〇月二三日
勅令 第五九七号

昭和一九年八月二二日勅令第五一三号（造幣局ニ於ケル軍需品等ノ製造ニ関スル件）廃止

(23) 造幣局分課規程

昭2 12.8

- 総務部 ― 総務部
- 作業部 ― 製造部
  - 試金部

昭和初年

一 総務部

1 機密ニ属スルコト

2 文書ノ取扱ニ関スルコト

3 職員ノ進退身分ニ関スルコト

4 局印及官印ノ管守ニ関スルコト

5 統計及報告ニ関スルコト

6 取締ニ関スルコト

7 職工ノ進退身分ニ関スルコト

8 診療及衛生ニ関スルコト

9 歳入歳出ノ予算、決算及修理ニ関スルコト

10 資本ニ関スルコト
11 貨幣、地金其ノ他ノ物品ノ出納及保管ニ関スルコト
12 物件ノ売買、其ノ他諸般ノ契約ニ関スルコト
13 国有財産ニ関スルコト
14 工作物ノ管理営繕ニ関スルコト
15 造幣局現業員共済組合ニ関スルコト

二 作業部
1 貨幣ノ製造ニ関スルコト
2 旧貨幣ノ鋳潰ニ関スルコト
3 章牌、記章及極印ノ製造ニ関スルコト
4 合金ノ製造ニ関スルコト
5 貨幣、地金其ノ他ノ物品ノ試験ニ関スルコト
6 鉱物ノ分析、試験ニ関スルコト
7 金銀地金ノ精製及金銀淘汰滓ノ精煉ニ関スルコト
8 器具、機械ノ製作及修理ニ関スルコト
9 電気、瓦斯、蒸気及用水ノ配給ニ関スルコト

昭和四年七月一日

一 作業部
6 貴金属製品ノ品位証明ニ関スルコト
7 鉱物ノ分析試験ニ関スルコト
8 金銀地金ノ精製及金銀淘汰滓ノ精煉ニ関スルコト
9 器具、機械ノ製作及修理ニ関スルコト
10 電気、瓦斯、蒸気及用水ノ配給ニ関スルコト

三 東京出張所〔新設〕
分課規定ハ造幣局長之ヲ定メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

昭和一二年八月一一日〔全改正〕

一 総務部
1 機密ニ属スルコト
2 文書ノ取扱ニ関スルコト
3 職員ノ進退身分ニ関スルコト
4 局印及官印ノ管守ニ関スルコト
5 統計及報告ニ関スルコト
6 取締ニ関スルコト
7 職工ノ進退身分ニ関スルコト
8 診療及衛生ニ関スルコト
9 歳入、歳出ノ予算、決算及修理ニ関スルコト
10 事業計画ニ関スルコト
11 資本ニ関スルコト
12 貨幣、地金其ノ他ノ物品ノ出納及保管ニ関スルコト
13 物件ノ売買其ノ他諸般ノ契約ニ関スルコト
14 国有財産ニ関スルコト
15 工作物ノ管理、営繕ニ関スルコト
16 器具、機械ノ製作及修理ニ関スルコト
17 電気、瓦斯、蒸気及用水ノ配給ニ関スルコト
18 造幣局現業員共済組合ニ関スルコト

二 製造部
1 貨幣ノ製造ニ関スルコト
2 旧貨幣ノ鋳潰ニ関スルコト
3 章牌、記章及極印ノ製造ニ関スルコト

三 試金部
1 貨幣、地金其ノ他ノ物品ノ試験ニ関スルコト
2 貴金属製品ノ品位証明ニ関スルコト
3 合金ノ製造ニ関スルコト
4 鉱物ノ分析試験ニ関スルコト
5 金銀地金ノ精製及金銀淘汰滓ノ精煉ニ関スルコト

四 造幣局東京出張所
分課規程ハ造幣局長之ヲ定メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

昭和一三年一二月二八日

四 造幣局出張所〔名称改正〕

昭和一八年九月一日

四 造幣局支所又ハ出張所〔名称改正〕

昭和一九年四月一日

一　総務部

18　造幣局共済組合ニ関スルコト

三　試金部

4　重要金属地金及鉱物ノ分析試験ニ関スルコト

5　金銀其ノ他ノ重要金属地金ノ精製及其ノ淘汰滓ノ精煉ニ関スルコト

(24) 営繕管財局官制

昭和初年

一　営繕管財局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ議院ノ建築其ノ他一般会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スル事務、国有財産ニ関スル総轄事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務及国有財産ノ整理ニ関スル事務ヲ掌ル

前項ニ規定スル営繕ニ関スル事務ハ大蔵省所管ノ建造物及東京府又ハ神奈川県ニ於テ営繕ヲ施行スル各省所管ノ建造物ニ係ルモノヲ除クノ外ハ大蔵大臣建造物ノ所管大臣ト協議シテ定メタルモノニ限ル

東京府又ハ神奈川県ニ於テ施行スル各省所管建造物ノ営繕ニ関スル事務ニシテ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノニ付テハ前二項ノ規定ニ拘ラス当該官庁ニ於テ之ヲ施行ス

二　営繕管財局ハ特別会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関シ当該官庁ノ委託ヲ受ケ之カ設計又ハ施行ニ関スル事務ヲ行フコトヲ得

三　長官ハ大蔵次官ヲ以テ之ニ充ツ

四　大蔵大臣ハ必要ノ地ニ出張所ヲ置キ営繕ニ関スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

五　営繕管財局ニ参与ヲ置ク

参与ハ貴族院書記官長及衆議院書記官長ヲ以テ之ニ充ツ議院ノ建築ニ関スル事務ニ参与ス

六　営繕管財局ニ議院ノ建築ニ関シ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ大蔵大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ハ其ノ本官ノ待遇ヲ受ク

昭和六年四月一八日
勅令　第六〇号

一　営繕管財局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ一般会計又ハ特別会計ノ支弁ニ属スル建造物ノ営繕ニ関スル事務、国有財産ニ関スル総轄事務、雑種財産ノ管理処分ニ関スル事務及国有財産ノ整理ニ関スル事務ヲ掌ル

前項ニ規定スル営繕ニ関スル事務ニシテ建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ定メタルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス当該官庁ニ於テ之ヲ施行ス

〔以下削除〕

二　削除

昭和一二年五月三一日
勅令　第二三九号

四、五　削除

〔参与制度および顧問制度廃止〕

昭和一七年一一月一日
勅令　第七四三号

二　官制および分課規程

営繕管財局官制　廃止

(25) 営繕管財局分課規程

昭2
- 総務部
  - 総務課 ―― 17.11
  - 国有財産課
- 工務部
  - 工務課
    - 第一技術課 ―― 12.3
    - 第二技術課
  - 監督課
    - 第三技術課
    - 第四技術課 ―― 16.2

昭和初年

一　総務部

総務課

1　機密ニ属スルコト

2　人事ニ関スルコト

3　官印及局印ノ管守ニ関スルコト

4 公文書類ノ接受、発遣及編纂ニ関スルコト
5 予算及決算ニ関スルコト
6 収入及支出ニ関スルコト
7 会計ノ監査ニ関スルコト
8 工事ニ関連スル諸般ノ調査ニ関スルコト
9 工事其ノ他ノ予定価格書ノ作成ニ関スルコト
10 工事ノ竣功及既済部分ノ検査ニ関スルコト
11 営繕用敷地ノ買収及借入ニ関スルコト
12 工事用物件ノ売買貸借其ノ他工事ニ関スル契約ニ関スルコト
13 政府ノ保管ニ係ル有価証券ノ取扱ニ関スルコト
14 建造物ノ引継ニ関スルコト
15 工事用物件ノ検査、出納及保管ニ関スルコト
16 統計及年報書ノ調製ニ関スルコト
17 局中公用財産ニ関スルコト
18 事務用物品ノ購入、検査、出納及保管ニ関スルコト
19 庁中取締ニ関スルコト
20 他部課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スルコト

国有財産課

1 国有財産ノ現在額総計算書及増減総計算書ニ関スルコト
2 国有財産ノ管理換及種別換ニ関スルコト
3 公用財産ノ用途ノ変更ニ関スルコト
4 公用ニ供スヘキ土地ノ所得ニ関スルコト
5 国有財産ノ整理ニ関スルコト
6 国有財産管理ノ統一ニ関スルコト
7 雑種財産ノ管理及処分ニ関スルコト
8 雑種財産ニ関スル事務ノ管理監督ニ関スルコト
9 雑種財産ノ台帳及総括簿ニ関スルコト
10 雑種財産ノ現在額、報告書及増減報告ニ関スルコト

工務部

工務課

1 工事ノ計画ニ関スルコト
2 設計ノ基礎トナルヘキ事項及工費ノ調査ニ関スルコト
3 工事及工事用材料ノ規格統一ニ関スルコト
4 工法及工事用材料ノ調査、研究ニ関スルコト
5 建築工事ノ計画、製図及強度計算ニ関スルコト
6 建築工事ノ仕様作成ニ関スルコト
7 建築工事ノ積算ニ関スルコト
8 機械、電気又ハ土木工事ノ計画、製図、仕様及工費計算ニ関スルコト
9 機械、電気又ハ土木工事ノ実施、督役及監督ニ関スルコト
10 機械、電気又ハ土木工事ノ変更調査ニ関スルコト
11 請負人提出ニ係ル機械、電気又ハ土木工事ノ内訳書調査ニ関スルコト
12 建築敷地其ノ他ノ測量ニ関スルコト
13 工務部主管ニシテ他課ニ属セサル事項ニ関スルコト

監督課

1 建築工事ノ実施、督役及監督ニ関スルコト
2 竣功報告書ノ調製ニ関スルコト
3 建築工事ノ変更調査ニ関スルコト
4 請負人提出ニ係ル建築工事ノ内訳書調査ニ関スルコト
5 建造物引継資料ノ調製ニ関スルコト

昭和一二年三月六日

工務部

第一技術課

1 設計ノ連絡統一及工事用材料ノ規格ニ関スルコト
2 工法及工事用材料等ノ調査研究ニ関スルコト
3 工費ノ調査ニ関スルコト
4 工事ノ積算ニ関スルコト
5 請負人提出ニ係ル工事ノ内訳書調査ニ関スルコト
6 出張所具申ニ係ル設計ノ調査ニ関スルコト

7　土木工事及造園ニ関スルコト
8　模型作製ニ関スルコト
9　工務部主管ニシテ他課ニ属セサル事項ニ関スルコト

第二技術課

1　内務省、大蔵省及文部省所管トナルヘキ建造物ノ建築工事ノ設計ニ関スルコト
2　前号ニ掲クル工事ノ実施、督役及監督ニ関スルコト
3　第一号ニ掲クル工事ノ変更調査ニ関スルコト
4　第一号ニ掲クル工事ノ竣功報告書調製ニ関スルコト
5　第一号ニ掲クル建造物、引継資料ノ調製ニ関スルコト

第三技術課

1　前条第一号ニ掲クル以外ノ各省所管トナルヘキ建造物ノ建築工事ノ設計ニ関スルコト
2　前号ニ掲クル工事ノ実施、督役及監督ニ関スルコト
3　第一号ニ掲クル工事ノ変更調査ニ関スルコト
4　第一号ニ掲クル工事ノ竣功報告書調製ニ関スルコト
5　第一号ニ掲クル建造物引継資料ノ調製ニ関スルコト

昭和一三年一一月一日

第二技術課

10　内務省、大蔵省、文部省及厚生省所管トナルヘキ建造物ノ建築工事ノ設計ニ関スルコト

昭和一六年二月二五日

第二技術課

1　内務省、大蔵省、文部省及厚生省所管トナルヘキ建造物ノ建築工事（機械、衛生及電気設備ニ関スル工事ヲ除ク）ノ設計ニ関スルコト

第三技術課

1　前条第一号ニ掲クル以外ノ各省所管トナルヘキ建造物ノ建築工事（機械、衛生及電気設備ニ関スル工事ヲ除ク）ノ設計ニ関スルコト

第四技術課〔新設〕

1　各省所管トナルヘキ建造物ノ機械、衛生及電気設備工事ノ設計ニ関スルコト
2　前号ニ掲クル工事ノ実施、督役及監督ニ関スルコト
3　第一号ニ掲クル工事ノ変更調査ニ関スルコト
4　第一号ニ掲クル工事ノ竣功報告書調製ニ関スルコト
5　第一号ニ掲クル設備引継資料ノ調製ニ関スルコト

〔昭和一七年一一月営繕管材局ハ内局へ移管〕

二　官制および分課規程

(二)　大蔵省以外の財政・金融行政関係諸官衙

(1)　会計検査院法

〔条文は大正十四年改正後のものを採録した〕

明治二二年五月一〇日
法律　第一五号

第一章　組織

第一条　会計検査院ハ天皇ニ直隷シ国務大臣ニ対シ特立ノ地位ヲ有ス

第二条　会計検査院ハ院長一員部長三員検査官十二員ヲ置キ之ヲ会計検査官トシ別ニ書記官専任一員副検査官専任十八員及書記ヲ置ク

第三条　院長ハ親任、部長ハ勅任、検査官ハ勅任又ハ奏任、書記官及副検査官ハ奏任、書記ハ判任トス

勅任検査官及書記ノ定員ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条　院長ハ院務ヲ総理シ部長ハ部務ヲ掌理ス

院長事故アルトキハ上席ノ部長ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第五条　会計検査院ニ三部ヲ設ケ各部部長一員検査官四員ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス

第六条　会計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

会計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官転官又ハ休職ヲ命セラルルコトナシ

会計検査官ニ関スル懲戒ノ条規ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第七条　父子兄弟ハ同時ニ会計検査官トナルコトヲ得ス

第八条　会計検査官ハ他ノ官職ヲ兼ネ及帝国議会又ハ地方議会ノ議員ナルコトヲ得ス

第九条　会計検査院ノ議事ハ総会議又ハ部会議ヲ以テ決ス総会議ハ院長ヲ以テ議長トシ部会議ハ部長ヲ以テ議長トス

議事ハ多数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十条　左ノ場合ニ於テハ総会議ヲ以テ議決ス

一　第十五条ニ依リ上奏ヲ為シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ

二　第十四条ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ

三　第十七条ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ

四　検査事務ノ規程計算証明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ

五　其ノ他院長ニ於テ総会議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ

第十一条　計算検査ノ判決ハ凡テ会議ニ於テス其ノ総会議ニ於テスルト部会議ニ於テスルトハ会計検査院長ノ定ムル所ニ依ル

第二章　職　権

第十二条　会計検査院ハ官金ノ収支官有物及国債ニ関ル計算ヲ検査確定シ会計ヲ監督ス

第十三条　会計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ

一　総決算

二　各官庁及官立諸営造ノ収支及官有物ニ関ル決算

三　日本銀行ノ政府ノ為取扱フ現金及有価証券ノ出納ニ関ル決算

四　政府ヨリ補助金又ハ特約保証ヲ与フル団体及公立私立諸営造ノ収支ニ関ル決算

五　法律勅令ニ依リ特ニ会計検査院ノ検査ニ属セラレタル決算

第十四条　会計検査院ハ憲法第七十二条ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ事項ニ付報告書ヲ作ルヘシ

一　総決算及各省決算報告書ノ金額ト日本銀行ノ提出シタル計算書ノ金額ト符号スルヤ否ヤ

二　歳入ノ賦課徴収歳出ノ使用官有物ノ得有沽売譲与及利用ハ各々其ノ予算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ

三　予算超過又ハ予算外ノ支出ニシテ議会ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ

第十五条　会計検査院ハ各年度ノ会計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得

第十六条　会計検査院ハ各官庁中一部ニ属スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ庁ニ委託スルコトヲ得但シ其ノ検査ノ成績ハ該庁ヲシテ之ヲ会計検査院ニ報告セシムヘシ

前項ノ委託ニ拘ラス会計検査院ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官庁ヲシテ計算書ヲ送付セシメ之カ検査ヲ行フコトアルヘシ

第十三条第四号ノ団体及公立私立諸営造ノ決算ニ就テモ亦本条ヲ適用スルコトヲ得

第十七条　現金物品ノ出納及簿記上ニ関ル各省ノ命令ニ付会計検査院ハ其ノ発布ノ前通知ヲ受ケ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得

会計検査院ハ収入及支出ニ関ル規則ヲ定メ及規定ノ規則ヲ改正スル各省ノ命令ニ付其ノ発布ノ前通知ヲ受ク

第十八条　会計検査院ハ計算書及計算証明ノ様式並ニ其ノ提出及推問ニ対スル答弁ノ期限ヲ定ム

第十九条　会計検査院ハ各官庁ヲシテ検査上必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ弁明書ヲ求ムルコトヲ得

会計検査院長ハ検査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ実地検査ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ予メ本属長官

ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立会ヲ為サシムルコトヲ得

前二項ハ会計検査院ノ検査ヲ受クル各官庁以外ノモノニ付之ヲ準用ス

第二十条　会計検査院ハ出納官吏ノ計算書及証憑書類ヲ検査シ正当ナリト判決シタルトキハ該官ニ対シ認可状ヲ付シ其ノ責任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ弁明又ハ正誤ヲ為サシメ仍正当ナラスト判決シタルトキハ本属長官ニ移牒シテ処分ヲ為サシム

第二十条ノ二　会計検査院ハ日本銀行ノ計算ヲ検査シ正当ナリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ通知スヘシ正当ナラスト決定シタルトキハ大蔵大臣ニ移牒シテ相当ノ処置ヲ要求スルコトヲ得

第二十一条　会計検査院ノ判決ニ拠リ弁償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本属長官之ヲ減免スルコトヲ得ス

第二十二条　出納官吏計算書及証憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守ラサルトキハ会計検査院ハ本属長官ニ移牒シテ懲戒処分ヲ要求スルコトヲ得

第二十三条　政府ノ機密費ニ関ル計算ハ会計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス

第二十四条　会計検査院ハ認可状ヲ付スルノ後ト雖其ノ付シタル日ヨリ五箇年以内ニ於テハ出納官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計算書ノ誤謬脱漏二重記載アルコトヲ発見シタルトキハ再審ヲ為スコトヲ得但シ詐偽ノ証憑ヲ発見シタルトキハ五箇年後ト雖再審ヲ為スコトヲ得

出納官吏ハ会計検査院再審ノ判決ニ対シテ再ヒ審判ヲ請求スルコルヲ得ス

第三章　附　則

第二十五条　会計検査院ノ事務掌程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和二年三月三一日
法律　第二六号

第二条　副検査官　専任二十員

附　則

本法ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年三月二八日
法律　第二二号

第二条　書記官　専任二員

附　則

本法ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年三月二七日
法律　第一九号

第二条　副検査官　専任二十員
理事官　〃　四員

第三条　院長ハ親任、部長ハ勅任、検査官ハ勅任又ハ奏任、書記官、副検査官及理事官ハ奏任、書記ハ判任トス

附　則

本法ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一二年三月三一日
法律　第二八号

第二条　部長　四員
検査官　十四員
副検査官　専任二十四員

第五条　会計検査院ニ四部ヲ設ケ各部部長一員検査官三員又ハ四員ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス

附　則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一五年三月二七日
法律　第二〇号

第二条　検査官　専任十六員
副検査官　〃　二十八員

第五条　会計検査院ニ四部ヲ設ケ各部部長一員検査官三員乃至五員ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス

附　則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一八年三月二〇日
法律　第八八号

第二条　会計検査院ニ院長一人、部長三人及検査官十四人ヲ置キ之ヲ会計検査官トシ別ニ書記官、副検査官、理事官及書記ヲ置ク

会計検査官ハ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタル場合其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定員外ト為スコトヲ得

第三条　院長ハ親任、部長ハ勅任、検査官ハ勅任又ハ奏任、書記官、副検査官及理事官ハ奏任、書記ハ判任トス但シ書記ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ奏任ト為スコトヲ得

勅任検査官、書記官、副検査官、理事官及書記ノ定員ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条　会計検査院ニ三部ヲ設ケ各部部長一人及検査官四人又ハ五人ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依ル定員変更ノ結果過員ヲ生ジタル検査官ニ付テハ其ノ過員ニ係ル員数ヲ限リ当分ノ内之ヲ定員外トス此ノ場合ニ於テハ各部検査官ノ員数ハ第五条ノ改正規定ニ拘ラズ之ヲ四人乃至六人ト為スコトヲ得

(2) 会計検査院事務章程

〔条文は大正十四年改正後のものを採録した〕

明治三二年一二月二五日
勅令　第四五七号

第一条　会計検査院ニ第一部、第二部及第三部ヲ設ケ各部ニ課ヲ置キ検査ノ事務ヲ分掌セシム

第二条　会計検査院ハ院長官房ヲ置ク

第三条　会計検査院ノ会議ハ会計検査官ヲ以テ組織ス

総会議ハ院長之ヲ開キ部会議ハ部長之ヲ開ク

第四条　総会議ハ会計検査官現員ノ三分ノ二以上部会議ハ其ノ部ノ会計検査官現員ノ半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ為スコトヲ得ス

出席会計検査官前項ノ数ニ満タサルトキハ総会議ニ於テハ三名部会議ニ於テハ一名ヲ限リ副検査官ヲ以テ補充スルコトヲ得

第五条　総会議及部会議ハ会計検査官、委員又ハ副検査官ノ提出シタル文書ヲ以テ議案トス

第六条　会計検査官総会議又ハ部会議ノ議決ヲ要スル事件ニ付議案ヲ提出セムトスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ総会議ノ議決ヲ要スルモノハ院長ニ部会議ノ議決ヲ要スルモノハ部長ニ之ヲ提出スヘシ

委員ヲ設ケタル場合ニ於テ其ノ委員ヨリ提出スル議案ニ付テ亦同シ

第七条　会計検査官ハ父子兄弟ノ提出シタル計算書ヲ検査シ又ハ其ノ検定若ハ判決ニ与ルコトヲ得ス

第八条　院長ハ所部ノ議員ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内閣総理大臣ヲ経テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ自ラ之ヲ行フ

第九条　院長ハ内閣総理大臣ヲ経テ所部職員ノ敍位敍勲ヲ上奏シ又ハ増俸賞与ヲ行フ

第十条　院長ハ会計検査院全般ニ関スル事務又ハ臨時ノ事務ヲ処理セシムル為会計検査院高等官中ヨリ委員ヲ設クルコトヲ得

第十一条　左ノ事項ハ院長ノ職権ニ属ス

一　各部ノ分課ヲ定ムルコト
二　各部課主管ノ事務及職員ノ配置ヲ定ムルコト
三　各部ヨリ提出スル文書ニシテ総会議又ハ部会議ノ議決ヲ要セサルモノヲ処分スルコト
四　副検査官ニ総会議出席ヲ命スルコト
五　所部ノ職員ニ出張ヲ命スルコト
六　議事ニ関シ細則ヲ定ムルコト
七　部会議ノ議決スヘキ事項ヲ定ムルコト
八　行務監督規程及其ノ他ノ行政事務ニ関スル諸規程ヲ定ムルコト

第十二条　院長ハ各部ヨリ提出スル文書ニ付主任部長及検査官ノ同意ヲ得テ其ノ主意ヲ変更スルコトヲ得若其ノ同意ヲ得サルトキハ之ヲ総会議ニ付スヘシ

総会議又ハ部会議ノ議決ヲ経タル文書ト雖其ノ主意ヲ変更セサル限リ院長ハ文章ノ訂正ヲ為スコトヲ得

第十三条　院長ハ総会議ノ議決ヲ不当ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止シ議決ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ再議ニ付スヘシ

再議ノ議決ニ対シテハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス

院長ハ部会議ノ議決ヲ不当ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止シ其ノ議決書ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ総会議ニ付スヘシ

第十四条　院長ハ各部ヨリ提出スル文書ニシテ総会議又ハ部会議ノ議決ヲ要セサルモノニ付再調査ヲ為サシムルコトヲ得

第十五条　左ノ事項ハ部長ノ職権ニ属ス

一　其ノ名ヲ以テ審理書ヲ発スルコト

二　副検査官ニ部会議出席ヲ命スルコト

三　部員ヲシテ其ノ部主管ノ事務ニ付一時相互ニ幇助セシムルコト

四　部員ノ行務ヲ監督シ院長ニ報告スルコト

第十六条　部長ハ各課ヨリ提出スル文書ヲ審査シ其ノ総会議若ハ部会議ノ議決ヲ要セサルモノ又ハ院長ニ提出ヲ要セサルモノハ直ニ之ヲ処分スヘシ

其ノ部会議ニ付シタルモノハ総テ之ヲ院長ニ提出スヘシ

第十七条　部長ハ各課ヨリ提出スル文書ニ付主任検査官ノ同意ヲ得テ其ノ主意ヲ変更スルコトヲ得若其ノ同意ヲ得サルトキハ之ヲ部会議ニ付シ又ハ之ヲ総会議ニ提出スヘシ

部会議ノ議決ヲ経タル文書ト雖其ノ主意ヲ変更セサル限リ部長ハ文章ヲ訂正スルコトヲ得

第十八条　部長ハ部会議ノ議決ヲ不当ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止シ議決ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ総会議ニ提出スヘシ

第十九条　部長ハ各課ヨリ提出スル文書ニシテ総会議又ハ部会議ノ議決ヲ要セサルモノニ付再調査ヲ為サシムルコトヲ得

第二十条　検査官ハ各課ノ長トナリ課務ヲ掌理ス

第二十一条　検査官ハ検査ノ執行ニ因リ検定、判決、審理等ニ関スル文書ヲ調整シ之ヲ部長ニ提出ス

第二十二条　副検査官ハ各課ニ分属シ課長ヲ助ケ又ハ院長官房若ハ各部ニ分属シ審議立案ヲ掌ル

第二十三条　副検査官ハ検査ノ事項ニ関シ意見アル場合ニ於テ総会議又ハ部会議ニ議案ヲ提出セムトスルトキハ院長又ハ当該部長ノ承認ヲ経ヘシ

第二十四条　書記官ハ院長官房ニ属シ庶務ヲ掌ル

第二十五条　書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ検査ノ事務又ハ庶務ニ従事ス

第二十六条　会計検査院ハ行務年度ヲ定メ検査ノ事務ヲ執行ス

第二十七条　会計検査院ハ検査ノ事項ニ付当該官吏ニ対シテハ審理書ヲ発シ国務大臣ニ対シテハ質問書又ハ注意書ヲ発スルコトヲ得

第二十八条　会計検査院ハ出納官吏ノ計算正当ナリト判決シタルトキハ本属長官ヲ経由シテ認可状ヲ交付シ正当ナラスト判決シタルトキハ本属長官ニ対シ処分要求書ヲ発スヘシ

会計検査院ハ出納官吏其ノ負担スヘキ欠損金ノ弁償ヲ終ヘタルトキハ本属長官ヲ経由シテ認可状ヲ交付スヘシ

第二十九条　会計検査院ハ国ノ代表者ニ於テ出納官吏ニ対スル公訴附帯ノ私訴ヲ提起シタル事項ニ関シテハ之ニ対スル通常又ハ特別裁判所ノ判決執行ノ結果ニ依リ其ノ検査判決ヲ行フヘシ

第三十条　会計検査院ハ第二十八条ノ処分要求書ニ対スル本属長官ノ処分ヲ以テ適当ナラスト認ムルトキハ其ノ事由ヲ検査成績書ニ載セテ上奏スヘシ

第三十一条　会計検査院ハ出納官吏ニ対シ再審ヲ行フ場合ニ於テハ前ニ核件ノ検査ヲ担当セサリシ他ノ部ニ移シテ審査セシムヘシ

第三十二条　会計検査院ハ出納官吏ノ請求ニ因リ再審ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ本属長官ニ通知スヘシ

会計検査院ハ職権ヲ以テ再審ヲ行フ場合ニ於テハ本属長官ヲ経由シテ其ノ旨ヲ当該出納官吏ニ通知スヘシ

第三十三条　会計検査院ハ左ノ場合ニ於テ本属長官ヲシテ直ニ報告ヲ為サシムルコトヲ得

一　出納官吏其ノ保管スル現金ヲ亡失シタルトキ

二　各省大臣出納官吏ニ対シ弁償ヲ命シタルトキ

三　出納官吏ニ対スル公訴ニ附帯シテ国ノ代表者私訴ヲ提起シタルトキ

第三十三条ノ二　会計検査院ハ必要ニ応シ技術顧問員ヲ置クコトヲ得

技術顧問員ハ院長之ヲ嘱託ス院長ノ命ニ依リ技術ニ関スル

事項ヲ調査シ意見ヲ開陳ス

第三十四条　会計検査院ハ各地方官庁ヲシテ其ノ地ノ物価ヲ定期又ハ臨時ニ報告セシムルコトヲ得

第三十五条　会計検査院ハ必要アルトキハ検査事項ニ関スル資料ノ調査ヲ関係官庁ニ嘱託スルコトヲ得

昭和九年三月二七日
勅令　第三六号

第十一条　左ノ事項ハ院長ノ職権ニ属ス

四　副検査官及理事官ニ総会議出席ヲ命スルコト

第十五条　左ノ事項ハ部長ノ職権ニ属ス

二　副検査官及理事官ニ部会議出席ヲ命スルコト

第二十四条ノ二　理事官ハ院長官房又ハ各課ニ分属シ上官ノ命ヲ承ケ検査ノ事務又ハ庶務ヲ掌ル

附　則

本令ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一二年四月二六日
勅令　第一四九号

第一条　会計検査院ニ第一部、第二部、第三部及第四部ヲ設ケ各部ニ課ヲ置キ検査ノ事務ヲ分掌セシム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一八年三月二〇日
勅令　第一四一号

第一条　会計検査院ニ第一部、第二部及第三部ヲ設ケ各部ニ課ヲ置キ検査ノ事務ヲ分掌セシム

第二十条　検査官ハ各課ノ長トナリ課務ヲ掌理ス

定員外ニ係ル検査官アルトキハ定員外ニ係ル員数ノ検査官ハ前項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ各部ニ分属セシメ院長ノ指定スル事務ヲ掌ラシム

(3) 企画院官制

昭和一二年一〇月二三日
勅令　第六〇五号

第一条　企画院ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

一　平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣総理大臣ニ上申スルコト

二　各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣総理大臣ヲ経テ内閣ニ上申スルコト

三　平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関スル重要事項ノ予算ノ統制ニ関シ意見ヲ具ヘテ内閣総理大臣ヲ経テ内閣ニ上申スルコト

四　国家総動員計画ノ設定及遂行ニ関スル各庁事務ノ調整統一ヲ図ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ必要アルトキハ企画院ハ関係各庁ニ対シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二条　企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

総裁		親任
次長	一人	勅任
部長	六人	勅任
秘書官	専任　一人	奏任
書記官	専任十七人	奏任
調査官	専任十四人	奏任
事務官	専任　六人	奏任
理事官	専任　二人	奏任
技師	専任　四人	奏任
属	専任五十七人	判任
技手	専任　七人	判任

前項ノ職員ノ外内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第三条　企画院ニ総裁官房及六部ヲ置ク

総裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

第四条　企画院ニ参与ヲ置キ院務ニ参与セシム

参与ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五条　企画院ニ特別ノ事項ヲ調査セシムル為委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ハ当該特別ノ事項ニ関スル調査終了シタルトキハ退任ス

第六条　総裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ専行ス

第七条　次長ハ総裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第八条　部長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九条　秘書官ハ総裁ノ命ヲ承ケ機密ニ関スル事務ヲ掌ル

第十条　書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一条　調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十二条　事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十三条　理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四条　技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五条　属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十六条　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企画庁官制及資源局官制ハ之ヲ廃止ス

五二二

昭和一四年四月二七日
勅令　第二七〇号

第二条　企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

技手　専任　六人　判任

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一五年九月二八日
勅令　第六四五号

第二条　企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

調査官　専任　十七人　奏任
属　専任　六十三人　判任
技手　専任　五人　判任

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一六年二月四日
勅令　第一一八号

第一条　企画院ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

五　国土計画ノ設定ニ関スルコト及国土計画上ノ必要ニ依ル各庁事務ノ統制ニ関スルコト

第二条　企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

総裁			親任
次長		一人	勅任
部長		六人	勅任
秘書官	専任	一人	奏任
書記官	専任十九人		奏任
調査官	専任二十三人		奏任　内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得
事務官	専任	九人	奏任
理事官	専任	二人	奏任
技師	専任	四人	奏任
属	専任七十三人		判任
技手	専任	九人	判任

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一六年四月三〇日
勅令　第五二五号

第二条　企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

書記官	専任	十八人	奏任
調査官	専任	二十二人	奏任　内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得
属	専任	七十二人	判任

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一六年六月三日
勅令　第六五六号

第二条　企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

書記官	専任	十九人	奏任
調査官	専任	二十四人	奏任　内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得
事務官	専任	十人	奏任
技師	専任	五人	奏任
属	専任	七十八人	判任
技手	専任	十一人	判任

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一六年一二月一五日
勅令 第一一一〇号

第二条 企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

調査官	専任	二十九人	奏任	内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得
事務官	専任	十一人	奏任	
属	専任	八十五人	判任	

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一七年一月二三日
勅令 第二七号

第一条 企画院ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

六 前各号ノ事務ニ伴フ行政ノ綜合的考査及各庁行政考査ノ調整統一ニ関スルコト

五二四

昭和一七年一一月一日
勅令 第七三四号

第二条 企画院ニ左ノ職員ヲ置ク

部長		五人	勅任
事務官	専任	三人	奏任
技師	専任	四人	奏任
属	専任	七十人	判任
技手	専任	四人	判任

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一八年一一月一日
勅令 第八二四号

企画院官制ハ之ヲ廃止ス

(4) 企画院事務分掌規程

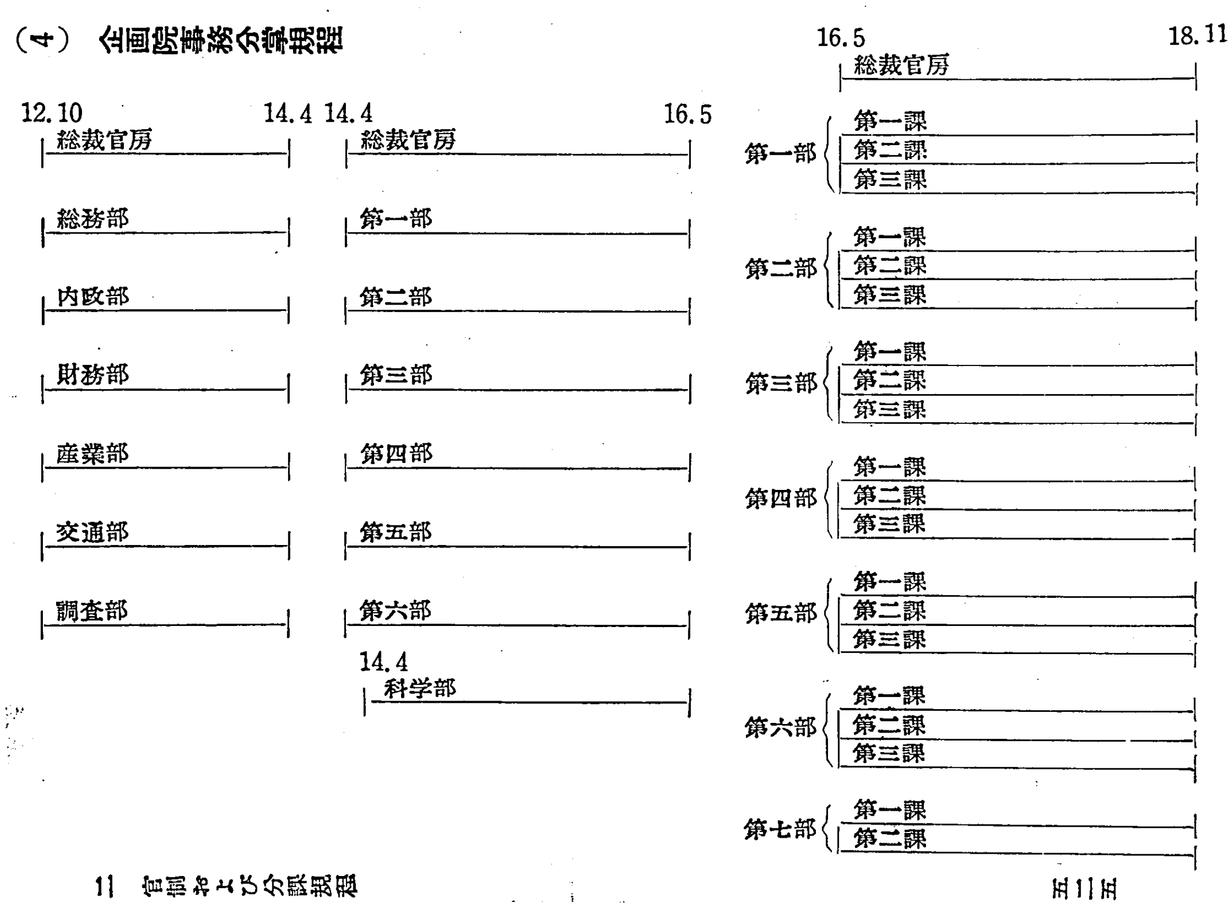

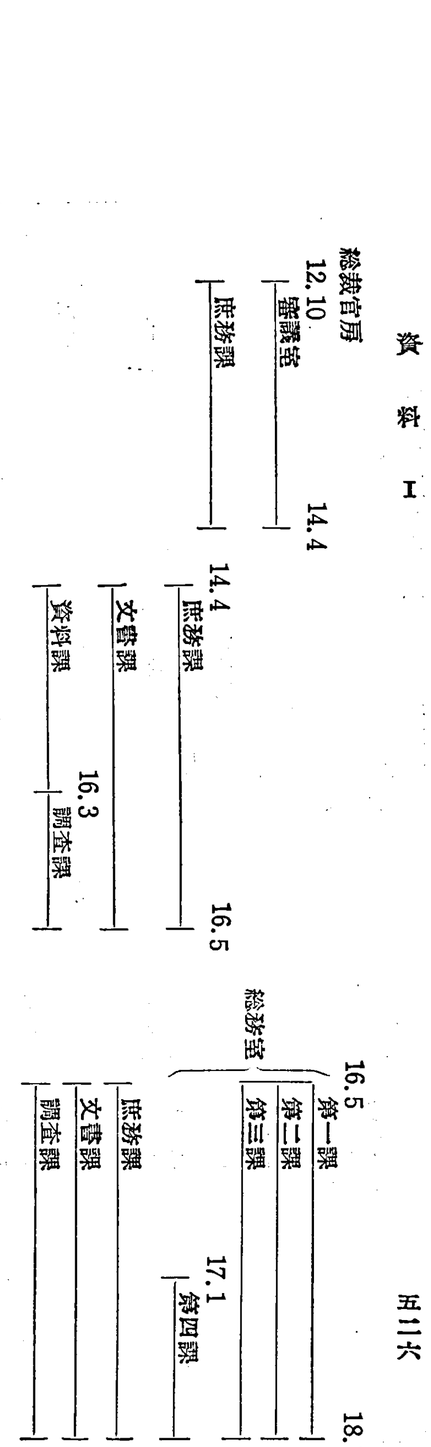

昭和一二年一〇月二五日

一　総裁官房

審議室　審議室ニ於テハ特ニ総裁ヨリ命ゼラレタル案件ヲ審議ス

審議室ノ審議ハ次長、各部長及総裁ノ命ジタル職員之ヲ行フ

庶務課

1　人事ニ関スル事項

2　官印ノ管守ニ関スル事項

3　文書ノ接受及発送ニ関スル事項

4　会計ニ関スル事項

5　其ノ他ノ庶務

二　総務部

1　平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関スル案件ノ起案及審査ニ関スル総轄事務

2　平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関スル重要事項ノ予算ノ統制ニ関スル総轄事務

3　国家総動員計画ノ設定及遂行ニ関スル各庁事務ノ調整統一ニ関スル総轄事務

4　制度法令ニ関スル事項

5　軍機文書ノ保管ニ関スル事項

6　他部ノ主掌ニ属セザル事項

三　内政部

1　文教ニ関スル事項

2　精神動員ニ関スル事項

3　労務ニ関スル事項

4　社会事業及国民保健ニ関スル事項

5　警備及防空ニ関スル事項

四　財務部

1　財政ニ関スル事項

2　金融ニ関スル事項

3　貿易ニ関スル事項

五　産業部

1　農、林、水産及畜産業ニ関スル事項

2　商、工及鉱業ニ関スル事項

3　科学研究ニ関スル事項

六　交通部

1　陸運、水運及空運ニ関スル事項

2　道路、港湾、河川及航空路ニ関スル事項

3　通信、気象及電気ニ関スル事項

七　調査部

1　資源調査法ノ施行其ノ他各部ノ調査ノ連絡統一ニ関スル事項

2　外国事情調査其ノ他一般調査

3　資料ノ蒐集、整備及保存ニ関スル事項

昭和一四年四月一日
〔全改正〕

一　総裁官房

庶務課

1　機密ニ関スル事項

2　人事ニ関スル事項

3　総裁及次長ノ官印及院印ノ管守ニ関スル事項

4　会計ニ関スル事項

5　庁中取締ニ関スル事項

文書課

資料 I

1 文書ノ接受、配付、発送、編纂及保存ニ関スル事項
2 文書ノ審査及進達ニ関スル事項
3 官報掲載ニ関スル事項
4 他部課ノ主管ニ属セザル事項

資料課

1 図書ノ保存及刊行ニ関スル事項
2 資料ノ蒐集、整備、編纂及保存ニ関スル事項
3 統計及資料ノ作成ニ関スル事項
4 資源調査ニ関スル事項

二 第一部

1 平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関スル基本方策ニ関スル事項
2 他部ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外前号ノ基本方策遂行ニ関スル事項
3 平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関スル重要事項ノ予算ノ統制ニ関スル事項
4 外国事情調査ニ関スル事項
5 東亜研究所ニ関スル事項

三 第二部

1 国家総動員計画綱領其ノ他国家総動員ニ関スル一般方策ニ関スル事項
2 他部ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外国家総動員諸計画ニ関スル事項
3 軍機文書ノ保管ニ関スル事項

四 第三部

1 労務動員計画ニ関スル事項
2 国民動員計画ニ関スル事項

五 第四部

1 物資動員計画ニ関スル事項
2 生産力拡充計画ニ関スル事項

六 第五部

1 資金動員計画ニ関スル事項
2 貿易其他国際収支調整計画ニ関スル事項
3 価格統制ニ関スル事項

七 第六部

1 交通動員計画ニ関スル事項
2 交通施設整備計画ニ関スル事項

昭和一四年四月二八日

八 科学部〔新設〕

1 科学動員ニ関スル事項
2 科学研究ニ関スル事項

昭和一五年九月一二日

三 第二部 3号削除

昭和一五年一二月二六日

七 第六部

3 資源ノ回収ニ関スル事項

昭和一六二月二六日

四 第三部

3 転業対策ニ関スル事項

昭和一六年三月六日

一 総裁官房

調査課〔新設〕

1 図書ノ保存及刊行ニ関スル事項
2 資料ノ蒐集、整備、編纂及保存ニ関スル事項
3 統計及資料ノ作成ニ関スル事項
4 資源調査ニ関スル事項
5 外国事情調査ニ関スル事項

資料課 廃止

二 第一部

4 国土計画ニ関スル事項

昭和一六年五月一日〔全改正〕

一 総裁官房

総務室

1 綜合国力ノ拡充運用ニ関スル政策及計画ノ企画ニ関スル綜合的事項

2 綜合国力ノ拡充運用ニ関スル政策及計画ノ遂行ノ考査ニ関スル綜合的事項
3 綜合国力ノ拡充運用ニ関スル東亜経済建設ニ関スル綜合的事項

総務室ノ事務ハ次長之ヲ統裁ス

総務室ニ室付ヲ置ク重要室務ニ付次長ヲ補佐ス

総務室ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1 綜合国力ノ拡充運用ニ関スル政策及計画ノ企画ニ関スル綜合的事項
2 綜合国力ノ拡充運用ニ関スル政策及計画ノ遂行ノ考査ニ関スル綜合的事項
3 室内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
4 室内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課ニ於テハ綜合国力ノ拡充運用ニ関スル日満支経済ニ関スル綜合的事務ヲ掌ル

第三課ニ於テハ綜合国力ノ拡充運用ニ関スル対南方経済ニ関スル綜合的事務ヲ掌ル

庶務課

1 機密ニ関スル事項
2 人事ニ関スル事項
3 総裁及次長ノ官印及院印ノ管守ニ関スル事項
4 会計ニ関スル事項
5 庁中取締ニ関スル事項
6 職員ノ福利ニ関スル事項

文書課

1 文書ノ接受、配付、発送、編纂及保存ニ関スル事項
2 文書ノ審査及進達ニ関スル事項
3 各部課室事務ノ連絡調整ニ関スル事項
4 官報掲載及情報ニ関スル事項
5 他部課室ノ主管ニ属セザル事項

調査課

1 資源調査ニ関スル事項
2 外国事情調査ニ関スル事項
3 統計及資料ノ作成ニ関スル事項

4 資料ノ蒐集、整備、編纂及保存ニ関スル事項
5 図書ノ保存及刊行ニ関スル事項
6 東亜研究所ニ関スル事項

二 第一部

1 重要法案ノ大綱ノ審査ニ関スル事項
2 重要事項ノ予算ノ統制ニ関スル事項
3 国家総動員法ニ関スル事項
4 総動員警備計画ニ関スル事項
5 国土計画ニ関スル事項
6 前各号ニ掲グルモノノ外制度、司法、警察及土地ニ関スル事項

第一部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1 重要法案ノ大綱ノ審査ニ関スル事項
2 重要事項ノ予算ノ統制ニ関スル事項
3 国家総動員法ニ関スル事項
4 前各号ニ掲グルモノノ外制度及司法ニ関スル事項

二 官制および分課規程

5 部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
6 部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課

1 国土計画ノ運用其ノ他他課ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外国土計画ニ関スル事項
2 総動員警備計画ニ関スル事項
3 前各号ニ掲グルモノノ外警察及土地ニ関スル事項

第三課ニ於テハ国土計画ノ設定ニ関スル事務ヲ掌ル

三 第二部

1 生産力拡充計画ニ関スル事項
2 前号ニ掲グルモノノ外物資ノ生産ニ関スル事項

第二部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク

第一課

1 生産力拡充計画ノ綜合ニ関スル事項
2 部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
3 部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課

1 金属及非金属鉱物ノ生産ニ関スル事項
2 機械ノ生産ニ関スル事項

第三課

1 石炭、石油其ノ他燃料ノ生産ニ関スル事項
2 化学工業品ノ生産ニ関スル事項

第四課

1 農林畜水産物ノ生産ニ関スル事項
2 軽工業品ノ生産ニ関スル事項

四 第三部

1 人口政策ニ関スル事項
2 人員動員計画ニ関スル事項
3 職業再編成ニ関スル事項
4 前各号ニ掲グルモノノ外文教及厚生ニ関スル事項

第三部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1 人口政策ニ関スル事項
2 教育ニ関スル事項
3 前各号ニ掲グルモノノ外文教及厚生ニ関スル事項

第二課

1 物資動員計画ニ関スル事項
2 生活必需物資動員計画ニ関スル事項
3 資源回収ニ関スル事項
4 前各号ニ掲グルモノノ外物資ノ需給調整ニ関スル事項

第四部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1 物資動員計画ノ綜合ニ関スル事項
2 部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
3 部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課

1 金属、非金属鉱物、燃料、化学成品、薬品類及機械ノ需給調整ニ関スル事項
2 資源回収ニ関スル事項

第三課

1 生活必需物資動員計画ニ関スル事項
2 食料品、繊維品、肥料、飼料其ノ他他課ノ主管ニ属セザル物資ノ需給調整ニ関スル事項

六 第五部

1 資金動員計画ニ関スル事項
2 貿易計画其ノ他国際収支調整計画ニ関スル事項
3 価格ニ関スル事項
4 前各号ニ掲グルモノノ外財政、金融、貿易其ノ他他部ノ主管ニ属セザル経済ニ関スル事項

第五部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1 資金動員計画ニ関スル事項
2 前号ニ掲グルモノノ外財政金融ニ関スル事項
3 部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
4 部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課

1 貿易計画其ノ他国際収支調整計画ニ関スル事項
2 貿易振興ニ関スル事項
3 前各号ニ掲グルモノノ物外資ノ輸出入其ノ他国際収支ニ関スル事項

第三課ニ於テハ価格ニ関スル事務ヲ掌ル

七 第六部

1 交通及電力ノ動員計画ニ関スル事項
2 交通及電力ノ施設整備拡充計画ニ関スル事項
3 前各号ニ掲グルモノノ外交通、電力及気象ニ関スル事項

第六部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1 交通動員計画及交通施設整備拡充計画ノ綜合ニ関スル事項
2 電力動員計画、電力施設整備拡充計画其ノ他電力ニ関スル事項

3　空運、通信及気象ニ関スル事項
4　部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
5　部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課
1　水運ニ関スル事項
2　港湾ニ関スル事項
3　水路ニ関スル事項

第三課
1　陸運ニ関スル事項
2　道路ニ関スル事項

八　第七部　　昭和一六年九月一三日

1　科学動員ニ関スル事項
2　科学研究ニ関スル事項

第七部ニ第一課及第二課ヲ置ク

第一課
1　科学動員計画ニ関スル事項
2　技術ノ統制ニ関スル事項
3　科学動員協会ニ関スル事項
4　部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
5　部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課
1　研究ノ統制ニ関スル事項
2　研究機関ノ整備ニ関スル事項
3　研究員ノ配当ニ関スル事項
4　研究用資材ノ配給ニ関スル事項

特別ノ必要アルトキハ部ニ部付ヲ置クコトヲ得

部付ハ重要部務ニ付部長ヲ補佐ス

二　第一部　　昭和一六年九月一三日

第一部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課
1　重要法案ノ大綱ノ審査ニ関スル事項
2　重要事項ノ予算ノ統制ニ関スル事項
3　総動員警備計画ニ関スル事項
4　前各号ニ掲グルモノノ外制度、司法及警察ニ関スル事項
5　部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
6　部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課
1　国土計画ノ運用其ノ他他課ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外国土計画ニ関スル事項
2　総動員警備計画ニ関スル事項
3　前各号ニ掲グルモノノ外警察及土地ニ関スル事項

第三課
1　国土計画ニ関スル事項
2　前号ノ外土地ニ関スル事項

一　総裁官房　　昭和一七年一月二四日

総務室
2　行政ノ綜合的考査及各庁行政考査ノ調整統一ニ関スル綜合的事項

二　官制および分課規程

総務室ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク

第一課
1　綜合国力ノ拡充運用ニ関スル政策及計画ノ企画ニ関スル綜合的事項
2　室内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
3　室内他課ノ主管ニ属セサル事項

第四課ニ於テハ行政ノ綜合的考査及各庁行政考査ノ調整統一ニ関スル綜合的事務ヲ掌ル

四　第三部
1　人口政策ニ関スル事項
2　教育ニ関スル事項
3　人員動員計画ニ関スル事項
4　職業再編成ニ関スル事項
5　前各号ニ掲グルモノノ外文教及厚生ニ関スル事項

第三部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課
1　人口政策ニ関スル事項
2　前号ニ掲グルモノノ外厚生ニ関スル事項

3　部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
4　部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課

1　国民動員計画ニ関スル事項
2　教育ニ関スル事項
3　前号ノ外文教ニ関スル事項

昭和一七年四月一日

三　第二部　但シ第四部所掌ノ事務ヲ除ク

1　生産力拡充計画ニ関スル事項
2　物資動員計画ニ関スル事項
3　資源回収ニ関スル事項
4　前各号ニ掲グルモノノ外物資ノ生産竝ニ需給調整ニ関スル事項

第二部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1　生産力拡充計画及物資動員計画ノ綜合ニ関スル事項
2　資源回収ニ関スル事項
3　部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
4　部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課

1　金属及非金属鉱物ノ生産竝ニ需給調整ニ関スル事項
2　機械ノ生産竝ニ需給調整ニ関スル事項

第三課

1　石炭、石油其ノ他燃料ノ生産竝ニ需給調整ニ関スル事項
2　化学工業品ノ生産竝ニ需給調整ニ関スル事項

五　第四部

1　生活必需物資動員計画ニ関スル事項
2　生活必需品（食料、衣料、建築材料、医薬品等）ノ生産、集荷、運輸、貯蔵、配給及消費ニ関スル綜合的企画竝ニ之ガ実施ノ調整統一ニ関スル事項
3　食料品其ノ他農林畜水産物、繊維品、肥料、飼料、軽工業品、医薬品及衛生器材等ノ生産竝ニ需給調整ニ関スル事項
4　前各号ニ掲グル物品ノ価格ニ関スル事項
5　中小商工業者ニ関スル事項

第四部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課

1　生活必需物資動員計画ノ他ノ事項ノ綜合ニ関スル事項
2　中小商工業者ニ関スル事項
3　部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
4　部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課

1　食料品其ノ他ノ農林畜水産物ニ関スル事項
2　肥料及飼料ニ関スル事項

第三課

1　衣料其ノ他ノ繊維品、医薬品等ニ関スル事項
2　衛生器材及軽工業品ニ関スル事項

(5)　軍需省官制

昭和一八年一一月一日
勅令　第八二四号

第一条　軍需大臣ハ左ノ事務ヲ管理ス

一　国家総動員ノ基本ニ関スル事項
二　鉱工業一般ニ関スル事項
三　鉱産物及工業品（鉄道車輛、鉄道信号、保安装置、船舶、船舶用品、繊維工業品及主トシテ国民生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品ヲ除ク以下所管物資ト総称ス）ノ生産、配給及消費竝ニ価格ニ関スル事項
四　主要軍需品ノ原料及材料竝ニ特定軍需品ノ生産管理、発注及調弁ニ関スル事項
五　民間工場ノ利用及設備経営ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ニ関スル事項
六　所管物資又ハ電力ノ生産又ハ配給ヲ目的トスル企業（他ノ目的ノ企業ヲ兼営スル場合ニ於テハ当該部分ニ限

ル以下所管企業ト称ス）ニ於ケル勤労管理、賃金、資金調整（資金ノ調達ニ関スルモノヲ除ク）及経理統制（増配ニ関スルモノヲ除ク）ニ関スル事項

七　電気及発電水力ニ関スル事項

八　アルコール及石油ノ専売ニ関スル事項

軍需大臣ハ前項第一号ニ掲グル事務ヲ行フニ必要アルトキハ関係各庁ニ対シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二条　軍需省ニ左ノ一総局及八局ヲ置ク

総動員局
航空兵器総局
機械局
鉄鋼局
軽金属局
非鉄金属局
化学局
燃料局
電力局

局中局務ヲ分掌スル為軍需大臣ノ定ムル所ニ依リ部又ハ部及課ヲ置クコトヲ得

航空兵器総局ニ長官官房竝ニ総務局、第一局、第二局、第三局及第四局ヲ置ク

第三条　総動員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　物資動員計画、生産拡充計画及電力動員計画ノ総括其ノ他国家総動員ノ基本ニ関スル事項
二　所管行政ノ考査一般ニ関スル事項
三　鉱工業一般ニ関スル事項
四　所管物資ノ価格一般ニ関スル事項
五　統計一般ニ関スル事項
六　主要軍需品ノ原料及材料竝ニ特定軍需品ノ生産管理、発注及調弁ノ綜合調整ニ関スル事項
七　民間工場ノ利用及設備経営ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ノ綜合調整ニ関スル事項
八　所管企業ニ於ケル勤労管理、賃金、資金調整及経理統制ニ関スル事項
九　所管防衛業務ノ総轄ニ関スル事項
十　他ノ主管ニ属セザル事項

第四条　航空兵器総局ニ於テハ航空機及其ノ関連兵器器材等ニ関スル事務（此等ノ物資ノ調弁及之ニ伴フ事務ヲ含ム）ヲ掌ル

第五条　機械局ニ於テハ機械器具（航空兵器総局ノ主管ニ属スルモノヲ除ク）ニ関スル事務ヲ掌ル

第六条　鉄鋼局ニ於テハ鉄鋼ニ関スル事務ヲ掌ル

第七条　軽金属局ニ於テハ軽金属ニ関スル事務ヲ掌ル

第八条　非鉄金属局ニ於テハ非鉄金属及鉱山一般ニ関スル事務ヲ掌ル

第九条　化学局ニ於テハ化学工業品ニ関スル事務（工業塩及粗製樟脳ノ配給及消費ニ関スル事務ヲ含ミ化学肥料ノ生産数量、配給及消費ニ関スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第十条　燃料局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　燃料ニ関スル事項
二　ガス及コークスニ関スル事項
三　アルコール及石油ノ専売ニ関スル事項

第十一条　電力局ニ於テハ電気及発電水力ニ関スル事務ヲ掌ル

第十二条　軍需省ニ軍需官ヲ置ク勅任又ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ軍需省ノ事務ヲ掌ル

第十三条　軍需省ニ軍需事務官及軍需理事官ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ軍需省ノ事務ヲ掌ル

第十四条　部長、軍需官、軍需書記官及軍需事務官ハ通ジテ専任九十七人ヲ以テ定員トス但シ勅任タル部長及軍需官ハ通ジテ専任五人以内トス

軍需理事官ハ専任十四人ヲ以テ定員トス

第十五条　軍需省ニ統計官専任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ鉱工統計ヲ掌ル

第十六条　軍需省ニ軍需技監専任一人ヲ置ク勅任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌理ス

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任百七人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十八条　軍需省ニ軍需官補ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ軍需官ノ事務ヲ助ク

第十九条　軍需官補及軍需属ハ通ジテ専任五百十八人ヲ以テ定員トス

第二十条　軍需省ニ統計官補専任八人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ鉱工統計ニ従事ス

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任三百十九人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十二条　第十二条乃至前条ノ職員ノ外軍需大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第二十三条　軍需省ニ参与ヲ置キ省務ニ参与セシム

参与ハ軍需大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁勅任官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

参与ハ其ノ職務ニ関シ知得シタル秘密ヲ厳守スベシ

第二十四条　軍需省ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ軍需大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

専門委員ハ其ノ職務ニ関シ知得シタル秘密ヲ厳守スベシ

第二十五条　特定軍需品ニ関スル軍事上必要ナル事項ニ付テハ航空兵器総局長官及燃料局長ハ陸軍大臣及海軍大臣ノ指揮監督ヲモ承クルモノトス

第二十六条　軍需省ニ鉱務監督官及鉱務監督官補ヲ置ク

鉱務監督官ハ軍需官、軍需書記官、軍需事務官又ハ軍需技師ヲ以テ、鉱務監督官補ハ軍需官補、軍需属又ハ軍需技手ヲ以テ之ニ充ツ

鉱務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鉱業警察（鉱山ニ於ケル勤労衛生ヲ除ク）ニ関スル事務ヲ掌ル

鉱務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鉱業警察（鉱山ニ於ケル勤労衛生ヲ除ク）ニ関スル事務ニ従事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略ス〕

昭和一九年四月一四日
勅令　第二五六号

第十四条　部長、軍需官、軍需書記官及軍需事務官ハ通ジテ専任百二人ヲ以テ定員トス但シ勅任タル部長及軍需官ハ通ジテ専任五人以内トス

軍需理事官ハ専任十七人ヲ以テ定員トス

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任百十三人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九条　軍需官補及軍需属ハ通ジテ専任五百五十五人ヲ以テ定員トス

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任三百二十三人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一九年九月二六日
勅令　第五六〇号

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任百十四人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九条　軍需官補及軍需属ハ通ジテ専任五百五十六人ヲ以テ定員トス

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任三百二十八人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附　則

本令ハ昭和十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和一九年一〇月六日
勅令　第五七九号

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任百二十八人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任三百十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年二月一七日
勅令　第六九号

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任百二十九人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九条　軍需官補軍需属ハ通ジテ専任五百五十七人ヲ以テ定員トス

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任三百十九人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年四月一〇日
勅令　第二二三号

第十四条　部長、軍需官、軍需書記官及軍需事務官ハ通ジテ専任百三人ヲ以テ定員トス但シ勅任タル部長及軍需官ハ通ジテ専任五人以内トス

軍需理事官ハ専任二十人ヲ以テ定員トス

第十九条　軍需官補及軍需属ハ通ジテ専任五百六十二人ヲ以テ定員トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年六月五日
勅令　第三四〇号

第一条　第一項

九　企業整備ノ統轄（他省ノ所管ニ属スルモノヲ除ク）及金属類ノ回収ニ関スル事項

第一条ノ二　大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外所管行政ニ関スル重要政策ノ企画及審議ノ一般並ニ所管行政ノ考査一般ニ関スル事務ヲ掌ル

第二条　軍需省ニ左ノ一総局及十局ヲ置ク

総動員局
整備局〔新設〕
管理局〔新設〕
航空兵器総局
機械局
鉄鋼局
鉱山局
化学局
石炭局〔新設〕
燃料局
電力局

航空兵器総局ニ長官官房並ニ総務局、兵器局、資材局及経理局ヲ置ク

第三条　総動員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　物資動員計画、生産拡充計画及電力動員計画ノ総括其ノ他国家総動員ノ基本ニ関スル事項

二　鉱工業一般ニ関スル事項

三　統計一般ニ関スル事項

四　主要軍需品ノ原料及材料並ニ特定軍需品ノ生産管理、発注及調弁ノ綜合調整ニ関スル事項

五　民間工場ノ利用及設備経営ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ノ綜合調整ニ関スル事項

六　他ノ主管ニ属セザル事項

第三条ノ二　整備局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　企業整備ノ統轄ニ関スル事項

二　金属類ノ回収一般ニ関スル事項

三　所管防衛業務ノ総括ニ関スル事項

四　所管企業ニ於ケル資金調整ニ関スル事項

五　土木建築事業ニ関スル事項

第三条ノ三　管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　所管企業ニ於ケル勤労管理及賃金ニ関スル事項

二　所管企業ニ於ケル経理統制ニ関スル事項

三　所管物資ノ価格一般ニ関スル事項

第四条　航空兵器総局ニ於テハ航空機及其ノ他関連兵器器材等並ニ軽金属ニ関スル事務（此等ノ物資ノ調弁及之ニ伴フ事務ヲ含ム）ヲ掌ル

第七条削除　第八条ヲ第七条トス

第七条　「非鉄金属局」ヲ「鉱山局」ニ改ム

第九条ヲ第八条トス

第九条　石炭局ニ於テハ石炭、亜炭、ガス及コークスニ関スル事務ヲ掌ル

第十条　燃料局ニ於テハ液体燃料並ニアルコール及石油ノ専売ニ関スル事務ヲ掌ル

第十四条　軍需省、軍需書記官及軍需事務官ハ通ジテ専任九十八人ヲ以テ定員トス但シ勅任タル軍需官ハ専任五人以内

トス

軍需理事官ハ専任二十人ヲ以テ定員トス

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任百二十四人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九条　軍需官補及軍需属ハ通ジテ専任五百五十二人ヲ以テ定員トス

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任三百四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年六月一〇日
勅令　第三五五号

第十四条　軍需官、軍需書記官及軍需事務官ハ通ジテ専任九十五人ヲ以テ定員トス但シ勅任タル軍需官ハ専任五人以内トス

軍需理事官ハ専任三十人ヲ以テ定員トス

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任百三人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九条　軍需官補及軍需属ハ通ジテ専任五百五人ヲ以テ定員トス

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任二百四十五人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年七月二七日
勅令　第四三六号

第十一条ノ二　燃料局ニ醱酵研究所ヲ置キ醱酵工業ニ関スル研究及試験ヲ掌ラシム

醱酵研究所長ハ軍需官又ハ軍需技師ヲ以テ之ニ充ツ

第十四条　軍需官、軍需書記官及軍需事務官ハ通ジテ専任八十一人ヲ以テ定員トス但シ勅任タル軍需官ハ専任五人以内トス

軍需理事官ハ専任十六人ヲ以テ定員トス

第十七条　軍需省ニ軍需技師専任七十一人ヲ置ク奏任トス但シ内三人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九条　軍需官補及軍需属ハ通ジテ専任二百二十二人ヲ以テ定員トス

第二十一条　軍需省ニ軍需技手専任百十七人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附　則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年八月二六日
勅令　第四九〇号

大東亜省官制及軍需省官制ハ之ヲ廃止ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(6)　軍需省分課規程〔抄録〕

昭和一八年一一月一日

二　官制および分課規程

総動員局
　総務部
　　総務課
　　考査課
　　防衛課
　動員部
　　第一課
　　第二課
　　第三課
　監理部
　　統制課
　　監理課
　　勤労課
　　財務課
　　能率課
　監理部統制課
　　1　主要軍需品ノ原料及材料竝ニ特定軍需品ノ発注及調弁ノ綜合調整ニ関スル事項

2　民間工場ノ利用及設備経営ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ノ綜合調整ニ関スル事項
3　交易営団保管物資其ノ他在庫物資ノ管理ノ総括ニ関スル事項

監理部監理課
1　主要軍需品ノ原料及材料並ニ特定軍需品ノ生産管理ノ綜合調整ニ関スル事項
2　軍需会社法ノ施行ノ総括ニ関スル事項
3　工場事業場管理ノ総括ニ関スル事項
4　軍需監理部ニ関スル事項
5　産業設備営団ニ関スル事項

監理部勤労課
1　勤労管理及賃金ニ関スル事項
2　土木建築ニ関スル事項

監理部財務課
1　資金調整及経理統制ニ関スル事項
2　所管物資ノ価格一般ニ関スル事項
3　原価計算ニ関スル事項
4　企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事項

監理部能率課
1　能率一般ニ関スル事項
2　不足物資対策ノ総括ニ関スル事項
3　技術公開其ノ他技術指導ノ総括ニ関スル事項
4　試験研究指導機関ニ関スル綜合事務ニ関スル事項

昭和一九年五月八日

総動員局
総務部
　総務課
　考査課
　防衛課
動員部
　第一課
　第二課
　第三課
監理部
　統制課
　監理課
　勤労課
　資金課〔新設〕
　価格課〔新設〕
　能率課
監理部資金課
1　資金調整及経理統制ニ関スル事項
2　企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事項
監理部価格課
1　所管物資ノ価格一般ニ関スル事項
2　原価計算ニ関スル事項
監理部財務課　廃止

昭和一九年一一月一一日

総動員局
総務部
　総務課
　考査課
　防衛課
動員部
　第一課
　第二課
　第三課
監理部
　統制課
　監理課
　勤労課
　建設課〔新設〕
　資金課
　価格課
　能率課
監理部勤労課
1　勤労管理及賃金ニ関スル事務ヲ掌ル
監理部建設課

資料 I

1 土木建築ニ関スル事項
2 土木建築用資材（他局課ノ主掌ニ属スルモノヲ除ク）ニ関スル事項

昭和一九年一一月一八日

総動員局
総務課
考査課
第一部
第一課
第二課
第三課
第二部
統制課
監理課
防衛課
資金課
価格課
第三部
勤労第一課
勤労第二課
能率課
建設課
第二部統制課
1 主要軍需品ノ原料及材料竝ニ特定軍需品ノ発注及調弁ノ綜合調整ニ関スル事項
2 民間工場ノ利用及設備経営ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ノ綜合調整ニ関スル事項
3 交易営団保管物資其ノ他在庫物資ノ管理ノ総括ニ関スル事項
第二部監理課
1 主要軍需品ノ原料及材料竝ニ特定軍需品ノ生産管理ノ綜合調整ニ関スル事項
2 軍需会社法ノ施行ノ総括ニ関スル事項
3 工場事業場管理ノ総括ニ関スル事項
4 軍需管理部ニ関スル事項

5 産業設備営団ニ関スル事項
第二部防衛課（新設）
所管防衛業務ノ総括及国土計画ニ関スル事務ヲ掌ル
第二部資金課
1 資金調整及経理統制ニ関スル事項
2 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事項
第二部価格課
1 所管物資ノ価格一般ニ関スル事項
2 原価計算ニ関スル事項

昭和二〇年一月二〇日

第二部防衛第一課（新設）
1 防衛ニ関スル調査、情報ノ蒐集及企画一般ニ関スル事項
2 生産転移ノ総括ニ関スル事項
3 国土計画ニ関スル事項
第二部防衛第二課（新設）
1 防衛施設ノ総括ニ関スル事項

二 官制および分課規程

2 分散疎開ノ総括ニ関スル事項

昭和二〇年六月六日

総動員局
総務課
総動員課
監理課
法令審査委員
整備局
計画課
整備課
建設課
管理局
勤労第一課
勤労第二課
財務課
総動員局監理課
1 主要軍需品ノ原料及材料竝ニ特定軍需品ノ発

注、調弁及生産管理ノ綜合調整ニ関スル事項
2 民間工場ノ利用及設備経営ノ指導ノ軍需上必要ナル統制ノ綜合調整ニ関スル事項
3 能率及生産技術一般ニ関スル事項
4 軍需会社法ノ施行ノ総括ニ関スル事項
5 工場事業場管理ノ総括ニ関スル事項
6 軍需監理部ニ関スル事項

整備局整備課
1 企業整備ノ総括ニ関スル事項
2 企業整備令企業許可令施行ノ総括ニ関スル事項
3 復旧及防衛ノ為ニスル生産転移ノ総括ニ関スル事項
4 土地、建物、設備等ノ転活用ノ総括ニ関スル事項
5 金属類回収ニ関スル綜合計画ノ設定及其ノ実施ノ連絡調整ニ関スル事項
6 産業設備営団ニ関スル事項
7 資金調整ニ関スル事項
8 企業整備資金措置法ノ施行ニ関スル事項

管理局財務課
1 軍需金融一般ニ関スル事項
2 経理統制ニ関スル事項
3 所管物資ノ価格一般ニ関スル事項
4 原価計算一般ニ関スル事項

三法令

(1) 臨時大蔵省ニ顧問ヲ置クノ件

昭和一二年一二月二四日
勅令 第七三一号

沿革 昭一九・三勅一三〇 改正
二〇・五勅三〇九 廃止

支那事変ニ処スル国内金融及国際金融ニ関シ枢要ノ事項ニ参画セシムル為臨時大蔵省ニ顧問若干人ヲ置ク

大蔵省顧問ハ大蔵大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時大蔵省ニ顧問ヲ置クノ件中改正

昭和一九年三月一四日
勅令 第一三〇号

大東亜戦争ニ処スル国内金融及国際金融ニ関シ枢要ノ事項ニ参画セシムル為臨時大蔵省ニ顧問若干人ヲ置ク

大蔵省顧問ハ大蔵大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(2) 臨時ニ大蔵省ニ財政顧問ヲ置クノ件

昭和二〇年五月一八日
勅令 第三〇九号

沿革 昭二〇・八勅五〇一 廃止

大東亜戦争ニ際シ大蔵省所管ノ政務施行ニ関シ枢要ノ事項ニ参画セシムル為臨時ニ大蔵省ニ財政顧問若干人ヲ置ク

財政顧問ハ大蔵大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

財政顧問ノ任期ハ二年トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第七百三十一号ハ之ヲ廃止ス

(3) 財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ軍需大臣ノ所管ニ属スル会社ノ経理統制令ノ施行ニ関スル事務ノ一部ヲ取扱ハシムル等ノ件

昭和一八年一一月一日
勅令 第八二七号
沿革 昭一九・一勅三九 廃止

軍需大臣ハ当分ノ内其ノ所管ニ属スル会社ニ関スル会社経理統制令ノ施行ニ関スル事務ノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

軍需大臣ハ当分ノ内財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ軍需大臣ノ所管ニ属スル会社ニ関シ会社経理統制令第三十五条ノ規定ニ依ル報告ヲ徴セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同条ノ規定ニ依ル臨検検査ヲ為サシムルコトヲ得

財務局長及財務局出張所長ハ前二項ノ事務ニ付テハ軍需大臣ノ指揮監督ヲ承ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(4) 大蔵大臣ニ属スル許可認可等ノ職権ノ一部ヲ財務局長ヲシテ行ハシムルコトトスル等ノ為ノ大蔵大臣ノ職権ノ特例ニ関スル件

昭和二〇年七月二三日
勅令 第四二六号

第一条 戦時行政特例法及許可認可等臨時措置法ニ基ク大蔵大臣ノ職権ノ特例ハ他ノ法令ニ規定スルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ法令ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ許認可（許可、認可、免許又ハ承認ヲ謂フ以下同ジ）ノ職権ヲ財務局長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許認可ノ職権ヲ行フ財務局長ハ許認可ヲ受クベキ人又ハ法人ノ住所又ハ本店若ハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル財務局長トス但シ特別ノ事情アルモノニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依ル

財務局長ハ許認可ノ処分ヲ為サントスル場合ニ於テ其ノ事項ガ他ノ財務局管轄区域ニ渉ルモノナルトキハ関係財務局長ニ協議スベシ

許可、認可等臨時措置令第五条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三条 大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ法令ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ届出、報告又ハ書類ノ提出ヲ受クル職権ヲ財務局長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四条 大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ法令ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ命令其ノ他ノ処分及臨検検査ノ職権ヲ財務局長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第二条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年勅令第三百六十四号ハ之ヲ廃止ス

(5) 専売局ニ於ケル専売品以外ノ物品ノ製造ニ関スル件

昭和一九年三月三一日
勅令 第一九九号
沿革 昭二〇・一〇勅五九七 廃止

専売局ニ於テハ当分ノ内専売品以外ノ軍需品其ノ他ノ物品ノ製造ヲ為スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(6) 造幣局ニ於ケル軍需品等ノ製造ニ関スル件

昭和一九年八月二二日
勅令 第五一三号

沿革 昭二〇・一〇勅五九七 廃止

造幣局ニ於テハ当分ノ内軍需品其ノ他造幣局官制第一条ニ掲グル物品以外ノ物品ノ製造ヲ為スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(7) 国家総動員法第十八条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職権ヲ行ハシムルコトニ関スル法律

昭和一七年二月一七日
法律 第一五号

法令ニ定ムル行政官庁ノ職権ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ国家総動員法第十八条ノ規定ニ依ル法人其ノ他ノ法人ヲシテ行ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ同項ノ法人ガ行政官庁ノ職権ヲ行フ場合ニ於テハ当該職権ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ同項ノ法人ハ之ヲ当該職権ヲ行フ行政官庁ト看做シ同項ノ法人ノ役員又ハ使用人ニシテ同項ノ職権ニ属スル事務ニ従事スルモノハ之ヲ当該事務ニ従事スル官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定ニ依リ同項ノ法人ガ行政官庁ノ職権ヲ行フ場合ニ於ケル必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔備考〕

昭和十八年勅令第二十五号をもつて同年二月一日から施行

国家総動員法抄録

昭和一三年四月一日
法律 第五五号

第十八条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ団体ニ対シ当該事業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル団体又ハ会社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル団体ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ為サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第一項ノ団体成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ当該団体ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ団体ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ団体ニ対シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下同ジ）ノ事業ニ関スル統制規程ノ設定、変更若ハ廃止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ変更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ対シ団体ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ団体又ハ会社ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(8) 行政簡素化臨時職員令

昭和一七年一一月一日
勅令 第七六九号

第一条 今回ノ行政簡素化ノ勅令ニ因ル廃官ニ係ル官ニ当該勅令施行ノ際現ニ在官スル者ニ付テハ臨時其ノ官ヲ置カレタルモノトシ其ノ官等及俸給ハ従前ノ例ニ依ル但シ其ノ者ガ引続キ其ノ官ニ在官スル間ニ限ル

前項ノ者ハ休職者其ノ他内閣総理大臣ノ指定スル者ヲ除クノ外待命トス

第一項ノ者ニ対シ本属長官ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テハ其ノ職務ハ内閣総理大臣ノ指定スル者之ヲ行フ

第二条 今回ノ行政簡素化ノ勅令ニ因リ過員ヲ生ジタル官ニ

付テハ其ノ過員ニ係ル員数ヲ限リ当該官ノ定員外ト為スコトヲ得

前項ノ官ニ在職スル者ニ付テハ本属長官ハ必要ニ依リ過員ニ係ル員数ノ範囲内ニ於テ之ニ待命ヲ命ズルコトヲ得

第三条　前二条ノ規定ニ依ル待命者ハ其ノ本官ヲ奉ジテ職務ニ従事セズ其ノ他総テ在職官吏ト異ルコトナシ但シ第四条ノ規定ニ依リ臨時ニ職務ニ従事セシメラレタル場合ニ於テハ在職官吏ニ関スル規定ヲ適用ス

第四条　本属長官ハ第一条第三項ノ規定ニ依リ本属長官ノ職務ヲ行フ者必要アリト認ムルトキハ同条第一項ノ者ヲシテ其ノ命ズル所ニ従ヒ職務ニ従事セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ職務ガ他庁ニ属スルモノナルトキハ予メ他庁長官トノ協議ニ在ルモノトス

第一条第一項ノ者前項ノ規定ニ依リ他庁ノ職務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ職務ノ執行ニ関シ他庁長官ノ指揮監督ヲ承ク

第五条　本令ハ判事、検事其ノ他内閣総理大臣ノ指定スル官ニハ之ヲ適用セズ

第六条　本令ハ待遇官吏ニハ之ヲ準用ス

第七条　本令ノ適用ニ付テハ大東亜省官制及大東亜省設置又ハ内外地行政一元化ニ伴フ勅令ハ之ヲ今回ノ行政簡素化ノ勅令ト看做ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ昭和十八年三月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス

(9) 行政機構整備臨時職員令

昭和一八年一一月一日
勅令　第八四〇号

第一条　今回ノ行政機構整備ノ勅令ニ因ル廃官ニ係ル官ニ当該勅令施行ノ際現ニ在官スル者ニ付テハ臨時其ノ官ヲ置カレタルモノトシ其ノ官等及俸給ハ従前ノ例ニ依ル但シ其ノ者ガ引続キ其ノ官ニ在官スル間ニ限ル

前項ノ者ハ休職者其ノ他内閣総理大臣ノ指定スル者ヲ除ク外待命トス

第一項ノ者ニ対シ本属長官ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テハ其ノ職務ハ内閣総理大臣ノ指定スル者之ヲ行フ

第二条　今回ノ行政機構整備ノ勅令ニ因リ過官ヲ生ジタル官ニ付テハ其ノ過員ニ係ル員数ヲ限リ当該官ノ定員外ト為スコトヲ得

前項ノ官ニ在職スル者ニ付テハ本属長官ハ必要ニ依リ過員ニ係ル員数ノ範囲内ニ於テ之ニ待命ヲ命ズルコトヲ得

第三条　前二条ノ規定ニ依ル待命者ハ其ノ本官ヲ奉ジテ職務ニ従事セズ其ノ他総テ在職官吏ト異ルコトナシ但シ第四条ノ規定ニ依リ臨時ニ職務ニ従事セシメラレタル場合ニ於テハ在職官吏ニ関スル規定ヲ適用ス

第四条　本属長官又ハ第一条第三項ノ規定ニ依リ本属長官ノ職務ヲ行フ者必要アリト認ムルトキハ同条第一項ノ者ヲシテ其ノ命ズル所ニ従ヒ職務ニ従事セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ職務ガ他庁ニ属スルモノナルトキハ予メ他庁長官トノ協議ニ依ルモノトス

第一条第一項ノ者前項ノ規定ニ依リ他庁ノ職務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ職務ノ執行ニ関シ他庁長官ノ指揮監督ヲ承ク

第五条　本令ハ判事、検事其ノ他内閣総理大臣ノ指定スル官ニハ之ヲ適用セズ

第六条　本令ハ待遇官吏ニハ之ヲ準用ス

第七条　特ニ必要アルトキハ今回ノ行政機構整備ノ勅令施行ノ際ニ限リ当該勅令ニ定ムル定員ニ拘ラズ一ノ当該関係庁ヨリ他ノ当該関係庁ニ其ノ職員ヲ転任セシムルコトヲ得但シ文官任用ノ資格ニ関スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

前項ノ場合ニ於テ其ノ者ガ休職中ノ者ナルトキハ休職ノ儘転任スルモノトス

第一項ノ規定ハ同項ノ規定ニ依リ転任シタル者ニ対スル第二条乃至前条ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第八条　本令ノ適用ニ付テハ農商省官制、軍需省官制及運輸通信省官制竝ニ之ニ伴フ勅令ハ之ヲ今回ノ行政機構整備ノ勅令ト看做ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ昭和十九年三月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス

(10) 戦時行政特例法

昭和一八年三月一八日
法律 第七五号

沿革 昭二〇・一二法四九 廃止

大東亜戦争ニ際シ生産力拡充其ノ他綜合国力ノ拡充運用ノ為特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル措置ヲ為スコトヲ得

一 法律ニ依ル人又ハ法人ノ行為ニ対スル禁止又ハ制限ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコト

二 法律ニ依リ監督又ハ命令、処分其ノ他ノ行為ヲ為ス甲ノ行政庁又ハ官吏ノ職権ヲ乙ノ行政庁又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコト

前項第二号ノ場合ニ於テハ甲ノ行政庁又ハ官吏ノ職権ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ乙ノ行政庁又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政庁又ハ官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定実施ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(11) 戦時行政職権特例

昭和一八年三月一七日
勅令 第一三三号

沿革 昭一八・七勅五四九、一八・一一勅八四一、一八・一一勅八四二 改正

第一条 大東亜戦争ニ際シ鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生産拡充上特ニ必要アルトキハ内閣総理大臣ハ関係各省大臣ニ対シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第二条 大東亜戦争ニ際シ前条ノ物資ノ生産拡充上特ニ必要アルトキハ労務、資材、動力及資金ニ関スル各省大臣ノ職権ノ一部ヲ命ヲ承ケ内閣総理大臣自ラ行ヒ又ハ他ノ各省大臣ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第三条 大東亜戦争ニ際シ第一条ノ物資ノ生産拡充上特ニ必要アルトキハ前条ノ場合ヲ除クノ外内閣総理大臣ハ労務、資材、動力及資金ニ関スル一ノ行政官庁若ハ官吏ノ職権ヲ自ラ行ヒ又ハ他ノ行政官庁若ハ官吏ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第四条 前二条ノ場合ニ於テ必要アルトキハ内閣総理大臣ハ関係行政官庁ノ職員ヲシテ臨時他ノ行政官庁ニ於テ執務セシムルコトヲ得

第五条 第二条又ハ第三条ノ場合ニ於テハ一ノ行政官庁又ハ官吏ノ職権ニ係ル罰則ノ適用ニ於テハ其ノ職権ヲ行フ他ノ行政官庁又ハ官吏ハ之ヲ当該行政官庁又ハ官吏ト看做ス

第六条 本令施行ニ関シ必要ナル事項ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戦時行政職権特例中改正

昭和一八年六月三〇日
勅令 第五四九号

第六条ヲ第七条トス

第六条 地方行政協議会ヲ附置セラレタル都庁府県ノ長官ハ関係地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整ニ任シ必要アルトキハ庁府県長官ノ所掌事項ニ関シテハ当該長官ニ対シ必要ナル指示ヲ為シ地方行政協議会令第四条ニ規定スル其ノ他ノ官衙ノ長ノ所掌事項ニ関シテハ当該所管大臣ニ対シ其ノ官衙ノ長ニ必要ナル指示ヲ為スベキコトヲ求ムルコトヲ得

前項ニ規定スル職権ニ関シテハ都庁府県長官ハ内閣総理大臣ノ指揮監督ヲ承ク但シ庁府県長官ニ対スル指示ノ職権ニ関シテハ都庁府県ノ一般行政ニ関スル指揮監督ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戦時行政職権特例中改正

昭和一八年一一月一日
勅令 第八四一号

第一条　大東亜戦争ニ際シ鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生産拡充、主要食糧ノ確保、防空ノ徹底強化其ノ他綜合国力ノ拡充運用上特ニ必要アルトキハ内閣総理大臣ハ関係各省大臣ニ対シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第二条　大東亜戦争ニ際シ前条ノ物資ノ生産拡充上特ニ必要アルトキハ労務、資材、動力、資金、食糧、施設及運輸ニ関スル各省大臣ノ職権ノ一部ヲ命ヲ承ケ内閣総理大臣自ラ行ヒ又ハ他ノ各省大臣ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第三条　大東亜戦争ニ際シ第一条ノ物資ノ生産拡充上特ニ必要アルトキハ前条ノ場合ヲ除クノ外内閣総理大臣ハ労務、資材、動力、資金、食料、施設及運輸ニ関スル一ノ行政官庁若ハ官吏ノ職権ヲ自ラ行ヒ又ハ他ノ行政官庁若ハ官吏ヲシテ行ハシムルコトヲ得

行政機構整備強化ノ為ニスル戦時行政職権特例外二勅令中改正

五六〇

昭和一八年一一月一日
勅令　第八四二号

第一条　戦時行政職権特例中改正

第六条　地方行政協議会ヲ附置セラレタル都庁府県ノ長官ハ関係地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整ニ任ジ必要アルトキハ地方行政協議会令第四条ニ規定スル官衙ノ長ニ対シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

前項ニ規定スル職権ニ関シテハ都庁府県長官ハ内閣総理大臣ノ指揮監督ヲ承ク但シ庁府県長官ニ対スル指示ノ職権ニ関シテハ都庁府県ノ一般行政ニ関スル指揮監督ノ例ニ依ル

第七条ヲ第八条トス

第七条　内閣総理大臣又ハ各省大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ前条ノ都庁府県長官ヲシテ関係地方ニ係ル当該大臣ノ職権ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第二条以下略ス

四　地方財務行政部局所在地等

(1)　税務監督局名称位置および管轄区域

昭和初年

名称	位置	管轄区域
東京税務監督局	東京	東京府、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県
大阪税務監督局	大阪	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、香川県、徳島県、高知県
札幌税務監督局	札幌	北海道
仙台税務監督局	仙台	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
名古屋税務監督局	名古屋	愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、長野県、新潟県
広島税務監督局	広島	広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県
熊本税務監督局	熊本	熊本県、福岡県、大分県、長崎県、佐賀県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

(2)　財務局名称位置および管轄区域

昭和十六年七月

名称	位置	管轄区域
東京財務局	東京市	東京府、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県

昭和十八年十一月

大阪財務局	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、香川県、徳島県、高知県
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、長野県、新潟県
広島財務局	広島市	広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県
熊本財務局	熊本市	熊本県、大分県、長崎県、佐賀県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県
東京財務局	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県
大阪財務局	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、〔福井県、石川県、富山県、香川県、徳島県、高知県　削除〕
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、〔長野県、新潟県　削除〕
新潟財務局〔新設〕	新潟市	新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県
広島財務局	広島市	広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、〔愛媛県　削除〕
松山財務局〔新設〕	松山市	愛媛県、香川県、徳島県、高知県
熊本財務局	熊本市	熊本県、福岡県、大分県、長崎県、佐賀県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

昭和二十年五月（四日）

高松財務局〔新設〕	高松市	香川県、愛媛県、徳島県、高知県、〔松山財務局　廃止〕

昭和二十年五月（三十日）

東京財務局	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県
大阪財務局	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、富山県、石川県
広島財務局	広島市	広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
高松財務局	高松市	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
熊本財務局	熊本市	熊本県、福岡県、大分県、長崎県、佐賀県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県
〔新潟財務局　廃止〕		

(3) 税務署名称

〔税務署総数　三四五〕

昭和初年

所管税務監督局名	庁府県	名称
東京税務監督局	東京	神田橋、永代橋、京橋、幸橋、四谷、水道橋、厩橋、両国橋、品川、淀橋、板橋、亀戸、青梅、八王子
	神奈川	横浜、川崎、横須賀、藤沢、大磯、小田原
	埼玉	浦和、川越、秩父、熊谷、忍、粕壁
	千葉	千葉、松戸、佐原、銚子、東金、茂原、木更津、北条

	山梨	甲府、鰍沢、韮崎、都留
	栃木	宇都宮、鹿沼、真岡、栃木、大田原、足利
	茨城	水戸、太田、松原、麻生、竜ケ崎、土浦、下館、境
	群馬	前橋、高崎、中之条、沼田、桐生、館林
大阪税務監督局	大阪	東、西、南、北、玉造、淀川、茨木、堺、岸和田、富田林、住道
	京都	上京、下京、伏見、園部、福知山、宮津、峯山
	兵庫	神戸、西宮、伊丹、明石、社、加古川、姫路、竜野、上郡、豊岡、和田山、柏原、洲本
	奈良	奈良、葛城、吉野
	和歌山	和歌山、粉河、湯浅、御坊、田辺、新宮
	滋賀	大津、水口、八幡、彦根、長浜、今津
	福井	福井、大野、武生、敦賀、小浜
	石川	金沢、小松、七尾、輪島
	富山	富山、魚津、高岡、出町
	香川	丸亀、長尾、土庄、高松
	徳島	徳島、那賀、撫養、脇町、池田
	高知	高知、中村、須崎、赤岡、安芸
札幌税務監督局	北海道	札幌、函館、檜山、寿都、小樽、空知、滝川、上川、名寄、増毛、宗谷、室蘭、浦河、網走、釧路、河西、根室
仙台税務監督局	宮城	仙台、古川、築館、石巻、志津川、大河原
	岩手	盛岡、花巻、水沢、一関、盛、遠野、下閉伊、久慈、二戸
	福島	福島、二本松、郡山、須賀川、田島、若松、坂下、白河、平、相馬

	秋田	秋田、大館、能代、本荘、大曲、横手
	青森	青森、鰺ケ沢、弘前、五所川原、野辺地、八戸
	山形	山形、楯岡、新庄、酒田、鶴岡、長井、米沢
名古屋税務監督局	愛知	名古屋、小牧、一宮、津島、半田、大浜、岡崎、田口、豊橋
	静岡	静岡、下田、沼津、藤枝、見付、浜松
	三重	津、桑名、四日市、松坂、宇治山田、上野、尾鷲、木本
	岐阜	岐阜、大垣、関、郡上、多治見、恵那、高山
	長野	長野、岩村田、上田、上諏訪、伊那、飯田、西筑摩、松本、大町、中野
	新潟	新潟、新発田、巻、三条、長岡、小千谷、十日町、柏崎、高田、糸魚川、村上、相川
広島税務監督局	広島	広島、呉、可部、吉田、西条、忠海、尾道、福山、府中、三次、庄原
	山口	山口、岩国、徳山、三田尻、厚狭、下関、萩
	岡山	岡山、瀬戸、西大寺、味野、倉敷、玉島、笠岡、高梁、新見、久世、津山、英田
	鳥取	鳥取、倉吉、米子
	島根	松江、大東、今市、大森、川本、浜田、益田、西郷
	愛媛	松山、今治、新居、大洲、八幡浜、卯之町、宇和島
熊本税務監督局	熊本	熊本、高瀬、山鹿、宮地、八代、人吉、天草
	福岡	福岡、遠賀、直方、久留米、大川、八女、大牟田、小倉、行橋
	大分	大分、国東、日出、臼杵、三重、竹田、日田、中津、四日市町
	長崎	長崎、佐世保、島原、平戸、福江、武生水、厳原
	佐賀	佐賀、唐津、武雄

	鹿児島、宮崎、沖縄	鹿児島、知覧、隈之城、加治木、岩川、鹿屋、種子島、大島、宮崎、飫肥、都城、高鍋、延岡、高千穂、那覇、国頭、宮古、八重山

昭和三年七月　〔総数　三四五〕

大阪税務監督局	大阪	東、西、南、北、玉造、淀川、茨木、堺、岸和田、富田林、布施〔新設〕、〔住道　廃止〕

昭和五年四月　〔総数　三四五〕

熊本税務監督局	鹿児島	鹿児島、知覧、川内町〔新設〕、加治木、岩川、鹿屋、種子島、大島、〔隈之城　廃止〕

昭和八年八月　〔総数　三四八〕

札幌税務監督局	北海道	札幌、函館、檜山、寿都、小樽、空知、滝川、上川、名寄、増毛、宗谷、室蘭、浦河、網走、紋別〔新設〕、釧路、河西、根室
名古屋税務監督局	新潟	新潟、新発田、巻、三条、長岡、小千谷、十日町、柏崎、高田、安塚〔新設〕、糸魚川、村上、相川
熊本税務監督局	大分	大分、国東、日出、臼杵、三重、竹田、日田、森〔新設〕、中津、四日市町

昭和八年十二月　〔総数　三四八〕

札幌税務監督局	北海道	札幌、函館、檜山、寿都、小樽、空知、滝川、上川、名寄、留萌〔新設〕、宗谷、室蘭、浦河、網走、紋別、釧路、河西、根室、〔増毛　廃止〕

昭和十年八月　〔総数　三五一〕

東京税務監督局	東京	神田橋、日本橋〔新設〕、京橋、幸橋、四谷、水道橋、厩橋、両国橋、品川、渋谷〔新設〕、淀橋、板橋、荒川〔新設〕、亀戸、青梅、八王子、〔永代橋　廃止〕
	山梨	甲府、鰍沢、韮崎、大月〔新設〕、〔都留　廃止〕
大阪税務監督局	徳島	徳島、富岡〔新設〕、撫養、脇町、池田、〔那賀　廃止〕
札幌税務監督局	北海道	札幌、函館、江差〔新設〕、寿都、小樽、岩見沢〔新設〕、滝川、旭川〔新設〕、名寄、留萌、稚内〔新設〕、室蘭、浦河、網走、紋別、釧路、帯広〔新設〕、根室、〔檜山、空知、上川、宗谷、河西　廃止〕
名古屋税務監督局	愛知	名古屋北〔新設〕、名古屋南〔新設〕、岡崎、田口、豊橋、〔名古屋　廃止〕
	岐阜	岐阜、大垣、関、郡山、多治見、中津川〔新設〕、高居、〔恵那　廃止〕
	長野	長野、岩村田、上田、上諏訪、伊那、飯田、木曽〔新設〕、松本、大町、中野、〔西筑摩　廃止〕
広島税務監督局	岡山	岡山、瀬戸、西大寺、味野、倉敷、玉島、笠岡、高梁、新見、久世、津山、林野〔新設〕、〔英田　廃止〕

昭和十一年五月　〔総数　三五三〕

大阪税務監督局	大阪	東、西、南、北、玉造、住吉〔新設〕、淀川、茨木、堺、岸和田、富田林、布施
	兵庫	神戸、兵庫〔新設〕、西宮、伊丹、明石、社、加古川、姫路、竜野、上郡、豊岡、和田山、柏原、洲本

昭和十三年六月　（総数 三五九）

東京税務監督局	東京	神田橋、日本橋、京橋、幸橋、四谷、水道橋、既橋、両国橋、品川、蒲田、青梅、八王子、渋谷、淀橋、板橋、王子（新設）、荒川橋、向島（新設）、亀戸、横浜、神奈川（新設）、川崎、横須賀、藤沢、大磯、小田原
大阪税務監督局	大阪	林、東、西、布施、港（新設）、南、北、玉造、住吉、淀川、茨木、堺、岸和田、富田
熊本税務監督局	福岡	福岡、遠賀、直方、飯塚（新設）、久留米、大川、八女、大牟田、小倉、行橋

昭和十三年十月　（総数 三六〇）

札幌税務監督局	北海道	札幌、函館、江差、寿都、小樽、倶知安（新設）、岩見沢、滝川、旭川、名寄、留萌、稚内、室蘭、浦河、網走、紋別、釧路、帯広、根室

昭和十五年四月　（総数 三六〇）

熊本税務監督局	鹿児島	鹿児島、知覧、川内（川内町廃止）、加治木、岩川、鹿屋、種子島、大島

昭和十五年七月　（総数 三六四）

東京税務監督局	東京	神田橋、日本橋、京橋、幸橋、四谷、水道橋、既橋、両国橋、品川、蒲田、世田谷（新設）、渋谷、淀橋、杉並（新設）、板橋、王子、荒川、向島、亀戸、青梅、八王子
大阪税務監督局	大阪	東、西、港、南、北、玉造、住吉、浪速（新設）、淀川、茨木、堺、岸和田、富田、林、布施
名古屋税務監督局	愛知	名古屋西（新設）、名古屋中（新設）、熱田（新設）、小牧、一宮、津島、半田、大浜、岡崎、田口、豊橋、名古屋北、名古屋南（廃止）、

昭和十六年六月　（総数 三七五）

東京税務監督局	東京	神田橋、日本橋、京橋、幸橋、四谷、水道橋、下谷（新設）、浅草（新設）、本所（新設）、深川（新設）、品川、大森、蒲田（新設）、世田谷、渋谷、淀橋、杉並、板橋、王子、荒川、向島、亀戸、青梅、八王子、底倉、両国
大阪税務監督局	大阪	東、西、南、北、此花（新設）、東成（新設）、旭（新設）、住吉、浪速、淀川、茨木、堺、岸和田、富田林、布施、港、玉造（廃止）
	京都	上京、山京、中京（新設）、下京、東山（新設）、伏見、園部、福知山、宮津
	兵庫	姫路（新設）、竜野、上郡、豊岡、和田山（新設）、柏原、洲本、西宮、伊丹、明石、社、加古川
名古屋税務監督局	愛知	名古屋東（新設）、名古屋西、名古屋中、昭和（新設）、熱田、小牧、一宮、津島、半田、大浜、岡崎、田口、豊橋
熊本税務監督局	福岡	福岡、八幡（新設）、遠賀、直方、飯塚、久留米、大川、八女、大牟田、小倉、行橋

昭和十六年七月　税務監督局名を財務局名に改める。

昭和十八年八月　（総数 三八五）

東京財務局	東京	麹町（新設）、神田（新設）、日本橋、京橋、芝（新設）、赤坂（新設）、四谷、水道橋、下谷、浅草、本所、深川、品川、荏原（新設）、大森、蒲田、世田谷、目黒（新設）、渋谷、淀橋、杉並、豊島（新設）、板橋、王子、荒川、足立（新設）、向島、亀戸、青梅、八王子、（神田橋、幸橋、廃止）

大阪財務局	大阪	東、西、南、都島〔新設〕、北、大阪福島〔新設〕、此花、東成、旭、阿倍野〔新設〕、浪速、西成〔新設〕、淀川、茨木、堺、岸和田、富田林、布施、〔住吉 廃止〕
名古屋財務局	愛知	名古屋東、名古屋西、名古屋中、昭和、熱田、中川〔新設〕、小牧、一宮、津島、半田、大浜、岡崎、田口、豊橋

昭和十八年十一月　　〔総数 三八五〕

大阪財務局	〔福井、石川、富山、香川、徳島、高知の項を削る〕	
名古屋財務局	〔長野、新潟の項を削る〕	
新潟財務局〔新設〕	新潟	新潟、新発田、巻、三条、長岡、小千谷、十日町、柏崎、高田、安塚、糸魚川、村上、相川
	長野	長野、岩村田、上田、諏訪〔上諏訪 廃止〕、伊那、飯田、木曽、松本、大町、中野
	富山	富山、魚津、高岡、出町
	石川	金沢、小松、七尾、輪島
	福井	福井、大野、武生、敦賀、小浜
広島財務局	〔愛媛の項を削る〕	
	愛媛	松山、今治、新居、大洲、八幡浜、卯之町、宇和島
	香川	丸亀、長尾、土庄、高松
	徳島	徳島、富岡、撫養、脇町、池田
	高知	高知、中村、須崎、赤岡、安芸
松山財務局〔新設〕		

備考　昭和十九年三月勅令第百五十九号「税務署官制中改正」によつて、税務署の名称および管轄区域は、大蔵大臣の定めるところによると規定されたため、それ以後の税務署の異動については詳かでない。

(4) 税関管轄区域

昭和初年

名称	管轄区域
横浜税関	東京府、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県、福島県、宮城県、山形県
神戸税関	兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
大阪税関	大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、三重県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県
長崎税関	長崎県、佐賀県、福岡県（一部）、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
門司税関	山口県、大分県、福岡県（一部）
函館税関	北海道、秋田県、岩手県、青森県、樺太

昭和十二年五月

横浜税関	東京府、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、山梨県、新潟県、福島県、宮城県、山形県
神戸税関	兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
大阪税関	大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県

名古屋税関〔新設〕	三重県、愛知県、岐阜県、長野県、静岡県
長崎税関	長崎県、佐賀県、福岡県（一部）、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
門司税関	山口県、大分県、福岡県（一部）
函館税関	北海道、秋田県、岩手県、青森県、樺太

(5) 税関支署名称および位置

昭和初年

〔税関支署総数　三五〕

所管税関名	支署名	位置
横浜税関	東京	東京府東京市
	清水	静岡県清水市
神戸税関	糸崎	広島県御調郡糸崎町
	境	鳥取県西伯郡境町
大阪税関	武豊	愛知県知多郡成岩町
	四日市	三重県四日市市
	敦賀	福井県敦賀郡敦賀町
	伏木	富山県射水郡伏木町
長崎税関	唐津	佐賀県東松浦郡唐津村
	口ノ津	長崎県南高来郡口ノ津村
	三角	熊本県宇土郡三角町
	厳原	長崎県下県郡厳原町
	鹿見	長崎県上県郡仁田村
門司税関	若松	福岡県若松市
	徳山	山口県都濃郡徳山町
函館税関	青森	青森県青森市
	根室	北海道根室郡根室町
	室蘭	北海道室蘭市
	真岡	樺太真岡郡真岡町
	佐須	長崎県上県郡佐須奈村
	那覇	沖縄県那覇市
横浜税関	新潟	新潟県新潟市
	夷港	新潟県佐渡郡両津町
神戸税関	浜田	島根県那賀郡浜田町
	今治	愛媛県今治市
大阪税関	名古屋	愛知県名古屋市
	宮津	京都府与謝郡宮津町
	七尾	石川県鹿島郡七尾町
長崎税関	住ノ江	佐賀郡杵島郡福富村
	三池	福岡県三池郡三川町
	鹿児島	鹿児島県鹿児島市

昭和五年二月

〔総数　三七〕

神戸税関	糸崎	広島県御調郡糸崎町
	境	鳥取県西伯郡境町
	宇野〔新設〕	岡山県児島郡宇野町
函館税関	青森	青森県青森市
	小樽	北海道小樽市
	釧路	北海道釧路市
	大泊	樺太大泊郡大泊町
長崎税関	唐津	佐賀県東松浦郡唐津村
	口ノ津	長崎県南高来郡口ノ津村
	三角	熊本県宇土郡三角町
	浜田	島根県那賀郡浜田町
	今治	愛媛県今治市
	船川〔新設〕	秋田県南秋田郡船川港町
	根室	北海道根室郡根室町
	室蘭	北海道室蘭市
	真岡	樺太真岡郡真岡町
	住ノ江	佐賀県杵島郡福富村
	三池	福岡県三池郡大牟田市
	鹿児島	鹿児島県鹿児島市

	厳原	長崎県下県郡厳原町	
	鹿見	長崎県上県郡仁田村	
昭和七年十月			
長崎税関	唐津	佐賀県唐津市	佐賀県杵島郡福富村
	口ノ津	長崎県南高来郡口ノ津町	福岡県三池郡大牟田市
	三角	熊本県宇土郡三角町	鹿児島県鹿児島市
	厳原	長崎県下県郡厳原町	長崎県上県郡佐須奈村
	鹿見	長崎県上県郡仁田村	沖縄県那覇市
	佐須奈	長崎県上県郡佐須奈村	
	那覇	沖縄県那覇市	
			〔総数 三八〕
門司税関	若松	福岡県若松市	住ノ江
	徳山	山口県都濃郡徳山町	三池
	博多	福岡県福岡市	鹿児島
	萩〔新設〕	山口県萩市	佐須奈
			那覇
昭和九年一月			
横浜税関	東京	東京府東京市	新潟
	清水	静岡県清水市	夷港
	塩釜〔新設〕	宮城県宮城郡塩釜町	
函館税関	青森	青森県青森市	船川
	釜石〔新設〕	岩手県上閉伊郡釜石町	小樽
	根室	北海道根室郡根室町	釧路
	室蘭	北海道室蘭市	大泊
	真岡	樺太真岡郡真岡町	
			〔総数 四〇〕
昭和十一年二月			
門司税関	若松	福岡県若松市	博多
	徳山	山口県徳山市	萩
函館税関	青森	青森県青森市	船川
	釜石	岩手県上閉伊郡釜石町	小樽
	留萌〔新設〕	北海道留萌郡留萌町	根室
	釧路	北海道釧路市	室蘭
	大泊	樺太大泊郡大泊町	真岡
			〔総数 四一〕
昭和十二年五月			
横浜税関	東京	東京府東京市	新潟
	夷港	新潟県佐渡郡両津町	塩釜
神戸税関	尾道	広島県三原市	浜田
	糸崎	鳥取県西伯郡境町	今治
	境	岡山県児島郡宇野町	
	宇野		
大阪税関	宮津	京都府与謝郡宮津町	敦賀
	七尾	石川県鹿島郡七尾町	伏木
名古屋税関〔新設〕	清水	静岡県清水市	武豊
	四日市	三重県四日市市	
			〔総数 四〇〕

昭和十三年四月

神戸税関	尾道糸崎	広島県三原市	浜田
	境	鳥取県西伯郡境町	今治
	高知(新設)	高知県高知市	宇野
門司税関	若松	福岡県若松市	博多
	徳山	山口県徳山市	宇部(新設)
	萩	山口県萩市	
函館税関	青森	青森県青森市	船川
	釜石	岩手県釜石市	小樽
	留萌	北海道留萌郡留萌町	根室
	釧路	北海道釧路市	室蘭
	大泊	樺太大泊郡大泊町	真岡

〔総数 四二〕

昭和十四年三月

神戸税関	尾道糸崎	広島県三原市	浜田
	浜田	島根県那賀郡浜田町	今治
	今治	愛媛県今治市	宇野
	宇野	岡山県児島郡宇野町	
長崎税関	唐津	佐賀県唐津市	住ノ江
	口ノ津	長崎県南高来郡口ノ津町	三池
	三角	熊本県宇土郡三角町	鹿児島
	細島(新設)	宮崎県東臼杵郡富島町	蹴原
	佐須奈	長崎県上県郡佐須奈村	鹿見
	那覇	沖縄県那覇市	
函館税関	青森	青森県青森市	八戸(新設)
	船川	秋田県南船川港町	釜石
	小樽	北海道小樽市	留萌
	根室	北海道根室郡根室町	釧路
	室蘭	北海道室蘭市	大泊
	真岡	樺太真岡郡真岡町	

〔総数 四五〕

昭和十五年十一月

神戸税関	尾道糸崎	広島県三原市	広島
	浜田	島根県浜田市	境
	今治	愛媛県今治市	高知
	宇野	岡山県玉野市	

〔総数 四四〕

昭和十六年五月

横浜税関(東京税関支署 廃止)	新潟	新潟県新潟市	夷港
	塩釜	宮城県宮城郡塩釜町	新潟県佐渡郡両津町

昭和十六年十二月〔全改正〕

所管税関名	支署名	位置	支署名	位置
横浜税関	新潟	新潟県新潟市	夷港	新潟県佐渡郡両津町
	塩釜	宮城県塩釜市		
神戸税関	尾道	広島県三原市	広島	広島県広島市
	浜田	島根県浜田市	境	鳥取県西伯郡境町
	今治	愛媛県今治市	高知	高知県高知市
	宇野	岡山県玉野市		
大阪税関	宮津	京都府与謝郡宮津市	敦賀	福井県敦賀市
	七尾	石川県七尾市	伏木	富山県射水郡伏木町
名古屋税関	清水	静岡県清水市	武豊	愛知県半田市
	四日市	三重県四日市市		
長崎税関	唐津	佐賀県唐津市	住ノ江	佐賀県杵島郡福富村
	口ノ津	長崎県南高来郡口ノ津町	三池	福岡県大牟田市
	三角	熊本県宇土郡三角町	鹿児島	鹿児島県鹿児島市
	細島	宮崎県東臼杵郡富島町	厳原	長崎県下県郡厳原町
	那覇	沖縄県那覇市		
門司税関	若松	福岡県若松市	博多	福岡県福岡市
	徳山	山口県徳山市	宇部	山口県宇部市

〔総数 四二〕

	萩	山口県萩市		
函館税関	青森	青森県青森市	八戸	青森県八戸市
	船川	秋田県南秋田郡船川港町	釜石	岩手県釜石市
	小樽	北海道小樽市	留萌	北海道留萌郡留萌町
	根室	北海道根室郡根室町	釧路	北海道釧路市
	室蘭	北海道室蘭市	大泊	樺太大泊郡大泊町
	真岡	樺太真岡郡真岡町		

昭和十七年五月

大阪税関	宮津	京都府与謝郡宮津市	敦賀	福井県敦賀市
	七尾	石川県七尾市	伏木	富山県高岡市

昭和十七年十二月

門司税関〔若松税関支署 廃止〕	博多	福岡県福岡市	徳山	山口県徳山市
	宇部	山口県宇部市	萩	山口県萩市

(6) 税関監視署名称および位置

昭和初年

〔税関監視署総数 四九〕

名称	位置	名称	位置
石巻	陸前国石巻	勝浦	上総国勝浦
横須賀	相模国横須賀	三崎	相模国三崎
大島	伊豆国大島	父島	小笠原島父島
大島	紀伊国大島	堺	和泉国堺
尼ヶ崎	摂津国尼ヶ崎	洲本	淡路国洲本
土庄	讃岐国土庄	玉島	備中国玉島
西郷	隠岐国西郷	銚子	下総国銚子
館山	安房国館山	浦賀	相模国浦賀
下田	伊豆国下田	見付	遠江国見付
鳥羽	志摩国鳥羽	和歌山	紀伊国和歌山
小木	能登国小木	西宮	摂津国西宮
和島	伊予国宇和島	明石	播磨国明石
宇品	安芸国宇品	浦郷	隠岐国浦郷
萩	長門国萩	若津	筑後国大川町
松島	肥前国松島村	戸	肥前国平戸
島原	肥前国島原	倉	豊前国小倉
大分	豊後国大分	島	大隈国大島
豆酘	対馬国豆酘村	土崎港	羽後国土崎港
稚内	北見国稚内	六連	長門国六連
佐世保	肥前国佐世保	伊万里浜	肥前国伊万里浜
呼子	肥前国呼子	福江	肥前国福江
部崎	豊前国部崎	佐賀関	豊後国佐賀関
勝本	壱岐国勝本	八重山	琉球国八重山
紗那	千島国紗那	鴛泊	北見国鴛泊
寿都	後志国寿都		

昭和二年十二月〔全改正〕

〔総数 五二〕

所管税関名	税関監視署名	位置	税関監視署名	位置
横浜税関	大島	東京府大島元村	勝浦	千葉県夷隅郡勝浦町
	父島	東京府小笠原島父島大村	館山	千葉県安房郡館山町
	横須賀	神奈川県横須賀市	下田	静岡県賀茂郡下田町
	浦賀	神奈川県三浦郡浦賀町	見付	静岡県磐田郡見付町
	三崎	神奈川県三浦郡三崎町	石巻	宮城県牡鹿郡石巻町
	銚子	千葉県海上郡銚子町	玉島	岡山県浅口郡玉島町
神戸税関	尼崎	兵庫県尼崎市	西郷	島根県周吉郡西郷町
	西宮	兵庫県西宮市	浦郷	島根県知夫郡浦郷村
	明石	兵庫県明石市	宇品	広島県広島市
	洲本	兵庫県津名郡洲本町		

昭和八年六月

	土庄	香川県小豆郡土庄町	
大阪税関	堺	大阪府堺市	
	大島	和歌山県東牟婁郡大島村	
	和歌山	和歌山県和歌山市	
長崎税関	佐世保	長崎県佐世保市	宇和島
	勝本	長崎県壱岐郡香椎村	鳥羽
	豆酸	長崎県下県郡豆酸村	小木
	佐須奈	長崎県上県郡佐須奈村	
	平戸	長崎県北松浦郡平戸町	
	崎戸	長崎県西彼杵郡崎戸村	
	松島	長崎県西彼杵郡松島村	
門司税関	六連	山口県豊浦郡彦島町	福江
	大分	大分県大分市	島原
	佐賀関	大分県北海郡佐賀関町	伊万里
			呼子
			若津
			大島
			八重山
函館税関	寿都	北海道寿都郡寿都町	土崎港
	鴛泊	北海道利尻郡鴛泊村	安別
	稚内	北海道宗谷郡稚内町	内路
	紗那	北海道紗那郡紗那村	
			小倉
			部崎

〔総数 五二〕

昭和十年五月

横浜税関	銚子	千葉県銚子市	館山
長崎税関	崎戸	長崎県西彼杵郡崎戸町	
門司税関	六連	山口県下関市	部崎
門司税関〔佐賀関 廃止〕	六連	山口県下関市	福岡県門司市
	大分	大分県大分市	福岡県小倉市
	津久見〔新設〕	大分県北海部郡津久見町	福岡県門司市

〔総数 五二〕

昭和十一年四月

長崎税関〔呼子 廃止〕	佐世保	長崎県佐世保市	福江
	勝本	長崎県壱岐郡勝本町	島原
	豆酸	長崎県下県郡豆酸村	伊万里
	佐須奈	長崎県上県郡佐須奈村	若津
	平戸	長崎県北松浦郡平戸町	細島〔新設〕
	崎戸	長崎県西彼杵郡崎戸町	大島
	松島	長崎県西彼杵郡松島村	八重山

〔総数 五二〕

昭和十二年十月

横浜税関（下田、見付移管）	大島	東京府大島元村	銚子
	父島	東京府小笠原島父島大村	勝浦
	横須賀	神奈川県横須賀市	館山
	浦賀	神奈川県三浦郡浦賀町	石巻
	三崎	神奈川県三浦郡三崎町	
大阪税関（鳥羽移管）	堺	大阪府堺市	和歌山
	大島	和歌山県東牟婁郡大島村	小木
名古屋税関（新設）	下田	静岡県賀茂郡下田町	鳥羽
	見付	静岡県磐田郡見付町	
長崎税関	八重山	沖縄県八重山郡石垣町	

〔総数 五二〕

昭和十三年一月

長崎税関	細島	宮崎県東臼杵郡富島町	

〔総数 五二〕

昭和十四年三月

神戸税関	尼崎	兵庫県尼崎市	洲本
	西宮	兵庫県西宮市	玉島
	明石	兵庫県明石市	西郷

〔総数 五〇〕

〔宇品 廃止〕	浦郷	島根県知夫郡浦郷村	宇和島
	土庄	香川県小豆郡土庄町	愛媛県宇和島市
長崎税関（細島 廃止）	佐世保	長崎県佐世保市	福江
	勝本	長崎県壱岐郡勝本町	島原
	豆酸	長崎県下県郡豆酸村	伊万里
	佐須奈	長崎県上県郡佐須奈村	若津
	平戸	長崎県北松浦郡平戸町	大島
	崎戸	長崎県西彼杵郡崎戸町	八重山
	松島	長崎県西彼杵郡松島村	

〔総数 五〇〕

昭和十四年十一月

横浜税関	館山	千葉県館山市	

昭和十五年二月

神戸税関	洲本	兵庫県洲本市	

〔総数 五〇〕

昭和十五年六月

長崎税関	勝本	長崎県壱岐郡勝本町	平戸
	豆酸	長崎県下県郡豆酸村	崎戸
	佐須奈	長崎県上県郡佐須奈村	松島

〔総数 四九〕

〔佐世保 廃止〕	福江	長崎県南松浦郡福江町	若津
	島原	長崎県島原市	大島
	伊万里	佐賀県西松浦郡山代町	八重山

〔総数 四八〕

昭和十五年七月

門司税関〔小倉 廃止〕	六連	山口県下関市	津久見
	大分	大分県大分市	部崎

〔総数 四八〕

昭和十六年七月

長崎税関〔松島 廃止〕	勝本	長崎県壱岐郡勝本町	島原
	豆酘	長崎県下県郡豆酘村	伊万里
	佐須奈	長崎県上県郡佐須奈村	若津
	平戸	長崎県北松浦郡平戸町	油津〔新設〕
	崎戸	長崎県西彼杵郡崎戸町	大島
	福江	長崎県南松浦郡福江町	八重山
函館税関	土崎港	秋田県秋田市	

昭和十六年十二月

昭和二年大蔵省令第三十八号（税関監視署名称及位置）廃止

（7） 税関出張所および税関支署出張所名称位置

〔税関出張所および税関支署出張所総数 一七〕

昭和初年

名称	位置	名称	位置
横浜税関東横浜駅出張所	神奈川県横浜市東横浜駅停車場構内	大阪税関梅小路出張所	京都府京都市梅小路町
横浜税関横浜駅出張所	神奈川県横浜市横浜駅停車場構内	大阪税関堺出張所	大阪府堺市吾妻橋通三丁目
東京税関支署東京駅出張所	東京府東京市東京駅停車場構内	名古屋税関支署名古屋駅出張所	愛知県名古屋市名古屋駅停車場構内
東京税関支署汐留駅出張所	東京府東京市汐留駅停車場構内	敦賀税関支署敦賀港駅出張所	福井県敦賀郡敦賀港駅停車場構内
神戸税関神戸駅出張所	兵庫県神戸市神戸駅停車場構内	宮津税関支署舞鶴出張所	京都府加佐郡舞鶴町大字北田辺
神戸税関広島出張所	広島県広島市宇品町	長崎税関長崎駅出張所	長崎県長崎市長崎駅停車場構内
大阪税関桜島出張所	大阪府大阪市西区桜島町	門司税関下関出張所	山口県下関市中ノ町
大阪税関大阪駅出張所	大阪府大阪市大阪駅停車場構内	門司税関下関駅出張所	山口県下関市下関駅停車場構内
大阪税関富島出張所	大阪府大阪市北区富島町		

昭和二年十二月

尾道糸崎税関支署尾道出張所〔新設〕	広島県尾道市東御所町

〔総数 一八〕

昭和五年六月

神戸税関湊川駅出張所〔新設〕	兵庫県神戸市湊川駅停車場構内	〔神戸税関神戸駅出張所 廃止〕	

〔総数 一八〕

昭和七年十月

宮津税関支署舞鶴出張所	京都府加佐郡余内村字上安久		

〔総数 一八〕

昭和九年八月

大阪税関梅田駅出張所〔新設〕〔大阪税関大阪駅出張所 廃止〕	大阪府大阪市梅田駅停車場構内	門司税関下関駅出張所	山口県下関市大字港町字港町

〔総数 一八〕

昭和十年四月

横浜税関川崎出張所〔新設〕	神奈川県川崎市扇町		

〔総数 一九〕

昭和十一年二月

大阪税関支署舞鶴出張所〔新設〕	京都府加佐郡余内村字上安久	〔宮津税関支署舞鶴出張所 廃止〕	

〔総数 一九〕

昭和十一年九月

大阪税関舞鶴出張所	京都府加佐郡舞鶴町字上安久		

〔総数 一九〕

昭和十二年四月

名古屋税関支署笹島駅出張所〔新設〕〔名古屋税関支署名古屋駅出張所 廃止〕	愛知県名古屋市笹島駅停車場構内	敦賀税関支署敦賀港駅出張所	福井県敦賀市敦賀港駅停車場構内

〔総数 一九〕

昭和十二年十月

名古屋税関笹島駅出張所〔新設〕	愛知県名古屋市笹島駅停車場構内	〔名古屋税関支署笹島駅出張所 廃止〕	

〔総数 一九〕

昭和十三年九月

尾道糸崎税関支署尾道出張所	広島県尾道市西御所町	大阪税関舞鶴出張所	京都府舞鶴市字上安久

〔総数 一九〕

昭和十四年三月

伏木税関支署東岩瀬出張所〔新設〕	富山県上新川区東岩瀬町大字東岩瀬町字海岸通		

〔総数 二〇〕

昭和十五年六月〔全改正〕

横浜税関鶴見駅出張所	神奈川県横浜市鶴見駅構内	大阪税関大阪駅出張所	大阪府大阪市大阪駅構内
横浜税関横浜駅出張所	神奈川県横浜市横浜駅構内	大阪税関梅田駅出張所	大阪府大阪市梅田駅構内
横浜税関東横浜駅出張所	神奈川県横浜市東横浜駅構内	大阪税関堺出張所	大阪府堺市吾妻橋通三丁目
横浜税関川崎出張所	神奈川県川崎市扇町	大阪税関京都駅出張所	京都府京都市京都駅構内
横浜税関川崎駅出張所	神奈川県川崎市川崎駅構内	大阪税関梅小路駅出張所	京都府京都市梅小路駅構内
東京税関支署東京駅出張所	東京府東京市東京駅構内	大阪税関舞鶴出張所	京都府舞鶴市字上安久
東京税関支署汐留駅出張所	東京府東京市汐留駅構内	敦賀税関支署敦賀港駅出張所	福井県敦賀市敦賀港駅構内
東京税関支署品川駅出張所	東京府東京市品川駅構内	伏木税関支署東岩瀬出張所	富山県上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町字海岸通
東京税関支署秋葉原駅出張所	東京府東京市秋葉原駅構内	名古屋税関名古屋駅出張所	愛知県名古屋市名古屋駅構内
東京税関支署上野駅出張所	東京府東京市上野駅構内	名古屋税関笹島駅出張所	愛知県名古屋市笹島駅構内
東京税関支署新宿駅出張所	東京府東京市新宿駅構内	名古屋税関尾張一ノ宮駅出張所	愛知県一ノ宮市尾張一ノ宮駅構内
東京税関支署渋谷駅出張所	東京府東京市渋谷駅構内	名古屋税関大垣駅出張所	岐阜県大垣市大垣駅構内
東京税関支署両国駅出張所	東京府東京市両国駅構内	清水税関支署静岡駅出張所	静岡県静岡市静岡駅構内
新潟税関支署三条駅出張所	新潟県三条市三条駅構内	長崎税関長崎駅出張所	長崎県長崎市長崎駅構内
神戸税関神戸駅出張所	兵庫県神戸市神戸駅構内	長崎税関佐世保出張所	長崎県佐世保市万津町
神戸税関湊川駅出張所	広島県尾道市西御所町	三池税関支署久留米駅出張所	福岡県久留米市久留米駅構内
尾道糸崎税関支署尾道出張所	広島県広島市広島駅構内	三角税関支署熊本駅出張所	熊本県熊本市熊本駅構内
広島税関支署広島駅出張所	大阪府大阪市此花区桜島町	鹿児島税関支署鹿児島駅出張所	鹿児島県鹿児島市鹿児島駅構内
大阪税関桜島出張所	大阪府大阪市港区富島町		
大阪税関富島出張所			

〔総数 四五〕

門司税関下関出張所	山口県下関市大字港町字港町	門司税関小倉駅出張所	福岡県小倉市小倉駅構内
門司税関下関駅出張所	山口県下関市下関駅構内	博多税関支署博多駅出張所	福岡県福岡市博多駅構内
門司税関門司駅出張所	福岡県門司市門司駅構内	博多税関支署福岡第一飛行場出張所	福岡県糟屋郡和白村福岡第一飛行場構内
門司税関小倉出張所	福岡県小倉市浅野町		

昭和十五年十月

伏木税関支署東岩瀬出張所	富山県富山市東岩瀬町		

〔総数 四五〕

昭和十六年五月

横浜税関東京出張所〔新設〕	東京府東京市京橋区越前町	横浜税関上野駅出張所	東京府東京市上野駅構内
横浜税関東京駅出張所	東京府東京市東京駅構内	横浜税関新宿駅出張所	東京府東京市新宿駅構内
横浜税関汐留駅出張所	東京府東京市汐留駅構内	横浜税関渋谷駅出張所	東京府東京市渋谷駅構内
横浜税関品川駅出張所	東京府東京市品川駅構内	横浜税関両国駅出張所	東京府東京市両国駅構内
横浜税関秋葉原駅出張所	東京府東京市秋葉原駅構内		

〔総数 四六〕

昭和十六年七月

横浜税関東京飛行場出張所〔新設〕	東京府東京市東京飛行場構内		

〔総数 四七〕

昭和十六年九月

敦賀税関支署福井駅出張所〔新設〕	福井県福井市御園町		

〔総数 四八〕

昭和十六年十二月〔全改正〕

所管税関名	名称	位置
横浜	横浜税関東横浜駅出張所	神奈川県横浜市
	横浜税関横浜駅出張所	同
	横浜税関鶴見駅出張所	同
	横浜税関川崎出張所	神奈川県川崎市
	横浜税関川崎駅出張所	同
	横浜税関横須賀出張所	神奈川県横須賀市
	横浜税関浦賀出張所	神奈川県三浦郡浦賀町
	横浜税関三崎出張所	神奈川県三浦郡三崎町
	横浜税関東京出張所	東京府東京市
	横浜税関東京駅出張所	同
	横浜税関汐留駅出張所	同
	横浜税関品川駅出張所	同
	横浜税関秋葉原駅出張所	同
神戸	神戸税関神戸港駅出張所	兵庫県神戸市
	神戸税関神戸駅出張所	同
	神戸税関湊川駅出張所	同
	神戸税関尼崎出張所	兵庫県尼崎市
	神戸税関西宮出張所	兵庫県西宮市
	神戸税関明石出張所	兵庫県明石市
	神戸税関上野駅出張所	東京府東京市
	横浜税関新宿駅出張所	同
	横浜税関渋谷駅出張所	同
	横浜税関両国駅出張所	同
	横浜税関東京飛行場出張所	同
	横浜税関大島出張所	東京府大島元村
	横浜税関父島出張所	東京府小笠原父島大村
	横浜税関銚子出張所	千葉県銚子市
	横浜税関勝浦出張所	千葉県夷隅郡勝浦町
	横浜税関館山出張所	千葉県館山市
	新潟税関支署三条駅出張所	新潟県三条市
	新潟税関支署直江津出張所	新潟県中頸城郡直江津町
	塩竈税関支署石巻出張所	宮城県石巻市
	神戸税関洲本出張所	兵庫県洲本市
	神戸税関西郷出張所	島根県周吉郡西郷村
	神戸税関浦郷出張所	島根県知夫郡浦郷村
	神戸税関土庄出張所	香川県小豆郡土庄町
	宇野税関支署玉島出張所	岡山県浅口郡玉島町
	尾道糸崎税関支署尾道出張所	広島県尾道市
	広島税関支署広島駅出張所	広島県広島市
大阪	大阪税関桜島出張所	大阪府大阪市
	大阪税関富島出張所	同
	大阪税関大阪駅出張所	同
	大阪税関梅田駅出張所	大阪府堺市
	大阪税関堺出張所	京都府京都市
	大阪税関京都駅出張所	同
	大阪税関梅小路駅出張所	愛知県名古屋市
名古屋	名古屋税関名古屋駅出張所	同
	名古屋税関笹島駅出張所	愛知県一ノ宮市
	名古屋税関尾張一ノ宮駅出張所	岐阜県大垣市
	名古屋税関大垣駅出張所	長崎県長崎市
長崎	長崎税関長崎駅出張所	長崎県佐世保市
	長崎税関佐世保出張所	長崎県西彼杵郡崎戸町
	長崎税関崎戸出張所	長崎県南松浦郡福江町
	長崎税関福江出張所	長崎県壱岐郡勝本町
	長崎税関勝本出張所	佐賀県西松浦郡山代町
	唐津税関支署伊万里出張所	長崎県北松浦郡平戸町
	唐津税関支署平戸出張所	長崎県島原市
	口ノ津税関支署島原出張所	福岡県久留米市
	三池税関支署久留米駅出張所	福岡県三潴郡大川町
	三池税関支署若津出張所	熊本県熊本市
	三角税関支署熊本駅出張所	鹿児島県鹿児島市
	鹿児島税関支署鹿児島駅出張所	鹿児島県大島郡名瀬町
	鹿児島税関支署大島出張所	宮崎県南那珂郡油津町
	細島税関支署油津出張所	長崎県下県郡豆酘村
	厳原税関支署豆酘出張所	長崎県上県郡佐須奈村
	厳原税関支署佐須奈出張所	沖縄県八重山郡石垣町
	那覇税関支署八重山出張所	愛媛県宇和島市
	今治税関支署宇和島出張所	京都府舞鶴市
	大阪税関舞鶴出張所	和歌山県和歌山市
	大阪税関和歌山出張所	和歌山県東牟婁郡大島村
	大阪税関大島出張所	福井県敦賀市
	敦賀税関支署敦賀港駅出張所	福井県福井市
	敦賀税関支署福井駅出張所	石川県珠洲郡小木町
	七尾税関支署小木出張所	富山県富山市
	伏木税関支署東岩瀬出張所	静岡県静岡市
	清水税関支署静岡駅出張所	静岡県賀茂郡下田町
	清水税関支署下田出張所	静岡県磐田郡見付町
	清水税関支署見付出張所	三重県志摩郡鳥羽町
	四日市税関支署鳥羽出張所	

昭和十七年十二月

門司	門司税関門司駅出張所	福岡県門司市	〔総数 九八〕
	門司税関門司港駅出張所〔新設〕	福岡県門司市	
	門司税関門司駅出張所〔廃止〕		
	博多税関支署福岡飛行場出張所〔新設〕	福岡県糟屋郡和白村	
	門司税関下関駅出張所	山口県下関市	
	門司税関下関出張所	同	
	門司税関大分出張所	大分県大分市	
	門司税関津久見出張所	大分県北海部郡津久見町	
	門司税関小倉駅出張所	福岡県福岡市	
	門司税関小倉出張所	福岡県糟屋郡和白村	
函館	船川税関支署土崎港出張所	秋田県秋田市	
	小樽税関支署寿都出張所	北海道寿都郡寿都町	
	留萌税関支署鷲泊出張所	北海道利尻郡鷲泊村	
	留萌税関支署稚内出張所	北海道宗谷郡稚内町	
	根室税関支署紗那出張所	北海道紗那郡紗那村	
	大泊税関支署内路出張所	樺太敷香郡内路村	
	真岡税関支署安別出張所	樺太名好郡丹別村	

昭和十八年七月

函館	真岡税関支署安別出張所	樺太名好郡西柵丹村	〔総数 九九〕

昭和十八年九月〔全改正〕

神戸	広島税関支署呉出張所〔新設〕	広島県呉市	〔総数 七二〕
横浜	横浜税関東横浜駅出張所	神奈川県横浜市	
	横浜税関横浜駅出張所	同	
	横浜税関鶴見駅出張所	同	
	横浜税関川崎出張所	神奈川県川崎市	
	横浜税関川崎駅出張所	同	
	横浜税関横須賀出張所	神奈川県横須賀市	
	横浜税関浦賀出張所	同	
	横浜税関東京出張所	東京都京橋区	
	横浜税関東京駅出張所	東京都麹町区	
	横浜税関汐留駅出張所	東京都芝区	
	横浜税関品川駅出張所	同	
	横浜税関秋葉原駅出張所	東京都神田区	
	横浜税関上野駅出張所	東京都下谷区	
	横浜税関新宿駅出張所	東京都淀橋区	
	横浜税関渋谷駅出張所	東京都渋谷区	
	横浜税関両国駅出張所	東京都本所区	
	横浜税関東京飛行場出張所	東京都蒲田区	
	横浜税関父島出張所	東京都小笠原父島大島	
	横浜税関館山出張所	千葉県館山市	
	新潟税関支署三条駅出張所	新潟県三条市	
	新潟税関支署直江津出張所	新潟県中頸城郡直江津町	
神戸	神戸税関神戸港駅出張所	兵庫県神戸市	
	神戸税関神戸駅出張所	同	
	神戸税関湊川駅出張所	同	
	神戸税関尼崎出張所	兵庫県尼崎市	
	神戸税関土庄出張所	香川県小豆郡土庄町	
	尾道糸崎税関支署尾道出張所	広島県尾道市	
	広島税関支署広島駅出張所	広島県広島市	
	広島税関支署呉出張所	広島県呉市	
	今治税関支署宇和島出張所	愛媛県宇和島市	

大阪	大阪税関桜島出張所	大阪府大阪市	大阪税関梅小路駅出張所
	大阪税関富島出張所	同	大阪税関舞鶴出張所
	大阪税関大阪駅出張所	同	敦賀税関支署敦賀港駅出張所
	大阪税関梅田駅出張所	同	敦賀税関支署福井駅出張所
	大阪税関堺出張所	大阪府堺市	伏木税関支署東岩瀬出張所
	大阪税関京都駅出張所	京都府京都市	京都府京都市
名古屋	名古屋税関名古屋駅出張所	愛知県名古屋市	名古屋税関大垣駅出張所
	名古屋税関笹島駅出張所	同	清水税関支署静岡県出張所
	名古屋税関尾張一ノ宮駅出張所	愛知県一ノ宮市	清水税関支署下田出張所
			岐阜県大垣市
			静岡県静岡市
			静岡県賀茂郡下田町
長崎	長崎税関長崎駅出張所	長崎県長崎市	三角税関支署熊本駅出張所
	長崎税関佐世保出張所	長崎県佐世保市	鹿児島税関支署鹿児島駅出張所
	長崎税関崎戸出張所	長崎県西彼杵郡崎戸町	鹿児島税関支署枕崎出張所
	長崎税関勝本出張所	長崎県壱岐郡勝本町	細島税関支署油津出張所
	唐津税関支署伊万里出張所	佐賀県西松浦郡山代町	厳原税関支署豆酸出張所
	三池税関支署久留米駅出張所	福岡県久留米市	
門司	門司税関門司港駅出張所	福岡県門司市	門司税関小倉駅出張所
	門司税関下関出張所	山口県下関市	門司税関若松出張所
	門司税関下関駅出張所	同	門司税関大分出張所
	門司税関六連出張所	同	門司税関津久見出張所
	門司税関小倉出張所	福岡県小倉市	博多税関支署博多港駅出張所

〔昭和十八年十一月 税関 廃止〕

	博多税関支署福岡飛行場出張所	福岡県糟屋郡和白村	
函館	留萌税関支署稚内出張所	北海道宗谷郡稚内町	
	大泊税関支署内路出張所	樺太敷香郡内路村	
			真岡税関支署安別出張所
			樺太名好郡西栅丹村

(8) 地方専売局名称および位置

昭和初年

名称	位置	名称	位置
東京地方専売局	東京府東京市	水戸地方専売局	茨城県水戸市
宇都宮地方専売局	栃木県宇都宮市	高崎地方専売局	群馬県高崎市
郡山地方専売局	福島県郡山市	仙台地方専売局	宮城県仙台市
函館地方専売局	北海道函館市	名古屋地方専売局	愛知県名古屋市
金沢地方専売局	石川県金沢市	大阪地方専売局	大阪府大阪市
岡山地方専売局	岡山県岡山市	広島地方専売局	広島県広島市
坂出地方専売局	香川県綾歌郡坂出町	徳島地方専売局	徳島県徳島市
福岡地方専売局	福岡県筑紫郡千代町	熊本地方専売局	熊本県熊本市
鹿児島地方専売局	鹿児島県鹿児島市		

昭和四年六月

名称	位置
福岡地方専売局	福岡県福岡市

昭和十三年四月

名称	位置
札幌地方専売局	北海道札幌市
	〔函館地方専売局　廃止〕

昭和十六年四月〔全改正〕

名称	位置
東京地方専売局	東京市
仙台地方専売局	仙台市
名古屋地方専売局	名古屋市
大阪地方専売局	大阪市
高松地方専売局	高松市
鹿児島地方専売局	鹿児島市
水戸地方専売局	水戸市
札幌地方専売局	札幌市
金沢地方専売局	金沢市
広島地方専売局	広島市
熊本地方専売局	熊本市

昭和十八年十一月

名称	位置
東京地方専売局	東京都

昭和二十年五月

〔水戸、金沢、鹿児島の三地方専売局　廃止〕

(9) 専売局製作所、研究所および試験場名称位置

昭和初年

名称	位置
専売局板橋製作所	東京府北豊島郡板橋町
専売局中央研究所	東京府荏原郡平塚村

昭和四年十月

名称	位置
専売局中央研究所	東京府荏原郡荏原町
専売局秦野試験場	神奈川県中郡東秦野村

昭和四年十二月

名称	位置
専売局水戸試験場〔新設〕	茨城県久慈郡山田村

昭和八年十一月

名称	位置
専売局板橋製作所	東京府東京市板橋区板橋町

昭和十一年八月

名称	位置
専売局三田尻試験場	山口県防府市
専売局秦野試験場	神奈川県中郡秦野町
専売局三田尻試験場	山口県佐波郡中関村
専売局三田尻試験場	山口県佐波郡中関町
専売局中央研究所	東京府東京市荏原区戸越町

昭和十三年十二月

専売局防府試験場〔三田尻を改称〕	山口県防府市

昭和十六年四月〔全改正〕

名称	位置	名称	位置
専売局板橋製作所	東京府東京市板橋区	専売局岡山試験場	岡山県浅口郡玉島町
専売局中央研究所	東京府東京市荏原区	専売局防府試験場	山口県防府市
専売局秦野試験場	神奈川県中郡東秦野村	専売局鹿児島試験場	鹿児島県鹿児島郡谷山町
専売局水戸試験場	茨城県久慈郡山田村		

昭和十八年十一月

専売局鹿児島試験場	鹿児島県鹿児島市

昭和十九年七月〔全改正〕

専売局板橋製作所	東京都板橋区
専売局中央研究所	東京都荏原区
専売局煙草試験場	神奈川県中郡東秦野村
専売局製塩試験場	山口県防府市
専売局樟脳試験場	鹿児島県鹿児島市

〔水戸試験場、岡山試験場 廃止〕

(10) 地方専売局工場名称位置

昭和初年

管轄地方専売局名	名称	位置
東京	芝工場	東京府東京市
	淀橋工場	東京府豊多摩郡淀橋町
大阪	京都工場	京都府京都市

昭和八年十一月

東京	芝工場	東京府東京市芝区
	淀橋工場	東京府東京市淀橋区
大阪	京都工場	京都府京都市下京区

昭和十二年八月

東京	品川工場〔新設〕〔淀橋工場 廃止〕	東京府東京市品川区

昭和十二年十二月（全改正）

管轄地方専売局名	名称	位置
東京	芝工場	東京府東京市芝区
	品川工場	東京府東京市品川区
	千葉酒精工場	千葉県千葉市
水戸	石岡酒精工場	茨城県新治郡石岡町
大阪	京都工場	京都府京都市下京区
熊本	肥後大津酒精工場	熊本県菊池郡大津町
鹿児島	出水酒精工場	鹿児島県出水郡出水町
	高鍋酒精工場	宮崎県児湯郡高鍋町

昭和十三年四月

仙台	山形工場（新設）	山形県山形市
名古屋	浜松工場（新設）	静岡県浜松市

昭和十三年七月

坂出	高松工場（新設）	香川県高松市

昭和十三年十二月

札幌	帯広酒精工場（新設）	北海道帯広市
名古屋	中泉酒精工場（新設）	静岡県磐田郡中泉町
広島	防府製塩工場（新設）	山口県防府市
福岡	島原酒精工場（新設）	長崎県南高来郡島原町
	相知酒精工場（新設）	佐賀県東松浦郡相知町
鹿児島	鹿屋酒精工場（新設）	宮崎県肝属郡鹿屋町
	小林酒精工場（新設）	宮崎県西諸県郡小林町

昭和十四年七月

東京	本所工場（新設）	東京府東京市本所区

昭和十四年十一月

東京（芝工場廃止）	足立工場（新設）	東京府東京市足立区
	桑野工場（新設）	神奈川県中郡桑野町
宇都宮	茂木工場（新設）	栃木県芳賀郡茂木町
徳島	池田工場（新設）	徳島県三好郡池田町

昭和十五年三月

札幌	野付牛酒精工場〔新設〕	北海道常呂郡野付牛町
坂出	近永酒精工場〔新設〕	愛媛県北宇和郡旭村

昭和十五年七月

福岡	島原酒精工場	長崎県島原市

昭和十五年八月

東京	〔本所工場、秦野工場 廃止〕	
宇都宮	〔茂木工場 廃止〕	
仙台	〔山形工場 廃止〕	
名古屋	〔浜松工場 廃止〕	
坂出	〔高松工場 廃止〕	
徳島	〔池田工場 廃止〕	

昭和十五年十二月

名古屋	磐田酒精工場〔中泉酒精工場改称〕	静岡県磐田郡磐田町

昭和十六年四月〔全改正〕

東京	品川工場	東京府東京市品川区
	足立工場	東京府東京市足立区
	千葉酒精工場	千葉県千葉市
水戸	石岡酒精工場	茨城県新治郡石岡町
札幌	帯広酒精工場	北海道帯広市
	野付牛酒精工場	北海道常呂郡野付牛町
名古屋	磐田酒精工場	静岡県磐田郡磐田町
大阪	京都工場	京都府京都市下京区
広島	防府製塩工場	山口県防府市
高松	近永酒精工場	愛媛県北宇和郡旭村
熊本	肥後大津酒精工場	熊本県菊池郡大津町
	島原酒精工場	長崎県島原市
	相知酒精工場	佐賀県東松浦郡相知町
鹿児島	出水酒精工場	鹿児島県出水郡出水町
	鹿屋酒精工場	鹿児島県肝属郡鹿屋町
	小林酒精工場	宮崎県西諸県郡小林町
	高鍋酒精工場	宮崎県児湯郡高鍋町

昭和十六年六月

鹿児島	鹿屋酒精工場	鹿児島県鹿屋市

昭和十七年四月

東京	(千葉酒精工場廃止)
水戸	(石岡酒精工場廃止)
札幌	(帯広酒精工場、野付牛酒精工場廃止)
名古屋	(磐田酒精工場廃止)
高松	(近永酒精工場廃止)
熊本	(肥後大津酒精工場、島原酒精工場、相知酒精工場廃止)
鹿児島	(出水酒精工場、鹿屋酒精工場、小林酒精工場、高鍋酒精工場廃止)

備考　アルコール専売が、商工省燃料局へ移管のため、酒精工場は専売局の管轄から離れた。

昭和十九年七月（全改正）

管轄地方専売局名	名称	位置
東京	品川煙草工場	東京都品川区
	足立煙草工場	東京都足立区
広島	防府製塩工場	山口県防府市

昭和二十年四月

東京	(品川煙草工場廃止)

(11) 地方専売局支局名称および位置

昭和十六年四月　　（支局総数　一二）

所管地方専売局	名称	位置	名称	位置
東京地方専売局	高崎	群馬県高崎市		
水戸地方専売局	宇都宮	栃木県宇都宮市	郡山	福島県郡山市
仙台地方専売局	盛岡	岩手県盛岡市	山形	山形県山形市
名古屋地方専売局	浜松	静岡県浜松市		
大阪地方専売局	神戸	兵庫県神戸市		
広島地方専売局	岡山	岡山県岡山市		
高松地方専売局	徳島	香川県綾歌郡坂出町 徳島県徳島市	松山	愛媛県松山市

熊本地方専売局	福岡	福岡県福岡市			

昭和十九年七月〔全改正〕

〔支局総数 三七〕

所管地方専売局	名称	位置	名称	位置
東京地方専売局	横浜	神奈川県横浜市	千葉	千葉県千葉市
	浦和	埼玉県浦和市	甲府	山梨県甲府市
水戸地方専売局	高崎	群馬県高崎市	宇都宮	栃木県宇都宮市
仙台地方専売局	郡山	福島県郡山市	山形	山形県山形市
	盛岡	岩手県盛岡市	秋田	秋田県秋田市
	青森	青森県青森市		
札幌地方専売局	樺太	樺太豊原市		
名古屋地方専売局	津	三重県津市	岐阜	岐阜県岐阜市
	静岡	静岡県静岡市		
金沢地方専売局	新潟	新潟県新潟市	福井	福井県福井市
	長野	長野県長野市	富山	富山県富山市
大阪地方専売局	京都	京都府京都市	大津	滋賀県大津市
	神戸	兵庫県神戸市	和歌山	和歌山県和歌山市
	奈良	奈良県奈良市		

広島地方専売局	鳥取	鳥取県鳥取市	岡山	岡山県岡山市
	松江	島根県松江市	山口	山口県山口市
高松地方専売局	徳島	徳島県徳島市	高知	高知県高知市
	松山	愛媛県松山市		
熊本地方専売局	長崎	長崎県長崎市	大分	大分県大分市
	福岡	福岡県福岡市	佐賀	佐賀県佐賀市
鹿児島地方専売局	宮崎	宮崎県宮崎市	那覇	沖縄県那覇市

昭和二十年五月

〔支局総数 四〇〕

東京地方専売局	横浜	神奈川県横浜市	水戸	茨城県水戸市
	新潟	新潟県新潟市	宇都宮	栃木県宇都宮市
	浦和	埼玉県浦和市	甲府	山梨県甲府市
	高崎	群馬県高崎市	長野	長野県長野市
	千葉	千葉県千葉市		
名古屋地方専売局	津	三重県津市	金沢	石川県金沢市
	静岡	静岡県静岡市	富山	富山県富山市
	岐阜	岐阜県岐阜市		
大阪地方専売局	京都	京都府京都市	奈良	奈良県奈良市
	神戸	兵庫県神戸市	大津	滋賀県大津市

福井	福井県福井市
長崎	長崎県長崎市
福岡	福岡県福岡市
大分	大分県大分市
佐賀	佐賀県佐賀市
和歌山	和歌山県和歌山市
宮崎	宮崎県宮崎市
鹿児島	鹿児島県鹿児島市
那覇	沖縄県那覇市

熊本地方専売局

〔水戸、金沢、鹿児島地方専売局の項削除〕

(12) 地方専売局出張所名称

昭和初年

〔出張所総数　一〇七〕

所管地方専売局名	地方専売局出張所名
東京地方専売局	横浜、秦野、野田、佐原、岩井、境、甲府、富士
水戸地方専売局	石塚、大宮、太田、大子、石岡
宇都宮地方専売局	田沼、真岡、茂木、喜連川、烏山、馬頭、大田原、黒磯
高崎地方専売局	松本、新潟、長岡、直江津、小出原
郡山地方専売局	二本松、若松、須賀川、石川、三春、常葉、小野新町
仙台地方専売局	盛岡、千厩、大迫、青森、山形、東根、酒田、土崎
函館地方専売局	小樽、釧路、根室、樺太
名古屋地方専売局	吉田、豊橋、浜松、見付、四日市、宇治山田、彦根
金沢地方専売局	飯田、福井、敦賀、富山、伏木
大阪地方専売局	舞鶴、神戸、大塩、赤穂
岡山地方専売局	牛窓、味野、宇野、玉島、高梁、久世、米子
広島地方専売局	尾道、竹原、瀬戸田、府中、松山、伯方、平生、下松、三田尻、秋穂
坂出地方専売局	高松、土庄、託間、波止浜、多喜浜
徳島地方専売局	撫養、脇町、貞光、高知、池田
福岡地方専売局	門司、長崎、大分、高田、佐賀
熊本地方専売局	高森、志波、臼杵、竹田、高千穂
鹿児島地方専売局	指宿、加世田、湊町、川内、出水、国分、垂水、宮崎、那覇

昭和六年六月〔全改正〕

〔総数　一三六〕

所管地方専売局名	地方専売局出張所名
東京地方専売局	横浜、秦野、野田、佐原、北条、岩井、境、甲府
水戸地方専売局	石塚、大宮、太田、大子、石岡、平
宇都宮地方専売局	真岡、茂木、喜連川、大田原、烏山、馬頭、黒磯、田沼
高崎地方専売局	沼田、新潟、長岡、関原、新井、直江津、夷、秩父、松本、篠ノ井
郡山地方専売局	若松、二本松、須賀川、石川、三春、常葉、小野新町
仙台地方専売局	塩釜、盛岡、大迫、千厩、青森、山形、米沢、東根、酒田、土崎、増田
函館地方専売局	小樽、釧路、根室、樺太
名古屋地方専売局	豊橋、吉田、四日市、宇治山田、浜松、清水、富士、静波、見付、彦根、岐阜、高山
金沢地方専売局	能登、飯田、福井、勝山、敦賀、富山、伏木

大阪地方専売局	舞鶴、神戸、大塩、赤穂
岡山地方専売局	牛窓、味野、宇野、玉島、高梁、久世、米子
広島地方専売局	尾道、竹原、瀬戸田、三原、府中、小松、柳井、平生、下松、三田尻、秋穂、松山、伯方
坂出地方専売局	高松、土庄、託間、波止浜、多喜浜
徳島地方専売局	撫養、脇町、貞光、池田、高知
福岡地方専売局	門司、長崎、対馬、大分、豊後高田、佐賀
熊本地方専売局	肥後大津、高森、島原、志波、臼杵、竹田、高千穂
鹿児島地方専売局	指宿、加世田、湊町、川内、出水、阿久根、国分、志布志、垂水、種子島、大島、宮崎、那覇、名護、宮古、八重山

昭和六年十二月　〔総数　一三五〕

仙台地方専売局	塩釜、盛岡、大迫、千厩、青森、山形、米沢、東根、酒田、秋田〈新設〉、増田、〈土崎廃止〉
広島地方専売局	尾道、竹原、瀬戸田、三原、府中、小松、柳井、下松、三田尻、秋穂、松山、伯方、〈平生廃止〉

昭和八年十一月　〔総数　一三七〕

水戸地方専売局	石塚、湊〈新設〉、大宮、太田、大子、石岡、平
熊本地方専売局	肥後大津、高森、島原、志波、臼杵、竹田、日田〈新設〉、高千穂

昭和十一年三月　〔総数　一三七〕

鹿児島地方専売局	指宿、加世田、市来〈新設〉、川内、出水、阿久根、国分、志布志、垂水、種子島、大島、宮崎、那覇、名護、宮古、八重山、〈湊町廃止〉

昭和十三年一月　〔総数　一三七〕

東京地方専売局	横浜、秦野、野田、佐原、北条、甲府、〈岩井、境を他〈移管〉
水戸地方専売局	石塚、湊、大宮、太田、大子、石岡、岩井〈移管〉、境〈移管〉、〈平、他〈移管〉
郡山地方専売局	若松、平〈移管〉、二本松、須賀川、石川、三春、常葉、小野新町
広島地方専売局	尾道、三原、竹原、瀬戸田、府中、三田尻、小松、柳井、下松、秋穂、伯方、〈松山、他〈移管〉
坂出地方専売局	高松、土庄、託間、松山〈移管〉、波止浜、多喜浜
福岡地方専売局	門司、志波〈移管〉、長崎、対馬、豊後豊田、日田〈移管〉、佐賀、〈大分、他〈移管〉
熊本地方専売局	肥後大津、高森、島原、大分〈移管〉、臼杵、竹田、〈志波、高千穂、日田を他〈移管〉
鹿児島地方専売局	指宿、加世田、市来、川内、出水、阿久根、国分、志布志、垂水、種子島、大島、宮崎、高千穂〈移管〉、那覇、名護、宮古、八重山

昭和十三年二月　〔総数　一三七〕

福岡地方専売局	門司、志波、長崎、島原〈移管〉、対馬、豊後高田、日田、佐賀
熊本地方専売局	肥後大津、高森、大分、臼杵、竹田、〈島原を他〈移管〉

昭和十三年四月　〔総数　一三八〕

札幌地方専売局	函館〈新設〉、小樽、釧路、根室、樺太

（函館地方専売局廃止）

昭和十三年八月　（総数 一四〇）

東京地方専売局	横浜、秦野、秩父（移管）、野田、佐原、北条、甲府
水戸地方専売局	石塚、潮、大宮、太田、石岡、岩井、境、（大子 廃止）
高崎地方専売局	沼田、新潟、長岡、新井、直江津、夷、松本、篠ノ井、（関原 廃止。秩父を他ヘ移管）
金沢地方専売局	福井、勝山、敦賀、富山、伏木、（能登、飯田 廃止）
大阪地方専売局	舞鶴、神戸、大塩、赤穂、洲本（新設）、和歌山（新設）
岡山地方専売局	津山（新設）、牛窓、味野、宇野、玉島、高梁、久世、鳥取（新設）、米子
広島地方専売局	移管尾道、三原、竹原、瀬戸田、府中、三田尻、小松、柳井、下松、秋穂、（伯方を他ヘ移管）
徳島地方専売局	高松、土庄、詫間、松山、宇和島（新設）、波止浜、伯方（移管）、多喜浜
福岡地方専売局	撫養、脇町、貞光、池田、高知、中村（新設）
熊本地方専売局	移管門司、志波、長崎、対島、佐賀、唐津（新設）、（島原 廃止。豊後高田、日田を他ヘ移管）
鹿児島地方専売局	肥後大津、高森、本渡（新設）、大分、豊後高田（移管）、臼杵、竹田、日田（移管）、穂波、指宿、加世田、市来、川内、出水、国分、志布志、垂水、種子島、大島、宮崎、高千穂、那覇、名護、宮古、八重山、（阿久根 廃止）

昭和十三年九月　（総数 一四二）

札幌地方専売局	函館、小樽、釧路、帯広（新設）、根室、樺太
岡山地方専売局	津山、牛窓、味野、宇野、玉島、高梁、久世、鳥取、米子、浜田（新設）

昭和十三年十二月　（総数 一四三）

広島地方専売局	廃止尾道、三原、竹原、瀬戸田、府中、防府（新設）、小松、柳井、下松、秋穂、（三田尻

昭和十四年三月　（総数 一四五）

東京地方専売局	横浜、秦野、熊谷（新設）、秩父、千葉（新設）、野田、佐原、北条、甲府
郡山地方専売局	若松、平、二本松、須賀川、石川、三春、常葉、小野新町、原町（新設）

昭和十四年七月　（総数 一四六）

札幌地方専売局	函館、小樽、釧路、帯広、野付牛（新設）、根室、樺太

昭和十四年八月　（総数 一四八）

仙台地方専売局	塩釜、盛岡、大迫、千厩、青森、八戸（新設）、山形、米沢、東根、酒田、秋田、増田
名古屋地方専売局	阜、豊橋、吉田、四日市、宇治山田、浜松、沼津（新設）、清水、静波、見付、彦根、岐阜、高山、（富士 廃止）
熊本地方専売局	肥後大津、高森、人吉（新設）、本渡、大分、豊後高田、臼杵、竹田、日田

昭和十四年十一月　（総数 一四八）

東京地方専売局	横浜、秦野、熊谷、秩父、千葉、館山（新設）、野田、佐原、甲府、（北条 廃止）

昭和十五年七月　（総数 一五一）

仙台地方専売局	塩釜、盛岡、大迫、千厩、青森、八戸、山形、米沢、東根、酒田、秋田、能代、（新設）増田
大金沢地方専売局	七尾、（新設）福井、敦賀、勝山、富山、伏木、能登、飯田（廃止）
大阪地方専売局	舞鶴、神戸、大塩、赤穂、篠山、（新設）洲本、和歌山
岡山地方専売局	津山（止）、牛窓、味野、宇野、玉島、高梁、久世、鳥取、米子、松江、（新設）、（浜田廃）
広島地方専売局	尾道、竹原、瀬戸田、府中、防府、柳井、下松、秋穂、下関、（新設）、萩、（新設）、（三原、小松廃止）
福岡地方専売局	門司、志波、長崎、佐世保、（新設）対島、佐賀、唐津
鹿児島地方専売局	指宿、加世田、市来、川内、出水、国分、志布志、垂水、種子島、大島、宮崎、都城、（新設）高千穂、那覇、名護、宮古、八重山

昭和十五年九月　（総数 一五二）

高崎地方専売局	沼田、新潟、長岡、関原、（新設）新井、直江津、夷、松本、篠ノ井
岡山地方専売局	津山（止）、玉野、（新設）牛窓、味野、玉島、高梁、久世、鳥取、米子、松江、宇野廃

昭和十六年一月　（総数 一五二）

名古屋地方専売局	豊橋、吉田、四日市、宇治山田、浜松、沼津、清水、静波、磐田、（新設）彦根、岐阜、高山、（見付廃止）

昭和十六年四月（全改正）　（総数 一五一）

所管地方専売局名	地方専売局出張所名
東京地方専売局	横浜、秦野、熊谷、秩父、沼田、千葉、館山、野田、佐原、甲府
水戸地方専売局	黒磯、田溝、大宮、太田、石岡、岩井、須賀川、石川、三茂木、小野、川、新町、大田原、常葉、烏山、馬頭、原町、若松、平、二本松
仙台地方専売局	塩釜、大迫、千厩、青森、八戸、米沢、酒田、東根、秋田、能代、増田
札幌地方専売局	函館、小樽、釧路、帯広、野付牛、根室、樺太
名古屋地方専売局	本豊橋、吉田、四日市、宇治山田、沼津、清水、静波、磐田、彦根、岐阜、高山、松ノ井、篠
金沢地方専売局	七尾、新潟、長岡、関原、新井、直江津、夷、福井、敦賀、勝山、富山、伏木
大阪地方専売局	舞鶴、洲本、大塩、赤穂、篠山、和歌山
広島地方専売局	島尾、道、竹原、瀬戸田、府中、高梁、久世、下関、萩、防府、鳥取、米子、松江、浜田、津山、玉野、牛窓、味野、玉井、柳井、下松、秋穂
高松地方専売局	土庄、託間、撫養、脇町、真光、池田、宇和島、波止浜、伯方、多度浜、高知、中村
熊本地方専売局	肥後大津、豊後高田、高森、臼杵、竹田、人吉、本渡、長崎、佐賀、唐津、佐世保、島原、対馬、門司、志波、大分、日田
鹿児島地方専売局	川内、指宿、加世田、市来、出水、国分、志布志、垂水、種子島、大島、宮崎、都城、高千穂、那覇、名護、宮古、八重山

昭和十七年六月　（総数 一五二）

仙台地方専売局	塩釜、佐沼、（新設）大迫、千厩、青森、八戸、米沢、酒田、東根、秋田、能代、増田

昭和十七年十月

札幌地方専売局	函館、小樽、旭川〔新設〕、釧路、北見〔新設〕、根室、樺太、〔帯広、野付牛　廃止〕	〔総数　一五三〕
大阪地方専売局	京都〔新設〕、洲本、大塩、赤穂、篠山、奈良〔新設〕、和歌山、〔舞鶴　廃止〕	

昭和十八年二月

熊本地方専売局	肥後大津、高森、人吉、本渡、長崎、島原、平戸〔新設〕、壱岐〔新設〕、門司、志波、大分、日田、豊後高田、臼杵、竹田、佐賀、唐津、〔佐世保、対島　廃止〕	〔総数　一五三〕

昭和十八年八月

名古屋地方専売局	豊橋、吉田、四日市、宇治山田、静岡〔新設〕、沼津、静波、磐田、彦根、岐阜、高山、松本、篠ノ井、〔清水　廃止〕	〔総数　一五三〕

昭和十八年九月

東京地方専売局	横浜、秦野、浦和〔新設〕、秩父、沼田、千葉、館山、野田、佐原、甲府、〔熊谷　廃止〕	〔総数　一五三〕

昭和十八年十月

広島地方専売局	瀬戸田、府中、鳥取、米子、松江、浜田、津山、玉野、牛窓、味野、玉島、高梁、久世、下関、山口〔新設〕、萩、防府、下松、柳井、〔尾道、竹原、秋穂　廃止〕	〔総数　一五三〕
名古屋地方専売局	豊橋、吉田、津〔新設〕、四日市、宇治山田、静岡、沼津、静波、磐田、大津〔新設〕、彦根、岐阜、高山、長野〔新設〕、松本、〔篠ノ井　廃止〕	

昭和十九年三月

名古屋地方専売局	豊橋、吉田、津、四日市、宇治山田、静岡、沼津、吉原〔新設〕、静波、磐田、大津、彦根、岐阜、高山、長野、松本	〔総数　一五四〕

昭和十九年七月〔全改正〕

所管地方専売局名	直轄・支局	地方専売局出張所名
東京地方専売局	直轄	芝、小石川、本所、八王子、武蔵府中
	横浜	横須賀、川崎、鎌倉、小田原、秦野、厚木
	浦和	川越、熊谷、小川、秩父、加須、春日部
	千葉	館山、木更津、松戸、野田、成田、茂原、佐原、八日市場
	甲府	大河内、猿橋
水戸地方専売局	直轄	水戸、日立、土浦、石塚、湊、大宮、太田、大子、潮来、竜ヶ崎、石岡、下館、岩井、境
	高崎	前橋、桐生、沼田、渋川、館林
	宇都宮	足利、栃木、真岡、茂木、喜連川、大田原、烏山、馬頭、黒磯、田沼
仙台地方専売局	直轄	仙台、石巻、塩釜、白石、古川、佐沼、気仙沼
	郡山	福島、若松、平、二本松、須賀川、石川、三春、小野新町、常葉、原町
	盛岡	釜石、陸中宮古、花巻、大迫、水沢、千厩
	青森	弘前、八戸、五所河原、田名部
	山形	米沢、酒田、東根
	秋田	能代、大館、本荘、大曲、増田

札幌地方専売局	直轄	札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、北見、帯広、岩見沢、八雲、倶知安、名寄、留萌、稚内、紋別、浦河、根室
	樺太	大泊、樺太真岡、恵須取、敷香
名古屋地方専売局	直轄	名古屋、豊橋、岡崎、一宮、半田、吉田
	津	四日市、宇治山田、松阪、上野、尾鷲、紀州木本
	静岡	浜松、沼津、熱海、下田、吉原、静波、掛川、磐田、気賀
	岐阜	高山、多治見、美濃太田、中津川
金沢地方専売局	直轄	金沢、七尾、能美小松
	新潟	長岡、三条、柏崎、新発田、関原、小出、十日市、新井、直江津、夷
	長野	松本、上田、飯田、諏訪、小諸、木曽福島、飯山
	福井	敦賀、勝山、武生
	富山	高岡、魚津
大阪地方専売局	直轄	大阪北、大阪南、堺、岸和田、摂津池田、茨木、河内八尾、枚方
	京都	福知山、舞鶴、園部、宮津
	神戸	姫路、明石、西宮、洲本、社、大塩、竜野、赤穂、豊岡、和田山、篠山
	奈良	桜井、五条
	大津	彦根、水口、八日市
	和歌山	新宮、田辺
広島地方専売局	直轄	広島、呉、尾道、竹原、瀬戸田、松永、府中、三次
	鳥取	米子、倉吉
	松江	浜田、石見大田
	岡山	倉敷、津山、玉野、牛窓、味野、玉島、高梁、久世
	山口	下関、宇部、萩、防府、下松、柳井
高松地方専売局	直轄	高松、坂出、土庄、託間
	徳島	富岡、撫養、脇町、貞光、池田
	松山	宇和島、八幡浜、伊予西条、波止浜、伯方、多喜浜
	高知	安芸、中村
熊本地方専売局	直轄	熊本、八代、人吉、肥後大津、高森、浜町、松橋、本渡
	長崎	佐世保、島原、大村、平戸、福江、壱岐、対馬
	福岡	久留米、門司、大牟田、八幡、田川、行橋
	大分	日田、豊後高田、臼杵、竹田
	佐賀	唐津、武雄
鹿児島地方専売局	直轄	鹿児島、川内、鹿屋、指宿、加世田、市来、出水、国分、志布志、種子島、大島
	宮崎	都城、延岡、高千穂
	那覇	名護、宮古、八重山

昭和二十年六月

〔総数 二八一〕

仙台地方専売局	直轄	仙台、石巻、塩釜、白石、古川、佐沼、渡波〔新設〕、気仙沼
広島地方専売局	山口	下関、宇部、萩、防府、下松、柳井、秋穂〔新設〕

(13) 専売官吏派出所名称

昭和初年　（派出所総数　五二）

所管地方専売局名	派出所名
東京地方専売局	船橋
水戸地方専売局	平
高崎地方専売局	秩父、沼田、篠ノ井、夷
郡山地方専売局	豊成
仙台地方専売局	塩釜、野蒜、渡波、増田
函館地方専売局	大泊、真岡、泊居、元泊、敷香
名古屋地方専売局	塩津、岐阜、高山、清水、静波
金沢地方専売局	大谷、勝山
大阪地方専売局	茸合、八木、網干、新浜
岡山地方専売局	山田
広島地方専売局	松永、三原、柳井、小松、富田、西浦、長府、吉見
徳島地方専売局	瀬戸
福岡地方専売局	下関、小波瀬、対馬、高家、和田、姫島
熊本地方専売局	島原
鹿児島地方専売局	阿久根、種子島、大島、福島、細島、名護、宮古、八重山

昭和五年三月　（総数　五二）

所管地方専売局名	派出所名
鹿児島地方専売局	阿久根、種子島、大島、志布志（新設）、細島、名護、宮古、八重山、（福島　廃止）

昭和六年七月（全改正）　（総数　二二）

所管地方専売局名	派出所名
郡山地方専売局	豊成
仙台地方専売局	渡波
名古屋地方専売局	塩津
金沢地方専売局	大谷
大阪地方専売局	茸合、八木、網干、新浜
岡山地方専売局	山田
広島地方専売局	松永、富田、西浦
徳島地方専売局	瀬戸
福岡地方専売局	小波瀬、下関、長府、吉見、姫島、和田、高家
鹿児島地方専売局	細島

昭和六年十二月　（総数　一六）

名古屋地方専売局	（塩津　廃止）
広島地方専売局	松永、西浦、（富田　廃止）
福岡地方専売局	小波瀬、下関、長府、姫島、（吉見、和田、高家　廃止）

昭和十二年八月　（総数 一五）

徳島地方専売局	（瀬戸 廃止）

昭和十二年十二月　（総数 一五）

広島地方専売局	松永、西浦、長府（移管）
福岡地方専売局	小波瀬、下関、姫島、（長府他へ移管）

昭和十三年八月　（総数 八）

郡山地方専売局	（豊成 廃止）
大阪地方専売局	（鞍谷、八木、網干、新浜 廃止）
岡山地方専売局	（山田 廃止）
鹿児島地方専売局	（細島 廃止）
福岡地方専売局	小波瀬、下関、（姫島他へ移管）
熊本地方専売局	姫島

昭和十四年五月　（総数 七）

広島地方専売局	松永、長府、（西浦 廃止）

昭和十四年十二月　（総数 六）

広島地方専売局	松永、（長府 廃止）

昭和十六年四月（全改正）　（総数 五）

仙台地方専売局	渡波
金沢地方専売局	大谷
広島地方専売局	松永
熊本地方専売局	小波瀬、姫島

昭和十八年六月　（総数 四）

熊本地方専売局	姫島、（小波瀬 廃止）

昭和十九年七月（全改正）　（総数 二二）

所管地方専売局名	直轄支局	派出所名
東京地方専売局	直轄	伊豆大島、新島、三宅島、八丈島、小笠原島
水戸地方専売局	直轄	鉾田
仙台地方専売局	直轄	渡波
	盛岡	久慈、二戸

名古屋地方専売局	直轄	新城
静岡		遠州浦川
金沢地方専売局	直轄	大谷、能登飯田、輪島
富山		出町
大阪地方専売局	大津	今津
広島地方専売局	島根	西郷
山口		徳山、秋穂
高松地方専売局	徳島	日和佐
熊本地方専売局	大分	姫島

昭和二十年六月　〔総数　二〇〕

仙台地方専売局	直轄	〔渡波　廃止〕
広島地方専売局	山口	徳山、〔秋穂　廃止〕

資　料　II

大蔵省機構表

（ならびに図解）

目　　次

(一)　大蔵省局別・課の変遷　(昭和 二 年ー二十年)…… 3～5
(二)　大蔵省幹部職員表　　(昭和 二 年ー二十年)…… 6～20
(三)　大蔵省顧問等氏名　　(昭和十二年ー二十年)……21
(四)　大蔵省官制定員制　　(昭和 二 年ー二十年)……22～48

(一) 大蔵省局別・課の変遷

昭和年・月	大臣官房	総務局 (17・11−20・5)	主計局	主税局	理財局 (−20・5)	会社部 (16・7−17・11)
2・3	秘書，文書，会計		司計，予算決算	国税，関税，臨時土地賃貸価格調査	国庫，国債	
4・4				国税，関税，臨時土地調査		
9・12			予算，決算，調査	国税，関税，経理	国庫，国債，地方債	
11・6				国税，関税，経理，企画，特別調査		
11・7	秘書，文書，会計，財政経済調査					
12・5					国庫，国債，地方債，金融	
12・10					国庫，国債，地方債，金融，外事	
13・5				国税，関税，経理，企画		
15・7				国税，関税，経理，企画，家屋賃貸価格調査		
15・9			予算，決算，調査，法規			
15・10				国税，関税，経理，企画，家屋賃貸価格調査，地方税		
15・11					国庫，国債，地方債，金融，外事，資金調整，配当給与，監査	
15・12	秘書，文書，会計			国税，関税，経理，地方税，家屋賃貸価格調査	国庫，国債，地方債，企画，外事，資金調整，配当給与，監査	
16・7					国庫，国債，地方債，企画，外事	総務，資金調整，経理統制
16・11	秘書，文書，企画，会計				国庫，国債，地方債，外事	
17・1	秘書，文書，企画，会計，考査					
17・6			第一，第二，第三，第四			
17・11	秘書，会計	文書，企画，考査，地方財務		国税一，国税二，関税，経理	国庫，金融，資金調整，経理統制	(理財局に合併)
18・7		文書，企画，考査，地方財務，企業整備				
18・11	秘書，会計，営繕	総務，文書，考査，財務，企業整備		国税一，国税二，関税，経理，醸造技術	国庫，預金運用，預金監理，金融，資金調整，経理統制	
19・8		総務，文書，考査，国有財産			国庫，預金運用，預金監理，証券，資金統制，特殊決済	
20・3	秘書，会計，営繕，戦時施設	文書，企画	第一，第二，第三	第一，第二，第三	国庫，預金，資金統制	
20・5	秘書，会計，営繕，戦時施設，文書，企画	(大臣官房へ)			(銀行保険局と合併して金融局となる)	
20・8	秘書，文書，企画，会計，庶務，営繕					

(一) 大蔵省局別・課の変遷（続き）

昭和年・月	銀行局 (−18・11)	監理局 (16・12 18・11)	銀行保険局 (18・11−20・5)	金融局 (20・5−)	外国為替管理部 (8・5−12・5)	為替局 (12・5−17・11)	外資局 (17・11−)	預金部 (−12・5 16・7−17・11)	預金部資金局 (12・5−16・7)	資金局 (17・11−18・11)	国民貯金奨励局 (13・4−17・11)	国民貯蓄局 (17・11−)	営繕管財局 (17・11−18・11)
2・3	特別銀行，普通銀行							運用，管理					
2・5	特別銀行，普通銀行，検査												
8・5					総務，審査								
10・9								運用，監理，考査					
11・10	特別銀行，普通銀行，検査，庶民金融												
12・5	特別銀行，普通銀行，検査，庶民金融，調査				（為替局へ）	総務，管理，外資		（預金部資金局となる）	運用部：資金，運用 監理部：監理，考査				
12・7						総務，第一管理，第二管理，外資							
13・2						総務，第一管理，第二管理，第三管理，外資							
13・4											総務，第一，第二，第三		
13・5						総務，輸入第一，輸入第二，輸入第三，送金，輸出，外資，検査							
15・12						総務，輸入第一，輸入第二，送金，輸出第一，輸出第二，外資		総務部：総務，資金，監理 運用部：運用第一，運用第二，考査	（預金部となる）				
16・7											総務，奨励，組合，企画		
16・12		監理，保険，戦時保険											
17・7						総務，送金，外資，管理							
17・11	特別銀行，普通銀行，検査，庶民金融，管理					（外資局となる）	総務，計画，為替，管理	（資金局となる）		総務，運用，地方資金，監理	（国民貯蓄局となる）	総務，計画，指導，組合	業務，国有財産，技術第一，技術第二，技術第三
18・3												総務，計画，指導，特別施設	
18・11	（監理局と合併して銀行保険局となる）	（銀行局と合併して銀行保険局となる）	総務，特別銀行，普通銀行，庶民金融，保険，戦時保険							（理財局に合併）			（官房営繕課となる）
19・4												総務，計画，指導，職域，戦時生活，特別施設	
19・8												総務，計画，指導，職域，戦時生活	
20・2							総務，計画，為替，外資						
20・3			銀行，保険				総務，計画，為替，管理					計画，指導，源泉貯蓄	
20・5			（理財局と合併して金融局となる）	国庫，預金運用，銀行，保険証券，資金統制									

(二) 大蔵省幹部職員表

(1) 大臣，政務次官，次官，参与官，秘書官

年次	大臣	政務次官	次官	参与官	秘書官
2	15.9 片岡直温 4 高橋是清 6 三土忠造	14.8 武内作平 2 中野正剛 4 大口喜六	13.8 田昌 4 黒田英雄	14.8 三木武吉 4 山口義一	15.11 青木一男
3					
4	7 井上準之助	7 小川郷太郎	7 河田烈	7 勝正憲	9 荒井誠一郎
5					
6	12 高橋是清	4 田昌 12 堀田善兵衛	12 黒田英雄	4 前田房之助 12 太田正孝	12 大野竜太
7				6 上塚司	
8					
9	7 藤井真信 11 高橋是清	5 矢吹省三	5 藤井真信 7 津島寿一	7 豊田収	5 石渡荘太郎 12 谷口恒二
10					
11	2 町田忠治 3 馬場鉄一	4 中島彌団次	3 川越丈雄	4 丹下茂十郎	3 星野喜代治
12	2 結城豊太郎 6 賀屋興宣	6 太田正孝	2 賀屋興宣 6 石渡荘太郎	2 6 中村三之丞	
13	5 池田成彬				7 山際正道
14	1 石渡荘太郎 8 青木一男	1 松村光三	1 大野竜太	1 矢野庄太郎 9	
15	1 桜内幸雄 7 河田烈	1 木村正義 7 *	7 広瀬豊作	1 松田正一 7 *	9 湯池謹爾郎
16	7 小倉正恒 10 賀屋興宣		7 谷口恒二		
17					1 坂田泰二
18					
19	2 石渡荘太郎	9 小笠原三九郎	3 松隈秀雄	9 田村秀吉	2 福田赳夫
20	2 津島寿一 4 広瀬豊作 8 津島寿一	5 中村三之丞	2 田中豊 4 山際正道 21.1	5 西川貞一	21.7

備考：1) 表内の算用数字は新旧官の交替月を示す。 2) ——は継続を示す。 3) ※ 以降廃官を示す。 4) * 以降20年9月まで空席を示す。

(2) 海外駐劄財務官

秘書官	英仏在駐財務官	独国駐在(伊国駐在)	米国駐在財務官	中国駐在財務官
15.9 中村三之丞 4 上塚司	森賢吾 5 津島寿一		森賢吾 5 津島寿一	公森太郎(事務官)
7 木村小左衛門				4 公森太郎(財務官)
6 簡牛凡夫				8 ※
12 上塚司				
6				
7 深田養一 11 久保文蔵	2 冨田勇太郎		2 冨田勇太郎	
3 長沼弘毅	3 荒川昌二		3 荒川昌二	9 稲森実(書記官)
6 水谷川忠麿				
1 岡村信吉 6 伊原隆				1 大野竜太 6 湯本武雄
1 鹿喰清一 9			4 西山勉	
1 中村梅吉 8 田中於菟彌	5 湯本武雄 12 ※	12 湯本武雄		5 木内四郎
7 日向方斉 10 岡村信吉				7 小原正樹 10 ※
			8 ※	
2 鹿喰清一				
2 黒金泰美 4 石田正 8 大平正芳		6 ※		

（3） 大臣官房，総務局

イ．官　　房

年次	秘書課長	文書課長	会計課長	財政経済調査課長	企画課長	考査課長
2	大15.11 青木 一男	大13.12 青木得三 5 荒井誠一郎	大12.12 佐野 正次	(昭11.7.新設)	(昭16.11.新設)	(昭17.1.新設)
3						
4	9 荒川誠一郎					
5			3 関原 忠三			
6	12 大野 竜太					
7		1 広瀬 豊作				
8						
9	5 石渡荘太郎 12 谷口 恒二		1 荒川 昌二 7 入間野武雄			
10			1 江口 順一			
11	3 星野喜代治	3 江口 順一 8 谷口 恒二	3 深田 養一	7 梅北 末初		
12		5 入江 昂	4 山田鉄之助	5 大竹 虎男		
13	3 山際 正道	6 松隈 秀雄	9 永井 勻	1 相田 岩夫 7 伊達 宗彰		
14		5 氏家 武		8 宇川 春景		
15			5 山住 克己 12 梅北 末初	12 ※		
16	9 湯池謹爾郎	8 山際 正道 12 深沢 家治	7 大塚 喜一 10 浜田 徳海		11森永貞一郎	
17	1 阪田 泰二	6 伊達 宗彰 11 ※	11 松尾 俊次		11 ※	1 浜田 徳海 11 ※
18		(総務局へ)			(総務局へ)	(総務局へ)
19	2 福田 赳夫					
20	9	(再設) 5 福田 赳夫 9	6 小島 宗高 21.2		(再設) 5 渡辺 武 10	

ロ．総　務　局

営繕課長	総務局長	文書課長	企画課及総務課長	考査課長	地方財務課及財務課長	企業整備課及国有財産課長
(昭18.11.新設)	(昭17.11.新設)					(昭18.7.新設)
	11 迫水 久常	11 迫水 久常 12 福田 赳夫	11 野田 卯一	11 吉村 成一	11 篠田 孝雄	
11 下元 連	11 松田 令輔		11 (総務課)	3 古木 隆三 11 小島 宗高	11 (財務課) 11 篠田 孝雄	7 内田 常雄
11 ※	11 山際 正道		6 中村 建城		4 小島 宗高 7 氏家 保寿 8 ※	8 (国有財産課) 8 氏家 武
	5 ※	5 ※ (大臣官房へ)	2 長沼 弘毅 3 (企画課) 3 渡辺 武 5 ※ (大臣官房へ)	3 ※		3 ※

（4） 主 計 局

年次	主計局長	予算決算課，予算課及第一課長	司計課，決算課及第二課長	調査課及第三課長	法規課及第四課長
2	大13.8 河田 烈	大13.12 川越 丈雄	大13.8 関原 忠三	（昭 9.12. 新設）	（昭 15.9. 新設）
3					
4	7 藤井 真信				
5			3 賀屋 興宣		
6					
7		11 賀屋 興宣	11 荒川 昌二		
8					
9	5 賀屋 興宣	5 山田 竜雄 12 （予算課） 12 山田 竜雄	1 山路 鎮夫 5 入江 昂 12 （決算課） 12 木内 四郎	12 入江 昂	
10		5 入江 昂	6 菅村道太郎	6 木内 四郎	
11	5 広瀬 豊作				
12	5 谷口 恒二	5 氏家 武	5 久保 文蔵	5 氏家 武	
13			5 前田 克己	5 植木庚子郎	
14		5 植木庚子郎	5 湯池謹爾郎	5 前田 克己	
15			9 日下部 滋	9 福田 赳夫	9 前田 克己
16	7 木内 四郎		5 河野 一之	5 日下部 滋	5 中村 建城
17	6 植木庚子郎	6 （第一課） 6 前田 克已	5 窪谷 直光 6 （第二課） 6 河野 一之	6 （第三課） 6 日下部 滋	5 河野 一之 6 （第四課） 6 窪谷 直光
18			8 窪谷 直光	5 窪谷 直光 9 湯池謹爾郎	8 正示啓示郎（心得） 12 正示啓示郎
19		6 湯池謹爾郎		6 渡辺 武	4 阪田 泰二
20	4 中村 建城 21.1	2 河野 一之 21.2	6 阪田 泰二 21.2	3 阪田 泰二 8 正示啓示郎 21.2	3 ※

年次	主税局長
2	大12.4 黒田 英雄 5 藤井 真信
3	
4	7 青木 得三
5	
6	12 中島 鉄平
7	
8	
9	12 石渡荘太郎
10	
11	3 山田 竜雄
12	2 石渡荘太郎
13	6 大矢半次郎
14	
15	12 松隈 秀雄
16	
17	
18	
19	3 田中 豊
20	2 池田 勇人 21.4

（5） 主 税 局

関税課長	国税課，国税第一課及第一課長	臨時土地賃貸価格調査課長*	経理課及第三課長	企画課長	地方税課長
大11.6 中島 鉄平 7 飯田九州雄	大15.11 野津高次郎	大15.11 石渡荘太郎	（昭 9.12. 新設）	（昭 11.6. 新設）	（昭 15.10. 新設）
		4（臨時土地調査課） 4 石渡荘太郎			
	5 石渡荘太郎				
2 谷口 恒二		12 大矢半次郎			
	12 大矢半次郎	12 ※	12 松隈 秀雄		
			5 大矢半次郎 6 安藤 明道		
8 尾関 将玄	3 松隈 秀雄	6（特別調査課新設） 6 竹内 新平		6 尾関 将玄 8 松崎 憲司	
			9 竹内 新平	4 田中 豊	
	6 田中 豊	5 ※	3 田中 豊 4 池田 勇人	4 山田 義見	
2 秋元 順朝		7（家屋賃貸価格調査課新設） 7 伊知地辰夫		5 田中 豊 12 ※	10 伊知地辰夫
	1 深沢 家治 12 池田 勇人		12 平田敬一郎		
		11 ※			6 氏家 保寿
11 阪田 純雄	11（国税第一課新設） 11 池田 勇人	11（国税第二課新設） 11 平田敬一郎	11 戸田 忠鹿		11 ※
11 大庭 次郎			4 池田 勇人 5 渡辺寿久造		
4 石原 次郎	3 平田敬一郎	5 前尾繁三郎			
3 ※	3 （第一課） 3 平田敬一郎 5 前尾繁三郎 21.5	3 （第二課） 3 前尾繁三郎 6 脇坂 実 21.5	2 脇坂 実 3 （第三課） 3 脇坂 実 6 前尾繁三郎 10		

備考： ＊臨時土地賃貸価格調査課，臨時土地調査課，特別調査課，家屋賃貸価格調査課，国税第二課及第二課長。

(6) 理財局および会社部

イ. 理財局

年次	理財局長	国庫課	国債課及預金連用課長	地方債課及預金監理課長	金融課及証券課長	外事課及特殊決済課長	資金調整課長
2	大正13.1 冨田勇太郎	大正13.1 津島寿一 5 青木一男	大正13.2 篠原陸朗	(昭9.12.新設)	(昭12.5.新設)	(昭12.10.新設)	(昭15.11.新設)
3							
4			7 広瀬豊作				
5							
6							
7			1 荒井誠一郎 12 西村淳一郎				
8		5 湯本武雄					
9	2 津島寿一 7 青木一男			12 小原正樹			
10							
11	3 広瀬豊作 5 賀屋興宣		4 小原正樹 8 山路鎮夫	4 日比野 襄			
12	2 関原忠三	5 梅北末初	5 木内四郎	10 高瀬武寧	5 迫水久常	10 山住克己	
13	6 大野竜太		4 高雄時夫				
14	1 相田岩夫			5 高雄時夫 6 阪田純夫		4 櫛田光男	
15	12 竹内新平		5 山田義見 12 塚越虎男	9 山田義見 12 塚越虎男	12 ※		11 舟山正吉
16	11 谷口恒二 12 山住克己	1 吉田洞介				8 迫水久常 11 愛知揆一	7 ※
17	10 谷口恒二 (事務取扱) 11 田中 豊	11 加藤八郎	6 小島宗高 11 ※	6 小島宗高 11 ※	11 (金融課再設) 11 森永貞一郎	10 東条猛猪 11 ※	11 (資金調整課新設) 11 渡辺 武
18		11 松崎健吉	11 (預金運用課新設) 11 雨宮竜吉	11 (預金監理課新設) 11 原 久一郎			
19	3 式村義雄				8 (証券課) 8 森永貞一郎 11 内田常雄	8 (特殊決済課新設) 8 内田常雄 11 西川三次	6 伊原 隆 8 (資金統制課新設) 8 伊原 隆
20	5 ※	5 ※	2 式村義雄 (事務取扱) 3 ※	3 ※	5 ※	3 ※	5 ※

(昭20.5. 金融局へ)

ロ. 会社部

配当給与課長	監査課及経理統制課長	企画課長	部長	総務課長	資金調整課長	経理統制課長
(昭15.11.新設)	(昭15.11.新設)	(昭15.11.新設)	(昭16.8.新設)			
11 伊原 隆	11 宇川春景	11 迫水久常				
7 ※	7 ※	11 ※	7 山住克己 11 田中 豊	7 宇川春景 11 ※	7 舟山正吉 10 加藤八郎 11 ※	7 伊原 隆 10 田中 豊 11 ※
会社部へ				(昭17.11. 理財局へ)		
11 (経理統制課新設) 11 磯野正俊						
5 吉田晴二						
4 渡辺 武 6 伊原 隆 8 ※						

(7) 銀行局

年次	銀行局長	普通銀行課長	特別銀行課長	検査課長	庶民金融課長	調査課長	管理課長
2	松本 脩	加藤栄一郎	1 島田 茂 2 大野竜太	(昭2.5.新設) 5 関場偵次(大久保)	(昭11.10.新設)	(昭12.5.新設)	(昭17.11.新設)
3	1 保倉熊三郎						
4		9 和田正彦					
5	3 大久保偵次			3 佐野正次			
6				12 加藤栄一郎			
7		7 上山英三		7 和田正彦			
8							
9	5 川越丈雄 12 荒井誠一郎		5 原口武夫	7 荒川昌二			
10		9 星野喜代治		4 上山英三			
11	3 和田正彦	4 小宮 陽	3 星野喜代治 11 鈴木慈太郎	11 星野喜代治	10 岸 喜二雄		
12	5 入間野武雄		6 山際正道			5 広瀬経一	
13		6 岸 喜二雄		7 相田岩夫	6 坂口芳久		
14				7 入江 昂		6 舟山正吉	
15	5 松隈秀雄 12 相田岩夫	5 浜田徳海		5 岸 喜二雄		12 吉村成一	
16		10 舟山正吉	8 櫛田光男	12 坂口芳久	12 阪田泰二	5 山際正道 6 加藤八郎 10 舟山正吉	
17	12 山際正道			10 ※			11 伊達宗彰
18	10 ※	10 ※	10 ※		10 ※	10 ※	10 ※

(昭18.11. 銀行保険局へ)

(8) 監理局

年次	監理局長	監理課長	保険課長	戦時保険課長
16	(昭16.12.新設) 12 長谷川公一	12 石田裕次郎	12 槍原 勉	12 木下 忍
17	10 相馬敏夫	11 古木隆三	4 河野通一	9 村岡信勝
18	7 長谷川安次郎 10 ※	4 小栗銀三 10 ※	3 吉村成一 10 ※	10 ※

(昭18.11. 銀行保険局へ)

(9) 預金部，預金部資金局および資金局

イ. 預金部

年次	預金部長	監理課長	運用課長	考査課長
2	大14.4 冨田勇太郎	大14.4 植野 勲 5 金子隆三	大14.4 青木一男 5 植野 勲	(昭10.9.新設)
3				
4		7 原 邦道	2 広瀬豊作 7 金子隆三	
5				
6				
7	11 川越丈雄	1 原口武夫	1 原 邦道	
8		5 山田竜雄		
9	5 荒井誠一郎 12 金子隆三	5 山路鎮夫		
10			6 中村重喜	9 栗原 修
11	8 関原忠三	2 栗原 修	2 山路鎮夫 8 山田鉄之助	2 大竹虎雄
12	2 入間野武雄 5	5	4 栗原 修 5	5

(昭12.5. 預金部資金局へ)

（9） 預金部，預金部資金局および資金局（続き）

ロ．預金部資金局

年次	預金部資金局長	運用部 運用部長	運用部 運用課長	運用部 資金課長	監理部 監理部長	監理部 監理課長	監理部 考査課長
12	（昭12.5新設） 5 広瀬豊作	5 山路鎮夫	5 高雄時夫	5 富樫久吉	5 栗原　修	5 栗原　修（事務取扱）	5 高瀬武寧 10 塚越虎男
13			4 式村義雄 6 今井一男 11 式村義雄（兼務）	6 式村義雄	6 富樫久吉	6 毛里英於菟 12 戸田忠彦	4 戸田忠彦 12 大塚喜一
14 15	7 中村孝次郎		8 大塚喜一 12 式村義雄			5 原久一郎	8 原　久一郎
16	3 広瀬豊作（事務取扱） 7	6 富樫久吉 7	2 原　久一郎 6 長沼弘毅 7	6 原　久一郎 7	6 梅北末初 7	2 伊達宗彰 7	2 伊達宗彰 7

（昭16. 7.　預金部へ）

ハ．預　金　部

年次	長官	総務部 総務部長	総務部 総務課長	総務部 資金課長	総務部 監理課長
16	7 谷口恒二 8 山路鎮夫 12 相田岩夫	7 梅北末初 8 氏家　武 12 式村義雄	7 伊達宗彰	7 長沼弘毅 12 式村義雄（事務取扱）	7 阪田泰二 12 伊達宗彰
17	5 式村義雄（心得） 6 木内四郎 10	10	6 式村義雄（事務取扱） 7 阪田純雄 10	3 村岡信勝 9 阪田純雄 10	6 式村義雄（事務取扱） 7 阪田純雄 10 雨宮竜吉

（昭17. 11.　資金局へ）

預　金　部（続き）

年次	運用部 運用部長	運用部 運用第一課長	運用部 運用第二課長	運用部 考査課長
16	7 富樫久吉 10 木内四郎（事務取扱）	7 原　久一郎 12 富樫久吉	7 篠田孝雄	7 原　久一郎 12 篠田孝雄
17	10	2 松崎健吉 10	10	10

ニ．資　金　局

年次	資金局長	総務課長	運用課長	地方資金課長	監理課長
17	（昭17.11.新設） 11 松田令輔	11 小島宗高	11 松崎健吉	11 近藤直人	11 雨宮竜吉
18	10 ※	10 ※	10 ※	10 ※	10 ※

（10） 銀行保険局および金融局

イ．銀行保険局

年次	銀行保険局長	総務課長	普通銀行課長	特別銀行課長	戦時保険課長	保険課長	庶民金融課長
18	（昭18.11.新設） 11 山際正道	11 伊達宗彰	11 舟山正吉	11 櫛田光雄	11 村岡信勝	11 吉村成一	11 阪田泰二
19	11 迫水久常						4 舟山正吉
20	4 式村義雄 5	3 ※	3（銀行課） 3 西原直廉（心得） 5	3 ※	3 吉村成一 3 ※	5	3 ※

（昭20.5.　金融局新設）

（10） 銀行保険局および金融局（続き）

ロ．金　融　局

年次	局長	国庫課長	預金運用課長	銀行課長	保険証券課長	資金統制課長	次長
20	（昭20.5.新設） 5 式村義雄 10	5 松崎健吉 21.2	5 内田常雄 6 村田信勝 12	5 河野通一 21.2	5 吉村成一 21.2	5 伊原　隆 21.2	5 野田卯一 10

(11) 外国為替管理部，為替局および外資局

イ. 外国為替管理部

年次	外国為替管理部長	総務課長	審査課長
8	(昭8.5.新設) 5 青木一男	5 原口武夫	5 井川忠雄
9	7 和田正彦	5 星野喜代治	
10		9 鈴木愨太郎	
11	3 荒川昌二 11 上山英三	11 松山宗治	4 松山宗治 11 高雄時夫
12	5	5	5
	(昭 12. 5. 為替局へ)		

ロ. 為替局

年次	為替局長	総務課長	外資課長	管理課，第一管理課及輸入第一課長
12	(昭12.5.新設) 5 上山英三 10 中村孝次郎	5 松山宗治 10 野田卯一	5 長谷川安次郎	5 菅村道太郎 7 (第一管理課) 7 菅村道太郎
13				5 (輸入第一課) 5 菅村道太郎 9 原田富一
14				
15	7 原口武夫		5 島本融 12 小島宗高	
16				6 小林末夫 12 川崎初三 (心得)
17	10	2 久保文蔵 10	6 渡辺武 10	4 (管理課) 4 小島宗高 6 渡辺武 10
				(昭 17. 11.

ハ. 外資局

年次	局長
17	(昭17.11.新設) 11 原口武夫
18	11 久保文蔵
19	
20	10 野田卯一 21.1

総務課長	計画課長	為替課長	管理課長	外資課長
11 久保文蔵	11 長沼弘毅	11 東条猛猪	11 松田一隆	
11 伊原隆	11 小栗銀三		11 西川三次	
6 東条猛猪		6 東条猛猪 7 花水英二	11 久保文蔵(事務取扱)	
21.2	21.2	3 ※ 9 井上義海 21.2	1 内藤敏男 2 ※ (3月再設) 3 花水英二 6 東条猛猪 8 井上義海 9	2 内藤敏男 3 ※

第二管理課及輸入第二課長	第三管理課及輸入第三課長	送金課長	輸出課及輸出第一課長	検査課及輸出第二課長
(昭12.7.新設) 7 石井茂樹	(昭13.2.新設)	(昭13.5.新設)	(昭13.5.新設)	(昭13.5.新設)
2 山田義見 5 (輸入第二課) 5 原田富一 9 山田義見	2 石井茂樹 5 (輸入第三課) 5 山田義見	5 石井茂樹	5 稲森実	5 菅村道太郎 7 伴野清
4 新敏雄	4 原田富一			
	12 ※		12 (輸出第一課) 12 稲森実	5 野田卯一 12 (輸出第二課) 12 稲森実
8 高橋忠彦		6 渡辺武	6 松田一隆	1 松田一隆
4 ※		6 長沼弘毅 10	4 ※	4 ※
外資局へ)				

(12) 国民貯蓄奨励局および国民貯蓄局

イ. 国民貯蓄奨励局

年次	長官（次官の兼任）	次長	総務課長	第一課及奨励課長	第二課及組合課長	第三課及企画課長
13	（昭13.4.新設） 4 石渡荘太郎	4 木内四郎	4 山住克己	4 多田喜一	4 坂口芳久 6 島本融	4 塚越虎男
14	1 大野竜太				5 塚越虎男 6 太田誠太郎	
15	7 広瀬豊作	5 栗原修	5 多田喜一	5 多田喜一 12 沼田竜太郎	12 小栗銀三	5 小栗銀三
16	7 谷口恒二	12 氏家武	12 今井一男	12 湯池謹爾郎 12（奨励課） 12 今井一男	12（組合課） 12 小栗銀三	12（企画課） 12 湯池謹爾郎
17	10	10	10	1 中沢武夫 10	10	1 森永貞一郎 10

（昭17.11. 国民貯蓄局へ）

ロ. 国民貯蓄局

年次	局長	次長	総務課長	計画課長	指導課長	組合課，特別施設課及源泉貯蓄課長	職域課長	戦時生活課長
17	（昭17.11.新設） 11氏家武		11今井一男	11林修三	11中沢武夫	11小栗銀三		
18					5 平田文松	3（特別施設課） 3 小栗銀三 4 吉田晴二 5 日下部滋		
19					4 篠田孝雄	4 内田常雄 8 ※	4 日下部滋	4 近藤直人 7 氏家武（事務取扱） 9 照田弘久
20	9 今井一男 21.3	5 今井一男 9	2 日下部滋 21.3 ※	3 内藤敏男 21.3	5 氏家武（事務取扱） 9	3（源泉貯蓄課） 3 照田弘久 21.2	3 ※	3 ※

(三) 大蔵省顧問等氏名

	任命年月日	免職年月日	氏名
(1) 大蔵省顧問（昭和一二・一二・二七―二〇・五・一九）	昭和12. 12. 27	昭和17. 1. 19	郷誠之助
	12. 12. 27	13. 5. 28	池田成彬
	14. 1. 13	20. 5. 19	
	12. 12. 27	20. 5. 19	結城豊太郎
	12. 12. 27	19. 4. 14	児玉謙次
	13. 7. 1	16. 10. 24	賀屋興宣
	19. 12. 14	20. 5. 19	
	14. 1. 13	19. 4. 14	八代則彦
	14. 9. 2	15. 1. 31	石渡荘太郎
	15. 12. 9	19. 2. 23	
	15. 4. 26	17. 9. 19	青木一男
	19. 8. 25	20. 5. 19	
	16. 3. 31	20. 5. 19	大野竜太
	19. 4. 14	20. 5. 19	井坂孝
	19. 4. 14	20. 5. 19	渋沢敬三
	19. 4. 14	20. 5. 19	柏木秀茂
	19. 12. 29	20. 5. 19	星野直樹
	20. 3. 29	20. 5. 19	明石照男
(2) 大蔵省財政顧問（昭和二〇・八・二九―二〇・五・一九）	20. 5. 19	20. 8. 29	明石照男
	〃	〃	有馬頼寧
	〃	〃	賀屋興宣
	〃	〃	津田信吾
	〃	〃	富田勇太郎
(3) 大蔵省顧問（昭和二〇・八・二九―）	29. 8. 29	21. 6. 20	青木一男
	〃	21. 6. 20	明石照男
	〃	21. 6. 20	浅野良三
	〃	21. 6. 20	荒川昌二
	〃	20. 11. 26	井坂孝
	〃	21. 6. 20	石川一郎
	〃	21. 6. 20	石黒忠篤
	〃	21. 6. 20	太田正孝
	〃	21. 6. 20	大野竜太
	〃	20. 9. 28	大賀屋興宣
	〃	21. 6. 20	河上弘一
	〃	20. 10. 16	渋沢敬三
	〃	21. 6. 20	関桂三
	〃	21. 6. 20	種田健蔵
	〃	21. 6. 20	藤山愛一郎
	〃	21. 6. 20	八条隆正
(4) 大蔵省行政委員（昭和二〇・九・二三―二〇・六・一六）	20. 6. 16	20. 9. 22	石橋湛山
	〃	〃	石山賢吉
	〃	〃	由谷義治
	20. 6. 12	〃	渡辺昭

(四) 大蔵省官制定員調

(1) 大蔵省所管職員

官制定員年次別推移

所管		年度	昭和2年	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
イ. 内国税関係 税務監督局・財務局 税務署・税務講習所		総計	7723	7665	7658	7042	6693	6673	6421	6355	6353	6600	8606	8612	9795	10140
		高等官計	219	225	234	234	234	234	231	231	231	231	278	284	287	287
		判任官計	7504	7440	7424	6808	6459	6439	6190	6124	6122	6369	8328	8328	9508	9853
ロ. 税関		総計	1265	1313	1400	1492	1504	1417	1477	1471	1523	1545	1701	2121	2279	2144
		高等官計	65	65	67	69	69	69	67	40	65	65	68	97	103	103
		判任官計	1200	1248	1333	1423	1435	1348	1410	1431	1458	1480	1633	2024	2176	2041
現業関係	ハ. 専売局	総計	2937	3175	3247	3324	3324	4233	4052	4080	4140	4170	4397	4397	4616	4840
		高等官計	154	187	196	200	200	208	200	207	210	210	239	239	248	262
		判任官計	2783	2988	3051	3124	3124	4025	3852	3873	3930	3960	4158	4158	4368	4578
	ニ. 造幣局	総計	49	55	55	68	68	66	64	76	77	78	78	93	139	139
		高等官計	8	10	10	12	12	12	11	11	11	11	11	15	22	22
		判任官計	41	45	45	56	56	54	53	65	66	67	67	78	117	117
	ホ. 印刷局	総計														
		高等官計														
		判任官計														
	以上三局(ハ, ニ, ホ) 合計	総計	2986	3230	3302	3392	3392	4299	4116	4156	4217	4248	4475	4490	4755	4979
		高等官計	162	197	206	212	212	220	211	218	221	221	250	254	270	284
		判任官計	2824	3033	3096	3180	3180	4079	3905	3938	3996	4027	4225	4236	4485	4695
本省および外局(上記を除く)	ヘ. 本省	総計	255	321	321	322	330	314	279	400	400	401	475	685	852	793
		高等官計	45	57	57	57	59	58	54	74	74	74	88	120	147	125
		判任官計	210	264	264	265	271	256	225	326	326	327	387	565	705	668
	ト. 預金部	総計							131	131	145	180	258	358	425	425
		高等官計							7	7	7	7	12	18	18	18
		判任官計							124	124	138	173	246	340	407	407
	チ. 国民貯蓄奨励局	総計													21	21
		高等官計													6	6
		判任官計													15	15
	リ. 営繕管財局	総計	282	282	282	290	290	229	229	229	229	229	229	312	312	307
		高等官計	51	51	51	51	51	50	50	50	50	50	50	57	57	52
		判任官計	231	231	231	239	239	179	179	179	179	179	179	255	255	255
	ヌ. 醸造試験所	総計	12	12	12	12	12	12	10	10	10	10	10	10	10	10
		高等官計	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
		判任官計	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
	以上(ヘ, ト, チ, リ, ヌ) 合計	総計	549	615	615	624	632	555	649	770	784	820	972	1365	1620	1533
		高等官計	101	113	113	113	115	113	15	35	135	135	154	199	232	199
		判任官計	448	502	502	511	517	442	634	735	649	685	818	1166	1388	1334
総計		総計	12523	12823	12975	12550	12221	12944	12663	12752	12877	13213	16588	16588	18449	18819
		高等官計	547	600	620	628	630	636	524	524	652	652	834	834	892	879
		判任官計	11976	12223	12355	11922	11591	12308	12139	12228	12225	12561	15004	15754	17557	17940

備考：1) 毎年4月1日現在の官制定員による。ただし昭和20年に限り5月の官制全改正後の定員。
2) イ. 内国税関係は，「税務監督局官制」「財務局官制」「税務署官制」「税務講習所官制」および「大蔵部内臨時職員設置制」のうち，税関に所属する職員の官制定員合計。
ロ. 税関は，「税関官制」および「大蔵部内臨時職員設置制」のうち，税関に所属する職員の官制定員合計。
ハ. 専売局は，「専売局官制」による官制定員。
ニ. 造幣局は，「造幣局官制」による官制定員。
ホ. 印刷局は，「印刷局官制」による官制定員。
ヘ. 本省は，「各省官制通則」，「大蔵省官制」，「大蔵部内臨時職員設置制」のうち本省所属の職員，「外国為替管理部臨時設置制」，「会社部臨時設置制」，「海外における財務処理の為大蔵省に臨時職員増置の件」による官制定員合計。
ト. 預金部は，「預金部官制」および「預金部資金局官制」による官制定員。
チ. 国民貯蓄奨励局は，「国民貯蓄奨励局官制」による官制定員。
リ. 営繕管財局は，「営繕管財局官制」による官制定員。
ヌ. 醸造試験所は，「醸造試験所官制」による官制定員。
3) 以上の内訳は，(2) 以下 (20) までの諸表にゆずる。

（1） 大蔵省所管職員官制定員年次別推移（続き）

所管		年度	昭和16年	17	18	19	20
イ.内国税関係		総計	11500	12639	11914	12799	13018
税務監督局・財務局		高等官計	328	375	342	510	553
税務署・税務講習所		判任官計	11172	12264	11572	12289	12465
ロ.税関		総計	2411	2147	1407		
		高等官計	108	96	74		
		判任官計	2303	2051	1333		
現業関係	ハ.専売局	総計	4948	4421	3628	3368	3368
		高等官計	262	227	189	202	222
		判任官計	4686	4194	3439	3166	3146
	ニ.造幣局	総計	170	170	144	219	235
		高等官計	27	27	25	37	43
		判任官計	143	143	119	182	192
	ホ.印刷局	総計				463	504
		高等官計				60	64
		判任官計				403	440
	以上三局(ハ,ニ,ホ)合計	総計	5118	4591	3772	4050	4107
		高等官計	289	254	214	299	329
		判任官計	4829	4337	3558	3751	3778
本省および外局(上記を除く)	ヘ.本省	総計	977	1086	1287	1193	1024
		高等官計	163	201	219	222	209
		判任官計	814	885	1068	971	815
	ト.預金部	総計	477	104			
		高等官計	23	18			
		判任官計	454	86			
	チ.国民貯蓄奨励局	総計	26	41			
		高等官計	6	7			
		判任官計	20	34			
	リ.営繕管財局	総計	343	391			
		高等官計	56	60			
		判任官計	287	331			
	ヌ.醸造試験所	総計	16	16	16		
		高等官計	6	6	6		
		判任官計	10	10	10		
	以上(ヘ,ト,チ,リ,ヌ)合計	総計	1697	1638	1303	1193	1024
		高等官計	233	292	225	222	209
		判任官計	1464	1346	1078	971	815
総計		総計	20868	21015	18396	18042	18149
		高等官計	979	1017	855	1031	1091
		判任官計	19889	19998	17541	17011	17058

（2） 大蔵本省（その一） 昭和初年～昭和17年10月末

官名		昭和初年	2・5	3・1	4・4	5・12	6・4	7・7	7・11	8・5
大臣		1	1	1	1	1	1	1	1	1
政務次官	勅任	1	1	1	1	1	1	1	1	1
次官	勅任	1	1	1	1	1	1	1	1	1
参与官	勅任	1	1	1	1	1	1	1	1	1
局長	勅任	4	4	4	4	4	4	4	4	4
秘書官	勅任	1	1	1	1	1	1	1	(外局へ)	
預金部長	専任・奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1
書記官	専任・奏任	11	11	11	11	11	11	11	11	11
事務官	専任・奏任	14	8	8	9	11	11	12	9	8
理事官	専任・奏任									
属	専任・判任	168	152	159	166	172	164	159	139	183
技師	専任・奏任*	1	1	1	1	1	1	1	1	2
技手	専任・判任	10	10	10	11	11	11	12	12	17
銀行検査官	専任・奏任**		18	18	18	18	18	17	17	17
銀行検査官補	専任・判任		54	54	54	54	51	46	46	46
為替管理官	専任・奏任									
為替管理官補	専任・判任									
保険事務官	専任・奏任									
保険事務官補	専任・判任									
総計		214	264	271	280	288	277	268	244	293
高等官計		36	48	48	49	51	51	51	47	47
判任官計		178	216	223	231	237	226	217	197	246

官名		8・10	11・8	12・5	12・9	13・4	14・6	15・9	16・12	17・3	17・11
大臣		1	1	1	1	1	1	1	1	1	（官制改正）
政務次官	勅任	1	1	1	***1	1	1	1	1	1	
次官	勅任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
参与官	勅任	1	1	1	***1	1	1	1	1	1	
局長	勅任	4	4	5	5	5	5	5	6	6	
秘書官	勅任										
預金部長	専任・奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
書記官	専任・奏任	11	11	16	6	16	16	17	19	19	
事務官	専任・奏任	8	9	26	28	29	29	31	36	29	
理事官	専任・奏任	6	6	6	6	6	6	9	10	10	
属	専任・判任	170	172	259	313	343	341	360	386	336	
技師	専任・奏任*	2	2	2	3	5	5	4	9	9	
技手	専任・判任	17	17	18	24	27	25	22	30	23	
銀行検査官	専任・奏任**	17	17	17	17	17	16	16	16	16	
銀行検査官補	専任・判任	46	46	46	46	46	45	43	43	37	
為替管理官	専任・奏任					2	2	2	2	2	
為替管理官補	専任・判任					4	4	4	4	3	
保険事務官	専任・奏任								6	6	
保険事務官補	専任・判任								11	11	
総計		286	289	400	463	505	459	518	583	512	
高等官計		53	54	77	80	85	84	89	109	102	
判任官計		233	235	323	383	420	415	429	474	410	

備考： 本表は「各省官制通則」および「大蔵省官制」によつて作製した。表掲以降，17年11月に官制改正。
* 技師は昭和8年5月からそのうち1人を勅任となし得。
** 銀行検査官はそのうち1人を勅任となし得。また昭和7年7月から14年6月まではそのうち2人を勅任となし得。
*** 政務次官および参与官は昭和12年7月から19年6月まで実質上は欠員であるが，本表は官制定員欄につき人員に加えて算定した。

（2） 大蔵本省（その二） 昭和17年11月～昭和20年末

官名		昭和17年11月	18・11	19・3	20・5	20・11
大臣		1	1	1	1	1
政務次官		1	1	1	1	1
次官		1	1	1	1	1
参与官		1	1	1	1	1
局長		10	7	7	5	5
秘書官		1	1	1	1	1
海外駐劄財務官	専任・勅任	1	1	1	1	1
営繕技監	専任・勅任	1	1	1	1	1
書記官	専任 *	25	25	25	23	23
事務官	専任・奏任	25	25	28	26	24
理事官	専任・奏任	12	12	12	12	11
監督官	専任・奏任	13	13	13	11	11
技師	専任・奏任**	26	29	29	29	13
属	専任 ***	375	360	361	289	289
監督官補	専任・判任	37	37	37	30	30
技手	専任・判任	102	106	106	85	21
総計		632	621	625	517	434
高等官計		118	118	121	113	94
判任官計		514	503	504	404	340

備考：本表は「各省官制通則」および「大蔵省官制」によつて作製した。
* 書記官中１人を独国，伊国又は仏国に駐在せしめ得。
** 技師中２人を勅任となし得。ただし20年11月以降は中１人を勅任となし得。
*** 属中２人を独国，伊国又は仏国に駐在せしめ得。

（3） 外国為替管理部(12年５月 官制廃止)

官名		昭和8年5月	11・7	12・5
部長	勅任	1	1	（廃止）
書記官	専任	2	2	
事務官	専任	4	4	
属	専任	20	30	
総計		27	37	
高等官計		7	7	
判任官計		20	30	

備考：1） 本表は「大蔵省外国為替管理部臨時設置制」によつて作製した。
2） 12年５月外国為替管理部は廃止，為替局設置に伴い，定員は大蔵省官制に編入。

（5） 海外における

官名	
海外駐劄財務官	勅任
書記官	専任・勅任
事務官	専任・勅任
技師	専任・奏任
財務書記	専任・判任
総計	
高等官計	
判任官計	

備考：1） 本表は「海外に於
2） 17年11月上記勅令

（4） 会社部（17年11月 官制廃止）

官名		昭和16年7月	17・11
部長	勅任	1	（廃止）
書記官	専任	3	
事務官	専任	10	
属	専任	59	
技師	専任	2	
技手	専任	4	
会社監査官	専任・奏任	7	
会社監査官補	専任・判任	21	
総計		107	
高等官計		23	
判任官計		84	

備考： 1） 本表は「大蔵省会社部臨時設置制」により作製した。
2） 17年11月会社部は廃止，理財局中に統合されるに伴い，定員は大蔵省官制に編入。

財務処理のための臨時職員（17年11月 官制廃止）

昭和初年	4・4	6・4	13・1	13・5	14・4	15・12	17・11
1	2	1	2	2	3	3	（廃止）
				3	3	3	
3	2	2	3	3	3	2	
				1	1	1	
5	5	4	7	12	12	12	
9	9	7	12	21	22	21	
4	4	3	5	9	10	9	
5	5	4	7	12	12	12	

ける財務処理の為大蔵省に臨時職員増置の件」によつて作製した。
は廃止となり，大蔵省官制中に編入。

(6) 大蔵省本

(その一)

所属	件名	官名		昭和8年5月	11・6	12・5	13・1	13・5	14・5	15・8	16・5	16・7	17・11	18・7	18・11	19・11	20・5
大蔵省	1) 臨時財政経済処理に関する臨時職員	書記官	専任		* 3	2) ～											
		事務官	専任	7	13												
		属	専任	43	73												
		技手	専任		* 1												
	2) 臨時財政経済調査及処理に関する臨時職員	書記官	専任			3	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	3) ～
		事務官	専任			13	13	16	13	16	20	19	14	17	20	17	
		監督官	専任											3	3	3	
		理事官	専任							2	3	3	2	2	2	2	
		技師	専任							1	2	2	2	2	2	2	
		属	専任			76	74	92	89	113	116	114	100	128	129	129	
		監督官補	専任											3	3	3	
		技手	専任			1	1	1	1	6	8	8	7	7	7	7	
	3) 臨時財政経済処理に関する臨時職員	参事官	専任														2
		書記官	専任・勅任														12
		事務官	専任														34
		理事官	専任														5
		監督官	専任														14
		貯蓄奨励官	専任・奏任														5
		技師	専任														4
		属	専任														267
		監督官補	専任														22
		技手	専任														12
		総計		50	90	93	90	111	105	141	152	149	128	166	170	167	377
		高等官計		7	16	16	15	18	15	22	28	27	21	28	31	28	76
		判任官計		43	74	77	75	93	90	119	124	122	107	138	139	139	301

備考：* 昭和11年6月から13年1月まで，書記官中1人属中2人を支那に駐在せしめ得ることとした。

(その二)

所属	件名	官名		昭和2年5月	15・12	17・11	18・11	20・5	20・11
大臣官房	1) 明治大正財政史編纂に関する臨時職員	属	専任	4	2) ～				
大臣官房(総務局*)	2) 財政史編纂に関する臨時職員	属	専任		4	2	(廃止)		
営繕管財局(総務局**)	3) 固有財産に関する臨時職員	理事官	専任			2			
		技師	専任				2		
		属	専任			8	4	(廃止)	
		技手	専任			1	1		
営繕管財局(大臣官房***)	4) 一般会計又は特別会計の支弁に属する建造物の営繕に関する臨時職員	技師	専任			24	19	19	
		属	専任			36	28	24	(廃止)
		技手	専任			121	96	82	
		総計		4	4	194	150	125	
		高等官計		0	0	26	21	19	
		判任官計		4	4	168	129	106	

備考：
* 17年11月 大臣官房から総務局へ移管。
** 18年11月 営繕管財局から総務局へ移管。
*** 18年11月 営繕管財局から大臣官房へ移管。

（そ の 三）

所属	件名	官名		昭和初年	4・4	6・4	8・5	10・4	11・6	12・5	13・5	14・5	15・6	15・12	16・5	17・3	17・11	20・5
主税局	1) 土地賃貸価格調査に関する臨時職員	事務官 主税局事務官 属	専任 専任・奏任 専任	1 1 15	2) へ													
	2) 土地賃貸価格調査及無届異動地整理に関する臨時職員	書記官 主税局事務官 属	専任 専任・奏任 専任		1 4	1 2	1 2	1 2	1 2 17	1 1 15	1 6	1 2	1 2	3) へ				
	3) 無届異動地の整理に関する臨時職員	属	専任											2	2	(廃止)		
	4) 家屋賃貸価格調査に関する臨時職員	事務官 技師 属 技手	専任 専任 専任 専任										2 1 15 2	2 1 15 2	2 1 15 2	2 1 15 2	(廃止)	
	5) 耕地整理地仮賃貸価格の調査に関する臨時職員	属	専任				2	(廃止)										
	6) 臨時利得税に関する臨時職員	属	専任					3	5	5	5	5	5	5	4	4	3	(廃止)
	7) 租税制度の調査に関する臨時職員	事務官 技師 属 技手	専任 専任 専任 専任						2 1 4 3	2 1 4 3	2 1 4 3	2 1 4 3	2 1 4 3	2 1 4 3	2 1 3 3	2 1 3 3	1 1 1 1	(廃止)
	8) 支那事変献納金に関する臨時職員	属	専任									1	1	(廃止)				
		総計 高等官計 判任官計		17 2 15	5 1 4	3 1 2	5 1 4	6 1 5	35 6 29	32 5 27	32 4 18	19 4 15	39 7 32	37 6 31	35 6 29	33 6 27	7 2 5	

（そ の 四）

所属	件名	官名		昭和初年	2・5	4・7	6・4	7・7	11・6	12・9	13・5	14・5	15・11	16・5	17・11	18・11	20・5	20・11
理財局	1) 賠償金特別会計に関する臨時職員	事務官 属 技手	専任 専任 専任	2 4 1	2 9 1	2 13 1	2) へ											
	2) 賠償金に関する臨時職員	事務官 属	専任 専任				2 13	2 12	1 4	1 4	1 4	1 3	1 3	(廃止)				
	3) 家録賞典録処分に関する臨時職員	事務官 属	専任 専任	1 7	1 7	1 7	1 7	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 5	2	(廃止)		
	4) 支那事変行賞公債発行に関する臨時職員 *	属	専任										13	13	8	4	(廃止)	
理財局	5) 産金法の施行に関する臨時職員	事務官 属 技手	専任 専任 専任							1 3	2 5 1	2 5 1	2 17 1	2 16 1	1 18	1 4	1 4	(廃止)
(外資局)**	6) 金資金特別会計に関する臨時職員	事務官 理事官 技師 属 技手	専任 専任 専任 専任 専任							2 6	2 8	2 17	2 23	2 1 1 26 2	2 1 1 15	2 1 1 5	(廃止)	
		総計 高等官計 判任官計		15 3 12	20 3 17	24 3 21	23 3 20	21 3 18	12 2 10	24 5 19	30 6 24	38 6 32	69 6 63	70 7 63	38 5 33	18 5 13	5 1 4	

備考： * 昭和17年11月 支那事変行賞公債を大東亜戦争行賞公債に改称。

** 昭和17年11月に理財局から外資局へ移管。

（そ の 五）

所属	件名	官名		昭和12年11月	14・5	14・11	15・11	15・12	16・5	16・7	17・11	18・11	19・11	20・5
理財局	1) 臨時資金調整法の施行に関する臨時職員	事務官	専任	6	5	5	5	5	4	4) ～				
		技師	専任	1	1	1	1	1	1					
		属	専任	16	15	15	15	15	12					
		技手	専任	2	2	2	2	2	2					
	2) 会社給与臨時措置令に関する臨時職員	属	専任			4	（廃止）							
	3) 会社経理統制令の施行に関する臨時職員	書記官	専任					2	2	4) ～				
		事務官	専任＊					6	6					
		会社監査官	専任・奏任					2	2					
		属	専任					29	29					
		会社監査官補	専任・判任					6	6					
銀行局（銀行局監理局）＊＊	4) 金融機関及証券引受業者に関する臨時資金調整法及会社経理統制令の施行に関する臨時職員	事務官	専任							3	2	5) ～		
		属	専任							9	6			
銀行保険局	5) 金融機関に関する臨時資金調整法及会社経理統制令の施行に関する臨時職員	事務官	専任									2	2	（廃止）
		属	専任									4	4	
理財局	6) 臨時資金調整法及会社経理統制令の施行に関する（他の主管に属するものを除く）臨時職員	書記官	専任								3	2	2	（廃止）
		事務官	専任								7	6	6	
		監督官	専任								5	4	6	
		技師	専任								1	1	1	
		属	専任								53	25	25	
		監督官補	専任								18	8	8	
		技手	専任								3	3	3	
		総計		25	23	27	23	68	64	12	98	55	57	
		高等官計		7	6	6	6	16	15	3	18	15	17	
		判任官計		18	17	21	17	52	49	9	80	40	40	

備考： ＊事務官中１人を勅任となし得。 ＊＊ 昭和17年11月に銀行局所管が銀行局および監理局の所管となつた。

（そ の 六）

所属	件名	官名		昭和16年12月	17・11	18・11	20・5
監理局（銀行保険局）＊	損害保険国営再保険に関する臨時職員	書記官	専任	1	1	1	（廃止）
		事務官	専任	2	2	2	
		保険事務官＊＊	専任	3	1	1	
		技師	専任	1	1	1	
		属	専任	19	17	13	
		保険事務官補＊＊	専任	18	14	11	
		技手	専任	3	3	3	
		総計		47	39	32	
		高等官計		7	5	5	
		判任官計		40	34	27	

備考： ＊昭和18年11月 監理局から銀行保険局所管となる。 ＊＊ 昭和17年11月から保険事務官は監督官，保険事務官補は監督官補と改称された。

（そ の 七）

所属	件名	官名		昭和17年11月	18・11	20・5
国民貯蓄局	国民貯蓄に関する臨時職員	書記官	専任	4	4	（廃止）
		事務官	専任	2	2	
		属	専任	34	64	
		総計		40	70	
		高等官計		6	6	
		判任官計		34	64	

（そ の 八）

所 属	件 名	官 名		昭和12年5月	13・5	14・5	16・5	17・3	17・11	18・3	18・11	20・5
為替局	1) 輸入貨物代金の決済等に関する外国為替管理法に基く命令に関する臨時職員	事務官	専任	3	2) ～							
		属	専任	32								
	2) 外国為替管理に関する臨時職員	書記官	専任		3	3	4	3	3) ～			
		事務官	専任		12	9	* 9	9				
		為替管理官	専任		3	3	* 5	5				
		属	専任		100	98	*120	105				
		為替管理官補	専任		6	6	* 9	9				
外資局	3) 外国為替管理法及敵産管理法の施行に関する臨時職員	書記官	専任						3	3	3	
		事務官	専任						4	4	3	
		監督官	専任						4) ～ 4	4	3	
		属	専任						72	72	32	
		監督官補	専任						7	7	4	
	4) 外国為替管理法敵産管理法及外貨債処理法の施行に関する臨時職員	書記官	専任							3	3	(廃止)
		事務官	専任							4	3	
		監督官	専任							4	3	
		属	専任							72	32	
		監督官補	専任							7	4	
	5) 特殊財産資金特別会計に関する臨時職員	事務官	専任						1	1	1	(廃止)
		監督官	専任						2	2	2	
		属	専任						8	8	8	
	6) 為替交易調整特別会計に関する臨時職員	事務官	専任							2	2	(廃止)
		監督官	専任							1	1	
		技師	専任							1	1	
		属	専任							5	5	
		技手	専任							1	1	
		総計		35	124	119	147	131	101	111	66	
		高等官計		3	18	15	18	17	14	18	16	
		判任官計		32	106	104	129	114	87	93	50	

備考：＊昭和16年5月から17年4月まで事務官および為替管理官中3人を限り，属および為替管理官補中9人を限り支那に駐在せしめ得ることとした。
以上（その一）～（その八）までの八表は，「大蔵部内臨時職員設置制」によつて作製した。

（7） 預 金 部 （預金部資金局）

官 名		昭和7年11月	9・5	10・5	11・7	12・5	12・7	13・7	15・12	16・7	17・11
部長＊	勅任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
理事	専任・勅任					1	1	1	1	2	
書記官	専任・奏任	2	2	2	3	3	4	4	4	5	
事務官	専任・奏任	4	4	4	8	8	11	11	11	7	(廃止)
理事官	専任・奏任								5	2	
技師	専任・奏任					1	1	1	1	1	
属	専任・判任	124	138	173	246	246	338	405	452	84	
技手	専任・判任					2	2	2	2	2	
総計		131	145	180	258	262	358	425	477	104	
高等官計		7	7	7	12	14	18	18	23	18	
判任官計		124	138	173	246	248	340	407	454	86	

備考：1） 本表は「預金部官制」（昭和7年11月から12年5月までおよび昭和16年7月から17年10月まで）および「預金部資金局官制」（昭和12年5月から昭和16年7月まで）によつて作製した。
2） 昭和17年11月官制改正により預金部は廃止となり，内局の資金局へ移管となつた。
＊ 部長は12年5月官制改正と共に局長となり，更に16年7月官制改正により長官と名称を変更した。

（8） 国民貯蓄奨励局

官 名		昭和13年4月	15・11	16・12	17・11
次長	勅任	1	1	1	(廃止)
書記官	専任・奏任	2	2	4	
事務官	専任・奏任	3	3	2	
属	専任・判任	15	20	34	
総計		21	26	41	
高等官計		6	6	7	
判任官計		15	20	34	

備考：1） 本表は「国民貯蓄奨励局官制」によつて作製した。
2） 昭和17年11月官制改正により国民貯蓄奨励局は廃止となり内局の国民貯蓄局に移管となつた。
3） 長官には大蔵次官を充てた。

(9) 営繕管財局

官名		昭和初年	4・6	6・4	12・6	14・7	16・1	16・6
理事	専任・勅任	1	1	1	1	1	1	1
書記官	専任・奏任	4	4	4	3	2	2	2
事務官	専任・奏任	4	4	3	4	4	5	6
技師	専任・奏任	42	42	42	49	45	48	51
属	専任・判任	69	69	57	77	77	90	101
技手	専任・判任	162	170	122	178	178	197	230
総計		282	290	229	312	307	343	391
高等官計		51	51	50	57	52	56	60
判任官計		231	239	179	255	255	287	331

備考：1) 本表は「営繕管財局官制」によつて作製した。
2) 昭和17年11月官制改正により営繕管財局は外局から内局に移管された。
3) 長官には大蔵次官を充てた。

(10) 醸造試験所

17・11
(廃止)

官名		昭和初年	7・7	15・6	18・11
事務官	専任・奏任	1	1	1	(廃止)
技師	専任	4	3	5	
書記	専任・判任	2	2	2	
技手	専任	5	4	8	
総計		12	10	16	
高等官計		5	4	6	
判任官計		7	6	10	

備考：1) 本表は「醸造試験所官制」によつて作製した。
2) 昭和18年11月廃止となり，主税局が事務を引ついだ。
3) 所長には大蔵省高官を充てた。

(11) 税務監督局

官名		昭和初年	2・5	3・7	4・4	6・4	7・7	8・5	12・3	13・4	14・4
局長	奏任	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
税務監督官	専任・奏任	7	7								
書記官	専任・奏任			16	16	16	15	15	15	15	15
事務官	専任・奏任	17	17	17	17	17	17	17	13	13	13
技師	専任・奏任	8	8	8	8	8	7	7	8	11	11
属	専任・判任	383	383	383	383	362	333	321	364	399	416
技手	専任・判任	76	79	79	81	77	71	71	77	77	87
総計		498	501	510	512	487	450	438	484	522	549
高等官計		39	39	48	48	48	46	46	43	46	46
判任官計		459	462	462	464	439	404	392	441	476	503

備考：1) 本表は「税務監督局官制」によつて作製した。
2) 昭和16年7月，税務監督局は廃止となり財務局へ事務を引ついだ。

(12) 財務局

15・4	16・7
7	(廃止)
15	
21	
11	
415	
87	
556	
54	
502	

官名		昭和16・7	17・3	17・11	18・3	18・11	19・3	20・5	20・5
局長	勅任	7	7	7	7	9	9	9	8
部長	専任・奏任							47	47
書記官	専任・奏任	18	18	17	17	19	19	1	1
事務官	専任・奏任	25	35	24	24	27	90	86	86
監督官	専任・奏任							2	2
技師	専任・奏任	11	11	9	16	17	20	11	12
属	専任・判任	949	905	742	750	793	808	901	901
監督官補	専任・判任							7	7
技手	専任・判任	92	95	71	78	82	76	76	76
総計		1102	1071	870	892	947	1022	1140	1140
高等官計		61	71	57	64	72	138	156	156
判任官計		1041	1000	813	828	875	884	984	984

備考：1) 本表は「財務局官制」によつて作製した。
＊ 部長の中1人を勅任となし得。

官名		昭和初年	2・5	3・7	4・5	6・4	7・7	8・8	9・5	12・3	12・6	12・10	13・4	14・4	15・4	15・7
司税官	専任・奏任	180	186	186	186	186	185	185	185	235	241	241	241	241	258	261
司税官補	専任・判任										133	134	134	134	127	127
属	専任・判任	5876	5809	5793	5797	5479	5299	5312	5319	6862	6764	6763	7858	8121	8715	8737
技手	専任・判任	100	100	100	100	94	92	92	92	96	96	96	96	96	96	96
総計		6156	6095	6079	6083	5759	5576	5589	5596	7193	7234	7234	8329	8592	9196	9221
高等官計		180	186	186	186	186	185	185	185	235	241	241	241	241	258	261
判任官計		5976	5909	5893	5897	5573	5391	5404	5411	6958	6993	6993	8088	8351	8938	8960

官名		昭和16年6月	17・3	17・11	18・1	18・3	19・3	20・5
司税官	専任・奏任	268	284	256	256	256	351	366
司税官補	専任・判任	127	127	152	152	152	113	103
属	専任・判任	8052	9288	8321	9291	9895	10549	10544
技手	専任・判任	96	96	87	87	87	87	87
総計		8543	9795	8816	9786	10390	11100	11100
高等官計		268	284	256	256	256	351	366
判任官計		8275	9511	8560	9530	10134	10749	10734

備考：本表は「税務署官制」によつて作製した。

(14)　税務講習所

官名		昭和16年5月	19・3
教授	専任・奏任	3	7
助教授	専任・判任	3	9
書記	専任・判任	2	6
総計		8	22
高等官計		3	7
判任官計		5	15

備考：1)　本表は「税務講習所官制」によつて作製した。
2)　所長には大蔵省高等官を充てた。

所属	件名	官名		昭和初年	4・4	6・4	7・7	8・5	9・5	10・4	11・6	12・5	13・5	14・5	14・11
税務監督局および税務署	1）国有財産に関する臨時職員	属	専任	1775	2675	2525	2405	2405	2405	2405	2405	2375	2375	2485	2485
		技手	専任												
財務局	2）国有財産の整理に関する臨時職員	書記官	専任												
		事務官	専任												
		会社監督官	専任・奏任												
		技師	専任												
		属	専任												
		会社監督官補	専任・判任												
		技手	専任												
税務監督局および税務署	3）東京及横浜に於ける土地区画整理の施行に伴う地租に関する臨時職員	属	専任	17	17	（廃止）									
	4）土地賃貸価格の調査に関する臨時職員	属	専任	870	（廃止）						389	388	388	388	388
	5）無届異動地の整理に関する臨時職員	属	専任		158	84	64	57	57	57	31	（廃止）		13	13
	6）土地台帳その他簿書整理に関する臨時職員	属	専任			86	86	（廃止）							
	7）耕地整理地仮賃貸価格の調査に関する臨時職員	属	専任					26	17	（廃止）					
	8）臨時利得税に関する臨時職員	属	専任							264	264	264	314	320	320
	9）家屋賃貸価格調査に関する臨時職員	属	専任												
		技手	専任												
	10）会社給与臨時措置令に関する臨時職員	属	専任												25
税務監督局および税務署（財務局**）	11）会社経理統制令の施行に関する臨時職員	書記官	専任												
		事務官	専任												
		会社監査官***	専任・奏任												
		技師	専任												
		属	専任												
		会社監査官補***	専任・判任												
		技手	専任												
財務局	12）臨時資金調整法，企業整備資金措置法及会社経理統制令の施行に関する臨時職員	書記官	専任												
		事務官	専任												
		監督官	専任・奏任												
		技師	専任												
		属	専任												
		監督官補	専任・判任												
		技手	専任												
財務局	13）企業整備に伴う租税措置に関する臨時職員	属	専任												
財務局	14）臨時財政経済処理に関する臨時職員	書記官	専任												
		事務官	専任												
		監督官	専任												
		技師	専任												
		属	専任												
		監督官補	専任												
		技手	専任												
財務局・税務署	15）臨時財政経済処理に関する臨時職員	属	専任												
		総計		1069	447	427	395	328	319	566	929	894	944	974	999
		高等官計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		判任官計		1069	447	427	395	328	319	566	929	894	944	974	999

(15) 税務監督局(財務局)および税務署臨時職員(続き)

所属	件名	官名		昭和15・6	15・11	15・12	16・1	16・5	16・7	17・11	18・1	18・7	18・11	19・11	20・5
税務監督局および税務署 *	1) 国有財産に関する臨時職員	属	専任	248	248	248	294	294	(廃止)	23	23	23	23	23	(廃止)
		技手	専任	5	5	5	5	5							
財務局	2) 国有財産の整理に関する臨時職員	書記官	専任						3	(廃止)					
		事務官	専任						8						
		会社監督官	専任・奏任						12						
		技師	専任						4						
		属	専任						390						
		会社監督官補	専任・判任						36						
		技手	専任						4						
税務監督局および税務署	3) 東京及横浜に於ける土地区画整理の施行に伴う地租に関する臨時職員	属	専任												
	4) 土地賃貸価格の調査に関する臨時職員	属	専任	388	388	388	388	388	388	(廃止)					
	5) 無届異動地の整理に関する臨時職員	属	専任	13	13	13	13	13	13	(廃止)					
	6) 土地台帳その他簿書整理に関する臨時職員	属	専任												
	7) 耕地整理地仮賃貸価格の調査に関する臨時職員	属	専任												
	8) 臨時利得税に関する臨時職員	属	専任	320	320	320	320	288	288	211	295	295	295	295	(廃止)
	9) 家屋賃貸価格調査に関する臨時職員	属	専任	463	463	463	463	612	612	(廃止)					
		技手	専任	7	7	7	7	7	7						
	10) 会社給与臨時措置令に関する臨時職員	属	専任	25	(廃止)										
税務監督局および税務署(財務局**)	11) 会社経理統制令の施行に関する臨時職員	書記官	専任			3	3	3	(廃止)	2	2	2	2	12)へ	
		事務官	専任			4	4	4		6	6	6	4		
		会社監査官***	専任・奏任			3	3	3		9	9	9	6		
		技師	専任			3	3	3		2	2	2	2		
		属	専任			207	207	207		258	258	258	207		
		会社監査官補***	専任・判任			9	9	9		27	27	27	21		
		技手	専任			4	4	4		2	2	2	2		
財務局	12) 臨時資金調整法，企業整備資金措置法及会社経理統制令の施行に関する臨時職員	書記官	専任											6	(廃止)
		事務官	専任											4	
		監督官	専任・奏任											6	
		技師	専任											2	
		属	専任											203	
		監督官補	専任・判任											21	
		技手	専任											2	
財務局	13) 企業整備に伴う租税措置に関する臨時職員	属	専任									93	93	93	(廃止)
財務局	14) 臨時財政経済処理に関する臨時職員	書記官	専任												2
		事務官	専任												11
		監督官	専任												9
		技師	専任												2
		属	専任												226
		監督官補	専任												26
		技手	専任												2
財務局・税務署	15) 臨時財政経済処理に関する臨時職員	属	専任												478
		総計		1469	1444	1677	1723	1840	1765	540	624	717	655	655	756
		高等官計		0	0	13	13	13	17	19	19	19	14	18	24
		判任官計		1469	1444	1664	1710	1827	1748	521	605	698	641	637	732

備考：本表は「大蔵部内臨時職員設置制」によつて作製した。 * 昭和17年11月以降は財務局に所属した。 ** 昭和17年11月以降は財務局に所属した。 *** 昭和17年11月以降，会社監査官は監督官に，会社監査官補は監督官補に改称された。

(16) 税　関

官名		昭和初年	2・5	2・12	3・4	3・12	4・4	5・2	5・10	6・4	7・7
税関長	勅任または奏任*	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
書記官	専任・奏任										
事務官	専任・奏任	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8
関税官	専任・奏任	7	7	7	7	7	8	7	7	7	7
鑑査官	専任・奏任	16	16	16	18	18	21	20	20	20	22
輸出品検査官	専任・奏任										
植物検査官	専任・奏任	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
港務官	専任・奏任	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8
医官	専任・奏任	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7
獣医官	専任・奏任	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5
事務官補	専任・判任	285	299	304	314	321	336	344	346	324	324
監視	専任・判任	80	82	84	84	96	115	117	119	112	122
港吏	専任・判任	25	25	25	25	27	27	27	29	27	26
鑑査官補	専任・判任	148	150	153	167	171	181	186	186	174	212
輸出品検査官補	専任・判任										
植物検査官補	専任・判任	22	25	25	25	25	25	25	25	24	23
医官補	専任・判任	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
獣医官補	専任・判任	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16
薬剤手	専任・判任	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
監吏	専任・判任	543	552	560	560	596	619	627	631	592	612
技手	専任・判任	69	69	69	69	69	69	69	71	67	64
総計		1265	1295	1313	1339	1400	1471	1492	1504	1417	1477
高等官計		65	65	65	67	67	67	69	69	69	67
判任官計		1200	1230	1248	1272	1333	1400	1423	1435	1348	1410

(16) 税　関（続き）

官名		昭和18年1月	18・6	18・11
税関長	勅任または奏任*	7	7	（廃止）
書記官	専任・奏任	10	10	
事務官	専任・奏任	19	19	
関税官	専任・奏任			
鑑査官	専任・奏任	19	19	
輸出品検査官	専任・奏任			
植物検査官	専任・奏任	6	6	
港務官	専任・奏任			
医官	専任・奏任			
獣医官	専任・奏任	5	7	
事務官補	専任・判任	957	957	
監視	専任・判任			
港吏	専任・判任			
鑑査官補	専任・判任	186	186	
輸出品検査官補	専任・判任			
植物検査官補	専任・判任	39	39	
医官補	専任・判任			
獣医官補	専任・判任	16	31	
薬剤手	専任・判任			
監吏	専任・判任			
技手	専任・判任	48	48	
総計		1312	1329	
高等官計		66	68	
判任官計		1246	1261	

備考：1）本表は「税関官制」によつて作製した。　2）昭和18年11月，税関は廃止され，事務は海運局が引つがれた。　*税関長は昭和初年から12年5月までは6人中4人が勅任，2人が奏任，昭和12年5月以降は7人中5人が勅任，2人が奏任であつた。

(17) 税　関

件名
1）外国為替管理法の施行及重要美術品等の輸出取締に関する臨時職員
2）重要美術品の輸出取締に関する臨時職員
3）輸入貨物代金の決済等に関する外国為替管理法に基く命令に関する臨時職員
4）昭和12年法律第92号（輸出入品に関する臨時措置に関する法律）の施行に関する臨時職員

備考：1）本表は「大蔵部内臨時職員設置制」によつて作製した。　2）昭和18年11月，税関は廃止となり事務は海運局に引つがれた。
*　昭和16年12月以降，税関官を事務官監吏を事務官補に改める。　**　昭和16年12月以降，事務官を書記官に改める。　***　昭和16年12月以降，関税官を事務官に改める。

関　臨時職員

官名		昭和8年5月	12・5	12・9	12・10	14・5	15・10	16・5	16・12	17・11	18・11
事務官補	専任	10	2）へ								（廃止）
鑑査官補	専任	6									
監吏	専任	24									
監吏*	専任		18	18	18	18	18	16	16	8	
事務官**	専任			2	2	2	2	2	2		
関税官***	専任			1	1	1	1	1	1	1	
鑑査官	専任・奏任			2	2	2	2	2	2	1	
事務官補	専任			30	30	30	30	30	45	23	
監視	専任			10	10	10	10	10			
鑑査官補	専任・判任			20	20	20	20	20	20	10	
監吏	専任			15	15	15	15	5			
関税官***	専任				5	5	7	7	7	4	
鑑査官	専任・奏任				3	3	3	3	3	2	
事務官補	専任				27	25	49	49	75	23	
監視	専任				8	8	18	18			
鑑査官補	専任・判任				14	14	32	32	32	23	
監吏	専任				14	13	16	16			
総計		40	18	98	169	166	223	211	203	95	
高等官計		0	0	5	13	13	15	15	15	8	
判任官計		40	18	93	156	153	208	196	188	87	

(18)　専　売　局

官名		昭和初年	2・7	3・8	4・4	4・7	6・4	7・7	8・5	9・6	9・9	10・7	11・7	11・9	12・3	13・7	14・5	14・7	15・11	16・4	17・3	17・11	18・11	19・3	20・5
長官	勅任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
部長	勅任	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	4				2
理事	勅任	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	9	9	9	7
参事*	専任・奏任	24	24	24	22	22	25	24	24	24	24	24	25	25	26	26	26	26	26	25	22	16	16	16	16
副参事**	専任・奏任	52	56	57	57	58	63	60	60	60	60	60	60	60	66	68	68	70	70	68	62	52	48	66	85
技師	専任・奏任	72	83	86	86	89	88	84	88	88	89	89	90	91	108	115	115	126	126	123	97	80	75	80	80
書記***	専任・判任	1906	1957	1969	1969	1998	2960	2843	2844	2859	2860	2873	2897	2898	2963	3071	3048	3161	3215	3100	2919	2471	2248	2281	2262
技手	専任・判任	877	975	999	999	1043	990	938	958	991	992	1009	1033	1034	1112	1214	1203	1334	1388	1365	1181	905	815	847	847
専売医****	奏任		18	23	23	23	23	23	26	28	28	28	30	30	30	30	30	30	30	30	35	31	30	30	30
	判任		56	52	52	52	44	42	42	49	49	49	54	54	54	54	54	54	54	54	60	34	10	10	10
専売薬剤師*****	判任			31	31	31	31	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	25	22	22	22
専売教務員	判任																				5	4	4	4	4
看護婦長	判任																							2	2
総計		2937	3175	3247	3247	3324	4233	4052	4080	4137	4140	4170	4227	4230	4397	4616	4582	4840	4948	4806	4421	3628	3278	3368	3368
高等官計		154	187	196	196	200	208	200	207	209	210	210	214	215	239	248	248	262	262	258	227	189	202	202	222
判任官計		2783	2988	3051	3051	3124	4025	3852	3873	3828	3930	3960	4013	4015	4158	4368	4334	4578	4686	4548	4194	3439	3166	3166	3146

備考：1)　本表は「専売局官制」によつて作製した。
2)　専売医，専売薬剤師，専売教務員，看護婦長の定員はすべて上記人数以内とする。
*　参事は昭和17年11月から，書記官に改称。
**　副参事は昭和17年11月から事務官に改称。
***　書記は昭和17年11月から属に改称。
****　昭和19年３月，奏任の専売医を医官に，判任の専売医を医官補に改称。
*****　昭和19年３月，専売薬剤師を調剤手とし，昭和22年５月，その中１人を奏任の調剤官とした。

(19)　造　幣　局

官名		昭和初年	2・5	2・7	4・6	6・4	7・7	8・5	9・5	10・5	12・5	12・7	12・9	13・5	14・1	16・1	17・11	18・4	18・11	19・3	20・4
局長	勅任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理事	専任・勅任																			1	1
書記官	専任・奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
事務官	専任・奏任															1	1	1	1	3	4
理事官	専任・奏任										1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
技師	専任・奏任*	6	6	6	8	8	7	7	7	7	7	8	9	11	14	17	15	18	17	20	23
技属	専任・判任	18	19	19	23	21	20	23	23	23	22	22	24	37	37	44	39	61	56	64	68
技手	専任・判任	23	24	24	31	31	31	40	40	40	40	42	50	74	75	93	74	111	101	112	120
造幣医**	奏任			2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	5	5	8	8	8	10
	判任			2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	5	5	3	3	4	2
造幣薬剤師***	判任									1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
総計		49	51	55	68	66	64	76	77	78	79	82	93	133	139	170	144	208	192	219	235
高等官計		8	8	10	12	12	11	11	11	11	13	14	15	18	22	27	25	31	30	37	43
判任官計		41	43	45	56	54	53	65	66	67	66	68	78	115	117	143	119	177	162	182	192

備考：1)　１表は「造幣局官制」によつて作製した。
2)　造幣医，造幣薬剤師の定員はすべて上記人数以内とする。
*　技師中１人を勅任とするを得。
**　昭和19年３月以降，奏任の造幣医は医官に，判任の造幣医は医官補に改称。
***　昭和19年３月以降，造幣薬剤師を調剤手に改称。

(20) 印 刷 局

官	名	昭和18年11月	19・3	20・4
局長	勅任	1	1	1
理事	専任・勅任		1	1
技監	専任・勅任		1	1
書記官	専任・奏任	3	3	3
事務官	専任・奏任		8	9
理事官	専任・奏任	6		
技師	専任・奏任*	25	29	31
属	専任・判任	129	152	164
技手	専任・判任	181	222	248
印刷医**	奏任	16	17	17
	判任	14	15	15
調剤官	専任・奏任			1
印刷薬剤師 ***	判任	8	9	8
印刷教務員	判任		5	5
総計		383	463	504
高等官計		51	60	64
判任官計		332	403	440

備考：1) 本表は「印刷局官制」によつて作製した。
2) 昭和18年10月以前，印刷局は内閣所管であつたためここでは触れない。
* 技師中1人を勅任となし得。
** 昭和19年3月に奏任の印刷医は医官に，判任の印刷医は医官補に改称した。
*** 昭和19年3月印刷薬剤師は調剤手に改称され，昭和20年4月に調剤官補となつた。その時別に奏任の調剤官を設けた。

(五) 中央官衙行政機構（財務行政に関係あるもの）

(1) 内　　閣

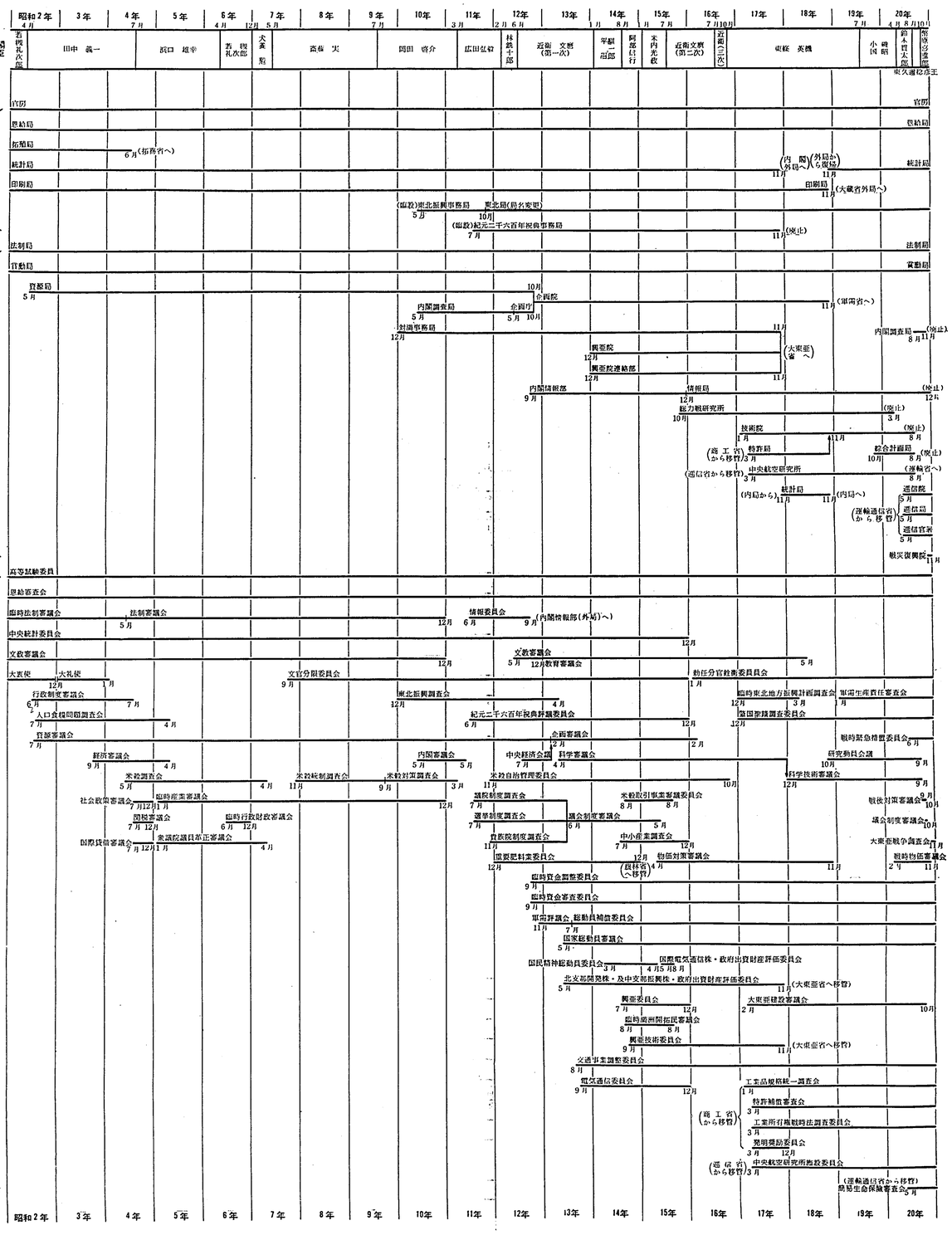

(2) 大　蔵　省

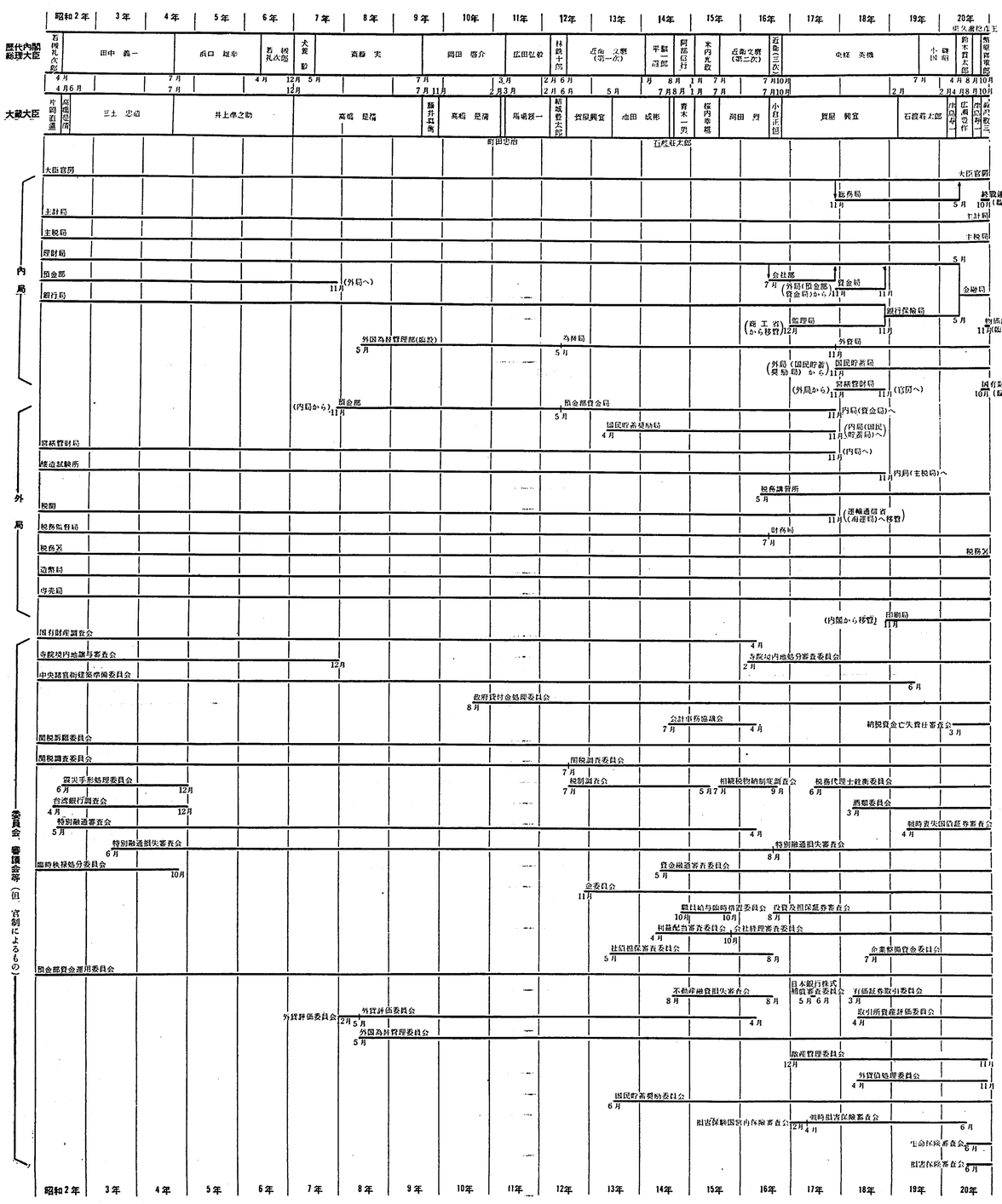

昭和財政史

太字……既刊
※印……次回配本

第一巻 総説　法政大学総長 大内兵衛
第二巻 財政機関　大蔵省大臣官房調査課 大蔵事務官 山村勝郎
第三巻 歳計　大蔵省大臣官房調査課 大蔵事務官 西村紀三郎
第四巻 臨時軍事費　法政大学教授 宇佐美誠次郎
第五巻 租税　立教大学教授 藤田武夫
第六巻 国債　山梨大学助教授 藤崎憲二
第七巻 専売・国営企業　大蔵省大臣官房調査課 財政史編集室員 川上秀正
第八巻 国有財産・営繕　山梨大学助教授 藤崎憲二
※第九巻 通貨・物価　教育大学教授 大島清
第十巻 金融（上）　教育大学教授 大島清
第十一巻 金融（下）　法政大学教授 宇佐美誠次郎
第十二巻 預金部資金　法政大学総長 大内兵衛
第十三巻 国家投資　立教大学教授 藤田武夫
第十三巻 国際金融・貿易　教育大学教授 大島清
第十四巻 地方財政　立教大学教授 藤田武夫
第十五巻 旧外地財政
朝鮮　元朝鮮総督府財務局長 水田直昌
台湾　元台湾総督府財務局長 嶺田丘造
樺太　元樺太庁長官 棟居俊一
南洋　元南洋庁長官 北島謙次郎

監修者のことば

大内兵衛
青木得三

この『昭和財政史』は昭和初年から終戦の昭和二十年に至る期間の財政、すなわち明治、大正の時代において創設育成せられ一応原形をととのえていた財政が、太平洋戦争によって崩壊するに至るまでの財政の歴史である。くわしくいえば、これは、財政機関、会計制度、歳計、臨時軍事費、租税、国債、借入金、専売・国営企業、国有財産・営繕、通貨・物価、金融、預金部資金・国家投資、国際金融・貿易、地方財政および旧外地財政等財政の諸部門についておのおのその沿革、発展の経過を述べ、かつまた、それを系統的に総合しようとしたものである。その記述は大蔵省所属の根本資料によっている。この点がこの財政史の最大の特色である。全部は十五巻より成る。成稿にしたがって順次刊行する予定である。

終戦後まもなく大蔵省部内に昭和財政史編集の議がおこり、たまたま、われわれは、その事業の委嘱をうけた。考えて見れば、明治初年以降同三十五年までの財政事歴については、大蔵省事務関係者の手になる『明治財政史』（全十五巻）がある。また、それ以後大正末年までの財政事蹟については、大蔵省が編集のスタッフをもって編集した『明治大正財政史』（全二十巻）がある。それぞれ官庁歴史の尤であることは人の知るところである。われわれのこの『昭和財政史』は、右二つの伝統をつぐものである。

この意味で、この『昭和財政史』は、前の二つの『財政史』と合せて、維新以後八十年間の国運消長の過程を財政の面から語るであろう。これが大蔵省当局者のわれわれに対する希望であった。われわれもまた、もちろんこの意図を尊重した。しかし昭和以来の財政は、国の政治と国民経済の推移とに関して、それ以前の財政に比しては一層重要な関係をもち、またこの期間においては、日本の運命は、有史以来未曾有に悲劇的なものとして終った。そこで、この期間の財政史の編集、記述もまた前二史における方針とは同一ではありえず、当然に、とくに右の二つの特色を示すために多くの注意を払った。それは、従来のいわゆる官庁的事務記録の域を脱して、いわゆる「歴史の問題」のためにも役だつものとなったと思う。いいかえれば、これは官庁の資料に基づいて作った財政史ではあるが、一般の人人にも親しまれうる財政史であることを願って編集をし、そういう野心をいだいて記述の筆をとった。

昭和三十一年三月二十日　発行

昭和財政史　第二巻　財政機関

定価　一、四〇〇円

編　者　大蔵省昭和財政史編集室
東京都中央区日本橋本石町三丁目二

発行者兼印刷者　宮　川　三　郎
東京都品川区上大崎長者丸二八四

印刷所　東洋経済新報社印刷工場
東京都中央区日本橋本石町三丁目二

発行所　東洋経済新報社
電話日本橋(24)代表四一一一
振替口座東京六五一八

落丁・乱丁本はお取替えいたします
Printed in Japan